

# 加賀藩史料

第八編

自寶曆八年
至安永參年



# 加賀藩史料第八編

## 寶暦八年

正月朔日。前田重教金澤城に於いて諸士の拜賀を受く。

〔政隣記〕

元日、六時前御熨斗目・御半袴被爲召、御居間に而大服御茶蓬萊御服紗、雜煮・御土器引替上之。長柄之御銚子御加、御肴相濟、段々引之。二汁五菜之御料理、御本膳与御土器引替、御膳被召上、御吸物・御銚子・御肴迄上之。御給仕配膳役兩人に而勤之。

一、御表宜旨月番より言上、五時前御直垂等被爲召。御奥書院上段に御着座、御太刀持役、配膳勤候御表小將兩人素袍着用勤之。御家老役兩人布衣着用候而、御緣頰御右之方伺公、御奏者番素袍着用御用太刀持出、御閾之内三疊目に置之。諸大夫之面々、蔦之間御廊下より大紋等着用列之通罷出。御閾之内一疊目に而御禮申上。御奏者番者御閾之御左之方御杉戸際に扣、披露之。御熨斗頂戴之、御意有之。御家老役御取合言上。相濟被爲入、御長袴に被召替、於御居間書院喜六郎殿長袴に而御禮被仰上、御熨斗出御頂戴。右相濟御小書院に御着座、主水・九郎左

光巖前は今三構に作る

衞門・豊次郎・靱負、幷御家老役・若年寄迄御禮被爲請、相濟、御居間書院三之間御着座、鶴之庖丁御覽、奥山條左衞門勤之。夫より於御大廣間、人持・諸頭御禮段々被爲請。但喜六郎殿御太刀披露若年寄勤之。御右之方に御着座、其所に而御熨斗三方御表小將持出上之。諸大夫中裝束に而御禮之御作法等者、前記元文五年之元日、寛保二年之元日之所に委書、互見可考知、依而于玆大概を記す。

一、年寄中・御家老中等、御雜煮・御吸物・御酒・御肴被下之。御作法如御前例。

一、庖丁之鶴御取分、實成院樣等ゟ被進之。喜六郎殿ゟ者於御溜鶴御吸物・御料理も被進之。

一、鶴御吸物、年寄中・御家老中等幷御近習頭・御用人・御臺所奉行迄被下之。但前々者、御近習は平士ゟも被下候得共、今年不被下之。

一、平士之分於御大廣間等一統御禮被爲請候儀、御前例之通。

一、八時比實成院樣・善良院樣ゟ爲御禮、（二御丸・金谷也。）兩御廣式ゟ被爲入、干鯛一箱宛御持參。操姫樣ゟ者以御使者被進之。喜六郎殿ゟ者翌二日以御使者被進之。

## 正月十七日。大銀奉行國澤權左衞門江戸に於いて出奔す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十七日、御小將組二百石國澤權左衞門（大銀奉行也。屋敷は光巖前。）儀、廣德寺ゟ參詣仕候由に而罷

出、其日不罷歸。九時召連候家來罷越、權左衞門儀途中に而茶屋ゟ立寄、相待居申候得共不罷出候に付、相尋候得共行衞相知不申。依而先罷歸候段及斷、逐電に相極候。右權左衞門儀、小屋住居不相應に華靡に相見ゟ、其上仲間中ゟ口入物等過分之体に候。然所御土藏之金子、何とやらん不足有之樣にも被存、同役本保十郎左衞門、十六日伯父林源太左衞門小屋ゟ罷越及示談候に付、源太左衞門申候は、其儀延引難仕儀、早速頭中ゟ相談可然旨に而、則御小將番頭及示談候。翌十七日晝八時頃、右權左衞門熨斗目上下着用御土藏ゟ罷出、御國より御用申來候由に而、番人足輕・小遣申渡、御土藏之內へ入、戶前之封致火中、烟草火取來候樣に与足輕申付、立退候跡に御金箱開き、手早に仕廻候所へたばこ火持參に付、御用相濟候段申入、御土藏相仕廻、頭中ゟ廣德寺拜參之趣申達致御門外、昌平橋邊に而家來へ、少々用事も有之罷越候所有之、暫相待居可申旨申入、自分は辻駕籠に乘罷越候。七つ過迄相待居候得共相見ゟ不申、其內駕籠舁罷歸候に付相尋候得ば、境町俵屋七郎兵衞与申茶屋ゟ舁入候旨に付、則若黨其所へ參り相尋候所、權左衞門罷出候に付、遲刻相成旨申候得ば、今日之儀は遲く相成候而も不苦、最前之所に相待居可申との事に候。依而又々立戾り居候所、最早初夜にも相成、又境町へ參り相尋候處、先刻罷歸申由申聞。途中行違にも成申哉与、最前の所に待候得共見ゟ不申、彼是及夜半、無是非御屋敷御門迄立歸、委曲及斷候に付、右家來之分は、權左衞門

妹婿寺西勝左衛門小屋へ其夜は預置候由。權左衛門、其日御土藏之金子小判百兩一歩六十切盜取、懷中いたし罷出候旨。都合紛失之金子九百五十兩計之由。右權左衛門より金子借用之人六人有之由。何茂三十兩程充借用之由。

〔政隣記〕

一、今年正月十七日八時前、於江戶御大小將大がね奉行國澤權左衛門下谷廣德寺へ爲拜禮罷出候處、夜中迄不罷歸、供召連候家來共夜半に罷歸候に付、御小將頭進士源兵衛御小屋に呼寄樣子尋候所、權左衛門出奔之躰。依之當分大がね奉行齋藤源太夫・渡邊安兵衛に申渡候。右之趣金澤に者二月朔日相知れ、同月六日於公事場權左衛門實母手前御尋之上、牢揚屋へ被入置。舍弟幸次郎同斷一類に御預、妹聟寺西勝左衛門於江戶表指扣被仰付。

正月二十日。大聖寺藩の海岸に異國の橋梁漂着したることを幕府に屆出づ。

〔御年譜〕

一、正月二十日、大正寺御領に夷國之橋六十間計有之を海に打寄事に付、公儀へ御屆有之候事。

正月廿七日。橫山山城守先に叙爵せられしを以て口宣受領の使者を金澤

橋梁漂着のことは寶曆七年是歲の條參照

横山山城守敍爵のことは寶暦七年十二月廿六日の條に在り

より發せしむ。

〔政隣記〕

正月二十三日從江戸之國飛脚來着。去十一日御用番御宅に閙番被召呼、口宣御奉書御渡に付上之、則到來御覽候處、山城守初に拜見可被仰付段被仰出。前田兵庫其旨月番に申述、御奉書拜見、御禮被申上返呈有之。土佐守は今日登城不仕に付、寫拜見可爲仕旨被申上。

御奉書御文段、駿河守等敍爵之節与同斷。但京都御所司代は此度松平右京大夫殿也。

右御奉書京都に持參之御使御大小將石黑宇兵衞、同廿七日金澤發足、二月二十日金澤歸着、口宣并松平右京大夫殿御返札、御用番に相達上之。

二月朔日。江戸・京・大阪に勤務する諸士の交替すべき期限を示す。

〔典制彙纂〕

江戸・京・大坂詰人交代之儀、近年之通一年半相詰候者は、當春交代之筈に候。去春より相詰候者當秋交代之之筈に候條、可被得其意候。右之趣組・支配有之人々に者、其支配にも申渡候樣可被申聞候事。

右二月朔日定番頭に渡之。

二月三日。大聖寺藩の政情を視察せしむる爲加賀藩より使者を派遣す。

〔泰雲公御年譜〕

一、去冬以來、大聖寺備後守樣御家老幷御用人等、當春へ懸三度罷越候。其趣は備後守樣近年御政務不正、御家中之諸士御暇奉願候に付、右言上之ため罷越候由。就夫從此方樣爲御下知、小堀牛右衞門・青木與右衞門御用之趣被仰渡、近日發足可仕旨。

一、二月三日小堀牛右衞門・青木與右衞門、今日大聖寺へ出足。

一、二月四日大聖寺備後守へ被爲附御横目御小將組本保平太夫被仰付。

一、二月八日大聖寺へ被遣候小堀牛右衞門・青木與右衞門御使相勤罷歸候。

一、二月十八日大聖寺御横目本保平太夫發足。

二月十三日。人持組織田大炊米切手を二重賣したるを以て役儀を除き遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月十三日、人持組公事場奉行織田大炊、役儀御差除遠慮被仰付。右は二重賣米切手多有之、其上座敷賣拂候而代銀請取、書院取崩候儀致延引候樣申渡候に付、買主町奉行へ相斷、

備後守は前田利道

町奉行より及言上候に付、役儀不相應之旨被仰渡遠慮之旨。

二月十三日。火事裝束を華美ならしめざるべきことを警告す。

〔政隣記〕

二月十三日從御家老中左之覺書被渡之。

此間被御覽候得者、惣而火事裝束華美に候。御步等之者共胸懸にも色々模樣を致し候。向後無地に爲致可申候。然共小く紋など付候儀各別に候。御步以上も隨分麁相に爲致可申候。急に候而者人々指支可申候間、寄々相改可申候。

一、御供御給事等之裝束も、去年御發駕前被仰出候得共、いまだ宜有之候。彌麁服を用候樣可申渡候。畢竟勝手不仕抹に而は、交代之節別而支可申候。頭々指引等閑に無之樣可相心得候。

右之通被仰出候條、被得其意、組・支配之面々に可被申渡候。組等之内裁許有之人々にも、不相洩樣可被申渡候事。

二月

二月十四日。諸士の役銀・出銀の上納期を延ぶべきことを議し、次いで之を決す。

御家中之人々、當春上納之役・出銀之儀、以之外指支候躰に相聞候。指上得不申人々は交名書記、御用番ゟ相達、指圖次第相心得可申哉などゝ申出候時、指圖之趣も六ヶ敷御座候。右之趣に付出銀者銀高少く、夫銀も取請候時節故、此分は上納爲仕、役銀は銀高多事に候間、役銀之分當七月迄御用捨に而も可有御座哉とも迄僉議見申候得共、左候而者御番所相勤候者は一方御用捨故潤色も有之候へども、役儀相勤候もの者、出銀迄上納仕儀故潤色之道無御座候。右兩樣に而上納惣高百七十貫目計之事に御座候。所詮者先例も有之儀候間、兩樣共當七月迄御用捨被成候。尤上納仕度人々者勝手次第差上可申候。七月者十日切取立上納仕候樣に申渡可然与迄僉議申候。左候はゞ今般儉約之儀一統被仰渡候間、其砌申渡可宜与奉存候。當時御勝手御難澁至極之儀、其上御軍役ゟも懸り候所之儀に候へ者、御用捨之御沙汰無御座樣に仕度奉存候へども、若頭々より申上候上御用捨被成候而者、意味も不宜候故、右之通僉議仕候。私共儀者尤上納仕候筈に示談仕候、以上。

二月十四日　主水　初九八

右以縫殿右衞門上之候處、伺之通被仰出。

二月十八日。前田重教その生母實成院等を招き能を演ず。

〔泰雲公御年譜〕

二月十八日操姫様・實成院様二之御丸へ御招請、爲御馳走御能有之、朝五つ時御登城。御番組。

弓八幡 御　田村 新兵衛　羽衣 御　鵜飼 御　祝言 養老 新兵衛

〔政隣記〕

二月二十日。大聖寺城下に火災あり。

二月廿二日、大聖寺一昨二十日夜四時比より出火、町筋二百軒計燒失、明ヶ六時鎭火、御館・侍屋敷無別條旨、同所ゟ被遣置候御附横目大小將組本保平太夫より言上。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十日夜四時大聖寺御城下火事、翌日四時迄に鎭火。はたご町百六十七軒類燒有之由。

二月廿二日。諸士に儉約の勵行を諭す。

〔典制彙纂〕

御家中之面々困窮に付御救被成度思召候得共、御勝手御難澁至極之上、近年打續御領國作毛不熟、別而去年者不作、莫大之御損毛有之段者、各々も粗被存候通に候。依之當年大坂爲御

登米微少に而、御借銀手返も難成に付、御當用かり銀も相調不申候故、江戸表御仕送者勿論、當秋御參勤御入用必至与指閊候段、彼地より申來候付、種々遂僉議候へども、可被成手段も無之致當惑候族故、何分困窮候而も御救可被成樣も無之候。右之趣に付、諸事願之品有之候而も無是非難承届御時節に候。如此之趣に候間、御家中之人々内外嚴重に遂儉約、人馬とも成限致減少、音信・贈答・參會之儀も當分指止、尤着類等も麁品を用、妻子家來者猶以之儀、外出之節高知たり共人少に召連、子弟者右に准彌輕召連、所詮如何樣共いたし勝手取續、御奉公可相勤儀肝要に候。他國御使江戸表等江爲詰人罷越候節召連候從者減少、婚禮・家作等輕相整候儀、時々頭々可有示談候。此等之趣者大綱に而、年若成人々者文武之稽古無怠慢、亂舞・遊興之族者急度相愼候樣可被申談候事。

右者拙者共迄御內意之趣も有之如此候。一統相招可申談儀に候へども、態与其儀無之候條、同役中傳達、組・支配之人々江得与可被申含候、以上。

戊寅二月二十二日

別紙之趣被得其意、人馬減少等之儀に付而各僉議之品も有之候はゞ、相組中被遂熟談、其趣可被申聞候。此段は爲心得申達候事。

〔典制彙纂〕

御家中之人々内外嚴重に遂儉約、勝手取續御奉公可相勤段、拙者共迄御内意之趣、今般一統申談候通に候。就夫人馬減少等之儀に付而、右僉議之品有之候はゞ、同役中ゟ遂熟談、其趣可被申聞候、可及示談旨各迄申談置候。一季居奉公人男女、人數多致減少候人々茂有之様致沙汰候。一度に人數多相減、致流浪候者有之候而は、御爲に不宜儀に候條、減候儀其心得も可有之事に候。且又奉公人男女給銀之儀、前々相觸候趣を以召置候樣相心得可然候。此段各爲心得申達候事。

三　月

別紙之趣拙者共遂僉議、定番頭初頭々ゟ相渡、組々申談候樣申入候。依而拙者共組ゟも申觸候。依而別紙御渡候。

右五日に御城に而駿河守殿被仰候。

三月五日。大聖寺侯前田利道夫人逝去の報金澤に達す。

〔泰雲公御年譜〕

二月二十六日於江戸表、大正持備後守樣御奥方樣御疱瘡御煩被遊御卒去。

三月五日備後守樣奥方樣御卒去之儀申來、普請は今日一日、鳴物等は七日迄遠慮之旨。出雲守樣御妹子樣之由。

三月六日。御馬廻組富永惣兵衛の嫡子勝左衛門他家の小者を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月六日七つ半時過、御馬廻組富永惣兵衛嫡子勝左衛門、長家の前青山將監屋敷之間にて、年齢五十有餘之小者之体之者に時刻相尋候所、此者聾に而聞え不申哉、返答不致行過候に付、嚴敷相尋候へば、此者何卒過言之仕形有之、即座切殺申候。此者は竹田金右衛門留守居小者之由。

三月八日。鳳至郡輪島町に火災あり。

〔變異記〕

三月八日晝八つ時、能州輪嶋之鳳至町家百八十五軒燒。此日甚大風故、大橋之爪迄一時半程に燒失。

三月十三日。前大銀奉行佐久間三郎太夫・郡勝左衛門・本保十郎左衛門の罪狀を吟味す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十三日、今般本保十郎左衛門、同役國澤權左衛門儀に付、江戸表より被召寄、御小

國澤權左衛門のことは本年正月十七日參照

將頭神保縫殿右衛門宅にて、御番頭佐々木兵庫立合に而吟味被仰付候所、申演候趣共之內、大銀奉行國澤・木保、先役郡勝左衛門・佐久間三郎太夫相勤候砌、江戸御屋敷へ致出入候繭師竹や長四郎与申者、身代潰申候而家職も難相勤段勝左衛門へ申聞に付、不便之次第に候、金子何程計有之候はゞ家職可取續哉与相尋候所、五拾兩有之候へば可取續旨。然ば五拾兩可借渡候間、家職取續候樣可仕由に而、佐久間へ此段申合、御土藏之金子五拾兩取出貸渡候。其以後致返濟候哉、御金は入置候而相違無之候。御金自由いたし候趣に而、今度十郎左衛門口上之趣に付、郡勝左衛門は先達而致遠慮罷有候に付、頭罷越相尋候所申譯無之、同役佐久間も差扣候樣被仰渡候。

## 三月廿一日。大阪に於て勾引されたる者の調査を命ず。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十一日觸狀之趣。中山喜右衛門せがれ乙吉、右之者十五歲に罷成候。去年春頃伊勢參宮いたし候處、かどはされ大坂近在致奉公有之候處、かどはし候者御吟味之筋に而御尋有之候。右喜右衛門儀こなた御家中之由に候所、無相違候哉否之儀、當月中早速申達候樣大坂表於御番所被仰渡候由、彼地詰人嶋田十郎左衛門等より申越候條、喜右衛門儀御家中幷又家中等有之、右族之者候はゞ、其段早速可被申聞候段、御用番駿河守殿より頭々申渡候樣御觸有

崎田九左衛門は加賀藩士

之候。右乙吉と申者親中山喜右衛門儀粗相知候趣、喜右衛門に而は無之、中山喜左衛門与申者河野靱負方に致奉公罷有候。此者之せがれ乙吉、去々年之春十三歳にて披参仕候内、右喜左衛門は去年致病死候。但乙吉實子に而は無之、養子に而、幼少より貰置、喜左衛門死後養母も尼に成道心暮にて罷有候。此者にて可有之由に候。

## 三月廿五日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。

〔政隣記〕

三月二十五日、備後守様就御參府、昨夜此表御止宿に付、御使御近習御先手水越八郎左衛門被遣之。今日御登城、芙蓉之御間ゟ御溜、御先立御奏者番、御家老を召候に付前田兵部罷出候處、御口上被仰述、其後於御居間書院に御對顏、（御前御熨斗目御半袴。）御熨斗三方出之。御前御入、御料理上之、御相伴駿河守、御引菜御盃事被遊、夫々相濟御退出。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十四日、備後守様御參勤に付、今七時金澤ゟ御着御止宿。同二十五日御登城、四時也。中將様御不例被爲在由に而、兩度御出被遊、御對顏、御料理被進。御引菜并御盃事は、爲御名代喜六郎殿に而相濟。九時御下城、御立歸御禮被仰上。追付御立、石動御泊被遊候旨。右御道中御歩横目崎田九左衛門、御晝・御泊共に同宿、隱御目付之趣に而罷越候由。

是月は小盡なり

三月晦日。石川郡本吉に火災あり。

〔政隣記〕

四月朔日、夜前五時比本吉出火、及大火、惣家數八百軒餘外に至而小家六十軒計有、此分者殘。之處大形不殘燒失。御收納藏・籾納藏六筋燒失、御米新古五百八十俵計、御鹽三十俵計取出。人馬違變無之躰に候得共、海邊等ゟ立退候故急に難知候。火矢方道具入御土藏ゟ預り置候處、不殘燒失之由右所奉行小谷兵左衞門より御算用場奉行ゟ申來。

〔變異記〕

一、三月廿九日夜六時より加州本吉火事、家數千餘有之所皆燒、乞食躰之家廿軒計殘。町土藏數多燒、御米藏・鹽藏不殘燒、有米高三千石餘と云。奉行小谷兵左衞門役屋敷無難、一向宗得生寺一軒燒、眞言宗世尊院本堂無難、宮は燒失。翌朝へ懸土藏共燒るに付、翌朔日朝五つ時迄燒ると金澤へは見ゆる。觀音能見物もざわぐ歟。

本文は三月の中に記さる

三月。小立野如來寺に於いて自殺を謀りたる旅僧逮捕せらる。

〔泰雲公御年譜〕

此間小立野如來寺へ旅僧壹人罷越、かくまひ吳候樣申候付、出家罷出、何方より被罷越候哉、此寺は餘寺と違ひ、僧徒の出入も官へ相達申に付、いか樣成譯に候哉与役僧相尋候處、捕僧

爲指儀は無之候得ども、若追手之者可罷越も難計、夫故如斯御賴申上候。手前元來奥州之者に而、用事有之致上京候處、越前路にて不圖こむ僧与同宿いたし、夫より連に相成候。然處彼こむ僧申聞候は、其許は旅費之貯も有之樣相見え候。此間之途中何とやら無用心に候。獨旅は無覺束由申に付、さらば如何仕然哉預御指圖度段申候處、彼者申候は、若公家衆之中に御向寄も無之哉、左樣之公家衆之名を會符に被調候はゞ、途中氣遣無之段申に付、幸向寄も有之、公家衆之内名字失念誰殿と申會符を拵、こむ僧と別候後は右會符を立、江州ゟ罷越候處、近江路にて少々子細有之、右會符を相咎追返候に付、罷通候哉儀難仕、立返申候。追手之者も罷越候樣承候間、偏にかくまひ給り候樣に相賴、わた入之襟をとき金子三兩取出、役僧に相渡、是を相贈候間飯料に被致かくまひ給候樣申に付、役僧答へには、右申候通私にかくまひ申儀は成不申、其上此金子も難請取置申候。此出家顏色不尋常、且九寸五分を腰に差候故、甚難心得樣子に付、寺社奉行大晉十左衞門へ申達候處、盜賊改方奉行所へ可申遣由にて、土方孫三郎方へ及案內候所、捕手之足輕兩人差越、此足輕ども態与無刀にて町人躰に成、樣子承所、右出家申は、御手前方は御役人衆与見請申候。然ば不穩便儀、此上は不及是非段申入、腰之相口を拔き舌を切申に付、足輕共即もぎ取、町會所之牢へ入置、外科有澤了長に申談手疵致療治候由。

四月七日、前田重教金澤城内を巡視す。

〔政隣記〕

四月七日、御常服に而御出、御城中御巡見。八日同斷。御先立等本多遠江守・前田駿河守被勤之。御歸、右兩人ゑ御意有之。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月七日中將樣御城中御順見之所々。二之丸奥御式臺より御出。

二之丸埋御門　御本丸附段新御門　鶴之丸　東之丸附段御門　同所唐御門　長御櫓　中御櫓　巽御櫓　四枚戸　八枚戸　鏑御櫓　中御櫓　柵御門　御本丸　三階御櫓　坤御門埓口　御殿之内　乾御櫓　鐵御門　薪丸坂之上御櫓　薪丸埓口　高石垣之下　車橋御見通　水之手明番所　水之手御門　鶴之丸中御櫓　三之丸南御門　石川御門脇御櫓　三之御丸御番所　脇埓口　河北御門續御櫓　四十間御長屋續御櫓　裏口御門御見通　土橋御門御見通　御廣式切手御門　御數寄屋唐御門　松坂御門　奥御式臺より御入。

一、同八日御順見、二之丸大廣式臺より御出。

御式臺前御門　五十間御長屋并御櫓　橋爪御門御番所脇　御厩御門　同御厩　御臺所御門　松坂御門　玉泉院樣丸瓦埓之末　二枚開　玉泉院樣丸御門　金谷御文庫二枚開　同御文庫屋

敷　七十間御長屋御門外車橋　丹後屋敷　七十間御長屋御門　同御厩　松原屋敷并埒口　御宮坂御門　藤右衛門丸　河北御門　同所御番所方埒口　九十間御長屋并御櫓　石川御門之方埒口　石川御門（腰懸腰二ツ・新屋坂二ツ御見通）　坂下御門脇二枚開　堂形御馬場通　金谷御門　玉泉院様丸御門松坂御門通　奥御式臺ゟ御入。

四月十七日。博奕の意趣により喧嘩傷害したる者互に示談して内濟とす。

〔泰雲公御年譜〕

四月十七日御馬廻組宮崎太左衛門若黨辻長三郎、小者与晝七つ時過於淺之川喧嘩両方疵付候由。博奕之意趣之儀。若黨は面躰疵、小者は指被切落。但両方共頭中へ相達候得ども、二人共淺創之事、互に存念も無之に付、兩人之主人致了簡、不經公儀可相濟示談に而内濟に相成候旨。

四月十八日。金澤城に於いて舊臘拜領したる鶴を調理して諸士に饗す。

〔泰雲公御年譜〕

四月十八日於御城舊臘御拜領之鶴御披、御年寄衆二汁九菜之御料理・御菓子・御茶被下、御小書院其外出仕以上、竹之御間一番座五十三人二番座五十二人、一汁五菜・御茶菓・御濃茶被下、朝五つ半時揃、四つ時御禮被爲請、八つ時頃退出。御給仕之御小將不足に付、御馬廻組より

二十八人、組外より九人、御射手御異風より十一人、御雇にて御給仕に出候事。

四月廿二日。前田重教老臣等の馬術を閲す。

〔政隣記〕

四月二十二日、今夕年寄中等御馬場へ被出候樣被仰出、八半時比御出、何も乘形御覽有之。

四月廿四日。鳳至郡大澤村に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月廿四日能州大澤村火事、家數六拾軒餘燒亡之由。其外少々充火事所々日毎に有之、殊之外騷動之由。奧郡百姓飢民も有之樣子に候。

四月廿七日。御步橫目佐伯甚太夫博奕を行ひしを以て、先例を案じ閉門を命ずるの議を決す。

〔袖裏雜記〕

御步橫目佐伯甚太夫博奕仕段、御橫目等より言上に付、其段被仰出に付、僉議之紙面に、先例相考候處、去春宮崎故吉太夫養子治左衞門、不破權左衞門方に而誰彼寄合博奕仕樣子、土方孫三郎手合足輕承出申聞候付、猶更陰聞申付候處相違無之趣、孫三郎紙面出候付、遂僉議

候處治左衛門等不届之儀、權左衛門儀者前々より不行狀者、沙汰之限成儀に候。乍然右人々迄嚴敷被仰付候時者、前々より不行狀に而、博奕仕者其分に被指置候而者、世上之風聞も如何有之儀、左候はゞ治左衛門等に准候者も有之候哉、とくと陰聞爲仕候而書出候樣申渡候處、津田三郎左衛門を初三十人計書出、此外取沙汰有之人々數多有之候へ共、宿等不仕躰に付實否相知不申趣申聞候。右三十人計之者、閉門・逼塞・遠慮等夫々輕重被仰付候儀も、餘程之人數之儀故如何敷儀。左樣に有之候へばとて其分に被成置候而者、御家中御締方も相立不申、彌侍之風儀を取失、猥に罷成申儀に御座候。右人數之内に而も、當時宿等數度仕、甚不宜ものゝ可有之候。其者四・五人も嚴重に被仰付候はゞ、御締方も相立可宜与、段々遂僉議候上相伺、左之通被仰付候。

不破　權左衛門

權左衛門儀常に不行狀に付、遠慮被仰付置候得ども、年月も相立、其上御大赦被仰付候節故、御宥免被成候處、其以後も相嗜不申段被聞召、重々不届之至に被思召候。依之閉門被仰付。

高田　善左衛門

善左衛門儀、常に不行狀之段被聞召候へども、相慎申儀も可有之哉与、御猶豫被成置候處、相嗜不申、不届之至被思召候。依之逼塞被仰付。

右善左衞門同文言。

津田三郎左衞門

右同斷。

橋本平左衞門

宮崎吉太夫養子　宮崎治左衞門

治左衞門儀常に不行狀候處、亡養父吉太夫儀も其以來行跡相嗜不申趣等被聞召候付而、跡目之不被及御沙汰旨被仰出。

右之通に御座候。今般甚太夫儀者、常に不行狀に御座候哉、其樣子は相知不申候へども、役儀被仰付候處、不愼之族に候間、御横目より言上仕候迄に候はゞ、逼塞・閉門之內被仰付にても可有之候へども、頭より尋候處、人集仕候旨申顯候儀候間、御吟味も可被仰付者に御座候。乍然前々より博奕一卷之儀者、露顯仕候上者格別、左も無之候へば御吟味は不被仰付候。寶暦三年正月御算用者上田戸左衞門儀、不行狀之趣養父源右衞門書付出候付、戸左衞門手前支配人より尋候處、役所欠座仕、且又仲間共聖堂銀等引負、博奕之指引に遣候段申顯候付、急度爲指扣置候段、支配人紙面を以申聞候。不屆之趣に付、一類へ御預け之段申渡置。右之趣達御聽、戸左衞門手前於公事場一往相尋候樣可申渡儀に候。左候へば博奕同類も可有之候。

決而は必ずの意

相尋候上夫々申顯、事廣相成可申候哉、其段難計儀御座候。右相尋候樣可申渡哉之旨相伺候處、同類有之事廣罷成候とも、其段無用捨遂御吟味候樣被仰出候付、於公事場遂御吟味候處、同類之儀申顯候付、夫々遂御吟味候人數之内には、與力倉知藤右衛門・澁江八左衛門儀も博奕同類に付而、僉議之上、戸左衛門儀牢揚屋江入置候樣申渡。且又藤右衛門・八左衛門儀も牢揚屋江入置可申儀と遂僉議申渡。其外之者共は公事場格之通申付置、落着相伺候處、戸左衛門は死刑可被仰付者に候へども、彼是御大赦之砌故一等御宥免、五ヶ山之内江流刑可被仰付候。藤右衛門・八左衛門儀者流刑可被仰付者に候へども、一等御用捨、御知行可被召放旨被仰出候。今般甚太夫儀も、御吟味被仰付候者事廣罷成可申候。右不破權左衛門等宅江寄合博奕仕候者共之儀も、御吟味者不被仰付、御猶豫被成置候。右之趣に御座候間、甚太夫儀御吟味之不被及御沙汰、御知行被召放に而可有之哉与僉議仕候へども、決而御知行可被召放的當之例も無之儀。其上甚太夫にも不限、頭迄御親翰を以御尋被遊、不屆之者共も可有御座候へ共、被仰出無御座御猶豫被成置候者も可有之儀候間、閉門被仰付可然哉と僉議仕候旨等、四月十九日伺之處、甚太夫儀御知行被召放、定番御徒江御加、御切米四十俵に被仰付、逼塞可申渡旨被仰出候處、猶更先例も有之候哉与僉議仕候處、御知行被召放御切米等被下候例、見當不申候。井關源左衛門儀新知百石被下、御歩小頭相勤罷在候處、不念之儀御座候而小頭役

被指除、御切米五拾俵に被仰付、定番御徒ゟ被指加候へども、是は役知之儀故、代々御知行被下置候者には相當不申候。然ば只今迄無之、是以後之御格初と申者候故、此所重き儀奉存候。閉門被仰付可然与僉議仕、先達而奉伺候。閉門は無祿に罷成追而如何樣に可被仰付も難計儀、其上御免無之內病死仕候へ者斷絕仕候故、御知行被召放候同事重き儀に御座候間、先達而奉伺之通閉門被仰付にて可有御座哉与重而僉議仕候旨等、重而四月二十七日伺之處、閉門可被仰付旨被仰出。

五月四日。前田重教射手の士の弓術を覽る。

〔泰雲公御年譜〕

五月四日於三之丸稽古所御射手中的御覽、辰之下刻御出、巳之下刻相濟。御射手拾三人、射手裁許吉田久兵衛・小頭澤村喜左衞門相詰、吉田彥兵衛も罷出候。帳付由比宅左衞門・原九郎兵衞・石丸六郎左衞門。

五月四日。金澤大衆免に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月四日、今曉八時大衆免御廐町出火、餘程及大火、翌朝六時過鎭火、家數二百六軒、土藏一ヶ所、死人兩人有之。放火之由。空地へ出置候諸道具紛失多候由。

〔變異記〕

五月三日夜八つ前、大衆免御馬屋町樽屋五兵衛と云魚屋より出火、類燒二百三十七軒、尤至て小家也。大衆免村高持二軒水呑十軒燒、町之内土藏二つ燒。

〔加越能故事問答〕

寶暦八年五月三日夜大衆免御馬屋町より出火、大衆免邊燒失、家數二百三拾七軒、大衆免村十二軒燒失す。

五月九日。前田重教弓術指範吉田彦兵衛等の技を覽る。

〔泰雲公御年譜〕

五月九日於御居間先吉田彦兵衛幷吉田左太夫子九兵衛的御覽。彦兵衛中箭十一本、九兵衛中箭三十一本之由。

五月十日。前田重教異風の士の鐵炮射的を覽る。

〔泰雲公御年譜〕

五月十日快晴。於三之御丸稽古場御異風中鐵炮的御覽、御異風中壹番組拾壹人、二番組拾人、玉數拾放宛、〆二十一人也。

五月十一日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

五月十一日朝六つ時御供揃に而、五時以前より粟ヶ崎江御放鷹御出、七つ時頃御歸被遊候。御獲物鵜貳拾餘、御鐵炮に而鷺一・鵠一・鳫一御打留被遊候由。

五月十四日。前田重教堂形馬場に於いて乘馬を覽る。

〔泰雲公御年譜〕

五月十四日快晴、於堂形御馬場乘馬御覽。七つ時より國府鹿毛中將樣被爲乘、二日鹿毛齋藤唯右衞門、道市黑加藤宗兵衞、二ノ鞍佐野幸進、秋霧鹿毛被爲乘、尾白栗毛齋藤龍太夫、星鹿毛絹川源兵衞、此外遠江守等持馬七疋出る。

五月十四日。歩頭吉田茂平の子長藏亭主番の町人を傷つけて逐電す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十四日夜六半時過、御徒頭吉田茂平せがれ長藏連三人に而晝より寺町末へ行歩に罷越、いづれも殊之外酒に醉罷歸候所、川南町にて酒狂の餘り、亭主番之町人等口論之上二・三人に手負せ候に付、翌十五日檢使相立見屆候。吉田長藏儀騷動より直に逐電致、行衞相知不

申候。今年二十二歳之由。
一、同十八日今度吉田長藏同伴之醫師之子供親々ゟ被預候由。小林意仙子、杉野宗易子、法船寺町大脇瑞前弟子大壺安折与申者之由。
一、同二十一日小林意仙等せがれ公事場へ罷出候處、中譯相立罷歸候。

五月十九日。前田治脩越中古國府勝興寺より金澤に來り滯留す。

本年九月の條參照

〔泰雲公御年譜〕
一、五月十九日夜五時頃、勝興寺尊丸殿御當地ゟ御出、御旅宿片町宮竹屋伊右衛門方御本陣、下宿住吉屋八郎右衛門・鹽屋甚左衛門也。御先對御挾箱・御馬・對之御鑓・臺笠・建笠・矢籠・長刀等。御供百五十人計之由。御供之坊官帶刀・野袴、鑓爲持候由。御入國以後御對面不被爲在候に付、御出とも申事に候。

五月廿一日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹し、宮腰御船足輕無禮を以て追込に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕
一、五月廿一日粟ヶ崎へ御鷹野に御出被遊候節、宮腰御船足輕兩人申合、唐網打に船に而御

通筋へ罷出候に付、差扣申付候由。御道筋相知れ候はゞ遠慮可仕所、不念之趣に而追込に相成候。此兩人之者綱功者に而誰彼存知之者に付、若御目通に而綱爲御打御覽も可被遊候哉与之心當に而、御出を乍存罷出候哉与ども申事に候。上を不憚儀に候。

五月廿六日。藤田彈正の小者堂形前にて人を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

五月二十六日七つ半時、井上善左衛門長屋借日用体者、藤田彈正家來小者異名獺治兵衛与申者与及口論、堂形前に而治兵衛脇差を以彼長屋借を切懸、彼者も懷中よりさすがを取出し治兵衛を突、兩人とも手負組合内、長屋借之者逃申所、治兵衛追懸、青木新兵衛前にて切殺候由。長屋借は又右衛門與申者之由。

六月十一日。前田重靖の生母善良院の請によりその甥石川喜太郎に秩祿を給す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十一日、善良院樣御願に而、先年被召抱候與力石川故幸七せがれ、當年十歲、幸七歿後十人扶持被下置候所、新知百五十石被下、組外に被仰付。故幸七儀は與泉金平与申者弟

出雲守は富山侯前田利幸

御見廻は前田重教なり

にて、善良院樣御兄弟之御續之由。右幸七悴喜太郎ゟ申よし。

六月十九日。前田吉德の女總姬歿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿三日、江戶表より飛脚到來、出雲守樣奧方樣御病氣御大切之旨告來る。

一、同廿四日出雲守樣奧方樣當十九日御卒去被遊候に付、普請は今日より三日、殺生・鳴物は當二十九日迄遠慮觸。稱慈德院殿。（出雲守利幸君御內室總姬樣御事也。）

六月二十日。前田重靖の生母善良院歿す。

〔政隣記〕

六月二十四日、善良院樣先月中旬より御浮腫。每度御見廻に被爲入、於經王寺御祈禱、卯辰觀音院に而も御祈禱、御進物數度、御醫師并に町醫等追々御藥上候得共無功、今朝五時前御死去、御享年五十一。右に付今日金谷ゟ被爲入、被遊御燒香。右に付預玄院樣等ゟ以早飛脚被仰進、且普請者三日、鳴物七日、殺生は來月三日迄十日遠慮之旨觸有之。

一、御服忌は無御座事、御續柄難被決、大御目付衆ゟ迄御伺之處、御指圖左之通。

養父故加賀守實母。

但、故加賀守實は兄に御座候處、當加賀守養子に相成候に付、故加賀守實母儀、養父方祖

母之續に御座候。且亦當加賀守儀も、實者先々加賀守弟に而御座候處、養子に相成候。右之通故加賀守儀者養子、當加賀守儀も養子に御座候間、右養祖母之忌服如何可有御座候哉。此養祖母儀者、實父加賀守妾に而御座候。
右御服忌懸り大御目付大井伊勢守殿江御伺候處、御付札を以被仰渡候由、江戸より申來。
付札に、書面之通は養父之實母、妾に候得者服忌無之候。
一、善良院樣御葬式御法事御用主付可相勤旨、今二十四日御家老役横山藏人江被仰渡。
一、善良院樣御遺骸、同月二十九日夜九時御供揃に而經王寺江（御文庫脇二枚扉より。堂形前遠江守前通り、石引町より。）御移、翌晦日御葬式。七月三日御中陰御法事於同寺就御執行、御參詣之等に候處、御痢合不御宜御延引。御代香御寺詣之御家老青山將監相勤候樣被仰出。但二十九日夜御出棺に付、同日夕爲御燒香金谷江被爲入。
一、右に付於江戸は、普請一日・鳴物三日遠慮之旨觸有之。
〔泰雲公御年譜〕
一、善良院樣御儀、先月中旬以來御滯、當五日・六日町醫師大脇隨節御伺被仰付、遠州手醫原田玄格・同玄味等一所に御窺罷出候。御痺氣之由。
一、善良院樣御病氣、御匙は佐々伯順に御驗氣無之、此間奥田宗庵御藥差上候處、當十七日

先月は五月

より被爲重、同廿日朝御死去之旨沙汰有之、江戸表へ御忌服之事爲御問合飛脚被差遣、不罷歸內は夫迄御披露無之由。御養父樣之御實母樣之御續に候間、御忌服有之間敷儀与申事に候。

一、六月二十四日善良院樣御死去。但普請は今日より三日、鳴物は晦日迄七日、諸殺生は來月三日迄遠慮之由。但當廿日御死去之所、江戸表御問合之趣有之御披露無之由。御棺に御收は二十二日之由。御棺は當廿一日夜中八つ時頃善良院樣御用之箱与申名目に而、七十間御長屋御門より和角平右衛門印形之紙面を以相通候。其夜泊番一色伴六郎・鶴見伴右衛門代番甚右衛門也。

一、六月二十九日善良院樣御葬送、今夜九つ時半經王寺ゟ御移之由。金谷御廣式內通御文庫口より、金谷御門通、藤田彈正前御道筋也。御先乘松原善右衛門、御跡和角平右衛門・板坂久太夫、御跡乘玉井市正、御供鎗九本、御棺舁四拾人、御葬送御供之男女夜中より明朝へ往來之儀、幷善良院樣御道具類經王寺へ被遣候分、斷次第相通候樣、御城代駿河守殿より渡邊清太夫を以、七十間御長屋御門御番所へ申來。且又御跡淨御祈禱、愛宕明王院罷出候。中將樣にも七つ時過金谷御廣式へ御駕籠に而被爲入候。右御葬式主附横山藏人へ被仰付、七つ時以前石川喜太郎兄弟も罷出候。其節御門番に爲相尋候所、前々より罷出候由申聞候。善良院樣御年五十二歲。

六月。石川郡本吉に高麗鶴來るを以て畫師に命じ之を描かしむ。

鍋屋は釣部屋の誤なるべし
寶曆六年四月十二日參照
岡田善左衛門は寶曆六年二月廿一日參照、遠慮は閉門の誤

〔泰雲公御年譜〕

一、當六月廿日前後之儀に候哉、本吉邊高麗鶴与申鶴居候に付、百姓ども名も不存替たる鳥に付、御算用場へ訴申に付、御鷹匠被遣候所、高麗鶴之由申に付、御細工人畫師梅田與兵衛被遣候而、形象爲畫候樣に被仰渡。拾四・五間より近くは爲寄不申に付、遠眼鏡持參いたし寫仕候。四・五日居り候て擧申由。

七月八日。一昨年暴民の騷動に因つて處罰せられたる者等その罪を赦さる。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十日、一昨八日去々年及騷動候鍋屋・木屋・茶屋等出牢被仰出。前田・青地・津田・矢部・今田・出口閉門御免、遠慮被仰付。內前田は逼塞也。岡田善左衛門遠慮御免。

七月十三日。前田重教金澤を發して參覲の途に上る。

〔政隣記〕

七月十三日、六時御供揃に而御發駕。但御立前、年寄中等御前ゟ被爲召御意有之。從備後守樣御見立之御使者、御通懸り御目見。御發駕前於御居間、喜六郞殿ゟ御式臺階下迄御見送。年寄中等夫々前々之通罷出、金廓り橋邊

に町奉行罷出。夫々御意前々之通也。御對顔有之。御泊附左之通。

高岡迄從實成院樣御附物頭並笠間宅左衞門被遣、翌朝御見立も相勤歸。今日御晝休今石動に而、金森多門御目見被仰付。且高岡御泊に勝興寺被罷出御對顔、御菓子一箱被遣之。

十四日、曉天七半時御供揃に而、瑞龍寺に御參詣。御歸館御膳被召上、六時過御立。滑川御泊に而魚津在住坂野帶刀左衞門罷出、御目見被仰付。

十五日、境御着に付、前々之通江戸に早飛脚被差出。御泊迄、從實成院樣以御飛脚兩種被進。同所迄從年寄年中御機嫌之飛脚被差出。

十六日、能生御泊。十七日、高田御泊。十八日、牟禮御泊。十九日、善光寺末蓮心寺に而假暫御休。榊驛御泊。

二十日、追分御泊迄暑氣御機嫌御伺之御使御馬廻組生駒藤九郎歸に付、罷出御目見被仰付。二十一日、松井田御泊。

二十二日、本庄御泊迄。御忌中御尋御禮之御使歸三輪藤兵衞罷出、御前に被爲召御意有之。

二十三日、鴻巣御泊迄。紀伊御父子樣より爲御見舞、以御飛脚御家老中迄奉書來、從中納言樣一種被進之。

二十四日、蕨御泊迄。勝五郎樣・備後守樣・出雲守樣より御飛札到來。預玄院樣・淨珠院樣御附頭より奉札到來。

當御道中殘著、白雨二・三度有之。

七月十八日。前田治脩越中古國府勝興寺に歸る。

〔泰雲公御年譜〕

聖興寺尊丸殿御願之趣有之、五月十九日片町宮竹屋方御旅宿之所、六月初而痳疾御煩、當月十八日古國府江御歸被成候。

七月廿五日。前田重教江戸に着す。

〔政隣記〕

七月二十五日、曉七時御供揃に而蕨驛御發駕。御中邸へ御立寄、預玄院様江御對顏。五時前追分口御門通、中之口御式臺より御着。御居間江被爲入、淨珠院様江被爲入、御對顏相濟、御布上下に而御表江御出、御客方江御逢、御居間書院に而出雲守様・備後守様江御對顏。五半時比御出、御老中方御勤、若年寄衆以下江者御使被遣之。

七月廿五日。御小將組印牧彌門等前田重教參觀の途中不都合ありしを以て遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、中將様江戸表御着之砌、御小將組印牧彌門・三嶋安左衛門遠慮被仰付。右は御道中御宿割に罷越、名立御泊之節、御本陣御座之間板敷、所々打附不申有之、不吟味之由。

七月廿六日。德川家重使を遣はして前田重教の出府を勞す。

〔政隣記〕

七月二十六日、就御参勤に上使西尾隱岐守殿を以被爲蒙上意。都而御作法等年七月二十七日御暇之上使之節御同事。尤此度は御拜領物無之、上使に御刀被遣候儀も無之迄也。

七月廿八日。前田重教登營して參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

七月二十八日、昨日依御奉書等、六半時之御供揃にて御登城。於御黒書院御参勤之御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意、兵庫・隼人御目見。御献上物幷兵庫・隼人献上物も如先規、西御丸にも御登、御下り、諏訪部文九郎殿に御立寄御裝束被召替、御老中方御廻勤。御用番堀田相模守殿に而は、御在國中萬端之御禮御口上書御持參。御歸已後御客方に御逢、御居間書院に而兵庫・隼人を召、今日之御樣子被仰聞、頭共にも申聞候樣御意に付、例之如く御弘有之。

八月十一日。前田吉德の女操姬金澤を發して江戸に赴く。

〔政隣記〕

八月十八日、操姬樣當十一日金澤御發途之由、從年寄中飛脚來、夫々表向より御一門樣に爲御知。預玄院樣・淨珠院樣に者富永數馬等より申上、雅樂頭樣に者齋藤長八郎殿迄御家老中より紙面に而爲御知有之。

飛脚來は江戸にてなり

右に付御途中ゟ爲御見廻、御干菓子一箱包のし、二十日江戸發被上之。明後二十二日追分御泊において上之候樣被仰出。

二十九日、操姫樣御道中雨天がらに而所々御逗留、今夜九半時過本鄕御邸ゟ御着。御前御上下に而御廣式ゟ被爲入御對顏。

八月十六日。前田重教、皇子降誕を賀し奉る爲使者を金澤より發せしむ。

〔政隣記〕

八月八日、女御七月二日御平産、若宮英仁就御降誕、禁裏ゟ御獻納之御使者御先手寺島左太夫從金澤被遣に付、御書・御口上書從江戶京都へ被遣之に付、右御書等今日御家老中ゟ被渡下。左太夫今月十六日金澤發、二十一日京着。九月三日京發、同九日金澤ゟ歸着。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十三日、今度王子御降誕に付、爲御祝儀京都ゟ之御使、御先手物頭四百五拾石寺島左太夫今日發足。

八月十八日。組外組木田和太夫その銀主たる大工を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十八日晝七時、小立野鷹匠町組外百石木田和太夫儀、近方之大工より借銀有之、及

十三日は誤

催促候得ども返済延引に付及過言、手討にいたし候所、門内迄逃出候を追懸、闕際にて一討に切留候。耳の邊首へ懸切付、頸は落、骸与別々に成候由。此和太夫常々行跡不宜、右大工は不斷心易出入いたし候者之由。

八月廿二日。御小將組岩田六右衞門擅に參覲隨行を辭せしを以て蟄居を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十二日、御小將組五百石岩田六右衞門儀、今般江戸御供被仰渡候所、病氣に付及御斷候。併御扶持代會所銀請取候上に付、頭中見分之所、爲指氣滯に而も無之、第一極難澁至極に而、銀子は乍請取一向用意等も不仕候儀。依之達御聽蟄居被仰付、右御扶持方代一時返上被仰渡。屋敷拂、不足之分一類等より可出旨。

八月廿二日。犀川の水暴溢す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月廿二日終日雨。犀川滿水に而、中村之下川除土居崩百間計、增泉村・入江村・玉鉾村之方一篇に水壓候由。

八月。百姓に納租步入の定法を勵行せしめ且つ代官及び手代の百姓を苦しむることなかるべきを諭す。

〔司農典〕

村々步入、八月より毎月兩度宛組切相改、改作所江相達候儀、古來大法各存知之所に候。然る處近年諸郡末々に至迄古法を取失、步入改も等閑に相成申躰に候。御法急度相守可申候。

一、步入改之儀、人別斗米高を以月次改之儀、綿密に相改可申候。樣子に寄、其方共手前改方之樣子承屆候儀も可有之事。

一、毎月改之時分、百姓手前より御藏入・給人知共、步入之通ひ并切手不殘村肝煎方江取集、委細に相改候上、支配之十村方江指出、印章等相改、紛敷儀於有之者急度相糺可申候。村に寄、一通肝煎手前迄に而相調申所も有之由、又者一向等閑成所も有之躰粗相聞候條、以來右之通心得可申候事。

一、八月・九月者步入高少分之儀に候。尤早稻・中稻村に寄作高多少有之、少分之處は隨分步入も少く可有之儀に候得共、御定法步入相劣り可申樣者無之儀に候。第一步數嚴重相調理、其年出來樣子相考、廻り口申談、隨分せり込步高を爲取候樣可令詮議候。其謂者、晚稻出來迄之內、其月に相當り候步入高若不足之儀も可有之哉。然者早稻・中稻を以右之所補可斗儀

に可有之候。是等之儀專十村心底に有之事に候。十月以來之步入、手廻にも相成可申候。皆濟定日も有之候得共、指急皆濟爲致、餘力有之候得者山里共稼等相勵候たよりにも相成可申儀に候。左候得者、取立候儀無怠慢せり込可申事。

一、早稻・中稻出來米之內、夫銀等高役上納物有之、支配之十村承屆貢切手指出申儀、是又舊例に候。此儀組に寄不吟味にいたし、紛敷儀も粗相聞候。村每貢米者大方可有之事に候條、綿密遂詮議、貢米高多相成不申樣可相心得候。惣而出來米爲引散不申儀者、改作隨一之縮方、支配之十村、組切精力を碎令工夫縮方可仕事。

一、皆御藏入、又者御藏入・給人知入交り多少、段々可有之候。皆御藏入之分は、其所に御藏制等無之、步入指揮申族、或者御代官・手代手前故障有之、斗米遲滯に相成候儀も有之由に候。今年より右之趣に而及遲々に申儀有之候はゞ、早速相斷可申候。夫々拙者共可及取捌候事。

一、月次步入改之節步劣りに相成候處には、村肝煎幷十村手前に而取繕ひ、步入帳指出申樣子にも相聞え候條、向後方辨ヶ間敷儀無之樣相心得可申事。

一、御代官手代共等米納之儀、寬文年中御算用場より頭書之趣有之候處、近來古法令忘却、年數も相勤候手代共別而物每手に入、御代官より百姓共に邪欲を申懸、其品不相辨候得共百

姓をいたぶり、歩入懸番不順之渡方、米撰之儀も何角理不盡之族、其外御法に背候爲躰有之儀、粗取沙汰有之候。穿而及僉議に候はゞ不輕儀に候條、向來手代共之儀者、其主人々々により嚴重申付、不法之仕形無之樣急度可申付候。

右之趣申渡候條、急度相守可申候。納方之儀者、先規頭書之趣微細に候條、此度令省略。新役之者共等者、古法も疎々敷可有之候條、年功之者にも隨分可尋問事に候。曁近來之風儀於末々に御定法も取失申儀、畢竟邪欲より事起り、謀計を企百姓之難澁を不顧、我意に募り申趣に候。其方共召仕候手代之內、時節柄不相應之爲躰、何角奢侈之儀も相閊え不心得之手代共は、早速暇を出可申候。如此申渡候上、於以來忽諸之者有之候はゞ嚴重相糺、向來懲にも相成候樣可申付候條、自身者不及申に、手代共勤方潔白至極相改可申者也。

寅八月　　改作奉行

諸　郡

八月。前田內藏介歸國の際過言を申懸けたる越後高田の旅宿主人禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

江戶御留守居前田內藏介、今般江戶表より罷歸候道中越後高田城下に被致旅宿候所、先達而

本文は八月中に載せらる

家來指遣宿爲取置候。然所内藏助參着見被申所、甚不宜宿に付、其隣加賀屋与申者方へ振替旅宿相極候。然處最初相極置候宿亭主罷越、最前御宿札請候に付其用意仕置候所、只今に至り御振替に而は、所方へ對し内外迷惑候段種々六ヶ敷申懸、後には大聲を揚過言も申聞候得ば、他國之儀故致堪忍、彼是申相濟候。然所高田町奉行より右之者亭主呼寄、委細之趣相尋、先刻及異論候節より日附を遣置承屆置候。旅人之歴々に對し及過言申段沙汰之限、第一加州樣御家中之儀は、取分前々より申渡置候趣も有之處、不調法之段申渡、卽座禁牢被申付候。

## 九月十日。大乘寺開山徹通義介四百五十回忌の爲に大會を執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月十日大乘寺開山徹通和尚四百五十回大會執行有之。衆僧千六百口、尼三百口。

## 九月廿七日。前田重教徳川家重に馬を献ず。

〔政隣記〕

九月二十七日、御國建之御馬一疋、黑毛、越中新川郡横水村出生三歳、二寸五分。を今朝御献上に付、御用番從左衛門尉樣御奉書到來。但今年者御順年に付御用番ゟ昨日御伺之處、明朝可被献旨御指圖有之。

左衛門尉は酒井忠寄

九月。家中の諸士に命じ越中古國府勝興寺の勸化に應ぜしむ。

本年五月十九日の條參照

〔泰雲公御年譜〕

一、九月古國府勝興寺御領國勸化之儀、先達而御願有之所、御開屆、御家中百石に付八分六厘宛可差出旨御觸有之。百萬石に而大概銀二百枚計之由。

十月十一日。大聖寺侯前田利道の女多喜姬金澤を通過して江戶に赴く。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月十一日、大正持備後守樣御息女多喜姬樣、江戶表高家衆前田信濃守殿御子息へ御婚禮相極候に付、江戶表へ御越。今日松任御晝、金澤御通り、津幡御泊之由。

但、御道中御廣式女中与申名目に而御越之由。

十月十三日。御射手久保平左衞門の子安左衞門、父の銀主たる浪人を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月十三日、味噌藏町御異風小塚忠次郎方に致借宅候、御射手百五十石久保平左衞門儀、最前藤田彈正家來當時浪人佐野作野右衞門与申者、銀談之事に而及過言、平左衞門脇指

を拔眉間を切付候所、伴野右衛門も刀を拔、平左衛門を切付候へ共、透も有之胸を切下候所、少々かすりに候。平左衛門は六十二歳、此音をせがれ安左衛門承付、家忠之二尺四・五寸之刀拔飛出、伴野右衛門与切結申時、安左衛門刀物打より末打折、既危相見候に付、平左衛門押込伴野右衛門腹を突通し、玄關の箱段より突落し、留を差候由。此伴野右衛門四十有餘、身之長五尺九寸、甚剛勢者に而、居合も調練いたし候。乍然氣質惡、銀子等も過分至極之高利に而貸候由。

十月廿七日。前大銀奉行佐久間三郎太夫・郡勝左衛門・本保十郎左衛門等を改易に處す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月二十七日、於公事場、三百石本保十郎左衛門、三百五十石佐久間三郎太夫、二百石郡勝左衛門但三人共御小將組也。改易被仰渡候。右趣意は、去年國澤權左衛門・本保十郎左衛門同役に而、江戸御屋敷相勤罷在候處、權左衛門金子盗取、當正月十七日致出奔候儀、同役十郎左衛門乍存居不及言上候落度。郡勝左衛門・佐久間三郎太夫儀は、役儀交代引渡候節、江戸御屋敷へ致出入候町人鍋師竹屋長四郎与申者へ、郡・佐久間兩人之了簡を以、御預金子之内五拾兩右長四郎に借渡置候處、國澤等へ引渡之節、未右金子長四郎より返濟無之に付、御かね改引渡候

本年三月十三日の條參照

節、追付取立入置可申旨申含置。其後及催促取立入置候而、御金員數無相違候所、權左衛門出奔、本保御國へ御返し、頭神保縫殿右衛門宅に而御吟味之節、右私に取替置候趣ミ申述候に付、是又御詮議に相成、三人共に一類之者ぇ御預に相成候所、今般同事に改易に被仰付候事畢竟本保訴人故に候。

## 十月。小作人の親作に對する惡風を戒む。

〔筒井舊記〕

近年小百姓・頭振末々、別而辨付惡敷罷成、物每分限不相應之族、風俗不宜躰相聞、言語道斷に候。其委細高重致所持候百姓共、出作之分散り下し、或者諸納所付渡し高下し、其春每土田に而年貢高相極、小百姓・頭振等ぇ下し置候處、暮に至り小作共一統惡敷者共申合、さいふ無謂作躰、損亡に有之旨色々申上、最初相極候年貢之內、皆濟以前に成押而令不足、ゆきあたらせ候に付、先收納米之分地主より取遣致皆濟候族に而、高持之百姓共連々作德米致減少、可及退轉躰に候。依之地主より小作之方は德分多候に付、近年小百姓・頭振幷右二三男等、開作奉公仕候者共引籠、致出作候得者德分多有之に付、世帶を持、或者致別家候餘力茂有之者共、驕り之德分を宗として、年齡未熟成內より妻子を持致別宅候故、開作奉公人年々令不足、高持百姓作之用意指支候に付、無是非地主手作に致候樣に相成候。夫故小作共萬端我儘

高重は高嵩なり

上作は親作の意なるべし

言掠、蟠りたる仕形共、地主茂乍存先其通りに致置、又翌年茂例之小作共ゟ爲致出作候由。若小作不足米之分は、地主より支配之十村ゟ相斷候へ者、小作共手前詮議之上、御法之通り急度申付、不足米爲相濟候に付、其意恨を以外百姓より令請作候而、前年十村ゟ相斷、不足取立候者ゟ田地者不致請作樣、小作共申合候而、開作手餘作用意手支させる樣に仕成し、及迷惑候躰、小作共重々不屆之至、沙汰之限に候。畢竟上作之者右躰之蟠り令用捨、其通りに致置候者在之候より事起る儀に候間、向後御收納米幷百姓作德米共令不足候小作之儀、早速十村相斷、嚴重に遂詮議、右小作之家・諸道具等賣、極之通年貢米高無相違急度地主ゟ爲相渡可申候。勿論後年其小作共ゟ者、何方よりも出作爲致申間敷候。左候得者右小作幷妻子等迄、用に可立程之もの共、里子令不足候地主等開作奉公人に可申付候。乍去右徒者共、先地主ゟ對し、心底に意恨を含耕作麁抹に致歟、又は惡事を相企申族有之まじく事に而茂無之候條、開作奉公人に申付候刻、先地主等ゟ對し、自今以後無斷不屆之品仕まじき段請合紙面に、本人幷一類共爲致連判、村肝煎・組合頭共添書を以、支配之十村方ゟ取置、嚴重に令締方候上、全く開作奉公爲相勤可申候事。

一、作毛干損・水損・風損等に而申分有之村々、其郡御扶持人遂內見分、至極之損毛所之分者相撲指出候に付、詮議之上拙者共罷出令見分、用捨申付候上者、高持百姓共より出作人ゟ、

無指引有躰に引米可致候。尤近年者諸郡共中稲多作り付、晩稲者纔ならで植付不申由。此儀に付彼是手立致候躰、且又十村方に而者損毛重き小村を指除、大村を相願、色々手廻し成儀共粗相聞候。甚以不念之至、不輕儀に候。向後右族有之に於ては、夫々急度可申付候事。

一、一村之內他村より懸作高多所持候百姓之分、其處へ高下し等に致し置候所、村肝煎等心得を以、懸作百姓に者村方入用銀・米抔色々申立、過分相懸取立候に付、居百姓之作德米より、懸作百姓之作德米者相劣り令迷惑候由粗相聞候。此等之趣、村肝煎等無念之至に候。向後右之族無之樣嚴重可申付候。此上不都合之品相聞候者、村肝煎急度曲事に可申付候事。

右諸郡小百姓・頭振等、別而近年風俗不宜癖付惡鋪相成、收納米等取立甚不埒之族相聞候。畢竟末々改作之御法取失罷在躰に付、御法之趣申渡候條、百姓・頭振末々妻子等に至迄、嚴重に申渡可爲心服候。尤請紙面人別に連判見屆、其方共ゟ取置可申候。拙者共御郡廻り之刻可承之候。是以後每歲此趣不相換、末々迄急度申渡之趣相守此旨、以來不可違失者也。

寅　十　月

岡田又兵衛
平野安左衞門
嶋田十郎左衞門
比良唯右衞門

國澤太郎兵衛
笠間清兵衛
不破源左衛門
横地忠太左衛門
小西勘右衛門
諸郡御扶持人・十村中

法會は十一十二兩日なるべく十二月十二日の正忌を豫修したるなり

十一月十二日。昨今兩日前田宗辰の十三回忌法會を天德院に豫修す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月十一日大應院樣御十三回御忌、於天德院御法會御執行。但御取越也。御法事奉行横山山城守。普請・鳴物・殺生十日より遠慮。於玉泉寺今日・明日御施行米被下。

十二月四日。德川家重、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月四日、御鷹之鶴上使御使番櫻井監物殿を以御拜領、御作法等如御例。御披露翌年七月二十五日也。

十二月十四日。石川郡土清水鹽硝藏の番人狼を殺す。

〔泰雲公御年譜〕

十二月十四日土清水鹽焇藏住居定番人之小者、薪用意のため近邊枯木の枝等伐取可申与鉞を持居申所、大成猿來りひたと輪取、可仕樣無之、彼鉞を斜に構へ猶豫居申所を、彼猿眞一文字に飛かゝり申に付、猿の眞向を鉞のむねを以力任せ拜み打にいたし申候得ば、殊之外弱候体にてたぢ〱といたし候處を、疊懸て打斃申處、追々人集り申候。通例之猿に而無之、足殊之外太く六寸廻り有候由。

十二月十八日。前田重敎、姫路侯酒井忠恭・忠宜父子を本鄕邸に招請す。

〔政隣記〕

十二月十八日、雅樂頭樣・阿波守樣御招請、大膳大夫樣も御出、於御舖舞臺御能被仰付。酒井日向守殿・津輕玄壽郎者、雅樂頭樣御誘引に而御越。御勝手ゟ備後守樣・溝口源左衞門殿御出。雅樂頭樣御小書院に而御中入に二汁六菜之御饗應。ゟ御通、御常服に被召替、御見物所に御出。追付四時頃御能初り、御見物之內御菓子兩度出。御番附左之通。

氷室　忠度　卒都婆小町 雅樂頭樣　三輪 御

葵上　熊坂 齋藤三六殿 ワキ溝口源左衞門殿　弦上 阿波守樣御大鼓被成候。

實生大夫・實生彌三郎・新右衞門・新之丞等御手役者勤之。

右四時頃より初り、夜五時頃相濟、於御小書院後段出。但御夜食も出候筈之處、御客より御斷に付不出。

右御退出後、御勝手座處へ被爲入、御取持衆へ御逢、御入之節寶生大夫等御目見。夫より備後守樣江於御溜御對顏。御客一卷御近習頭之內主付也。

## 十二月廿七日。尺八を弄び本則往來免狀を受くることを戒む。

〔袖裏雜記〕

金澤に尺八吹候儀はやり候旨、御横目足輕より言上に付、一統觸候ても可然哉与御僉議に候へども、指而格別はやり候躰にも無之候間、先觸候儀御猶豫可然との僉議之趣、十月廿八日申上候處、此度之儀者先輕く一統相觸候樣被仰出候付、左之通夫々觸出。

近年於御城下尺八指南仕者、本則往來免狀請候儀取次仕者も有之、御家中之人々之內にも稽古仕、心得不宜ものも有之樣子に相聞え候。前々より尺八吹之儀御停止之儀者無之候へども、自今右本則等請、風俗不宜もの於有之者、急度御咎可有之候條、被得其意、組・支配之面々江可被申渡候。組等之內裁許有之人々は、其支配江も相達候樣被申聞、同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候、以上。

十二月廿七日　　本多遠江守

十二月。米價下直なるを以て諸士多く困窮す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月廿六日、當暮侍中除知等多有之に付、別而米下直、人持中を初平士迄勝手必至与致困窮、役銀等指閊、今日迄上納相濟不申人々多、家來給銀等も不得渡候。中にも山崎庄兵衞・永原平兵衞・深美兵庫・菊池十六郎、取分難澁之趣相聞え候。頭分にも到而難儀之面々有之。況平士勿論。先頃より南部より才覺銀可參由、誰彼仕入銀等も追付相調下り候段申鳴候得ども、いまだ今日迄到來無之、一向懸聲方埒明不申由。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月廿八日、南部宮樣銀彌才覺相調候旨に而、町奉行中より申渡有之。右銀主旅宿十間町桶屋五兵衞与申者、其用意此間中普請いたし相待罷有、當十六日銀子三百貫目、京都に而才覺方罷越候者へ相渡、付出候段申越候而、四・五日以前より待暮居候得共、曾而參着之樣子相知不申。右旅宿之亭主桶屋、昨廿六日道中迄迎に出候由。此才覺銀取持仕候町人共大勢有之。水野故助三・原五郎左衞門家來は度々上京いたし、彼是造用銀等指出侍中餘程有之候得ども、今日迄埒明不申由。必竟先年よりケ樣之くせもの有之、松任屋藤七抔も、京都御影堂來阿彌与申者執持にて藤七方へ數日逗留有之、果は宿賃不置、夥敷損に相成候。此等之

類与相見え申哉との事に候。右上方より可參評判之金子之儀、表立候主附前田式部・篠原六郎左衞門、中取持深尾安左衞門・芝山三郎左衞門、下執持示野や豊右衞門等に候所、京都御用聞町人幷大坂鴻池等より御注進申上候は、御才覺第一公邊御用金之旨に候所、銀主大津在住之穢多之金子之由に付、御外聞甚不可然事之由、京都御屋敷奉行大坂より飛脚を以御達申に付、埒明不申事に相成候由沙汰に候。

## 寶暦九年

正月朔日。前田重教登營して年頭を賀す。

〔政隣記〕

寶暦九己卯歳元日御登城。御歸舘之上御作法其外御勤御參詣等、寶暦五年・六年且去々年之通に付留略。

正月十五日。富永數馬人持組に列せらる。

〔泰雲公御年譜〕

正月十五日於江戸表、庄田兵庫御加增五百石拜領被仰付、定番頭富永數馬御加增五百石人持組被仰付。此儀十一日被仰渡候處、御勝手御難澁之砌に付達而御辭退申上候處、段々被仰出

富永數馬諱は全昌

最初三百五十石當時五百五十石都合千五十石なるべし

之趣共有之、御請申上候由。數馬儀松雲公御代御兒扈將被召出候而、御代々御近習を不離重職相勤、最初三百石より御加恩被下、當時六百五十石に候處都合千五百五十石に相成候。小堀牛右衛門与同役にて、御當代御家督之節御用部屋相勤候。牛右衛門去年隱居被仰付、家督當牛右衛門被仰付、其身は牛山与相改候。今一年被相勤候はゞ人持組に可被仰付所、殘念之事に候。

正月廿二日。前田重教、姊操姬の將に婚せんとするを以て之を饗す。

〔政隣記〕

正月廿二日、操姬樣近々就御婚禮、爲御餞別今日御料理被進之、於御敷舞臺御能有之。五半時頃より御表へ御出、御料理者御能に而御間支故、於御廣式被進之。御附頭御用人へも御料理被下之。御能御番組。

嵐山 御 知章 松風 鷺 寶生丹次郎 邯鄲

鉢木 寶生大夫 舟辨慶 御乙通小町 寶生大夫

淨珠院樣にも年頭御料理被進之、盛德院樣も年頭故御供中にも御料理被下之。爲御年賀被爲入、御家老役兩人にも御料理被下之。御歩並已上拜見被仰付、御次廻頭已上熨斗目、平士以下服紗小袖·布上下着用。

操姫樣江爲御餞被進物、白銀五拾枚包のし・絹二十疋包のし・綿三十把包のし・干鯛一箱・御目録。外に御掛物三幅對、幷繪卷物糸名所二卷・御料紙箱一・御硯箱一・御文臺一・御十種香具一箱・御小屛風一双・包のし、覺書被進之。御使戸田與一郎勤之。但右記外に被進物者、御對顏之節御手自被進之。預玄院樣初其外御前樣方等よりも、今日御餞夫々以御使者被進之。附今日者御能に而御多繁に付、都而昨日被進之置、今日御披露之趣也。

正月廿二日。諸方所役人大柳五郎左衛門竊盜の嫌疑を以て僉議中自殺す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月廿二日御算用者大柳瀬左衛門せがれ五郎左衛門、去暮御算用場諸方所簞笥に入置候銀子二貫七百目餘致紛失候。其賊之入所、御宮之方山を踰忍入候樣子に候由。右諸方所へ入置候銀、能州浦より之運上銀當分簞笥へ入置、鑰は狀箱へ入置封付有之由。右大柳五郎左衛門は諸方所役人に候所、其以前より氣滯引籠有之。小頭より觸紙面差遣候所他出不在合、每々相尋候へ共不相知候に付、段々致僉議所疑敷事多有之、此者可落着体に候所、今日致自殺候由。

御宮は城内の東照宮

正月廿八日。町人に資金を貸與し質屋を開かしむ。

〔泰雲公御年譜〕

正月廿八日、京都奉行桝三郎左衛門・里見治右衛門名に而町會所へ銀百貫目到來に付、兼而銀子少々拜借被仰付候はゞ質屋仕度段相願置候町人拾人江、町會所より壹人拾壹貫目充被貸渡、質屋致出來候由。

二月七日。諸頭等、諸士の困窮を老臣に訴ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月七日諸頭一統、組中以之外致困窮難取續旨、書付を以御月番へ及達候。

一、同八日越後屋敷不時寄合有之。諸頭一統罷出、諸士勝手難澁願之趣有之。

二月十一日。今日以後操姫の婚具を姫路侯の邸に送附せしむ。

〔政隣記〕

二月二日、操姫様御婚禮御道具今日御覽に付、御居間書院に飾置、御覽相濟被爲入。淨珠院様(操姫様にも淨珠院様御同道に而御出御覽之由。)御同道に而重而御覽。畢而御家老中・御近習頭・御附頭(瀬川久右衛門也)・同御用人・同並・年寄中執筆之内中山儀右衛門、御次執筆之内小泉萬右衛門江も拜見被仰付。但執筆之儀は、以來之ため拜見之儀伺之如斯与云々。附、瀬川久右衛門御輿乘初、同九日勤之に付、綿三把被下之。

六日右之節御輿渡前田兵庫、御貝桶渡西尾隼人相勤候様、御居間書院三之間江召、御直に被

仰渡。

十一日右御道具今日初而被遣に付、表向五時揃、頭分以上無地のしめ・同上下、平士服紗小袖、返小紋之外上下何色にても不苦候旨、前廉從御家老衆被申談。御道具參候節、御廣式御式臺御縁に而淨珠院樣御見物、操姫樣も同斷。御道具しらべ宜旨主付青木與右衞門・水越八郎左衞門より申上、御表ゟ御出御客衆ゟ御對顏。夫より御式臺ゟ御出、疊之上に御着座、御客衆も其邊ゟ御出御覽。一番御道具御步頭湯原藤左衞門、二番御先手奥村五左衞門差添罷通候上御入。御客衆御小書院に而御料理出、御手役者相詰。

同十五日にも御道具二度、十六日・十八日にも二度宛被遣之。御作法都而御先例之通。

二月二十日。諸士に役銀・出銀上納の期を延ぶることを許す。

〔泰雲公御年譜〕

二月二十日御家中役・出銀共、當七月迄御用捨に付、七月に至り十日切に差上候樣に觸有之。

但、當七月に至り返上一時に相重候而は難調趣も可有之候間、手廻次第、並を見合申儀も無之事に候間、勝手次第上納仕候樣。

二月廿一日。金澤城內足輕小屋より火を發す。

〔御近所火消折本根帳〕

一、今晝四つ時廻り足輕相廻り候處、北の御櫓下三筋角足輕小屋之內、少々烟立候に付罷越見分仕候所、爐之內より板鋪燒抜け、爐之邊疊三疊計燒申候處、先達て其節二ばん御人數之內隣御小屋森川四郎左衞門与申者食事調罷越、煙立候儀を無心許、右小屋へ早速罷越打鎭申候。右之段四つ時過足輕小頭へ相斷、則小頭松井伊兵衞罷越申聞候條、委細承屆、四時七部過伴七兵衞罷越、右足輕小屋遂見分申候處、足輕申聞候通り相違無之候に付、廻り仕廻直に御次へ罷出、澤田忠太夫殿以右之趣達御聽候事。尤右足輕小屋へ罷越候は、七部廻り七兵衞指添相廻候節也。

七部は七分

寶曆九年二月廿一日　　當番　伴　七兵衞

二月廿一日。操姬、姬路侯の世嗣酒井忠宜に入輿す。

〔政隣記〕

二月廿一日快天、操姬樣今日阿波守樣へ就御入輿に、一統五時揃、四時過御前御表へ御出。御迎之酒井駿河守殿・土井能登守殿、御送り御賴み之松平兵庫頭殿・松平兵部少輔殿、其外御客衆へ御逢。操姬樣へ於御廣式御料理被進之。九半時頃御出輿、其節御廣式へ被爲入御見立（少々御風氣に付、右之節御表式臺へ者不被遊御出。）被遊候。御道筋表御門より湯島昌平橋、須田町、新石町、鍋町、鍛冶町、元乘物町、今川橋、白銀町、石町、十間店、本町、傳馬町、人形町、和泉町、元大坂町、

土井伊豫守殿中屋敷前より、濱町御屋鋪表御門ゟ御入。御輿渡等裃熨斗目・同上下、御婚禮御用相勤候平士以下一統のしめ・上下、或小袖・上下被下。

一、御入輿後御囃子、高砂・東北・猩々被仰付。御客六十三輩、內八輩御斷、御供人八時頃披候上、御歩小頭已上御目見、御吸物・御酒被下之。頭分已上御意有之。

一、御入輿以後者、濱町御新曹樣与可奉唱旨觸有。

新曹は新造

二月。諸士に諭して子弟の教養を嚴にせしむ。

〔典制彙纂〕

御家中之人々、無息之子弟成立肝要可相心得旨、御先代にも被仰渡候通忘却不仕、不覺悟之者ゟは一類等申談、急速加異見、宜成立候樣可致候。見合候內惡事於露顯者、父兄一類共可爲越度候。此段可申渡旨被仰出候。

無息は秩祿を受けざるものゝ義

右之趣被得其意、組・支配之人々ゟ急度可被申渡候。且又組等之內裁許有之人々は、其支配ゟも申渡候樣可被申聞候事。

二　月

三月七日。金澤に於いて諸士に操姫の入輿せしことを告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

三月七日人持頭分登城、操姫樣御婚禮御首尾等相濟候御弘有之。御三つ目御祝之節、中將樣雅樂頭樣へ被爲入筈に候處、御口中御痛被爲遊、俄に御斷被仰進候由。

## 三月七日。前田重教口中を病むを以て水戸侯の醫を招き診せしむ。

〔政隣記〕

三月七日、中將樣先頃來御口中御痛、御齒莖より乍少々御出血未相止、横井玄泰御藥指上置候。然處水戸樣口醫親康松軒功者之由に付、今日被爲召、初而奉診、御附・御含之兩藥上之。

## 三月廿三日。前田利和金澤に歿す。

〔政隣記〕

三月廿八日於金澤、勢之佐殿當月廿二日朝御持病之御塞りに候處、御開不被成候に付、御醫師中奉診御大病至極之由。尤駿河守・遠江守ゟ相達、御療養申談候旨、宮井彥兵衛・山口六郎左衛門より、廿三日卯之刻立以早飛脚言上。右に付御家老中より早飛脚被指出。然處御療養不被成御叶、廿三日辰之刻御死去之旨、遠江守等より御家老衆ゟ、同日之早飛脚今日未之刻到着。右に付普請者三日、鳴物は來月五日迄七日遠慮觸有之。頭分以上爲伺御機嫌御帳に附。

於金澤者、普請者三日、鳴物・諸殺生は十日遠慮与觸有。

右に付御用番堀田相模守殿并秋元但馬守殿・左衛門尉樣ゟ茂左之通御書付被指出。

實兄之忌服

忌　十　日　三月廿三日より　四月三日迄
服四十五日　三月廿三日より　五月九日迄

右國許に罷在候私實兄前田勢之佐儀、當廿三日致病死候に付忌服如此御座候、以上。

三月廿八日　　　　　　　　　御　　名

一、三月廿九日酉之刻御出棺、天德院ゟ御移、寺内に御廟出來。御法號心樹院殿春光寂融居士。

〔泰雲公御年譜〕

勢之佐殿、利和君、享保二十年九月十七日御出生。御生母於貞之方、江戸芝神明神職鏑木内膳政幸之女、後稱眞如院。利和君御年二十五、御法名心樹院殿、葬于天德院。寛延二年四月十三日江戸表より御歸以後、小立野上野に御逼塞に而幽閉之間、今年迄十一年也。御葬禮主付宮井彦兵衛・山口六郎左衛門。御葬禮廿九日也、但夜五ッ時也。御供等至而輕、御傅等服紗小袖・小紋上下。御先山口六郎左衛門、御跡宮井彦兵衛・松原善右衛門之由。

三月廿八日。石川郡鶴來に火災ありて殆どその全部を燒失す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十八日朝鶴來市日に而各相集候所、飛騨屋宗右衛門家後小屋より四半時致出火候處、相集候者共防候に、家數四軒に而消留申候得共、右飛火に而有之候哉、其邊鍛冶之家納屋より燃出、積置候菜種に火移、十方へ飛散、火口五・六ヶ所に相成難防、鶴來町之分端々迄一軒も不殘致類燒、夕七つ半時過及鎭火候。但、車橋之向小家少々、幷穢多共之家十四・五軒迄に候。御藏所幷給人藏等は燒失無之、酒藏等火入不申。内飛騨屋傳右衛門・米屋八兵衛聟酒藏、其外十二・三も致燒失候得共、煙草・炭・菜種等入置候藏之由。類燒家數四百軒餘与申事に候。御城下ゟ火見え候は晝九時に候。八時頃鶴來与相知れ候。七半時より雨に成、六半時西風夥敷、光物藥罐之大きさ成、西より東之方へ飛行候由。

〔續漸異記〕

一、三月廿八日午初刻より、石川郡鶴來町百姓共に家四百七十軒燒、白山の宮裏の小家十二・三軒殘。此日快晴風烈敷吹。

三月。彗星出現す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十九日、此間東方に夜八半時より彗星出現。東方に而も至而ひきく出候に付、御城下町中よりは見え兼候。

一、四月五日、此間夜六つ半時より南之方東よりに客星出現。大成星に而光芒東之方へ五六尺許輝き相見え候。先月七・八日頃曉天に彗星出現。其後御沙汰無之候。此間之客星は光芒長く相見え候得共、惣体光薄く、先年現候彗星とは違、星之集候樣には不相見候。曉天西の方へ纒り、海へ入候樣に相見え候由。彗星之事、是は曉天東の方隅に現候。當月に入候而は、東南に現申候。江戸・京にても相見え、江戸に而は北之方に當り相見え候段申來り候。此間每夜六半時より出申候。九日夜より彗星不現。

四月朔日。金澤卯辰觀音院の神事能を止む。

〔變異記〕

四月朔日・二日卯辰觀音祭禮能相止。子細は去月廿三日前田勢之佐殿御死去に付、四月三日迄鳴物遠慮可仕旨、依之相止。享保四年亥四月も能相止。此子細は京三條西公福卿御簾中は松雲院樣御息女樣に候所、三月廿四日御卒去之旨同廿七日告來に付、鳴物等遠慮にて、能は五月朔日・二日に興行有。

〔泰雲公御年譜〕

四月朔日、出仕例月之通、但御機嫌伺也。服朔望之通也。併觀音院御神事御能は、來月朔日に御繰延之由。

四月五日。前田重教の生母實成院河北郡本興寺に參詣す。

〔泰雲公御年譜〕

四月五日朝六半時、實成院樣藥師本興寺へ御參詣。騎馬御供福嶋床左衞門也。

四月六日。前田重教本年秋歸國の際家老の供奉すべきものを命ず。

〔政隣記〕

四月六日、當秋御歸國御供、御家老前田兵庫・西尾隼人に今日御直に被仰渡。御道中奉行青木儀兵衞・水越八郎左衞門、割場奉行池田善左衞門、會所奉行奧野嘉藤次御供之儀も、夫々今日被仰渡有之。

四月八日。この夜金澤城中に多勢の人語を聞くの怪事あり。

〔變異記〕

四月八日夜、公事場隣奧村圖書居間にて聞く處、御城之方露地に大勢物云ふ音・笑聲又は女之泣聲聞ゆ。依之圖書居間へ外樣之泊番之家來共を呼び集爲聞候處、言語笑泣聲何茂聞えるといふ。さあれば圖書聞誤にも非ず。何も露地へ出見分仕候へと申付、鎗等携大勢罷出見分仕候に、何之異變も無之也。此事奇怪也と人持の歷々互に物語有。狐狸之所爲と申ならし濟。

四月十日。明日より前田重熙の七回忌法會を營む爲その準備に着手す。

〔變異記〕

一、四月十二日は謙德院樣七回御忌に付、於寶圓寺御法事之筈に而、十日迄に御餙等出來。

玉泉寺御施行場竹垣等も出來。

〔泰雲公御年表〕

一、同十日朝より快晴、曉天より下り風騷敷、當十一日・十二日於寶圓寺謙德公御七回御忌御法事有之に付、今日より普請・鳴物等十二日迄可致遠慮觸有之。御法事奉行奥村主水。

四月十日。金澤に大火災あり。燒失するもの一萬五百餘戶。

〔寶曆九年金澤火事之一卷〕

世のことわざにも、嬉しき悲しきことは忘れぬものとかや。誠や寶曆九己卯年四月十日、金府の大火の大變、記すに猶心をいため、魂をとばし、腸を斷つに似たり。子孫にも此うき事を傳へきかせばやと、書集めたるしなぐ\も一卷とはなりぬ。(中略)。いか成事をもつてか城下過半廣野のごとくなりしぞや。既に火許者、泉寺町玉泉寺の空地より一町程末に、玉龍寺といふが塔中舜昌寺より、未の中刻頃より出火。六斗林の方へは、壹町程燒上り、會津妙法寺へ入るせうじの角切に留る。扨下の方の火は、玉泉寺むかひ、遍照寺までにて燒留る。

火本より玉泉寺空地まで、諸寺町家兩側不殘燒亡して、遍照寺隣寺より、うしろの足輕町さゝか町へ燒出、野田寺町伏見寺門前大圓寺切にやける。向側妙典寺切にて、野町の方は、極樂寺の隣町家二・三軒、向側いなば藥師翠雲寺の下の方、町家等燒申候て火は止る。其間の寺々、本妙寺・安住寺・松月寺・淨安寺・伏見寺等悉くやけ、右妙典寺の炎つよく、火風はげしければ、犀川の數十間を飛火して十三間町の上町二ヶ所よりやけいで、夫より十方へ付廣がりて、火口數もしれず。寺町やけ終て、さらに川向の火最中になり、川除近邊水溜御歩町、川上は舟場より壹町程上、定小屋の下までにて、川除の方不燒。その火新竪町・百姓町へ出る。新竪町は、九里覺右衞門より貳町程上、百姓町通丁の向に、慶覺寺と云一向寺の後筋、少上にて留。立町へ出る火は、犀川荒町近鄕、本多遠江家中、入口々々の侍所、凡思案橋の下、家中出口より疊屋橋へ行くこなたせうじ、柿木畠入口城戸境まで、侍町殘らず、水車近邊里見次郎右衞門町、柿木畠御廐町、夫より前田左膳近邊大家のこらずやけ通り、右の火、古堂形の御藏のこらず燒失、大木へ燒付、梢より御城内へ火移り、御本丸を始として、二・三の御丸、御門々々、櫓々、塀々、御藏々々に至るまで、のこらず一時の灰となりしぞや。此音に、城下の老若男女貴賤、魂をとばし、行方をうしなひ、家財をも今はをしからじと、つらき命を物種と、或は親を負ひ、子を抱きて、まだ火のいたらざる方の、一もんしるべの方へ行けば、

く、立退きし家内には、心強き男、或は一・二人ならで殘らず、みな〳〵町端なる野邊に遁げ
さりぬ。火しめりぬれども、いまだしれやらで、其夜はやけたるもやけぬ人も、たちすくみ
にぞ夜を明かしぬ。又遠州家中へやけ入りし火は、家中のうち、慈光院の下通り町殘らず、
新坂へ行く角にてとまる。本行寺の方はやけずして、大乘寺坂の方のこらずやけ、坂の下家
中の家二軒のこる。家中の火三口四口になり、遠州屋形にやけつき燒失。此火石引町札の辻
の近邊不破勘太夫・野村七兵衞、出羽町等燒失。夫より火口は上下にわかれ、一口は奧村中務
へもえ付き、夫より新御殿と申して喜六郎樣御住所御殿燒失。其まゝ揚地御殿等も燒失して、
材木町へ右の火やけ出ぬ。喜六郎樣にも、二之御丸へ御立退之處、御城へ火かゝり候ゆゑ、
金谷御門通り宮腰口町端に被爲入、其後御附物頭馬淵嘉右衞門宅古道へ御入被遊御座候。出
羽町の內にては、齋藤彌兵衞・林淺右衞門・豐島新左衞門舊宅を際、鷹匠町方にて止り申候。
右之火、奧村助右衞門屋形並に家中寶幢寺坂の方殘らず燒失。八坂の下、松山寺・雲龍寺等の
大寺やけずといふ寺なし。小立野は鍔屋小路まで、奧村助右衞門長土塀の家中へは火入らず、
駿州下屋敷過半燒失、前田兵部・前田主馬等燒失。右之火寶圓寺本堂へやけ付燒亡、山門ま
で殘る。門前の町へ出ず。馬坂・田町の方へ燒出、田井天神堂まで殘る。新町等悉燒ぬけ、上

川除へ燒出る。其道々侍町の家並壹軒ものこらず。横山藏人・山州上屋敷下屋敷に至るまで、一軒ものこらず燒失。材木町へ出る火は、幾口ともいふ事しらず、みな淺野川へ燒拔る。御城よりの火は、小將町奥村主水、新堂形より劍崎辻、それより御小人町壹番丁・二番丁・通町・湯涌屋せうじ・齋藤又六等町、のこらず燒通り、是又山州家中へ燒ぬける。又公事場・奥村兵庫・多賀内匠・九人橋より、右之方味噌藏町中町等より、材木町へやけ出る、是又壹口。由比三始郎・高木伊織等燒失の火は、九人橋より左の方材木町へ出、備中町の方へやけ、淺野川へ是又出る。大手之方、御細工所・越後やしき等燒失。津田玄蕃・寺西彈正等燒失にて、松平玄蕃・津田嘉源次・前田式部・奥村兵庫等燒る。前田駿河やけのこると中内、本屋よりやけいで、長屋までも燒失。右之火今町へ出、尾張町・新町・西尾隼人燒失。彦三一番丁入口せうじより、母衣町澤田伊左衛門等やけ、國澤太次兵衛まで燒る。太次兵衛より橋の方は、淺野川橋の方より燒來る。寺西彈正方の火、御普請會所、夫より味噌藏町のこらず、材木町に出、靜明寺近邊にやけぬけ、又は津田玄蕃屋敷等燒失、御藏より飛火幾口といふ數はしれがたし、殘らず淺野川川除にやけぬけ申候。淺野川橋向、御歩町・觀音町・觀音院・愛宕の下町々小路々々・八幡宮・同町・四丁壹番丁・蓮昌寺町・西養寺町・念西町・茶屋町・玄門寺門前・來敎寺門前・心蓮社門前悉く燒亡。本通り森本町・金屋町・高道町善導寺にて火留る。淺野川左の方、馬場

裏町向側奥野嘉藤次・土師清太夫、馬場壹番丁・貳番丁殘らずやけ、砂はせ大衆免の方へ燒ぬけ、大組足輕五軒燒失にて火止る。十一日巳刻までに野原のごとくなつて、只茫然とあきれはてたる計なり。或は藏の殘るを悦び、又土藏のいきぬけおそく、又やけいでやけいで、殘火十一日暮合迄やけ果ず。或は御城等は、夫を以水を掛けさせらるゝといへども、大木の梢へもえあがり、人力を以て消す事あたはず。とかく心魂をなやます計也。御母君實成院樣には、二之御丸に火かゝりぬれば、金谷通御立退、宮腰ぐち放生寺といふ寺に御立退。夫より前田土州下屋敷亭に被爲入、追而金谷御殿に被爲入る。喜六郎樣にも、金谷御殿に被爲入る。八十五郎殿には金谷御殿在住之處、危く候に付、大豆田淨住寺に御立退に而、追而金谷に被爲入候。右御三方樣とも、金谷御殿に被爲入、夫々の御園ども、只今まで操姬樣・善良院樣被爲入候儀に付、實成院樣・喜六郎樣被爲入、御差支無御座候。八十五郎殿御在住は、最初よりの處に被爲入候。

一、今度大火事に御座候處、火之中に而も不思議に助かり候人々、犀川口に而者玉泉寺・國泰寺、犀川荒町後町に而吉田貞丞、御城下尻垂阪の近邊吉田政丞・山本宗助・山田權左衞門・長谷川順左衞門・大野津左衞門・富田藏人・佐藤直記・今町・尾張町・新町・博勞町の方、入口々々は殘り申候。淺野川むかひにて了願寺近邊、一文橋の方のこる。並愛宕明王院、其下小家

一軒・安井勘左衛門、右之通火之中に候得共殘り申候。厚川水溜御歩町四方やけ候内にも、御馬乘御歩櫻井由太夫、御歩小頭津田幸左衛門隣御居間方小泉彌門のこり申候。其外其火いときりぐ〳〵、皆々不思議にのこる。火の中にあらざれば不記。追て一人もるゝゆゑ爰に記しのこす人々、火中にては、大工町せうじ井上平左衛門・山瀨團右衛門・中村勘次・中村市郎左衛門・一色作六。藤井平左衛門・中村左次馬・松崎喜兵衛・渡邊團右衛門・大村市介・近藤五郎左衛門、右之通。大村市介となり、牧甚五左衛門やける。松崎喜兵衛隣町家、中村左次馬隣町家やける。主馬殿町にて、御料理人澤村七郎次、火之中に而殘り申候。富田九郎右衛門・廣瀨平丞・毛利長左衛門等近邊、町家まで火來り候得共や殘ける。宮內橋・疊屋橋番人長屋平兵衛・熊內所左衛門・山本久右衛門まで殘り申候。かくのごとき大變なれば、江戶に重基公御在住に付、加州より早飛脚、四月十日の夜發足いたし、東武御屋敷へ到着、十五日朝五ッ時前也。

〔續漸得雜記〕

一、寶暦九己卯年御城下大火事といふは、四月十日庚申の日に而、未の下刻泉野寺町玉泉寺の後舜昌寺といふより出火。折節西ひかた風にて玉龍寺へ火移り、其火先龍淵寺・遍照寺より笹ケ町を打越、伏見寺門前より卽時に野田寺町へ出、南側極樂寺より大圓寺限り、北側永井源太左衛門より妙典寺に留り、其火七時過才川を打越、十三間町に飛び、堅町中大火に相成、

暮頃には本多遠江守殿へ移り、此火先御本丸辰巳御櫓に火移り、御城中一面に火に成。四方火玉飛出、鹽硝の精にて鳴渡り、酉の中刻卯辰山觀音院に移り、翌十一日朝六つ時に風替り、山せ風に而少し雨降り出し、五時頃大衆免花畑近所燒、五つ半過に火鎭る。火の入りし土藏共は十一日終日燒たり。火出所玉泉寺後より、風强き故に一筋に笹ヶ町より野田寺町、川向は十三間町入口町家切、上は定小屋切、新竪町邊不殘、下は片町・竪町の入口四辻に而留る。香林坊橋まで西側燒、香林坊川高は前田左膳町兩側藤田彈正迄。百姓町は慶覺寺上惣門口に而留る。大乘寺高北の方町家二軒は殘る。石引町は長土塀に而留る。家中之内前田兵庫火、寶圓寺裏門より火入山門迄燒、馬坂不殘、田井天神鳥居迄、下は田井村に而留る。乾貞寺・田井新町西方寺殘る。上は前田駿河守殿切、後は奥野主馬切、今町・尾張町・菊屋小路切、新町も松本屋隣に而留る。彥三町相違なし。新町橋下は澤田伊佐右衞門の側母衣町殘らず、西の側坂伊崎與一兵衞一軒燒失。馬場裏町は中程まで、後は二番町迄、砂走は不殘、大衆免は大組園相違なし、高は光覺寺也。但臺所やけ殘る。卯辰山は十三ヶ寺殘る。觀音下了願寺より一文橋詰は殘る。前代未聞の大變也。

〔金澤大火事記〕

本多遠江守　前田駿河守　横山山城守　奥村助右衛門

御家老

横山藏人　前田兵部　前田兵庫　西尾隼人　松平玄蕃

人持組

津田内記　前田左膳　成瀬主計　寺西彈正　前田内藏助
前田式部　多賀内匠　横山外記　多賀典膳　本多右門
篠原帶刀　上坂兩左衛門　品川藏人　奥村圖書　奥村中務
岡崎市正　津田源右衛門　成瀬監物　奥野外記　富田次太夫
小幡九兵衛　横山兵庫　大野木彈正　庄田左文太

頭分

松原善右衛門　九里次兵衛　勝尾半左衛門　不破忠太夫　神谷藏人
高山善左衛門　和田權五郎　吉田茂平　坂野帶刀衛門　津田平次衛門
戸田齋宮　庄田圭稅　富田彌兵衛　水野勝助　齋藤三左衛門
奥村五左衛門　宮井彦兵衛　林源太左衛門　寺西勘五衛門　茨木六丞
秋元喜三衛門　由比庄兵衛　不破野右衛門　中村次右衛門　杉浦權佐

多胡嘉藤次　矢部權佐　歸山太次兵衞　神保新五左衞門　廣瀬武太夫
木村平太夫　岡田主稅　野村源兵衞　横山三郎左衞門　芝山杢兵衞
野村七兵衞　岡田伊右衞門　九里覺右衞門　駒井與兵衞　澤田伊太左衞門
前田主馬　後藤淡齋　伊藤津兵衞舊宅　津田彌市左衞門舊宅　和角平右衞門舊宅

表御小將

服部五郎左衞門　中村五百木　横濱次郎　山路忠左衞門　多田四郎
中村乙次郎

御大小將

富田主稅　不破半藏　山本宇左衞門　奥村彌左衞門　中村新左衞門
眞田次兵衞　神尾伊兵衞　石河多門　渡邊傳藏　土師清太夫
千秋新助　高澤平次左衞門　青地齋宮　稻垣兎毛　大河原五左衞門
佐藤平左衞門　丹羽伊右衞門　田邊平次左衞門　村田直右衞門　中黒覺次郎
古屋彌五郎　鈴木三太夫　毛利齋宮　水野十郎左衞門　伊崎與一兵衞
森勇右衞門　中村彌太郎　田邊何五郎　加須屋縫殿左衞門　寺西勝左衞門
笹嶋市郎左衞門　岡崎作太夫　山本平藏　大屋武右衞門　久能辨太夫

安井源丞　田中三郎太夫　高澤平左衛門　關澤才記　櫻井平十郎
堀伊三次郎　田尻善太郎　大村善三郎　丹羽武十郎　團熊之助
岡田源左衛門

御馬廻

笹原六郎左衛門組

横山八郎左衛門　半田次右衛門　脇田半五門　久田清次郎　寺西庄太夫
新三左衛門　中村權左衛門　圓田伊織　嶋田權兵衛　神尾九十郎
馬淵辰五郎　山本鐵次郎　駒井乙吉

青木勘七郎組

一色宇左衛門　里見次右衛門　阿部十左衛門　奥村助左衛門　賀古金右衛門
槻尾左膳　九里右仲　小澤九左衛門　堀久右衛門　堀和左衛門
前田儀右衛門

三輪藤兵衛組

中黑加兵衛　兒玉彌藤次　津田十郎兵衛　古屋孫市　大嶋三郎左衛門
多賀安左衛門　山内七郎左衛門　木村新右衛門　永原藤左衛門　鶴見和太夫

山口次郎衞門　山田覺左衛門（脇田次左衛門同居）

高山善左衛門組

岡嶋八郎衞門　富永小左衛門　津田織人　堀久五郎　佃久太夫
神尾源左衛門　橋爪半兵衛　多羅尾左平太　國澤太次兵衛　遠藤次兵衛
粟田宇兵衛　横地彌右衛門　村井次郎衞門　毛利三郎太夫　山田權左衛門

戸田與一郎組

奥村五郎衞門　宮井平兵衛　原田又兵衛　神田十郎衞門　小川直右衛門
高山宇兵衛　里見兵左衛門　今村藤左衛門　中村太郎衞門　賀古助左衛門
水野源左衛門

一木逸角組

脇田次左衛門　山崎平太夫　金森忠太夫　半田權佐　武藤貞右衛門
河内山忠太夫　永井勘左衛門　小泉三佐

不破忠太夫組

伊藤彥兵衛　中川八右衛門　河合九兵衛　大石彌三郎　加須屋内衞門
長田新藏　中村左太夫　山根長太夫　津田貞進　神保新助

濱石幾次郎　中村貞次郎　小瀬次郎吉

神谷藏人組

菊池彌四郎　丹羽定右衛門　林　熊之助　武藤庄右衛門　中川惣右衛門
大地茂右衛門　春日林太夫　牧　甚左衛門　辻　貫兵衛　野崎傳兵衛（家半分燒失）

土方孫三郎組

茨木左太夫　氏家三郎衛門　寺西平左衛門　今村傳兵衛　鷹栖治部
澤田十左衛門　野村善藏　一色庄太夫　千秋喜兵衛　伊藤彌太郎
金子武左衛門　澤崎源五衛門

後藤淡齋元組

岩田傳左衛門　千秋三郎太夫　佐藤半五衛門　津田淺右衛門　前田吉左衛門
大塚十左衛門　小谷兵左衛門　久田忠左衛門

勝尾半左衛門組

平岡善八郎　津田加源次　由比三十郎　不破市左衛門　福田八郎衛門
古江要人　谷七郎左衛門　山岸八郎衛門　渡邊淸右衛門　山本大助
奥村次右衛門　比良只右衛門　歸山權太郎

九里次兵衞組

神尾内藏太　奥野加藤次　寺西清左衞門　太田勝左衞門　林彌十郎
神保長左衞門　横山平太夫　菊田三郎太夫　矢部勘左衞門　松平助三
古屋清太郎　高木伊織　中村政丞　塚本伊左衞門　中村新藏舊宅

御用番支配

後藤又助　江上杢兵衞

組外

不破權左衞門　奥村覺左衞門　高桑津左衞門　辰巳八左衞門　津田三郎衞門
中村久左衞門　丹羽八右衞門　河原左次馬　橋本平左衞門　河合與左衞門
人見忠左衞門　絹河源兵衞　宮川久兵衞　栗田十郎兵衞　脇田彌兵衞
横地忠左衞門　玉川七兵衞　吉田清太夫　齋藤只右衞門　岡本武右衞門
山岸源太夫　不破久左衞門　山森彌五衞門　辻新次郎　中泉忠太夫
飯尾貞右衞門　和田兵左衞門　陸田孫六　小塚齋宮　小塚雲平
笠間清太夫　不破三郎兵衞　吉田藤藏　不破甚太夫　松本彌左衞門
寺西助右衞門　澤田彌左衞門　村上源左衞門　中村九郎衞門　寺西彌左衞門

森権五郎　坪子平太夫　音地貢　寺西惣右衛門　原新左衛門
吉野加藤次　澤田藤左衛門　内田與三衛門　櫻井金太夫　笠間清兵衛
相山甚六　木村平介　中村源六　不破五左衛門　長井平左衛門
山原助太夫　駒井恒右衛門　中西十右衛門　高田善左衛門　石川喜太郎
山邊沖右衛門　神田新次郎　奥泉海平　水野安次郎　竹村三郎太夫
水嶋尚膳　武部四郎衛門

寺社奉行支配

溝口新八郎　野崎武兵衛　加藤權兵衛　和田久兵衛　神戸惣左衛門
野村新左衛門　蓑輪徳兵衛　福田安太夫　千羽庄太夫　寺西傳左衛門
森玄周　二木順伯　小宮山太次郎　下田玄壽

町奉行支配

野村次郎衛門　坂井新左衛門　曾田次左衛門　矢部權太夫　小川七太夫
小川久太夫

御馬奉行支配

佐野清太夫　片山甚左衛門　石黒熊之助

三拾人組頭

不破治部右衞門　山森惣太夫

御料理人

山崎小兵衞　長谷川宇右衞門　任田金藏　原田市郎右衞門　笹田幾右衞門

舟木傳内　井口宅左衞門　山本圓藏　池野武左衞門　山田丹次

小坂十藏　寺尾内丞　原田八郎右衞門　坂野貞右衞門　清水德兵衞

雪野彌三太夫　上田平太夫　笹田次郎太夫　舟木磯右衞門　池野左平太

山本作左衞門　堀平左衞門　西田小右衞門　清水幸左衞門　若林次郎太夫

西坂傳次

御臺所同心

宮村茂助　坂本要人　小者五人

新番

和角甚左衞門（父平右衞門同居）　加須屋八郎右衞門（父縫殿左衞門同居）　兒玉五左衞門（父彌藤次同居）　玉川十郎右衞門（父七兵衞同居）　野崎權三郎（父武兵衞同居）

横山久左衞門　麻田作左衞門（御代官小屋）　馬淵治内　山岸文左衞門　堀才三郎

山岸宇右衞門　武市郎左衞門（父彌五左衞門同居）　下村清太夫

御射手組

中西傳左衛門　松原杢右衛門　富田庄太夫　久保平左衛門　松崎源五衛門
坂倉善助　大久保藤右衛門　嶋田源太夫　古澤又兵衛　川塚宇右衛門
奥村貞兵衛　毛利伊平太　平田次左衛門　原八郎兵衛

御異風

飯沼源田衛門　小塚藤次郎　中村十郎衛門　不破久太夫　岡野五郎衛門
津田新五郎　和田助左衛門　三嶋津左衛門　牧甚五左衛門　分部清太夫
廣瀬治太夫　廣瀬兵助　中嶋小兵衛　國府榮右衛門　不破久米太郎
橋爪金左衛門

定番御馬廻

飯田勝左衛門組

水野平太夫　水野知左衛門　筒井官兵衛　武部治部丞　多田津右衛門
小倉治右衛門　加須屋四郎兵衛　金岩加太夫　安田源太夫　大村兵藏
佐藤數右衛門　不破右傳次　丹羽幸十郎　鶴見森右衛門舊宅　疋田九丞舊宅
岡嶋忠右衛門

神保新五左衛門組

不破勘太夫　武藤牧太　渡邊勘左衛門　津田源左衛門　清水八左衛門

佐竹七左衛門　毛利十郎右衛門　近藤安左衛門

木村平太夫組

廣瀬増右衛門　江尾次部右衛門　長井左太夫　木村和太夫　萩原平左衛門

原惣太夫

廣瀬武太夫組

熊谷猪兵衛　森田久兵衛　太田三郎右衛門　中吉次郎兵衛　岡本長太夫

笹原九郎右衛門組

坂野猪兵衛　宇野伊太夫　黒川平左衛門

歸山太次兵衛組

稻垣半左衛門　久徳次太夫　若村清兵衛　上坂與太夫　原藤左衛門

加藤八郎右衛門　小谷吉郎太夫　青木善太夫　横地善八郎

三宅權左衛門組

芝山三郎右衛門　飯嶋半次　澤崎藤太夫　井上九左衛門　大村貞右衛門

中村喜左衛門　長屋喜平太　大村直記　杉岡清左衛門　加須屋又兵衛
上坂政太夫　野崎助八　出野政右衛門　不破七郎衞門舊宅

馬淵嘉右衛門組

大村十兵衛　横山覺右衛門　槻尾甚太夫　蓑輪新左衛門　田伏縮太郎
小野木久次郎

〃

御算用者

小頭篠崎喜左衛門　小頭山本宅左衛門　小頭中山儀右衛門　小頭荒木平藏　小頭木村善丞
齋藤金左衛門　坂井善太夫　狩谷平太　齋藤左助　稲垣喜三衞門
嶋田甚兵衛　下村九郎太夫　増田和右衛門　小竹庄藏　堀口忠左衛門
田邊勘左衛門　雪野豐藏　二口林右衛門　松永三郎衞門　永井三郎衛門
丹羽清太夫　藤井林左衛門　原篠武太夫　小川清太夫　高橋宅右衛門
原田傳太夫　金岩八郎太夫　坂井半右衛門　清水三郎衞門　加藤久左衛門
不嶋源八　吉田源七　吉田源藏　松井久右衛門　小川清五衞門
吉田七郎太夫　木村兵太夫　原篠武右衛門　木村平丞　齋藤權八

以下禪宗なり

原田淺進　小川利兵衛　増田長太夫　田邊忠藏　深山清八
篠崎知太夫　齋藤勝右衛門　木村善六　小竹津右衛　丹羽藤太夫
馬淵順左衛門　和田半左衛門　齋藤彌藤次　算用場足輕 廣岡喜八郎

〆

## 寺社方

小立野 寶圓寺　泉寺町 玉龍寺　玉龍寺地内 高印寺　玉龍寺内 舜昌寺　泉寺町 月照寺
泉寺町 松月寺　泉寺町 龍雲寺　八坂 永福寺　永福寺地内 源性院　八坂 松山寺
松山寺地内 榮壽院　八坂 鶴林寺　八坂 雲龍寺　雲龍寺地内 慶全院　瑞雲寺地内 長谷院
卯辰 國運寺　卯辰 普明院　同 天長寺　寺町 禪栖院

## 天台宗

卯辰 西養寺　西養寺地内 一軒　同所 最勝寺　卯辰 乘龍寺　同 顯正寺
泉寺町 安住寺　寺町 翠雲寺　卯辰 來敎寺

## 眞言宗

遠江守家中 慈光院　寺町 遍照寺　同 伏見寺　同 理證院　卯辰 觀音院
觀音院門内 愛染院　同所 醫王院　卯辰 法泉坊　同 法住坊　卯辰 永久寺

主計町 源法院

浄土宗

寺町 浄安寺　同 大圓寺　同 極樂寺　卯辰 誓願寺　同 玄門寺

卯辰 壽經寺　同 光覺寺　同 心蓮社　八坂 安樂寺

一向宗

材木町 善福寺　善福寺地内 三ヶ寺　百姓町 慶覺寺　田井口 廣濟寺　百姓町 誓念寺

新竪町 名願寺　觀音町 西源寺　四丁木町 圓長寺　同 即願寺　新竪町 徳榮寺

大衆免 浄光寺　大衆免笠町 仁隨寺　田町 西光寺　四丁木町二番町 超願寺

西流

四丁二番町 浄行寺

日蓮宗

卯辰 妙圓寺　同 本法寺　同 妙久寺　同 蓮覺寺　同 全性寺

卯辰 妙圓寺　同 妙泰寺　同 長久寺　同 妙應寺　同 妙正寺

卯辰 妙玄寺　同 本光寺　同 圓光寺　同 蓮花寺　同 常福寺

卯辰 蓮昌寺　同 慈雲寺　淺野川川除町 靜明寺　泉寺町 妙典寺　同 本妙寺

山伏

淺野川川除町 天道寺　材木町 正教寺　田町 萬寶院　寶圓寺門前 天供院　同門前 大成院
寶圓寺門前 泉壽院　同 文勝院　同 照運坊　火除町 寶傳坊　金屋町 慈眼寺
新竪町 持福寺　木屋町 清立寺　百姓町 長樂寺　新町福井土佐旅宿 一軒

社家

卯辰八幡宮　厚見美濃寺

一、二十七軒　舜昌寺門前　一、十二軒　月照寺門前　一、三軒　玉龍寺門前
一、四軒　龍雲寺門前　一、四軒　希翁院門前　一、七軒　金剛寺門前
一、三軒　松山寺門前　一、三軒　瑞雲寺門前　一、二軒　永福寺門前
一、五十四軒　玉泉寺門前　一、三軒　顯正寺門前　一、三十六軒　伏見寺門前
一、十六軒　明王院門前　一、二十軒　永久寺門前　一、二十五軒　心蓮社門前
一、九軒　本妙寺門前　一、五軒　八幡社門前家

輿力組

前田土佐守與力 土屋甚十郎
今枝織人 佐藤次兵衛
津田内記 山本助之丞
前田兵部 山本數右衛門
本多右衛門 櫻井覺右衛門
奥村外記 伊藤九郎兵衛
奥野嘉藤次 村上清六郎
本組 池森勝左衛門
明組 村田久左衛門

横山山城守 平野善左衛門
本多圖書 澤崎次太夫
前田左膳 寺西政太夫
同 鈴木彌太夫
奥村中務 長谷川惣右衛門
横山齋宮 荒井瀬左衛門
本組 坂田傳兵衛
同 中村平太夫
同 中村八郎右衛門

同 石原惣左衛門
横山織人 高橋權左衛門
前田圖書 永井助之進
前田主鈴 淺尾彌三太夫
岡嶋市正 西川忠左衛門
竹田金右衛門組付 田邊津左衛門
同 本橋勇左衛門
同 江口新左衛門
伊藤伴三 岡理太夫

奥村助右衛門 坂井覺右衛門
同 坂井知太夫
成瀬主計 武八郎太夫
横山外記 猪俣平藏
富田藏人 嶋田宅右衛門
半田主鈴組付 松田平太夫
同 南源太夫
同 多田庄太夫

今枝織人 矢部八丞
津田内記 千田源左衛門
同 武源五左衛門
小幡圖書 堀安太夫
成瀬監物 西谷與三兵衛
同 山内吉郎兵衛
同 山形善太夫
同 山田忠四郎

## 六組御徒

小頭 太田庄兵衛
小頭 木村惣兵衛
長谷川勘助
毛利縫殿右衛門

同 渡邊彌左衛門
深谷喜太夫
中嶋平左衛門
藤田和右衛門

同 杉山市郎右衛門
近藤長太夫
嶋杢左衛門
藤田傳右衛門

同 曾田久左衛門
長谷川藤九郎
渡邊藤藏
中村嘉藤次

同 中村藤兵衛
笹田安左衛門
山口庄左衛門
川邊團藏

三二儀兵太　藤田五郎衛門　橋爪兵右衛門　山森次郎衛門　佐伯甚太夫
太田源藏　八十嶋十藏　水野清次郎　山口次郎衛門　山本團左衛門
木村次太夫　毛利市右衛門　杉本圓太夫　木村六郎太夫　曽田源五太夫
森惣右衛門　塚本宅左衛門　片岡次右衛門　中村權右衛門　八木宅左衛門
古市長右衛門　石倉利左衛門　荒尾平三衛門　鈴木佐左衛門　平野甚五衛門
藤田勇左衛門　岸藤右衛門　藤江五太夫　森三郎左衛門　山邊曽太夫
武源太夫　武次郎太夫
〆　五十二人

〔泰雲公御年譜〕

先頃大火之節、奥村助右衛門殿類燒之砌武具土藏へ火入、重器共致燒失候內、高德公より拜領有之御馬驗・御具足を入候櫃、火事相濟、駈付候百姓之內より致持參候由。其節右二品、土藏より何者之取出右之百姓へ相渡候哉、土藏奉行之外は可存樣も無之所、土藏奉行も不存候由。彼家末森戰功にて拜領隨一之重器に候所、此二色迄取出免火災申儀不思議成儀に候。

四月十一日。金澤城罹災したるを以て老臣等の政廳を長九郎左衛門の邸に移す。

〔留帳鈔錄〕
寶暦九年四月十一日御在府。
一、御城御類燒に付、今日より當分長九郎左衞門宅へ老中等罷出、御用相勤候事。
同月十五日
一、出仕之面々九郎左衞門宅ゟ罷出、年寄中等謁候事。
明日各九郎左衞門宅ゟ罷出候節、途中は御家來共に火事裝束、出仕之節迄上下に相改、出仕相濟又火事裝束に相改候筈に御座候。當分は何茂火事裝束に而罷出候筈に只今相極り申候。爲御承知如此御座候、以上。
四月十四日　前田兵部
本多圖書等五人樣
四月十九日
一、火事に付而江戶表より早打御使志村五郎左衞門被遣、今日到着、九郎左衞門宅におゐて、年寄中を初御意之趣申述候。御口上書等若年寄方に記候。圖書氣滯不罷出、藏人儀押而罷出る。人持・頭分ゟ御意之趣廿日申聞有之候事。
年寄中等御請廿一日申述る。年寄中・御家老一列、九郎左衞門等三人・玄蕃一列、類燒之人々

御宮は城内の東照宮

御請一列也。

四月十三日。災後初めて金澤城內東照宮にて時鐘を撞かしむ。

〔片岡孫作藏文書〕

一、越後屋敷時鐘所燒失、時鐘破壞に付、三の御丸に有之鐘、御宮に而四月十三日朝五時より時鐘撞初る。

四月十五日。金澤大火災の報江戶に達す。

〔政隣記〕

四月十五日朝六時、去十日夜亥の刻金澤立之早飛脚來着。

去十日申刻前、金澤六塔林舜昌寺門前より出火之處、南風烈しく、寺町妙典寺邊より火川を越、十三間町江飛、竪町江移、本多遠江守屋敷より御城江も火移、夫より劍先ヶ辻、材木町、靜明寺邊河原江通、卯辰江飛び、觀音院邊最中燃候。委細者未相知。實成院樣・喜六郞殿にも御立退之由申來に付、爲御見廻以早飛脚御書被進、巳之中刻江戶出立。

一、十日夜丑之刻立之早飛脚、今十五日午の刻着。前田駿河守宅江も火移、卯辰山不殘、小立野口も火口所々に而、中々急に可鎭躰見江不申、二之御丸御廣式も就御類燒に、實成院樣宮腰口中橋放生寺へ御立退、御近習頭河內山七左衞門・賀古勝左衞門は、御城御類燒後實成院

樣御供仕、御縮申談候由。喜六郎殿者御居宅御類燒に付、二御丸へ御立退之處、二御丸も御類燒に付、馬淵嘉右衞門宅に御立退。八十五郎殿者大豆田淨住寺に御立退之由、年寄中幷御附之人々より言上。附、馬淵者御附頭也。

右に付年寄中へ早打御使可被遣旨被仰出、御近習御使番志村五郎左衞門に被仰渡。今十五日夜子の上刻江戶發出、同十九日金澤着。廿一日申刻金澤發、廿五日江戶に歸府。

一、右二度目之早飛脚到來之上、御用番幷秋元但馬守殿に左之通御屆。

加州金澤城下、今月十日申の刻才川寺町より出火、風烈敷及大火、同夜居城本丸・二丸燒失仕候。城內燒失之樣子幷城下家數等相知不申候。追而委細之儀御屆可仕候。先右之趣御屆申上候、以上。

四月十五日　　御　名

一、三度目早飛脚十一日未之刻金澤出足、今十五日夜子の上刻着。十一日巳之刻火鎭候由言上。御用之品駿河守宅に而取賄候處、是も類燒に付暫栂三郎左衞門宅に而取賄、夫より長九郎左衞門宅に而取賄候由申來。但越後屋敷燒失仕に付而也。

〔政隣記〕

四月十六日。金澤火災の詳報再び江戶に達す。

四月十六日、従金澤早打御大小將神戸清左衛門を以、年寄中より言上。十一日申之刻發出、於今曉七時頃江戸へ參着。火鎮候に付年寄中等申談御城中見分之處、御櫓・御土藏等過半燒失、定火消は勿論、本書火消も申談候得共、風も有之一向難防、右之通に候由。御城就御類燒、爲御縮大聖寺御關所江物頭寺島左太夫御先手也足輕召連罷越、境御關所江割場奉行栂內藏太同趣に而罷越候樣申渡候旨言上。御城內相殘所々左之通。

金谷御廣式　鼠多門　七拾間御門　七疋建御厩　金谷御門幷同所御文庫　堂形御馬場　玉泉院樣丸御文庫　薪丸御土藏二つ幷同番所　石川櫃門　越後屋敷土藏二　會所下御臺所

御算用場　御宮幷甚右衛門坂　御宮坂

右之通相殘申候。

同日御用番幷秋元殿・左衛門尉樣江左之通御屆。

先達而御屆申候通、去十日金澤城下出火之處、居城不殘燒失、翌十一日巳之後刻火鎮申候。城下過半燒失之躰、家數等之儀者未相知不申候。此段無急度各樣迄相達置候樣被申付候、以上。

四月十六日　御名內　伴源太左衛門

同日神戸清左衛門儀、於御居間書院御前江被爲召、御人拂に而御尋之趣共有之、御請申上退

候後、表向御目見被仰付、白銀五枚拜領、御年寄衆ゟ之御用之品々御渡、其外御城代幷御横目中ゟ之御親翰も御傳附。暮前江戸發、早打に而歸。

附、御使番を以可有言上候處、指支候に付御大小將也。於金澤發出前、路用金百兩御渡之儀頭より御達申に付、則會所奉行ゟ被仰渡候處、小拂奉行兩人共類燒、其上道筋火勢强く、使遣候事も難成旨及御斷候に付、御算用場奉行ゟ被仰渡、漸金子渡方譯立、頭假切手改作奉行中ゟ相達、淸左衞門於御算用場直に請取之。且淸左衞門津幡迄持出人足指支候に付、乘物等自分家來に爲持先達而津幡ゟ迄遣之置、右驛迄者早馬に而參候樣頭等より申談。于時持馬煩に付、御貸馬之儀松平玄蕃若年寄ゟ相達、則御申渡有之候處、堂形御厩危候に付御馬共宮腰口ゟ引退有之候に付、急に難渡由に候得共、外に致方無之候に付、强而早速淸左衞門宅迄御馬爲向候樣頭より及御達、漸に牽來、境御關所過書頭窪田主馬より相渡之。于時御城中跡火も薄く成候に付、御小將頭原五郞左衞門淸左衞門に指添、御城内燒跡見分爲仕候樣年寄衆被仰渡、御横目中在合無之に付御番頭入江治左衞門も同道可仕旨、五郞左衞門より及御達、長九郞左衞門役宅より三人同道、御城中見分、燒殘候所々淸左衞門覺書に調、江戸ゟ持參之筈。右見分濟、長殿宅ゟ罷歸候處、御用番横山山城守御使被申渡、御家老衆ゟ之紙面被相渡之、申の下刻早馬に而右役宅より直に發出。

四月十九日。前田重教の災後に處する諸士の心得を諭したる書金澤に達す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十九日晝過、江戸表より早打御使志村五郎左衞門參着、直に長九郎左衞門殿御宅へ罷出候由。同廿日晝後、五郎左衞門早打に而江戸表へ罷歸候。

一、當四月廿日江戸表御使村五郎左衞門を以被仰下候趣、長九郎左衞門殿御宅へ人持頭分呼立、左之通演述有之候。

當十日泉野寺町より致出火、及大火、御城御類燒之旨、追々年寄中より言上之趣被聞召、不被爲及是非思召候。御家中類燒之面々、時節柄可致難儀与被思召候。乍此上諸士心をあはせ候而、萬端精に入相勤候樣被思召候。

此旨一統に可申渡旨御意に候。

四月廿二日。金澤城災に罹りたるを以て德川家重使を前田重教の江戸邸に遣はして慰問せしむ。

〔德川實紀〕

四月廿二日、松平加賀守重教がもとに奏者番内藤大和守賴由御使して、火患を弔せらる。是はこの月十日金澤の城燒亡せしをもてなり。その日申牌城下の市街に火おこり、蔓延して各所に及び、十二日申牌にいたりて漸くうちけしたりとぞ。城は本丸・西丸・二三の丸までことごとく燒つくし、府庫は七十一ほろび、家老以下家人の居宅殘りなく災にかゝり、城中宿直の家人二百二人・馬七十二疋燒死せりとなり。

〔續災異記〕

一、四月廿二日金澤城燒失に付御見廻上使御奏者番內藤大和守殿來駕、江戶御上屋敷にて濟也。右火災之砌公御在府年也。

〔政隣記〕

四月廿二日、今度御居城就燒失に、上使御奏者番內藤大和守殿を以御懇之被爲蒙上意、從大納言樣も被爲蒙上意。如御例敷付迄御出向、御大書院ゟ御誘引、上意御演述之上、前々之通少御下座御挨拶有之。御前御退之上、前田信濃守殿御挨拶、御熨斗出之、御小書院ゟ御誘引御菓子等出之。御酒・御肴御前御引、御土器出、御始め、上使に而御請、又御前ゟ被進之御納。御請被仰上御退出。畢而兩御丸ゟ御登城、御老中方御勤、其外御使者被遣之。且夫々御吹聽有之。

廿三日右火事に付、金澤年寄中等より爲伺御機嫌、村井靱負より惣代之飛脚去十四日發、今日到着。

四月廿三日。大聖寺侯前田利道使者を金澤に遣はして火災を慰問せしむ。

〔留帳鈔錄〕

四月廿三日

一、備後守樣より御使者被遣候。年寄中・御家老中類燒人々、且又類燒無之人々ゟ茂御使者被下候付、今日退出之刻何茂右御使者御旅宿ゟ爲御請罷越候に付而、左之通口上書人々持參候事。口上書は爰に略す。

四月廿四日。前田駿河守御城方御用の職を辭せんことを請ひ、尋いで慰留せらる。

〔袖裏雜記〕

左之紙面入御覽、駿河守儀唯今迄之通相勤候樣被仰付可然旨等、遠江守・山城守・主水より申上。

去十日泉野寺町より出火之由に付越後屋敷へ罷出、奥村主水中談、東丸八枚戸爲開遂見分候

處、最早竪町ゟ火移之躰に而大火相成候。依之越後屋敷へ立戾り、助火消等之儀申談、追付御城中所々相廻り、御人數・火消道具之儀割場奉行へ申渡候。諸方より御人數請取度段、追々申斷候へども、割場にも無人、其上火消道具多く及破損、至而少分差出申候。右火消道具御修覆且新出來之儀、割場より毎度申聞候付、御勝手席ゟ申達候へども、はか〴〵敷御修覆之譯相立不申候故、至而道具員數拂底御座候。未其頃は、御城ゟ者風筋も無氣遣、程も遠く御座候內、段々火廣く相成候付、同席幷御家老中、人數御城外ゟ集置可然与遂示談、夫々其手配仕候內、本多遠江守宅ゟ火移り候由に付、東之丸・御本丸程近候故、同席中等申談度々相廻候處、遠江守宅之炎は小立野筋へ燒ぬけ、御城先は氣遣も有之間敷と存候內、片町・香林坊橋邊より燒來、堂形邊侍屋敷段々火移、大木に燃付風烈敷火粉吹上、巽御櫓邊火之粉落散に付、割場人數に申付隨分爲防居申內、御本丸御屋形ゟ火之粉落候哉、急に燃出候付、右御丸御門之方へ走廻り候へども、最早一躰盛火に相成候付、三之御丸ゟ罷越、早鐘爲撞申候所、御城外之人數一同入込候付、早速二御丸ゟ不殘差遣、御屋形爲防候へども、御本丸之火之粉所々ゟ致分散、橋爪御番所・同所御廐燃出、二御丸御屋形所々より燒出、廣大之火に相成、迚も火消中等手に合不申候故、皆々猶豫仕候內、其炎四方へ散分れ、所々より燃出、不殘燒失、誠に殘念千萬難演言語次第に御座候。私共心之及聲之屆砌は下知仕候へども、風烈敷火勢至て

強く、其上數百人打込候場所、中々行屆不申候。別而私儀乍當分御城方御用被仰付置候處、不働之下知故右之通と思召之程、千萬迷惑奉存候。是以後御城御造營等被仰付、至て重き御用共指向可申候。然處私之如き短才不智之者、中々大切成御城御用無覺束御座候。然ば此儘相勤、萬一御用向不調法御座候而は大切成儀、私身分之儀は少も貪着無御座候。御用相欠候處甚大事之儀与奉存候間、御城方御用御免除被下候樣奉願候。か樣之御時節、幾役にても相進み可勤事に御座候へども、右之通重き御用故障も出來可仕哉、此所危奉存候故、迷惑千萬奉存候へども奉願候。直に此儀達御聽候儀者奉恐、各迄相達候。何分被遂御示談、宜く達御聽候樣仕度御座候、以上。

卯四月廿四日　　前田駿河守

本多遠江守樣

橫山山城守樣

奥村主水樣

四月廿六日。前田重教の使者青木與右衞門金澤に着す。

〔政隣記〕

四月廿二日、御近習御步頭青木與右衞門儀、金澤年寄中江之早打御使被仰付、今日御用之品

眞照寺は昇昌寺の誤

御渡、夜五時頃發出。

〔泰雲公御年譜〕

同廿六日夜中自江戸表御使者青木與右衛門參着。

## 四月廿九日。金澤の非人頭等火災に際し役務を盡さゞりし罪を謝す。

〔國事雜抄〕

御請書之事

私共先年各方より、御當地非人頭從御願被立置候處、他國他領之者、或賊惡事人取出候。且又金澤出火之砌嚴重に相廻、紛者召捕各之方ゟ指出儀、前々より被仰渡、其上御公事場・町御會所近所出火之節者早速相詰申儀、先年茂御改被成御請書上置申候。依而當月十日晝七つ時に泉寺町眞照寺より出火仕、翌十一日朝五つ時迄燒登り、御上御類燒之儀言語に難絕、其上三ヶ國御締方之御公事場牢屋燒失申處に、右兩御場ゟ相詰不申、沙汰之限り之段被仰聞、一言申譯無御座迷惑仕候。猶更盜賊御改方四人之儀、別而私共引請に御座候處、一向御用に相立不申儀、重々申開き無御座迷惑仕候。今般之大火に付私共役儀御取上可被成者も可有御座候處、先つ御指なだめ忝奉存候。是以後御公事場・町御會所近所及出火候はゞ、私共は不及申、小方共召連、早速欠付御用相勤可申候。依之此度指引を以嚴重被仰付、奉畏候。右之趣少

に而も相背候はゞ、私共役儀御指替可被成候。其時一言之儀申上間敷候。爲其私共連印仕上申候、以上。

寶暦九年四月廿四日

御當地非人頭　七右衛門　印

同　三郎右衛門　印

同　次郎兵衛　印

同　理右衛門　印

同　間兵衛　印

同　市兵衛　印

同　甚兵衛　印

藤内頭　三右衛門殿

同　仁　藏殿

四月廿九日。大聖寺侯前田利道歸封の途金澤を過ぐ。

〔政隣記〕

四月十八日、備後守樣明十九日大聖寺に之御歸邑就御發駕に、今日御出、於御居間書院御對顏、兼而者御招請之筈に候處、金澤御城就燒失相止、御供之御家老も御目見迄被仰付。從此方樣も爲御暇乞可被爲入候得共、御城燒失に而御取込

被爲在候故、其御儀無御座。依而以御家老御暇乞可被仰進處、是又此節御用多罷在候に付、組頭を以被仰進。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月廿九日朝快晴。備後守樣御歸邑に付、夜前津幡御泊、松任御晝之由に而、八半時金澤御通行。但金屋九郎兵衞方へ御中休も有之。

四月廿九日。老臣本多遠江守等災後の金澤城内を巡視す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月廿九日朝五つ時過より、遠江守殿・駿河守殿・青木與右衞門御城中燒跡見分、九時前順見相濟候。今般御城御類燒に付、御歸國之節金谷御殿へ可被爲入旨に而、二百坪御作事有之由に而、七拾間御長屋御厩之跡に、御作事小屋三間梁拾九間相立、夥敷材木持運、木挽等入込、御番所前に而挽申候。

五月四日。老臣等諸吏に火災以後特に儉約を實行すべきを以てその意見を上申することを命ず。

〔政隣記〕

五月四日御家老中左之紙面被相渡。

近年御儉約之儀何も嚴重に相心得候得共、此度金澤表火災に付、萬端格別可被指省思召に候。依之諸向之相闕候而可成品々、且請人高減少之手配、面々存寄之趣無泥書出可申候。急に了簡難付儀者、追々可書出候。就中御留守中之儀者指當申事に候間、早速詮議可有之候。此度夫々可申渡旨被仰出候事。

## 五月七日。平尾邸内の納屋燒失す。

〔政隣記〕

五月八日、昨七日夜御下屋敷在住御手木小頭野根山長左衛門、御貸長屋後薪置所より出火、九尺二間之所不殘燒失。右燒拔け申節、御手木等に而手に合不申に付、板橋・平尾之者も入込消留申候。外に替儀無之。右納屋ゟ薪入置候節、昨晝消炭入を入置候處、麁抹も御座候哉と長左衛門申聞候趣、委細達御聽。前々是程之儀御屆無之候。尙更聞番ゟも御僉議之所、御役人衆も不罷出所。享保十年在住足輕御貸長屋より出火之節者、御屆有之候而御指扣も御伺之處、不及其儀旨御指圖御座候。此度者御長屋抔と申に而も無之、旁御屆に及間敷与御僉議之事。

## 五月十二日。金澤城中及び城下の罹災に關する覺書を幕府に提出す。

〔政隣記〕
五月十二日、當四月十日金澤火災委細之御屆書、左之通今日御用番松平右近將監殿ニ被指出、左衞門尉樣ゟも御寫被遣之。

加州金澤城中燒失之覺

一、本　丸
同所屋形　同所三階櫓一ヶ所　同所長屋一ヶ所　同所二階櫓四ヶ所　同所中櫓四ヶ所　同所土藏三ヶ所　同所門五ヶ所　同所橋一ヶ所
一、二之丸
同所屋形　同所二階櫓四ヶ所　同所長屋五ヶ所　同所土藏九ヶ所　同所門十一ヶ所
一、三之丸
同所續玉泉院丸　同所二階櫓三ヶ所　同所長屋五ヶ所　同所土藏五ヶ所　同所門拾二ヶ所
同所橋一ヶ所
一、大手門一ヶ所
同所二階櫓一ヶ所　同所櫓三ヶ所　同所長屋三ヶ所
一、城外惣門八ヶ所

一、米藏屋鋪二ヶ所、但二十三筋
一、用屋鋪十二ヶ所
相殘候分左之通。
一、玉泉院丸之內西之方入口櫓門一ヶ所　同所土藏二ヶ所
一、西北之方城外惣門三ヶ所
右門內花畑小屋敷一ヶ所　御宮幷指續候所用屋敷三ヶ所
一、城下燒失家數一萬五百八軒
内
四千百五軒　侍幷步足輕小者暨家來召仕之者家
九拾九軒　寺社
四千七百七拾五軒　町家
千五百六軒　寺社門前幷百姓地
二十三軒　毀家
一、百十六ヶ所　番所、內一ヶ所毀番所
一、二ヶ所　弓足輕稽古所

一、六十一ヶ所　木戸、内四ヶ所毀木戸
一、二百八十三　士　藏
一、一ヶ所　制札場
一、一ヶ所　囑託札場
一、二十八ヶ所　橋、内一ヶ所大橋
一、二十六人　燒死候者、内十一人女

右前月十日申之刻寺方より出火、翌十一日巳之後刻火鎭り申候。風烈敷候而書面之通燒失仕候、以上。

卯五月十一日　御　名

五月十五日。前田重教藏米を頒ちて罹災の士庶を救濟すべきことを命ず。

〔御年譜〕

一、五月十五日、長氏宅頭分以上被召、左之通被仰出。

御家中一統、今度之御城御燒失難儀可存事勿論候。於御前者、御城之儀より、近年御家中諸士暨町方困窮御救茂可被仰付所、御勝手御難澁に付知行米をも指上、御心外之極之上、御城下類燒、此所御難澁者御城御類燒より御難儀被思召候。仍而今度類燒之人々に御藏米を以御

救被仰付、四民饑不申樣取續候樣取計可申旨被仰出候事。

五月廿一日。金澤に地震あり。

〔變異記〕

五月廿一日暮六つ時廻、鳴強小地震有。其次大地震、人騷。家々屋上へ上置天水桶の水ゆりこぼす。

〔泰雲公御年譜〕

同廿一日夜戌上刻強地震。近年無之程也。

五月廿二日。幕府前田重教に金五萬兩の貸附を許す。

〔政隣記〕

御用之儀候間、明廿二日四時可有登城候、以上。

猶以若病氣に候者、名代可被指出候、以上。

五月廿一日

松平右京大夫

西尾隱岐守

松平右近將監

堀田相模守

御名殿

右御用番右近將監殿より到來に付、爲御知預玄院樣・淨珠院樣ゟ者以御近習頭、御前樣方ゟ者富永數馬等奉札、紀州樣ゟ者御双方御家老奉書、左衞門尉樣ゟ闕番言上、其外御一門樣方ゟ者闕番より奉札。

廿二日、右依御奉書五半時御登城之處、御黑書院御勝手之方に而御老中方御列座、御用番右近將監殿左之通被仰渡。

御名

今度居城燒失に付可爲難儀与被思召候。依之金五萬兩拜借被仰付候。上納之儀は御勘定奉行可被請候。

御勘定奉行の次指圖候歟

右爲御禮御老中方・大岡出雲守殿・若年寄衆御勤、御側衆御使者被遣之。廣德寺ゟ御名代御家老、預玄院樣等御近習頭御使、御前樣方ゟ者御勘定奉行、御用番一色安藝守殿ゟ者御普爲聽旁闕番被遣之。

一、御歸館後於御居間書院、御家老被爲召、今日之御樣子被仰聞、頭共ゟも可申聞旨御意。金澤年寄中ゟ御書に而被仰下、出雲守樣・備後守樣ゟも御使札被進之。今夜早飛脚に而夫々被遣之。

批板は屋根を葺くに用ふるへぎ板

光嚴前は今の三構

五月廿五日。御馬廻毛利三郎太夫石川郡宮腰の町人を殺害し、尋いで閉門を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十五日、御馬廻毛利三郎太夫大野へ投網打に罷越、歸道寺中邊に而、金澤より批板賣之者共歸、四・五人連に而、右三郎太夫家來陸持籠に行當り、家來与致口論候に付、三郎太夫儀も、同道人河合左膳・岩田平左衞門・林源左衞門に候由、家來より先達候所、口論之樣子承、立歸宮腰之者を叱候處、過言いたし、刀を拔申候を見、板賣五人之内三人は逃散、殘り候長三郎与申者、首より胸迄切裂申に付倒候。其節通懸り候百姓・馬形等相集、手込可致樣子に付、四人共に立退候。跡より人數多相慕罷越候に付、光嚴前堀重郎兵衞方迄罷越致僉議、留刺可然由申に付、右四人計に而は無心許、辻十郎兵衞幷隣家高畠伊太夫子左膳共、以上六人之内、十郎兵衞・左膳は家來に鑓を爲持罷出候。堀氏門前より、最前四人を慕來候者𪜈と相集、宮腰之方町端より段々人數多、彼切候場所に而は五・六百人も可有之哉、田之中迄致充滿候樣子、提灯二十張も可有之候。道を遮り手向も可致体に付、十郎兵衞鑓之石突に而右往左往なぎ立、高畠も左膳も刀を拔き振廻申に付、遮り申者も片寄候に付、彼手負相尋候得共、宮腰へ引取候由。宮腰町口に相向候所、木戸相閉、本龍寺与申一向宗之屋根裏向共高提灯夥

敷。借呼り候は、御城下大火御城御類燒之所、榮耀ヶ間敷殺生に罷越候待、打殺候得こてひたこ礫を打懸、中々木戸口へは難取付候由。古今之珍事に候。右に付容敷六人共罷歸、三郎太夫儀は直に頭へ及案内、頭より御用番江相達、御指圖次第に可相心得旨申談候由。

一、八月二十七日、閉門御馬廻組毛利三郎太夫。蟄居岩田平左衞門・河合左膳・林源左衞門、右三人三郎太夫致同道候に付如斯被仰付。永禁牢宮腰町人手負候者。右之通落着被仰付候。

是月は大盡なり

五月晦日。罹災の士庶に下附すべき米穀及び木材の數量等を定む。

〔政隣記〕

百石は知行高

五月晦日、御家中今度類燒之人々江左之通被下之。但十五日被仰渡。百石に付米三石・松木三十本宛、御切米被下候御歩並米二石五斗・松木十五本宛、足輕江米一石五斗・松木七本宛、小者江米一石・松木三本宛。

右之通被下之。米者先達御貸渡候一石宛も此内也。當り高之内三の一者當時御詰米、相殘分者當年御收納米に而相渡。

一、松木者金澤近邊手寄之山に而、人々切手頭等裏印・御算用場印を請。御郡奉行へ差出、今年より三ヶ年之内勝手次第、松木根廻二尺長二間之圖才廻に而相渡、枝葉末木共相渡。伐取申儀者百姓等自分雇。但家來江爲伐候者、田畑等荒不申樣山廻等任差圖可申等之事。

〔泰雲公御年譜〕

六月二十九日今般類燒之面々へ被下候松木、小立野・小將町・田町邊へは鈴見・若松村、關助馬場・觀音之下邊は御所村・談議所村、竪町邊へは焔硝藏・鶴來村に而相渡候由。但本口二尺廻松木一本、四匁平均之直段を以銀子にて相渡候共致沙汰候。尤高知次第割合を以平均致減少候由。

## 六月朔日。前田重教、本鄉邸に姫路侯酒井忠恭・忠宜父子を饗す。

〔政隣記〕

一、六月朔日、操姫樣御入輿後御聟入相延有之候處、今度金澤火事御城も御類燒に付、御招請は相止候。依之今日雅樂頭樣・阿波守樣御見廻懸り之趣に而御出被成、御新聟樣にも御入輿後初而御出。御父子樣九半時頃御出、御居間書院へ御誘引、御熨斗出之。御前重而御出に而、御父子樣共御內證江御誘引、御祝相濟、御父子樣御表江御誘引、御料理一汁六菜、塗木具。御盃事之節阿波守樣江、御刀濃州國行代金十五枚・御小脇指政光代金十枚齋藤長八郎御持出。御馬岩代越中建青毛五歲三寸被進之候段も御演述。

但、御父子樣御退出後、右御腰物・御馬、脇田清左衛門・御馬役等指添被遣之。

一、御家老松平左忠・永田儀兵衛御供に而參上、御目見被仰付、御料理御盃被下。其節御刀

長光代金五枚左忠ゟ、御刀吉光代金同上儀兵衞ゟ。

一、於御内證淨珠院樣に者御對顏無之、年寄女中を以御口上被仰進候由。

一、御新曹樣御披前被進物、神保縫殿右衞門御使勤之。

六月二日。前田重敎、姬路侯の世嗣酒井忠宜を訪問す。

〔政隣記〕

一、六月二日九時御供揃に而、阿波守樣ゟ被爲入。昨日記之通に付、御招請者相止、御見廻懸り之趣也。御家老兩人御供、御先ゟ被參、暮六時御歸館。於阿方御盃事之節、御刀則長代金廿枚・御脇指來國光代金十枚被進之。御家老ゟも御盃被下候。則兵庫ゟ御刀淸光代金五枚、隼人ゟ御刀冬廣代金同上被下之。

一、中將樣御持參物。

阿波守樣へ　御太刀金馬代　鰑一箱

御新曹樣へ　綸紗五卷　鰑一箱

雅樂頭樣へ　鰑一箱被進之

六月二日。老臣の家中に命じ金澤城内の燒灰を除かしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月二日、今日より御城中燒灰除金具拾候儀、先達而人持頭初家來、家老給人・中小將迄

四月十二日は前田重熙發喪の當日十三回忌は七回忌の誤

御雇に而罷出候。主人時々相廻致下知候筈。裝束は帷子・常羽織に致上帯、給人以上は裁附、中小將は股引・脚半・草鞋・菅笠之由。人々丁場請取、致繩張置候。同日より御番所火事羽織相止。常羽織・裁附・細袴致着用可致勤番之旨。

一、同九日今般御城中燒跡金物拾ひ、定番御馬廻組一統相願、今日より罷出候。

六月十二日。昨今兩日前田重熙の七回忌法會を寶圓寺に營む。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十二日、今日謙德公御十三回御忌、今度寶圓寺燒失に付於天德院御執行之筈に候所、御樣子有之御取延に相成候。右趣意は、寶圓寺より燒跡假小屋之儀被相願、無左而は結誓之衆徒難差置、且江湖一夏闕如に而は再起難致、對錄所面目も無之段願に付、寺社奉行より相願候得共、此節之儀一圓難被及御貪着旨。依而此上は不及是非、御寺自分を以假屋爲掛、江湖相勤申度旨重而被相願候所、奇特之願方御聞屆有之候。然處御法事之儀は天德院に被仰渡候所、同寺にも申立之趣も有之。且寶圓寺よりも御代々替々御法會勤來、假令假屋に而も御法事可相勤筈。然所一往御屆も無之、直々天德院に被仰付候儀、御靈牌をも御安置之詮も無之、且は對錄所規模も無之樣に相聞、御退轉同事之趣、所詮退院可仕旨被申聞。依而僉議之上、被及言上相延候旨。

本年五月廿二日の條參照

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十日、當十二日御法事に付諸殺生・鳴物・普請等、今日より三日遠慮。

一、同十二日、謙德公御七回御忌於寶圓寺假屋御法會御執行。但一統拜禮は無之候。十一日・十二日御施行米被下候。富山・大聖寺より御代香御使者罷越候。御城中灰除等御法事中相止候。

# 六月廿九日。幕府より貸附金を領收す。

〔袖裏雜記〕

今度御城御類燒に付、從公儀五萬兩御拜借御座候趣、兵庫等より之紙面之留等あり。右金子御請取被成候御證文之儀、中將樣御名・御直印に而御かね奉行衆充所に御調被成、右御證文に御老中方御裏印有之趣に、先達而被仰渡候付、唯今迄宗門方御斷書付、又は福嶋御關所鐵炮通り御證文、御預地方御用書付等に、御名・御直印与申儀は無之趣、御勘定奉行衆へ御達置被成候處、いまだ御指圖相濟不申旨、六月九日兵庫等より申越、其後之樣子此帳之内に不見。

〔政隣記〕

六月廿日、今般之御拜借金御受取、御直印御かね奉行御宛所之御證文之筈。御直印之御例無

之に付、段々御詮議之上、左衛門尉様・堀田相模守殿・御勘定奉行衆等ゟ、准候御例を以段々被仰遣候趣有之候得共、畢竟右御證文者御老中裏印之由。依之御直印に而無之而者難成趣に付、御直印出來之事。

〔政隣記〕

六月廿九日、御拜借金五萬兩分銀三千五十五貫目、但一兩に付六十一匁替、昨今兩日に開番幷會所奉行・大かね奉行罷越受取之。

〔泰雲公御年譜〕

七月、先程御拜借被成候御金五萬兩、此間一駄に三千兩附にして十二駄、從江戸表三度飛脚請取罷越候由。

六月。隱質及び高利の質物に關して令す。

〔御觸幷御返書留〕

隱質之儀に付肝煎共等ゟ申渡候趣。

一、浪人者其外古手屋・道具屋・批商等仕候者、高利之質物取候分者、元銀を以品物可相返候事。

一、本質屋之內高利之質物取候分者、元銀之內三分を以品物可相返候。尤一歩七の利足於五

批商は精米商にしてへぎ屋と稱するもの

ヶ月切之儀者、可爲定之通候事。

一、肝煎・組合頭之内に、若右質物取候者有之候はゞ、元利之不及貪着、品物不殘可相返候事。

一、其外之高利之質物、元銀迄に而可致受引候。若元銀指支候趣候者、頭與書在之證文を以、銀子取替品物相返可申候。尤右證文之表一歩七の加利足可申事。

一、御家人幷寺庵方、其外主人持之内兩刀を帶者等、右質物取申儀有之候者、元利之無貪着品物不殘可相返事。

但、主人持之儀は、最初元銀を以品物相返候筈に申渡候得共、少樣子在之に付。

五月廿日より右之通御家人格に元利不及貪着、品物相返候樣申渡候事。

右之趣夫々申渡候事。

卯六月　　由比勘兵衛

七月八日。今年春延期したる諸士の役銀・出銀上納を更に十月まで遲滯することを許す。

〔泰雲公御年譜〕

七月八日當春御貸延之役・出銀、當五日限上納筈之處、當年納米下直、御家中致難澁候間、十

月迄御貸延之旨一統へ被申觸。半納相場地米三十五・六匁位、遠所二十五・六匁位。

七月十三日。前田重教、恣に婚姻をなし又は正當の理由なく離縁することを戒む。

〔袖裏雜記〕

左之通以御親翰被仰出候付、七月廿八日定番頭へ申渡、夫々申談候樣申渡。

緣談之儀不相願、奉公人分と名付、內々に而取遣仕者ども有之躰にて、表向願候儀指扣候分は達內聽可申儀、松雲院殿・謙德院殿時分にも申渡有之儀忘却有間敷候。小身之輩、子ども・厄介人多有之人々、輕者方江遣候族、或奉公に遣候儀、彌向來猥無之樣可申渡候。將又近年不筋之離緣之者多相聞候。頭・支配之人々急度心付申候。此趣夫々可被申渡候、以上。

己卯七月十三日　　御判

年寄中

七月十四日。金谷御殿等の修理成る。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十四日、金谷御殿御普請出來に付、御作事方より御城代方江引渡相濟候由。七十

間御長屋御門御番所も、只今迄之番所は御儉約所に相成、新御番所は只今迄足輕番所之所、御長屋廣く成、御番所三間四方、御床二間、次の間二間四方、御門下之方に中れんじ付、ゐろりは御床之方次之間に方隅、次之間入口六尺二枚、雪隱は御番所向候而左之方、水遣所共土縁之内相立候。今日より御番人、右新番所に勤番也。火事以後段々御普請有之、御門前町堀端鹿垣結、足輕番所四ヶ所致出來候。金谷御門脇一ヶ所、仙石町出廉一ヶ所、乾屋辻見付一ヶ所、不明門橋爪。不明門之內今井屋敷之內、下馬腰懸出來、行馬門出來、足輕番所・與力番所出來、甚右衛門坂下石垣脇御馬廻番所出來。津田壽軒前行馬門・與力番所・足輕番所出來。金谷御文庫之近所、侍番所致出來候。

七月十七日。金澤城の番所に勤務するものに災後初めて常服を用ひしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月朔日御番所等いまだ細袴・羽織に而勤番。

一、七月十七日、今日より御番所常服に相成、御年寄衆御用所九郞左衛門殿宅に而御取捌候處相止、今日より金谷御殿に被罷出。詰役人も同斷。

本年六月二日の條參照

七月廿七日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

七月廿七日、今日御歸國御暇之上使、松平右京大夫殿を以、被蒙上意、御拜領物等都而御作法等、去々年七月廿七日之通。

但、今度再御暇に付上使ゟ御刀は不被進之。

大納言樣よりも上使秋元但馬守殿を以被蒙上意、御拜領物等も右同斷。

一、爲御禮明廿八日御登城、其節御家來兩人可被召連之旨、右京大夫殿御演述。依之兩人交名、御用番西尾隱岐守殿ゟ以開番被遣之。其後兵庫病氣に付難罷出候に付、隼人一人被召連候段、重而御屆書被指出、左衞門尉樣ゟも被仰進。

七月廿八日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

一、七月廿八日、今日御暇爲御禮御登城、御鷹・御馬・御手熨斗御頂戴等、都而去々年之通。

但此度再御暇に付、御刀御拜領者無之。

一、御在國中者於江戶御名代之儀被仰渡候者御賴被成度趣、出雲守樣ゟ被仰進。

〔德川實紀〕

七月廿八日、月次例のごとし。松平加賀守就封のいとま賜ひ、松平出雲守利幸はじめ六人參覲す。

## 閏七月二日。前田重教江戸を發して歸國の途に就く。

〔政隣記〕

閏七月二日、曉八半時御目覺、七時比御膳被召上、阿波守樣初御見立之御客段々御出に付、六時過御對顏。夫より御內證に被爲入、淨珠院樣初御盃事。畢而御旅裝束に被召替、重而御內證に被爲入、夫より御客衆に御對顏。追付御發駕、御供御家老前田兵庫（病氣依願御先に歸、御道中御供隼人一人也。）西尾隼人、御道中奉行青木儀兵衛・水越八郎左衛門。右之外御作法去々年之通、今夜桶川驛御泊、御晝休は大宮也。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三日 | 御中休 | 吹上 | 御晝休 | 熊谷 | 御泊 | 本庄（深谷にも假御中休。） |
| 四日 | 同 | 倉ヶ野 | 同 | 板ヶ鼻 | 同 | 坂本 |
| 五日 | 同 | 輕井澤 | 同 | 追分 | 同 | 小諸（今朝峠茶屋假御中休。） |
| 六日 | 同 | 海野 | 同 | 無之 | 同 | 榊（今晚兵庫に途中爲御尋御飛脚を以兩種被下之） |
| 七日 | 同 | 矢代 | 同 | 丹波島（御中休荒町） | 同 | 牟禮 |
| 八日 | 同 | 野尻 | 同 | 關山 | 同 | 高田（荒井之此方小出雲村長樂寺假御中休） |
| 九日 | 同 | 長瀨 | 同 | 名立 | 同 | 糸魚川 |

兵庫途中へ、御供之御醫師横井元春今夕被遣候處、鍛冶屋敷に而出合診察。今日者餘程食味

も宜旨。兵庫氣色、隼人より以奉書御尋可有御座旨被仰出。今九日夜より大雨、姫川洪水。

十日・十一日糸魚川御逗留。

十二日　御中休　青　海　御晝休　無　之　御泊　境　（御着に付江戸ゟ御飛札被出。奉行岩田傳左衛門御前ゟ召。より兵庫氣色爲御尋・早飛脚兩種被下之。引網御覽。）

十三日　同　入　膳　同　三日市　同　魚　津

十四日　同　東岩瀬　（御中休大白石村・小杉）　同　高　岡

高岡に而御供爲引不申樣、昨日被仰出置、御裝束被召替、瑞龍寺ゟ御參詣。御廟參無之。

同所ゟ勝興寺被出、御對顏。被遣物・御使者も無之。

同所ゟ從實成院樣御使者福島武左衛門被進。御直答武左衛門ゟ御意有之、白銀一枚被下之。

## 閏七月十五日。前田重教金澤に着し金谷御殿に入る。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏七月十三日御着城之筈に候處、糸魚川淸水には二日御逗留に而、十五日御着之筈に候。

〔政隣記〕

閏七月十五日、曉八時御供揃に而高岡御發。御晝休今石動、御中休津幡に而、夕七時金谷御殿ゟ御着。御式臺より被爲入、喜六郎殿鏡板御右之方ゟ御出向、御城代駿河守も出、御左之方へ者御家老中・若年寄中出、敷附ゟ河内山七左衛門・賀古勝右衛門出有之、御供仕。御先

立は松平玄蕃若年寄御奥書院通御居間ゟ被爲入。御杉戸邊より御先立富永數馬仕。御居間御着座之上、御熨斗御奥小將指出之。喜六郎殿者御跡より御溜ゟ御赴、御祝詞數馬を以被仰上。其以後於御居間御對顏。夫より御内證ゟ被爲入、實成院樣御對顏。追付於御居間書院、年寄中・御家老役・若年寄迄三切に被爲召、御意有之。畢而御布上下に被召替、御歸國之御禮御使人持組今枝内記被爲召、遠江守誘引之處御意有之。御羽織一・卷物二被下之、廣蓋御表小將持出、頂戴之御禮申上、遠江守御取合申上退去。

閏七月十五日。前田重教を出迎へたる餌指倶利伽羅に於いてその傍輩を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

一、昨十四日御迎に罷越候餌指、津幡にて致亂心相役を切殺候に付、致縮罷歸候由。

一、當十四日御迎に罷越候餌指、津幡町端に而亂心傍輩を切殺候者津幡にて無之、倶利伽羅のあなた尼池与申處之茶屋に而、岡本丹左衞門と申者醉狂いたし候を、傍輩山田平右衞門と申者途中介抱いたし召連候所、尼池に而被切殺候共申。又右茶屋に致休息臥居申候所、時刻移り候に付、平右衞門儀丹左衞門を起し申處、不圖起上り、其儘平右衞門を切懸候故、甚驚き捕申處、ひた切に切付、平右衞門深手に而倒れ候を其儘差置、又元之茶屋へ立戻り打臥居

候を、所之者相集、丹左衛門を起し候得共一向覺不申、無正躰樣子に付召捕致牢舍候共申。

閏七月十九日。今日以後前田重敎屢災後の金澤城を巡見す。

〔政隣記〕

閏七月十九日、今日富永數馬等三人幷有澤才右衛門も御供被仰付、御城中燒跡御覽。翌廿日・八月七日にも同斷御巡見。十九日も同斷。

八月二日。定番御馬廻組木梨平太左衛門の妻盜を行はんとして捕へらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月、當二日夜、富永數馬宅居間之邊九時頃致人音、賊入候哉与相尋候處、書院之隅に入居申、捕得候處女に付、致吟味候得共言語不埒に付致縮置、夜明盜賊改方奉行佐々木兵庫方へ指遣、吟味有之所、定番御馬廻御番頭篠原九郎右衛門組百五十石、當時御作事所御横目相勤候木梨平太左衛門妻与致露顯、兵庫方より足輕差添、平太左衛門方へ相送候由。數馬方に而吟味之節、懷中に相鍵十本計、蠟燭・付木・火打有之候由。外に引入同道之者も有之哉、忍返し等も損有之由。右妻女、二・三日以前より平太左衛門方致出奔、相尋申中に候。先亂心之体与相聞え、平太左衛門方に相返候由。右に付自害を進め候得共無承引、同五日平太左衛門彼妻女及切害候旨。此妻は組外小原故八郎左衛門娘に而、男女之子供も有之由。女之夜盜前

代末聞之奇事に候。

八月十一日。定番御馬廻組木梨平太左衛門その妻を殺害したるを以て遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十一日御作事横目木梨平太左衛門儀、今般妻女之首尾に付家内不始末に被思召候而、役儀御差除遠慮被仰付。

〔袖裏雑記〕

左之通可申渡旨被仰出。平太左衛門儀、妻を殺害いたし首尾不埒に付而也。

篠原九郎左衛門ゑ

木梨平太左衛門

右平太左衛門妻手前之儀に付、先達而被指出候書付入御覽候處、不埒之躰。畢竟平生家内締方等も不宜故、今般之儀も出來いたし候与被思召候。依之急度遠慮可申付旨被仰出候條、此段可被申渡候。尤役儀者被指除候事。

八月

是月は大盡なり

八月晦日。金谷御殿に於ける諸儀式に長袴の着用を停む。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月晦日熨斗目長袴之儀に付御觸。

金谷御殿御手狹に差閊候に付、當分年頭御禮等長袴着用之儀可差止候。將又類燒之人々も多候間、熨斗目暫之內差止、年寄中を初服紗小袖・半上下着用可仕候。綿衣着用之儀は勿論、勝手次第之事。於江戶表は尤可爲前々之通事。

一、年寄中等前田氏之人々御寺方御名代相勤候節、是迄之通熨斗目・長袴着用之事。但御法事等之節願立、院樣初御前樣方御代香相勤候人々は、平士に而も同前之事。

一、御法事之節御寺詰人幷拜禮人共、都而熨斗目・長袴不及着用、服紗小袖・半袴着用之事。

一、公儀御法事之時分詰人等裝束之儀は、唯今迄之通に而可有之候。尙更至于其節可申渡事。

右之通被得其意、組・支配之人々へ可申渡、組等之內裁許有之面々は、其支配へも相達候樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

卯八月廿三日　　長　九郎左衛門

九月廿五日。諸職人の工賃及び物資の價格を騰貴せしむるを禁ず。

〔政隣記〕

今度類燒以後人々家作仕候儀、夥敷事に候得者、諸職人・商賣人も勝手に宜敷筈に候。然上者竹木等直段高直に不仕、可成程下直に可致候。大工・木挽等手間料之儀も、前々之趣を以受取、増銀一切貪申間敷候。

右之趣被得其意、所々御郡奉行ゟ被申談、夫々申渡候樣可被申聞候、以上。

九月廿五日

右從御月番被申渡。

是月は大盡なり

九月晦日。隱質を設定したるものに十一月末を期して解除すべきを命ず。

〔御觸幷御返書留〕

隱質之儀御停止に候處、心得違之者も有之、右之族有之候旨者、盜賊改役由比勘兵衞より一編申談置候處、未引請不相濟、第一盜物相改候御締方に相障り候段、盜賊奉行より及斷候條、只今迄隱質置候分、十一月晦日限取引急度相濟可申候。右日限より相延候分は最早不及貪着、質物之品盜賊改所へ取揚、置主・取主双方共可爲損分候條、右日限迄之内早速取引相濟し可申候。尤自今隱質御停止に候間、若右之族於有之者可爲曲事候條、此段組・支配之面々へ被申渡、組等之內裁許有之人々は、其支配へも相達候樣被申聞、同役中可有傳達候事。

九月晦日　村井靭負

九月。金澤城の類燒につき能登の百姓等の冥加金を上りたるを嘉賞す。

〔筒井舊記〕

覺

一、銀二十一貫八百六十目

羽咋郡
鹿嶋郡
珠洲郡
鳳至郡

右今般御類燒に付、爲冥加指上候段達御聽に、奇特思召候。此段指上候者共ゟ申聞候樣に、御用番執負殿覺書を以、拙者共ゟ被仰渡候に付如斯に候、以上。

寶暦九年九月

前田主殿助
高山善左衛門
不破忠太夫

村上采女殿
武部四郎兵衛殿

本件は能登のみにあらざるべし

十月五日。昨今兩日前田重靖七回忌の法會を天德院に執行す。

十月五日は前田重靖發喪の當日

前田利實は當時重教の世嗣たり

〔泰雲公御年譜〕

一、十月四日、天珠公御七回御忌、四日・五日於天德院御法會御執行。御法事奉行長九郎左衞門。鳴物・殺生等三日より五日迄遠慮之筈。今日中將様・喜六郎殿御參詣被遊候。御年寄初諸役人拜禮之面々等、服紗小袖・半上下。富山・大聖寺御代香御使者は、熨斗目・長袴也。

十月八日。諸士等難澁するを以て本年の除知米上納の半額を免ず。

〔泰雲公御年譜〕

十月八日御家中難澁に付、今年除知米半分被返下候旨觸有之。

十一月四日。前田利實前髮取の儀を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

十一月四日喜六郎殿御前髮被爲執候旨。稱利實君。

十二月九日。諸士に令し本年末に於ける役銀上納の義務を免除す。

〔袖裏雜記〕

左之通可申渡旨伺之處、伺之通被仰出。

御家中之人々勝手難澁に付、當春上納之役・出銀兩度御用捨有之、當十月兩様共上納有之候。且又當暮當り役銀之儀上納可仕儀に候へども、當時才覺銀等相調不申、其上當四月火事に付、

この日附は寶暦十年なり

類焼之人々は勿論、左も無之面々も一統難澁、上納指支候躰に付、此度之儀者各別之趣を以、當暮役銀之儀者上納御用捨被成候。右役銀上納之儀は、來年に至り可申渡候。尤上納不指支人々は、指上候儀勝手次第に候。將又役・出銀之儀者重き品に付、是以後御用捨之御沙汰は無之候條、來年より者御定之通急度取立上納可有之事。

右之通被得其意――事。

右之趣――以上。

十二月九日　　　　　　前田駿河守

付箋

去暮御用捨之役銀上納之儀、當年に至可申渡旨舊臘申渡置候。其節も申達候通、火災等に付而難澁之事に候處、一時上納に而者人々指支可申儀に付、右上納之儀者各別之趣を以、從今年十ヶ年之年賦を以毎歳七月上納可仕候。尤不指支人々は、右年限より指詰上納之儀者勝手次第に候事。

右之通被得其意――事。

右之趣――以上。

二月廿日　　　　　　長九郎左衛門

十二月廿六日。前田重教諸士の困窮を救ひ及び行狀を戒むる方法を諮問す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月、當二十六日、御馬廻頭御用番九里治兵衛儀御居間書院江被爲召、御意之趣。家中之諸士、言之外及困窮候段及聞候。此節救申度候得共、指支難成候。且又行狀不宜者も有之段及聞候。何分にも儉約を以勝手取續候儀、幷行狀相愼候儀、如何申渡可然候哉、存に至同役僉議可申聞候。小將頭共故障有之不罷出候間、此旨自其方可申談旨、御直々被仰渡候。右之節治兵衛當座御請申上候。奉畏候。先以御家中困窮之儀被爲及聞召、御救も被遊度被思召候儀、難有仕合奉存候。行狀幷儉約之儀、前々度々被仰渡御座候に付、同役申談、組・支配之人々隨分申談候得共、一統之風俗に相成、指引相屆不申者共出來、迷惑至極奉存候。只今御意之趣、同役共幷御小將頭何茂申談、追而御請上之可申段申上候由。

是歳　前田重靖の生母善良院の所藏したる日蓮上人の眞蹟を羽咋郡妙成寺に納む。

〔能登古文書〕

一、日蓮上人御眞翰　一幅

裏書に云

高祖大菩薩御眞翰。本是金城公庫之珍藏也。先太守天珠院殿。一時與其母堂善良院殿。善良院殿奉持。崇重有年矣。然垂卒遺命賜之予。以爲信念焉。於是予納之當山。永爲寺鎭。

昔寶曆九歲次己卯

金榮山第廿七嗣法　心地院　日塔印

金榮山は妙成寺

## 寶曆十年

### 正月朔日。前田重教金谷御殿に於て年頭の禮を受く。

〔政隣記〕

元日、御表宜段月番より言上、御熨斗目・御半袴被爲召、金谷御殿於御用之間、諸大夫之面々幷年寄中助右衛門・御家老役・若年寄迄御禮被爲請、各獨禮座席階級之趣准御格例。畢而土佐守名代之使者御目見、御奏者番披露之。但去秋被仰出て、年頭其外之御規式之節、當分一統熨斗目不及着用に、公儀・御寺御法事幷御參詣御供者如跡々。

一、喜六郎殿年頭御禮、於御居間被仰上、御熨斗目・御半袴被召。御太刀目錄若年寄松平玄蕃披露之。畢

而御右之方に御着座、此時御熨斗三方御奥小將持出上之、追付御退出。

一、人持以下物頭並迄、於御用之間獨禮。但獻上之御太刀・御馬代等。舊臘奏者中迄上置。是御間狹に付而也。

重而於御用之間、御奥小將・御番頭より前田七郎兵衛等並迄、御禮被爲請。（御間狹に付御儉約所に溜置、前段之御禮濟候而御殿へ揃。）

一、御大小將四組、御射手・御異風之內廿人計、新番小頭・三十人頭・新番・御儒者・御醫師之內半分、坊主頭迄、一統御禮被爲請。

一、御奥小將・御表小將等御近習之面々、并喜六郎殿・八十五郎殿附之人々、御表ゟ御出之御往來に、於御奥一統御禮被爲請。

一、年寄中初若年寄迄御雜煮被下候儀、御間狹故相止、鶴之御下御吸物に認被下之候。其段御近習頭申述。

一、鶴之庖丁、今年者御間狹に付、御覽不被遊候。於御勝手料理仕上之。右一器、實成院樣・喜六郎殿ゟ被進之。喜六郎殿ゟ者御例之御料理被進候得共、御手狹に付今年御料理不被進候故、右鶴御取分被進之。

一、長壽院殿（前田信濃守殿御妹也。）初、京・江戸・金澤年寄女中より年頭爲御祝儀獻上之目錄、富永數馬

遂披露。

一、金谷御殿御間狹に付、前々之御作法与違、御禮人末ゟ迄被仰付。

正月二日。前田重教謠初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月二日、昨日當番之物頭、且御小將等昨日相殘候分、一統御禮被爲請、重而御出、御馬廻六組御禮被爲請。同夜就御謠初に、年寄中等服紗小袖・半上下着用也。七半時過より段々御殿ゟ罷出。御表宜旨申上、六時過御用之間ゟ御出、御熨斗目・半袴被爲召。御意有之。御吸物上之、御盃被召上候節、小謠初り、年寄中助右衞門伺公、此面々御盃被下、返上、御家老役・若年寄は返上無之。公事場奉行前田修理を初、前々御流頂戴之人々、於御前段々頂戴。御肴役九郎左衞門・靱負勤之。五時相濟、御意有之、被爲入。但前々御囃子有之、年寄中幷御流頂戴之人々ゟ茂、御吸物等被下候處、御手狹に付不被及其儀に、本文之通也。

正月三日。大聖寺侯前田利道の嫡子龜丸逝去の報金澤に達す。

〔政隣記〕

正月三日、龜丸樣備後守樣御嫡、御行年五。於江戶御滯之處、御大切之由申來、大聖寺表ゟ御家老奉書を以、昨二日御見廻被仰進候處、今日横山外記等より中飛脚を以、御療養不被爲叶、舊臘廿六日

御死去之由言上に付、大聖寺ゟ以御書被仰進、御前御實御いさこ違、御七歳未滿、御家中遠慮無之。於江戸者三日遠慮。

正月四日。前田重教、射初打初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月四日、三之丸御鐵炮打初。年寄中一人出座。

隱居之面々、頭分以上之嫡子獨禮相濟、於御用之間、吉田家初御射手御射初不殘御覽。

一、御射初・御打初・御馬乘初御祝儀御目錄、御射手等ゟ被下之。

一、於御居間御射初被遊、其後御馬場ゟ御出。御熨斗目・御半袴。

正月四日。御算用者狩谷平太擅に惣髮となりて出仕し後知行を召放さる。

〔泰雲公御年譜〕

一、御算用者八十石狩谷平太与申者、今般御知行被召放候。是は舊冬惣髮に罷成度相願候得共相叶不申所、其後引籠罷有、當正月四日場初之節惣髮に而罷出不都合之仕形、一先宅へ相返、追而奉行中より依言上御改易被仰付。必竟亂心之体与相聞え候。

正月十六日。定番御馬廻組杉岡淸左衞門、同組安田源太夫の弟權太夫を

殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十六日夜中、小立野出羽町定番御廻組百石杉岡清左衛門歳三十二、同組安田源太夫弟權太夫与致喧嘩候。源太夫は御知行九十三石、石引町に居住也。權太夫は兄一所に罷在候共、又は別宅とも申候。元來一類之由。清左衛門儀者晝より勤に出不罷歸內、夜中六時權太夫酒に醉候而、清左衛門宅に參、門閉有之に付頻に叩候に付、內より下女相尋候得ば、權太夫之旨、明け候樣申に付、門を明、權太夫內へ入、下女を言葉咎致打擲、門外へ逃出候に付、清左衛門母立出、相なだめ候得ば、是も致打擲可申体に付、逃出候。跡に而彌あばれ、家內道具打損居申所へ、清左衛門歸、酒狂之樣子故彼是すかし候所、理不盡に切懸申に付、奪取与いたし候所、誤而指二本切落候得共、押込刀をもぎ取、其刀を以權太夫を切殺候上、可致自害与仕候所に、母走來取付、不爲致自害候由。杉岡は三宅權左衛門跡役、安田は飯田勝左衛門組之由。

一、二月二日、先月十六日酒狂人安田權太夫を切殺候杉岡清左衛門儀、無構只今迄之通可相勤旨被仰渡候。御書立之趣。

杉岡清左衛門

右清左衛門、前月十六日留守之內、安田源太夫弟權太夫儀罷越、不常成樣子に而、醉狂与相見

え致同道罷越候。富永久五左衛門初、家内之者共色々申宥候得共、一向承引不仕、老母致打擲、左右之手に喰付、勿論家來共不殘致打擲候に付、退候跡に、勝手廻に而障子其外手廻に有之道具等打ひしぎ申所、暮六時過清左衛門罷歸、樣子見屆、樣々なだめ候得共中々承引不仕候故、兄源太夫方へ、權太夫亂行之樣子久五左衛門案内罷越候跡に而、權太夫脇差抔捨、家内之燈打消、刀一腰に而其儘組付候故、先捕臥申處、刀を拔突、右之手指疵付、歸懸合羽着用之儘に而、刀拔合候間も無之に付、不得止事もぎ取申刀に而權太夫を相仕廻候。勿論意趣等可有之心當無之候。此上者截腹相願候旨、清左衛門指出候書付之趣、且又權太夫儀段々亂行之仕形不屆至極、喧嘩之沙汰与は不奉存候。權太夫常々酒も好、其上存念に不相叶仕形共有之候間、清左衛門江對、源太夫初類中一向存念無之候間、此上清左衛門手前幾重にも宜奉願候旨、源太夫等書付出候に付、其段達御聽候處、酒狂等之爲体に有之候而も、殺害いたし候上は清左衛門儀切腹被仰付儀に候得共、段々亂行之仕形、其上源太夫等より願之趣も有之候に付、清左衛門儀不被及御貪着候條、無構御奉公相勤可申候。此段可申渡旨被仰出候條、可被申渡候事。

辰二月二日

正月二十日。堂形馬場に植うる爲苗松の準備を命ず。

堂形御馬場土堤苗松爲御植可被成候段被仰出候。今月廿五・六日頃より隔日七・八本宛苗松、長さ二尺四・五寸より三尺迄に而男松、ふとり可申松根廻り宜相認、尤天氣宜時分、堂形御馬場迄指届候樣に可被申渡候。大概百本餘も御用に而有之候哉、惣員數之儀は只今難計候。猶更三十人頭可申談旨、松平玄蕃殿被仰渡候事。

右之通得其意、於茶臼山宜き松木、御用次第指支不申樣に相渡、堂形御馬場迄持届可申候、以上。

辰正月廿日　　藤田三太夫

淵上村　源五郎
大熊村　伊兵衛
堅田村　傳右衛門
大桒兔村　伊兵衛
御供田村　七兵衛
村井村　十右衛門
鈴見村　半右衛門

正月廿二日。平田宇右衛門等の閉門を赦免し同時に減知するの新例を開く。

〔袖裏雜記〕

平田宇右衛門・不破權左衛門寶暦七年より閉門被仰付置候處、病氣指重り候趣、兩人支配人より紙面出、入御覽候處、宇右衛門閉門御免之儀被仰出候付、宇右衛門・權左衛門同樣之者に候間兩人共御免可被成哉。就夫只今迄侍組には例は無之候へども、御徒並には逼塞被仰付候節、知行減知被仰付候例も有之儀。公邊には減知被仰付候御例も有之樣に承及申候。往古は不行狀等之者は、在鄕被仰付候儀も有之候。近來侍之風儀相嗜不申、猥に相聞申候間、嚴制を不被加候而は、相治り申間敷候間、今般右兩人御免被成候儀に候はゞ、半知計も減知被仰付御免被成候はゞ、以後御締方に相成可然と僉議之趣申上候處、減知高、宇右衛門儀者家柄之ものに候間五十石計、權左衛門は二百石計にも可有之哉之旨被仰出候に付、近年親不行狀に而跡目之節御減少之例、葛卷右近右衛門は千五百石に候處、養子久太夫に七百石被仰付候。加藤權五郎は三百石に候處、養子八郎右衛門に百石被仰付候。右之趣引合候へば、權左衛門・宇右衛門御免不被成病死之時者、跡目斷絶仕候處、今般御免之儀は結構成儀に御座候。御射手・御異風之内跡目之時分、中り不宜者には、十人扶持又者十五人扶持被仰付候先例も有之

平田宇右衛門は寶暦七年十一月一日の條參照。不破權左衛門のことは寶暦八年四月廿七日の條の内に見ゆ。

候。宇右衛門御異風也。七十三歳。儀は、知行高百五十石に候間、七十石御減少、本知八十石に被仰付、

權左衛門は知行高四百石に候間、二百五十石御減少、本知百五十石被仰付候而も、結構成趣

にても可有御座哉之旨。申渡も左之通伺之處、伺之通被仰出。書立正月廿二日夫々渡之。

高田吉郎右衛門に

不破權左衛門

權左衛門儀、常々不行狀に付、先年遠慮被仰付置候へども、年月も相立、其上御大赦被仰付

候砌故、御宥免被成候處、其以後も相嗜不申段、重々不屆之至に付、閉門被仰付置候へども、

今般御赦免被成候。依之本知四百石之内二百五十石御減少、知行高百五十石被仰付候。自今

急度相愼可申候、尤如御格遠慮仕可罷在候。此段可申渡旨被仰出候條、可被申渡候事。

正月

杉江助四郎に

平田宇右衛門

宇右衛門せがれ與右衛門儀、先年御留場之內に而網張、其後土田金左衛門娘申合致出奔立歸

候付、縮所に入置候處、右縮所を破り出、行衛相知不申。畢竟縮方等閑故に候。宇右衛門儀

常々行狀等も不宜、相愼申儀も有之哉与御猶豫被置候へども、相嗜不申、重々不屆之至に付、

閉門被仰付置候へども、今般御宥免被成候。依之本知百五十石之内七十石御減少、知行高八十石に被仰付候。自今急度――事。

正　月

二月六日。江戸深川に於ける加賀藩の藏屋敷火災に罹る。

〔政隣記〕

一、二月六日夜五時比神田明神下佐久間町賓生大夫向家より出火、北風烈敷及大火、盛徳院樣御廣式危候に付、御先手津田五郎兵衞御人數召連差越候處、彼邊燒拔御廣式御別條無之。右火事小柳町に吹出、阿波守樣等に物頭幷御大小將御人數召連罷越候所、濱町御廣式御類燒、御新曹樣深川御添屋敷に御立退之處、彼筋も危候故千住通、翌七日朝六半時本鄉御邸へ御立退。左衞門尉樣神田橋之御邸も危候故、御小將に申談候而御人數遣候所、御別條無之旨。

盛德院は前田吉德女、佐竹義眞室

阿波守は酒井忠宜

御新曹は操姬

左衞門尉

一、此方樣深川御藏屋敷幷御藏も不殘燒失。

一、濱町御廣式御道具入候御土藏七殘候由。

二月七日。大聖寺の城下に火災あり。

〔變異記〕

二月七日夜四つ半時より大聖持之町大火事、上口御關所足輕之境傳馬持より出火之所、南風

八日夜半は
飛脚到來の
時刻なり

烈しく吹、忽一向宗本善寺・願成寺之堂ゟ燒移、段々火廣がり、下口福田町迄燒通り、下口足輕町は無難、端々殘家百五十軒程有之。御家老山崎伊織始、小身武士十二・三軒殘候て、此外武家寺方不殘燒、橋三ヶ所燒落、御算用場は燒。此外小役所二・三ヶ所燒失、御館は御無難、御寺實性院は無難、御關所は無難、上福田村・下福田村民家五・六十燒失。右之趣翌八日巳刻金府へ飛書到來に付、即刻御使番大橋作左衛門且又御先手物頭村杢右衛門に足輕三十人・小者三十人取遣候。今日未刻金澤發足、八日夜大聖持へ着候處、御用等無之旨にて翌九日御返し被成候。去春より備後守樣御在邑也。

〔政隣記〕

二月八日夜半比、大聖寺出火及大火、御館も危候由御飛脚到來。依之御使番大橋作左衛門ゟ被仰渡、足輕三十人・小者廿人召連罷越、追付大聖寺御横目稻垣兎毛ゟ被遣之。御横目足輕四人召連罷越、彼表ゟ先達而罷越有之御横目石野織人申談、一人は早速歸候樣被仰出。

同日從大聖寺重而御飛脚來、御館者相殘候。惣樣三ヶ二程燒失、いまだ鎭り不申由申來。

〔政隣記〕

二月十日曉八半時比大橋作左衛門罷歸、大聖寺ゟ昨九日曉七半時比參着、町端に而御使に罷越候段申入候處、追付町奉行等罷出、朝五半時比御館ゟ出御口上申上、御直答相濟、御家老

等挨拶之上、召連候御人數御用も候者指殘置候樣被仰付候段申入候處、御在邑故不差支候間召連罷歸候樣に与申事に付、則召連歸候由。且彼地發足前、御湯漬之由に而一汁三菜之御料理被下之。

一、御關所無御別條、御締方も宜、所々に士中御指出、御固め茂宜候。民部殿御居宅者燒失之旨。

一、御武具土藏・御藏米等別條無之旨。怪我人有之候得共人數不相知。其外異變無之旨。

一、火元者、中新道袋町家、名代津波倉屋市右衛門後家。本家主定番足輕當時在江戸庄田治兵衛。

右之通作左衛門言上之。

右火災追而公儀に御屆之趣者、總家數千二百五十二軒、外土藏五十七、役所三ヶ所、時鐘一ヶ所、橋一ヶ所、燒死人男六人。二月七日子の刻出火、八日辰之刻鎮。

四日作左衛門に、猶又火事之樣子與一郎を以御尋、御意有之。稻垣兎毛被遣候に付申談。石野織人今晝歸、火事之樣子尚又言上。

一、今度大正寺表火災に付、兵糧米千俵被進之候段、從年寄中あなた御家老迄奉札、御米は追而御步兩人指添安宅浦より出船、御算用場奉行よりあなた御役人迄差遣候筈也。

一、段々爲御禮、從備後守樣御使者佐分儀兵衞を以被仰進。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月九日大正持へ被遣候大橋作左衞門罷歸候。彼方火事之樣子有増如斯。夜四半時より明七つ過迄、火元慈光院下山伏より出火いたし、橫新町・觀音町・越前通町・荒町・寺町・京町・福田町・耳間山、福田橋燒落、下福田村・上福田村・御家中不殘、上口大橋屋と中茶屋之二・三軒上之方に而鎭り、下之方は弓町中程に而鎭り申候。御館は無相違、侍屋敷は菅谷平太夫邊五・六軒殘り申候。備後守樣御出馬、御館之上に被爲揚御下知有之候。燒失之ヶ所荒増左之通。

一、二百軒餘　內壹軒民部樣御屋敷、百軒餘侍分。

一、三ヶ所　役所、舊算用場・會所・吟味所。

一、四ヶ寺　一向宗。

一、一　軒　山伏。

一、本町家之分一軒も不殘燒失。

一、地子町之分過半燒失。

一、小人長屋一筋燒失。

火元前文と異なり

一、一ヶ所　福田橋。
一、上福田村大方燒失。
一、土藏百ヶ所計燒失。
一、米三百石計燒失。
一、死人五十人餘も可有之候哉、いまだ儞与相知不申候。福田橋落候所ゟ行懸り相果候者多候由致沙汰候。
一、凡九百二軒燒失。御館之御門も燒失之由。

二月十日。德川家重及び家治の昇任せし報金澤に達す。

〔政隣記〕

二月十日、去五日江戸立之早飛脚來着。去四日公方樣右大臣宣下、大納言樣右近衞大將御兼任宣下被指濟。依之是以後大納言樣御事、右大將樣与奉稱候旨申來。右に付先御飛札被差出、追付從御國以御使者御祝儀物被獻候筈之由も申來。附、御飛札は十三日被指出、御使者十八日發。

二月十六日。德川家重及び家治の使者本鄉邸に臨み昇任の祝儀を前田重

教に贈る。

〔政隣記〕

二月廿三日、去十七日未之刻江戸出立之早飛脚來着。左之通言上。

今度御轉任に付、從公方樣上使御奏者番松平和泉守殿を以時服二十御拜領、御兼任に付從右大將樣、上使鳥井伊賀守殿御奏者番を以縐紗十卷御拜領。

上使御口上

公方樣御意被成候。御轉任御祝儀相濟候に付、御目錄之通被遣候由、上使松平和泉守殿御申述候。

上使御口上

右大將樣御意被成候。御兼任御祝儀相濟候に付、御目錄之通被遣之候由、上使鳥井伊賀守殿御申述候。

右上使に付、御名代出雲守樣御勤可被成候處、御所勞に付前田信濃守殿御出上意御拜聽。以上使拜領物被仰付難有奉存候。追付金澤表に可申達旨、當座之御禮御申上に候事。

二月十六日

二月十六日。前田重教諸頭を召し諸士子弟の教養を懈らざるべきことを

諭告す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月十六日、諸頭被召呼、諸士之子弟生立不宜被思召候に付、向後急度相愼候樣可申渡旨被仰出有之候。

御書立寫。

御家中之人々、無息之子弟成立肝要可相心得旨、御先代にも被仰出候通、忘却之不覺悟之者は、一類等申談、急速加異見、宜成立候樣可致候。見合候內惡事於致露顯候、父兄一類共可爲越度旨、此段可申渡置旨被仰出候。

右之趣、御馬廻頭御用番澤田十郎兵衛被召呼、御用番長九郎左衛門殿御書立被相渡候。

二月十八日。前田重教、德川家重の昇任を賀する爲祝儀獻上の使者を金澤より發せしむ。

〔政隣記〕

二月十八日、前記十日に有之通、公儀御轉任等爲御祝儀、御獻上之御使者御小將頭原五郎左衛門に被仰付、今日金澤發足。

公方樣に　御轉任に付御太刀金馬代。

此の前後前田重教の放鷹を行ふこと屢なりといへども本文鶴を獲たるを以て之を掲ぐ

是月は大盡なり

公方様江　御兼任に付同斷。
右大將様江　御轉任に付同斷。
右大將様江　御兼任に付同斷。
御簾中様江　右兩様被兼一種一荷。
右之外御老中方へ二種千疋宛、若年寄衆江一種千疋宛、御側衆江一種千疋宛、大奥女中衆江も御祝儀物被遣之。

二月廿八日。前田重教河北郡森下を經て石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿八日快晴、六つ時より御鷹野御出、森下邊より粟ヶ崎へ御廻り、御旅屋へ被爲入候。御異風四人被召連候所、齋藤金兵衛今日初而御供罷出、鶴一つ打申候。中將様にも鶴御打被遊候。御異風之内不破久太夫鴇・鷺・鳶・鶴四つ打申由。

二月晦日。前田重教、大聖寺侯前田利道に合力米五百石及び金子五千兩を贈る。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月晦日備後守様ゟ被進御米五百石、舟二艘に而今日安宅浦より積出、卽日着船相渡候由。

今般火事に付御參勤御難澁、御要脚指支御無心申來候內、金子五千兩御合力被遣候由。

被仰越候は金子八千兩・御米二千石御賴之由。

三月朔日。幕府、前田重敎の本年の參覲を用捨すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

三月二日御參勤御伺之御使淺香三左衞門儀、前月十三日江戶着、翌十四日御使相勤候處、今二日前月御用番左衞門尉様ゟ三左衞門御招、御返札御渡之處、左之通に付卽日先寫を以早飛脚に而言上、今月七日着。

御札令披見候。公方様・右大將様益御機嫌能被成御座恐悅旨尤候。將又參勤時分之儀、以使者被相伺之候。及上聞候處、去年四月居城燒失、大火之儀故當年參勤被成御用捨候。來年七月中可致參府由被仰出候條、可被存其趣候、恐々謹言。

三月朔日

松平右京大夫輝高

西尾隱岐守忠直

松平右近將監武光

酒井左衛門尉忠寄
堀田相摸守正齋

御　名　殿

三月二日。改作奉行等、百姓の嚴に舊來の格式を守るべきことを命ず。

〔司農典〕

覺

一、切高・跡職等共年切相調及斷、品々帳附札拙者共印形可受候。能・越之分者毎度及斷に候得共、加州三郡之分者共所不埒之樣相聞候。畢竟致混雜若出入出來之時は、支配人不調法に可相成候。改作第一之締方に候間、嚴重相心得可申事。

一、年中村肝煎与百姓共指引相濟、算用帳印形見屆注進申來候處、中古不埒に相成、其儀無之組々も有之候。以來者前々之通可相心得事。

一、荒起幷種籾漬仕廻次第注進申來候處、中古者其儀無之候。以來先格之通可相心得候事。

一、用水普請之儀、當正月廿八日申渡候。新川郡之分者一組切普請可申渡旨申聞候。加州・能州・越中之内にも、今年より一組切普請申渡候而可然事。

但、本文之通に候得共、所に寄右普請又者無據處々者、譯而可申聞候事。

一、村廻度毎拙者へ注進可申事。

一、近年養高直之儀に而、植付より留屎迄別而手弱之様に相聞候。然る時者年々地味相劣り可申候。就夫土屎又者草屎等之類、人々心懸相仕立可然候。見請候處、在所に寄土屎抔致候處も有之候得共、元來之仕立不十分候間、當春も堀之內泥を揚候儀、御扶持人之內へも申渡置候。右土屎等も一統僉議之筋考等可爲申聞候。百姓之潤色に相成候上、御田地之爲には甚以宜事に候。委遂詮議早速取計可申候。容易之取計に而は行屆申間敷候事。

一、先達も申渡候、末々奉公人風俗食事之儀、得与可示談候事。

但、惣而末々を改申者、御扶持人幷十村之形を改可申儀に候。衣類等之儀申渡方可有之候。

一、所に寄一錢剃抔建置申儀有之間敷事に候。元來御定有之事に候。近年別而致增長、分限取失申躰に候。

一、村廻十村支配切、自身及老年に候者は悴等相廻、其度毎注進可申候。別而支配之內無心許村々者、訣而領中度々相廻、仕立等之樣子見分可仕儀に候。村廻等之儀、先達而申渡候赴有之候。

一、御參勤御歸國之切、津幡始御泊り・御晝等所々御入用、中古段々相增、御郡打銀過分に相成百姓致迷惑躰に候。是も先同役共之內より申渡候得共、次第增長之躰に候。急度改可申

事。

一、里方之内空地幷畔等有之所者、隨分心懸榿木爲植可申候。石川郡之内、去々年より申渡少々植申所も有之候。尚更心懸可申事。

一、近年御高役銀、又者鍬米・肝煎給米等割符申渡候而も、及延引候百姓共有之躰に候。惣而十村役人共申渡候儀、及違犯候儀有之間敷事に候條、嚴重可申渡事。

右前々之格式猥に相成候品々、重而申渡候條、各打寄遂詮議、夫々可申渡候。猶追々可申渡候、以上。

辰三月二日　　　　改作奉行

諸　郡

榿木は稻架用の榛なり

三月十四日。幕府前田重教の本年の參覲を用捨したる奉書金澤に達す。

〔政隣記〕

三月十四日、淺香三左衞門當月三日江戸發足、今十四日歸着、御奉書等御用番に相達上之候處、右御吹聽實成院樣・喜六郞殿に被仰進、預玄院樣等江戸之分は、右御參勤御用捨に付爲御禮被指出候以御使者被仰進、備後守樣に者就御在邑に以御飛札被仰進。

同日九半時頃、布御上下被爲召、御表に御出、年寄中助右衞門・御家老・若年寄三切に被爲召、

當年御參勤御用捨、來年七月中御參府可被爲成旨御奉書到來、思召懸も無御座丞御仕合思召候。則御奉書拜見被仰付候旨に而御渡、土佐守ゟ者同席より可達旨も御意。何も拜見、恐悅奉存候旨及御請、御奉書返上。

一、右に付御勤向之儀、御用番右近將監殿ゟ相伺候處、御使札可被差出由御差圖之段、去四日出町飛脚、中飛脚程之步に而罷越候樣於江戶申渡、十日に到着。依之御馬廻頭一木逸角ゟ御使被仰付、今月十六日金澤發足、越中境迄罷越候處、持病强く發し江戶表ゟ難參段御斷申上候旨、以飛脚御月番迄申越、則同月廿日相達。因之御馬廻頭金森多門ゟ被仰渡、翌廿一日朝發足、於途中御書・御口上書等從逸角取受罷越候樣被仰渡。逸角者廿一日晚歸着。

十五日例月之通出仕、今般御參勤御用捨等被仰出候御弘有之。

三月十九日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。

〔政隣記〕

三月十九日、備後守樣御參府、昨夕御當地ゟ御止宿。御着之上追付御使御近習頭被進之。明日金谷御殿に而御對顏可被遊旨も被仰進候に付、今日四時過御出、七十間御門外に而御下乘、御式臺より直に御用之間・二之間ゟ御通、御口上御家老役を以被仰上候處、御通被成候樣被仰出之趣御家老役罷出申上、上之間ゟ御通、御先立御奏者。御前追付御出御對顏、御熨斗三

方御表小將持出上之。御茶御たばこ盆上之。御殿御手狹に付、御料理者不被進段、先達而御斷有之。追付御退出、御同間御緣頬迄御送。御戻以後御使者御近習頭を以被仰進。喜六郎殿者御間狹に付御出不被成候事。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十九日四時備後守樣金谷御殿に御出被遊、御熨斗迄出。御府下火災之節御米被進、且又御參勤御要脚御差支之御用金御借用之御禮被仰演、暫御對顏に而、追付御退出に而、九時以前御發途之由。

三月二十日。金澤大衆免に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十日、同夜南風強、九時大衆免御廐町より出火燃出、焔甚敷候所、大雨に相成、九半時鎮火、家數百十六軒燒失之由。去々年以來三度致類燒候。

〔變異記〕

一、辰三月二十日夜九つ時、大衆免庄左衛門町より出火、坊主町迄家數百軒許類燒。所之本名大衆免新町也。肝煎鞍屋八兵衛裁許也。

三月廿二日。能登奧郡の御扶持人十村等、富札買入禁止の制を嚴守すべ

きこと等を百姓に告ぐ。

〔筒井舊記〕

富札御停止之儀者、兼而被仰渡之儀に御座候所、旁々富札多有之、買求申由に候。此儀一向無之樣嚴敷被仰渡候間、嚴重御申渡可被成候。若買請候者御聞及被成候はゞ、其者之儀者勿論、肝煎・十村迄急度可被仰付由に御座候間、御組下嚴鋪御申渡、請書付御取置可被成候。末々心得違之者茂有之、不締候樣に被思召候間、右請書付御取被成候はゞ、寫被成、廻口迄可被遣候。

一、金澤ゟ罷出候者之儀者、其組十村より指紙面取、番代方ゟ持參仕可申旨、兼而被仰渡候處、指紙面持參不仕者有之樣に御聞被遊候。勿論男女共紙面取申筈に候所、女之分は留帳に茂相見ゟ不申、不埒之仕形御座候間、向後男女共不相洩候樣に、指紙面取り罷登可申旨、急度可被仰渡候。自然指紙面持參不仕者有之、相知候はゞ締可被仰付旨、嚴鋪被仰渡候間、組々急度御申渡可被成候。

一、當時金澤ゟ罷出居申者、何村誰忰・娘其外如何躰之者何用に罷出候哉、組々御しらべ横日記に御書記、大澤ゟ早速可被遣候。尤歳付入申候間、御書記可被遣候。爲其如此に御座候、以上。

大澤村内記
中居村三右衞門
鹿野村恒方
仲間宛所

三月廿二日。金澤東本願寺別院に於いて宗祖五百回忌法會を執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十二日、從今日東末寺に而宗祖親鸞上人五百年忌之法會、當二十八日迄一七日之間執行有之。御封內三州之男女群參、布施銀一日之入高十五貫目宛程有之由。參詣人爲病用、町醫師本道・外料四人充相詰居申由に候。

三月廿三日。前田利和の一周忌法會を天德院に行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十二日於天德院、心樹院樣勢之助御事也。御一周忌御茶湯御執行。御家中遠慮に不及、御寺近邊は自分に差扣可申旨。

三月廿九日。前田重教、由美希賢・兒島景范等を召して詩を作らしむ。

〔政隣記〕
三月廿九日、八時過より由美彌次郎・兒島平十郎・不破勘太夫・多賀了因・端玄泉・由美虎毛被爲召於御前、詩作被仰付。

虎毛は彌次郎の子

# 三月。大阪に派遣せられたる藩吏等借銀辨償の方法を示談して成らず。

本文は三月の記事に係る

〔泰雲公御年譜〕
一、當春御銀方御隱密爲御用罷越候菊田・奥野・青木・町宿に而は過分之宿賃相立候に付、御屋敷明小屋へ入候而、菊田・奥野は致同居候由。大阪表御借銀三萬貫目餘、五十ヶ年賦を以、每歲爲御登米之內を以一萬五千石宛銀主共へ御渡可有之段、青木等より鴻池等へ書立を以申渡候所、私共より如斯申渡候而は、中々銀主共納得不仕のみならず、私共此儘立置申間敷候間、御屋敷より直々被仰渡候樣仕度段申聞。依而銀主之內重立候者共招候而、御算用者市山等を以申渡候所、一圓承引不仕、前月廿四・五日頃は每日人數四・五百人充御屋鋪へ詰懸、必竟之所御國へも罷下、夫に而埒明不申節は江戸評定所を歷可申旨に而、殊之外騷敷に付、又三家之者へ申渡、今一往遂僉議可申旨申渡、一先相靜置候由。此儀に付御拂米入札仕候者無之、惣体大坂表濱相場引下げ申由。

前月は二月

三家は鴻池等

# 三月。江戸に於いて座頭より金子を借用したる士幕府の督促を受く。

本文は三月の中に載せらる

〔泰雲公御年譜〕

一、御小將組之內四百石中川伊兵衛、四百石津田伊左衛門、二百石井上藤太夫、二百石今村團藏、江戶詰中座頭之金子致借用罷有候處、不致返濟候に付、右座頭より江戶町奉行依田和泉守殿へ訴出、和泉守殿より御老中へ右御小將四人之證文等御屆有之、返濟方之儀申來候に付、御僉議有之、必竟御上より御償可有之哉与申事に候。金子高元利八百兩之由。

三月。十村等改作奉行の命により百姓の支配方に關して答申す。

〔日 曆〕

一、辰正月廿八日・同三月二日御覺書を以被仰渡候趣、私共詮議仕、組々申渡候品々左に申上候。

一、用水方之事。但、取分樣之事品々之事。

四ヶ條之趣被仰渡奉承知候。右用水方之儀、夏中水減に罷成候砌、手取川幷才川を初何れ之川水に而茂、可成程は大川取入之一口に而分る水に仕、流末迄水之樣子見計、畢竟分水に而者双方共水下り兼申節は、詮議之上番水に仕、古來より相極り候日數を以水取下し、一口より以下所々取分之分は、其口々に而上ゟ中ゟ下ゟ之差別を相立、日割・刻割に而通ひ水等、隨分用水順道に相成候樣に取計來り申候。右之趣に御座候得者、此外用水取分可仕

様無御座候。

一、古田之事。

此儀當春之儀者、別而何も早き年に御座候間、荒起より農業手おくれ不仕樣に、毎度村廻り仕勢子を入可申付候。用水江ざらへ等、是又嚴重に申付候。尤毎度村廻り仕、田形植物等見分仕、御田地之内、大豆・小豆等都而畑物之類は、爲植不申樣に急度可申付候。

一、年々郡打銀過分に相成候事。

右被仰渡之趣奉得其意候。石川郡之儀、跡々より被仰付置候御郡打銀御入用之分は格別、近來新に相願申儀は無御座候。彌向後嚴重に相心得可申候。

一、若き十村共相談所ゟ出候事、病氣等に而斷申聞候事。

右被仰渡之趣奉得其意候。隨分相談處缺座不仕樣相心得可申候。

一、去年旱損所御償米被仰付候。去年之年柄に付五ヶ村も十ヶ村も申談計茂可有之候處、無據之願改作依御法結構に被仰付、此冥加を奉存、今年はケ樣成儀有之候ひ而も願申間敷、たとへ願候而も不承屆候。此段早春より、末々百姓・頭振迄申渡、覺悟させ可申事。

右被仰渡之趣奉承知、村役人共を初、百姓・頭振迄急度申渡置候。

一、丑の年變事場所之事。

右御ヶ條之趣被仰渡奉承知候。變事場所之儀、村役人共等ゟ每度申渡、勢子を入申候。場所により畑に相成申處に、用水取揚田形に相仕立させ申、入用村方普請に申付候而者指操申に付、入用銀五歩通は組懸り、五歩通は一郡懸りに爲致合力、段々田形に爲相仕立申趣に詮議仕候。尙更無油斷勢子を入可申付候。

一、近年別而古田之所々疎に相成有之躰に候事。

右被仰渡之趣奉承知候。山里共村廻仕時分領中見分仕、麁抹之儀無御座樣に急度可申付候。別而山方之儀者入念見分仕候。若荒地等に相成居申處に御座候はゞ、田畑之内作所に爲相仕立候樣、嚴重に相心得可申候。

一、正月廿八日御書立之內、地廻り奉公人金澤町ゟ出、作方人數不足、出作不沙汰之事。

右御ヶ條之趣奉承知候。奉公人之儀跡々よりも詮議仕候得共、行屆兼申儀に御座候。今般被仰渡に付、村切唯今迄罷出候男女奉公人、金澤を初御奉行附之所々奉公人之分、委細相改帳面に相記、以來引込申者之分は格別、帳面に相記候外は一人も指出申間敷候。人々より耕作方不得手者に而、却而百姓之手前費之趣にも相成候樣成者之分は、支配之十村承屆、奉公人帳に爲書加候樣に仕、百姓・頭振勝手次第に指出申儀は一向不仕樣に、嚴重に申付縮り可仕候。若密々指出申者御座候はゞ、早速爲引込可申候。若何角与主人より相返不

申儀御座候者、品により御斷申上、不引返候而者御縮り方行屆申間敷与奉存候。且又年數金澤等ゟ奉公に罷出、末々に而借宅・自宅相求居申者共も御座候。是等之者共茂此度夫々相しらへ帳面に記、以來右之族無御座樣に急度縮り可仕候。

一、切高跡式等、其年切相しらへ及斷、品々帳附札に拙者共印形請候。越・能之分毎度及斷候。加州三郡之分は、其處不埒之樣に相聞ゟ候云々。

一、年中村肝煎与百姓共指引相濟、算用帳面印見屆注進申來候所、中古不埒に相成、其儀無之組茂有之候云々。

切高云々の條以下は三月二日附改作奉行の書立にあるを以て文段を略す

一、荒起幷種數漬仕廻次第注進申來候所、中古其儀無之候。以來は先格之通可相心得事。

右三ヶ條被仰渡之趣奉得其意候。向後急度相守可申候。

一、用水普請之儀、當正月廿八日申渡候。新川郡之分は一組切に普請可申渡旨申聞候。加州・能州・越中之内にも今年より一組切に普請申渡候而可然事云々。

右御ヶ條之趣奉承知候。普請之儀一組切に相極候ひ而も、指支申儀無御座候。乍然石川郡之内三ヶ用水・長坂用水・寺津用水之分は、口筋長丁場之儀に而入用多懸り、組切与仕候而者指支可申与奉存候間、只今迄之振を以見分仕、御郡より加へ銀相渡し可申儀に奉存候。

右三ヶ所之外は、一統組切相極可申与奉存候。尤普請相願候砌は、其組支配之十村幷組中

肝煎罷出見分仕、銀高に不罷成様に精誠詮議仕、相圖り可申儀に御座候。尤變事に而大破に罷成、過分入用相懸り申節は、格別之趣を以取捌可仕候。

一、近年養ひ高直に有之由に而、植付より留尿迄別而虫入弱之様に相聞候云々。

右御ヶ條之趣奉承知候。土尿之儀私共詮議仕候者、御書立被爲成候通、近年押立候土尿相立申者無御座候。こすい幷むし尿之儀、百姓透々相考、隨分粉骨を盡不申候而者難成物に御座候故、年々に相減、當時に尿を專に拵申者は無御座候。今年夏中より相立候尿は、翌春より之養に相用ひ申儀に御座候。近年養高直に而行屆兼申儀に御座候得者、今般被仰渡之趣を以逐一詮議仕、むし尿之分者草高十石に大圖何程与仕、人々持高に應じ爲相仕立可申旨奉存候。就夫こすい之儀、百姓之大小に不限、相應に屋敷之内に一つ宛所持仕罷在候に付、人々より詮議仕、こすいの土尿幷むし尿、ごみ溜り之堀所持仕者之分は、夫々見計、何れに而も大分相考、土尿出來仕候様に取計可申候。勿論組切見分、夫々嚴重に可申付候。草尿之儀、是以其田くみあせくろ之分、隨分はぎ草爲[ ]養に相用ひ候様に可申付候。是等之儀村役人を初十村手作之分、支配之者共見習にも相成候様に、專相仕立可申候。

一、先達而も申渡候、末々奉公人風俗食事之儀、とくと可及示談候云々。

右御ヶ條之趣奉承知候。男女風俗之儀、近來歳若成男之内、高髻に仕、髻を切、新敷本結

をさき立申者共多く相見ゐ申候。向後一向爲指止、尤髮付等爲付申間敷候。
衣類之儀、百姓之分は自身幷忰・家來等に至迄、綿類之外絹類に肌着・帶・笠紐に至迄用ひ不申御定に御座候處、近來猥に相成申に付、向後急度相改、綿衣に而も染色目立不申樣に急度縮り可仕候。近年馬形共風俗不宜、胸當て・前懸け前には吳座又はさき織に而有之候所、近來綿嶋幷色々之染色相見ゐ申候。且又馬形共初一統股引・脚半、色々小紋染又は紺染に致し候。是等之儀以來急度相改、木綿之むね當に前懸、幷小紋染木綿嶋等之股引・脚半爲致申間敷候。向後前懸はござ・さき織、股引・脚半は鼠色又は白木綿に相極させ可申候。且又近來裏附之長手拭、色々榮耀成染色に而、絹・羽二重類に而拵申樣子も相見ゐ申に付、此儀一向爲指止、以來布・木綿にても右長手拭爲致申間敷候。笠嚢之分、村役人等を初不相應成儀無之樣に急度相改可申候。
所々祭禮之時分、近來躍・相撲等有之時分、男女着類等不相應之族、足袋拵もはき、相撲取候者共不相應之下帶二重廻し等仕族、向後急度相改、布之外一向爲用申間敷候。勿論盆・祭男女衣類等之儀、嚴重に相改可申候。下人・下女之分は、主人より引請急度相改可申候。奉公人食事之儀、朝食之分は一統雜水与煎粉、押立野仕事仕候節は、ゆりこだご上置之飯を汁椀にもり切に而爲給、夕飯は雜水にて、煎粉又は雜水迄にても爲給可申候。由方等畑所

之分者稗多く作中に付、飯之内當分にも爲交爲給可申候。里方之分者あせ稗迄に付、作り取候稗之分は、多くはゆりこゐうし打込、煎粉に仕爲給可申候。田植之節幷稲苅取候節は格別之趣に付、其所々有來候通可仕候。

奉公人休日之儀、二月より六月迄、九月より十二月迄、一ヶ月三ヶ日之休日は、古來より有り來り候通に候。右之外所によりやひこ抔与申立休申樣子に候。向後一向爲指止、右三ヶ日之外禮日は格別、其外爲休申間敷候。男女洗濯日男は三日、女は春・暮兩度五日宛、隙をとらせ候儀は格別之儀与詮議仕候。

御扶持人・十村等行狀等之儀、一統互に申談、不愼之儀無之樣に嚴重に相心得可申候。尤召仕候奉公人共風俗・衣類等、嚴敷相改可申儀与詮議仕候。村々頭振等之內、酒賣申者共有之候。向後急度相改、一向酒爲賣申間敷候。

一、所により一錢剃など建置申儀有之躰、此等別而有之まじき事に候云々。

右御ヶ條之趣承知仕、一錢剃之儀建置候所々之分は、村切急度爲指止可申候。勿論向寄之町・宿方に罷出、髮さかやき爲致不申、其所々に而互に致合候樣に、急度縮り可仕候。且又宿方之分は、往來之旅人も御座候に付有來り候通可仕候。

一、村廻り十村支配切、自身及老年候ものは忰等相廻、其度每注進可申候云々。

右被仰渡之趣、一統急度相守可申候。

一、御參勤御歸國之砌、津幡を初御泊り御休等之所々諸入用、中古段々相增、御郡打銀過分に相成、百姓致迷惑候躰に候云々。

右被仰渡之趣奉得其意候。

一、一里方之內空地幷畔等有之所には、隨分心懸、はゐ之木爲植可申候云々。

右被仰渡之趣奉承知候。はゐ之木爲植候儀、御田地日陰に相成不申、空地合詮議仕、二・三ヶ年之內段々爲植可申与詮議仕候。

一、近年御高役銀、又は鍬役米・肝煎給米等割符申渡候而も、及延引百姓共有之躰に候云々。

右被仰渡之趣、組々百姓中へ嚴重に申渡、向後村肝煎等申渡候儀相用ひ不申者之儀者、急度詮議仕儀仕、樣子により御斷茂申上、嚴重被仰付候樣に可仕与詮議仕候。

右當正月廿八日・三月二日兩度御書立御渡し、私共詮議仕、熟談之上存寄之趣可申上旨就被仰渡候、段々詮議仕、村々へ申渡候趣書記指上申候。前段申上候內、一時に難相成品々は、當々心懸、二・三ヶ年者夫々爲致得心、急度相守候樣可仕候。樣子により不心得者御座候はゞ、嚴重取捌仕儀も可有御座候。尤右被仰渡之趣を以、私共詮議仕書上申通、村肝煎・組合頭・百姓・頭振迄申渡し、請紙面取置可申与詮議仕候、已上。

寶曆十年三月

田井村　喜兵衛
村井村　六左衛門
野々市村　少左衛門
同井村　吉郎兵衛
淵上村　源五郎
吉野村　甚七
福留村　彥左衛門

御改作御奉行所

同井村本の儘

四月朔日。德川家重將に將軍職を家治に讓らんとすることを告ぐ。

〔政隣記〕

四月七日、當朔日江戶發出之早飛脚今曉到來、左之通言上。

今朔日惣出仕之通、五時揃御登城可被成候。御在國・御在邑・御病氣・御幼少之萬石以上者、御名代可被指出候。以御名代御承知之御方々御在國・御在邑者、以使札御請可被仰上旨、大御目付衆より御廻狀、朔日月次之御禮は無之且定式之御着服之筈之旨申來。

右之通に付而、爲御名代出雲守樣當朔日御登城被成候處、於御黑書院溜御老中方御列座、公

出雲守は富山侯前田利幸

方樣御年齡与申に而者無御座候得共、近年御病身に被成御座候付、御隱居、御政務右大將樣ゟ御讓被成、近々御本丸西丸与御移替、將軍宣下之儀も京都へ被仰込置候。

右之通堀田相摸守殿御演述に付、加賀守國許へ可相達旨被仰述候由、出雲守樣御出、於御溜横山外記ゟ被仰聞候。

右御請之御使者、御馬廻組丹羽定右衛門ゟ被仰渡、四月十三日金澤發足、同廿三日江戶着、御使勤之。五月二日江戶發、同十三日歸着。

右被仰出之爲御祝儀之御使者、人持組青木新兵衛ゟ被仰渡、四月十六日金澤發前卷物二・御羽織一被下之。五月廿七日金澤ゟ歸着。

四月四日。前田重教石川郡粟ケ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

四月四日快晴、中將樣粟ケ崎筋へ御放鷹、七半時御歸。御得物、御鐵炮にて鷺二・鶉二被遊、其外鷺・鶴等有之候。

五月五日。本多氏の家中戶水百助の子、加持護符を以て病を療することを禁ぜらる。

當十七日は四月

一、本多遠州政行家臣給人組五十石戸水百助与申者之一子、今年十四歳之由。生質片輪居去に而行歩も不叶。然所當二月上旬致晝寢得夢想藥法習候所、近所之者共聞傳、病人之療法賴候得ば調合いたし吳候處、服用いたし候得ば悉得驗氣申旨。主人遠州にも被呼出、樣子も被相尋候處、種々之儀申演、言語之分明成事幼歳に不似合。其上是迄筆跡稽古無之處、此頃は物も能く書申由。此事世上致流布、迎之駕籠門前に差續申由に候。往古よりヶ樣之奇怪も有之儀。無病之大人に候はゞ飯綱之法共可申候得共、未幼若之者、必竟致依託候者有之樣子に候。

一、五月六日遠州政行家中戸水百助せがれ金十郎儀、前記之通恠異成儀申觸候に付、信仰之者多介群參、最初は一錢も不申請候所、此間に至り初穗と號十二銅取請候由。彌夥敷人氣も有之、一日に鳥目七・八貫も取込申旨。當十七日より押出加持護符相弘、盲目之眼を明け、啞に爲物言申儀請合申由。盜賊改方奉行佐々木兵庫より、右金十郎父子役場へ呼立糺方有之、昨日より札守等差出不申由。最初遠州へ被呼出。濕瘡之呪もいたし、土州にも被招、其外所々信仰之者多候。右護符守に而効驗も有之、既に生駒内膳三十年以來之腹痛、後藤淡齋之瘤も守に而撫候處瘤は段々減、腹痛も數年來無之快覺候由に候得ば、其驗一向無之にもあらず候。

然所當分主人へ指預候旨。遠州よりも、家來幼少者爲病人札守差出候迚、强而御政務に障申儀に而も無之、且外より承傳入立有之共、是亦拙者家中之儀に候得ば、敢而不被及貪着儀。其上手前へ被預候趣難心得段、再往使者を以被申達候處、少子細之趣有之、先其通りにて足輕番人被付置候由。

五月六日。卯辰觀音院の祭禮を延期し今明日に之を行ふ。

〔政隣記〕

五月六日、卯辰觀音院御祭禮相延、今明日能興行。是舞臺建候に付而也。

五月七日。大聖寺侯前田利道の子勇之助の世嗣たることを許されたる報金澤に達す。

〔政隣記〕

五月七日、備後守樣前日依御奉書、今月二日御登城之處、御二男勇之助殿、兼而御願之通御嫡子に被仰渡候旨、御飛札到來。御名御伺之上造酒丞樣与御改。

五月十五日。前田重教物を獻りて將軍德川家治の襲職を賀す。

〔德川實紀〕

將軍家治の襲職は五月十三日なり昨日は一昨日なるべし

五月十五日、尾張中納言宗勝卿・紀伊中納言宗將卿、紀伊中將重倫卿、御坐間にて近謁せられ、昨日本城へ引うつられしことを祝し奉らる云々。三家よりの御よろこびとて二種一荷献せられ云々。松平加賀守重教は三種二荷云々。

五月廿一日。盛岡侯南部信貞の贈れる金澤城殿閣造營の木材を漕運し來れる士に物を與ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十一日南部樣より材木被進舟、上乘侍菊池宇左衞門、與力躰之者兩人坂井平右衞門・新谷彌平、足輕三人三浦豐右衞門・横濱又右衞門・工藤彌三左衞門。右菊池旅宿は宮腰板屋、坂井等旅宿は吉崎屋方也。御料理被下、板屋に而給仕は御徒組に被仰付。右之人々へ被下方。

白銀五枚　金子三兩　菊池　宇左衞門

白銀三枚　金子二兩充　坂井　平右衞門

新谷　彌平太

金五百匹充　足輕組　三浦　豐右衞門

同　横濱　又右衞門

一、三千本　五寸角　一、千本　六寸角　一、千本　七寸角。以上船五艘に積來候由。

同　工藤彌三左衛門

〔政隣記〕

五月廿二日、去年御城就御類燒、從南部御材木五千本被進、舟積に而此間宮腰浦へ着岸。尤七寸角千本、六寸角千本、五寸角三千本也。指添來候人々へ被下物有之。

日附前文と異なり

五月廿七日。前田重教、德川家治の襲職を賀する爲使者を發す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十七日、當十三日公方樣御代替りに付、御本丸へ右大將樣被爲入、西御丸へ公方樣御移被遊候に付、爲御祝儀御使、定番御馬廻御番頭廣瀨武太夫被仰渡、今日發足。

五月。金子の兩替相場暴騰す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月、前月已來金子殊之外高直に而、兩に付六十四匁餘に候。京・江戶・大坂共に同事之よし。但江戶表二之御丸御普請御用之御拂、銀子に而相渡候故共、又は公方樣御升進御隱居將軍宣下等夥敷御用金、且又諸大名衆より獻上之金子も莫大之趣に候。第一判金一枚一貫目位に付、夫々常金隨ひ高直に相成候とも申候。錢も一匁に付六拾錢遣、米價は日々賤く、御

六十四匁は銀子なり

備後守は大聖寺侯前田利道

當地米漸三十七・八匁、遠所米二十六・七匁位に候。然共諸物は高直、兎角一統困窮成儀に候。

六月二日。徳川家重先に職を退きたるを以て物を前田重敎に贈る。

〔政隣記〕

六月七日、御代替に付而當月二日従大御所樣、今度御隱居に付而御刀一腰（伯州國宗代金五十枚）干鯛一箱、若御年寄小堀和泉守殿を以拜領。御名代備後守樣上意御拜聽、左之通。

大御所樣御意被成候、御隱居御祝儀御道具被遣候旨、上使小堀和泉守殿被仰聞候に付、追付加賀守國許に可相達旨、當座之御請被仰上候旨。

右二日立之早飛脚、今七日來着言上之。依而爲御禮物頭被差出候筈に付、御先手奥村五左衛門へ被仰渡、今月十三日金澤發足。右上使和泉守殿にも以五左衛門御使、左之通被遣之。

御刀嶋田助宗　代金七十五兩

〔徳川實紀〕

六月二日、大御所御隱退の御祝として、尾張中納言宗勝卿に來國俊の御刀、紀伊中納言宗將卿に備前國宗の御刀、水戸宰相宗翰卿に山城國行の御刀、尾張宰相宗睦卿に備前長光の御刀、紀伊中將重倫卿に備前兼光の御刀を遣はされ、松平加賀守重敎に備前國宗の御刀、松平越前守重富に備前信眞の御刀、松平大隅守繼豐に備前助守の御刀を給はる。

淺野川大橋改架の際は假橋を以て人馬を通行せしむるの例なり

六月廿一日。淺野川大橋の改築成り渡橋式を行ふ。

〔故紙雜鈔〕

寶暦十年六月、淺野川之橋廿一日より渡り初り申候由承及候。今年不思議の事候て舟橋かゝり不申候。一文橋・小橋にて相濟候由。御儉約故と何茂申候。

七月三日。前田重教劍術の奧義傳授を受く。

〔政隣記〕

七月三日、御劒術御習事有之。御師範山崎次郎兵衞申上候に付、今日暮六時より六日六時迄御請之事。因茲御前に罷出候人々者勿論、御次廻に出候人々、何茂淸め別火に而罷出。

九月七日夜より十二日夜迄、御劒術御習事山崎次郎兵衞申上に付、御淸め當七月三日同斷。

七月六日。前田重教犀川川上に至り乘馬を疾驅せしめて歸城す。

〔泰雲公御年譜〕

七月六日中將樣河上に御出、御歸早乘被爲遊、金谷より被爲入。御供人表小將武田九郎兵衞、御徒之內壹兩人、御先乘河村茂右衞門迄相續候由。

七月十一日。前田重教犀川に至りて步士の水練を見る。

〔政隣記〕

七月十一日、八時之御供揃に而犀川松ヶ淵ゟ御出、御歩水練御覽、七時比御歸殿。

七月廿七日。石川郡白山村に銀を採掘する者あるを以て横目足輕等之を調査す。

本文は五月の中に載せらる

〔泰雲公御年譜〕

一、先日より鶴來白山より七八町脇銀山有之由に而、下總國之者与申談、御算用場へ相願掘出候。銀子之分は公儀ゟ四分を差上、六分は掘主造用等に致配分候圖にて、此間最中掘、少々充銀も出候由。餘程人立も有之、小屋も懸並有之。下總之者三・四人も參居申旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、當三月中旬より、白山村領之内親ヶ山人作谷与申處、下總國遠山清八・池田伊右衞門与申者銀山与見立、當國松任町小川屋少左衞門・能見屋九兵衞与申者銀元いたし、御算用場へ相願取懸候所、銀出申に付、此間段々小屋等懸並、只今五軒相立有之、掘懸り候穴奥行六十間計、幅三尺五寸、高さ六尺計に、材木を以さくみ有之由。穴之上に小社を建、山神を祭、赤白之旗三本充建有之候。前月二十七日、爲見分御横目足輕兩人被遣吹試候所、土二升七合計之内より、灰吹正味銀三拾一匁出申由。掘手二十人計。能州寶達山にも金出可申由に而、

前月は七月

右之内頭取池田伊左衛門罷越居申由。

一、此間鶴來邊銀山爲見分、御郡奉行不破伊織罷越見分之所、土三升より銀三十一・二匁正味有之。但土三升与は、筵一枚を三つ切にいたし、かますに拵、其かますを三升与唱候由。一日に二十四かます掘出候由。大方一日之銀正味四・五百目程充掘出候由。

八月十二日。能美郡安宅浦に異國船漂着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十二日安宅浦ゐ漂着之品、今江村源介紙面之寫。

昨十二日安宅浦ゐ、長さ一丈二尺計、幅九尺計、高さ九尺計之箱、厚板に而致釘附、口与見え候所二尺四方計、箱之内大形成人三人、惣身鹽水にしやれ、髮も拔、男女之差別も見え不申由。異國人に而も可有之哉与、色々評判仕候由、手代共より申越候。區々取沙汰仕候儀ニは、浮説与奉存候得共、箱流寄申儀は違無御座候。安宅は小松町御奉行御取捌に候得共、犬丸跡組近所に付、御內々申上候、以上。

八月十三日　　今江村　源　助　判

不　破　伊　織殿

藤田三太夫殿

九年とするものは誤なるべし

〔寢覺の螢〕

一、寶暦九年安宅浦へ客船漂流し、箱にして水晶の窻あり。船大に損じ、二人双び死せり。水舟中に入、死して數月を經しと見え、腕ちぎれ腸破れ、男女も見わけがたけれど、一人は男ひとりは女なり。串柿多く殘れり。何國いかなる罪にてかゝる事にや。後々迄も其沙汰聞えず。舟の木は安宅道の橋となり、近き頃まで有し。

八月廿三日。幕府金澤城の殿閣を舊の如く造營することを許す。

〔政隣記〕

庚辰歳六月御城御造營之儀御繪圖等被指出置候處、八月廿三日堀田相摸守殿ゟ間番被召呼、如元以連々御普請有之趣、御老中方御連判之御奉書御渡也。

九月十八日。徳川家治自ら襲職を祝し物を前田重教に贈る。

〔政隣記〕

一、九月十八日今度將軍宣下爲御祝儀、從公方樣上使御奏者番阿部伊豫守殿を以、御時服二十・干鯛一箱・御樽一荷、從御臺樣御使建部兵庫殿を以、綿紗十卷・一種一荷御拜領。御名代備後守樣御勤之旨言上。

右御禮之御使、組外御番頭多胡嘉藤次ゟ被仰渡、今月廿九日金澤發、於江戸御使相仕廻、十

月廿六日江戸發出、十一月十二日金澤に歸着。

〔徳川實紀〕

九月十八日、今度の大禮滯なくすみし御祝として、三家三卿ならびに松平加賀守重敎・松平越前守重富・松平大隅守繼豐へもみな賜物數あり。

九月廿七日。前田重敎、徳川家治の將軍職を宣下せられたるを賀する爲使者を發す。

〔政隣記〕

九月廿六日、今月二日將軍宣下、御任槐御規式相濟、同十五日・十六日・十八日御禮も被爲請候に付、御祝儀之御使寄合仙石内匠に被仰付、明廿七日金澤發足、十月十日江戸着。翌十一日より御使相勤、同廿八日江戸發足、十一月十三日金澤に歸着。

一、御臺樣從三位勅許被爲在、去廿二日惣出仕有之御弘、翌廿三日御献上物被上之。但先達而大御目付衆より御廻狀有之。

公方樣・御臺樣に　二種千疋宛　御使聞番

大御所樣に　一種千疋　同斷

右御叙位御祝儀之御使、津田杢兵衛御馬廻組に被仰渡、十月四日金澤發足。同十五日江戸着、同

廿日御奉書渡、廿二日江戸發足、十一月四日金澤に歸。

九月廿七日。年寄奥村主水及び人持組松平久兵衞、藩の調達銀の件に關し處罰せらる。

〔政隣記〕

九月廿七日、人持組松平久兵衞、京都町人日野屋源右衞門方より調達銀一巻取捌之趣、不應思召候に付、閉門被仰付、今日於遠江守宅、駿河守列座申渡之。御大小將横目赤井傳右衞門・石野五兵衞罷出。

右之趣に付、奥村主水遠慮被仰付候段、御近習頭中村次右衞門御步頭・志村五郎左衞門御使番を以被仰渡。兩人主水宅に罷越申渡。御免之儀、十一月晦日右次右衞門・御表小將横目河村儀右衞門御使に而被仰渡。兩人主水宅に罷越申渡之。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月二十七日時頃、奥村主水隆振指扣被仰渡、御使中村次右衞門・志村五郎左衞門。御横目赤井傳右衞門・石野織人罷越、人持組松平久兵衞閉門被仰付。右は江州高宮之者、上田與兵衞与銀談取組、京都所司代より御察當之趣も申來候哉与之沙汰に候。

十一月八日。能登惣持寺の僧江戸城に登りたる際臺笠を隨へたるを以て戒告せらる。

〔政隣記〕

十一月廿六日、能州惣持寺今月朔日御代替爲御禮江城登城之節、下乘迄臺笠爲持候儀に付、寺社奉行小堀土佐守殿より御尋之趣有之、先例等書出候處、畢竟臺笠者伊達道具之儀、其上類格も無之事故、御府内下馬迄爲持候儀者格別、以來者下乘に持入候儀者可爲無用旨、今月八日於土佐守殿御宅被仰渡候。

十一月廿六日。前田重教、知行米の一部を獻納したる諸士を賞し且自今之を廢せしむ。

〔政隣記〕

十一月廿六日、依召諸頭一統金谷御殿に罷出候所、年寄中・御家老中・若年寄中に被仰出左之覺書、富永數馬渡之、各列座拜戴之。畢而右面々、布上下着用御禮被申上、相濟、御近習頭一統御月番席に被招、左之書付駿河守殿御渡之、表向頭にも同斷也。

御勝手御難澁に付而、拙者共初御家中之面々申談、知行米之内指上置候處、當時人々勝手不

如意之節、書上除知幷上ゲ米兩樣有之人々者、別而可爲難澁儀に付、上ゲ米之分は今年より被返下候。一統勝手指支之節、知行米之內指上置、御悅喜被思召候。殊に知行當より相增候而上置候面々、曁百石以下之內にも差上置候人々之儀者、別而奇特之至被思召候。此段可申聞旨御意に候。

右之趣組・支配有之面々者、夫々可被申聞候。

御家中書上除知幷上ゲ米兩樣有之人々者、別而勝手難澁之躰に相聞候付、今年より知行米指上候に不及旨被仰出候得共、近年御勝手御難澁之上、去年火災後彼是御物入多儀相知候事、且來年者彼是過分之不時御入用も指向候故、今年抔右之御沙汰無之樣仕度段達御聽候處、其段も御承知被遊候得共、類燒之人々に者、去年も被返下度被思召候所、其儀不被爲在候。一統難澁之時節御借用之儀、甚御心外被思召候條、右被仰出候通、今年より上ゲ米仕に不及旨重而被仰出候。結構成思召、誠以難有御事に候。將又上納銀等も指支御費多候旨、御算用場奉行申聞候。上濟無滯、自今借用之品も其了簡可有之儀尤に候事。

右之趣被得其意、組・支配之人々に可被申渡候。且又組等之內裁許有之人々者、其支配へも申渡候樣被申聞、同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

泰眞院は前田綱紀の女にして二條吉忠の夫人たりしもの

十二月六日。前田綱紀の女直姫の十三回忌法會を京都芳春院に執行す。

〔政隣記〕

十一月廿三日、泰眞院樣來月六日御十三回忌御法事、於嵯峨二尊院從二條樣御執行。從此方樣も於芳春院御執行に付、御代香之御使者御先手兼喜六郎殿附三宅權左衛門ゐ被仰渡。今日金澤發足、晦日京都着。十二月十二日京發、十九日金澤へ歸。

十二月八日。能美郡三明野に於ける前田利常の灰塚修理に要する木材運搬の駄賃を議す。

〔小松舊記〕

日明野御墓所破損修理爲御用、御材木品々、右御墓所迄附屆候駄賃錢相渡候に付、道程駄賃跡々御定之通書出候樣、馬肝煎孫兵衛ゐ被申渡候處、道程駄賃共御定無之旨申達候間、致詮議道程駄賃書出候樣可申渡旨致承知候。右御墓所迄之駄賃、御定与申儀者無之候。先年より附屆候儀者可有之候得共、中絶候而附屆候儀無之候。道程・駄賃大數間りに而書出候儀に候者、爲書出可申候得共、頃日御詮議之趣、何里何十町御定之駄賃与書出候樣御申渡之由、則

孫兵衛茂申聞候。何里何十町与申儀者難相知候。御郡奉行中ゟ御申遣、道程定、御申聞可有之候。其上一里何十文与申圖に而駄賃極、紙面爲出可申候。右之趣に而も、御定与申儀は相調候之儀難成候。左樣御心得可有之候、以上。

十二月八日　　小松町會所

江口新左衛門殿

櫻井元右衛門殿

是歲。江沼郡山中醫王寺に富突を行ふ。

〔三州奇談〕

寶暦十年より、加州山中醫王寺に、諸堂修造の願ひにより、芝居・富突など御免を蒙り、門前更に三都の如し。其中人形芝居は淡路の政右衛門といひける者、年々に是より來りて芝居を初め、この外近里遠村群集すること、今や三・四年に及びぬらん。其砌山代といふ湯元へも、又芝居あやつりなど初りて、あちこちと狂言の雜具など持運びける。年暮るゝに及びて、山代・山中等の百姓・庄屋等の藏へ、此雜具を預け、明る春は、人の群集すべき頃を考へて、又あやつりを初めたるここにてありける。

〔寢覺の螢〕

一、山中にて富突といふものを創めしは、寶暦九年歟十年の頃かとおぼゆ。夫より小松梅林院・金澤觀音院、其外處々に興行して七・八年も續きしが、一國衰微して家をうり國を奔る人いくばくを不ㇾ知、夫より確く國禁となれり。

## 寶暦十一年

正月朔日。前田重教金谷御殿に於いて年頭の禮を受く。

〔泰雲公御年表〕

一、正月朔日、今朝五時御表宜候段、御用番主水より被申上、御出被遊、(御熨斗目御半袴)於御用之間、諸大夫之面々幷年寄中助右衛門・御家老役・若年寄迄御禮、其次土佐守(病中)名代之使者御目見、御奏者番披露之。

一、同日年寄中助右衛門・御家老役・若年寄迄、前々御雜煮被下候得共、御手狹に付而、去春之通當春茂不被下、御料理茂同事。鶴之御吸物被下、右面々江被下候。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月元日御禮去年之通、ふくさ小袖・半上下、木綿衣類勝手次第之由。

正月二日。大阪の御藏元荒木平次郎不埒の廉により藩侯に謁見すること

を得ずして歸國す。

〔泰雲公御年譜〕

舊冬十一月、京都町人大阪新御藏元荒木平次郎御目見奉願、御國へ罷越申處、長橋局御內用と荷物に致差札罷下候儀御僉議有之、不埒之趣に付御目見不相叶、致逗留罷有候得共、當二日京都へ罷歸候。先御藏元鴻池吉右衛門儀、去年御藏元被差除候以後、大坂表御名題は其儘相勤候處、去秋以來及老年、病身に相成、御名題御用捨相願候得ども、御藏元御用捨後も無如在御用相勤、神妙に被思召、御名題今暫可相勤、追而思召も可被爲在旨被仰出。

正月八日。表小將武田九郎兵衛、前田利實に對して禮を失し指扣を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

正月八日、喜六郎殿金谷御殿へ御出之節、表小將武田九郎兵衛帶刀に而御火盆持出候儀、御格に違申趣に付、差扣被仰付。

正月廿四日。德川家治の贈れる鶴金澤に着す。

〔泰雲公御年表〕

一、正月二十四日、宿繼御奉書去十八日相渡、今朝四半時御奉書到來。鶴は九時到來之事。

一筆令啓達候。兩御所樣益御機嫌能被成御座候間、可被心易候。將亦御鷹之鶴拜領候條、以宿次差越候、恐々謹言。

正月十八日

秋元但馬守

松平右近將監

堀田相摸守

松平加賀守殿

右御請之御書、御用番主水より被申渡、津幡迄は足輕持參之由。

一、右御禮之御使者青木與右衞門御小將頭御近習御用被仰渡。但此御使者表向より可被遣筈候得共、御內用有之に付、旁與右衞門可被遣旨被仰出。二十七日晝發足、二月九日江戶着。

二月廿一日。金澤城二ノ丸の殿閣再造に着手す。

〔政隣記〕

二月十八日、二御丸御造營木作初地鎭御祈禱、波着寺・八幡神主勤之。二十一日御規式有之、卯刻より御城代幷御城附御役人・表向御役人等罷出、四時過御首尾能相濟。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十一日朝曇、今日二之御丸御造營手斧始御規式有之。地鎮御祈禱八幡神主・波着寺勤之。御大工素袍・烏帽子、棟梁大工熨斗目上下、小工は自分に布上下着用也。何茂赤飯御酒被下之。餅米三十五石・銀五十三貫之御入用与申事也。右爲御祝儀、從中將樣實成院樣江、御肴鯉五喉被進之、御使志村五郎左衞門相勤。先日天野斧右衞門致死去御忌中に付、卽刻五喉共福島武右衞門江被下之。

地鎮祈禱は十八日なるべし

天野斧右衞門は實成院の兄

〔筒井舊記〕

今般御城御造營に付、當二十一日木作始御規式就被仰付候、御城御類燒之節、御支配之内より材木等献上仕候者共、今般御規式拜見御祝被下筈に候間、交名御書記可被遣候、以上。

寳暦十一年二月十七日

本保十太夫

古屋孫市

長屋多七郎

武部四郎兵衞樣

村上釆女樣

〔政隣記〕

二月廿二日。將軍代替に付き江戸在邸の聞番武家法度の下附を受く。

寶暦十一年二月二十一日・同二十二日諸侯依召登城、御法令相渡。中將樣に者御在國、御名代之御沙汰茂無之、御用番秋元但馬守殿御宅に同二十二日間番被召呼、御法令御渡、御國に到來。御請物頭宮井彥兵衞を以被指出。

御書御扣左之通。

一筆致啓達候。兩御所樣益御機嫌能被成御座、去月二十一日・二十二日公方樣御表出御、御代替御條目被仰出候。[　　]承知仕恐悅之至奉存候。此儀爲可申上呈使札候。[　　]之刻可然樣御執成所仰候、恐惶謹言。

三月七日　　松平

酒井左衞門尉樣

松平右近將監樣

秋元但馬守樣

井上河內守樣

二月廿五日。前田治脩西本願寺に於いて得度し闡眞と號す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十五日、古國府聖興寺御上京、於西本願寺御得度、御名闡眞。

二月廿七日。鑛山採掘と稱して詐欺を働く者多く捕へらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十七日、此間之鉛騷動黨類多有之、去年御手廻小者より致立身候松永徳右衛門与申者も致出奔、其外足輕共多禁牢、町人共鉛賣買いたし候者も、或被預、又出奔之者夥敷有之。

本件は石川郡鶴來銀山の事に關するものゝ如し。寶暦十七年七月廿七日同十二年十月二十七日月四日の條參照

二月。巡見上使の下國に先だちて答辯すべき要領を議す。

〔國事雜抄〕

上使衆御通之途中御案内之役人、且又御泊之宿主等へ、時々御尋之品御答申樣之儀、通例前々之趣を以及御答候樣御心得可被成儀与存候。當時通例無之品、御年寄衆に相伺候。左之通被仰渡候條申進置候。

一、去々年火事後武家・町共困窮等否之儀。武士・町共類燒之者共難儀仕段相答。

一、當時御舘之儀幷入口御門等之儀。當時御舘之儀、前々より有之屋形に而花畑小屋敷与申候。去々年火災以後修覆等被申付、當時居住に御座候。入口者表之方新柵門内柵門、裏之方金谷門与申候段相答可申候。

一、御城御普請之儀。寄々普請被申付筈之段相答可申候。

一、宮寺御再興有無之儀。修覆地之分は寄々再興被申付に而可有之段相答可申候。
一、去々年類燒家數之儀。御城下燒失家數一萬五百八軒。
内四千百五軒　　　侍幷徒・足輕・小者暨又家中共。
九十九軒　　　寺　社
四千七百七十五軒　　町　屋
千五百六軒　　　寺社門前幷百姓地
二十三軒　　　毀　家
一、二百八十三　　　土　藏
一、二十八ヶ所　　　橋、内一ヶ所大橋
一、二十六人　　　燒死人、内十一人女
右寶暦九年四月十日申刻寺方より出火、翌十一日巳後刻火鎭候事。
右公儀御尋之員數如斯御座候條、右之通書出候樣可被成候。
一、去年以來かな山風聞之儀に付御尋之所も候はゞ、かね山之儀若御尋候はゞ、去月白山村領人作谷親ヶ山与申所、かね山躰之由領分之者見立、自普請を以掘申度旨相願掘候處、かね出不申に付普請指止候段相答可申候。

一、能州寶達かね山之儀御尋候はゞ、往古よりかね山与申傳候。去年領分之者自普請を以掘申度旨相願掘候得共、かね出不申に付普請指止候段相答可申候。
右之通御座候條、其御心得可被成候。此外猶更御心付之品も候はゞ、御示談次第及御内談可申候、以上。

巳　二　月　　　　　　　　　　金　森　多　門　判

岩田傳左衛門殿

三月七日。將軍代替に就き定目を受くる爲使者を金澤より發せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

三月七日、公邊御代替に付御定目相渡、御請使御先手物頭宮井彦兵衛江戸へ發足。

三月二十日。巡見上使等加賀藩領近江今津を通過す。

〔泰雲公御年表〕

一、三月二十八日、巡見上使江州今津御知行所御通に付、右爲御用、青地齋宮御大小將 二月九日金澤發足、三月四日今津到着。同二十日上使御通相濟、御用取捌相濟、同二十四日今津發足、今日歸着之事。

三月廿一日。前田重教諸士の金澤城造營を助くる爲人夫の費用を獻納せ

んと請ひたるを賞す。

〔政隣記〕

三月二十一日、御意之趣有之候條、布上下着用、今日五半時頃金谷御殿ゟ可罷出旨、一昨日御用番前田駿河守殿依御廻文、頭分以上參出候處、左之趣駿河守殿演述。且幼少・病氣・在江戸等之人々ゟは、同役又は筆頭代判等より可有傳達旨覺書御渡。

御城御造營被仰付候處、御勝手御難澁、御要脚必至与御指支被成候に付、拙者共初御家中之面々申談、人足指出御用に相立候趣達御聽に候處、當時人々勝手不如意、其内類燒之面々も有之候處、誠に志之至御喜悦に被思召候。此段可申聞候。組・支配之人々ゟも可申聞旨被仰出候事。

三月廿三日。前田利和の三回忌法會を天德院に行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十三日眞樹院様殿御事勢之佐御三回忌於天德院一朝御修行、普請・鳴物不及遠慮、御寺近邊自分に差扣可申旨。

三月廿四日。巡見上使來らんとするを以て金澤の橋梁を修理す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月廿四日、今般巡見上使御通行に付香林坊橋新出來、今日より往來有之。犀川橋下地

其儘、松板を以おがめの儘上ぶきに相成候。

三月廿七日。前田重教能を催し老臣等をして之を觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十七日御能有之。御大老・御家老・若年寄衆等拜見被仰付、御料理被下之。御能御番組

志賀 宮門　經政 甚四郎　江口 御　御中入　葵上 御　海士 三藏　祝言。五時揃四時初。

四月三日。德川家治夫人の着帶を祝する爲使者を金澤より發せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

四月二日今般公方樣御臺樣御着帶に付、爲御祝儀御使御馬廻組荒木善太夫先達而被仰渡、明

三日發足之由。

四月五日。諸士の獻納する人夫賃錢の額を定む。

〔袖裏雜記〕

御城御造營に付、私共初御家中之人々より少々充成とも日用賃銀指上、御手當に成樣仕度、

定番頭・御馬廻頭・御小將頭存寄之趣承之候上、類燒之人々よりは百石に年中拾人充、類燒不仕人に者十五人充、日用賃銀之圖を以、七月・十月兩度に當分指上候趣に被計可然と何も遂僉議候旨等、四月五日從山城守達御聽。



四月九日。巡見上使の領内に入るを迎ふる爲使者を發す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月九日、巡見上使越前金津迄御越に付、爲御見廻御使御馬廻頭金森多門被仰付候所、病氣に付、神谷藏人被仰渡發足。小松迄御使原五郎左衞門。

四月十四日。十村及び山廻等に從來の如く帶刀を許さるべきことを告ぐ。

〔眞館諸書物留〕

十村幷山廻等帶刀之儀、今日詮議之趣相決、前々之通帶刀可仕筈に相成候條、得其意、夫々可申談候、以上。

巳四月十四日　武部四郎兵衞

村上采女

相神村　彌五郎

鹿野村　恒方

四月十五日。金澤城二ノ丸殿閣造營に付き柱立の儀を行ふ。

〔泰雲公御年表〕

一、四月十五日少々雨。御城御造營今日御柱建御規式在之。相濟候以後。

御酒瓶子

御熨斗水引

鯉二口

右之通三輪藤兵衛御造營御用主付御次ゟ持參、上之候付入御覽。實成院様ゟ御取分、御近習頭を以被進之。御膳下・御吸物・御酒、御近習頭等頂戴被仰付。

四月十五日。巡見上使來着の際に於ける心得を示す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十五日、巡見上使當十八・九日頃當所御着に付、自然侍町御通之儀候者、御通筋大門を閉、窓に致蓋、家來末々迄御旅宿前通申儀可致遠慮旨、御月番横山山城守殿より觸有之。

四月十六日。巡見上使能美郡小松に着す。

〔泰雲公御年表〕

兩御所樣は徳川家重及び家治

備後守は大聖寺侯前田利道

一、四月十八日、巡見上使依田金十郎殿(御使番)・前田半十郎(御小將組)・松浦猪右衞門殿(御書院番)、當十五日夜大聖寺御止宿、篠原實盛塚御巡見、十六日小松へ御越之筈に付、御使者原五郎左衞門(御大小將頭)同十三日罷立小松へ相越候處、同十六日七時過上使御三方共御着に付、御止宿へ御使相勤候處、御三方共御逢、直に御返答在之。翌十七日四時小松御立之旨、五郎左衞門より言上。

一、右に付宮崎太左衞門(小松御奉行)御迎送り共町端迄罷出、御旅宿へ茂罷出候由。御城外幷安宅御巡見無之、十七日原村御休、別宮御泊之由。

四月十九日。巡見上使依田金十郎・前田半十郎・松浦猪右衞門、金澤に着す。

〔泰雲公御年表〕

一、四月十八日、明日巡見上使御當地御越に付、兩御所樣御伺御機嫌、御旅宿へ可被爲入思召候得共、頃日少々御風氣被爲入候付、年寄中之内より被相勤、御口上被申演候樣被仰出。

但先年御在國之節、巡見上使御越之砌、御所勞に付備後守樣金澤に被爲入候故、御名代御勤被遊候間、此度は諸大夫之内より御使可被仰付哉之旨、御用番山城守より被相伺、其通被仰出。

一、四月十九日、廻國巡見上使御使番依田金十郎殿二千二百石、紋丸の内三つ蝶。・御書院番前田半十郎殿千九百石、紋五つ橘。・御小將組松浦猪右衛門殿千五百石、紋梶之葉。鶴來泊に而、晝八時御着。御旅宿南町菅波屋三郎兵衛・下堤町吉野屋・博勞町金屋、右三ヶ所。爲御出向、御年寄衆遠江守殿・駿河守殿・主水殿・九郎左衛門殿、御家老不破彦三、玉泉寺前迄被罷出候。御馳走之驛馬鞍新出來、眞鍮金具・四總、馬子裝束伊達染ゆかた、廣袖緣、紅白手拭、胸當等御うき染也。昨十八日、上使御宿相勤候三人之亭主致乘輿、手代兩人宛駕籠脇に召連、鶴來迄爲御迎罷越候由。右御旅宿兩方に、足輕番所二ヶ所宛出來、往來差留。御年寄衆は袋町木綿屋七郎兵衛方へ被相集、夫より步行に而金十郎殿初ゟ被相勤候由。爲御名代遠江守殿被相勤候。御旅宿に而料理一汁一菜之由。あなたより椀・皿迄差出、此方之器物は用不申旨。御着以前家老役之者御先へ罷越、床書院等之飾爲取拂、定書を爲懸候由。御朱印、駕籠之内に頸に懸被居、旅宿に而は木具三方に載、床に飾置候由。御迎に罷出候改作奉行小西勘右衛門被下足輕、鶴來に而上使御泊之夜中亂心いたし、勘右衛門旅宿に而致自殺相果候得共、病氣分に而駕籠に而相返候旨。

一、今般巡見上使依田殿、年齡四十計之由。供人數、家老一人・用人一人・給人二人・小將五人・徒士四人・足輕小者三十七八、鑓二本・立傘・具足櫃・茶辨當・長持二棹・合羽籠一・挾箱二

荷・竹馬二荷・乘物・乘懸六疋・供乘物三挺・宿籠二挺・輕尻二匹。

前田殿年齡四十計之由。供人數家老一人・用人・祐筆一人・給人二人・小姓四人・徒士三人・足輕小者三十四人、鑓二本・立傘・具足櫃・茶辨當・長持二棹・挾箱二荷・合羽籠一荷・乘物・竹馬二荷・供駕籠二挺・乘懸六疋・宿駕籠三挺・輕尻一疋。

松浦殿年齡三十計、供人數家老一人・用人一人・給人二人・小姓四人・徒士三人・足輕小者三十五人、鑓二本・具足櫃・茶辨當・挾箱二荷・長持二棹・合羽籠一荷・竹馬二荷・供駕籠二挺・乘物一挺・供乘懸四疋・輕尻一疋・宿籠二挺。

御朱印之寫

人足八人・馬十五疋、從江戶若狹・越後・越前・加賀・能登・越中迄上下可出候。是者右國々爲巡見、依田金十郞遣候に付被下者也。

寶曆十一年二月十九日　　御朱印

右宿中

前田殿・松浦殿各右之通、宿々に而御朱印臺は一番之木具三方に載、床に被差直候。御宿は三軒共、御泊之前日亭主布上下致着用、御宿繪圖御泊迄致持參、彼方用人迄相渡候事。宿札は長二尺・幅六寸計、奉書紙に誰泊与相調有之。御着之節、熨斗三方、精進日は昆布床に飾置

申候。座敷飾、懸物・料紙・硯・刀懸・屛風等、先達而用人罷越、爲相仕廻爲引申候。膳部は御自分之器持參有之、何方に而も一汁一菜之外御用無之候。夜具は御自分御持參、家來以下木綿蒲團旅宿より差出候。但徒士足輕は敷莫蓙・夜着、小者は敷莫蓙・蒲團迄之定之由。旅宿勝手之間に被張置候。

條々

一、今般御國廻に付、兼々被仰出候外之物調置申間敷事。

一、諸色買物之儀、其品々相場以相對可致候。相場より下直に調候はゞ、急度遂僉議、御代官所其所之手代、又國主・領主有之所は其支配に可申談事。

一、泊・休共當宿之外、召仕候ため他所より人を寄候儀、可爲無用事。

附、爲給仕一切女出し申間敷事。

一、此方より申付候外、何方に而も家來下々迄、一切振舞がましき儀、不作法又者非義有之候はゞ、此方へ可申斷候。隱し置、先々より成共聞及候はゞ、令吟味、當分不申斷段、其所之可爲不念事。

一、其家々諸道具等、此方者少も損させ候歟、又は致紛失候はゞ、不隱置早速此方へ可申斷事。

右之趣相背申間敷者也。
條々　是次之間に被張置候。
一、萬事申付置候法度之趣可相守事。
一、惡事に付一味同心仕間敷事。
一、火之用心大切可仕事。
一、押買狼藉仕間敷事。
一、竹木伐取申間敷事。
一、男女色道禁制之事。
一、酒之儀誓紙之通堅可守事。
一、博奕諸勝負仕間敷事。
一、賣物借物一切仕間敷事。
一、自分として買物仕間敷事。
一、宿之者に非分申懸間敷事。
一、宿々に而諸道具損不申樣可仕事。
右之條々堅可相守候。於令違背者可爲曲事者也。仍如件。

寶曆十一年三月六日

一、一番宿依田殿、旅宿前提灯出不申候。二番宿前田殿、寄合當夜提灯一張出申候。三番宿松浦殿、毎夜提灯二張出申候。寄合は毎晩有之、夕々相替申候。其節夜食等致用意置候得共、大方用ひ不被申候由。茶は持參無之。御旅宿前兩脇に、飾露地桶二つ充、柄杓相添、夜中は提灯二張宛釣置申候。燭臺は出不申候。尤盛砂、町中敷砂仕置候。上使衆御泊、惣而木賃を以被拂候。主人三十四銅充、家來一人十七銅宛之由。江州に而片山村より竹生嶋へ參詣有之、國主より馳走船被差出候由。

〔泰雲公御年譜〕

上使へ書上寫。

金澤町數

一、百二町

同家數

一、一萬三千七百五十一軒

男女十五歲以上

一、三萬五千三十五人

人口は諸士及び其の從屬を除きたる數なり

男

內一萬八千二百二十七人

女

一萬六千八百八人

辛巳四月

加州金澤町年寄　彥右衞門

四月二十日。巡見上使等金澤より發足す。

〔泰雲公御年表〕

一、四月二十日上使御三人共今日御發足に付、御見立爲御使者不破彥三御家老遣、遠江守茂爲御見廻罷出候由。

〔泰雲公御年譜〕

一、同二十日四つ時巡見上使御發途。

四月廿六日。加賀藩に預地としたる能登に於ける幕府領檢分の吏金澤に着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、此度能州御預地爲見分、御勘定方御役人衆近日參着に付、旅宿片町堂尻や三郎右衛門方へは熊谷次郎兵衛殿、同町林や長兵衛方へは平山清藏殿、同町宮竹屋市兵衛方へ御橫目武藤彌太夫殿被泊候樣申渡有之。延享三寅年四月被參候御勘定方御役人服部藤九郎殿・白戸彥八郎殿、御徒目付窪田忠藏之節、金谷町旅籠やに被泊候節、御算用場奉行御預地方奥野主馬より使者を以申遣候儀、幷津幡に而御郡奉行永原半左衛門御見廻に參不申、使を以申越候段、

公儀御役人に對し甚粗略之由。ケ樣之御會釋に而は有之間敷儀に候由、其節御預地方役人栢植儀太夫、能州御預地に而三人之衆の旅宿へ相見廻候所、三人列座に而致對面、此段被申出殊之外憤に付、儀太夫申候は、御預地被仰付候以後初而各樣御出之儀、役人中不案內、心得違申儀共御座候与奉存候。何分御了簡被下候樣仕度段申演候に付、其分に相濟候由。依之今般は諸事御あしらひ御叮嚀之由被申候。

一、四月廿六日七時過、能州御預地へ被參候御勘定衆、當所旅宿へ參着。

一、同廿七日四時御勘定衆發足。

政隣記に六月朔日に作るもの恐くは非。

# 五月朔日。前田重教石川郡鶴來に遊び白山比咩神社に詣づ。

〔泰雲公御年表〕

一、五月朔日、今日五半時過御供揃に而御出被遊、鶴來江御行歩被爲、九時過御着、米屋與三兵衛方江被爲入、御膳被召上。其以後白山社江御巡見被仰出、御横目江申談、御歩横目指遣、御巡見之筈、御樣子次第御拜參茂可被遊哉之旨心得に神主等江申聞、御裝束御改不被遊、御馬乘袴之儘に而御拜參。追而御最花銀三枚被備。社迄御先立御供之御番頭中村新左衞門、御手水者御茶辨當御用ひ、御表小將之內より上之候由。御社參以前與三兵衛方之水車、若御覽可被遊候者仕懸させ可申旨申聞、奉伺候處、御覽可被遊旨御意に付申渡之。屋鋪閑之內故、戸田與一郎御先

立、津田平兵衛御供番御輿取ヲ并奥御小將・御居間方坊主被召連被爲入、御覽被遊、御社參相濟直に御戻、惣御行列者鶴來に建置、夫々御供所ゟ入候事。御醫師横井元泰被召連、御行歩之御事故、若年寄は不被召連候事。

五月三日。前田治脩越中古國府勝興寺に歸還の途金澤西本願寺別院に止宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月三日、古國府勝興寺先頃御上京に付、御得度相濟御歸院に付、西末寺に御止宿。今般御門主之御婿に御成被成候御約諾有之由。

但、九條殿姬君樣御養女に可被進との沙汰に候。

五月四日。大聖寺侯前田利道歸封の途金谷御殿に登る。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月四日、備後守樣御歸邑に付當所御通行。四つ時金谷御殿ゟ御出、卽刻御退出。其節新柵內柵御門、朔望之通物頭罷出候。七十間御長屋御門同斷。但御幕不及打申、御殿ゟ罷出候人々、并見付御番人布上下着用いたし候。九時御旅館金屋方御發駕被成候。

## 五月十二日。前田重教の兄八十五郎金澤に歿す。

〔泰雲公御年表〕

一、五月十日、八十五郎殿頃日御滯之處、御浮腫御指重御不出來。御醫師中存寄無御座旨申上候由。此間奥田宗安御藥指上候處、御斷申上。依之横井元泰御診被仰付候樣、遠江守より茂被申上、則元泰相診候處、且而存寄無御座旨。其外木村平太夫等より申遣、外御醫師罷出相診候由。夕方より多賀了因御藥被轉、今日より御醫師中詰之儀被仰渡。

〔泰雲公御年表〕

一、五月十二日、今朝六半時頃木村平太夫罷出、八十五郎殿御樣躰御指重之段御近習頭を以言上、五時駿河守罷出御指重之段言上。右御指重に付、預玄院樣等御前樣方ゟ爲御知、前田修理等迄早飛脚を以可申遣旨、御用番より被申上。（預玄院樣等御前樣方は八十五郎殿ゟ御通路は無之。）

一、八十五郎殿御療養不被成御叶、今未之刻御死去之段、黑坂吉左衞門罷出申聞候段、駿河守より被申上。右に付公儀ゟ御屆之儀、八十五郎殿者延享五年五月御家來村井主膳方ゟ養子に被遣に付、其節堀田相模守殿ゟ御屆有之段は、御次并御用所に茂留有之候。其以後御病身に付御養育被成置候譯御屆茂有之候哉、何方に茂留等無之に付、別紙之通御屆申達、聞番口上に而。先々加賀守より御屆仕置候處、其以後病身に御座候付、主膳方ゟ指遣不申、養育仕

通路なきは八十五郎が眞如院の子なるを以てなり

置候段申述可然与、御用人等僉議之趣、駿河守より被相伺、其通被仰出、今日早飛脚を以被申達候。

一、五月十四日、御遺骸今日御入棺、同十九日御葬送、天德院ゟ御移、御墓所心樹院樣御右之方出來、御位牌は心樹院樣御一所之由。御法號左之通。同二十一日御中陰御法事。

華巖院殿統嶽了傳居士

〔政隣記〕

五月十二日、八十五郎殿御死去。依之爲伺御機嫌、頭分以上明十三日金谷御殿ゟ可有參出、且不抑立普請は明十四日迄三ヶ日、鳴物・諸殺生は二十一日迄十日遠慮之旨、御用番前田駿河守殿より御觸有之。

十三日、右に付頭分以上金谷御殿ゟ參出、御帳に付退出。

〔泰雲公御年譜〕

五月二十六日、八十五郎殿御死去に付御喪中御尋之御奉書、同二十一日江戸に而相渡り、今日到來に付、右御請御使御馬廻頭高山善左衞門被仰渡。

六月十二日。昨今兩日前田吉德の十七回忌法會を金澤寶圓寺に營む。

〔泰雲公御年表〕

一、六月十一日護國院樣御十七回忌に付、於寶圓寺今明日御法事御執行に付、惣御奉行村井又兵衞より御案內申上、四半時御出。山門下ゟ寺社奉行一人・御近習頭・御表小將罷出、假廊下御手水所迄戶田與一郎御先立。夫より若年寄松平玄蕃勤之。玄關階下に惣奉行又兵衞罷出、御聽聞所ゟ被爲入、御法事相濟、御佛前ゟ御出御燒香被遊。御左右之智識等御會釋、御聽聞所ゟ被爲入、追付御戾、御手水所之邊迄若年寄、夫より與一郎御先立、階下ゟ和尚罷出、御意在之。

一、六月十二日、今日四時之御供揃に而、御法事奉行より御案內被申上御參詣、御聽聞所ゟ被爲入、御法事始御聽聞被遊、相濟御燒香被遊、和尚座見ゟ御會釋、重而御聽聞所御着座、御簾揚之。和尚ゟ被下候御時服・白銀御緣頬通飾置。其所ゟ又兵衞誘引に而和尚罷出、被遣物御禮又兵衞御取合申上、御意在之、退去。出雲守樣・備後守樣御使者一人充、又兵衞披露、御意在之。御返答は御聽聞之內御家老罷出申述。相濟、微妙院樣・謙德院樣御靈屋ゟ御參詣。追付御戾、和尚階下ゟ罷出、御意有之。

## 六月十四日。前田重教病む。

［泰雲公御年譜］

中將樣當十四日頃より御淋疾御滯、御兩便御短少、御足に御浮腫有之、御藥は横井元泰調進。

最初は濕に御感御輕御事之由。廿日頃より了因・伯順等、餘り御輕御容子には不申上、奥田宗庵も伺被仰付、四・五日以前より御脚氣之様に被爲在、御歩行御難儀、御間御筋被用候由。了因・伯順・壽賢等御診察には御血虚之御症之様相伺、御藥補中益氣湯被召上、一兩日は御食も段々被召上、御快方に被爲在候由。

## 六月十五日。金澤に滯留中の前田治脩金谷御殿に登りて前田重敎に謁す。

〔泰雲公御年表〕

一、六月十五日、古國府勝興寺今度得度相濟候付、今日御禮被爲請、表向御禮相濟候。以後寺社奉行御用之間に誘引、富永數馬罷出御挨拶仕、追付御菓子・御吸物出。御酒之内御近習頭御使、於御居間御對顏可被成旨被仰出、戶田與一郎御居間に御誘引御對顏、本地三方奥御小將持出之、白銀二十枚・紗綾五卷・干鯛一箱御目錄を以於御前被進之。御挨拶相濟、最前之所に御退、與一郎を以段々之御禮被仰上、御退出之事。

〔泰雲公御年譜〕

一、同十五日四時迄古國府勝興寺、御歸京以後御禮に御出、一束一本・御太刀馬代を以御禮有之。但出仕之面々相濟候以後也。

## 六月十五日。大聖寺藩の使者金谷御殿に登り財政整理の爲米穀を借らん

ことを請ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月二日大聖寺より御家老一色五左衞門・野口兵部・生駒萬平、御用人駒澤宇左衞門・堀江志摩被差越、片町大浦屋・南町硎屋兩所に致止宿候。

一、六月十五日今般大聖寺より罷越有之候御家老・御用人、八時過致同道御殿ゟ罷出、御用相濟候哉七半時大聖寺ゟ罷越候。御知行三萬石御借用被成度由被仰越候所、一萬石御許容有之に付罷歸候由沙汰に候。於江戸表、急御借銀六千兩出來に付、如斯被仰越候由。实實相知不申候。

## 六月十六日。前將軍德川家重薨去の報金澤に達す。

〔泰雲公御年譜〕

六月十七日、夜前子刻頃、江戸表より宿次之御奉書到來、當十二日夜丑刻大御所樣薨御之旨申來候。七十間御長屋御門にはゝ、今晩奉書到來之筈、御門下提灯爲立、御飛脚罷通候節御門爲開可申由、五つ時御横目所より案內有之。奉書到來以後御用番遠江守殿被出、其外諸役人多罷出、御郡奉行藤田三太夫も先達而罷出。最前宿次之奉書御大切之旨申來、追付罷越飛脚御他界之御案內之由。依之最初宿次到來以後、御先手物頭河村平兵衞早打御使被仰渡候得ど

夜前は十六日の夜なり

も、二度目之飛脚薨御之儀申來、平兵衞早打は相止、御小將頭和田源左衞門右御請相兼御悔之御使被仰付。同日七半時過普請・鳴物等遠慮、日數は追而可被相觸旨。

〔政隣記〕

六月十六日夜子の上刻御奉書到來。

大御所家重公御不例之處、當十二日丑刻薨御奉號惇信院殿与之旨申來。依之爲伺御機嫌、頭分以上明十八日四時過金谷御殿江可罷出旨。且右に付普請・鳴物等遠慮之等、日數者追而可被仰渡旨等、御用番本多遠江守殿より翌日御廻狀出。但御當地幷遠所川除・川掘等御普請、當十六日より二十二日迄七日過候はゞ初可申候。併大材木抔を釣り、虹梁上、地形・石橋等大勢懸り目立候樣成儀は、御法事相濟候迄可有遠慮候。其外御城御普請方・御旅屋御修覆等之輕き儀は、右日限過人少に懸候而致申樣も可申渡旨。二十二日過候へば浦方獵仕可申候。其外諸殺生獵業者は同事。鐵炮幷鳴物御法事濟候迄遠慮。鷹据候儀幷自分諸殺生は五十日より內は遠慮。魚鳥十六日より七日過商賣可爲仕旨、同月二十一日御用番遠江守殿より重而御廻狀出。

〔政隣記〕

七月十一日、前記之通大御所樣就薨御、押立候普請・鳴物等遠慮日數、先達而御觸之通に候處、普請は今月十日御出棺迄遠慮与於江戶被仰渡候由申來候に付、今日より普請は不及遠慮

候段、御用番より御觸廻狀有之。且御法事於增上寺今月十二日初り、今廿七日相濟申候由に候間、鳴物等明廿八日より不及遠慮候。尤諸殺生者來月二日迄遠慮之筈之旨、同月廿七日御用番より御廻狀出。

六月十七日。前田重教の病症膈熱と診斷せらる。

〔泰雲公御年表〕

一、六月十七日、御前先日以來御勝不被遊、御浮茂被成御座、御藥橫井元泰指上候處、御浮茂難与不被遊候付而、昨夜六半時佐々正益・奧田宗安茂御診被仰付、今日右面々多賀了因・二木順伯御診被仰付、御樣躰御膈熱之御症に而、御指など御しびれ被遊に付、僉議之上、今日より補中治濕湯元泰調合上之。

一、六月二十二日御前御樣躰日々御診被仰付、御熱大方被醒、御浮腫茂引候而、御宜被成御座候間、此上者御脚之御痛之方御藥可指上儀与、段々御僉議之上、黃耆人參湯今日より上之。翌日又御僉議之上、減味淸燥湯元泰調合上之。

一、六月二十六日、御前御樣躰御同篇被成御座、日々御醫師中朝夕御診被仰付。今日年寄中・御家老中被相伺御機嫌。

六月廿二日。大阪より輸送したる藩の拂米代銀到着し、途中合力を強請

したる浪人を禁牢す。

〔泰雲公御年譜〕

六月二十二日、大坂より御拂米代銀八駄、御藏元手代并中師共差添罷越候處、近江路より浪人体之者御銀に心掛候樣子にて、跡先に五人連にて罷越、其内之中師に申樣、我等は長々之浪人にて渡世可仕樣無之及渇命候。御銀に被差添候樣子に候間、少々合力を賴候由申に付、此方共は親方共より路銀迄請取罷越候故、曾而餘計は持合無之由申候處、兎角彼是申に付、然ば仲間共へも可致相談旨申入、其夜仲間へも咄、何茂致用心、其懸合候中師は御銀より先へ拔罷越候處、其後宿之泊々に而彼五人之者共罷越、最前之中師に逢申度段申に付、其者は金澤へ用事有之罷越、在合不申段申入候處、於越前路彼是口論を仕懸申、其上御紋之會符を奪申樣に相見え候に付、中師ども右五人之者を致打擲候得ば、四人は逃散、一人は召捕縮いたし、御國へ召連罷越、御算用場にて僉議有之候處、大聖寺之者之由申聞候に付牢舍候由。

六月廿八日。前田重教使を金澤より發して出府の延期を請はしむ。

〔泰雲公御年表〕

一、六月二十八日、右御樣躰御脚痛不御宜、御發駕迄御日間茂無御座、依之御參勤暫御延引被遊度段御願之御使者、津田喜平太（御馬廻組）を以被仰達に付、御書御口上書御用番より被相渡、

今二十八日發足、道中八日振に而罷越候樣被仰渡。

〔政隣記〕

六月二十八日、御馬廻組五百石津田喜十郎江戶御使當二十五日被仰渡、今日發。重基公此節暑邪に御觸、御手足御痛に付、來月御發駕御延引願之御使也。

喜十郎とするもの前文と異なり重基は重教の初名

# 七月三日。卯辰山の土砂崩壞して人を害ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月三日八半時、淺野川淨明寺之向山崩、組外三百石辰巳八左衞門次男鐵次郞、今年七歲、八左衞門宅向之與力荒井瀨左衞門忰兩人、兄十一歲弟七歲。鐵次郞右兄弟之子供与連立、鶉籠ゟ敷砂取に罷越候。瀨左衞門方より小者一人差添、右山之下へ罷越遊び居申內、上より山五・六尺欠落、四人共土に被壓候を見付候者、家々ゟ致案內候に付、驚人々家來指遣掘出し候。瀨左衞門せがれ、兄は腰より下迄土に埋れ、上は顯有之に付、早速掘出し申に付、痛不申、弟も兄与一所に居申故、當座は正氣無之候得共、是も早く掘出、追付正氣付候。小者無別條。八左衞門忰は深く土に被埋、掘出し方隙取候故にや一向正氣付不申相果候由。誠に不慮之事に候。

淨明寺は靜明寺

# 七月十二日。前田重教の女邦姬生る。

〔前田家譜〕

一、邦姬。寳暦十一年七月十三日於金澤生。母慧照院。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十二日夜、金谷御殿御廣式に而御女子樣御誕生、邦姬樣御事。御產婦は御馬廻組林源左衛門政成娘。名靜、泰雲公薨後稱惠照院、年七十二、文化十四年三月死去。御產主付佐々正益・二木順伯也。

七月十八日。前田吉德の女操姬、姬路侯世子酒井忠宜と離別したることを幕府に屆出づ。

〔政隣記〕

七月十一日、左之通御用番九郞左衛門殿被仰聞。

酒井阿波守殿御新造樣御間柄御不和に付、今般御離緣被成候。依之御引取被成候段、御用番ゟ御屆被成候筈に候。

一、雅樂頭殿・阿波守殿只今迄樣付に唱候得共、自今殿付唱可申事。

右之趣組・支配等ゟ寄々可申談候事。

七　月

右之通に而、操姬樣御儀阿波守殿ゟ就御不和之由に而御離緣之儀、同月十八日公邊ゟ御屆有

之。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月六日酒井雅樂頭殿少將忠恭御息阿波守殿忠宜御大切に付、早打御使宮井平兵衞被仰付。

一、操姫樣御儀當朔日御離縁之旨被仰越、翌二日阿波守殿忠宜御卒去之披露有之候。元來御不和に付、御遺言之由に而御離縁、公儀ゟは當月十八日御屆有之。依之早打御使宮井平兵衞儀も、道中御呼戻之飛脚出候由。阿波守殿は元來御次男に候得共、御嫡子は妾腹故、御二男御本腹に而惣領に被立候旨。榊原式部大輔殿御姉の御腹也。

一、同廿二日宮井平兵衞江戸より歸着。江戸表に三日逗留、雅樂頭殿御使相勤候處、御逢被成、御直答有之。跡々無之事之由。銀三枚被下候旨。

七月。前田重教の生母實成院病むを以て祈禱を行はしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十一日、此間より實成院樣御滯之處、一兩日已前より瘧に御成候由。

一、實成院樣御瘧御捗々不被成。依而日蓮宗實成寺に御祈禱被仰付、金谷御門不依晝夜御門相通候樣、御城代より押紙面出。且又寺町末に罷有候知見院と申日蓮宗坊主、前々より祈禱者に付、此度御廣式へ罷出候に付、是又御門往來之押紙面出る。先頃御産婦臨產之節穩婆罷

出候節、金谷御門より夜中乗物に而罷出候も、御城代より紙面出候。實成院樣御藥、最初は佐々正益、其後横井元泰・丸山于悦に候所、廿八日には殊之外不御宜、奥田宗庵御藥に相成候由。

一、八月朔日、實成院樣御祈禱於神明宮被仰付。

八月二日。前田重教前將軍德川家重の遺物を受く。

〔泰雲公御年表〕

一、八月八日、去二日上使小出信濃守殿（御若年寄）を以、惇信院樣（大御所樣）御遺物御小脇指（備前兼光代金三十枚）御拜領、御名代前田大和守殿御勤之旨、同日早飛脚を以言上。御朦中故御禮之御使者は不被指出。

八月三日。前田重教の生母實成院歿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、同二日、實成院樣御氣色不御宜、奥田宗傳御匙御斷申上、佐々伯順御藥被召上候。

一、同三日、實成院樣御養生不被爲叶、今未刻御死去、普請・鳴物遠慮之儀、日數は追而可被相觸旨。御落命之披露有之、喜六郎殿早乘に而御殿ゟ御出被成候由。御醫師中之内、多賀了因は、御發病之砌より始終御診察不被仰付由。

一、同六日、實成院樣御入棺御用人安田治左衞門・增木源丞兩人は相願御入棺御用相勤。御

葬送御用主附御家老津田玄蕃・定番頭神保縫殿右衛門被仰付。

一、同八日夜九つ時頃實成院様御葬禮金谷御門より御出。御先衆定番頭窪田主馬、御跡御家老不破彦三被押候也。實成寺に而御葬式相濟、曉天に野田ゟ御納也。御道筋町中御釣提灯燈候事。

〔政隣記〕

八月三日實成院様今日未之刻御卒去。依之頭分以上明四日四時過金谷御殿ゟ参出御機嫌可相伺、且普請は當九日迄七日、諸殺生・鳴物等者御忌中相扣可申旨等、御用番横山山城守殿より御廻狀出。御葬式御用主付は御家老津田玄蕃殿ゟ被仰渡。御葬式御供揃八日夜五半時に而、九日曉御出棺、御葬式於實成寺有之、御遺骸同寺に御納。御中陰之御法事十四日一朝於實成寺有之。其節御寺近邊に罷在候者は、普請等自分に指扣可申旨御横目廻狀有之。

同寺に御納とあるは野田の誤なり

〔泰雲公御年表〕

御葬式幷御法事御用主付津田玄蕃（御家老役）被命。

實成院殿蓮室日壽大姉

御遺骸同五日御入棺。同八日御葬式、今夜子後刻御出棺、奥之口ゟ御前（御長袴）御出被遊御目送。御近邊之面々幷當番之頭與一郎・與右衛門布上下着用、奥御式臺迄御供罷出。數馬者御見立

之御使者被仰渡、金谷御門下に罷出。御道筋與御式臺前通、金谷御門より御出棺、實成寺に被爲入、夜明候而野田御廟に御納。御跡淸御祈禱明王院勤之。御葬式之御名代長九郎左衛門被勤。

八月十八日。紀伊侯德川宗將の使者金谷御殿に上りて實成院の逝去を弔す。

〔政隣記〕

八月十六日、今度實成院樣就御卒去、從紀州樣爲御悔使、御供番廣間物頭五百石河村五郎八來候等に付、主付爲御用御馬廻頭神谷藏人・御小將頭和田源左衛門、御馳走方御大小將神戸淸左衛門・伴七兵衛夫々被仰渡有之候處、翌十七日右上下廿五人也、當十日江戸發、五郎八參着。旅宿菅波屋三郎兵衛。

〔政隣記〕

八月十八日九時前、右御使者河村五郎八金谷御殿に罷出、先乘間番見習神尾伊兵衛、跡乘御横目石野五兵衛、右兩人同道御玄關迄罷越。敷付に町奉行小堀牛右衛門出向、鑑板に御奏者篠原彌助・横山齋宮・神谷藏人・和田源左衛門出向。彌助致誘引、御用之間二之間に相通。押付年寄中、御家老中二切に出、挨拶之上退座候時、御奏者前田兵庫出、御口上承之。退候而御茶・たばこ盆御大小將出之、掛之組頭・町奉行代々出挨拶。御返答山城守申述。追付五郎八

退出。其節御式臺階上迄、年寄中御家老中被送之。階下ゟ者最前之通也。退出後、御使番大橋作左衛門を五郎八旅宿ゟ被遣、白銀二十枚・晒布二疋被下之。五郎八今夕發足罷歸。

八月十九日。前田重教尙參覲し難きを以て使者を發して之を告げしむ。

〔泰雲公御年表〕

一、八月十九日、中將樣御容躰御痛所段々御快被成御座候得共、未御蹈立難被遊、今月中・來月初頃迄に茂御發駕難被遊御樣子に付、其段重而御用番ゟ御屆之儀、八月十九日年寄中より早飛脚を以被申達。

八月十九日。德川家治、實成院の逝去を弔するの書金澤に達す。

〔政隣記〕

八月十九日、今度實成院樣就御卒去、御滕中御尋之御奉書、當十三日渡り、同夜發今夜到來。但早飛脚也。御禮使從御旅中被指出。

八月廿二日。前田利常の女富姬の百回忌に當るもその法會を延期す。

〔泰雲公御年表〕

一、八月二十二日眞照院樣（利常公御女八條宮智忠親王御簾中、寬文二年寅八月二十二日。）百回御忌之處、御忌中に付御延引之事。

但追而十月二十二日於天德院一朝御茶湯御執行。

一、京都於芳春院、京極宮樣より御法事御執行之段追而言上。

九月十六日。前田重教金澤を發して參覲の途に就く。

〔政隣記〕

九月十六日、五半時御機嫌克金谷御殿より御發駕。前日頭分以上、四時より九時迄之内御殿ゟ出、御機嫌相伺御帳に付。且いまだ御忌中に候得共、御見立に罷出候人々、前々之通布上下着用。御發駕後御用番又兵衞殿ゟ恐悅申述候儀も、如前々に候事。

一、右御發駕之節、喜六郎殿鏡板迄御送也。御供御家老不破彥三直廉・西尾隼人明俊。且於御道中御忌明に付、二十一日從高田御滕中御尋御奉書之御禮使御小將頭御近習青木與右衞門、御痛所に付御發駕御延引御願御聞屆之御禮使御大小將不破半藏、二十二日從野尻紀州樣ゟ御禮使青木治右衞門、二十三日從矢代御臺樣御安產姬君樣御誕生之御祝儀御馬廻頭青木初七郎、大御所樣御遺言御弘御請使御大小將根來孫進、二十四日從小諸御遺物御拜領之御禮使御先手物頭御近習河内山七左衞門、御七夜御祝儀御使御大小將水野十郎右衞門、三御七夜御祝儀御使御大小將菅野兵左衞門被遣候事。

九月廿九日。前田重教江戶に着す。

〔泰雲公御年表〕

一、九月二十九日、御道中無御滯御旅行、今曉大宮驛六時御發駕、御下屋鋪江御立寄、七半時御着座。御痛所未御宜、御間之內御步行御難儀被遊候付、御中屋鋪江者御立寄被成間鋪旨、倉ヶ野に而被仰出、其段御附迄申來。今日御着之節者、御途中より數馬を以被仰進、淨珠院樣江茂御同事。

一、九月二十九日、御痛所未御蹈立被遊兼候故、中之口御式臺より者不被爲入、奧御式臺より直々御居間江被爲入、御旅裝束之儘御居間書院江御出被遊、御家老兩人被爲召御意有之。畢而交代罷歸候人々、前田修理御留守居人持被爲召御意有之。

一、御着府に付御老中方御直勤可被遊候處、御痛所右之通に付御使者を以御案內可有御座旨、御途中より被仰出、則御用番左衞門尉樣江青木與右衞門御使勤之。

一、今日御參府に付、御出之御客衆江御逢可被成處、御痛所不御宜、御蹈立被成兼候付、御老中方江茂御使者を以被仰達候。依之御逢不被成趣御使出候由之事。

十月十四日。德川家宣の五十回忌法會を如來寺に營む。

〔泰雲公御年譜〕

十月十四日、文照院樣家宣公五十同御忌御法事於如來寺御執行。

危篤とあるは誤なり

十月十五日。徳川家治使者を本郷邸に派して前田重教の病狀を問はしむ。

〔政隣記〕

十月十五日、上使御奏者番牧野越中守殿を以、御痛所御尋。御名代前田信濃守殿。

〔徳川實紀〕

十月十五日、松平加賀守重教病危篤のよし聞召。奏者番牧野越中守貞長して問慰し給ふ。

十月十九日。前田重教の病癒えたるを以て閣老を歴訪す。

〔泰雲公御年表〕

一、十月十九日、御痛所御全快に付今日御出勤。御參府以後初而御老中方御勤、伺御機嫌、今度上使之御禮茂御用番に而御立歸被仰置。御歸殿以後御居間書院御着座、御家老兩人被爲召、御婚禮に付御結納御使、幷御婚禮之節御輿請取、隼人者御貝桶請取可相勤旨御直命。

十月廿二日。前田重教、徳川家治より領知の判物を受く。

〔泰雲公御年表〕

一、十月二十二日、今日御判物御頂戴に付、御名代松平播磨守殿御登城、於御黑書院御判物御頂戴。則御封印被成、聞番赤井傳右衛門ゟ御渡に付、御長持ゟ入、傳右衛門致封印持參。

播磨守殿直々御出、大書院ゟ御通、御前御出御挨拶之上、御小書院ゟ御誘引御着座之所ゟ、御判物入箱木地臺共、播磨守殿御前ゟ傳右衞門持參、御自身御封御切御取出、御前ゟ御渡に付御請取、御頂戴被遊、御勝手ゟ御持參、於御居間書院御廣蓋載之。御拜見被遊、彥三・隼人被爲召、拜見被仰付相濟。與一郞御箱に納、御印封印下付之、播磨殿ゟ御料理二汁六菜出之。相濟御退出、追付八時過御出、花色御熨斗目・小紋御上下被爲召、御老中方板倉佐渡守殿御側御川人若御年寄衆御自身御勤、御口上書御持參。御側衆等ゟ者、御使者を以被仰達。

〔德川實紀〕

十月廿二日、けふは在封の人々に御璽書を賜ふ。一族又はゆかりある者代りて拜受す。秋元但馬守凉朝先導し、天野阿波守忠邦御刀もちて黑木書院に出たまふ。その儀昨日の如し。けふ賜はる輩には、松平加賀守重敎・松平筑前守繼高・松平薩摩守重豪中略なり。

十月廿四日。前田宗辰夫人の十七回忌法會を江戶廣德寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

十月二十四日、梅園院樣御十七回御忌於江戶表御取越今月御執行。

十月廿六日。衡器檢査の爲守隨彥太郞の手代將に領內に來るべきを告ぐ。

〔筒井舊記〕

御領國之內秤持改、近々之內守隨彦太郎名代之者罷越候間、別紙之通り江戸表より到來に付、前々之通り不指支樣可申談旨、御用番駿河守殿被仰渡候條、被得其意、諸事前々之通り可被申渡候、以上。

十月二十六日　　　　御算用場

村上采女殿

武部四郎兵衛殿

〔筒井舊記〕

御屆申上候口上之覺

先達而申上置候御秤改爲御用。加賀・能登・越中三ヶ國江、此度私名代之者指遣、秤爲相改申候に付、御勘定御奉行所より御傳馬御證文被下置、此度出立仕候間御屆申上候。御國表御懸り之役所迄、右之趣被仰進置被下候樣仕度奉存候、以上。

九月廿八日　　　　守隨彦太郎

覺

一、馬　一疋

右者守隨彦太郎名代之者、秤改として加賀・能登・越中相廻り候に付、右三ヶ國江戸より往來

とも、書而之傳馬無滯可差出者也。

寶暦十一巳九月

助　次　印

與　七　印

左　太　印

彈　正　印

駿　河　印

備　後　印

安　藝　印

加賀・能登・越中國御領・私領・寺社領宿々村々問屋年寄

十一月朔日。前田重教登營して參覲の禮を行ふ。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月朔日、今朝六時過御出被遊御登城、御長袴於御黑書院御參勤之御禮被仰上、御痛所之御様子茂御尋、段々被爲蒙御懇之上意。彥三・隼人御目見、御獻上物幷御家老獻上物茂如先規、御城御下、諏訪部文九郎殿ゟ御立寄、御裝束被召替、御老中方不殘御勤、御口上書御持參。御用番井上河內守殿ゟ者、御在國中段々之御禮御立歸御口上書御持參、御歸殿御客衆

御逢、彦三・隼人・玄蕃被爲召、今日之御樣子被仰聞、頭分以上ゟ茂可申聞旨御意。

〔德川實紀〕

十一月朔日、月次の拜賀例のごとし。松平加賀守重教はじめ參覲三人。

十一月十五日。前田重敎紀伊侯德川宗將の女に結納を贈る。

〔政隣記〕

十一月十五日、今日御結納相御祝儀、勝姬樣ゟ左之通、御使御家老不破彦三を以被進之。

但、彦三此時前田彦三与名乘と云々。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 御小袖 | 三 | 御帶 | 二筋 | 白銀 | 百枚 |
| 雉子 | 一折 | 鯣 | 一折 | 昆布 | 一折 |
| 鹽鯛 | 一折 | のし鮑 | 一折 | 御樽 | 三荷 |

中納言樣ゟ御太刀金馬代・二種一荷、其外樣ゟ夫々准被進之。

十一月十五日。金澤に於いて諸士に前田重敎參覲登營の狀を報ず。

〔政隣記〕

十一月十五日、一昨日御用番本多遠江守殿依御廻文、頭分以上御殿ゟ出候處、中將樣御着府、當朔日御登城、於御黑書院御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意、御家老兩人も御目見、重疊難有

被思召候旨御弘之趣、頭分以上列居之上、御用番御演述に而退出。依之爲御祝詞、御用番宅に今日中相勤候樣被仰聞候旨、御横目申談有之。

## 十一月十六日。前田吉德の女操姫の名を借姫と改む。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月十六日、操姫樣今日御袖被爲留、御名借姫樣与御改、由美彌二郎考上之。右御祝儀白銀十枚一種一荷御近習頭を以被進之。

## 十一月廿七日。前田重教の夫人紀伊侯德川宗將の女勝姫來嫁す。

〔泰雲公御年表〕

一、十一月二十七日天氣好。今日御婚禮に付一統七時揃。御迎大久保大藏大輔殿今朝六時御出。御待上﨟松平下總守殿御內樣神田御前樣御娘菅姫樣也。五時御出。晝九時前御輿入。彥三請取、御貝桶隼人請取之、於御廣式御式正之御規式、七半時過相濟。一先御表に御披被遊、暮六時前重而御廣式に被爲入、御色直之御規式相濟。御表に御出被遊、於御居間書院御囃子被仰付。御入輿爲御祝儀、御前樣附男女末々迄被下物在之。御規式段々相濟、御待上﨟夜五時過御披之事。

今日御祝に付、御家老衆に御料理被下、給事御大小將頭分以下一統、赤飯・御吸物御酒被下之。

〔泰雲公御年譜〕

十一月廿八日、今般御婚禮相濟候に付、御前樣ゟ可奉稱旨、御横目中より夫々申談有之。

〔政隣記〕

十二月朔日、紀州樣ゟ哲子餅五百八十・干鯛・昆布・鯣・御樽二荷、組頭を以被遣之。

十二月朔日。前田重教登營して成婚を謝す。

〔政隣記〕

十二月朔日、御婚禮之爲御禮御登城。公方樣ゟ縐紗二十卷、御臺樣ゟ白銀、右之外御老中方ゟ被遣物有之。

十二月四日。前田重教、紀伊侯徳川宗將の邸に婿入の儀を行ふ。

中納言は紀伊侯徳川宗將

〔政隣記〕

十二月四日、御婿入に付、從中納言樣被進物有之。御家老ゟも被下物有之。

〔泰雲公御年譜〕

同四日御聟披。

十二月五日。徳川家治使者を派して前田重教の成婚を賀せしむ。

〔政隣記〕

十二月五日就御婚禮、上使御廣式御用達安藤太市右衛門殿を以、御二方様ゟ二種一荷宛御拜領。従御臺様茂、石渡四郎三郎殿を以右同斷宛、御二方様ゟ御拜領。

十二月七日。紀伊侯徳川宗將本郷邸に舅入の儀を行ふ。

〔政隣記〕

十二月七日、紀伊中納言様・同中將様爲御舅入被爲入。

中將は徳川重倫

十二月十一日。前田重教、將軍代替に付き誓詞を捧ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月十一日、將軍家御代替に付、松平右近將監殿に而御誓詞有之。

十二月廿二日。諸士及び町人に寶暦五年の風俗に關する令を守るべきことを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

左之覺書、十二月二十二日頭々・御用番又者筆頭、金谷御殿ゟ相招渡之。年寄中組々之分は、宅々に而筆頭招相渡。

御家中之人々儉約并衣服・音信・贈答・婚禮之式・饗應等、又者參會之節料理等、惣婦人之衣類

一切華美無之、櫛・かんざしに金銀を用候儀、都而男女共無用之銀道具、并銀に似寄候かんざし等可爲無用旨、寶暦五年十月具に被仰渡候通候處、近き頃者心得違之者も有之、相ゆるみ候躰に相聞ゐ、第一櫛・かんざしに金銀を用候儀、猥に相成候樣子に相聞候條、右被仰渡之趣彌堅く相守可申候。無用之銀道具、并銀に似寄候かんざし等、目立候品用候者往來候者、夫々承届候樣に役人共へ申付、右櫛等之品商賣爲致申間敷旨、町奉行等へ猶又申渡候條、可有其心得候。

右之趣被得其意、組・支配之人々ゐ急度可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々者、其支配ゐも相達候樣被申聞、同役中可有傳達候事。

十二月二十二日

町奉行ゐ

御家中之人々儉約等之儀委曲被仰渡通候間、町人等之儀者猶更萬端相愼候樣に可被申渡候。就中妻女娘等之衣類并櫛・かんざし等之儀も、嚴重に可被申渡候。自今銀之かんざし、無用之銀道具商賣致不申樣、細工人等へ急度可被申渡旨、寶暦五年十月申渡候通候處、近き頃は心得違之者も有之、猥に相成候躰に相聞候付、今般重而一統申渡候條、先年申渡之趣彌堅相守候樣被申渡、若銀之かんざし等無用之品強而誂候もの有之候はゞ、各ゐ相斷候樣可被申渡

候事。

十二月二十二日

盗賊改奉行に

御家中之人々被仰渡候通に候。就夫銀之かんざし等目立候品用者有之候者、主人等交名承届、相違候樣役人共へ可被申渡置旨、寶暦五年十月申渡置候通候處、近き頃は心得違之者も有之、猥に相成候躰に相聞候付、右被仰渡候通彌堅相守候樣、今般重而一統申渡候條、被得其意、右之品用ひ致往來候者有之候者、先達而申渡置候通相尋候樣、役人共へ急度可被申渡候事。

十二月二十二日

十二月晦日。老臣等臨時出仕して藩の財政に關し協議す。

是月は大盡なり

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月晦日、御年寄衆不時出席、御勝手方之儀之由。今般從公儀、大坂におゐて富有之町人共より、御借上金凡高四萬貫目程之圖り被仰付候由。御役人衆も數多御越有之。依之大坂中殊之外金銀差閊、御藏元井川善六、先達而御用銀千五百貫目計差上可申段御請合申上候所、右之趣に付銀主ども致難澁申に付、以飛脚御斷申上候由。御勝手方御物入共多、御差閊

御徒以上とあるは本年四月五日の申合せと異なる如し

故、御城御造營之大工等御渡無之。右之趣に付來年より御家中御徒以上百石に付人足賃銀十五人指上候筈に被仰渡。但去々年火事に逢申者は十人宛之由。一人に付一匁一分宛之間りを以、百石當り十六匁五分宛之由。七月・十月兩度に可差出旨觸有之。

## 寶暦十二年

是月は大盡なり

正月朔日。前田重教本鄕邸にて新年を迎ふ。

〔政隣記〕

元日、頭分以上金谷御殿ゟ出、御帳に付。年寄中等謁、退出。

同日、江戸に而年頭御先例之通。

正月晦日。野猪金澤城下にて獲らる。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月晦日晝過、猪一頭竪町之方より通抜、五枚町に而油賣に觸、油桶を打碎、大橋之方へ參り、野町大組足輕町へ入候所、足輕共鐵炮に而打留候由。今春は山雪深く、舊冬より鹿・猪夥敷出候に付、村々より獵師を雇、所々に而多打殺候。

正月。前田重教その夫人の爲に孔雀を本鄕邸に飼育せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十八日、頃日江戸御屋敷に而、御前樣爲御慰孔雀御買上被候。代金三百五十兩之由。

二月二十日。是日以降江戸秤座守隨彥太郎の手代金澤にて衡器を檢す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十日より、江戸秤座守隨、近年及難澁候に付、公儀江相賴、日本國中之秤致吟味、紛敷分は取替或は緒付替、分銅幷皿等新に極印を入申由。此極印無之分は、重而緒切或ため直し候儀、當所之秤座に而仕不申旨に付、町奉行より其段一統江相觸、一町一組切に秤不殘差出爲改候由。當所之秤座も罷出手傳有之。右之儀江戸御役人中より御屆有之、片町大浦屋幸右衞門方に致旅宿、人數十二・三人相越居申候。

二月廿一日。前田重教、德川家治の先に右大將に兼任せられたるを祝する爲閣老等を本鄕邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿一日、御兼任御祝儀御老中方御招請。御老中松平右京大夫殿・若年寄松平攝津守殿・同水野壹岐守殿・御奏者番黑田大和守殿・寺社御奉行大岡兵庫殿・大御目付筒井大和守殿・

寶曆十一年十月廿六日の條參照

德川家治の右大將を兼任したるは寶曆十年二月四日に在り

徳川家治の將軍宣下は寶暦十年九月二日に在り

長崎御奉行大久保佐渡守殿・浦賀御奉行久永修理殿・御目付鵜殿十郎左衞門殿。

二月廿七日。前田重教、徳川家治の先に將軍宣下を受けたるを賀する爲閣老等を本鄕邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十七日將軍宣下御祝儀、御老中方御招請。御老中松平右近將監殿御斷。同松平右京大夫殿・若年寄小出信濃守殿・同水野壹岐守殿・御奏者番黑田大和守殿・寺社御奉行大岡兵庫殿・御留守居松平內匠頭殿・大御目付大井伊勢守殿・長崎御奉行大久保土佐守殿・日光御奉行山田大隅守殿。

三月七日。紀伊侯徳川宗將の夫人等を本鄕邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

三月七日於江戶表、紀州永隆院樣・御簾中樣愛君樣與申由。御招請被遊、御能も被仰付候。兼而は中納言樣御父子樣・御連枝樣方々も御出之趣に候得ども、御斷にて、御兩方樣迄御出之由。朝五つ時過被爲入、夜中五つ時過御退出之旨。

三月十八日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十八日、大聖寺備後守様御参勤に付當所御止宿、七半時過御着。翌十九日御寺御参詣、四時過御發駕。

三月十九日。御馬廻組比良只右衞門、與力笠間五太夫の小者を手討とす。

〔泰雲公御年譜〕

一、當三月十九日、御馬廻組百八十石改作奉行比良只右衞門儀、盜賊改方與力笠間五太夫家來之小者致手打候。此者當三月迄只右衞門方に召仕候者之由。十九日暮方、右之者只右衞門宅露地口より忍入候を見咎、相尋候所慮外之及雜言候に付捕候所、組付申に付、脇差を以なぐり候得ば、振放逃候所、追付切留申候。手疵五つ所にて留候由。此間只右衞門妻女亂心いたし候由にて押籠候。子細は、夜中只右衞門寢入候を伺ひ、短刀を以害可申与いたし候を、目覺候而見付、其儘もぎ取亂心に申成候由。只右衞門久敷在大阪留守中、致密通候樣子露顯いたし、如斯之仕形に候哉与申事に候。

三月廿一日。前田吉德の女楊姫江戸に歿す。

〔政隣記〕

三月廿一日、於江戸佐竹樣御後室盛德院樣御卒去。但楊姫樣御事。

佐竹樣は秋田侯佐竹義眞

廿四日、右に付御忌中御詩上使御奏者番大岡兵庫頭御出。
廿九日、盛德院樣御葬式。
〔泰雲公御年譜〕
四月十七日、盛德院樣御忌日二十一日每月殺生遠慮、御三十五日四月廿六日、御四十九日間
四月十日、御百ヶ日六月三日、右殺生遠慮可仕旨御月番奥村主水殿被申渡。

三月廿二日。金澤城石川・河北兩門の造營を郡方及び町方に分擔せしむ。

〔泰雲公御年譜〕
一、三月二十二日、御城御造營に付、石川御門御普請は御郡方、河北御門御普請は町方へ被仰付候由。
〔袖裏雜記〕
町奉行へ
御城御造營就被仰付候、外類御普請所之內一ヶ所御入用銀、町中より爲冥加指上申度旨願之趣聞屆候。先以奇特成事に候。就夫河北御普請被仰付候條、右御入用銀指上候樣可被申渡候。右之趣者追而御聽にも相達可申候事。
　三月十八日

右河北御門御入用者二百費日計にて、町方よりは夫より多く爲指上可申內存之由、町奉行申候趣等もあり。

四月二日。金澤六斗林に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

四月二日夜四時頃六道林出火。最初火勢强、門前寺支配類燒三十一軒有之。町人美濃屋善左衞門与申者、井戸ゟ落相果候由。火元能登屋與兵衞与申者之由。

四月七日。領內に於ける庶民の人數を調査せしむ。

〔政隣記〕

四月七日、公儀ゟ被書上候御郡之人高、先年相觸置候通、今年七年目に相當候條、別紙覺書之趣組・支配之人々ゟも申渡、尤與力・家來等ゟも申渡、遂吟味、有無之儀五月二十日迄之內可書出候。且先年相觸置候通、向後も子年・午年七年目〳〵に者、四月之人高相改可書出旨、御用番奧村主水殿より今七日御觸出有之。

御家中侍中屋敷或長屋等借罷在候者之內、奉公人之外都而十五歲以上之男女、當月之有人高可書出候。何程女与可書分候。寺社奉行・町奉行・御郡奉行等支配地に罷在候侍中家來之儀は、右奉行不及貪着候間、宅を貸置候內右族之者有之候は、其主人々々より不相洩樣、前條

之趣を以可書出候。人高郡分けに調申に付、侍屋敷淺野川橋より右なた之者は河北郡、橋より此方は石川郡に候。右人々僧俗・穢多之類迄、都而男女之人高に候故、内書に其所々書分け候には不及候。別紙調樣左に記候。右寶暦六年相觸候通に候間、其趣を以當五月二十日迄之内可書出候。

覺

一、何十人　　男女、但十五歳以上

内

何人　　何郡男

何人　　何郡女

何人　　何郡男

何人　　何郡女

右從公儀御尋に付、奉公人之外當月有人高如斯御座候、以上。

年月日　　誰　判

宛所

月番一人

# 四月十六日。金澤城二ノ丸御殿の上棟式を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十六日二之御丸御造營御棟上御規式被仰付。御間之向に壇を飾、四隅に青竹之葉付を立。但方三尺に高くして、階に而致上下候。八寸角計之柱に白布之綱二筋、棟より一筋、御間之内より一筋右之柱に結び付、中程に鈴五つ附有之。御棟上之御間に一斗入計之樽、蕨總結、木具折に帶二筋・同白絹十三包・同熨斗・同大根・同昆布、米十三俵杉形に積有之。尉交之御幕・御紋付之御幕等、役所々々に張有之。右御祝に付、諸役人朝六時より罷出候。御城代・定番頭・同御番頭・御留守居・御普請方懸り之頭・諸役人、何茂熨斗目・布上下着用。

右御上棟御規式御飾之品々、寶鏡六面但丸鏡、臺居、銀子提二對但糸、本錺、瓶子二對、御酒磁缶九對但包、熨斗、木地三方土器八錺、四方洗米土器二錺、神酒三方六錺、白紗綾卷物二十四卷拾二卷、充臺居、純子帶四筋二筋充、臺居、眞綿二十四把十二包、充臺居、麻苧廿四把二錺同、斷、昆布廿四把貳錺同、斷、薬瓶二錺臺、居、雉子二錺二ツ充、臺居、鯉魚二錺二喉充、同斷、米貳斗俵廿六俵杉、形、青銅三十二貫二錺上、下、蒸餅八錺箱入五千六百、二合五勺取、鏡餅六錺、御樽二荷蕨繩、結、御幣十四本、振御幣二本、木槌十三本紺青を以、寶珠を包、御錺弓矢二張、隨身弓矢二張、御棟札一枚、眞鍮鈴六つ、千曳柱一本、白布繩二筋千引柱に、結付。已上。

一、右御用相務候大工役付。

祭主、布衣御大工田邊八丞。諸事指引役、長袴御大工西田清丞・同清水半兵衛・同竹内六郎右衛門。隨身、素袍棟梁右平次・同清兵衛。助行、素袍御扶持方大工井上彦作。中櫃、素袍御扶持大工石黑半七。左櫃、素袍御扶持方大工安田五郎三郎。右櫃、素袍御扶持方大工水嶋權之介。左角櫃、熨斗目長袴棟梁五郎兵衛。右角櫃、熨斗目長袴棟梁彦四郎。左後櫃・右後櫃等都合三十六人交名畧之。

御屋根之上。祭主、布衣御大工藤岡庄左衛門。諸事差引役、熨斗目長袴御大工羽田與三右衛門・湯淺太左衛門・松波源右衛門。左柱下槌、素袍御扶持方大工松波與三衛門。右柱下槌、素袍御扶持方大工牧作左衛門。誦文唱役、素袍御扶持方大工山本九郎太夫。見分通役、熨斗目長袴渡邊武左衛門。左角柱下槌役等以下、熨斗目長袴棟梁大工三十五人交名畧之。

右之通祭主は布衣、其外素袍烏帽子・少ヵ刀、熨斗目長袴也。初六半時頃。御傍之諸色に相濟候上御大工へ被下、外に金□兩充被下。其外役懸り之大工には金百匹・貳百匹宛、其役に依て有差。拜見人へは何茂餅一重充(二合半取)・御酒一合充被下候由。御用懸り之諸役人へは御吸物・御酒被下。(右御用餅米三拾五石鏡餅出來之由。)

一、右御棟上之節、御壁方・御疊指等拜見に罷出。御屋根方之者は、先達而御作事奉行迄度々相願候得ども、御格無之由に而相叶不申候。段々相願、漸棟梁四・五人罷出候等之處、此

者共之内一兩人罷出候。

一、御棟札は御大工藤岡庄左衛門相調候由。幅二尺五寸計長五尺計厚六七分計、上に梵字、其下五言四句計字有。其下眞中御名、夫より御城代兩人之姓名、幷右御用懸り之姓名、御大工之姓名。何茂假名實名迄書記候由。

一、千曳柱も右同人相調候。是は六寸角にて、年號月日、四方に玄武・朱雀等之四神之名號を記したり。松梅之糸花も庄左衛門細工之由。千曳柱に結付有之鈴は、規式之相圖を上下へ爲知候鈴之由。

一、蒔餅は四方へ二つ充、以上八つ蒔候由。上下の作法無遲速、一度に相揃候樣仕たる物之由。

〔泰雲公御年譜〕

當四月頃より、鄙俗の諺に、環附て明日あをと云辭、兒女ひたといひならはせり。何と云事を不知、御城御普請に入込候人足共の申出せし由。此頃の狂歌に、

秋のなかばまめ煮る釜に環つけて歌讀人は月に明日あを

〔泰雲公御年譜〕

四月。石川郡松任街道に於いて馬方等婦女に狼藉す。

越の白浪とあるは三州奇談の誤

一、四月中旬の事に候哉、松任道にて小松より金澤へ病氣養生に罷出候町人の妻、下女一人下男一人召連罷通候處、右妻を爲乘候馬子、外にも馬方六・七人彼妻と下女とをあらぬ道へ連行候に付、下男咎候處、彼下男を馬方ども寄合致手籠、妻幷下女を人遠き方へ連行、八人の馬方ども兩人の女を散々致姦淫、半死半生の躰にいたし逃散候に付、右夫の方相訴、馬方ども被召捕致入牢候由。是前代未聞之狼藉に候。此狼藉之事、堀樗庵が輯めたる越の白浪と云書に委し。爰に聞きし儘を記。相違の事も可有之。

〔三州奇談〕

寶暦十二年の春、ふしぎなる姦惡の事ありし。松任にては人も敬ひ町役をも勤むる人何某とやらん、油をしめ種油を商ふ人ありし。其家の內儀、娘二人・下女一人・下男一人を具して、人の招によりて金城の町へ行かれける。纔か三里の道ながら、女出立の何くれと夜をこめて拵へながら、漸く晝少々前ならんに、步行よりぞ出られける。道にて馬方共五・六人立並び咄しけるに行逢へば、皆近き邊りの者、此家へ出入する者、又は其家より出たる者も有りし程に、何かと物語せしうちに、一人の馬士下女と戯れけるを、內儀・娘こよなう打腹立て、はづかしめ叱られけるを、却りて互に詞論のやうになり行きし。元來馬士共其日は夥しく酒を呑み、醉ひ居たりし故にや心太く、いかめしく罵り合ひしが、さらばかくせんにいかゞしつべきとて、下女をかづきてかたへの山道へ走り行く。人々あわてとゞめんとするを、馬士

六人して内儀・娘二人共に引抱え〳〵、山道の方へ走り込む。一僕の怒りけるを捕へて、田の中へ見えぬ計に押こみ、彼の四人の女に抱きたはむれ、山の傍にて白晝に姦淫する狠藉、古今に聞えず。下女は漸く振切りて逃げ、のがれたりしとかや。内儀・娘はいかなる悪縁にや、終に巫山雲雨の情懐をとげ、鬼と一車に乗れる心地なりし。其内に一僕起きいでけれども、一人の力さゝへ難ければ、大に叫びて松任へ走り觸れ呼はりけるにぞ、此家の親類など走り來りけれども、此の間道遠ければ、馬士共心足りぬと、いづくともなく逃れける。其の跡へ大勢寄り來りて、土まぶれなる内儀・娘など起し、漸く駕籠にのせて、人目を防ぎて歸られぬ。往還といひ白晝といひ、隱すべきにあらざれば、金澤の奉行所へ訴へけるに、馬士共皆見知りたる上なれば遁るべきやうなく、六人共召捕られ、溢れ者晝強盗と名付けて、禁牢仰付られぬ。扨も松任の商家の家内の不幸、内儀も娘も死なざりしを悔めども、今更詮方なし。近隣一族より見舞ひ悔みの挨拶も詞なきものなりし。

閏四月朔日。越中滑川出舟奉行杉若文左衞門、出舟假横目澤田藤左衞門を殺害して自刄す。

〔政隣記〕

閏四月朔日、於越中滑川定番御馬廻組領知六十石岩瀬御詰米奉行當年滑川出舟奉行勤之候杉

若文左衞門与、組外領知百五十石滑川出舟假御横目澤田藤左衞門喧嘩及傷之段、新川御郡奉行より申越候に付、早速御横目中之内可罷越旨、御用番本多遠江守殿被仰渡、御大小將横目長瀨次郎兵衞、尤文左衞門頭津田與三右衞門、藤左衞門頭山口六郎左衞門儀も、同月三日同時に發足。但藤左衞門儀、文左衞門旅宿に罷越、文左衞門を切殺、藤左衞門儀自分旅宿に罷歸、自害仕損候得共無程死候段申來候に付、御横目一人に而相濟、長瀨等七日に罷歸候事。

閏四月廿二日。前田重教、德川家治の襲職を賀する爲一門を招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏四月二十二日、將軍宣下御祝儀御一門樣方御招請。讃岐守樣・上總介樣・松平土佐守殿等、其外御出入衆、御目見之町人、御一門樣方御家來中等、夥敷御客有之。同日井上河内守殿御邸、御老中招請有之。役者共差合申に付、御番附俄相替候由。

閏四月廿二日。前田重教先に能樂道成寺の傳授を得たるを以て寶生大夫に金品を與ふ。

〔政隣記〕

閏四月廿二日、前月道成寺就御傳授、其砌寶生大夫に白銀三十枚・綿三疋、丹次郎に白銀十

枚・絹二疋被下之。且右に付願之趣有之候得共、御時節柄故願之通には御聞屆無之、小判五十兩被下之。

五月五日。前田重教の浮腫稍重態を告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十四日晝八半時、江戸表より早飛脚參着。中將樣御浮腫少々御座候處、當五日より御差重之由。最初は佐々伯順御藥差上候所不御宜、先月二十八日より横井元泰御藥調上候得共、御浮腫相增申に付、當四日・五日頃より、武田長春院・井上交泰院等御僉議之上、當六日より交泰院御藥被召上候。元泰同事之醫案ながら、藥方少々違申由。紀州樣より町御奉行衆に被仰遣、町醫師功者之分一兩人充、毎日御診察被仰付、御僉議に候。何茂御大病之由申上、第一御小水御難澁之由。

一、同十五日御醫師奧田宗傳・小倉了伯早打に而江戸表に發足。八つ時也。

五月十一日。前田重教氣絶し、以後病狀進退せず。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十六日、當十一日申之刻立之御飛脚今四時到着。御前御容躰先御同篇之旨申來。當八日夜御塞被遊候所、其以後御同篇之旨。御小用、晝夜二合程御通被遊候由申來。

一、同十七日四時、十二日夜中之早飛脚到來御前御容躰、御大便少々宛御通、少々御宜被爲有候由申來。

一、同十九日、當十四日出之飛脚今朝到着。御前御容躰、十二・三日頃より御大便少々宛御通、御心下之御聚少々御心易被爲入、御呼吸御短息之方御宜、御急變は被爲有間敷旨、御醫師一統申上候。乍然御小用はいまだ晝夜二合不足御通故、御浮腫いまだ御減不被遊候旨申來。

五月十六日。御臺所附同心宮村藤左衞門、前田重教の病氣快癒を祈らん爲本鄕邸より失踪す。

〔泰雲公御年譜〕

一、當四月中將樣御滯之節、御臺所同心、殿樣御大病に付心願之趣御座候に付、妙義山ゟ致參詣候。但此儀に付御暇奉願候とも、御格も無之事、迚も相叶申間敷候間致出奔候。心願成就、御本復之神慮も有之候者立歸可申候。其上は何分御法之通曲事に被仰付候迚も、尤覺悟之前に御座候旨書置いたし出奔、妙義近邊宿に罷在、每日妙義山ゟ社參いたし候に付、彼宿之者之方より、ヶ樣之人當宿に被致逗留候。慥に御屋敷衆に而可有之候哉之旨尋越。依之行衞相知れ候。此者生質實貞成者、其上身上等も不致無力者に而、彌欠落之樣子に而は無之候得共、御格に乖申に付、割場より足輕指遣、召連御屋敷へ罷歸、僉議も有之、先病氣分に而

四月は五月なるべし

實貞は實體

六月下旬御國へ被相返、爲引籠置候由。

〔袖裏雜記〕

御臺所附同心宮村藤左衛門、江戸表に相詰罷在候處、五月十六日御門外ゟ罷出不罷歸、居小屋に同心小頭共充所之紙面殘置、其段割場奉行より夫々相達。右紙面之通、妙義山に參籠之由に而御屋敷者に候哉之旨、松井田本陣より申越候付、同心小頭等遣召連、六月朔日罷歸、樣子於割場詩候處、紙面之通出、欠落に而無之故、禁牢は不申渡候へども、不都合成致方に付、居小屋に而御奉公爲指扣置候樣申渡候旨等、彦三等より申來、各僉議之處、平生實躰に而、御奉公も情に入勤候に付、今年中は其分に被成置、來年に至御宥免可被成哉。申渡者左之通可有之哉之旨等、返書有之處、其再報此帳に不見。右殘し置候紙面之要者、今般御前御不例被爲入候段、上下心痛仕御事、難數計奉存候。頃日日々御善快被爲遊御座候旨、恐悅奉至極候。依少習覺候劒術祈太刀を當八日より白雲山妙義大權現に向、早速御前御快全之御容躰に被爲入候はゞ、早速上州白雲山に參籠仕、三七日にみてる迄、毎日彼山より拜殿迄百度參り可仕旨心願仕置候。依之御暇相願度候へども、中々亂心之者之樣に御聞請も如何敷、一書いこし置參籠仕候。尤罷歸候而、如何樣被仰付候共、聊以外心無御座候。缺落之御沙汰に相成不申樣、幾重にも奉願旨等調置候也。伺之通被仰出、翌年二月廿八日左之通申渡。

彦三は不被氏

御臺所奉行に。

御臺所附同心　宮村藤左衞門

右藤左衞門儀、御前御氣色爲御快然、妙義山に三七日參籠仕度心願に付、去年五月十六日江戶表御門外仕罷越候旨。口上書等之趣に候はゞ、如何樣にも致方可有之處、無其儀不都合之至候。乍然常々御奉公も情に入相勤候由に付、指扣罷在候儀御宥免被成候條、無構御奉公相勤候樣可被申渡候事。

# 五月廿一日。前田重敎の病稍快方に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月廿七日、今日江戶表當廿二日出之早飛脚到着。御前御容躰段々御快復被爲在、廿一日は御小用晝夜五・六合御通、廿二日朝之內二合餘御通被遊、愈御宜被爲入候旨申來。小倉了伯・奧田宗傳も當十九日晝前致參着候由。

一、六月四日四時、前廿八日申之刻出之早飛脚到着。御前御容子段々御小用御快通、御浮腫追付御消散之旨來る。

# 五月。金澤の非人頭等その職を辭せんことを請ふ。

〔金澤古蹟志〕

乍恐書付を以奉願候。

一、私共七人先年より御當地非人頭被爲仰付、尤當所に而居屋敷御拜領仕、數代御用相勤申候處、近年以之外難澁仕奉迷惑候。別而御當所大變後は、所々より申請候少々之助力等茂絶々に罷成、猶更困窮仕、其上諸事御用御繁多御座候處、ケ樣成行候へば御用等指支申節は一向申譯無御座奉迷惑候に付、右七人之者共御役も御指除被爲遊被下候樣奉願上候。何分にも御慈悲を以願之通御役儀御指除被爲成、札持乞食に被爲仰付被下候はゞ、難有仕合ニ可奉存候、以上。

御當所大變は寶暦九年の火災をいふ

寶暦十二年五月

石川郡笠舞村領非人頭

七右衛門　印

同　三郎右衛門　印

同　次郎兵衛　印

河北郡淺野中嶋村領非人頭

理右衛門　印

同　間兵衛　印

同　市兵衛　印

同　甚兵衛印

藤内頭　三右衛門殿

同　仁　藏殿

六月五日。金澤卯辰八幡社附近より出火し四丁木町に及ぶ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月五日曉天八半時、卯辰八幡道より出火、四丁木二番町邊類燒、六ッ半時鎭火。町支配三百九十八軒、郡方四十四軒、門前三十五軒。町支配こぼち家五軒、支配違同斷。一向宗寺三ヶ寺、土藏一つ、二人死人、町數は十一町与申事に候。

〔御年譜〕

一、六月五日朝卯辰西養寺下出火、六百軒燒失。但一向宗淨行寺・超願寺・卽願寺、山伏三應院等類燒。

七月三日。金澤城造營の大工等工賃に關し抗議す。

〔袖裏雜記〕

七月三日朝、御城御造營に付、大工五百人計御作事所前日帳所ゟ集、如例御門通札渡之、名前相尋候處、作料渡方不承候而者、名前難申旨。其儀者不相知候間、先丁場ゟ罷出候樣申渡

候へども、承知不仕、日帳所之邊に屯仕罷在。其段御用番等にも相達、内作事奉行より肝煎を以名前承之相返、其段幕前御用番に相達候趣、委細江戸に申上候紙面之留あり。

七月四日。石川郡鶴來に鑛山を開きて詐欺を働きたる者等追放せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月四日、去年鶴來かな山一件、被召捕居申者上口に追放。

七月五日。羽咋郡阿部屋に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月五日夜五半時、能州御預地阿部屋火事、家數九十三軒、土藏二ヶ所。漸家五軒相殘り候由。

七月七日。前田重教の病殆ど癒えたるを以て近侍の士を饗す。

〔政隣記〕

君上御浮腫御滯、今月六日より井上交泰院御療治之處、同二十一・二日頃より段々御快、七月七日御床拂。

〔泰雲公御年譜〕

寶暦十一年二月廿七日の條參照

今月は五月

一、六月廿日、當九日出之町飛脚到來。御前御容躰彌以御快然。當四日・五日之頃より、御浮腫透与御消被遊、御食餌も爲御養生麥飯迄被召上候所、此間は常之御飯も相交被召上、御氣配愈御宜被爲在候由。

一、七月御前御氣滯段々御快復、當四日御居間前御馬場にて、御近邊之面々馬上御覽。同七日御祝被仰付、御近習之面々强飯・御吸物・御酒被下之。御内々に而拜領物被仰付人々、白銀三十枚・縮緬御羽織一つ横井元泰、白銀十枚・さや御羽織佐々伯順、白銀五枚・紗綾御羽織佐々正益、白銀五枚充櫻井了元・二木順伯、白銀三枚宛津田壽軒・不破元策、此外御居間方坊衆等迄、夫々被下方有之候。

七月廿一日。徳川家治使を遣はして前田重教の病狀を問はしむ。

〔政隣記〕

七月廿一日、御痛来御遊御勝に付、上使御奏者番戸田釆女正殿を以、被蒙上使。御名代備後守様。

〔泰雲公御年譜〕

七月廿一日、御氣色御尋之上使御奏者番戸田釆女正殿御越。爲御禮御名代備後守様御登營被成候。

七月廿五日。前田重教病後なるを以て就封賜暇の上使を謝絶す。

〔政隣記〕

七月廿五日、君上御痛所に付御暇之上使御斷。

七月廿五日。桃園天皇崩御の報江戸に到りしを以て前田重教幕府の大奧に女使を遣はす。

〔政隣記〕

七月二十一日主上桃園院崩御、御寶算二十二。

二十五日右崩御に付大奧ゐ女使被上。

右御不豫就御大切、若御異變候はゞ直に親王樣御踐祚可被爲在筈に候得共、未就御幼稚に、緋宮樣御踐祚、親王樣御十歲計に被爲成候迄、御在位候樣叡意御治定之由、今月二十日被仰出候旨、從京都申來、同二十四日江戶ゐ達、二十八日迄五ヶ日之內普請・鳴物御停止。

緋宮は後櫻町天皇

八月朔日。桃園天皇崩御の報金澤に達す。

〔政隣記〕

八月朔日、主上前月二十一日就崩御、普請・鳴物御停止之儀從公儀相渡候御書付到來に付、

諸殺生・普請・鳴物等今朔日より五日迄遠慮之段、御用番前田駿河守殿より御觸有之。

八月二日。金澤寺町本長寺より出火し野町・石坂町・針屋町・本馬殿町・助九郎町に及ぶ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二日夜六半時、寺町日蓮宗本長寺より出火、甚火勢强及大火、裏へ燒拔、野町三丁目に出、二丁目に懸り、一丁目鍋屋八郎右衛門宅際に而燒留。向之火は大蓮寺切燒留。其火石坂町不殘、但神明宮之下迄殘り、瑞泉寺類燒、近藤紀之介類燒、二丁目小路過半燒、御供田屋半燒、成覺寺廟廻迄に而燒留。野町五十七軒、内二軒こぼち家也。石坂町・はりや町・本馬殿町・助九郎町、以上三百九軒、門前地二十七軒、本長寺・大蓮寺・瑞泉寺三ヶ寺。都而町家寺共三百六十九軒。此外御家人之近藤紀之介、其外與力以下之分有之候得共未相知。蛤坂之間は奥村助右衛門殿、橋此方之固は長九郎左衛門殿。八ッ時過鎭火也。

〔泰雲公御年譜〕

八月二日之火事之節、不思議成儀兩條有之。一つは野町邊に巣を掛居申燕、朔日迄居申所、二日朝より類燒の邊一羽も居不申由。一つは眞長寺之稲荷堂の際空地、近年かや筵の楊弓場を建置候所、堂よりは間數五・六尺之處、右楊弓場は致燒失、稲荷之社聊無變事奇特の事也。

八月四日。金澤城の河北御門臺修理成り、石川御門の普請を開始す。

〔泰雲公御年譜〕

八月四日、今日より御番人幷役掛り之面々、河北御門臺出來に付往來之事。石川御門御普請始候に付往來指止。

八月五日。富山侯前田利幸卒去の報金澤に至る。

〔政隣記〕

八月五日、出雲守樣昨四日於御在所御卒去に付、諸殺生・普請・鳴物等、今日より明後七日迄三日遠慮之段、御用番本多安房守殿より御觸有之。但御實名利幸公、御法號諦慈院殿。

八月六日。前田重教平尾邸に散策す。

〔政隣記〕

八月五日、君上御病後御行歩御願之通被仰出。依而翌六日御行歩、御下屋敷ゟ被爲入。

八月十七日。諒闇に付き天機を奉伺する爲使者を金澤より發せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十七日、京都諒闇に付、御使物頭津田五郎兵衛被仰渡、發足。

九月二日。本多安房守の家臣等博奕により處罰せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月二日、房州家中番頭三百石内本岸丞不行跡之趣有之、三百石之内五十石減知逼塞。同平給人百石大森喜藤次、百石之内三十石減知遠慮。今一人同斷。專博奕事之由。

九月九日。前田重教書を金澤の老臣に與へて本年江戸に滯留せんとするの意を告ぐ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

余而者此節歸國之筈に候處、未步行しかと無之、登城延引に相成候。左候へば、冬時病後之旅行無覺束候。依之來春迄滯府之儀、老中迄内々申入置候。指圖次第表向願可申候。長き留守中何も可爲辛勞候。彌無油斷相心得可被申候。右之趣に付、可成程人減之僉議、彥三等に申渡候。家老共三人相詰候儀、近年無之事故、一人可相返候。隼人儀續召連候上、此度詰延申渡候儀、一入心外に候間、隼人暇申渡、可相返候。來春歸國之時分、大貳先達申渡候通、留守に相のこし、彥三一人供申渡と存候。御暇之節御禮には、彥三・大貳召連可申と存候。

此等之趣存寄候はゞ、可被申越候、甘上。

九月九日　　　中将

九月十六日。前田重教歩行に艱むを以て引續き江戸に留まらんことを請ひ次いで許さる。

〔政隣記〕

一、九月十六日御滯府御願之處、同月二十二日來春迄御滯府御願之通被仰出。

九月廿一日。徳川家治使を遣はして前田重教の病を問はしむ。

〔泰雲公御年譜〕

九月二十一日、御痛御尋上使御奏者番戸田采女正殿御越。

十一月七日。羽咋郡子浦に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月七日曉天、七つ時以前より能州子浦驛出火、家數三百四・五十軒之所也。翌朝五時過迄之内二百軒計燒失。但通り筋は大方燒、裏町迄相殘り候由。

十一月十一日。大小將組佐藤平左衞門盜賊の嫌疑を以て江戸より送還せ

寶暦十三年正月五日明和元年三月廿五日の條參照

らる。

〔政隣記〕

十一月四日、在江戸御大小將四百石佐藤平左衛門儀、江戸より歸着次第一類に御預被成候條、歸着次第受取、不縮無之樣可相心得旨、今日御用番村井又兵衛殿、御小將頭青木儀兵衛に被仰渡、翌五日一類に儀兵衛申渡之。同月十一日平左衛門儀、一類同詰御大小將横目長田庄右衛門指添金澤歸着。翌年正月二十五日於公事場御吟味之處、於江戸永原藤左衛門紛失之道具取藏候族は無之候得共、江戸表以來御尋之品々申分けは無之候段申に付、人持組本多圖書に御預に相成。依之一類指扣被仰渡。但平左衛門せがれ小膳一類に御預に付、此儀に付平左衛門宅に一類中罷越候儀は、勝手次第之旨被仰渡。

平左衛門舍弟平馬・奥太郎・直次郎、無息には候得共、平左衛門厄介致置候者之儀に候間、外出等不仕樣可相心得旨等、夫々御用番前田駿河守殿より、御小將頭遠田三郎太夫に被仰渡。三郎太夫夫々に申渡、小膳は幼年に付、一類佐藤久左衛門（于時御大小將番頭）・長田庄右衛門・御馬廻組伊藤彦兵衛に申渡、三人之連判御請取立之、弟三人は尤直判之御請取立之。

但、小膳儀同年三月久左衛門方に引請置度段、御用番に頭より御達申候處、御聞届有之、則引請置候。

一、翌年七月十一日於公事場御吟味之處、永原藤左衞門方ゟ贓物は、家來宮永宅次所爲に而候儀、乍存取扱候段申顯し、去年以來之申分不殘虛言也。依之今日より平左衞門牢揚り屋ゟ被入置、同年十月中旬牢揚り屋を破り可逃出与致候に付、禁牢被仰付。

十一月十二日。前田宗辰の十七回忌法會を天德院に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月十一日・十二日大應院樣御十七回忌御法事、於天德院御執行。御射手・御異風稽古、御法事前日より相濟候迄、諸殺生等十日より十二日迄遠慮。諸士拜禮如例。兩日於玉泉寺御施行米。

十一月廿五日。前田重教の病癒えたるを以て閣老に廻勤す。

〔政隣記〕

十一月二十五日、君上御痛御全快、今日御老中方ゟ御廻勤。

十一月晦日。窃盜白銀屋與左衞門逮捕せられ、次いで博奕を共にせる者多く處罰せらる。

〔泰雲公御年譜〕

前田宗辰の發喪は十二月十二日なるを繰上げたるもの

是月は大盡ない

一、十一月晦日白銀屋與左衞門と云大盜被召捕。此者は金澤母衣町枯木橋の下に居住。與左衞門元來能州の產にて、白銀屋に養はれ、其師源左衞門とて北方の名工なり。親は乘空とて後藤家に代々の細工といへども、乘空におよぶ者稀也。當春以來、侍屋鋪へひたと盜賊入、土藏杯も十二・三ヶ所破候は此者所爲之由。黨類も多有之由。且又御馬廻組二百五十石前波儀太夫弟宇太夫は、浪人にて兄の手前に罷有候所、頭より申渡有之、縮所へ入置候樣申渡候由。此頃塗師忠右衞門与申町人与、博奕の出入に付而之由。右儀太夫妹、十ヶ年計以前出奔、行衞不相知。然處右盜賊の張本白銀屋與左衞門妻にいたし置候旨。此等之趣も致露顯候。

〔越酒白波〕

寶曆いづれの年ならん。是も武用のひとつなる母衣町とか言へるは、金城の城北枯木橋の下、爰に白銀細工する若輩ありし。產は能浦の者ながら、此家に養はれて、家の職なればとて業を學ぶ。其師は桑村源左衞門とて、北方の名工なり。源左衞門親は乘空とて、後藤代々の細工といへども、乘空に出づるもの稀なり。故に金澤の名產となれる家なり。この若ものも此の家の弟子として、日夜にわざをはげむ。されど四民の中、工は殊さらに乏しき者なれば、寒夜に一土器の油火をかゝげて、夜すがらこち〳〵とたがねをならして、淺野川の水音に夜を寒み、寢覺め ぬ窻に鴛鳴いてかれが比翼の戀路をしたひ、鴨の聲に食慾起りて、此職の細

明和元年四月廿七日參照

き世渡りを夜々にきらひ日々にうとみ、只人のたからの羨まし。いはんや其ほとりは風景の青樓多く、城下の日さへ忍ぶの里もの多くかくし、裏に蕩子の魂をうごかし、晝夜入りひたる人多ければ、終に此輩に交りて情歌のもとに身をおけば、金銀はいやましに望ましく、終に盜心きざして、是よりそこばくの家々の金銀を盜み出し、心のまゝに榮耀して色にめで、武門何某の娘を妻に奪ひ、娼婦の名高きむさし野の一もとなる紫といふも彼が妻となり、或はちごり・さよなんど、邪に黄金を蒔きて、しばらく庭の花とながめしも、博奕の志又起り、夜々の結客場に千金を一擲して悉く打負け、終にはよさの海丹後のしまの打着を、吸露門といふなる質てふものにわたし、事是より起り、午の年霜ふり月のするには終に捕へられけるに、凡そ土藏をやぶりたる事十七、金銀萬を以てかぞへ、刀劍は千を以て算ふ。數場の糺明、拷問度々にして白狀に及ぶ。是に依て博奕をなせる友ことごとく召出されしほどに、罪の武門大家に及ぶものも亦多し。其盜める年數久しければ、其手すら只秋園の蔓を引くがごとく、騷動終に金澤中を傾けるにいたる。されば死刑に極りし日は、先づ最愛の男子を目の前に切つて、極惡の心膽にも鐵丸をとろかす血淚をくださせ、其後斷罪にぞ行はれける。死して後、母衣町の舊宅幽魂歸り來つて泣くとて、近隣人懼れける。後の世の罪業猶重く、闇きより闇きに入り、無間業火の責にこそ逢ひなんといふも舌振ふに似たり。されば渠が牢中

に有りし時、同牢の者を一味して、牢を破り出でんと巧む。其破る具の仕様才覺人の及ぶべきにあらず。今一夜訴人なくんば、全く牢を破り出づべかりしを、天網は疎なれども漏れずして、終に其事あらはれ、いとゞ罪ふかく、やがて死罪にぞ極りぬ。去れども其人がら甚だ柔弱の体にして、久しく附そふ者といへども盗心あることを知らず。初め捕へらるゝ時、人皆誠なりとせず大に驚きたり。深山彦太夫一人こそ、渠が金銀の多きをいぶかり、捕はれざる間く忽ちに家を沽却して他邦に去る。故に博奕の徒の領袖なれども、罪をまぬかれたり。與左衛門常に人のもとに夜話しては、夜更けずといへども獨行して歸ること能はず。必ず人をやとひておくらするにあらざれば去り得ず。憶病者なりと人口に沙汰ありし。是渠が計略にして、底心の强惡の賊徒、加越能三ヶ國國初よりいまだ如此の隱賊なし。

本文は十一月中に載せらる

## 十一月。下白山の神主・長吏、禁裏より命ぜられたる祈禱に關し爭議す。

〔泰雲公御年譜〕

一、先頃より沙汰有之候。禁裏長橋之局より、御國下白山において御祈禱之事申來候得ども、當時假御宮に付、御造營無之而は重き御祈禱難成旨神主ども申に付、長吏と神主共彼是違論有之由。今般天子御祈禱之事京都より申來候は、神祇伯白川殿より長九郎左衛門殿迄申來、御祈禱料として白銀三枚被差越候由。然共神主共不請合。長吏は假御宮にても不苦由。

併、先帝崩御已後、諒闇中之御祈禱如何之事に候哉と申來候。

十二月朔日。前田重教病後初めて登營し德川家治の世子の誕生を祝す。

〔政隣記〕

十二月朔日、御病後の爲御禮御登城。御禮相濟候上、若君樣西丸ゟ被爲移候段、御老中方御演說。御祝儀當座に相濟、御勤は無之。

若君は德川家治の子家基

十二月三日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月三日、上使御使番黑川與兵衞殿を以、鶴御拜領。

十二月八日。金澤城二ノ丸御殿の建築成りたるを以て明年年頭の儀式に關する注意を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月八日、金澤御城二御丸御殿出來に付、來正月元日頭分以上登城、年頭御祝儀申上、夫より佳節朔望等出仕も最前之通登城可仕、且又御射初を初御規式も、於二御丸被仰付。將又金谷御殿御間狹に付、當分年頭御禮等長袴着用之儀被指止、類燒之人々も多候に付、暫之內

熨斗目も被指止、年寄中を初服紗小袖・半袴着用可仕旨、寶暦九年被仰出候得共、來年頭より登城も仕候事勞、一統熨斗目着用、以後年頭御禮等長袴着用之儀も最前之通可相心得候。乍然時節柄勝手難澁、類燒後熨斗目拵不申人々も多可有之候間、所持無之人々は、尤服紗小袖・綿衣勝手次第与被仰出候段、今日御用番横山山城守殿より御觸出有之。

十二月十八日。金澤に於いて諸士に本月朔日前田重教の登營せし顚末を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月十八日、一昨日御用番横山山城守殿依御廻文、今日五時頭分以上布上下着用、金谷御殿ゟ罷出候處、左之通御弘之趣御用番被仰渡。依之爲御祝詞、御用番御宅ゟ今日・二十二日兩日之内相勤候樣、御橫目より例之通申談有之。

前日依御奉書、當月朔日御登城之處、於白書院御病後之御禮被仰上、其上御懇之上意、難有御仕合に被思召候。此段何茂へ可申聞旨、以御書被仰下候。

十二月。深雪の爲家屋多く破損す。

〔泰雲公御年譜〕

一、當暮深雪、町方小家破損三十四・五軒、武家方所々破損有之。上道中別而夥數、中河内・板取邊三丈餘も有之由。

## 寶曆十三年

正月朔日。諸士二ノ丸御殿に登城して年頭を祝す。

是の時二丸御殿新營成りしを以てなり

〔泰雲公御年譜〕

正月朔日、二之御丸江登城、熨斗目・長袴着用。

正月朔日。加賀藩の幕府に獻納したる太刀目錄汚損せるを以て書替を命ぜらる。

〔泰雲公日記〕

元日。

一、今日御獻上之御太刀目錄、裏に朱之樣成物付、納り不申。依之西丸江御獻上之御目錄与振替相納可申候條、早速取替候樣御奏者番被御申聞に候付、調替之儀聞番より之急使に而申越。追而調替指遣。朱付候御目錄追而相返り、少々よごれ之所削り申躰也。御奏者番之御家來へ追而被下物在之。

正月十二日。長九郎左衛門の家臣加藤吉郎左衛門逐電す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月、長九郎左衛門殿家中加藤源兵衛は、六百石に而内遣與力に候所、先年遠慮被申付、其内に致病死、減知四百石名跡加藤吉郎左衛門給用人相勤罷有候所、當正月十二日逐電いたし候。其子細は、吉左衛門妻は長采男娘にて候所、內々家老三百石堀內七郎兵衛と致密通罷有候儀、家中いづれも存罷有候、吉左衛門儀も存ながら、其身到て不儀成生質に付、其通に見遁置候。然所吉左衛門、去暮養女仕度之由九郎左衛門殿へ相願候所、筋違之趣不調法之旨にて、指扣被申付置候所、堀內七郎兵衛申聞候は、御手前筋違之願沙汰之限に被思召候旨、以之外之御様子に候。指扣までにては事濟申間敷候間、了簡いたし身を引可然由進め申に付、家老之申儀寔と相心得、元より鈍成者故、無是非出奔いたし候趣致露顯、堀內は前月廿七日同家老山田何某段々申渡、自宅に致禁錮候由。妻儀は長采男方にて縮いたし置候旨。

不儀本の儀

正月十四日。前田吉德の女偕姫名を暢姫と改む。

寶曆十一年十一月十六日參照

〔泰雲公日記〕

正月十四日

一、偕姫様、御名替暢(ノブ)姫様。

〔政隣記〕

二月廿五日、偕姫樣御名暢姫樣与御改之旨、前々之通を以御横目より廻狀有之。附、是當今御諱与同唱故也。

正月十六日。石川郡三子牛村附近の狼を驅除せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十五日、舊冬より犀川々上山入小原村邊狼荒、男女三人被掛候由。此狼、舊臘十七日大桑村百姓六兵衞五十歲と申者に飛懸り、腕に少々疵付候得共、狼の兩耳をとらへ放不申、既危有之付、此邊通懸り候者見付致加勢、終に彼狼を打殺候由。此等之趣に付、當十六日三子牛村より小原村邊迄十ケ村計、村長より申渡、猪・狼を爲狩候由。

正月十八日。前田重教能樂翁の傳授を受く。

〔泰雲公日記〕

正月十八日

一、今日翁御傳受。

本年二月六日の條參照

正月廿五日。大小將組佐藤平左衞門盜賊の嫌疑を以て御預に處せらる。

〔御預人之記〕
佐藤平左衛門、四百石御大小將。寶暦十二年在江戸中賊躰之儀有之、同年十月金澤ゟ被返置處、同十三年正月廿五日本多刑部政康一萬千石、内三千石與力知。但定火消役。ゟ御預。同年七月十一日入牢、翌明和元年三月五日牢死。

正月廿八日。朝鮮人の來聘を迎ふる爲出張すべき諸士を命ず。

〔政隣記〕
正月二十八日、今年朝鮮人來聘に付、山州淀より荒井まで之御用御先弓頭杉浦仁右衛門・御先筒頭矢部權佐は二月二十七日被仰渡。御大小將横目長瀬次郎兵衛・割場奉行宮崎彌左衛門被仰付。

二月四日。持筒頭竹田金右衛門の子才之助、御射手八島兵太夫の子彦太郎と爭ひ互に傷害す。

〔泰雲公御年譜〕
二月四日夜九時頃、長町御持筒頭三百石竹田金右衛門嫡子才之助部屋へ、御射手八嶋兵太夫子彦太郎、十五歳いまだ角前髪之由、宵より參り居候由。才之助与兼て男色のよしみも有之

旨。才之助酒機嫌の上彦太郎と及口論、彦太郎火燵に寢ころび居申所、才之助脇指に手を懸候に付、彦太郎起上り候所切付、彦太郎左之小鬢へ當り、餘り右の腕へ被切込候。彦太郎も脇差を拔、打合候て才之助が右の拳に當り候故、脇差取落し、暫待候得と申時、彦太郎此期に臨み待てとは卑怯成と、疊み掛切付申內、振返り候得ば、後の方頸筋へ餘程深く被切込候故、式臺の方へ逃出候に付、彦太郎追掛候へども、勝手は不知案內、暗にて尋候內、臺所へ逃出下へ飛下り候處、追打にいたし候得ば薄手にて候由。夫より露地通り、奥露地等逃廻り、勝手の障子をあけ逃込候に付、續て切込申處、女子臥居申躰に付、彦太郎扨々卑怯成仕形、被出候へ勝負可致与呼り候處、才之助母儀ひたすら詫申內、才之助弟も源三郎も罷出同事に詫申に付、彌不罷出候はゞ是にて可致切腹と申候得ども、兎角左右より取付詫申に付、然らば今晩に不限事と申に付、家來兩人差添相返候節、彦太郎如何存候哉、半藏方へ參度申聞、半藏方迄送候由。彦太郎兄猪三郎へ相渡、何分是限に相濟申樣申入候へ共、一存に而は難取計、猶一類示談之上可及答と申聞、家來は相返し申由。一類相談にて才之助亂心と申趣に成、今九日縮所へ入置、御用番安房守殿に御屆相濟申由。此猪三郎・彦太郎兩人は八嶋半藏養子先達而致出奔候幸左衞門が子どもにて、兄猪三郎は半藏嫡孫に付養子に成、弟彦太郎は兵太夫養子に仕置候由。此兩人は森田勘太夫をひ共也。

二月五日。諸士に從來の諸法度を嚴守すべきことを命ず。

〔御觸幷御返之留書〕

從前々被仰出候御法度之品、幷御定書之趣急度可被相守候。尤與力幷家來等嚴重可被申渡候、以上。

二月五日　　長九郎左衛門

横山多宮殿

青山將監殿　以下略

二月六日。前田重敎紀伊侯德川宗將父子を本郷邸に招請す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月六日於江戸表、紀州樣御父子樣御招請。御能被仰付、中將樣翁御勤被遊候。

翁　高砂　御　賴政　丹次郎　芭蕉　寶生大夫　御中入　龍田　御　祝言金札　彌三郎

二月十八日。前田重敎先に德川家治の世子が誕生したるを賀する爲閣老等を招請す。

〔政隣記〕

御は前田重敎

紀州様は徳川宗将、同中將は重倫

二月四日、若君様御誕生爲御祝儀、御老中御招請の事に被仰出候處、來る十八日御出可被成候に付、如前々御使被遣。且御一門様へも被仰遣。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月十八日、去年若君様御誕生爲御祝儀、御老中方御招請御能有之。

一、當十八日御老中方御招請之節、御勝手座敷に而、備後守様・出雲守様御座席之御爭有之由。備後守様、出雲守様より上御座付に成候に付、出雲守様御席違候段被仰候故、御座付之通可被成御座段御返答に付而、御爭被成候處、中將様より今日之儀御了簡違之由、最前之通可被成御座旨御意に付相濟申由。

## 三月四日。前田重教夫人袖留の儀を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月四日御前様御袖留被遊候。右に付紀州様よりさや二十巻・鯉二喉、同中將様よりさや二十巻・伊勢鯉二本、同御簾中様より御小袖三襲紅白御箱肴。此方様より御小袖三襲紅白御肴、淨珠院様も同斷之由。

## 三月十三日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

三月十三日、御歸國御暇之上使御老中秋元但馬守殿を以、縮緬三十卷・白銀百枚、從西御丸同斷松平周防守殿を以、紗綾二十卷御拜領。從御臺樣御使加藤丹波守殿を以、縮緬五卷御拜受。

三月十五日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

三月十五日御登城御暇之御禮被仰上、御家老不破彦三・西尾隼人御目見。

〔泰雲公御年譜〕

一、同十五日右爲御禮御登城、御鷹・御馬御拜領。不破彦三・松平大貳御目見、緋紗五拜領。

松平大貳とするものは非なるべし

三月十六日。金澤四丁木町より火を失す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十六日曉天四丁一番町より出火。二番町少々・三番町・森下町・中通・馬場一番町、不破七兵衛・坂井新左衛門二軒類燒、六半時鎭火。町支配二十八軒、門前地・武士共百八十軒計之由。

三月廿二日。前田重教着城の日二ノ丸の新殿に移徙するを以て諸士に祝

毎々は前々歟

酒を賜はるべきを豫告す。

〔政隣記〕

三月二十二日、二之御丸詰之人々御歩並以上ゟ、御着城之節、今般御城就御造營、御移徙之御祝可被下儀も可有之候條、先内々を以、夫々可申談由、御用番より御横目ゟ被仰聞。且夫々手先ゟ受取置候御歩並以下ゟも、右御祝可被下候。御歩並以上之人數は、御横目所ゟ可書出之、足輕・小者人數は御臺所奉行ゟ可書出之、尤御家人之分迄に而、日雇は可相省旨、御横目中より夫々ゟ申談有之。

但、四月四日二御丸に役所有之人々ゟ、彌被下候段談有之。

三月廿五日。諸士の城中に供ふ從者の數等に就いて令す。

〔政隣記〕

御城中召連候從者數、御定之通彌相違有之間敷事。

右川・河北御門之外一之門ゟ近く下乘有之故に、込合候樣に相聞候。毎々より之趣有之儀に候間、兩御門共一之門より二十間計下り、段々下乘等可有之候事。

右之趣夫々可被申談候事。

三月二十五日

右御城代本多安房守殿御横目ゟ御渡、夫々如例廻狀有之。

三月廿六日。前田重教江戶を發して歸國の途に上る。

〔政隣記〕

三月二十六日江戶御發駕。

〔泰雲公御年譜〕

中將樣三月廿五日江戶御發駕。日附前書と異なり

三月。寶曆七年以來收穫の減じたる爲藩より償米を與へたる諸村に、自今之を廢止すべきことを告ぐ。

〔司農典〕

寶曆七年大雨に付、川筋村々入川等、山方村々山拔等に而、所々田畠不足高出來之段及斷、諸郡御扶持人等ゟ申渡、變地場所爲致見分、不足高千石に五十石以下之分者、指除不及貢着に候。千石高に五十石以上之分見圖り申渡、去暮迄年々不足圖出候上、夫々御償米被下候。最早年月も立候間、諸郡右變地所本田に立戾り可申處、百姓共不精故与被存候。御郡々今年より爲立戾可申存念之所も有之躰に候。何れにも今年より御償米相願候儀難成候。當時御勝

手御難澁、必至与御指支に付、諸方願之品に取揚難致貪着御時節に候條、當時より作人共ゟ申渡、農業せり込御年貢不指支様可爲致候。兼而其心得無之候半而は、行當り可申儀故申渡候條、此段早速末々ゟ可申渡候、以上。

未　三　月　　　　　　　　　　　　　　改　作　奉　行

能美・石川・河北・口郡・礪波・射水・新川御扶持人・十村中

四月朔日。金澤城内に出仕すべきものゝ心得を諭す。

〔政隣記〕

四月朔日、佳節朔望出仕之節御用無之人々、諸役所ゟ入申間敷候事。

橋爪御門より、御定之外小遣等召連申間敷事。

退出之節、橋爪において家來之者爲呼申間敷候事。

三之御丸橋爪御門内ゟ、御用掛り之外挾箱爲持不申儀、彌御定之通に相心得可申候。三之御丸に役所有之人々之外者、挾箱揚申間敷候事。

右之趣彌猥に無之様に与、從御城代被仰渡候段、御横目廻状有之。

四月二日。諸士に命じて前田重教の若城當日御機嫌伺に先だちて新殿移徙を祝せしむ。

〔政隣記〕

一、今般御城御普請出來、御着城當日御移徙之儀に候間、熨斗目・布上下着用、御移徙之御祝儀申上、其上に而可被相伺御機嫌候、以上。

四月二日　村井又兵衛

諸頭一役連名殿

四月六日。前田重教着城の當日御供人に酒食を與へらるべきを告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月六日御宿札之御小將、昨四日歸着。道中にて二日逗留有之由。今般之御着城は、御入國之通り御祝事有之筈にて、御供之面々御酒・御吸物、下々は御赤飯被下候旨にて、御臺所奉行被申付候。御城御造營相濟御わたましに付て之由。但越中境迄被爲入候御飛脚昨日到來。御道中御逗留無之、今晩高岡御泊之旨。但御移徙御祝儀之御作法は、白粥之由にて、御歩以上は白粥・御酒・御吸物被下、夫以下は强飯也。

四月七日。前田重教金澤城に着す。

〔政隣記〕

四月七日八半時過御着城。喜六郎殿御式臺鑑板ゟ御出向、幷御城代前田駿河守等階上ゟ、富

永数馬・小堀牛山其外前々之通罷出、夫々御例之通御意有之。御先立西尾隼人。

〔政隣記〕

四月七日、御歸國爲御禮、江戸表ゟ之御使人持組中川八郎右衛門御目見。其後御年寄衆於席、卷物・御羽織如御例拜領、披露御大小將勤之、追付發足。

四月七日。前田重教歸國御供人及び出迎の諸士に酒肴を與ふ。

〔政隣記〕

四月七日、御移徙之御祝、御供人は旅裝束之儘、頭分は於頭溜之間に、平士者於御臺所頂戴之。爲御待受罷出候頭分・平士も右之通に而、夫々頂戴。御禮は御臺所奉行ゟ申述。

四月八日。表小將橋爪直遠島を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月七日御着、即時四百石橋爪直御目通指扣可申旨被仰出。

一、八日夜に入、表小將御番頭賀古勝右衛門方へ、同役河村儀右衛門・御近習頭河内山七左衛門・御步横目兩人立合、表御小將御配膳役四百石橋爪直呼立、遠嶋被仰付候旨申渡有之。罪科如何樣之儀不相知。今般御歸之節津幡に而申渡有之、御先ゟ罷歸、御目通指扣候樣申渡有之。

山城守は横山氏

四月九日は政隣記記載の日附

一、當七日御着城卽日、橋爪直遠嶋之儀被仰出候儀、御前より御直々御近習頭を以被仰渡候事に而、御老中席ゟは翌八日被仰出候に付、山城守隆達被申候は、ヶ樣之重き御仕置之儀は、先達而同席之面々ゟ被仰渡、各了簡をも申上候上可被仰付儀、御先代よりの御格に候。然に御普代之侍過失之儀被仰聞も無之、一旦御直々被仰付候儀は如何歟、先輕く被仰付置、再往御詮議之上、何分にも嚴科に可被仰付儀に候由、再三被及言上候得共、何之被仰出も無之。依之翌九日より病氣之由に而出席無之由。未年若に候所、學才も有之旨。去年御發駕之砌、女中衆江戸表へ罷越候節も、城州言上之趣有之、人數減少之由。

一、八月十六日橋爪直能州島之地へ被遣、於彼地七人扶持被下之。先年古屋伊織流刑之格之由。御徒目付兩人・足輕四人被指添候。

〔政隣記〕

四月九日、左之通被仰出、同夜頭賀古市左衛門宅に而申渡。

御奥小將　橋　爪　直

不屆之趣就有之、遠嶋被仰付。配所ゟ被遣候迄一類ゟ御預に候條、急度締仕置可申旨、御用番村井又兵衛殿被仰渡。

附、昨八日被仰出、同夜申渡有之、且八月十六日配所ゟ被遣之。

橋爪直せがれ　長　太　郎

右長太郎儀、父直ゟ被仰渡之趣に付、長太郎儀も遠嶋可被仰付候處、幼少に付一類共ゟ御預被成候條、十五歳に罷成候者及斷候樣、一類共ゟ可被申渡候事。

四月十三日

右御用番より頭市左衞門ゟ御渡之事。

四月十一日。老臣等二ノ丸御殿の落成を賀して物を獻る。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月、今般御歸城新御殿に被爲入候に付、御年寄衆幷御家老衆より各獻上之品。

當十一日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 御臺子 | 一飾 | | 前田土佐守直躬 |
| 御屛風 | 一双 | 六枚折。東方朔・西王母。 | 本多安房守政行 |
| 同 | 一双 | 二枚折。糸櫻黃八鳥・艶にきし。 | 前田駿河守孝昌 |
| 同 | 一双 | 六枚折。四季花鳥。 | 横山山城守隆達 |
| 同 | 一双 | 六枚折。山水。 | 長九郎左衞門連起 |
| 御懸物 | 一幅 | □□。鳳凰。 | 同 |

御屏風　一双　六枚折。和歌浦・橋立。　長九郎左衛門連起
御臺子　一飾　奥村主水隆振
御餅椀　百　村井又兵衛長穹
御臺子　一飾　同
御屏風　一双　六枚折。鷹繪。　同
御屏風　一双　二枚折。松梅竹。　奥村助右衛門榮輇

同十三日獻上。

御屏風　一双　二枚折。郭公・司馬溫公。　津田玄蕃
同　一双　二枚折。梅竹。　前田兵部
御臺子　一飾　玉井市正
御臺子　一飾　伴八矢
毛氈　十枚　不破彦三
同　十枚　西尾隼人
同　十枚　松平大貳

五月朔日。大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤城に登り二ノ丸御殿の落成を

祝す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月朔日、昨日晝過備後守様御歸邑に付、當所博勞町金屋九郎兵衛方に御止宿。今日四つ時御登城に付、出仕無之。御料理出、四半時御退出。例之通三之御丸より御立戻り御禮被仰上。松任御泊之由に而八時過御立被遊候。

〔政隣記〕

五月朔日四時前、備後守様御使者物頭吉田丹右衛門を以、今般御移徙之爲御祝儀、御樽代千疋・鹽鯛一箱・昆布一箱被進之。同刻過御登城、御對顔之上御退出。且從三御丸御立戻。御迎御送最前同斷。但年寄中等者不罷出。御戻之頃迄御家老伴八矢一人鏡板ゟ罷出。附此度は金谷御殿之振に而、御供之御家老等ゟ御料理は不被下之。

〔正徳至天保雜留〕

備後守様今般江戸表より御歸被成候付、未五月朔日御登城御移徙被爲相濟、初而御登城に付、爲御祝儀御箱肴等三種、御登城之節御持參被進候に付、爲御答禮此方様よりも、左に記候御口上書之通被進之、御使者拙者相勤申候。地廻り御使順先寺嶋藏人に候處、痛所有之斷に付、次順番拙者に付如此に候事。

一、御口上書御目錄、於御用所御用人被相渡候。堅目錄箱致持參候事。
一、御口上書左之通。

一、鹽　鯛　一箱　備後守樣
　　昆　布　一箱
　　御樽代　千疋
　　御目錄
　　　右御旅宿に致持參可申上趣

今般御城御移徙相濟候爲御祝儀、先刻御登城之節御目錄之通被進、忝被思召候。從是も御祝被成、御樽肴御目錄之通被進候。爲其以使者被仰進候。

五月十三日。紀州侯徳川宗將の使者金澤城に登り前田重教歸國後の動靜を問ふ。

〔政隣記〕

四月廿三日、御婚禮後始而之就御歸國に、從紀伊中納言樣、御使者奥頭役を以被仰進候筈。依之主付御用御馬廻頭青木勘七郎・御小將頭遠田三郎太夫に、今日御用番又兵衞殿被仰渡。御馳走方御大小將御用に付、江守半馬・津田三郎兵衞に翌日三郎太夫申渡。

中將は徳川重倫

〔政隣記〕

五月十三日、紀州樣御使者知行高千石十人頭北條宗四郎、今日四時參着。從者侍分六人、廿三人小者、御進物宰領御步二人、足輕一人、持參人七人、都合四十人也。同日四半時登城。柳之御間二之間ゟ相通、御口上御奏者篠原彌助承之。於檜垣之御間御口上御直に御聞。御進物從中納言樣御太刀金馬代、從中將樣も同斷、夫々披露有之。畢而柳之御間上之間に而、二汁六菜御料理等被下之、相伴定番頭神保舍人。右相濟於檜垣之御間御直答。御進物添御步は、御禮人溜下之屏風に而御料理被下之。給事御步、挨拶等御步小頭。但宗四郎給仕御大小將。同人退出後、旅宿ゟ御使番を以、白銀二十枚・卷物二被下之。同日七時頃旅宿發足罷歸。

五月十五日。嫁娶を行ふ家に石礫を投ずることを禁止する前令を嚴守せしむ。

〔坂井留記〕

近年御家中侍中嫁娶仕候節、夜中石を打門戸茂損じ、あやまち人茂可有之躰、小身者別而制止可申樣無之樣子に相聞候。婚禮之時分礫打申儀堅く不仕筈、先年も申觸候處、相背候段不屆之至に候。向後右族之者於有之者、急度可申渡候條、此段家來末々迄嚴重に申渡候樣、組・支配へ被申聞、組等之内裁許有之面々は、其支配ゟも相達候樣被申渡、同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

五月十五日　本多安房守

宮崎長太夫殿

## 五月十八日。前田重教小松城を巡見せんとするの意を老臣に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

在國之内領分迄巡見之儀、越中・能登ゟ相越鷹つかひ、其節先々に而止宿之儀等、護國院殿御代願に而相濟有之候所、終に巡見無之由に候。依之此度發駕前月番右近將監ゟ相達し、聞屆相濟候。小松城巡見之儀、兼而大望に候へども、わけて先代に屆無之ゆゑ六ヶ敷候處、段々申込、勝手次第と相濟候而、右城近々可致巡見心得に候。長日に候へども即日之歸には亘成可有之候。町屋之内一宿致し、城中とくと見分、往來に鷹つかひ可申候。供廻り之儀、地廻り鷹野、又者鶴來邊行歩に出候ふりに可申付候。秋に成候へば短日、來春發駕前は可成候間、來月初頃迄之内可越候。越中筋者毎年往來大てい見分之事、能州は程も有之儀、延引にても不支事故、先可致延引候。此趣心得に申達置候。

五月十八日　中將

年寄中

右に付僉議之趣申上候處、此度先御延引、秋之事に可被遊旨被仰出有之。

五月二十日。前田利長の百五十回忌法會を越中高岡瑞龍寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十日瑞龍公百五十回御忌、越中高岡於瑞龍寺御法會御執行に付罷越候面々。御法事奉行前田駿河守、御名代村井又兵衛、請奥村助右衛門、寺社奉行大音七左衛門・永原求馬、火消役上坂兩左衛門・永井織部、御施行奉行寺西勘五右衛門・笠間宅左衛門、會所奉行奥野嘉藤次、割場奉行栂內藏太、改作奉行安井左太夫。右跡拜見二十一日男、二十二日女に候處、夥敷致群參、二十二日は怪我人も有之由。右御位牌番、御馬廻組より出る。當十七日罷立、廿一日罷歸。會所銀百石六十目宛借用相叶、路銀等百石十五匁宛相渡候。北川伊之丞・富田治部左衛門・堀平次衛門・武藤庄右衛門・氏家庄左衛門・板坂市右衛門・石野儀右衛門・大塚長太夫、右八人也。

一、當十九日・二十日於寶圓寺、瑞龍院樣御位牌に諸士拜禮被仰付。

一、同廿五日出仕以上、今般御法事首尾能被爲濟御祝儀申上る。

五月廿三日。本日以降諸役人に前田重敎の儉約に關して老臣に與へたる親翰を示す。

御親翰は左月廿八日の條に載せたると同一意味のものなるべし

〔政隣記〕
五月二十三日、寺社奉行・公事場奉行・御奏者・御算用場奉行・江戸御留守居・御用人・宗門奉行・御儉約奉行・御射手裁許・御異風裁許・聞番・盗賊改方・御附物頭・御臺所奉行・御細工奉行・御留守居魚津在住・今石動等支配・御横目・御馬奉行・御普請奉行・御作事奉行・會所奉行・割場奉行御呼出、一役宛於柳之御間、御年寄衆等御列座に而、今般御儉約之儀に付年寄中迄御親翰被成下候由に而拜戴被仰談、外に御年寄衆御覺書御渡之事。

〔政隣記〕
五月二十五日、大かね奉行・奥御納戸奉行・內作事奉行・外作事奉行其外諸奉行、不殘御呼出、御親翰拜戴等二十三日同斷。

五月廿七日。前田重教諸奉行を召して自ら儉約を命ず。

〔政隣記〕
五月二十七日、御算用場奉行より御細工奉行迄御呼出、御前に被爲召、御儉約方之儀御直に被仰渡。

五月廿八日。老臣等諸役人に對し儉約實行に關する意見を上申すべきことを命ず。

〔政隣記〕

五月二十八日、御用番横山山城守殿より御用有之由に而、定番頭より以下定番御馬廻御番頭迄御呼出に付、各登城之處、於檜垣之御間、年寄衆・御家老衆御列座に而、山城守殿被仰渡候は、今般御儉約之儀就被仰出候、御儉約に可相成儀存當り有之候はゞ、無泥可申上与御演述之上、猶又覺書一役へ一通宛御渡。則左之通。

御勝手御難澁至極に付、江戸表御要脚者勿論、御領國諸方渡り方も被押置、大坂表御借銀方も以之外六ヶ敷、御才覺も相調不申に付、諸事必至与御指支、公邊御勤向をも欠可申躰、甚御辛勞被遊候。依之御家格をも御改、三・五年之間は萬事を御指省、嚴敷御儉約被仰付、御勝手御取直し不被成候半而者難成事に候條、此段諸役人等へ一統申含、從前々之御格式流例等に無貪着、御儉約に可成品存寄之儀、無泥拙者共へ相達候樣申談、早速遂詮議御儉約之筋相立候樣可仕趣等、拙者共御前へ被爲召段々御意有之候條、得其意、御儉約に可成品之儀、存寄之趣以紙面可申聞候。只今迄御難澁とは乍申、今年に至而は最早可被成樣も無之、大切之場に至候。如斯に而者可被渡下品々も、尚更相滯可申候條、右之趣一統承知仕、御儉約之筋相立、御勝手御運ひも出來、公邊御勤向も缺不申、可被渡下品々も相滯不申樣に相心得候儀、肝要之事に候段、今般諸役人へ申渡候條、各々も被得其意、御儉約之筋存寄も候はゞ、

無泥可被申間候事。



五月。富山侯前田利興先に日光靈廟修理の助役を課せられたるを以て加賀藩に合力を求む。

〔政隣記〕

二月十日、出雲守樣ゟ日光御靈屋・奥院共御普請御手傳被仰付。藤堂和泉守殿・相馬彈正少弼殿ゟ茂被仰付。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月、此間富山出雲守樣日光御佛殿御普請御手傳、從公儀被仰渡候に付、金子五萬兩御無心被仰越候。依而町中・御郡方へ御借銀被仰渡候由。

一、出雲守樣より、日光御佛殿御普請御手傳之儀に付、此方樣ゟ御合力之儀御願被成候付、町方へ二千百貫目、御郡方へ九百貫目、都合三千貫目、金子高五萬兩之積被仰渡有之候得共、近年町方及困窮、中々難差出樣子、兩町奉行より段々願之筋有之、畢竟可及騷動体に付、高相減、町方より三百貫目、御郡方より二百貫目差上候趣に相成候。

一、六月十五日富山樣より御願之銀子百二十貫目被進。

六月四日。御馬廻組前波儀太夫等博奕を行ひたるを以て一類預に處せらる。

明和二年十二月廿四日參照

〔泰雲公御年譜〕

一、六月四日御馬廻組二百五十石前波儀太夫・弟左膳、百五十石同苗平丞・養子七左衛門、右三人一類へ御預被成候。右は去大盗白銀屋與左衛門一件与中事に候。

一、八月十八日前波儀兵衛公事場に而吟味有、白銀屋與左衛門一件吟味之所、本多房州家中七十石矢島治左衛門主人預、前田駿州家中其餘陪臣町人等十二人被預候。

左膳は儀太夫の悴にして三人とあるは四人なり

六月九日。儉約を實行する爲諸役所の木炭使用量を減ぜしむ。

〔政隣記〕

六月九日、就御儉約今日より諸役所圍爐裏・臺子共炭、只今迄之半減四百目宛に相成。

六月十二日。徳川家重の三回忌法會を如來寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十二日、惇信院樣御三回忌御法事、於于如來寺御執行、御法事奉行本多安房守殿。

六月二十日。徳川吉宗の十三回忌法會を神護寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿日、有德院樣御十三回御忌、於神護寺御執行。御奉行山城守殿。

六月廿七日。上野常照院々代の金澤城に登りたる際二ノ丸橋爪まで乘輿を許したる輿力等遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

六月廿七日、當朔日上野常照院々代登城之節、三之丸橋爪迄致乘輿候儀に付、其日當番富永小左衞門・成田三郎左衞門・遠藤治兵衞・角尾忠太夫四人遠慮。河北御門當番之輿力神戸半太夫・大屋久左衞門・板坂彌右衞門三人同斷。御門番中組足輕四人追籠被仰付。

七月廿一日。前田左膳不行跡を以て養生と稱し縮所に收容せらる。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十一日前田左膳病氣に付爲養生縮所へ入。色々不行跡有之內、先頃夜中泉野西瓜畠へ賊來盜取候に付、百姓折合候へども捕得不申、急に追懸申に付、盜之刀・脇指、幷黑ごろ單羽織を脫捨有之を拾ひ取、御算用場へ訴出。右之黑羽織紋所菊一文字之由。左膳夜中近習者召連、納涼に出候節之仕形に候哉与風說に候。

左膳諱は道栖食祿七千石

本文は七月に載せる寶暦十二年十一月參照

# 七月。白山比咩神社の神主等祈禱に關し社僧と爭ひ爲に禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、白山に而御祈禱被仰付、右長吏与神主出入有之、元來於神前御祈禱は、跡々神主中相勤候舊例に候所、長吏相勤候儀者舊儀に違候。長吏は護摩等致執行候節は、是迄於本地堂に相勤、本社に而執行之節者、二柱より內へは長吏は入不申舊例に候。然所當時假殿に而、二柱之埒与爾相知不申に付、長吏修行之護摩煙、右二柱之內へ入申旨に付、神主共長吏を護摩壇より引落、散々及打擲、獨鈷・金皿類も打損、言語道斷之無禮に付、寺社所より足輕五人・小者六人指遣、頭取之神主四人召捕來致禁牢候。

# 八月三日。朝鮮人迎接の爲に派遣する人員を減ず。

〔政隣記〕

八月三日、前記正月二十八日記之朝鮮人御用請負に相成、其上御勝手御難澁に付、被遣候御人御減少、御横目等不及罷越に段、今日御用番奥村主水殿夫々被仰渡。

右御用罷越候御先手杉浦仁右衛門・矢部權佐に、今月十一日於御次小判百五十兩宛、割場奉行宮崎彌左衛門に七十兩、御步横目に二十五兩宛拜領被仰付、九月六日於御表向仁右衛門・權佐に生絹三疋、彌左衛門に同二疋拜領被仰付、如御先例於御居間書院被爲召、御意有之。

九月朔日、前田重教能美郡小松に放鷹す。

〔政隣記〕

九月朔日六時過御供揃に而、五時前從奥之口御出、小松ゟ御放鷹。今夜・明夜小松御止宿、

三日七時御歸城。

但、御留守之内御門々々六時切に建之。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月朔日快晴、中將樣能美郡御放鷹、小松邊御巡見。五つ時御出、御馬上、御鐵炮二挺・御空穗御鎗三筋・御眉尖刀・御具足等爲御持、小松御城番前田兵部御供、御城御巡見。此儀は御先代樣より御遠慮之趣に候得共、於江戸表御領國御巡見御願、御聞屆有之。御旅館は小松町〔吝〕屋与中者方に而御止宿。是は備後守樣御往來之節御宿相勤候者也。御供人何茂町宿に而、賄等は致請負申旨。翌二日は御船に而安宅邊御遊覽、引網等被仰付、小松梅林院に而連歌御興行、賦物の連歌。

何路

幾秋も梅にぞ神の花もみぢ　御作代

松蔭清し露の玉垣　御惣代

水ながく月を砌の榮有て　能　舜
　明行方は山ぞ數添ふ　田　順
鳴鳥の尾上の雲は色〳〵に　長　久
　戰ぐに草や野風なるらん　往　易
村むらのたけも朝氣の深翠　喜　滿
　涼しき御影豐なる空　執　筆

一、同三日晝八つ時、中將樣小松より御歸城。水嶋より松任迄早乘被遊候に付、御供相續候は、表小將桝源左衞門・御徒横目飯尾淺右衞門・御徒西川庄太夫・御儱一人。相續趨中者桝源左衞門へ染絹二反被下、其外夫々被下方有之。

〔螢廼光〕

寶暦十三年壬午九月朔日泰雲院殿小松に初て被爲入、三日御逗留、御城内外委しく御巡覽、湖中船御遊遙あり。然に三日晝八つ下りより、遽然として馬を飛され、御一騎駈にて御歸城なり。御供之面々驚き、追々駈出けれども、追付人ひとりもなし。金澤端にて御待合御歸城なり。其夜暮過より風吹出し、次第に大風砂石を飛し、大木吹折れ候事數不知、潰れ家そんじ家夥しく、伽藍は棟々を損じ、塀吹破れ、戸障子を吹放し、隣わい通も吹倒され、一歩も

あゆみがたし。只埋火を覆ひ、いかなる家々にも灯火吹消して、暗夜に兒女泣聲計なり。朝風止みて、鳶・烏・雁・鴨其外翅ども吹散されて死せし事夥しく、實に稀代の大風成し。其後も大風吹て、並松倒れ、或は一郡の内五軒十軒潰家はあれども、此時は峯々谷々家毎の大木を吹折、村々の潰れ家多く、恙なき家は稀なり。其頃の老夫も、かほどの大風は覺なしと言へり。其後七十年來是に似たる大風もなし。

九月四日。領内に大風ありて損害多し。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月四日曉天雷鳴三聲強風有之。大風相成、所々破損多。野田道松木十四本吹折或は根返。寺町邊倒木にて損家二軒。御厩橋倒木にて老女一人相果候。其外御園塀損、門等吹倒多有之候。曉天之雷三度目殊外強、其光り長さ十間餘幅五間程之物空中を通り、其後大風吹出申候。正德二年八月十日横山風与申鳴候大風よりは、今一篇強、羊角風抔にても候哉。御城下破損夥敷、金澤廻り幷近在潰家三百六十軒餘、浦々獵船損失無限候。小松御城も破損夥敷、大正持・三國邊も同斷に候。京・大坂・近江・越前・若狹等同事之由。京・大坂邊爰許より時刻少早く、九つ半時より吹出、八半時吹止候由。大坂は別而強、川口に繋置候大船川上へ吹上、橋に障り、橋落、川端潰家も有之。其外繋船損夥敷由。越前船橋も吹落、往來留相成旨。

上道小松邊並松五百本餘吹倒候。惣体山方は風當無、海邊夥敷當申候。能州は御城下よりは格別強、疊を吹上庭へ吹出申体也。一宮本社及大破候。

九月六日。前波七左衛門等博奕によりて禁牢を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月六日先達而親共へ御預に相成候前波平之丞養子七左衛門、同苗儀太夫嫡子左膳、於公事場吟味之上禁牢。儀太夫儀は御馬廻二百石、平之丞百五十石。但養子七左衛門は左膳弟之由。儀太夫儀は四・五日以前病死。是御門前町塗師何某博奕事之旨。

明和元年二月廿八日二年十二月廿四日の條參照

九月七日。吉利支丹類族黑田壽證院の死亡したることを屆出づ。

〔金澤八軒町人由緒帳〕

先年御穿鑿被仰付候吉利支丹黑田權丞曾孫本人同いち孫、但きち娘壽證院儀、私共に御預置被成候所、今七日未之上刻、七十六歳に而、公儀町善照坊方において致病死候に付、私共死骸見屆申候處、病死相違無御座候故、其段先達而町御奉行所に御斷申上候間、旦那寺金澤安江木町一向宗專光寺に而御座候に付、死骸相渡申度奉存候間、此旨町年寄衆に被仰入可被下候、以上。

寶曆十三年九月七日　　南町　升屋　李兵衛　印

紙屋　善右衛門　印
藤屋　市兵衛　印
印判屋　五右衛門　印
北間屋　權太郎　印
平木屋　五郎右衛門　印
平野屋　半助
組合頭　戌亥屋　權兵衛

肝煎　三右衛門殿

右組合之人々書付之通相違無御座候、以上。

肝煎　三郎右衛門

町年寄　孫兵衛殿
同　宗右衛門殿

先年御穿鑿被仰付候吉利支丹黑田權丞曾孫本人同前いち孫、但きち娘壽證院儀、當未九月七日七十六歲に而致病死候に付、拙僧旦那寺故、右死骸御渡慥に請取申候。則地內土葬に取置可申所、空地無御座候に付、先達而相願候通、當寺末寺善照坊於地內土葬取置申處相違無御

座候、以上。

寶暦十三年九月七日　　金澤安江木町一向宗

專　光　寺　判印

町年寄　孫　兵　衞殿

同　　宗右衞門殿

吉利支丹黑田權丞曾孫本人同前いち孫、但きち娘壽證院儀、當未九月七日七十六歳に而、公儀町善照坊方において病死仕候付、私共死骸見屆申候處、病死相違無御座候。於旦那寺に爲取置候樣に被仰渡候に付、金澤安江木町一向宗專光寺にて土葬に取置可申所、專光寺境内空地無御座候に付、末寺善照坊方にて土葬に爲取置、則寺取置證文を取上之申候、以上。

寶暦十三年九月七日　　町年寄　孫　兵　衞　印

同　　宗右衞門　印

町御奉行所

九月十一日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

九月十一日粟ヶ崎邊御放鷹。暮前御歸、御仲間一人相續候由。

九月十六日。大小將組津田伊右衞門亡氣を以て知行を沒收せらる。

〔袖裏雜記〕

左之通覺書九月十六日遠田三郎太夫に渡之。

津田伊右衞門 御大小將也。

右伊右衞門儀、當五月朔日致他出、夜中罷歸候節、道を踏迷ひ用水に落、其内夜も明、土佐守下屋敷等において、不埒千萬成爲躰之樣子、委曲達御聽候。畢竟亡氣之躰与被思召候。依之知行御取上、御扶持方二十人扶持被下置候間、引籠罷在候樣可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

右伊右衞門知行高は四百石也。右一件頭よりも言上、御横目よりも言上、世評は栂内藏太方に仲間共等罷越、酒に人參を入爲給候へば、伊右衞門平常肝氣有之生質之處、肝氣亢り、右朔日朝前田土佐守下屋敷に、無刀に而罷越、最初は神き居申躰。其内帶ゆるみ衣類脫け、裸に成、下帶茂取落し馳廻り候由。依之御用番より頭に尋候處、伊右衞門緣者三嶋安右衞門方に、母・せがれ一所に參罷歸候節、氣配勝れ不申、不斗用水に落候迄は覺候へども、如何いたし上り候哉覺不申旨申。安右衞門にも尋有之處、同樣に申、世評とは相違ながら、世評專に而、以來之御締方之爲、亡氣之趣を以、亂心等之者に大抵五百石以上は二十人扶持、以下者

十八扶持、御歩並・御切米之者ハ者五人扶持被下候。自害仕損候者等に候へば、十八扶持可被下候へども、ちと様子違候付、前段之通伺之。且一類ハ御預置と申に而も有之間敷と僉議之處、右之通被仰付候也。乱心者は一類御預也。

九月十八日。前田重教自ら能を演じ老臣等をして觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月十八日、今日御敷舞臺に御能、六半時始八半時終。御年寄衆・御家老衆勝手次第見物被仰付名目に而、押立申儀に而無之、拜見之面々定服之儘見物也。御中入にも御料理被下候名目無之、御賄与申儀に而、御年寄衆常之席に而一汁三菜、坊主通に而被下候。小堀牛山にも拜見被仰付、其外御近習幷頭は布上下着用也。御前翁被遊候事。松雲院様にも翁御傳授被成候得共、終に無之、神道は吉川惟足に御傳授之儀舊記に相見え候。喜六郎殿にも御能御見物被遊候。

〔泰雲公御年譜〕

一、此頃の狂歌、世の中は四つ猿樂に晝坊主八つ町人に夕暮の武士。是は能役者ども殊の外時めき申を譏申体に候。

本文は年譜三月中に記さる今こゝに附記す

九月廿九日。能美郡島田村等の稻架繩を切る者あり、尋いで全郡に犯罪

者を捜索す。

〔螢廼光〕

寶暦十三癸未。何者か九月廿九日夜嶋田村・松梨村のはさ縄を不殘切捨たり。不作にて見分請ざる内は田は刈らさじとて如斯なり。此事改方役所へ聞え、所爲人を召捕て出すべしとの嚴令也。依能美郡之浦々山々の隅々に到迄、諸百姓・頭振・婦までも、最初手先十村迄一人宛呼出し、吟味の上口上書の判をとられり。然れ共所爲人知れざる故、再び御扶持人十村に支配の十村指添、村々を廻りて穿ちての吟味也。人別の口書紙二枚餘數百通にして、筆持ほどの者雁はれ是を認め、極月に到迄此騒動終に不知。今江村源助の筆頭にて捌也。

十月朔日。二ノ丸御殿造營に就いて功勞ありし者に賞賜す。

〔政隣記〕

十月朔日、御普請御用懸り之人々に左之通拜領被仰付。

| | | |
|---|---|---|
| 生絹三疋宛 | 三輪藤兵衞 | 馬淵嘉右衞門 |
| | 小堀金吾右衞門 | 本保平太夫 |
| 同二疋宛 | 御作事奉行 | |
| 染絹五端宛 | 水越八郎左衞門 | 高田治太夫 |

紗　綾　五　巻　御　城　代
同　　　二　巻　前　田　兵　部
染　絹　二端宛　内作事奉行
白　銀　一枚宛　御大工等

右之通。但三輪・高淵・本保ニ者、外に御内々を以染物三端・白銀十枚宛拜領被仰付候事。

十月十八日　前田重教能を催し老臣をして之を觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

十月十八日御能有之。六半時より何れも登城、年寄衆拜見被仰付。

十月十八日。白銀屋與左衛門破獄を企てゝ密告せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月十八日、先達而公事場へ致入牢候佐藤平左衛門、白銀屋與左衛門等七人相牢之處、其内佐藤・白銀屋・今一人、以上三人申合、白銀屋才覺に而八寸釘一本拔取、柄を仕込、所々之釘を拔、自由に被破候樣に支度いたし、自分着物に而股引も拵、今朝六つ時牢を逃出申圖りに候所、相牢之者より右巧之趣牢番迄及訴人、今日公事場殊之外騷動。逃支度いたし候三人之者呼出、嚴敷吟味有之由。殘り四人は、或は病人、足立不申者も有之、不同心之者はし

め殺可申旨、三人之悪黨申入、無是非同心いたし候旨。

十月晦日。朝鮮の使節既に壹岐に達したるを以て加賀藩の吏を京阪に出發せしむ。

是月は小盡なり

〔泰雲公御年譜〕

一、十月廿六日、朝鮮人壹岐國へ着船之旨、江戸表より飛脚到來に付、矢部・宮崎當廿九日發足之旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月、京都へ罷越候杉浦・矢部・宮崎當二日、韓使近々着津先達而献上之御鷹來着に付、大坂表へ罷越、對府之役人中致通達、暫逗留罷有候旨。朝鮮人も當廿日頃には大坂へ可參之由。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月晦日自京都飛脚到來。大坂より當十三日杉浦等三人歸京。韓使も當月中旬大坂着津之樣相聞候得共、筑前藍嶋へ當月三日夜着船候使有之候以後、副使之舟少々破損有之、此間修補。其上大坂に而越年は彼是指支之趣候故、態与海路にて越年の岡りを以、大坂着來春に至り可申与の沙汰に候。諸侯方御馳走之所々人馬等、先達而被指出置候衆中過分之失脚之

即位の禮は十一月廿七日に在り

由。畢竟諸國共に聞番之未熟にて可有候。當廿一日、朝鮮人献上之御馬五疋幷着添候韓人三人大坂へ參着。三使之船は來正月下旬にも可相成旨申來る。

十一月七日。後櫻町天皇將に即位の禮を擧げ賜はんとするを以て前田重教使者を京都に派遣す。

〔袖裏雜記〕

御即位に付、京都江之御使者前々萬石以上に候へども、御時節柄に付、萬石以下に而も苦かる間敷、御用人江も僉議之上、八月九日伺之處、前田圖書（七千石内七百石與力知）可被仰付旨被仰出。

〔政隣記〕

十一月六日、御即位に付京都江之御使人前田圖書江、於年寄中席卷物・羽織拜領被仰付。披露御大小將。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月七日五つ時、京都當今御即位御賀使前田圖書被仰付發足。最初は本多圖書に被仰付候得共、同人江佐藤平左衞門御預に付、振替り申旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月二十七日前田圖書京都より歸着。先頃上京之節、越前白鬼女舟渡に而、前田氏被

通懸候處、少以前縞井之使者は無難に相通、前田氏ゟは水増舟立がたき由、舟賃過分にねだり、舟出し不申に付、暫猶豫之內、功者成家來淺瀨を致見分、圖書は馬上に而相渡、從者は步に而何茂無難に相涉候に付、鯖江領故役人中ゟ此旨被申達、往來爲差支申旨被申斷候に付、渡守仕置に逢可申哉と申事に候。

十二月六日。御射手毛利伊平太家藝に精熟するを以て弓料を給せらる。

〔泰雲公御年譜〕

十二月六日、御射手毛利伊平太家藝情に入、第一年中之中り平均九步七・八厘之旨達御聽、爲弓料五十石拜領被仰付、外爲御褒美金子十兩被下之。

十二月廿四日。本鄕邸廣敷の中﨟葛籠に潛みて缺落を謀る。

〔泰雲公御年譜〕

十二月廿四日之由。江戶御屋敷御廣式御端女靑柳と申女、いたづらものにて女中・仲間をそゝのかし申儀略相知申付、先達而御暇被下、部屋道具引申ゆゑ、御門通手形申請差出置、取に向次第に相渡候筈に候處、其朝に至り御中﨟何某と申女相見え不申旨に付、御廣式中は不及申、雪隱等迄無隈相尋候へども、一圓居不申に付、彼靑柳引申道具之內封付葛籠、かたづけ候時甚重く有之に付、何茂不審思、封を切改申所、彼中﨟上に小袖を被りかゞまり居申を見

付、吟味有之處、青柳与申談、度々野郎と出會、衣類等もすくなく相成候に付、可爲致欠落支度青柳進め中段致露顯、御廣式に當分縮所出來入置候由。此女は御國産、野町瑞泉寺一﨟之娘之由。

十二月。二ノ丸御殿に於ける恒例の煤拂を停止す。

正月は明和元年

〔泰雲公御年譜〕

一、正月三日今夕節分。御城中御追儺御年男渡邊安兵衛勤之。但舊臘御煤拂は無之。都而御新殿は三年之間御煤拂無之例。

是歳。白銀屋與左衞門と博奕を共にせる諸士閉門等を命ぜらる。

本件は月日を詳かにせず明和三年三月廿二日參照

〔袖裏雜記〕

主計町白銀屋與左衞門等博奕一卷之連中に、諸士之内も有之。右之趣盜賊改方より委曲言上。諸士之名前は口書に省き候而、名前別に言上に付、交名書被渡下。與左衞門等手前公事場奉行吟味者、右諸士之名前出不申樣内分心得申渡。右に付僉議左之通伺之處、伺之通被仰出。

深尾安左衞門

安左衞門儀、常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申樣も可有之哉与御猶豫被成置候處、相

嗜不申、不屆之至被思召候。依之閉門被仰付。

吉田次郎左衞門
栗田十郎兵衞
青木善太夫
坂井八丞

右四人同文言。

瓜生伊兵衞

伊兵衞儀、常々不行狀之段相聞え候。無息之儀、愼申儀も可有之哉と、御猶豫被成置候處、相嗜不申、不屆之至に候條、爲致外出不申樣、伊兵衞親善太夫ゟ可被申渡候。

遠田源右衞門

源右衞門儀――無息之儀――源右衞門親十左衞門ゟ可被申渡候事。

瓜生善太夫

右善太夫三男伊兵衞儀、常々不行狀之段相聞候付、爲致外出不申樣に今般申渡候。御家中之人々子弟成立之儀、前々被仰出之趣も有之候へば、加異見相愼候樣に可仕處、疎略之至に候。依之役儀被指除、遠慮被仰付候條、此段可被申渡候事。

右十左衞門儀、せがれ源右衞門儀常々――依之遠慮被仰付候條、此段可被申渡候事。

是歳。江沼郡山代に於いて藝子芝居を興行す。

〔螢媛光〕

母之物語りに聞、享保の末か元文の頃か、山中に上方より役者來りて芝居あり。是は加賀國にて芝居の創りなりとかや。夫より年經て、寶曆十三癸未山代に藝子芝居有しが、其芝居直に山中へ來り、夫よりあやつり人形・歌舞伎或は大相撲・曲馬・かる業の類、連年興行して絕る事なく、今は常となれり。

## 明和元年

正月朔日。前田重教金澤城二ノ丸御殿に於いて年頭の拜賀を受く。

〔政隣記〕

元日、頭分以上六時長袴着用登城、於御式臺御帳に附、於柳之御間御禮。且諸大夫衆も着服長袴に而、若年寄以上於檜垣之御間年頭御禮。但近年於金谷御殿年頭御禮之節、御太刀等披露無之候得共、今年頭御禮之節より御太刀等披露有之。且獨禮之分は爲口も披露有之筈之

段御用番被仰渡候由、舊臘八日御横目廻狀有之。

正月二日。松囃子の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月二日夜御松囃子。御盃頂戴人等、御用懸り之人々共、今晝より先規之如く長袴着用。但舊臘五日長袴之儀御用番披仰渡候旨、御横目廻狀有之。

正月四日。射初の儀を行ふ。

〔政隣記〕

正月四日、御射初等御規式都而御前例之通。

正月四日。百姓の富突札を購ふを禁ず。

〔司農典〕

越前幷大聖寺御領・能州御料地・御領國之内にも富突有之處、札百姓共致取遣候沙汰有之候。惣而百姓之儀者、請負抔之可致取遣樣曾而無之候。若左樣之族於有之に者、右札に當候銀不殘取揚可申候條、此旨末々頭振に至る迄、不相洩樣急度可申渡事。

正月四日　　　　改作奉行

正月六日。藩內に初めて富突を行ふことを公許す。

〔政隣記〕

富突寶曆十年以來、所々に有之候得共、內々に而被押立候處、同十四年正月六日御用番前田駿河守殿、左之通御聞屆、願之通被仰屆、御締方之儀夫々被仰渡有之。

十三會　寺中。　五會　神明。　十會　石動山。

右石動山は、田井天神社內にて相願候得共聞屆無之、於能州興行致候樣被仰渡。

九月七日卯辰八幡社於社內十會、黑津船八會富突。十月廿一日白山富突、卯辰於觀音院札開。

但長吏願。閏十二月六日卯辰觀音院十會、小松梅林院十五會。

明和二年六月廿六日、越中大岩山日石寺、同國安居寺富突。小松養福院六會、能州三崎高勝寺大宮十五會、野町於神明富突。十一月朔日能州一宮二會、寺中於社頭興行。

明和三年四月十五日、能州瀧谷妙成寺萬人講三十五會、札開所卯辰三寶寺、金銀取遣所卯辰蓮花寺。十二月二十日俱利伽羅長樂寺富突十二會。

明和四年五月三日、石動山寺社爲修覆用、萬人講十五會、寺町於眞長寺興行。九月四日白山社頭爲造營萬人講三十會、長吏神主願。同十八日埴生八幡宮社寺等修覆十會、札開所鍛冶町

八幡社内。十月十九日能州叱木山法住寺爲堂社修覆十會、札開所宮腰道入寺。

十月二十六日、越中立山岩峅寺諸堂爲修覆、萬人講十三會、山之上春日於社頭興行。芦峅寺同斷、津幡於弘願寺興行。但札渡銀子受取渡所は、於觀音町壽經寺取唹。御用番山城守殿御聞届。

十二月二日、能州富木大福寺萬人講十會、泉野寺町眞長寺同斷四會、御聞届。

〔三州奇談〕

頃年所々の佛閣造營の爲とて、富突と云ふ物はやりて、幾のあたひを定めて、多く札をよせ、錐を以て箱の中を突きて、一丁に依、過分の金銀を褒美として相渡す。是が爲に、人々家を沽却しても、札を入れてをします。彼の札開きの日に至りては、一心に神佛を念じ拳を握りて待つ。此故にや、佛閣社頭の札を突く所に於て、箱の中へ錐を下す度ごとに、穴の間より火燃え出るを見ると云ふ。心を靜めて見るに違はずと云ふ。此事聞きて、さては富突の金銀は、人の執念深き銀にこそと云ふ者あり。此論紛々として決せず。

正月十二日。十村等金澤城罹災以後初めて藩侯に拜謁す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十二日十村共御禮申上る。御城御燒失以後、十村共御料理被下候儀相止、御料理代

として白銀十匁充被下候。大澤村内記は、御扶持人十村之内に而第一之高年、今年八十歳、行歩達者に而御禮申上る。

正月十九日。二ノ丸御殿詰合の諸士に具足の鏡餅を分つ。

〔政隣記〕

正月十九日御具足之鏡餅・御雜煮・御吸物等、如御先規詰合一統被下候、前々頭分以上は躑躅之間に而、平士以下は御臺所に而頂戴之御格に候得共、當時躑躅之間無之に付、於御臺所之内席分け有之、頂戴被仰付候事。

正月廿二日。柘植要人會所銀上納の期を誤りたるを以て指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

松崎喜兵衛組柘植要人借用之會所銀等、去暮上納相濟不申旨、當二日要人申聞候。要人儀不勝手者、才覺等調兼、上納日限延引仕候處、氣滯に而御番引仕罷在候故、舊臘晦日同組喜多岡平右衛門せがれ太郎左衛門相賴、銀子渡遣候處、太郎左衛門彼是仕候內、夜に入會所へ罷出候處、奉行罷歸候以後に付、上納相渡申趣喜兵衛紙面指出申候。元文二年十二月御大小將國澤與三左衛門勝手指支、會所銀利足上納不仕候處、指扣罷在候樣被仰渡候。且又去年七月小松御詰米等下裁許御步鈴木兵右衛門。此度要人儀、畢竟等閑に相心得居申故与相聞え、不

念之至に付、其分に被指置候而は、是以後上納銀縮方も猥に可罷成儀に付、追而被仰出候迄、
自分に指扣罷在樣申渡、太郎左衞門儀は代番相勤罷在候故、是又追而被仰出候迄、御番相勤
候儀自分に指扣罷在候樣申渡置、追而御免之儀宜敷時分相伺可然旨、何も遂僉議、昨廿二日
別紙之通被渡候旨に、正月廿三日江戶ゟ言上。

松崎喜兵衞
佐藤久右衞門　ゟ

栢植要人

右要人儀、去暮當り返上之會所銀元利、才覺に不調に而上納日限相延、舊臘晦日喜多岡平右
衞門せがれ太郎左衞門上納之儀相賴、銀子相渡候處、太郎左衞門手前にて及遲滯、夜に入會
所相濟、上納相洩候由。右之通相賴候儀候はゞ、如何樣にも取計上納不相洩樣可仕處、其儀
無之等閑に相聞え、不念之至に候。追而被仰出候迄、自分に指扣罷在候樣可被申渡候事。

喜多岡平右衞門せがれ　太郎左衞門

右太郎左衞門儀、栢植要人上納會所銀元利上納相賴候に付、舊臘晦日八時過請取候處、會所
へ罷出申儀及遲參、夜に入會所奉行罷歸候後にて上納相洩候由。會所奉行罷歸候はゞ早速宅
へ罷越遂示談申歟、又は右之趣卽刻要人へ可相達處、其儀無之、不念之至に候。追而被仰出

候迄、御番相勤候儀自分に指扣罷在候樣可被申渡候事。

正　月　同廿二日渡

〔袖裏雜記〕

栢植要人、會所銀上納不念之趣有之、明和二年正月自分に指扣罷在候樣被仰渡、指扣中同年十月病死仕候。前々遠慮人等跡、子細無之候へば無相違被仰付候。要人は不行狀者之段專取沙汰有之候間、遺知三百石之內百石御減少、二百石に被仰付、末期養子賢五郎幼少に候間、二百石之三之一六十石、來年可被仰付哉与伺之處、伺之通被仰出。

---

**二月八日。前田重教本年の參覲の期を定む。**

〔政隣記〕

二月八日、御發駕御日限來月二十八日与被仰出、十一日御泊之筈。宿割所、當十三日より御禮人溜に屛風圍出來。三月三日より御宿拵役所初る。

**二月十日。町人木念屋傳七、割場足輕新保彌次郎に殺害せらる。**

〔泰雲公御年譜〕

二月十日、昨夜五つ時過、竪町秋元幸次郎宅座敷露地垣際に而、竪町木念屋傳七与申者を割場足輕新保彌次郎打殺候。其身は緣に腰懸自害相果候。博奕口論之由。檢使今七半時罷越、

死骸翌朝引取候旨。

二月十五日。朝鮮聘使江戸に來著す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月、朝鮮人去年霜月より今日來る明日くるこ申沙汰計に而、當年に到り候てもいまだ不參候に付、京童部の狂歌。

　唐人は淀の川瀬の水車けふもくる／＼あすもくる／＼

一、村井又兵衞殿儒者中西市進、去年霜月朝鮮人來聘に付、贈答之望に而大坂に罷越居申由に候得共、來着延引、其上旅費も乏敷相成、待付不申、去春罷歸候由。

一、二月朝鮮聘使前月廿日夜子刻大坂參着。如定大坂御堂に五日滯留。

一、二月十五日朝鮮聘使江戸表へ來着、旅館東本願寺也。同十八日本願寺に上使松平右近將監殿武元・松平右京太夫殿輝高。同廿七日朝鮮使登營。三十一日江戸發途歸國。

二月二十日。前田重教その女邦姫の前年出生せることを披露せしむ。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

邦姫出生之儀、先達而各承知之通に候へ共、一統には不存趣に候。いつ迄如此候ても不相濟

邦姫の出生は寶暦十一年七月十三日なり

儀に候間、急度弘とは無之、役人共承在之様寄々可被申聞候。近習之面々には直々申聞置候、
以上。

二月廿日　　　　　　　　　中将

年寄中

---

朱書。各僉議に而宜敷存候。尤横目ゟ申渡に不及候。以上。

被成下御親翰何も奉拜戴候。――奉畏候。依之護國院様御代、喜代姫様・總姫様御出生之節、御弘様之事有之候哉与相考候處、年寄共・御家老役・若年寄役ゟ、江戸産婦之方平産、御女子様御出生、随分御達者之段早飛脚を以申來候。此段何もへ可申達由被仰出候由、遠田故勘右衛門演述に付、何茂より御祝詞申上、一統御弘と申は無御座候。享保十四年龜次郎様御出生之節も、右御出生之儀一統御弘は無之、御出生之御男子様御名、安藝御前様より前田龜次郎殿与御書付被進候。依之御名之儀、思召も有之候間、末々迄殿付に唱候様に可申渡旨被仰出候付、別紙留帳書抜之通申渡候。右之趣に御座候間、今般も御役人等ゟ寄々申聞候に不及、是以後邦姫様御用向等之儀、表立取捌候様に有之、おのづから承知仕候而可然哉与、何も僉議仕候。夫共御役人など承知仕候様に可被成思召も御座候はゞ、別紙覺書之通御横目ゟ相渡、御役人等承知仕候様寄々可申談候哉。以上。

二月廿一日　奥村主水

右別紙は爰に略す。

二月廿二日。馬廻組の士生駒藤九郎等不行狀を以て知行を召放さる。

〔政隣記〕

二月二十二日、左之通御馬廻組三人御知行被召放。三人共去年石原某与申浪人宅に罷越、同人方に抱置候梅与申女之髪を切候等之依不行狀有之也。

四百五十石　生駒藤九郎
二百石　櫻井木曾右衛門
百五十石　田邊銀左衛門

〔泰雲公御年譜〕

二月二十二日、生駒藤九郎御馬廻四百五十石・田邊銀左衛門同百五十石・櫻井木曾右衛門同二百石、去年十一月九日夜笹原彌助家來石原九兵衛娘を、町醫師何某方にて致遊興、跡々より御停止に候所不作法之族、其上不埒至極之趣委細被遂御吟味、不届に被思召候に付、御知行被召放候之旨。生駒・田邊は病氣に付、頭九里縫殿御用番之頭澤田七兵衛同道、兩人宅へ罷越御意之趣申渡候旨。生駒身當之頭林源太左衛門、江戸より罷歸痛有之引籠不罷出。櫻井は一類之内土師清太夫同

道、廿二日晝七時九里氏へ罷越申渡。田邊は兄平田惣次郎其外一類共相詰候。生駒は夜生駒政五郎方へ引取候由。

明和四年八月廿三日の條參照

## 二月廿八日。白銀屋與左衛門と共に博奕を行ひし諸士の刑を定む。

〔袖裏雜記〕

白銀屋與左衛門等博奕同類諸士等之内之分、於公事場同所御横目より、與左衛門手前内密承糺、名前直に言上に付、則言上紙面被渡下、改方より上候名書与、右御横目より上候名書互に増減有之故、引しらべ候而伺之要左之通。二月廿八日

津田三郎左衛門
高田善左衛門
橋本平左衛門
不破權左衛門
中川丈助

右五人者、先年閉門等被仰付候者之處、博奕宿仕に付、御知行被召放に而可有御座候哉。

平田故宇右衛門せがれ　長太夫

宇右衛門先年閉門被仰付、御免之節減知被仰付候處病死、跡目御延引之處、長太夫博奕宿仕

に付、跡目之御沙汰不被及に而可有御座候。

津田數右衞門
石黒平兵衞
大屋半左衞門
福田彌八郎
由比九郎太夫
姉崎貞右衞門
山田仁右衞門
山本吉太夫
葛卷彥太夫
神戸三太夫
大村五兵衞
名越勝左衞門
神戸傳太夫
黒田彌太夫

松本與次右衛門
原　新左衛門
野坂　助　八

右十七人、常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申儀も可有之哉と御猶豫被成置候處相嗜不申、不屆之至に被思召候。依之閉門被仰付候段仰渡、御免之節不殘減知被仰付可然候。

町附足輕　田中喜太夫

右度々寄合博奕仕候。侍に准候時は追込に候へども、御免之節御切米御減少被仰付候儀六ヶ敷、旁常々不行狀等之趣相聞候條、御扶持召放候樣申渡可然と奉存候。

鹽川政太夫嫡子　儀左衛門

政太夫常々不行狀之由相聞、儀左衛門今般博奕一卷の者に付、跡目之節遂僉議可奉伺候。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十一日御知行被召放人々、組外四百石橋本平左衛門、同三百石津田三郎左衛門。本知四百石、先年閉門被仰付御免之節二百五十石減知被仰付、只今百五十石組外不破權左衛門。本知三百石、父跡目被仰付候節二百石減知、只今百石組外高田善左衛門。

本御切米五十俵に而表御徒、先年二十俵被減、只今三十俵定番御徒中川丈助。

閉門被仰付人々、二百石御馬廻組山田仁右衛門、同二百五十石石黒平兵衛、同百五十石、由比九郎太夫、同二百石大屋半左衛門、同二百石津田數右衛門、同二百五十石山本吉太夫、定番馬廻百五十石原新左衛門、同七十石野坂助八、同八十石福田彌八郎、組外三百石葛卷彦太夫、同三百石神戸三太夫、御射手百五十石姉崎貞右衛門、與力百石神戸傳太夫、御鷹匠御徒黒田彌太夫、御細工者松本與次右衛門、以上閉門十五人。

跡目無御貪着、御異風百五十石平田長太夫、御扶持被召放町足輕田中喜太夫。

右御知行被召放或閉門いたし候人々、白銀屋與左衛門一卷とも、又前廉之御折檻にも懲不申、專博奕等惡事增長故に候。右御知行被召放或閉門等數人頭々に而被仰渡候は、前々不行狀之趣共御聽に相達候、相愼申儀可有之哉与御猶豫被成置候得共、其心得も無之、沙汰之限被思召候。依之御知行被召放或は閉門被仰付候由。但御家中不行跡之人々、此間致沙汰候は惣而露顯、達御聽候分五十七人有之由。

三月二日。小松城番の選定方に關して定む。

〔袖裏雜記〕

左之御請紙面之留あり。御加筆物之留等は不見。

被成下御加筆奉拜戴候。小松御城番小幡九兵衞儀、當春小松順番に御座候處、持病之喘息不宜、御免除奉願旨書付指出候付、小松表元來濕地故、無病成者は格別、左も無之者は持病等に相障、難儀仕躰に御座候間、是以後御城番被仰付、三四度程も相詰候もの、御免除被成候樣仕度、詮議之趣奉伺候處、紙面之趣被聞召屆候。追而は此趣に可奉伺旨奉畏候。御加筆物奉返上候。以上。

三月二日　　　　村井又兵衞

附箋。猶重而增補左之通。

小松御城番小幡九兵衞、當春小松詰順番之處、持病之喘息不宜、急に全快難仕躰に付、右御城番御免願書附出、御免被成可然旨等詮議、玄蕃等迄申達候。就夫小松表元來濕地、無病者は格別、左も無之者は持病等に障、難儀仕躰に候間、是以後三四度程も詰候者御城番御免、代人被仰付候樣仕度、病氣にて御斷御免候者は、快氣仕候ても、先は四五年も外役撰省き候故、左樣之節指支申趣も御座候。御上より御免候へば、年月不立內外役に被仰付候てもつかへ不申旨等、二月五日明和二年也伺候處、紙面の趣承屆候。追而此趣に可被伺候旨以御加筆被仰出。

三月三日。寺社方與力遠田小右衞門藩侯に蹲踞の禮を缺くを以て奉行より指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

寺社奉行ゟ

寺社方破損修理裁許與力　遠田小右衞門

右當三月三日寶圓寺ゟ御參詣之節、御往來共山門之內へ蹲踞に罷出候儀相洩、不調法之至に付、急度指扣罷在候樣被申渡置候由、其節紙面を以被申聞候付、達御聽候處、指扣罷在候儀御宥免被成候條、此段可被申渡候。向後入念候樣可被申渡候事。

三月六日。金澤卯辰に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月六日六半時過、卯辰出火。八幡の下木綿町四十九軒燒亡、四半時鎭火。

三月十六日。與力柴田百助博奕宿をなしたること露顯し出奔す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十六日與力柴田百助出奔。右は當二月十日秋元幸次郎宅に而、前夜致博奕宿及騷動候儀御吟味に相成、幸次郎儀いまだ幼少者、伯父與力柴田百助儀致同居罷在候處、兼々人集いたし候事粗致露顯、外より逃込候者之由申飾候事皆繕り事之旨に付、追而御下知可被仰出旨に而、其間百助儀急度差扣罷在候樣被仰渡置候處、今日致出奔候由。外一座之者に候哉、

五・六人同道に而出奔之由。房州家中之者二・三人有之旨。

一、四月、先月十八日江州木之本旅宿屋山田屋五兵衛方ニ、金澤者与相見え候侍一人止宿。道連三人、是は彦根領之者之由。右金澤侍之者、假名・生國相尋候得共不名乘、皆々寢靜申頃彼侍相見え不申。尋申處、襖一重あなたの間床前に而致自殺居候に付、亭主大に驚、早速彦根に相達、檢使相立、懷中相改候得共名書は無之、前田家之御系圖、外に秋元与申系圖有之。且又金子三兩二歩、丁銀・小玉百二十五匁、鳥目二百五十銅有之由。金澤表へ申越候得共、爾与相知不申、彼方に而死骸取納漸相濟候由。右秋元系圖も有之候得ば、出奔之柴田百助に而も無之哉与申事に候。百助出奔は十七日、相果候は十八日、差急罷越候はゞ木之本邊へも至り可申哉との取沙汰に候。

一、江州木之本宿に而、旅人致自害候者は、柴田百助に相違無之に付、一類之内御鷹匠松宮清左衛門幷御算用者阿閉庄太夫兩人、爲取唠罷越候由。

三月十九日。前田重教石川郡宮腰に散策す。

〔政隣記〕

三月十九日晝過より宮腰邊ニ御行歩。

三月廿二日。前田重教諸士に判物を授く。

〔政隣記〕

三月廿二日、御判物等頂戴被仰付。且去年八月四日頂戴被仰付候節は、御殿御造營後初而に付、御國入後初而之振に而、御作法書も出、御式臺向當番御大小將も、布上下着用に候得共、此度御作法書も出不申、當番御大小將も常服に候事。

## 三月廿三日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十二日備後守樣御參勤に付、今日當所御止宿。翌二十三日御登城、御下以後兩御寺御參詣、八時御旅宿金屋方御立被成候。

## 三月廿四日。山村嘉右衛門指扣中危篤に陷りたるを以て之を宥す。

〔袖裏雜記〕

朱書。可指免、此段可被申渡候。

山村嘉右衛門儀、會所奉行被仰付置候處、不相應に付、去々年十月役儀被指除、自分に指扣罷在候樣被仰渡、相愼罷在候處、當廿一日朝より煩出指重候付、青木儀兵衛相見廻候處、重病大切之体に罷成候に付、此段內々申聞候。在命之內指扣御免許被成下者、難有可奉存旨、儀兵衛紙面一昨日指出申候。前々之例相考候處、中村故五兵衛・中村久兵衛指扣罷在候處、氣

色指重、寶暦三年九月御免被成候。與力内藤勘兵衛寶暦八年七月より指扣、同十一年四月病氣に付御免被成候。嘉右衛門儀御上ゟ懸り不調法等之品は無御座、最早三ヶ年に及申儀、重病大切之躰に罷成、老年之儀にも御座候間、指扣罷在候儀御免被成可然と、何も僉議仕候、以上。

三月廿四日　　村井又兵衛

儀兵衛紙面爰に略す。即日以御加筆被仰出、即申渡候趣御請あり。

三月廿五日。大小將組佐藤平左衛門牢死の後縛首の刑を宣告せらる。

〔政隣記〕

一、寶暦十四年春頃、三月六日牢死、二十五日左之通落着被仰付。

覺

御大小將組　佐藤平左衛門

右平左衛門儀、去々年十月於江戸表、小間物屋平六ゟ刀一腰買出候。右刀は永原藤左衛門御小屋ゟ賊入被盗物之内に付、頭より様子相尋候處、佐藤金太夫より願越拂出候旨に付、段々遂吟味候處、手懸候而者盗不申、若黨宮永宅次儀、右御小屋ゟ入、刀・脇指等品々盗取候様子及白狀候。其身手懸候而盗取不申旨に候得共、申分不分明相聞え候。假令盗取不申候而も、

寶暦十二年十一月十一日十三年正月五日の條參照

宅次賊仕候儀乍存、致荷擔賊物取扱賣出申儀に候得者賊同事之仕形、其上申合宅次を欠落爲仕、且又金太夫〻重き品致申懸、剩多田蜂助等申談牢屋を破り洮出可申段、重罪至極に付縛り首に被仰付候。

右平左衞門せがれ

佐藤小膳

右小膳儀、依父之罪殺害可被仰付者に候得共、平左衞門儀致牢死候に付、死刑一等御宥免、越中五ヶ山之內〻流刑被仰付候。小膳未幼少に付、先只今迄之通一類共〻被預置候條、及十五歲候はゞ、及斷候樣可申渡旨。

右平左衞門手前、於公事場遂吟味候趣致言上候得ば、如此被仰出候處、先達而申達候通致牢死候。平左衞門家財闕所被申付帳面二冊同樣に記、公事場〻可有御指出候旨、又せがれ小膳も右之通候條、此旨一類〻可有御申渡候、以上。

申三月二十五日

奧野主馬印

永原求馬印

篠原孫助印

遠田三郎太夫殿

猶以小膳儀、今年何歳に罷成候哉可有被申越候、以上。

附、平左衛門儀遠田三郎太夫組也。

一、右之通落着就被仰出候、翌二十六日平左衛門一類指扣御免被仰付候事。

三月廿七日。朝鮮使節を迎ふる爲加賀藩より派遣したる足輕等追込に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、去冬朝鮮人御用方に罷越候足輕、京都に久敷逗留中、右人馬請負對馬や助右衛門・下裁許坂本や九郎右衛門与申者、江戸に而此方樣御座敷へも致出入、御用承り申者に付、足輕とやかく申懸、金子借用いたし候由。再應借用賴懸、過分金子高に付、右下裁許より御徒横目迄相達致言上、奉行手前よりも尤内々言上、於割場足輕共手前吟味人之口書取立、御用番へ御達申旨。追而御下知可被仰出由。江戸表右請負人方御穿鑿有之迄、右足輕共御僉議落着中徘徊留申渡有之。小頭・小者裁許・留書役、凡七人之旨。

一、三月、朝鮮人御用罷越候足輕之内、請負人手前より金子致借用候七人、廿七日小頭・留書・小者裁許被取放、追込に相成候。

三月廿七日。前田重教明日參覲の途に就くを以て留守中の定書を披見せ

しむ。

〔政隣記〕

三月二十七日、如例御用番依御廻文、今日人持・頭分布上下着用登城、明日就御發駕有之、爲伺御機嫌御帳に附、於御帳前御留守中御定書披見退出之事。

三月廿八日。前田重教金澤を出發して江戸に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

三月二十八日朝快晴、中將樣江戸表ゑ御發駕、御供揃六半時に而五つ半時御出、高岡御泊之旨。御供御家老津田玄蕃正昭・伴八矢方穀。右御當日奥小將五百石湯原屯・御小將三百石田邊何五郎遠慮被仰付。

四月九日。前田重教江戸に着す。

〔政隣記〕

四月九日御着府。十三日上使御老中松平右京太夫殿。

四月十五日。前田重教登營して參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

四月十五日御登城、御參勤御禮。玄蕃・八矢御目見如前々。御歸館後御弘有之。

〔德川實紀〕

四月十五日、松平加賀守重教をはじめ、參覲十一人。

### 四月廿六日。金澤に於いて諸士に前田重教の登營したる始末を告ぐ。

〔政隣記〕

四月廿六日於金澤、出仕以上之人々に御弘左之通。依之登城之面々御用番御宅に爲恐悅參出。

中將樣當九日無御滯御着府之處、同十三日上使松平右京大夫殿を以被爲蒙上使、同十五日御登城、於御黑書院御禮被仰上、御懇之被蒙上意、津田玄蕃・伴八矢御目見被仰付、重疊難有被思召候旨、以御書被仰下。此段何も可申聞旨も被仰出候事。

### 四月廿七日。竊盜白銀屋與左衞門生胴に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月廿七日大盜白銀屋與左衞門生胴被仰付、駿州家來木村惣太夫相勤候由。與左衞門せがれ十三歲罷成候者、刎首相成候。

〔金澤古跡志〕

蘭山私記に云、與左衞門は金澤母衣町枯木橋の下に居住す。寶暦十二年の春以來、侍屋敷へひたと盜賊に入、土藏茂十二・三ヶ所破りける。尤黨類も甚多し。藩士馬廻組三百五十石前波儀太夫の妹十ヶ年許以前出奔行衞不知處、與左衞門妻に致し置たる由此頃露顯す。さて與左衞門は寶暦十二年十一月晦日被召捕、明和元年四月廿七日生胴之刑罰に被命。前田駿河守家來木村惣太夫方に相勤居る與左衞門せがれ、十三歳に罷成、刎首の刑に相成とあり。

〔刑法拔書〕

　　　　　　　　　　　　　　　　　主計町白銀屋

　　　生胴　　　　　　　　　　　　　　與左衞門

右之者寶暦十三年賊之儀に付召捕、遂吟味候之處、數年來數十ヶ所にて賊仕候へ共、品物員數相知不申。誰彼寄合博奕仕、且又御馬廻組前波儀兵衞娘と密通罷在、互に申合、其自宅に呼寄隱置、殊於公事場相牢之者申談、牢屋を可破仕形有之候事。

一、せがれ一人有之、死罪に被仰付候事。

五月廿二日。金澤城河北御門普請の主任を遠藤三郎太夫に命ず。

〔政隣記〕

五月廿二日左之通被仰渡。

河北御門御普請に付御用被仰付。

御小將頭　遠藤三郎太夫

右之通に候得共、御用番は先只今迄之通に相勤候筈之處、指支之趣共有之に付、六月二十二日より御用番不相勤之。

六月十三日。江戸に於いて改元の事を公布せらる。

〔政隣記〕

六月十三日、明和に改元、於殿中御弘有之。御登城御斷、御老中へ御使被遣之。

書經堯典に云、百姓昭明協和萬邦云々。高辻大納言殿考之由。

右於金澤は、同月廿七日前田駿河守殿・本多安房守殿より、當十三日被仰渡候由従江戸申來候旨御觸出有之。

改元の事は六月二日に在り

〔泰雲公御年譜〕

一、此度明和と改元に付狂歌。

困窮の世に生れ逢ふめいわくを明和と留めて末は繁昌

六月十三日。本多圖書の家來等富突落札の事によりて爭鬪す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十三日、本多圖書家來富実札之申分にて及口論、一人は即死、外に手負三人。徒組之者共之由。右手負候以後逃出、近付之者之方へ參居申所召捕來候由。石動山富之落札之儀に付而之口論之旨。

六月廿六日。金澤茶屋町より火を失す。

〔政隣記〕

六月廿六日、金澤。今夜六つ半時頃茶屋町能登屋五郎兵衛家より出火に而、愛宕下より觀音町裏迄、四丁木町一番丁半分、森下町裏迄等家數六百軒計燒失。夜九半時頃鎭火。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿六日夜六半時、卯辰八幡道出火、能登や五右衛門与申者家也。八幡神祠不殘燒失。町奉行支配之分五百三十六軒、寺社門前地等七十軒餘、都合六百軒餘。

六月廿九日。年寄中の式日に諸頭・諸役人より書類を提出すべからざるを命す。

〔政隣記〕

六月廿九日左之通御横目ゟ被仰渡、例文廻狀有之候事。

諸頭・諸役人より年寄中席江相達候御用之趣、不差急品は式日には差扣候樣前々申渡候得共、其以來不差急書付等出候儀有之。於席僉議等之障に相成候間、不差急品は式日差扣候樣寄々可申渡候事。

甲申六月

七月十八日。前々より發布の法令を遵守すべきことを告ぐ。

〔明和元年御觸幷御返書留〕

從前々被仰出候御法度之品、暨御定書之趣、急度可被相守候。尤與力幷家來等嚴重可被申渡候、以上。

申七月十八日　　長九郎左衛門

横山多宮殿
青山將監殿
寺西彈正殿
前田式部殿
三田村內匠殿
篠原帶刀殿

横山多宮以下は長九郎左衛門の組下なり

青木新兵衞殿
津田外記殿
笠間宅左衞門殿
有澤才右衞門殿
矢部權佐殿

七月廿四日。中村左次馬の子主稅その若黨を手討とす。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十四日、今晝中村左次馬家來若黨喜助与申者過言に付、左次馬せがれ主稅拔打にいたし候處、頭に當り逃出候も追懸、式臺にて追打、肩口五寸許切込候へ共門外へ逃出、向之松崎喜兵衞へ逃込、同人小者走出捕置候所、追付左次馬より、家來不屆有之手打に仕候處、疵淺く御屋敷へ逃込候間、被相渡候樣申遣候へ共相渡不申。左次馬同苗いとこ中村市郎左衞門罷越、喜兵衞に對面にて漸相渡、卽時に主稅致手討候。今日五つ時檢使相濟。

七月。前田重教本鄕邸に於いて孔雀を飼育す。

〔泰雲公御年譜〕

七月於江戸表、中將樣酒井左衞門尉樣ゟ御所望に而、孔雀御貰被遊候處、餌は每日蠖螏六十

酒井左衞門
尉は忠寄

充飼に成中に付、御屋敷中掘候得ども、只今頃は拂底故、島屋共方より御買上に相成候。金子三兩充に賣申に付、餘り御費有之、御國へ可被遣哉与申事に候。

八月十八日。鹿島郡所口に雷火あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十八日夜中雷雨之節、能州所口へ雷以上六つ落。雷火にて七十軒計燒失、人損餘程有之由。

八月廿四日。遠所奉行に命じて領内に薩摩芋を栽培するや否やを調査せしむ。

〔國事雜抄〕

薩摩芋・琉球芋、御領國に出來候樣に可申付旨被仰出候。

前々越中筋には出來之由。今以出來、賣買にも相成候程にも有之候哉。右芋土地より出來之否有之、且種はいつ頃蒔、いつ頃出來与申儀、早速紙面相調可申聞旨、村方ゟ申渡候間、各支配之内にも有之候哉、委曲紙面を以可被申聞事。

右之趣僉議可被申聞候、以上。

八月二十四日　御算用場

出來之云々本のまゝ

## 八月。博奕を以て處罰せられたる津田數右衛門閉門中病歿す。

〔袖裏雜記〕

甲申十月々切物之內。

一、津田數右衛門儀、當三月閉門被仰付置候處、當八月病死仕候。恐多御座候に付、其身は勿論、一家共よりも跡式之儀不奉願候。閉門之內病死仕候者、跡目被仰付候例御座候儀承及不申候へども、數代御奉公相勤候者之儀御座候間、御憐愍を以、何分共名跡之儀御沙汰御座候樣仕度奉存候。數右衛門せがれ所持不仕、娘一人罷仕候に付、續は無御座候へども、森田勘太夫三男全助今年二十二歳罷成候、此者右娘に聟養子奉願度內存兼而申聞置候。則閉門以前相認置候遺書、幷先祖由緒一類附上之申候。實方をひ成田三郎左衛門三男仙十郎儀、今度四歳罷成候ても、未幼稚ものに而、年齡相應不仕候付不奉願旨申聞置候段、澤田十郎兵衛紙面共三品――。

但、閉門之內病死仕、跡式被仰付候先例見當不申候。猶更被仰出次第、僉議之趣可申上候。

正月十六日、數右衛門跡式可被仰付事にて無之候。しかし紙面之趣ども不便成儀被思召候。假寄之例も有之哉と被仰出に付、伺紙面之內。

正月は明和二年

津田數右衛門跡之儀、先例遂僉議候處、享保十年佐々木太左衛門御大小組に而御近習番閉門の内病死之處、跡不被及御沙汰候。太左衛門儀、堀主馬一巻に付閉門被仰付候躰に候へども、留爾と相知不申候。今般數右衛門、白銀屋與左衛門等と寄合博奕仕候に付閉門被仰付候。跡御沙汰御座候はゞ、當時閉門被仰付置候者共病死仕候へば、頭より相願跡目之御沙汰有之樣相心得候ては、御締方も相立不申、其上數右衛門實子之男子も無之儀に候間、旁遺言之御沙汰に被及間敷儀と僉議仕候。

僉議之通被仰出候段、二月十三日江戸御家老より申來。

九月四日。儉約の爲本鄕邸に於ける小將等を歸國せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

九月四日、江戸表御儉約に付、御小將四人中村勘次・渡邊幸助・青地求馬・樋口權三郎、其外足輕・小者五十人計御返し候趣。表小將横目辻平之丞、御近習番箕輪德兵衛、御細工小頭山本十兵衛も御返也。

九月廿五日。御算用場奉行前田主殿助等その職を辭せんとして慰留せらる。

前田主殿助

右御算用場奉行幷御預地方御用共御免除願之趣書付、以添書被上之、入御覽候處、存寄之趣被聞召屆、無據儀に被思召候。乍然御借銀及莫大、六ヶ敷御樣子有之振に候へば、只今餘人に被仰付候而も、格別之取捌可有之儀共不被思召候間、乍大儀先只今迄之通相勤、猶更同役申談、御勝手御取續被成候樣遂僉議、存寄之趣年寄共等ゟ可及示談候。御前にも、御思慮被遊候品も有之候はゞ、追而可被仰聞旨被仰出候事。

右之通可申渡旨、又兵衞より申聞候付、今廿五日主殿助儀私宅ゟ召寄申渡候。

私宅は奧村主水のなり

不破忠太夫

高山善左衞門

各儀御算用場奉行御斷被申上度旨、書付被出之候付、入御覽候處、存寄之趣被聞召屆、無據儀に被思召候。乍然御借銀莫大に及、――被仰出候事。

右之通於金谷御殿同日申渡候、以上。

九月廿五日　奧村主水

右に付、重き被仰出難有仕合奉存旨等之御請書付、夫々出入御覽。

是月は小盡なり

廿五日は後文の廿九日とあるを是とす

九月晦日。犀川大橋の普請に着手す。

〔泰雲公御年譜〕

一、今年犀川橋及大損懸直候事、町中入札に可申付旨觸有之候。跡々假橋とも百二・三十貫目之御入用に候處、今般七十五貫目落札に而被申渡候。

一、九月二十五日犀川橋下舟橋普請初、雇舟十四艘。先年橋掛直は元文三年七月十七日事始有之、同年十月十一日出來。其節奉行は千五百石九里覺右衛門貞直・千二百石富田内藏允景忠、凡百日計に出來也。今玆明和元年迄凡二十七年也。

一、十一月二十七日、犀川大橋普請一昨二十五日致成就、今日より往來、當九月二十九日より今日迄五十七日目に出來也。

十月十一日。二條家の雜掌佐々木右京金澤に來る。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月十一日、長九郎左衛門殿家來馬乘役田中源五左衛門、實父は先年家中徒之者奉公いたし、人裁許茂いたし候由。本名は不存、異名とうろだけ与申者。組外多羅尾八平次方に罷在候内、博奕に而致出奔候者之子に而、田中故伴左衛門に由緒有之、致養子置候由。右とうろだけ、江戸江罷出候而、井上河内守殿江致奉公、押目付役相勤居、段々致登庸、後知行五百

得府は給符

戊年は明和三年

石被給、家老役迄經上り、及老年候に付傍輩之子を致養子知行を讓、其身致隱居、京都へ罷出姓名を佐々木北翁与改、近年は井上河内守殿より暇を貰ひ、二條樣ゟ雜掌相勤、佐々木右京与相改罷在候。如何に而金銀相貯候哉、當時一萬四千兩之分限与申事に候。右之趣に付、源五左衛門も折節致上京逢申由。此由緒に而長殿其外へも、源五左衛門口入を以、宮樣がねとして今年迄少々宛銀子用立候由。然處京都御扶持人木下平七郎抔致取持、彼是取組、御家中之諸士困窮に付銀子取替、且御上之御用にも相立可申旨に而、外銀主共致荷擔、宮樣がね之趣に而餘程銀高も指出候圖り之由に而、今般故鄉之儀兼而用事も有之由、二條樣ゟ當分相願御暇被下、當十一日金澤ゟ參着、法船寺町田中源五左衛門方先達而致普請落着候由。途中二條樣御家來之得府に而、紫之幕打家來數多召連、夥數行粧に而罷越候由。當十四日夕方九郎左衛門殿ゟ相招、家中醫師横井三柳相伴に而饗應有之旨、寔に希代之事に候。其節駿河守殿・又兵衛殿にも來會有之由、同十六日佐々木歸京也。

〔泰雲公御年譜〕

一、當戊年改正雲上明鑑云、中絶之松殿家去冬御再興被仰付、九條殿御二男左少將忠孝朝臣御繼統有、九條殿御別家御成被成候。御附諸大夫兩人鹽小路石見守・佐々木日向守と有之。此日向守は去々年十月御國ゟ下向、長家之家臣田中源五左衛門方に十日餘滯留、親之年忌執

行いたし歸京之佐々木北翁、其時は右京と名乘候。元來御國者に而所々渡り奉公いたし、本名不知、異名トウロウダケ与申者に而、實子は則田中源五左衞門二百石。馬役ケ樣之輕身柄にて、叙爵迄いたし候儀希有之事に候。

十月十一日。前田重教本鄕邸に盛岡侯南部信眞を招請す。

〔泰雲公御年譜〕

十月十一日於江戶表、南部信濃守殿御父子御招請御能有之。

淡路 權兵衞 八嶋 信濃守殿 卒都婆小町 寶生大夫 鉢木 大膳大夫

望月 御 百萬 彌三郎 融

右之通御座候由。其後御稽古御能之御番付に、御前馬融と申能被遊候由。至て遠き物之由。是は金剛流に有之、寶生流には無之能之由。前漢馬融の事を作り申物之由。舞は樂にて候。

十月二十日。守隨彥太郎の手代金澤に於いて衡器の檢査を開始す。

〔政隣記〕

本文は幕府の令なり

諸秤之儀、古來より守隨彥太郎役人相廻相改候處、近年は私事之樣に心得候哉、諸秤數多致所持候者も、秤少々出し見せ、不宜秤は隱置、或は不致所持旨申、改不請者も有之樣に相聞候。前以相觸候通、守隨方より役人相廻改候節、諸秤不隱置、不殘出し改請候樣可致候。尤

紛敷秤は取上候筈に候。此旨急度可相守者也。

右之趣東海道・東山道・北陸道幷丹後・但馬、都合三十三ヶ國、御料は御代官、私領は地頭よ

り可被相觸候。

右之通先年相觸候得共、近年は又々私事之樣に心得候哉、不相用ものも有之、取上に可相成

秤守隨方ゟ不相渡所も有之樣に相聞候。前々より相觸候通、西三十三ヶ國之秤は、東三十三

ヶ國に而通用無之、取上に相成候筋之秤は、守隨方ゟ急度相渡可申候。勿論諸秤新古に不

限、守隨方之外に而一切商賣仕間敷候。尤諸秤手前に而衡幷錘り取替、其上緒をも手前に而

取替候者有之候はゞ、急度咎可申付候。

右之通先達而相觸候面々ゟ、猶又可被相觸候。

申八月

右之通公儀御觸之趣堅可相守旨、此度御領國諸秤改守隨彥太郎名代、關又右衛門・杉田與右

衛門与申者罷越、武家・百姓・町人・寺社方等迄相改候筈に候間、當二十日より來五月中を限

り、所持之諸秤人々名札付、直に秤座旅宿金澤石浦町紙屋藤兵衛方迄指出、爲改可申候。尤

改候賃錢は直に相渡、尤改濟候人々は頭等之內ゟ相屆可申候。右改相濟候分、一ヶ月切に頭

等手前に而相しらべ、支名書町奉行ゟ可差出候。又家中之分は、改濟候はゞ、主人より改候

秤數書記、直に町奉行に差出可申旨等、長九郎左衛門殿より十月十六日御觸有之。

十月廿六日。橫山山城守の給人堀內傳次郎の子次郎太夫、乞丐を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

十月二十六日、今七つ時小立野龜坂邊に而、橫山山州家來給人知行百石堀內傳次郎与申者、次男次郎太夫、非人小屋仁內与申乞食与及口論、乍途中脇指にて疵付、次郎太夫儀は天德院門前の私宅へ罷歸候處、右乞食薄手故跡より追來、宅之前にて切殺候由。

十一月朔日。白山宮の別當富突を催すことを許可せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月朔日、下白山別當今般長吏職相願候に付、宮銀爲入用富突相願候處、御聞届有之。

一、同三日白山別當富突卯辰觀音院にて興行有之。

十一月七日。前田重教駒込邸に至らんとする途上供奉の士仙石要人病を發して急死す。

〔政隣記〕

十一月七日八半時頃御出、御中邸に被爲入、西之口より御早乘に付、御供之御大小將御番頭仙石要人御先乘仕候處、鷄聲ヶ窪土井能登守殿下邸前に而、於馬上塞り候躰に而落申候處開不申。右に付土井殿より目付松田友左衛門・針醫宇佐邊久江与申者罷出、針も用ひ、其内御中邸より端玄泉罷越、蘇香圓等用之、致灸治も候得共開不申。駕籠に而御上邸御貸小屋に歸候に付、御小將頭吉田茂平等、御醫師横井元泰・佐々正益等診察、單參湯等用候得共通不申、鍼灸も屆不申。同夜末期御禮、段々厥冷死去。

君上御歸館之上、御近習頭并元泰等に度々要人樣子就御尋、其段頭并同役等に可申聞哉之旨、戸田與一郎伺候處、爲申聞候樣御意之段、於御次與一郎より茂平等に演述。

〔袖裏雜記〕

仙石要人遺書指出次第、拔書し指出候樣被仰出。將又松雲院樣御代、御供より罷歸致卽死候者有之、右せがれ十五歲に不滿候へども本知被下候例、并是に准候例、是又一所に拔書に仕指上候樣被仰出候に付、則遺書上之、先例糺候處、成田幸右衛門儀、享保四年十二月九日於江戸步御供に罷出、湯嶋に而引倒、療治不相叶病死仕候處、同五年八月六日結構成被仰出を以、七歲に而被召出、幸右衛門遺知無相違五百石拜領仕候旨、成田長太夫由緒帳に相見え申候。且又大橋長兵衛儀、享保四年病死候跡目未被仰付以前、せがれ主水病死仕、同五年大橋

作左衛門儀嫡孫に付、幼少に候へども長兵衛儀數年御奉公全相勤候由に而、段々御懇之被仰出を以、長兵衛遺知八百石無相違拜領仕旨、作左衛門由緒帳に相見え申候。其節作左衛門儀は九歳に御座候旨等（十二月廿九日）申上候處、要人儀御供先に而相果申同事、御不便成事、先例も有之候。しかし當歳之事に候間、半知可被仰付と被思召候。僉議之趣可申上旨被仰出候に付、寶永六年高田久兵衛せがれ左太夫儀、十五歳未滿候へども、久兵衛儀江戸に相勤死去仕者候條、旁以高之通無相違嫡子一人に可被仰付旨被仰出、左太夫十四歳に而跡目無相違被仰付候。澤田與三右衛門末期養子八十五郎儀、七歳に候へども、與三右衛門儀若年より相勤格別之者に付、養子幼少に候へども、高之通被仰付候。大村七郎左衛門嫡孫七郎、幼少に候へども、七郎左衛門跡無相違被仰付。七郎儀其節何歳に哉相知不申候。金子平八郎於京都相果、養子兵十郎幼少に而も高之通可被仰付候へども、漸六歳殊に末期之養子に付、三百石之半知百五十石被仰付候。右之趣に候へば、六歳位之年齡に而は遺知全は不被仰付樣に相見え候へども、中村故市郎左衛門悴孫三郎六歳に候へども、依格別高之通相違被仰付候儀も御座候。寶曆五年御表小將中村藤右衛門せがれ甚十郎は、五歳にて半知被仰付候。ヶ樣之趣も候間、要人跡之儀も被仰出之通、半知被仰付にても可有御座哉。乍然十五歳迄は何歳に而病死仕候而も、跡目斷絶被仰付候所に而見申時は、年齡之多少には指而御貪着も有御座間敷候。成田幸

右衛門跡目、要人に相當候例に御座候間、無相違遣知被仰付にても可有御座哉之旨僉議之趣、正月十六日日付に而申上候處、高之內三之二二百石可被仰付旨被仰出に付、被仰出には候へども、松雲院樣御代以來十五歲より內に候へば三之一被仰付候御格、罰有之候へば格別之趣を以て半知又は無相違被仰付候例に而、御家中之人々も其趣を存知罷在候儀に御座候。三之二被仰付候与申儀に如何敷奉存旨、三月八日申上。

〔政隣記〕

翌年七月廿二日跡目之惣樣被仰付候節、左之通被仰出。

亡父要人知行三百石之半知　　要人せがれ

一、百五十石　　仙石忠右衛門

要人儀、於江戶御供先に煩出相果、不便に被思召候。依之忠太郞幼少に候得共、各別之趣を以如斯半知被下之旨被仰出。

附、忠太郞今年二歲也。

十一月。石川郡本吉浦の船舶、鳳至郡宇出津に於いてその積荷を掠奪せらる。

〔泰雲公御年譜〕

此間本吉浦荷舟、能州宇出津沖にて遇難風、致舟懸居申處、宇出津浦之者幷近鄕之者致手組、助舟之躰にもてなし、近寄候て舟を曳寄、とやかくいたし候内、船底を破り金銀幷荷物等奪取申に付、水主共禦申候得ども、漸二百石積の舟にて、七・八人之者ども百人計之大勢に難手向、見逃置候て、其趣所口町奉行樹三郎左衞門ゟ書付を以及斷、及吟味候處、宇出津浦に不限、近鄕之者致荷擔候旨。

本文は十一月の中に載せらる

十二月十八日。前田重教明年以降四月を以て參覲交替せんことを請ひ許さる。

〔政隣記〕

十二月十八日來秋御暇之御順年に候得共、暑氣御痛に付四月御暇被出、是以後四月中御參勤被成度趣、御願書御差出置之處、今日御願之通被仰出、爲御禮御廻勤。

十二月十九日。奧小將武部右門の養母、町人福久屋長右衞門の爲に傷害せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月十九日奧御小將武部右門留守ゟ、福久屋長右衞門与申者罷出、右門養母六十歲計之由

へ如何成意趣有之候哉、たばこ切庖丁を以疵付候に付、近隣より折合、右長右衞門召捕致禁牢候。

〔泰雲公御年譜〕

一、明和二年二月三日、去年建部右門養母に疵付候町人、其節右門拜領成敗仕度旨相願置候處、願之通拜領被仰付、町會所より相渡候。但當四月重き御法事も有之に付、相濟候以後可致成敗旨。右門方に縮所搆入、番人付置候旨。

閏十二月十五日。金澤に於いて諸士に參覲交替の期を四月と定められしことを告ぐ。

〔政隣記〕

閏十二月十五日、一昨日山城守殿依御廻文、今日五時布上下着用頭分以上登城之處、左之通御弘。依之爲御祝詞、御用番宅に今日參出。

來年御歸國之儀、去春は格別之趣を以御願、春御歸國被成候。然共秋御歸國に而は暑氣御痛、長途御難儀に付、來年四月御暇之儀、是以後四月中に御參勤被遊度旨御願之通被仰渡、辱被思召候。此段何も可申聞旨被仰出候。

閏十二月十八日。諸士に他領の富札を購ふことを禁ず。

〔御觸幷御返書留〕

別紙之通被得其意、但組中ゟ御自分より可有傳達候、以上。

閏十二月十八日　　　　　　　長　九郎左衛門

横山多宮殿

他領之富突札御當地ゟ入込候に付、町中之儀は盜賊改方より締方申付候得共、御家中・陪臣等末々に到候而者、心得違之者も有之躰に而、今以取扱候に付、他領之富突等之札入込申躰候條、右札取扱不仕樣に、家來末々迄急度申渡候樣、組・支配之人々へ被申渡、組等之内支配有之人々者、其支配へも相達候樣可被申渡候事。

閏十二月

閏十二月廿七日。幕府本邦產人參の發賣に關して通牒す。

〔國事雜抄〕

松平右近將監殿御渡候御書立寫二通相達候。被得其意、答之儀者稻垣出羽守方へ可被申聞候、以上。

閏十二月二十七日　　　　　　大目付

松平加賀守殿　留守居中

朝鮮種人參之儀、世上人參拂底故、末々輕き者共病用之節もたやすく難相用、病氣不本復者共も多く有之候に付、日本に而可致出來候者、萬民御救之事故、先々御代朝鮮國へ人參種御所望被遊、野州今市邊に而御作らせ、其効能御ためし有之候處、全く朝鮮人參不相替候に付、何卒澤山に作り出し、末々之者共迄も行屆候樣に種々御世話被遊候。其後陸奥國に而も作り初、段々致增長に付、御製法被仰付、諸人爲御救神田紺屋町人參座相立、望之者へは相渡、並別紙名前之者共下賣被仰付、關八州・陸奥・信濃・東海道筋・京・大坂迄賣弘め候。右御製法人參之儀、所々に而ためし候處、至而効能宜敷段粗相聞え候。先達而廣東人參暫く通用有之候處、右品者人參之効能は無之段決定いたし、商賣停止被仰付候。此度御製法人參之儀者、國々在々病用爲御救、右下賣候者共へ賣弘め申付候。且又在方に而、紛敷人參も商賣いたし候段相聞え候。人參座より封印いたし、下賣之者共へ相渡、封之儘賣弘めさせ候間、其旨觸知する者也。

申閏十二月

右之通國々在々に、不相洩樣可被相觸候。

是歲。棄兒を行ひたる者を斬刑に處す。

〔寬政度御刑法帳〕

一、明和元年流浪者次平与申者、二歳之男子を捨置候趣相知、遂吟味候所、妻相果、右せがれ奉公之障に成候故、何方へ成とも捨置候はゞ可育者も可有之哉与存、田井村に有之門番小屋に捨置候之由、且又十四歳に罷成候娘を、能州土方大次郎殿領分に年季奉公に遣、給銀取受候趣申。此段致言上候へば、斬罪可申付旨被仰出候。

朱書

但、右先例に享保十八年斬罪之者を引、前々捨子仕候者は、磔又は斬罪に被仰付候与申儀を書上候所、右之通被仰出候。寛延元年前段之通段々御しらべ之上、梟首与被仰出候上は、其趣も可書上所、右伺方相分り不申。其節右寛延元年之例見當り不申故にも御座候哉与奉存候。

右捨子仕者之御刑法不同御座候に付、朱書も仕置申候。惣而先例をくり申儀は、見當り次第、仕形同様にさへ御座候へば、引當に仕儀に御座候所、右之通に御座候而は、後々くり當りにより、同罪に御刑法之輕重出來仕候。捨子仕者初而之御刑法梟首に被仰付、其後磔に被仰付、其後斬罪に相成候處、寛延元年御僉議も御座候而、梟首に被仰付候儀にも御座候間、以後都而捨子仕者は梟首に被仰付候事に相極り申儀に而も可有御座哉。左様御座候へば捨殺候者は磔刑、捨候迄に而子取揚候者有之時は梟首に被仰付、御刑法之輕重も相分り候様に奉存候。

猶御詮次第に奉存候。

## 明和二年

正月八日。家中諸士の養子及び末期養子の許否に關し意見を徵す。

〔國事雜抄〕

御馬廻頭へ

各組・支配之人々、養子並末期内存之儀、陪臣之者之せがれは續近く候ても同姓之外は、先は不被承届面々も有之、又は陪臣異姓之せがれにても、續近き者を相願候へば承届之面々も有之候。各存寄之趣人々紙面を以可被申聞候事。

別紙、今日於御殿御用番前田駿河守殿御渡に付相廻申候。右御示談は當十七日之儀と存候、御廻可被返下候、以上。

正月八日　　　　青木勘七郎

同役中様

私共組・支配之人々養子並内存之儀、陪臣之者之せがれは、續近く候ても同姓之外は、先は不承届面々も有之、又は陪臣・異姓之せがれにても、續近き者を相願候へば承届候面々も有之

候。私共存寄之趣、人々以紙面可申上旨被仰渡之趣承知仕候。陪臣にても同姓尤爲願申候。異姓之儀は續き近く候ても先は承屆不申候。其以前は、其家へ何卒由緒有之、可相願筋目之者に候へば、本得御内意、其上爲相願候樣、古き面々より承傳候。今以同姓之外は承屆不申候。續近く何方より下陪臣願度旨申聞候へば、家柄人品僉議仕候上承屆申候。其身より不申聞候へば、敢て此方より願候樣、私儀は右之心得にて罷在候。異姓之せがれ共、續近く候へば無謂承屆候樣相成、其以願人數多罷成可申候。其上當時は金銀を以手入仕、養子緣組之取組申樣風俗に罷成候故、私儀は彌右之心得に罷在申候、以上。

正月二十五日　一木逸角

前田駿河守樣

## 正月十六日。石川門の石垣を改築するを以て通行を禁ず。

〔政隣記〕

正月十一日左之通。

石川御門臺石垣築直就被仰付候、當十六日より往來留。尤火事之節は不差支旨、御城代前田駿河守殿被仰聞候由等、御横目廻狀有之。

〔泰雲公御年譜〕

正月十六日、御城石川御門櫓臺御普請有之、御番人之外御城ゟ罷出候人々河北御門より往來。

正月十八日。徳川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十八日、上使谷縫殿介殿を以鶴御拜領。

二月十一日。前田重教江戸小石川の火災に出馬す。

〔泰雲公御年譜〕

二月十一日晝八つ時、江戸小石川御簞笥町より出火。傳通院寺内之内少々類燒、表門前不殘燒失、水戸樣・松平播磨守殿燒失、酉之刻鎭火。凡四町四方計之由。御屋敷邊に而御出馬被遊候處、御供人十一人落馬いたし候由。

二月十一日。前田利實の小鼓の師を三輪齋宮に命ずることを定む。

〔政隣記〕

二月十一日喜六郎殿小皷御稽古御用、御大小將三輪齋宮ゟ被仰付度旨御伺之處、其通与被仰出候段、江戸表戸田與一郎より申來候旨、青木與右衛門等より御小將頭富田九郎右衛門ゟ迄

申談。尤罷出候儀は河村牛兵衛・池田善左衛門より申談候等之旨も申來候に付、九郎右衛門より則齋宮に申渡。且齋宮町廻當番之節は不罷出候樣、兼而右御附頭迄申渡置候樣、九郎右衛門より齋宮に申談有之。

二月十五日。前田重敎夫人着帶の祝儀を行ふ。

〔政隣記〕

二月四日御前樣就御懷孕、來る十五日御着帶御祝儀御整之筈に付、紀州樣初に今日被仰進。同十三日御懷孕に付而之御祈禱之儀、瑞泉院富士別當也。本郷三丁目。眞性寺巣鴨に物頭を以被仰遣。同日御一門樣方に右御懷孕之爲御知被仰遣。

〔政隣記〕

二月十九日於金澤、一昨日御用番奧村主水殿依御廻文、頭分以上布上下着五時登城之處、左之通御弘。依而爲御祝詞今明日之内御用番に參出。

御前樣就御懷胎、當十五日御着帶之御祝相濟候。此段何茂可申聞旨被仰出候事。

〔泰雲公御年譜〕

前件十五日江戸御屋敷御着帶爲御祝儀、紀伊中納言樣より御使者大番頭廣田八郎左衛門を以干鯛一箱・御目錄、愛君樣より御使者嶋孫左衛門を以右同斷、中將樣より同三輪三左衛門を

紀伊中納言は前田重敎夫人の父宗將、同中將は重倫

以右同斷、永隆院様より三宅兵左衛門を以右同斷被進候處、於于御小書院御口上被聞召御直答。右に付中納言様・愛君様へ御使進士源兵衛を以御挨拶被仰進候所、御所勞に付御家老を以御返答。中將様へ御使吉田茂平を以御祝儀被進候所御直答。永隆院様へ御使賀古市左衛門御祝事御同事之由。

二月十九日。石川郡法島村へ慈光院より祭禮札を頒布することに對し寶高寺より抗議す。

〔國事雜抄〕

一、拙寺儀は往古慶長二年迄額谷村に罷在候處、慶長三年に所替仕、法嶋村領分に居住仕候。尤富樫郷五十三ヶ村之惣社、東額・西額兩額之神社、藪田大明神本社を勸請仕候而、富樫郷法嶋村領分に居住仕候。其刻は富樫郷法嶋村も、拙寺より下法然寺近邊に罷在候處、犀川之儀故淵に成瀨と成變申に付、法嶋村一統難儀仕致村替、夫より川向に居住仕候。尤富樫郷法嶋村領境は、覺源寺後より出申候鞍月用水川境、下は法然寺之角を限り、前通り町・法嶋村領分境、富樫郷に而御座候。其上享保年中迄は、拙寺近邊より法然寺近邊迄法嶋川原に付、家等もまばらに御座候處、享保十年より、右川原石原に付新地子地に被仰付、夫より段々町家出來仕、法然寺前より拙寺近邊迄、一統町家に罷成申に付、石浦之鄕与御心得被成候儀与存候。

夫故御祭禮札等御配と存候。右石浦郷之儀は、貴寺氏地故御勝手に可被成候。富樫郷法嶋村領分へ祭禮札御配之儀、堅く御無用可被下候。下略。

二月十九日　　寶　高　寺　印

慈　光　院様

先頃者御紙面致披見候。然者富樫之庄御自分氏地之旨御申聞候。往古石浦郷七村は、石浦村・笠舞村・保嶋村・朱免野村・木新保村・今市村・山崎村、都合七村は拙寺惣社山王之氏地に有之。右保嶋村・朱免野村兩村は、先年川崩之節所替被仰付候。村宮本尊當時十一面觀音御預、勸請同事に今以祭禮有之由に候。已前は村役人より申越次第、役僧指遣神事相勤候旨、先住より申傳候。然處外より手入有之、只今不申來候。詮議遂可申儀に候へ共、當時富樫之庄へ引越申儀故、先其通にいたし來候。左候へば、犀川彼方は富樫之庄、犀川此方は石浦郷に而、御自分とても只今居住之所は此方氏地に付、近年迄同事に兩度之祭禮有之候。下略。

三　月　　慈　光　院

寶　高　寺

一、寶島寺より書付之表に、石浦郷七村之儀、石浦は五ヶ村に而、則笠舞村・石浦村・三口村・浦波村・上野村、右五ヶ村を石浦郷と申候と有之候。上野・三口・浦波、此三ヶ村は七村之内

新村に御座候。

一、石浦郷七村と申儀は、先年小立野に山崎村、石浦村に下石浦与申二ヶ所御座候處、先年退轉仕由寳高寺より申上候。右二ヶ條共に難意得奉存候。下石浦・上石浦之儀は一在所に御座候。石浦村は只今百姓町に相成、尤今以百姓三人、兩人は役人一人は平百姓に有之候。上・下兩村之儀は、笠舞上・下共に一村に御座候。先達而往復仕候通、石浦郷七村は石浦村・笠舞村・法嶋村・朱免野村・木ノ新保村・今市村・山崎村、古來より右七村に御座候。右朱免野村は才川橋近邊に有之、川崩之節所替被仰付、只今犀川之下朱免野村に而御座候。今市村は只今之近江町に御座候。山崎村は小立野に有之、只今退轉之由申傳候。右之趣に而惣社山王權現産子地之儀は、往古より石浦郷七村に御座候。中古越村等に相成候處も御座候へ共、石浦郷七ヶ村之外、一向拙寺より差込申儀無御座候。此段寺社御奉行所へ被仰上可被下候、以上。

明和二年酉六月　　石浦村　慈光院　印

波着寺

明王院

一、私儀は慶長二年に富樫郷法嶋村領分に、則富樫郷五十三ヶ村惣社藪田大明神勸請仕、右村領分只今居屋敷より下に罷在、則其砌より右領分は私氏子支配仕來候。下略。

## 富樫郷

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大額村 | 額乙丸村 | 額新保村 | 野々市村 |
| 馬替村 | 米泉村 | 矢作村 | 粟田新保村 |
| 三十苅村 | 四十萬村 | 曾谷村 | 坂尻村 |
| 上新庄村 | 下新庄村 | 横川村 | 久安村 |
| 窪村 | 高尾村 | 平栗村 | 清瀬村 |
| 坪野村 | 倉ヶ嶽村 | 西泉村 | 泉村 |
| 有松村 | 圓光寺村 | 寺地村 | 伏見村 |
| 古地黄煎村 | 山科村 | 泉野出村 | 長坂新村 |
| 泉野村 | 野田村 | 三小牛村 | 富樫新保村 |
| 住吉村 | 小原村 | 山川村 | 蓮花村 |
| 別所村 | 大桑村 | 法嶋村 | 天池村 |
| 中戸村 | 樫見村 | 大平澤村 | 小平澤村 |
| 國見村 | 堂村 | 後谷村 | 末村（此村三の一は富樫郷、三の二は犀川庄。） |
| 額谷村 | | | |

〆五十三ヶ村

右之通富樫郷に相違無御座候。私由來書に有之處、猶更相改記上之申候、以上。

酉七月　　實高寺印

二月二十日。百姓等富突札の購入を爲す者の取締を嚴にすべきを命ず。

〔日曆〕

一、富突札百姓共取遣停止之儀、去年正月四日委曲書立を以申渡、一統令承知筈に候、當春以來所々富突有之躰に相聞え候間、尚更百姓・頭振に至迄、札取遣不仕候樣に嚴重縮り可申付候。若心得違之者も有之候はゞ、急度可申付候條、猶更右之趣申渡置候事。

酉二月廿日　　改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

二月廿六日。金澤に於いて前田重教夫人の着帶せることを告ぐ。

〔政隣記〕

二月廿六日於金澤、一昨日御用番奥村主水殿依御廻文、頭分以上布上下着五時登城之處、左之通御弘。依而爲御祝詞、今明日之内御用番ぇ參出。

御前樣就御懷胎、當十五日御着帶之御祝相濟候。此段何茂可申聞旨被仰出候事。

二月廿七日。徳川家繼の五十回忌に當るを以て物を献ず。

〔政隣記〕

二月廿七日有章院様五十回御忌御相當に付、今日胡麻餝御献上。三月朔日御香奠黄金一枚御献上、御使組頭。

三月朔日とあるは二月晦日の誤是月は大盡たり

二月晦日。徳川家繼の五十回忌法會を如來寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿八日、當晦日有章院様五十回御忌御取越、於如來寺御執行。御法事奉行前田駿河守。

但、四月晦日御相當之處、權現様御法事に付御取越に候。

〔袖裏雜記〕

不破忠太夫組、富田治部左衛門儀、去月晦日於如來寺有章院様御法事御執行之節、右御寺へ罷出申躰御横目見請候付、無用之者罷出不申儀候處、如何之趣に而罷出候哉与、其節相詰罷在候原五郎左衛門迄相達候付、右之趣忠太夫へ相達、治部左衛門手前相尋候處、御餝等拜見仕度、如來寺に而存知之出家も有之、いまだ御法事初り不申以前にて、無何心御靈屋邊迄罷出候段申聞、不調法之仕合に付、忠太夫心得を以、先自分に指扣罷在候様申渡置候。先以不

都合之至に御座候。併不案内者故右之爲躰にて、外に相替品は相聞え不申候。御法事之砌にも候間、自分に指扣候儀御赦免被遊に而可有御座哉之旨等、三月四日御用番駿河守より伺之處、此節之儀に候間、治部左衛門御赦免可被遊旨被仰出之趣、三月十七日之日付江戸詰御家老より申來、四月二十八日其段申渡。

三月二日。前田重教夫人の父紀伊侯德川宗將の訃至る。

〔政隣記〕

三月三日左之通御用番又兵衛殿御廻文出。

紀伊中納言樣前月廿六日御逝去之段申來候に付、普請者昨日より明日迄三日遠慮、鳴物等は當八日迄七日遠慮之筈に候條、組・支配に可申渡旨、且頭分以上は爲伺御機嫌、明四日御用番宅に參出候樣村井又兵衛殿御觸廻文有之。

三月六日。諸士の出銀上納の期を四月十日に延ぶることを許す。

〔坂井舊記〕

春出銀三月晦日切上納之御格に付、人々春夫銀を以指上來申候處、近年春夫銀百姓より三月晦日を限り差越候付、右上納之心當相違指支候故、時節柄才覺調不申［　］高利之銀子、才覺を以致上納候儀甚難澁仕候［　］御用捨［　］七月收納時節に至り上納仕候間、春出銀

□四月十日切に致上納候仕度儀与同役共僉議仕候。何分にも□可被下候、以上。

明和二年二月十八日　　御用番　原五郎左衛門

奥村主水様

〔坂井舊記〕

御家中之人々春出銀前々三月晦日切上納之御格に候得共、晦日切を限上納に而者指支候趣も有之躰に付、是以後當分四月十日切上納可有之事。

右之通被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配ゟ茂相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三月六日　　村井又兵衛

窪田主馬殿

遠田三郎太夫殿

青木勘七郎殿

先達而相觸候春出銀上納日限之儀、四月十日切に相□候付、四月へ入候而之日間無之、座封爲付候儀指支申儀に付、各別之趣を以、四月之封幷月越之封茂入交請取候様、出銀奉行

へ申渡候條可被得其意候事。

三月九日

三月十二日。前田重煕の十三回忌法會を江戸廣德寺に行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十二日於廣德寺、謙德院樣十三回御忌御取越御法事御執行。

三月十三日。藩醫多賀意安不行狀を以て知行を召放さる。

〔袖裏雜記〕

御醫者多賀意安、寶曆十二年故了因爲跡目被召出、二十人扶持被下置候處、療養方不心懸、上納銀等遲滯、町方買懸銀も不埒に而、異見仕候へども承引之躰無之、其外にも不埒有之旨等、段々寺社奉行より依言上閏十二月、御扶持被召放段正月被仰出、三月十三日家業心懸不宜、其上不行狀之趣共相聞え、不屆之至に付、御扶持被召放候旨被仰出候段、寺社奉行へ申渡。

三月廿二日。明年芳春院百五十回忌に付藩侯名代として上洛すべき者のことを議す。

〔袖裏雜記〕

四月十二日發喪したるを一ヶ月繰上げたるなり

來年七月芳春院樣百五十回御忌御當被成候。私家之儀は、芳春院樣御取立被下候趣、被知召候通に御座候。百回御忌之御時分も、亡父相願御法事奉行被仰付上京仕、御名代之御燒香も相勤申候。百五十回御忌之御法事は、必私相願候樣亡父常々申聞置候。右御用被仰付候樣奉願度奉存候へども、私儀近年病身にて半身不自由、殊起居自身難仕、御名代之御燒香難相勤奉存候間、右御用共せがれ三左衞門相勤候樣奉存度候。亡父被仰付候時分先例、別紙上之申候。猶更存寄之趣も御座候間、其段は直々奉達御內聽候。宜御次手被得御內意候樣仕度奉存候、以上。

三月十三日　　　　前田土佐守

村井又兵衞樣

芳春院樣來年七月百五十回御忌御相當被成候。土佐守家之儀は、芳春院樣御取立被成候付、せがれ三左衞門相勤候樣奉願候旨、別紙之通申聞、則近江守願候節之舊記も相添出候付、奉入御覽候。

一、右百回御忌之節は、寺社奉行一人并御香奠裁許御小將も上京仕候由。其外には御役人は罷越不申旨に御座候。享保元年には公儀被仰出有之、公儀御法事も一朝御執行被仰付候故、百回御忌之節とは、御布施物を初諸事御樣子も違可申儀に御座候。假令右之趣無之候にて

泰眞院は前田綱紀の女直姫

も、當時は御勝手御指支に付、——來年御法事之節は、寺社奉行を初此表より御役人被遣候儀は被指止、泰眞院樣御法事之節之振を以、京都詰人諸事取捌、此表よりは前田氏之人持之内被遣、御名代之御燒香被仰付候樣成振にも仕度儀与、兼而内々僉議も仕候儀に御座候間、來年御法事は御時節柄等に付御省略、泰眞院樣御法事之振に被仰付、御名代之御燒香は三左衞門被仰付にて可有御座哉与僉議申候。

一、土佐守儀、病身にて本服可仕躰無御座候に付、せがれへ家督隱居之儀奉願候ても、御懇之被仰出故相見合罷在候。右御用三左衞門へ被仰付候儀に候はゞ、尚更隱居家督之儀被仰付候樣奉願候。隱居被仰付候儀に候はゞ、土佐守儀も三左衞門に指添上京仕、指引も仕度内存之趣直々奉願候由、内々にて申聞候。則一封指越候付、上之申候。寳暦十二年十二月土佐守儀隱居奉願度内存に被聞召候。併土佐守年齡にて、隱居之例も有之間敷候條、先御延引与被思召候由被仰出、三左衞門儀新知被下被召出候儀に御座候間、右隱居願之趣御聞屆之儀は、先御延引被成置候て可有御座候。左候へば、三左衞門並にて御法事御奉行相勤候例も無之儀に御座候間、前條に相調候通御名代之御燒香迄、三左衞門被仰付にて可有御座哉、以上。

三月二十二日　　村井又兵衞

御加筆

右紙面土佐守紙面共皆披見、いづれも承知いたし候。省略之儀候間、紙面之通、此度は其方中等之内法事奉行申付間敷候。併泰眞院殿茶湯之ふりにてはあまり輕過可申や。寺社奉行幷香奠裁許などは不及指遣、組頭等之内一人指遣、かの地詰人へ夫々申談候など、申儀にても可有之哉。此所今一應僉議可被申聞候。代香三左衞門可申付候へ共、土佐守勝手難澁之趣前々より承候。三左衞門儀右用事致上京候はゞ、入用など過分、彌可致難澁候條、此度は省略と云、かたがた前田家之人持申渡候ても可然哉。たゞし當時土佐守勝手之手廻し相成候故、右之趣申聞候や。其上外役人も不相越候所、三左衞門上京も如何。此品々各僉議之趣可被申聞候。土佐守一封請取候。追て可申聞旨可被申聞置候。

三月廿四日。昨今兩日前田綱紀夫人百回忌法會を江戸廣德寺に執行す。

〔政隣記〕

三月十五日、來廿四日松嶺院樣百回御忌に付、白銀百枚今日會所奉行を以廣德寺に被遣。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月廿三日・四日於廣德寺、松嶺院樣松雲公御簾中百回御忌御法事御取越。

四月廿四日の忌辰を繰上げたるなり

三月廿七日。幕府日光に於ける德川家康百五十回忌法會に前田重敎の代拜派遣を許さゞることを指令す。

御智樣とは前田吉德の夫人にして徳川綱吉の養女たるなりといふ

〔袖裏雜記〕
當四月於日光山權現樣百五十回御法會之節御代拜之儀、正德五年百回御忌之節、相公樣には御服中に付、御服明に上野御本坊へ御太刀馬代御獻納、御代拜は無之。若狹守樣には於日光山御太刀馬代等御獻納、御代拜有之。寬延三年四月於日光山大猷院樣百回御忌御法事之節御代拜有之に付、聞番より御老中松平右近將監殿へ例書等出置候處、御太刀馬代以使者日光本坊へ可有奉納候、代拜は無之段以御附札被仰渡。先例と相違之儀、聞番より取次迄申達候處、先年は御三家樣・若狹守樣迄御代拜有之、其外は御代拜無之候。此時若狹守樣には御智樣に付各別之儀に候。大猷院樣御法會之節は御三家に不限、外々樣にも御代拜有之に付、御先例相當り不申候。乍然加賀守樣御家者各別之御事に御座候間、御願紙面御出可然旨申候付、願紙面出候而不相成候へば詮も無之間、如何可有之哉先罷歸可相達旨聞番申述候處、左候はゞ右近將監へ可申聞旨に而、重而相達候處、決而可成とは難申候へども、御家は御格別に而、只今迄御願紙面出候而成不申儀は無之候。御願紙面出候はゞ御取次可仕旨申候由取次申。其段達御聽御願紙面出候處、代拜に不及旨三月廿七日御附札を以御渡、且於別間寬文年中五十回御忌之節御代拜無之儀者、前廉相知不申候處、頃日奧御用之方に而御代拜無之舊記出申候。ヶ樣之儀故今般之御願は相叶不申旨取次申述候旨等、三月晦日江戶詰御家老より之紙面之留

あり。

四月七日。河北郡長井谷に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月七日四つ時、長井谷村出火、百姓家六十軒計燒失。

四月上旬。前田重敎足疾を以て就封の賜暇を辭す。

〔政隣記〕

君上先頃以來御足御痛段々御宜方に候得共、御不出來之節は御間之內御歩行も御不自由に付、近々御暇之上使御座候而も、上意御拜聽之御進退無御覺束思召候段、今月上旬御書付御指出。

四月十二日。昨今兩日金澤寶圓寺に於いて前田重熈の十三回忌法會を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月十一日・十二日謙德院樣御十三回御忌於寶圓寺御執行。諸士拜禮等如例。

〔政隣記〕

四月十二日は發喪の日なり

十三日は十二日の誤

四月十三日、昨今兩日於寶圓寺說德院樣御十三回忌御法事御執行、御奉行横山山城守。

四月十六日。金澤神護寺に於いて德川家康の百五十回忌法會を行ふ。

神護寺は金澤城内に於ける東照宮所屬の別當

〔政隣記〕

四月十六日、東照宮百五十回御忌に付、今日御法會金澤於神護寺御執行。依之今日も諸殺生遠慮之旨、先日御觸出。

四月十六日。前田重敎、德川家治の紅葉山參詣に候す。

〔德川實紀〕

四月十七日、こたびの御神忌により、御束帶にて紅葉山の御宮に詣給ふ。松平周防守康福先導し、三宅采女正康徂御刀をもち、殿上の板緣にて裾を奉り、松平右京大夫輝高・阿部伊豫守正右、御側用人板倉佐渡守勝淸、少老小出信濃守英持・松平攝津守忠恒豫參し、中略、萬石につらなる人々國持をはじめ、四位より上は唐門の外東の方にまちうけ奉りて拜謁、溜詰は勅額門のうちに蹲り列席し、松平加賀守重敎は唐門東の方、雁間四品以上は勅額門外に列居す。

四月十七日。日光に於ける德川家康の百五十回忌法會に前田重敎太刀を

献納す。

〔政隣記〕

四月十七日、權現様百五十回御忌御法會於日光山有之。前記之通松平右近將監殿等御越。右に付爲御代拜日光へ被遣候御使者、御家老役伴八矢へ被仰付置候處、御代拜相止候に付御太刀御献納之御使、在江戸御小將頭吉田茂平へ今月朔日御内意被仰渡、同七日表立被仰付。依之今月三日於御居間書院、戸田與一郎を以御内々御目錄小判百五十兩被下之、副使聞番見習永原權丞へ同斷百兩被下之。會所銀は茂平・權丞共百石四百目宛之圖りを以借用、小拂金は茂平百七十兩、權丞は百廿兩願之通御貸渡。同十日於御席、茂平へ御紋附御羽織一つ白銀十枚、權丞へ白銀五枚拜領被仰付、翌十一日江戸發、同廿一日歸府。但權丞は直に金澤へ歸。

〔政隣記〕

四月十八日、御精進揚御肴御獻上。廿一日右百五十回御忌被爲濟候に付干鯛等四種、御臺様・若君様へも三種宛御獻上。

〔政隣記〕

五月五日、松平右近將監殿今度日光御法會御用御勤に付、今日二種千疋被遣之。

四月廿九日。前田重教の夫人流産す。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月二十九日御前樣御流產。奧村主水墓目爲御用出府之處、右御樣子に付無御用、五月十七日御暇に而、歸着二十九日也。右に付狂歌。

奧むらは若子の御主を水にしておもなひ顏で國へ墓目か

一、右御前樣夕方より御產之御催有之、初夜御產被遊候得共、御胎死。紀州中將樣重倫卿にも、四つ時御早乘に而御屋敷へ被爲入候由。

五月朔日。大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月朔日備後守樣利道君御歸邑に付、御城下御通行、金屋方御止宿。二日六時過御發途。

五月六日。前田重教夫人流產の報金澤に達す。

〔政隣記〕

五月六日於金澤左之通御廻文出。

御前樣前月廿九日夕七時頃より俄御出產之御催に而、御流產被成候。御前樣には御達者に被成御座候段、以早飛脚申來候。依之中將樣爲伺御機嫌、明七日御用番宅ゟ可有參出、幼少病氣人々は以使者可申越旨、御用番山城守殿より頭分以上ゟ御廻文有之。

五月十一日。能美郡小松に洪水あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十一日小松洪水。御城三之丸之内橋邊子供一人致溺死、死骸相尋候得共相知不申候に付、舟に雞を載せ出申候。死骸有之所に而は鳴申候由に付、其うたひ申を見物之ため、大勢橋之上に集り居候處、此橋久敷御修覆無之朽居申候處、大勢立込居申に付、眞中より折込、集り居申者三十七・八人不殘川へ落申候。兩方之端に居申者は漸揚り申候得共、中にて落申者之內、笹嶋典膳手廻召仕之十四・五歲之子も落候所、一所に參り候小者助上げ可申ため飛込候得ば、河中に而落入候者共に被取付、是も相果申由。此外町之者強力成者有之、是又助け可申とて飛入、一兩人とらへ舟へ投入候得共、是も落入申者足手に五・六人も取付、振放游ぎ上らんといたし候得共、何分切岸に而上り兼申內、又足に二・三人取付難儀、終に溺死いたし候由。都合死人三十九人之旨。

〔政隣記〕

今月加州小松洪水、町中之橋々落、男女三十人餘流死。

六月九日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

六月朔日御脚痛御快御登城。同九日御暇之上使御老中松平周防守殿、從西丸同斷阿部伊豫守殿、平川より建部山城守殿を以、御例之通夫々御拜領物等有之。

六月十一日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

六月十一日、御登城御暇之御禮。御家老津田玄蕃・伴八矢御目見。且御鷹・御馬御拜領、御懇之上意等、都而御例之通。

〔德川實紀〕

六月十一日、臨時の朝會あり。松平加賀守重教就封の暇給ふ。

六月十一日。金澤城玉泉丸門外の橋梁修理成るを以て通行を許す。

〔政隣記〕

五月朔日左之趣御横目廻狀有之、幷六月二日左之趣同斷。

玉泉院様丸御門外橋懸直被仰付候に付、今日より往來留、六月十一日より往來不指支旨御城代被仰渡。

六月二十日。前田吉德の生母預玄院江戸に歿す。

〔政隣記〕
六月十九日預玄院様去暮以來少々御滯之處、俄に御指重に付、御祈禱駒込長元寺に御願。
〔政隣記〕
六月廿日預玄院様被及御大切、未上刻御卒去。吉德公御生母御歲九十八。廿八日駒込長元寺に而御葬式。御奉行作八矢、御用主付志村五郎左衛門・賀古市左衛門。君上御續實御父方御祖母に付、半減之御忌服。
六月廿二日、右に付御忌中御尋、上使大岡兵庫頭殿御出。爲御禮御老中方御勤。
七月二日・三日、於長元寺御中陰御法事御執行。二日、同寺に御茶被遣。
〔享保錄〕
享保三十の二伊藤內膳話。
若狹守様御母公様は御能書に而候。三田村主水方に而度々見申候。主水儀は去とは見事成老人に候。先年せがれ伊藤金左衛門、山中へ致入湯罷在候內、主水儀入湯に而、手前父子共如水近付に無之所、金左衛門旅宿へ如水見廻に而懇意に被申聞、未能對面候へ共、御城下を隔遠方御領違に罷在候故、急用等互に申談度儀も有之物と存付見舞申候由に付、金左衛門儀も禮に罷越候へば、其後如水へ振廻被申、様々馳走に而被申候は、主計事御國之事萬端不案內

に候へば、諸事介抱之儀親父内膳殿へ賴入候由、罷歸申聞候に付、上湯以後禮に罷越、夫より懇に申通候。今以諸事押立申儀には相勤申候。右之趣に付、其後如水方へ罷越參會之砌、如水被申候には、若狹守樣御母公樣之儀は、若年之頃より人並に越え器用に有之候。十三歲迄凡女中之諸藝、何事に不依人並にこえ上手に被成候。歌も當世女にあれ程の歌は有之間敷候。別而手跡は勝れて器用に候。十四歲にて御家へ罷出、眞に而書寫を相勤候に、無比類能調申候に付、應御意被召仕候所、其後御子樣も御出生被遊、私儀ヶ樣之仕合に罷成、御國へ移候時分、最早一生對面不相成候へば、形見に屛風を仕立申、短冊を調被指越候樣所望いたし候。自筆之短尺色紙押交申屛風取來、爲見被申候。其手跡とかく可申樣も無之、當時公家衆之內にも、あの位之能書は見當り不申候。尊圓流至極の堂上方風に候。中々今の世の人之手跡之樣には無之候。幷如水物語に、世上に細川越中守殿御息女之母儀も、私之娘之由取沙汰有之候へ共、聊左樣之續は無之候。私娘は一人之外は無之由、如水物語也。

## 六月廿五日。預玄院逝去の報金澤に達す。

〔政隣記〕

六月廿六日御用番安房守殿より頭分以上に左之通御廻文出。

預玄院樣去春以來少々御滯之處、俄に御指重り、當廿日未上刻御卒去被成候。依之不押立普

昨日報を得たるを以てなり

明和七年二月十二日の條參照下記の口上書は案文なり

請は、昨日より明日迄三日遠慮、鳴物等來月朔日迄七日、諸殺生は來月四日迄十日遠慮之筈に候條、組・支配ゟも可申觸旨。且又頭分以上は爲伺御機嫌、今明日之內御用番宅ゟ參出之儀等、御廻文有之。

七月九日。白山宮の惣長吏白光院澄盛禁裏に卷數を奉獻する新例を開かんことを請ふ。

〔長吏舊記〕

乍恐奉願上候口上書

當社白山權現者、從往古禁裏御所御祈禱長日勤行仕來候儀に御座候。然處是迄卷數等獻上仕候儀茂無御座、歎ヶ數奉存候。私儀去冬冥加に相叶、奉願上候通惣長吏職綸旨頂戴仕候儀に茂御座候得者、乍恐爲冥加來春より一ヶ年一度上京仕、年頭卷數獻上仕度奉願上候。此段可然御沙汰奉賴候、以上。

白山七社惣長吏

明和二乙酉年七月

白光院　澄　盛　印判

速水長門守殿

河端安藝守殿

平田氏は勘解由羽門は長吏澄盛の子なり

一、當社白山權現者從往古。

右權現ゝ申儀私書付申候間、夫に而は惡敷御座候はゞ、いかやう共思召次第に御書付可被成候。

一、卷數ゝ申候儀、御祈禱御札ゝ被成候方宜敷思召候はゞ、御勝手次第御認可被成候。御札ゝ御認被成候はゞ、奧も勿論御札ゝ御認可被成候。

一、此案紙奧つまり申候へ共、取込認直し不申候。其儘に進上仕候間、此通りに奧つまり不申候樣に御認可被成候。

一、一ヶ年一度上京ゝ有之候所、先兩三年は御父子樣之內御上京被成、又年により御勝手あしき時は、御所勞を被稱、使僧にても御斷相立可申事与奉存候。是は甚內密之事、私自己の了簡にて申上候儀に御座候。

右三通之通平田氏より申越候に付、土佐守樣へ爲示談七月八日に羽門を指遣、則相談之上返書調遣す。願紙面者牛右衞門殿家來中山津太夫与申者能筆に付、牛右衞門殿指圖に而相賴調候也。

返書

先月廿七日之御懇書、當六日に相屆拜見仕候。先以秋暑之砌御座候所、御揃御勇壯被成御座、

日出度珍重奉存候。然者兼々申上候來年より年頭之卷數禁裏御所へ獻上之儀、彌此度願書付指出候樣に被仰下、難有奉存候。則御案紙之通相調上之申候間、猶更宜樣御取成奉賴上候。尤土佐守殿へも御紙面之趣且案紙之趣等遂示談候に付、前田殿よりも委細被申進候等に御座候。且又小堀牛山殿・牛右衞門殿へも御紙面之趣委細咄申候處、兎角何事も貴公樣の御世話故与悅被申候。猶更別紙を以御挨拶を被致候等に御座候。願書付指上、御沙汰御座候得ば、願之通相濟被仰付候樣にも相成居申由、御內々御承知之旨被仰下、先以難有仕合無申計奉存候。此上何分にも宜御沙汰被成下候樣奉願上候。就夫從殿樣、京都詰人中を以廣橋橋に御使者被遣候樣仕度被仰候に付、委曲土佐守殿与委細遂示談候之處、先達而土佐守殿紙面を以、速水氏・河端氏等に右之趣被得御意候へ者、相濟候樣に被仰越候に付、其砌土佐守殿同席之衆中へ其段被相達、當方者夫に而相濟候樣に相成居申候處、又々今般土佐守殿より御使者之儀、同席之衆中へ被遂示談候儀難被致樣子に御座候。依之拙僧より寺社御奉行中へ相願候儀も六ヶ敷、旁々此度は御使者之儀相調不申候。何卒其儀無御座候共、右御沙汰御座候樣宜御取成奉願上候。來春御卷數獻上之砌者格別之儀に御座候間、又々御使者挨拶等之儀御座候樣に、此方に而取計可申与奉存候。此度者古之譯故御使者之儀相調難申候。此等之趣何分にも宜御取成し可被下候。速水氏・河端氏へ愚狀を添申候。御達宜樣被成可被下候。

一、今般願之通相濟候にゞ、夫々御禮可申上儀に奉存候間、[　]六ヶ敷、宜樣目錄御調被成、御指下し乍恐奉賴候。

一、願書文句之儀御心を被付、譯而被仰下忝、御案紙之通一段宜御座候。且又卷數ゝ御札ゝの事、卷數と調可然之旨土佐守殿初被申聞候。卷數には御札も添申候。尤御札に者白山太神宮与唱申儀に御座候得共、去年由來御尋之砌、則權現を太神宮共申儀委細書上置申候。もとは權現に而御座候。何れに唱候而茂不苦候。

右之趣共御考、宜樣に奉賴上候。尙追便心事御禮等可申上、早々用事迄申上候、以上。

七月九日　澄盛判

羽門判

平田勘解由樣

七月廿二日。前田重敎夫人名を套姬と改む。

〔政隣記〕

七月廿二日、御前樣御名勝姬樣与奉稱候處、今日より套姬樣与御改。

七月廿二日。江戶中屋敷に醫師を存置することを議す。

〔袖裏雜記〕

當時御中屋敷に御醫師相詰不申候而も可宜哉与、往古之樣子相考、御用人・御横目江も相尋候へども相知不申候。松雲院樣御中屋敷に被爲入、御暇被仰出御歸國被遊御留守中にも、御醫師相詰候由、御横目被申聞候。御下屋敷とは違、辻番所なども有之候所、御屋敷前怪我人等有之節、御醫師不被指出与申儀も成申間敷候間、相詰候樣可有御座候。就夫只今迄は預玄院樣御用も御座候に付、端玄泉・津田壽軒儀、先は極而交代仕候。玄泉儀當秋致交代候筈に御座候。高祿之者相詰候而は御費成儀御座候間、是以後少御扶持方被下置候御醫師之內、療治宜敷仕候者相詰候樣有之可然与、遂僉議候段申上候處、窺之通——被仰出候、——以上。

七月二十二日　　津田玄蕃

伴八矢

本多安房守初十八人樣

右之趣致承知候。各御僉議御伺も相濟申上には候へども、當時御勝手御指支に付、其表詰人も精誠被減候儀に御座候へば、御中屋敷に御醫者相詰候には及申間敷候樣被存候。松雲院樣御中屋敷に被爲入、御暇被仰出、御歸國被遊御留守中にも、御醫者相詰候由。其時分御中屋敷に御廣式も有之故にも候哉与存候。尤辻番所も有之儀、御中屋敷前怪我人等有之節之ためには宜敷可有之候へども、每度も有之間敷儀。若御醫者被指出候半而難成節は、御上屋敷よ

り罷越候ても相濟可申儀。急切之ためこ有之儀候へば、外料等も不被指置候半而は難成樣成者に御座候。指當御用も無之儀候處、御醫者被指置候与申儀は、御費之儀候間、今一往御僉議有之、御上屋敷之御醫者にて可也に相濟申趣に候はゞ、被指止候而可然与何茂遂僉議候。以上。

八月九日　　　　　　村井又兵衞

津田玄蕃樣

作八矢樣

此後之返書不見。明和三年十二月廿八日安房守紙面之內、當時御中屋敷詰居候御醫者小瀨甫元、來秋交代。

本文に據れば中屋敷の醫師を存置せしなり

七月廿二日。本多圖書の臣渡邊嘉右衞門、本多安房守の臣伊藤惣左衞門等を殺害す。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十二日本多房州家來給人五十石伊藤惣左衞門宅へ、同家中九十石高橋藤藏罷越咄居申處へ、本多圖書家來七十石渡邊嘉右衞門罷越、藤藏へ言葉も不懸切付申に付、惣左衞門も起揚り申所を切付候得共、手元に脇差無之候哉、母親刀を袋ながら持出相渡申に付、袋より取

出し候所を帚懸切殺、母親も少々手疵爲負候由。亭主惣左衞門幷藤藏兩人を切殺、其身は自害相果候由。

八月四日。金澤城紺屋坂門の修理成るを以て今日より通行を許す。

〔政隣記〕

七月八日、紺屋坂御門建候に付、今日より往來留之處、出來に付八月四日より往來不差支旨。

八月十四日。江沼郡山代温泉の山地崩壞す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十四日、能美郡山代湯本藥師堂の後の山、破口一尺五寸計、末之方に破目八九寸、兩方へ破れき申所長さ八十間計、其破目深さ何程と申底相知れ不申。大正持より役人中罷越致見分候所、細曳に石を括下げ見申所、幾筋繼候ても落付相知れ不申由。湯元宿何某が家の庭の内迄ひゞり目有之。十四日夜中は此邊山こと〲く鳴申に付、所之者殊之外氣遣申所、翌朝如斯に候。畢竟大木の根破、こと〲く切放れ申音之由。右之趣に付、入湯人へ所之者相斷、此已後山崩可仕哉難計候間、外へ被參候樣に申に付、湯入者共不殘上湯罷歸候由。是に付小松・大正寺邊より見物人夥敷有之由。

能美郡は誤なり

八月廿一日。前田重教江戸を發して金澤に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十一日中將樣江戸表御發駕、御供御家老津田玄蕃正昭。翌二十二日桶川御泊に而少々御不例に付、一日御滯留被遊候。

〔御年譜〕

御供御家老津田玄蕃、御步頭湯原十兵衞、御横目本保平太夫。

〔泰雲公御年譜〕

一、江戸御發駕以前御居間方大宮虎𨰉儀新番並に被仰付、熨斗目上下急に差支可申旨に而拜領被仰付。坊主衆より直に新番に被仰付例無之事に候。

九月朔日。諸士の召連れざる家來の松坂門を通行するを禁ず。

〔政隣記〕

九月朔日、松坂御門往來有之人々、家來返候節幷迎に呼寄候節も、右御門より致往來候者有之躰に候。主人不召連家來者相通不申筈に候條、迎等に取寄候節は、河北・石川兩御門相通候樣家來末々江可申渡旨。且又石川御門御石垣出來に付、御着城御當日より往來不差支旨御城代被仰渡候由等、例之通御横目廻狀有之。

九月朔日。金澤城外坂下門の修繕成るを以て通行を許す。

〔政隣記〕

坂下御門建候に付、八月四日より往來留之處、九月朔日より出來に付往來不差支旨等、御城代被仰渡候由、時々御横目廻状有之。

九月四日。前田重教金澤に着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月四日中將樣九つ時過御着城、御馬上也。今朝御供揃六時に而、津幡より森下之間御鷹野有之候由。御禮使、人持組三千七百石前田權佐。

〔政隣記〕

九月四日、夜前津幡御泊、今日九時過御着城。喜六郎殿鏡板に御出迎、其外前々之通。且御歸國御禮之御使前田權佐御目見、幷於御席御卷物・御羽織拜領等如前々。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月、前月中將樣御着城之日、酒井左衞門尉樣御家臣足輕体之者、御荷物之宰領いたし上方へ罷越候者、森下邊今町に而馬子に相渡候胴亂取落、半途に而氣付、片町御屋方に而種々及僉議候得ども埒明不申。右胴亂之内金子も有之、第一御書有之、是を失ひ候而者所詮存命

難仕、いづれ町役人ゟ相達致穿鑿可申旨に而、馬子を叱騷敷有之候由。然處其節御供に罷越候、石坂町大蓮寺後に居住之日傭長兵衞与申者、今町邊を通り候節不圖すべり、溝之所へ倒手を突候得ば、何哉覽手に掛り引揚見申所、赤き革胴亂に而、口に鎖いたし有之。連之者開き可改旨申候得ども、其儀は不可然、定而今日御供之衆之被落に而可有之、只此儘に而相返し可申迚、宿所へ持返り、肝煎ゟ相達候處、是は先刻石浦町平野屋前に而、他國旅人落し物有之、馬子与僉議も有之。定而此旅人之品に而可有之、持參相尋可然旨指圖に付、則持參相尋候處、旅人大きに悅、右胴亂入之品々申聞、別而主人之御書入置候所、偖々一命を助り忝旨。金子は九兩二歩有之由。夫々相調理候處、相違無之に付相渡候處、宰領甚悅、禮として鳥目二百銅、右拾ひ人ゟ贈候所、近頃忝、申請同前迚相返申候由。此段町奉行へ委曲相聞ゟ、輕き者には廉直之致方、殊に他國者に對し外聞實義神妙成旨に而、爲褒美金子十兩被下候旨。

寶暦八年十月參照

九月。高主に對し小作人の非分を申懸くるを禁ず。

〔改作方公用集〕

寶暦八年別紙之通り一統申渡置候處、小作之者共高主ゟ對し、年々何角申立不埒之族有之躰相聞候條、右先年申渡候趣を以、夫々嚴重に可申渡候。致請作候節作用米高等相極置候而、以後に至り彼是申立、高主ゟ損料を掛申族も有之躰不屆之趣に候條、此等之儀も尙更急度可

申渡候。且又高主に對し小作之者共指引合等之儀に付、大勢連に而罷越候儀は不相成儀に候處、近年猥に相成、年暮指引合等之儀に付大勢連に而罷越候躰粗相聞候。以來は指引合等在之高主へ小作之者共罷越節、一兩人宛罷越可申候。大勢連に而罷越候者、其筋之役人に相斷可申候。若不斷大勢罷越候はゞ、理非無構急度可申付候。自然高主非分を申懸候はゞ、其筋之役人に相斷理非を糺可申候。右之段夫々申渡、是以後嚴重に相心得候樣に可申付者也。

酉　九　月

篠嶋庄兵衛
石丸彌市郎
堀田治兵衛
遠藤次右衛門
久田忠左衛門
井上九左衛門
齋藤金兵衛
木村次右衛門　煩

諸郡御扶持人・十村中

十月五日。昨今兩日天德院に於いて前田重靖の十三回忌法會を營む。

十月五日は發喪の日なり

〔泰雲公御年譜〕

一、十月四日・五日天珠公十三回御忌御法會、於天德院御執行、諸士拜禮等如例。於玉泉寺前御施行米被下。

十月九日。幕府の發行せる五匁銀通用のことを令す。

〔政隣記〕

此度文字銀同位を以、掛目五匁に定候銀吹立被仰付候間、有來丁銀・小玉銀に取交、渡方受取方無滯可致通用候。右之趣國々にも可觸知者也。

九月

右松平右近將監殿御渡之由に而、御大目付御廻狀之寫を以、十月九日本多安房守殿・前田駿河守殿より御廻文有之。

十月十二日。前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

十月十三日粟ヶ崎口に御放鷹。喜六郎殿にも御同道。

十月十二日。定番御歩市川小太夫能登島に流刑を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

御居間方定番御歩市川小太夫、於江戸表不屆之品有之付、先御國へ御返、急度指扣被仰付。嚴重可被仰付候得共、此節故御宥免、能州邊之內へ流刑被仰付候段被仰出、申渡之伺等あり。

十月十三日申渡之。御請もあり。

〔泰雲公御年譜〕

前月之事に候哉、御近習御徒橫目市川小太夫与申者、五箇山へ流罪被仰付候由。是は當五月御在府之內御廣式へ被爲入候節、御鈴役は御奥小將之役に候處、如何之趣に哉右御徒橫目御鎖口に相詰罷在候に付、御直に、若御用有之候共御鈴曳申間敷旨被仰付候所、折節戶田與一郎御用有之御案內可申上旨申に付、右御徒橫目最前之被仰渡置候趣致失念、御鈴曳申候儀御咎、御意を致忘却候越度に付、如斯被仰付候哉与申致沙汰候。

前月は十月五箇山とあるは誤なり

十月。前田重敎夫人套姬の名に觸るゝ諸士の名を改む。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月、此間江戶表套姬樣御名に指合申旨に而、湯原藤左衛門は十兵衛に改、三輪藤兵衛は中務に改。此間御能御座候節、七騎落之遠平も唱替候由、然らば音計に不限、訓も避申筈候。又御當地御出生之邦姬樣も同訓避可申旨に而、諸國一見の僧といふ詞を、諸國をめぐり、

是は行脚の僧にて候と謠替候由。

十月。鹽川安左衞門閉門中病死し尋いで相續の知行を減ぜらる。

〔袖裏雜記〕

鹽川安左衞門儀、明和二年十月病死、同人常々不行狀に付遠慮閉門被仰付候者に候。今暮も御延引、來年安左衞門遺知六百石之內二百五十石御減少、三百五十石せがれ淸左衞門へ可被仰付哉之旨伺之處、僉議之通被仰出。

鹽川安左衞門は享保十八年正月晦日の條に見ゆ

十一月廿八日。大小將組水野十郞右衞門不行狀を以て遠慮を命ぜらる。

〔政隣記〕

十一月廿八日、左之通御用番安房守殿、御小將頭富田九郞右衞門に被仰渡。

御大小將水野十郞右衞門、行狀等不宜趣被聞召候に付、御大小將組被指除、組外に被加之、遠慮被仰付候旨被仰出候條、可被申渡候事。

〔袖裏雜記〕

水野十郞右衞門儀、御大小將組不相應に付被指除、組外へ被加之旨被仰出之所、各にも右組引損、不行狀之躰承及趣等申上、遠慮被仰付に而可有御座哉之旨申上、其通被仰出、申渡左之通。

水野十郎右衛門

富田九郎右衛門え

右御大小將組被仰付置候處、行狀等不宜趣被聞召候に付、右組被指除、組外へ被指加、遠慮被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

十一月廿八日

十二月朔日。明年參覲の際供奉すべき諸士を命ず。

〔政隣記〕

十二月朔日、來年御參勤御道中奉行等御供人夫々被仰渡。且又就御儉約、格別御人御減少に付、御近習向、將亦詰組御小將頭・御步頭不被召連旨夫々被仰渡。但詰組之御番頭・御横目は相詰候樣被仰渡。

附、御大小將も御供番一組に而御手を合せ、御道中御供相辨じ、詰組は相省き、當秋出府有之分爲詰延可申候。尤此度切格別之趣に候條、後例には不相成候間、順番不致混雜樣、併御人配りにて詰組より少々罷越儀も可有之旨、前月十五日戸田與一郎を以御小將頭え被仰出候。右之外諸向御人御減少之事。

十二月十五日。金澤城火災の際幕府より借用したる金子返納を皆濟した

るを以て奉行に賞賜す。

〔政隣記〕

十二月十五日御拜借金當春御返納就皆濟に、元方御金奉行衆ゟ絹三疋・御肴宛被遣之。

十二月十五日。前田重敎、前名重基を改む。

〔政隣記〕

十二月朔日、若君樣御諱家基公与被稱。依之君上重基公と奉稱候處、重敎公と御改。

〔政隣記〕

君上御實名、當十五日より重敎公と御改に付、御家中之人々實名同字并同唱有之候はゞ改可申旨、御用番駿河守殿翌十六日御覺書を以定番頭ゟ被仰渡、定番頭より廻狀有之。

十二月十六日。德川家治、前田重敎に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月廿一日、寒氣御尋之宿繼御奉書且御鷹之鶴、當十六日渡、今夜到來。右御禮之御使御馬廻頭遠田三郎太夫、廿四日金澤發、正月十五日御献上。

十二月十九日。二ノ丸御殿造營以後初めて煤拂を行ふ。

寶曆十三年六月四日參照
左膳は儀太夫の悴なり

柴田百助のことは明和元年三月十六日の條參照

〔政隣記〕

十二月十九日、御煤拂御規式有之。御城御造營後右御規式無之處、今年より相始る。

## 十二月廿四日。前波七左衛門の博奕事件等判決せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月二十四日於公事場、山森源兵衛等致落着候。五ケ山流刑（百五十石前波平丞せがれ）前波七左衛門。但平丞幷せがれ左膳可爲同罪候所に、兩人共先達而致死去候。但左膳儀致牢死候。五ケ山流刑（定番御馬廻百石）山森源兵衛。同斷（與力）武源五左衛門。一類中ゟ御預前波儀兵衛娘たみ。御知行被召放前波儀太夫。御改易組外百五十石秋元幸次郎。逼塞御馬廻三百石前波源太夫。

右之通被仰渡候。前波一統は白銀屋與左衛門一卷、山森は去々年松任祭禮之節相撲場に而百姓共に逢打擲、秋元は故木曾右衛門嫡孫に而、左六郎せがれに而候所、左六郎死去いたし候に付、跡目被仰付候。未若年に付叔父與力柴田百助致後見同居罷在候所、百助儀去々年博奕宿いたし、其一座喧嘩出來、御吟味之内百助儀出奔、上道中において自害相果候。其節幸次郎儀は十五歲未滿之由に候得ども、上ゟは十五歲与披露、木曾右衛門跡式本知被下候に付、幼少共難申故に候。武源五左衛門儀、去々年卯辰邊に而於途中家來を致殺害候首尾不都合に付、如斯被仰付候由。

十二月廿五日。追儺の式を行ふ。

〔政隣記〕

十二月二十五日、御追儺御規式、會所奉行中川惣左衛門勤之。始而に付御時服一つ被下之。

十二月。檢校・座頭等の高利を以て金銀を貸附することを禁ず。

〔梅花無盡藏〕

明和二年十二月奉行より町方へ申渡候由にて、御用番より御家中へも被相觸候趣。

檢校・勾當其外座頭共、官金之由申立、高利に而世上へ貸出、返金滯候節者、座頭共大勢指遣、武家方は玄關ニ相詰罷在、高聲にて雜言申、或は晝夜共詰切罷在、彼是我儘成躰に而、催促候茂有之由相聞候。勿論借金催促之儀、其依時宜何れ共勝手次第之事候得共、右樣之致方は、借主に恥辱をあたへ候而、返金爲致候樣仕事に候へば、催促の筋にては無之候。右樣高利に而取引故、外々よりも、座頭へ金子預爲貸出候者、多在之旨相聞え候。過分の高利、又は法外之催促致候儀に付、咎申者も有之候へ共、兎角不相止。其上借主心得とは乍申、返金滯は法外之可致催促旨、證文に認置、且利金、證文には通例に認させ、實は高利に取引仕、其外禮金と名付、用立候金子之内に而引取、不埒之至に候。玄關等其外催促之者、罷越間敷場所へ相詰、雜言法外致間敷、若相背候者は、吟味之上急度可申付候。

一書に明和三年に作る

正月二日。前田重教、田中知顯等に命じて和歌を詠ぜしむ。

〔泰雲公御年譜〕

正月二日田中平丞・高畠猪太夫・久田清次郎三人に被命、詩經の中關々雎鳩在河之洲窈窕淑女君子之好仇天下泰平萬民安樂富貴滿足といふこゝろを、歌に讀て上げ候樣被仰渡候よしにて差上候よし。

關々雎鳩　田中知顯

むつまじきおもひ河洲のみさごだに聲も和らく千代の初春

窈窕淑女

かほよきは類ひもあらぬ乙女子の赤裳引そふ春のひかりも

天下萬民安樂富貴

四方の海治れる世の春くれば民の戸とみてゆたかにぞ住

關々雎鳩在河洲窈窕淑女君子好仇と云題にて

天下太平のこゝろを詠じて歳の初めに奉る　久田篤恭

洲に馴るゝみさごの島の正しさをたゝへておもふ時や幾春

同じ題にて萬民安樂

かげたかく並の岡の松風もふれて安けき春の民草

おなじ題にて富貴滿足

みつの國內外治まるまつりごと萬代も知る萬代の春

高畠猪太夫

いにしへの跡をみさごのから歌も繼くべき御代の春は來にけり

樂しみてたわれい跡のかしこきはこたふ千とせの春の初聲

みさごにもおくれてともに立競ふひかりに照す御代のゆたかさ

正月廿九日。前田重教、德川家基着袴の祝儀を受く。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月二十八日於江戶表若君樣御着袴。同二十九日右御祝儀物、上使大岡兵庫頭殿を以御拜領。右御賀使御先手物頭二百石堀孫左衞門被仰渡、二月十三日發足。右御禮之御使定番御番頭六百石河村午兵衞被仰渡、二月十五日發足。

〔德川實紀〕

正月廿九日、若君御袴着を賀し、群臣宿老に謁す。若君より三家に秋元但馬守凉朝御使して、巻物十・二種一荷づゝ、世子に巻物五・二種一荷づゝ、松平加賀守重教・松平越前守重高に一種賜はる。

正月。原他四郎相對死を仕損じて禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、原他四郎儀一類御預置、御吟味之上公事場ゟ相渡、禁牢いたし候。

一、原他四郎致入牢候砌被仰出候趣。

野村次郎兵衛組
岩田勘右衛門　原　他四郎

右他四郎儀、於卯辰山女を刺殺候躰に付、其様子他四郎頭野村次郎兵衛ゟ申渡相尋候處、卯辰心蓮社門前庵持辨雅方に罷在候津屋と申女致心易、他四郎儀勝手致難澁、過分之借銀等有之難相暮、自害可仕了簡致物語候之處、津屋儀も辨雅手前以之外嚴敷、他四郎命を捨申儀に候者、連之事相對死可仕候由申聞候故、舊臘二十三日夜辨雅宅より津屋致同道、卯辰山ゟ罷越刺殺、其身可致自害所、以之外致忘氣、彼是及遲滯候内夜明に相成候に付、無是非自宅ゟ罷歸候由申顯候。先以失侍道、無十方仕形不屆至極之者に候。依之牢揚屋ゟ被入置候間、他四郎儀公事場へ呼出、此段可申渡旨被仰出候條、被得其意、右之趣可被申渡候事。

二月十三日。知行を召放されたる者の印物等を紛失したる件に付指令す。

〔袖裏雜記〕

左之通二月十三日申渡。伺等之委細はこゝに略す。

三輪中務に。

前波儀太夫儀、舊臘二十四日御知行被召放候付、知行所附・御印之物御算用場へ可被指出處、何れも致紛失候哉相見候不申儀に付、儀太夫幷粟田宇兵衞等書付に御手前紙面を添被指出、則入御覽候處、外之品とは違候儀に候へ者、何も致忘却、其夜之內諸道具等取拂諸方に分散、家騷動に取紛候とて可致紛失譯は無之、宇兵衞に書付之趣不埒之至に付、急度御咎可被成儀候へども、其段者御用捨被成候條、追而尋出次第指出候樣可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

二月二十日。長柄傘を立てゝ携ふべからずとの幕令を傳ふ。

〔政隣記〕

長柄傘相立爲持候面々近き頃相見得申候。左候而は立傘に紛敷如何に候。主人々々敢而存候筋にも有之間敷候哉。畢竟下々之者辨無之、右之通相成儀共相聞得候。此段御沙汰も有之候。若此後立候而爲持候衆有之候ば、於途中御徒目附名前等承候儀も可有之候間、左樣御心得可

有之候。

右之通面々江相達候。依之家中之輩も若心違も有之候而は如何に候、爲心得申達候。

正　月

右御大目付池田筑後守殿江、聞番被召呼御渡之由に而、今月二十日公儀御用安房守殿・駿河守殿より御觸出有之。

今月は二月

二月廿二日。大小將組田邊何五郎指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

三宅權左衞門江

田邊何五郎

右何五郎儀、御大小將組不相應、段々不宜趣被聞召候。依之右組被指除、組外へ被指加候。急度指扣罷在候樣に可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

左之通二月廿二日申渡。

右被仰出者、指扣と迄に候へども、先例之趣を以急度と伺、伺候之通被仰出、不宜品委細被仰出は無之也。

二月廿八日。水戸侯德川宗翰の訃報至るを以て普請鳴物の遠慮を命ず。

〔政隣記〕

二月二十八日御用番長九郎左衛門殿より、

水戸宰相様、去二十日御逝去之段申來。依之普請は今日一日、鳴物等者明後朔日迄三日遠慮之旨御廻狀有之。

三月十五日。舊臘德川家治より贈られたる鶴を吸物として諸士に頒つ。

〔袖裏雜記〕

舊臘御拜領之鶴御吸物に被仰付、出仕以上へ頂戴可被仰付旨、二月十七日被仰出、段々御僉議有之、三月十五日可被下旨御治定之趣等委細留有之。

但寶暦十一年御拜領之節は、金谷御殿御手狹に而指支候に付、表立御披等之御沙汰無之、年寄中等へ御下頂戴被仰付。今年は御城御造營被仰付候後之儀、御料理も被下度候へども、全御城御成就も不仕、傍御吸物に被仰付頂戴可被仰付思召候旨等之被仰出有之。寶暦八年には御披之節御能は不被仰付、御料理被下、爲御禮前後登城有之。此度は御吸物迄故、前廉之御禮に不及、當日之朝罷出御禮、幷翌日登城御禮、年寄中宅へも相廻候樣可申渡旨も伺之上被仰出。十五日當日之御祝詞は御帳に付、頂戴に付而之御目見被仰付候儀も伺之通被仰出、觸紙面之下書左之通も入御覽。

猶以煩等にて難被罷出面々は、其趣名之下に可被書記候。御禮之儀は、御用番宅迄以使者可被申越候、以上。

舊臘御拜領之鶴、如御例御披御料理可被下儀に候得とも、御城御普請全御成就に而も無之、御指支之趣も有之に付、當來何日御吸物に被仰付可被下旨被仰出候條、のしめ・上下着用五半時可有登城候。

一、右御禮之儀何日登城之節可被申上候。且又御吸物等被下候爲御禮、何日登城、即日年寄中宅に可被相勤候、以上。

月　日　　御用番

充　所

三月廿二日。嘗て閉門を命ぜられたる諸士五人を宥しその知行を減ず。

〔袖裏雜記〕

三百石　組外　栗田十郎兵衛

七十石　定番御馬廻　青木善太夫

百四十石　同　深尾安左衛門

八十石　同　坂井八丞

寶曆十三年是歲の條參照

右十郎兵衛儀、博奕仕候儀は及承不申候へども、無息之内より不行狀、先年南町邊にて酒狂之上不埒之儀御座候。先以當時同組相番參會に付、未熟之人々に對し不法之趣、士道を取失ひ申込仕形相聞え申候。善太夫儀者、女色之儀に而不埒之參會相開申候。大坂淨瑠璃宿いたし、其上外々へ不知樣かくまひ申族。博奕仕儀は承及不申候へども、並を越候樣子に相聞候旨。安左衛門儀は、每々より輕き町人共等へ取組、種々非法を拵、或は金銀懸合等之儀、幷富突札之儀に付、能州一ノ宮神主櫻井監物方へ申遣候趣、惣而諸役人を手に入、年寄中僉議之筋をも、委細相計ひ申樣に末々申成したぶらかし申族、前々より之儀に御座候。右所存之者故、御法度之筋御縮方をも、曾而恐不申候。八丞儀は、不行狀博奕參會其外不筋之儀、並を越不愼之旨。次郎左衛門儀も前々より不愼者、先年白銀屋源左衛門似せ金仕候躰に候處、右似せ金次郎左衛門方より久保壽靜屋鋪守に銀子指引之方に相渡申手段相顯れ、僉議に取懸り候處、源左衛門儀出奔仕候。右之節も穩便に相濟候樣仕度など丶、手合之者方へ申立を以申開候。右躰之不埒、先盜賊改方奉行佐々木兵庫より寶曆十三年達御內聽候紙面被渡下。五人共不屆至極之者に付、御改易被仰付候ても可有御座哉とも僉議仕候へ共、左候而は勝手次第徘徊仕候故、如何樣之惡事仕間敷ものにても無御座候間、永く閉門被仰付、御免之節滅知被仰付、

明和四年八月廿三日の條參照

如御格違慮被仰付置、御免之儀御見合、愼之樣子次第御免被成可然与僉議仕候段申上候處、伺之通と被仰出。今年に而四ヶ年に罷成申候。今二・三ヶ年も閉門被仰付置間敷ものにても無御座候へども、時節柄一類之者共甚難儀仕躰に相聞え申候間、五人共閉門御免、如御格違慮被仰付、十郎兵衞儀は百石か百二・三十石御減少、善太夫は二十石か三十石御減少、安左衞門は六十石御減少、八丞は三十石御減少、次郎左衞門は四十石御減少被仰付可然と遂僉議申候。右之外明和元年より閉門被仰付置候者共も有之候へども、今年にて三ヶ年に相成候。此分は來年に至り御免被成可然と遂僉議、相伺不申候。以上。

三月十七日　　山城守初十二人

いづれも半知と被仰出候へども、善太夫知行七十石に付三十五石に成、只今迄右知行程之者侍組に無之、迚御奉公勤得不申候。五十石之知行高は當時有之。四十石之知行高御歩には有之候へ共、侍組には無之候。乍然往古は有之候哉、出銀等渡り方御定に、五十石より下御切米取は御納戸銀を以可被下旨有之候故、五十石より下御切米取は御納戸銀を以可被下旨有之故、五十石より下之知行も有之哉与奉存候。三十五石・四十石とは纔之違なから、四十石にては勤仕も成可申哉与先達而奉伺候へども、被仰出之趣に付打返し猶更遂詮議候處、定番御馬廻之内十人扶持被下置候者有之候。十人扶持は現米十七石七斗に御座候。四十石は現米夫

銀共十六石四斗餘に而、十人扶持之方一石二斗餘宜敷に付、善太夫・八丞儀は御知行被召上十人扶持に被仰付候方も可然哉と遂僉議見申候へ共、御知行被召上御扶持方被下候へば、座列も下り御印物等も不被下候。左候へば外三人とつり合候へば、右兩人は一等重く被仰付候樣に相聞え可申候哉。四十石に被仰付候ても御奉公に指支可申哉。御歩並之者とは又樣子も違申候間、傍善太夫・八丞共五十石に被仰付可然と重而僉議、伺之處僉議之通被仰出、三月二十二日夫々申渡。

三月廿二日。大小將組石川多門御番帳を汚損せしめたるを以てその處置を伺出づ。

〔政隣記〕

三月二十二日御城中御帳附、御大小將石川多門、今般相改候御番帳、此間御城代より御渡に付、昨日於多門宅校合等仕候內、俄雨にて雨漏り損出來不調法之趣、頭水越八郞左衛門迄紙面就指出候、重き品一通りに而者難濟、八郞左衛門心得を以て、多門先自分指扣申渡置、其旨等御城代ぇ相達候處、則被達御聽候得ば、此度之儀は御用捨被成候。以後之儀急度相心得候樣被仰出候段、御城代被仰渡、則於水越宅、多門ぇ申渡有之、相濟候事。

三月廿二日。前田重教明日參覲の途に就くを以て頭分以上の士登城す。

〔政隣記〕

三月廿二日、御用番山城守殿依御廻文、今日頭分以上布上下着用登城、御帳に付、御留守中火事御定書於御帳前披見之事。

三月廿三日。前田重教參覲の爲金澤を發す。

〔政隣記〕

三月廿三日、四半時御發駕、御作法前々之通。御見立之人々御席ゟ出、御用番ゟ恐悦申述退出。

〔泰雲公御年譜〕

同廿三日中將樣江戸表に御發駕、御供揃四時に而四つ半時御首途。御供御家老前田修理知定・不破彦三直廉。

三月廿五日。由比勘兵衞江戸詰を辭するを以て遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月廿五日、由比勘兵衞役儀被差除、遠慮被仰付。勘兵衞儀當役被仰付候所、度々江戸御供御斷申上、今年役當り之所又々御斷、津田五郎兵衞罷越候。

〔袖裏雜記〕

由比勘兵衛御參勤御供被仰付候處、受取物も請取、病氣申立御斷申上、僉評も有之。且寶暦四年御出府之節も、御供順番之處、肩痛に而御斷申候故、先年御大小將岩田六右衛門、受取物受取、旅用意不仕、御供御斷申上、右組被指除、組外へ被加之、逼塞被仰付候振も有之故、役儀被指除可然と伺之處、右之外にも御供御斷申上候与思召候。數度之役儀被指除、遠慮可被仰付旨被仰出、二十五日左之通可申渡旨之留あり。

由比勘兵衛

御手前儀、思召有之候付、役儀被指除、遠慮被仰付候。此段可申渡旨被仰出候事。

三月廿六日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

三月廿六日大聖寺備後守樣御參勤、當所御通行夜に入、五つ前御着、例之通金屋方御止宿被遊、廿七日四つ時御發駕。

三月。彗星現る。

〔泰雲公御年譜〕

三月始より、彗星初五つ時頃より西南之方に出現、尾は南之方ゟ向申候。

四月五日。前田重教江戸に着す。

〔政隣記〕

四月五日夕江戸御着。同十六日上使松平周防守殿。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月五日中將樣夕景、江戸表に御着府被遊候。今般御道中矢代驛に御懸り被遊候節、右驛火事出來、大方町中燒失、漸町端三軒相殘候由、御先勢より段々御案内申上候に付、二十町此方に而御行列相止、御備立に而、中將樣には御床几に御掛被成、御采幣は表御小將持之罷在候。其内矢代領主之家老役之者罷出、間道を御通行被遊候樣に申上候に付、間道より御通被遊、御誘引御先乘は右家老相勤候由。

四月六日。廣幡大納言の家來と稱する者金澤の旅宿に投じ借銀を强請す。

〔泰雲公御年譜〕

四月六日南町旅宿屋御屋方に、京都廣幡大納言殿家臣之由、上下六人致止宿、主用有之關東に罷越居、用事相濟上京之旨。亭主へ銀子借用之儀申聞候得共及斷候所、左候はゞ當所町奉行へ調達賴込申度旨に付、無是非相達候所、容易に御取替難申國法に候、京都へ以飛脚相伺、其上に而取計可申、其間は暫逗留有之樣申入候所、所詮埒明申間敷与察候哉、早速致發足候

由。駒村内匠与申者之由。定而公家方之名を借似者に可有之旨。

一、五月、先月側屋方止宿之旅人狛村内匠は、廣幡家之家臣に無相違、新參者に而元來下越後在之者、親之勘當を請居申者に而、今般彼家譜代に被申付、由緒證文等取に故郷へ下候得共、親共合點無之不首尾に付、旅費等に指支、宿々に而彼是ねだり、金子を得て旅行いたし候由。

四月九日。大小將組頭湯原十兵衛役儀を誤るを以て自分指扣をなす。

典膳は後文に十兵衛とあり

〔政隣記〕

三月晦日、左衞門尉樣酒井忠溫公御卒去に付、神田御前樣是より呂光院樣与御改。四月八日江戸御出棺。

右に付於金澤、四月六日御用番奧村主水殿より、普請は今日一日、鳴物等は明後八日迄三日遠慮之旨、御觸出有之。

右之趣御小將頭湯原典膳組中、幷同人預り之青木儀兵衞組中ゑは、當時御番頭不在合に付、典膳より可申觸筈之處、相洩之不念之至に付、自分に指扣可申哉之旨、同九日御用番主水殿ゑ紙面指出候處、追而御指圖可有之旨に付、指扣罷在候。同二十九日指扣御免之旨被仰渡候事。

〔袖裏雜記〕

明和三年丙戌三月二十三日より同四年丁亥六月迄御親翰帳之内。

左衞門尉樣御卒去に付、鳴物等當六日より八日迄遠慮之儀、組中ゟは同役御用番より御番頭へ申談、御番頭より御小將へ相觸候處、當時湯原十兵衞組、并相組御番頭御横目在合不申に付十兵衞より直に可申談處、心得違相洩、八日夕に至心付不念之仕合奉存候間、自分に指扣罷在可申哉之旨、十兵衞九日出之紙面之通、先自分に指扣罷在候樣申渡候。的當之先例見當り不申、寶曆二年六月二十三日右十兵衞儀御横目相勤罷在、盛德院樣附役懸御步誓詞相調之處、同御附御步横目之誓詞と取違爲相調、不念之至に付遠慮被仰付、同七月朔日御免被成候。同九年十一月九日御使番大橋作左衞門儀、――此外右に准候例共有之候。先以組頭被仰付置候處、ヶ樣之儀申談相洩候段、不念之至に御座候へども、外に如在も無之候間、自今之儀急度相心得候樣申渡、指扣罷在候儀御免被成可然と僉議之趣、四月十一日之日付に而江戸へ伺之處、伺之通被仰出、四月二十九日其段申渡。

四月十六日。德川家治使を遣はして前田重教の參覲を勞せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

四月十六日上使松平周防守殿御出。

四月十七日。前田重教、去年以來江戸邸に留守したる大小將組の士の精勤を賞す。

〔政隣記〕

今月十七日、左之通於江戸、戸田與一郎を以被仰出、夫々申聞。在金澤之御大小將には、五月二日頭々宅に招申聞有之。

去年以來御留守中、彼是御用多候處、何も烈敷相勤、一統愼も宜段達御聽候。此段夫々申聞、罷歸候人々には、於御國申聞候樣被仰出候事。

四　月

四月十八日。前田重教、徳川家基の元服に關する祝儀を贈らる。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月、當七日若君樣家基公御元服、從二位權大納言御任官。同十八日上使大岡兵庫頭殿を以、御元服御祝儀物御拜領。御獻上物御例之通。於營中御能有之、町中御白洲に而拜見被仰付。

〔徳川實紀〕

四月十八日、此度の拜賀行はれしにより、中略、尾紀水三卿に、大納言殿より但馬守涼朝御使して、卷物二十・二種一荷づゝ、尾張中將治休卿には時服十・二種一荷を贈られ、松平加賀

守重敎・松平越前守重富にも二種一荷づゝ賜ふ。また三家、萬石以上さゝげ物あり。

四月十八日。金澤城本丸の鐵門を修繕するを以て通行を禁止すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

四月十八日、御本丸鐵御門臺御石垣積直被仰付、當二十日より往來留、御番人等右御門繕埋御門より往來之筈に候旨、御城代被仰渡候由、如例御横目廻狀有之。翌年八月十八日より往來不支旨觸有。

四月廿二日。前田重敎登營して參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

四月廿二日、御登城御參勤之御禮。前田修理・不破彥三御目見等如先例。

〔德川實紀〕

四月廿二日、松平加賀守重敎はじめ參覲十九人。

四月廿三日。河北郡津幡に冷泉爲廣の石碑を立つ。

〔政隣記〕

廣塚が冷泉爲廣の墳墓たることは確證なし

今年四月二十三日加州河北郡廣塚に冷泉爲廣卿之石碑を誹諧師津幡驛見風建立之。是上冷泉家御先祖贈一品爲廣卿は、大永六年七月二十六日於能州七尾に薨す。後來迎院天巖宗清と號し給ふ。御塚は此廣塚也。今程見風石牌を建る事を思ひ立て、國老前田土佐守に達せし處、可任志願にとの事にて、上冷泉家爲村卿之御自詠、爲泰卿・爲章朝臣等御筆を被與候に付、正面に是を彫刻し、萬世御遺跡の埋れざらん爲也と云々。

〔冷泉家之記〕

冷泉家元祖長家卿十一代之嫡孫、入道前大納言贈一品爲富卿男入道前大納言贈一品爲廣卿は、大永六年七月廿三日能登國七尾にて薨じ給ふ。御年七十七歲、後來迎院天巖宗清と申す。御父來迎院殿と申せば、後來迎院と申す。御塚何處とも慥にしられねば、年比心に懸て尋しに、寛延元年の比弟の僧眞乘院宥證と（于時權僧正、後法務前大僧正、仁和寺之院家。）昔今の事を語る序此事語り出で、法緣若能登にあらば尋給はるべしと望みしに、頓て會下成願寺智淵法印に示し合せて、能州石動山僧東林院に尋らる。雁の來る秋の便りに答へ有。九月廿三日に認ると見えて、津幡の住見風と云ふ人より、東林院へ注進せし文を僧正より見せらる。加賀國津幡淸水八幡の社堂の脇林の中に、冷泉家の古塚廣塚と昔よりいひ傳へて、其上に塚を築きたり。今は其跡を塔屋數又塚田といひ殘したりと有。扨又津幡鳥越山弘願寺中興之時、慈華院明融居士の女入輿有て、

其後四・五代明の字を實名にせられしと也。百年許前までは當家より弘願寺への便りしたりしかど、今は互の疎遠本意なき事になむ。扨彼の明融の御詠今に現在とぞ聞ゆる。此見風は弘願寺に親しき人なれば、彼方の事委しく尋たりと思ふも、よきつでと覺え侍也。是を見彼を聞に、後來迎院殿の御塚は、此廣塚こそ其跡と、きもにこたへ身にしみて、涙もこぼるゝ計也。明融居士は後來迎院殿の御孫にて、爲和卿の御子也。居士の御子二人有。一人は南都興福寺の院家松林院實性、一人は女子にて弘願寺の室也。庵號を慈華といふは、俊成卿を慈雲院殿と申、定家卿を華光寺院と申、此二字を取られしと覺ゆ、道に名譽の人にて、家の事委しく心得られし人なり。御舊蹟を尋るとて、居士の御事も定かにあらはるゝは、皆是曩祖の御意にかなひ、道のしるべと歡喜身にかなひ恐ろし。猶又書記してと僧正御房に望みしかば、重ねて東林院に尋られしに、寶暦元年の冬十二月二十三日能登の使來り著ぬ。今日も又二十三日なればとて、速に御房より傳へらる。文を見れば彼國を出しも十月二十三日也。度々二十三日に自らあたる事是も故有べし。文に書記せし事共更に手をうつ計也。廣塚は大永年中能州七尾城主畠山左衞門尉重搭を建立之由。其後年代を經て修理の沙汰もなかりし故田畑と成たり。され共清水町より一町程隔てゝ北、田の中に御塚の跡殘れり。御名字により廣塚といふも、能人口に傳へたり。畠山金吾親しかりしと被知て、彼館の歌の會に御詠出されし事、御自筆に見ゑたり。又石動の山

僧に遂り給ひし御詠「是ぞ此神の力の石動や四方に名高き山風の聲。」

慈華庵主、慶長八年二月廿日於弘願寺逝去。女の嫁かれし寺なれば、爰に終られしも理り也。笠野庄鳥越村に御塚有と聞にも、よくぞ憾に跡を殘されし事と、弘願寺の代々寺主の志を、なほざりならずと感じ悅ぶ。年代を數ふるに寶暦二年にあたりて百五十回忌也。是又不思議の時に廻りあひて、御跡とふもかしこし。御女は弘願寺七代明春が室明誓の母と今しるも、居士の告しめ給ふとぞ覺ゆる。明臺院融貞尼、往生の年月をさへ知る事、何れも時至れり。彼是を感じ思ひて、御菩提の爲阿彌陀經一卷爲泰と筆を交へて書き、外題は宥證僧正、宮の上書は源證法眼也。此經卷を靈牌にそへて弘願寺に納骨す。靈牌は爲富卿・爲廣卿・爲和卿・明融居士ならべて記し年月日をしるす。彫刻し、委しく裏書を記す。永く廻向を乞と弘願寺に納るは、寶暦二年二月の事也。そこへ納し愚詠は、

かたりつぎ、いひつくせども ふる雪の、越の七尾の古へを、慕ふあまりに幾とせか、尋ねもこむるかひありて、加賀の津幡に廣塚の、名も埋れず路を猶、殘す塚田のたのみある、便りにつけて雁がねの、羽風にたぐふ玉章に、書記したる古事の、遠き境を行て今、見るが如くにしるもたゞ、正しき道のしるべぞと、思ふにもかのいつくしみ、花にくはゝる言の葉の、朝夕露の結びてし、庵の主の昔をも、さだかに今年數ふれば、百五十にぞ廻り來

ぬ。弘き願ひの寺長く、家にしたしみむつまじく、絶せぬ跡をとはんとて、法の一巻書寫し、たつるしるしも明らけき、靈の光を世々に猶、殘さん爲の手向とぞ見よ。

世々遠く猶かたりつゝ殘る名もむべ廣塚の古への跡

寶暦三年四月二十六日弘願寺玄證、後住玄誓を伴ひて始て來る。息玄證を舊縁をつぎて猶子にせよと望あり。いつ迄も舊縁不盡の志をつぎて猶子の約をなす。『思へ猶父とたのめば子となすも昔の母の古き因縁。』此一首を送る。

御石碑建立の事。御塚の舊蹟正しく顯れたる上は、猶更に世々に朽せぬしるしを建度思ふ志は年比有ながら、たやすからぬ事なれば徒に過す所、加賀の家臣前田土佐守菅原直躬歌道熱心有る故に、寶暦十三年五月二十六日師弟の契約をなす。是も自然に幸の時至れりと思ふに、其年七月十四日の文に、廣塚の事懇に申こさるゝとて、願くは御石碑にても有まほしと申さる。元より此方にも年頃其心願あれば、志を同じうして建立を願ふの由申答ふ。彼是沙汰有て、明和元年□月十三日の文に建立成就すべきの由を告られ、御石碑の形など尋合さるゝ。かくて又の年十月二十三日の文に、國の守にもほのかに沙汰有て後、見風といふ者本願にて（此見風も當家門人也。事の始を委敷告知せし人也。）建立を發願し、碑面に可記樣を申遣す。『名を幾代殘さんが爲廣塚のあと動きなくたつるいしふみ』如此詠出して右兵衛督にかゝせ、冷泉家——一行は予書、

年月日一行は侍從にかゝす。名字は各自筆也。永世のため三筆にて紙に書したゝめ遣し、是を彫刻す。左の如し。

名遠幾代

遺左務賀　冷泉家嫡末孫藤原爲村詠之

爲廣塚　爲村

能蹟無動　爲章

建立石碑　明和二年霜月二十三日交筆書之

上冷泉家御先祖贈一品爲廣卿は、大永六年七月廿三日能州七尾にて薨じ給ふ。後來迎院天巖宗淸と奉號。御塚は此廣塚也。今猶御石碑を建る事を思ひ立て、國老前田土佐守直躬賢士と申合すの處、志願に任すべしと、辱も上冷泉家爲村卿の御自詠爲泰・爲章朝臣等の御筆を下し給ふを、正面に之を彫刻したてまつる。萬世御遺蹟の不埋ため、謹て見風御石碑を建立し奉る。年月日、裏に見風書記之。

タツルイシフミと云ふ七字をかしらに置て、七首の歌を當家三人・藤谷・入江父子詠出して、一紙に予書つらね、直躬の方に寄す。

加賀國津幡清水に廣塚と云ふは當家先祖爲廣卿の塚也。此度石碑建立供養の事あれば、子孫のともがら歌をよみてまゐらす。タツルイシフミといふ事を上に置て七首。

絶えずとふ跡のしるしも動なき此廣塚に建るいしぶみ　民部卿　藤原爲村

津幡なる御塚の跡の石碑は世々に朽せぬしるしなりけり　右兵衞督　藤原爲泰

累代の昔の其名廣塚に迹をしたひて建るいしぶみ　民部大輔　藤原相永

古への迹をとゞめて廣塚に世々のしるしを殘す石碑　侍從　藤原爲章

御名高きしるしをたてゝ動なく朽ぬ世遠くしたふ古塚　彈正小弼　藤原爲敦

古塚の跡動きなく代々かけて猶末長き名をや殘さん　左馬頭　藤原爲逸

三越路にあるとしるより遠祖のなき跡遠くしたふ古塚　爲村

明和三年の夏使につけてさゝぐ。代參の時御塚の前にて手向のためにつくる。

加賀國、津幡の清水今も猶、有しときゝて尋ねし、其舊塚は遠祖の、跡ぞとしればいつ迄も、埋れ絶ぬ事をのみ、思ひ越路に住人の、言葉の道に心ざし、深き契のゆゑにより、石碑立てゝ末遠く、廣塚の名をかくさずも、聞ねあげんと告こせる、便嬉しく終に此、しるしを殘す時にして、あひにあふ此手向して、子孫もろともはるかにぞとふ。

敷島の道こそしるべ石碑を建る心のかたき契は　末孫　藤原爲村

出雲守は富山侯前田利興

明和三年初夏

捧られし後はそなたにとゞめらるべしと申遣す。程遠ければ心に身をも任せず、誰にても參らせて給り候へ。香をもそへ候。

前田土佐守殿

遠境の事なれば、かねて便に遣す。

使書來、四月廿三日御石碑建立供養如意滿足、代參燒香等直躬之息直方被務之由由委細注進あり。御塚の邊奉守事者、御塚の際八幡宮修驗寶藏寺之住僧に永々見聞憑置之由也。年來之志願時至而成就恐歎々々、予右兵衞督侍從等連名之書狀遣之述謝詞、爲廣卿御懷紙透寫一枚土佐守に附寄、同御短冊透寫一枚見風へ遣。

## 四月廿九日。前田吉德の女暢姫の再婚に關して議す。

〔袖裏雜記〕

暢姫樣御儀、出雲守樣へ御再婚有之候樣被成度旨、淨珠院樣より前田伊豆守殿へ御內々御賴、出雲守樣へ其段御達被成候所、御婚禮は被成間敷思召候。其子細は又三郎樣御家督之思召候處、暢姫樣御越、御男子御出生有之候而は如何敷候故、右之思召候。併從中將樣右之趣被仰入候へば、格別之儀、御承知も可被成候。御家老中等右之趣御治定御座候へば、忝儀と申

候由、伊豆守殿御中に付、中將樣達御聽候處、出雲守樣ゟ之儀に候へば、別而珍重思召候へども、從中將樣被仰入候儀は御遠慮に被思召候處、淨珠院樣思召寄之趣御承知候へば、一段之儀御大慶被思召候。尤御男子御出生御座候ても、又三郎樣御家督御願之儀は、左樣可有之儀与被思召候。外思召も無之候はゞ、早速御治定有之候樣被成度之旨、伊豆守殿へ被仰達、其段出雲守樣ゟ被仰達候處、御承知被成忝思召候。左候はゞ御內約御極置可被成候。尙更來春御參府之上被仰談、御願書御指出可被成旨、御治定に御座候由與一郎演述御座候。右御內約相濟候趣、拙者共爲承知被仰聞候。各へも內々可申達旨被仰出候付、此段申進候、以上。

四月廿九日　　前田修理

不破彥三

安房守初十一人樣

〔袖裏雜記〕

暢姬樣出雲守樣へ御內約之事、前册に記候通之處、少御障之儀有之候付、表立御使者を以被仰談候儀等御延引被成度候。伊豆守殿へ瀧川圖書罷越申達候由、從伊豆守殿被仰上候付、御承知之趣被御達候。此段內々金澤年寄中等へも可申遣旨、江戶御詰御家老迄水越八郎左衞門を以被仰出。

五月十八日、奥御納戸奉行齋藤源太夫等指扣を命ぜらる。

〔政隣記〕

四月廿三日、當月十四日出江戸御用狀今日來着。淨珠院樣附御用人御大小將組飯嶋判事、御用有之候間、御國ゟ相返候樣被仰出、則當十三日頭青木作兵衛申渡之。同十五日江戸發之筈。歸着之上、御用之筋不被仰渡内は外出無之樣、江戸に而申渡有之段等申來候事。

〔政隣記〕

四月廿四日、飯嶋判事今日歸着之處、翌廿五日御用部屋青木與右衛門於宅、左之人々ゟ御尋之趣有之。

奥御納戸奉行　齋藤源太夫

同　小林忠藏

同　桑嶋織人

淨珠院樣附御用人　飯嶋判事

右之趣に付、頭・支配人宅ゟの外他行無用、尤家内にても事靜に可相暮旨、無急度可申談由、頭々より組々御番頭ゟ申談。于時五月十八日御用番駿河守殿、左之御覺書を以頭々ゟ被仰渡、則夫々申渡有之。

奥納戸奉行　齋藤源太夫
同　断　小林忠藏

右役筋不埒之趣有之候。其後は追而可被仰渡候。依之役儀被差除候。先急度差扣罷在可申候。
此段可申渡旨被仰出候事。

淨珠院様附御用人　飯嶋判事

右奥御納戸奉行相勤候內、不埒之趣有之候。其段は追而可被仰渡候。依之役儀被指除、先急度指扣罷在候様可申渡旨被仰出候事。

五月十八日

右之通に付、桑嶋織人儀は、最早外出等相愼に不及段、頭より申談有之。

五月廿二日。前田利實歿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十一日喜六郎殿御病氣被爲重、獨參湯被召上、御醫師も段々替り、此間大脇隨節・横井三柳等迄御藥、二・三日程宛差上候。大脇御藥被召上候節、御殿より被爲召候節、外産婦療用罷越在合不申、方々相尋候由。御療治中不愼之旨、一兩日差扣罷在候所、御免に而相勤

候。

〔政隣記〕

五月二十二日、喜六郎殿今日申下刻御死去。依之爲伺御機嫌、頭分以上御門番宅に參出。右に付不押立普請は今日より明後二十四日迄三日、諸殺生・鳴物は來月朔日迄十日遠慮之旨、御用番駿河守殿より御廻狀出。喜六郎殿御歲二十四。於寳圓寺御葬式、六月五日御中陰御茶湯有之。御法號廓諦院殿。

每月御忌日二十二日御家中諸殺生差扣可申旨、六月十七日御用番村井又兵衞殿より御觸出有之。

〔續漸得雜記〕

盆梅　　喜六郎公

豈謂天工不有私。盆梅榮足勸金巵。一家春色誰還見。寒蝶冷蜂曾不知。

五月晦日。德川家治使を前田重敎に遣はしてその弟利實の逝去を弔す。

〔德川實紀〕

五月三十日、松平加賀守重敎が弟前田喜六郎利實卒しければ、奏者番加納遠江守久堅して弔慰せらる。

是月は大盡なり

〔政隣記〕
晦日、右に付御忌中御奇之上使加納遠江守殿。

五月晦日。前田利實の葬儀を金澤寶圓寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕
一、五月晦日、喜六郎殿御葬式今朝六時於寶圓寺御執行、御廟寺納に被爲成候。御葬送御先乘御馬廻頭進士源兵衞、御跡松崎喜兵衞・池田善左衞門、押騎馬前田式部。御棺之御先、御香爐は御座候得共御位牌は無之候。

五月。小松定番馬廻吉見辰右衞門の子、許可を得て町人を成敗す。

〔泰雲公御年譜〕
五月。去年七月於小松、定番御馬廻吉見辰右衞門せがれ納涼罷出、町人与及口論、手懸候へ共切洩申に付、親辰右衞門へ御預に相成居候處、右切洩候町人辰右衞門願之通被下之、於私宅致成敗候。則辰右衞門せがれ手に懸候處、首打損遁廻り、漸に打留候由。

去年は明和二年

六月二日。金澤町年寄中屋彥十郎の邸前に訴狀を放棄せしことに關し在江戶の前田重教に上申す。

〔袖裏雜記〕

町年寄中屋彦右衞門家葥前に訴狀有之、安房守等之宛所故、其儘町奉行より出之。不苦品に候はゞ披見もいたし度由申。各披見之處、富突有之一統困窮いたし候付、止不申候はゞ八十二人申談、御歸國之節命を捨可申御前を奉待由、且所々に火をつけ可申旨等調有之。各僉議に、右樣之訴狀に付而、富突一件手指仕候而宜かる間敷、前々盜賊改方に內々へ爲見置候事も有之間、內々爲見、且御横目にも町奉行にも爲見候處、右僉議儀同樣に申候旨等、委細江戸にも六月二日山城守紙面申上。

六月十二日。犀川・淺野川の水漲溢す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十二日終夜大雨、犀川滿水、橋概三本流失、下筋切込、示野村邊一圓に水押入候。淺野川同斷、町夫五人落流候內、三人助り二人溺死也。堀川邊三・四尺水乘越往來留。宮腰街道大威德橋流失、大石邊地之上三・四尺計水有之候。同日關東筋洪水、富山滿水舟橋切込。

六月十九日。女を抱へ置きて人を集め又は出合宿をなすことを禁ず。

〔政隣記〕

六月十九日、御用番村井又兵衞殿より御觸左之通有之。

前々より御停止、且寛保三年にも段々被仰出置候得共、近年猥に相成、女を抱置人集仕、并致出會宿候者多く有之由に付、今般盜賊改方ゟ申渡、右族之者有之候得者、嚴重遂吟味申筈に候。自今ヶ樣之者於有之は、本人は曲事に申付、近隣之者も急度申渡候樣、町奉行等ゟ申渡候。就夫御家中侍中に、長屋借・屋敷守等右躰之者無之樣、組・支配ゟ急度被申聞、組等之內裁許之面々は、其支配ゟも不相洩樣被申渡、同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

六月十九日　　　　村井又兵衛

御用番一役一名殿

## 七月十日。足輕に命じ石川郡中所々の狼を驅除せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月、此間御供田村近邊之在所狼多出、百姓之子供に痛付、或喰殺候も有之候に付、近鄕申合狼狩致し、狼三疋之內子狼一疋撲殺候由。

一、七月、此頃石川郡所々狼殊之外荒、四・五日以前上口蓮華寺村に而、十四歲之男子一人、十七歲之女子一人咋殺候由。其外村々被痛付候者多有之。犀川向乞食小屋邊泉野邊に、五・六ヶ所陷穽仕懸置候得ども捕得不申に付、御算用場へ訴、越前領より獵人呼寄申度旨相願、

聞届有之、近日呼越候旨。跡々ヶ樣之節は大組足輕に被仰付候振、今度如何之僉議に候哉。

一、七月十日、御持方幷大組足輕ゟ猨狩申渡有。四組にて都合百二人罷出候。

一、當戌六月中旬頃より能美・石川兩郡豺猨多出、死傷者多候に付、村々より御算用場ゟ及斷儲陷穽、且御筒方足輕鐵炮に而打殺候も有之候。野々市村領穽に而八疋、村井穽十四疋、福富組穽七疋、高尾組穽四疋、押野組穽一疋、松任肝煎次郎左衞門裁許穽五疋、鐵炮に而打留分四疋、都合四十三疋。右石川郡所々村々猨類おこしに而捕、幷御持方足輕等鐵炮に而打捕申候員數差出之候。此通御年寄衆ゟも相達申候、以上。

戌七月

熊谷半左衞門

淺加九兵衞

御算用場

此外七月三十日より同二十九日迄に、石川郡に而二十三疋、能美郡に而一疋、惣員六十三疋捕申由。右者猨共申、又豺与申、至而大き成猨も間々に者有之。又地犬より少ささも有之由。八月へ入候而は何方へ參候哉、一向沙汰無之、最初越前より追越候共、又山越に參り候共申候。五・六十疋群立ありき、後には才川橋邊木倉町邊迄致徘徊候由。

一、頃日田上道牛坂邊之村竹藪之內猨子を產、雌雄二疋出生、親猨は晝は隱、夜每に來り乳

人に怖れ不申旨。豺狼の人家近く子産申儀珍敷事に候。

を與へ申由。尤人に觸不申、近邊より食をあたへ、見物人も有之、殊之外人に馴、地犬同事

七月十日。納租の皆濟以前に新米を賣買することを禁ず。

〔日　曆〕

一、每年之通御藏入・給人知共、當收納皆濟不仕内新米賣申間敷之旨、改作奉行より在々へ申觸候條、十村指紙無之新米買不申樣に可被申付候。若内證に而買請、追而百姓手前年貢指支、吟味之上何方誰々賣拂申段申顯候はゞ、右米不殘爲取立候條、此段可被申渡候。惣而宿方・町人に而も右同事之儀に候之所、了簡違之者も有之躰に而不締に候。是以後差紙無之新米買申者有之候はゞ、町人に而も可爲曲事候間、嚴重可被申付置候、以上。

明和三戌七月十日　　御算用場

熊谷半左衛門殿

淺加九兵衛殿

七月十四日。本日より京都芳春院及び金澤寶圓寺に於いて芳春院夫人の百五十回忌法會を行ふ。

七月九日、當月十四日・十六日於京都、芳春院様百五十回御忌御法事御執行、於此表も實圓寺に而十六日迄御茶湯御執行有之候。依之十四日より十六日迄諸殺生遠慮、普請・鳴物は不及遠慮旨、御用番長九郎左衛門殿より今日御觸出。

〔政隣記〕

七月十四日・十六日、於京都紫野芳春院前記之御法會御執行。御名代・御奉行兼前田三左衛門直方出府。諸事御用御馬廻頭小堀牛右衛門。

〔袖裏雜記〕

芳春院様御法事に付、七月十四日より十六日迄諸殺生遠慮之內、猥打に罷出候津田平次右衛門組足輕十五日に猥打留。其足輕は遠慮之事不存、組附與力三人、組筆筒番申付置候組足輕小頭兩人、右足輕へ申遣候事相洩候付、五人共先急度七月廿一日指扣罷在候様申渡候旨等、平次右衛門紙面出。類例を以伺之上相宥可申旨被仰出、八月十九日申渡。

七月廿二日。石川郡に於いて十月より二月に至るまで諸鳥を捕ふることを許す。

〔政隣記〕

七月二十二日左之通、若年寄中紙面寫を以御用番御觸出。

上口往還道より山手之方伏見川を限、西は中村用水を境、毎歳十月朔日より翌年二月晦日迄、
御家中之面々鷹幷雉子突・指竿御免之事。
右之通一統に申觸可被成候、以上。

この區域は藩侯の鷹場なり

丙戌七月

七月。本鄕邸に於いて下輩の屋外に凉を納るゝ等のことを禁ず。

〔御年譜〕

一、江戸御上屋敷に而、下々凉に出夜更高聲、幷小屋に半分に窓明候儀停止之旨申渡。七月

七月。新開所の免合に關し規定す。

〔日　曆〕

新開所當戌之年免定之事。
一、當年年季明之分願不承屆候事。
一、去年免に二歩迄之増免之分、二ヶ年季可承屆候之事。
一、去年免に三歩以上増免之分、三ヶ年季可承屆候事。
一、不納所有之候はゞ、遂詮議可致見分候事。
一、定免開新願不承屆候。無據減引免願之儀幷變地も有之所、詮議之上可申渡候。

前月は七月

但、二歩減じ引免願所に、二ヶ年季可承屆、一歩減當一作。

右之通に候條、得其意、隨分遂詮議可申聞候事。

明和三戌七月　　改作奉行

諸郡十村中・新田裁許中

## 七月。異風組の士齋藤金兵衛虛無僧と劍術の仕合を試み之を破る。

〔泰雲公御年譜〕

一、前月に候由、御異風組齋藤金兵衛方江薦僧三人尋來、乞案內致對面旨に候得共、折節留守中に付、其段申入候所、在宅之程相尋、翌日重而罷越、及對面候所、拙者共は諸國執行いたし候者共に候、兼而御假名及承、劍術御鍛錬之由。私共も少々好候間、何卒御太刀筋拜見相願申旨に付、態々御越候へ共、中々未熟之藝御慰にも難成旨斷候得共、達而所望故、折節參り合候弟子致稽古見せ候得ば、迚之事金兵衛殿之御術をと望、同くは我等御相手に成申度、木刀しなひ之內御貸被下候樣申に付、然らばとて立合、金兵衛は腰廻り木刀を以其儘打込、頭をしたゝか打候得ば、薦僧絕氣いたし候故、蘇香圓等を相用候得ばひらき申由。そこにて屈服いたし、偖々及承通妙術と感心、物語いたし、賄振舞、相返候節何とぞ御假名・御實名御調被下候樣賴に付、則相調遣申所、他國に而普爲聽之ために候由、禮儀演罷歸候間、此段御異

白山社頭は越前平泉寺のなり

風裁許杉江助四郎ゟも、金兵衛方より相達候所、他國者參會、其上名書迄申請罷歸候儀、其儘にも難捨置、御內聽にも相達候旨、此頃一統之沙汰に候。

八月十六日。年寄本多安房守職務を誤るを以て自ら謹愼す。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十六日本多安房守政行自分差扣。右は去年房州御月番之中、白山社頭破損修理之儀、日本勸化公儀より御申渡有之。聞番より申來、寺社奉行ゟ申渡相洩申處、先頃白山より使僧を以、勸化銀取立之儀寺社奉行ゟ申來候處、先達而被仰渡方無之候に付及斷候に付、右使僧江戶表へ及訴申趣、公儀寺社所より御屆有之故、早飛脚を以申來、十三日・十四日の寄合有之。相洩申段房州不念に相成、自分差扣之由。

〔袖裏雜記〕

一、北國白山別當越前國平泉寺學頭玄成院勸化之儀に付、從公儀御尋之趣今般修理等より申越候。就夫去年十一月御用番者安房守相勤候處、取捌不念之趣に付指扣可申旨申聞候趣等、委細修理等迄申遣候通に候。安房守指扣被仰渡候儀候へば、其表より御近習頭兩人被遣被仰渡候先例に候得ども、御費成儀候間、此表に罷在候青木與右衛門等迄以御親翰被仰出、與右衛門等內へ笠間宅右衛門御加被仰渡可然旨等僉議之趣、八月十七日日附にて御用番山城守よ

り江戸へ言上。

一、九月十四日戌之刻江戸發足之早飛脚、同廿日未刻參着、左之御親翰等傳附到來。

北國白山別當越前國平泉寺學頭玄成院勸化一卷之儀に付、安房守不念之趣、これによて指圖有之まで痛引いたし候由。然所右一卷公儀表始終無事故、相濟候躰昨日內々承候間、安房守事早速可爲出勤候。此段各より可有演述候。後來之處何も念可被入候。爲其使急せ如斯候、以上。

九月十三日

年　寄　中

一、前條平泉寺學頭勸化一件委敷留あり。今其大要を爰に記す。八月四日大御目付より聞番被呼出、右勸化巡行之儀、去年十一月以御書付被仰渡、當五月役僧巡行、御國へ向候所、其儀不申來旨に而、指支不致巡行。此儀相糺可申達旨。江戸に而糺候處、御書付渡金澤へ遣、例之通金澤に而入御覽、御手前御屆、伺之儀も御用人へ可申渡旨。御寄附高御並手合之儀聞番へ申渡置候趣留有之。其後之留無之旨等江戸より申來。金澤に而糺候處、十一月十一日江戸より御書付到來、入御覽、御用人へも申渡、同月廿四日及返書。其外留無之。右玄成院は、六月三日寺社奉行伊藤內膳宅へ參、取次與力兩人罷出承候處、右願之書付持參之由申候へども、何

れよりも不申來故書付難請取旨、取次了簡之樣に爲申述候由。前々何れ之勸化に而も、巡行之趣從公儀被仰渡候而も、御領國巡行無之、御寄附高之儀は御並手合員數取計候。延享四年右白山勸化も其通に候。去年十一月御用番者安房守勤、當五月より巡行と申儀に候へば、勸化物取集追而相達可申旨、聞番ゐ可申渡由可申遣處、其心付無之、不念之至御座候。依之重而被仰渡有之候迄、先自分に指扣罷在可申と存候。猶更指圖有之樣に致度旨安房守紙面出候。右取捌方相洩候段、至而品重き事に候へば、ヶ樣に可有之儀。此儀取捌候其役人共、何も不念之儀に候へば、急度御咎、品により御前御指扣御伺之首尾に成間敷ものにても無之候へば、安房守先自分指扣候樣可及指圖儀候へども、備後守樣・井伊掃部殿御領分にても、此方樣御同事之趣有之由取沙汰之趣江戶より申來候旨、佐々木兵庫申聞候。左候へば御並も有之、存外御取捌手輕濟候首尾も難計、敍爵も被仰付置候儀に候へば、指扣候段公儀御屆も可有之哉。右被仰渡之儀取捌候役人、急度指扣罷在候樣申渡候与御答之上、夫々指扣被仰渡候而も苦かる間敷与遂僉議、紙面之趣は達御聽可申候。追而被仰出有之迄は、先指扣に不及段及指圖候處、品重き儀、此一件否之往反相濟候迄は、今月御用番相勤不申樣仕度旨重而申聞。尤に候へども此儀に付不勤も如何、幸痛所頃日再發故、痛所不宜趣に而、來月御用番振替相勤可然と、其段申談、八月十七日より山城守御用番勤候旨江戶へ之返書等、其外此一件

委細之留あり。且又作八矢も此一件同樣之不念に付、組頭へ可自分指扣哉之紙面出、頭より各へ達、右同樣に指圖有之、不及指扣旨被仰出。伊藤内膳は未熟に付急度御咎可被成候得ども、此度は其儀無之、以後入念候樣追而被仰渡、寺社奉行外之兩人も以後入念候樣申渡。

八月十六日。表小將武部右門御預に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月二日表小將武部右門儀、頭藤懸八右衛門へ呼立、御表小將橫目辻平丞立合にて一類へ御預之旨申渡。是は御發駕以前に御竹間御次に被差置候御長刀之鎺致紛失、御立被遊候前表御納戸へ相渡申節見付、卽刻相達御聽、御內々を以御僉議有之所、右門に相極候に付如斯被仰付候由。

一、前條武部右門一件に付、江戸表より志村五郎左衛門若黨致縮罷歸候由。右御長刀之金具此若黨へ賴込賣出申旨。

〔政隣記〕

七月二日左之通。

御奧小將百二十石　武部右門

御詩之品有之、一類へ急度御預。

右之通金澤御留守居物頭藤懸八右衞門於宅、八右衞門・同役福島武左衞門列座、御表小將横目辻平丞出座、右門一類いとこ御大小將富田織江、實いとこ御右筆高崎平左衞門、をひ同斷安井源丞等ゟ申渡有之。尤右一類中八右衞門宅ゟ參出之儀、夫々頭迄八右衞門より申越、頭々より申渡に而罷越候事。八月十六日より右門儀人持組玉井主税ゟ御預。依之父實方をぢ安井源丞等爲差扣可申哉之旨、頭々より御用番ゟ伺之處、其儀に不及旨山城守殿御指圖有之。

一、右門家屋敷は類中ゟ御預に付、一類中申談家來爲請、主人々々見廻之等に候事。

一、翌年九月二日、右武部右門越中五ヶ山ゟ流刑被仰付。

九月二日は廿七日の誤

〔御預人之記〕

武部右門、百三十石與小將。明和三年八月十六日一本作廿六日。玉井主税貞通五千石、内五百石與力知。但定火消役。ゟ御預

同四年八月十五日五ヶ山流刑被仰渡、同年九月廿七日赴配所。

八月廿六日。前田重教の女頴姫金澤に生る。

〔政隣記〕

八月二十六日、頴姫樣於金澤御出生。御生母馬廻林源左衞門女。

八月廿八日。鹿島郡七尾町に大火あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十八日能州七尾大火、朝六時より出火、暮六時迄に鎮火。小嶋之方迄殘申候。家數二千餘類燒也。

〔泰雲公御年譜〕

一、當八月二十八日辰之刻頃、能州所口地子町淸水屋六兵衞与申者宅より出火、同日申之刻鎭火。一、火元共類燒家九百五十六軒、內五軒潰家。一、土藏數十九ヶ所。一、十一ヶ寺寺、一、町數東地子町・鍛冶町・河原博勞町・塗師町・作事町・府中町・大工町・中小池町・大手町・檜物町・味噌屋町・豆腐町・西地子町、町數十三町。一、燒死人二人。一、一箇所高札場。一、河原町通橋長七間燒損。一、一本杉町通橋長七間三尺燒落。一、三十六軒百姓家、內三軒潰家。右所口奉行栂三郎左衞門承合追而記置。

八月廿九日。貸金を業とする老婆不法の行爲あるを以て禁牢に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十九日、卯辰觀音下一文橋邊に山崎婆々与異名有之女後家暮、せがれ十九歲小間物商賣いたし候由。此後家銀子を貯、家も三軒所持いたし、侍・町人ゟ借金いたし渡世仕候由。或侍へ銀子取替置候處、返濟及延引、彼婆々催促に罷越候所、折節留守故妻子に對し種々過言、其上に指替之大小曁衣類迄、取集銀之方に取行候跡へ、亭主罷歸、其分に難捨置、

頭へ相達候所、及僉議婆々禁牢、せがれは組預に相成。家檢斷之所、小判十兩、一歩二百、小玉・丁銀等取集有銀十二貫目。此外に武士等ゟ貸置候手形三十貫目、其外衣類夥敷、御印物迄も質物に取請有之候由。

九月十三日。寺社修覆助成の爲諸國を勸化する者の取扱に關する幕令を傳ふ。

〔坂井舊記〕

諸國寺社修覆爲助成、相對勸化巡行之節、自今は寺社奉行一判之印狀持參、御領・私領・寺社領在・町可致巡行候。公儀御免之勸化に而無之、相對次第之事に候間、御免勸化与不紛樣可致旨、從公儀相渡り候御書付寫、江戶より到來に付相越之候條、被得其意、組・支配之面々へ可被申渡候。組等之內裁許有之人々者、其支配へも相達候樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

九月十三日　前田駿河守

吉田茂平殿

本文は幕令なり

諸國寺社修覆爲助成、相對勸化巡行之節、自今は寺社奉行一判之印狀持參、御領・私領・寺社領在・町可致巡行候。公儀御免之勸化に者無之、相對次第之事に候間、御免勸化与不紛樣可致

本文は九月の事に係る

旨、御領者御代官、私領者領主・地頭より兼而可申聞置候。

明和三年戌八月

右之通可被相觸候、以上。

九月。捕鳥の方法に關して令す。

〔坂井舊記〕

御家中之面々、諸殺生御免場之内に而、網懸・もち或者八寸以上之串指、且又三里四方天網張小鳥捉候儀、先規より御停止候所、右之族有之由專風聞に候。御免場之内に而者不苦抔、末々心得違之者共も有之躰に付、寶暦十二年に茂一統相觸、以來御歩横目等相廻、輕百姓共江茂申渡見咎候様申渡置候得共、今以右族も有之躰に相聞江、末々心得違之者共も可有之、今度尚更野廻御歩横目等へ嚴重に申渡、繁々相廻り、見咎早速訴出候様申付候條、御家中之面々幷家來末々心得違之者茂可有之候間、此段一統江申渡可被成候事、

明和三年丙戌九月

九月。京都大佛殿及び河內譽田八幡の勸化銀を諸士に醵出せしむ。

〔泰雲公御年譜〕

一、京都大佛殿幷河內國譽田八幡宮勸化銀、御納戸より御取替に付、今般御家中割符百石に

付四厘二毛五味宛、御算用場より觸付有之。

九月。能登に於ける幕府領の百姓等賊をなすを以て江戸に送致す。

〔政隣記〕

今年御預所百姓等船中に賊に入候一卷に付、九月――

右百姓等江戸表に大勢被差出。依之道中御縮方嚴重也。町醫本道白井宗塵・外料黑川元良御雇にて、道中被指添。依而右兩人に銀二貫五百目宛爲入用被下之。

〔泰雲公御年譜〕

一、去々年本吉舟、能州宇出津沖に而遇海賊候節、公領御預地之者も三人徒黨盜取候に付、禁牢いたし居候處、右百姓等大勢江戸表へ御指出、評定所に而御吟味有之筈。黨類十九人、囚丸籠出來入之、能州御郡奉行武部四郎兵衛・町醫師本道白井宗塵・外料黑川元良・御雇足輕小者二百人計差添被指遣候。醫師兩人へ爲入用二貫五百目宛被下之由。莫大之御雜費之旨、公事場與力吉田勘左衛門差添候。

一、此度江戸評定所に被遣候罪人、江戸御屋敷内に新牢出來、一人宛入置候鬪り。且又右囚人途中指添介抱いたし候は、御助小屋之者、科人一に兩人宛相添罷越候由。

一、十一月十五日先頃能州海賊之者共評定所へ引渡、差添人武部四郎兵衛・與力吉田勘右衛

泰雲公御年譜には本文を八月に係く

囚丸籠は唐丸籠

門等罷歸候。

十月二日。馬廻組宮井平兵衛の嫡子直、若黨と共に乘馬して出奔す。

〔泰雲公御年譜〕

十月三日御馬廻六百石宮井平兵衛嫡子直出。奔父平兵衛持馬に乘り、若黨一人召連、是ハ貸馬に而未代銀不渡候所、是に乘せ、伯樂之越前へ馬賣に罷越候出立に而、刀も兩人ながら帶不申、直之園女迄も召連出奔之由。騎馬に而欠落珍敷候。

〔泰雲公御年譜〕

一、近年士風惡敷成、或官銀を掠、或は博奕に懸り、或好色に溺れ、或酒狂にて祿に放れ、身を亡し祖先を辱しめ、家名を失ひし者甚多く、以前者希有の事に候ひしが、去寶暦四甲戌の年より、明和三丙戌の年まで十三ヶ年、其間及數十人候。人數三十九人。沒收知〆七千九百八十石。

十一月十一日。百姓の地子米請卸契約を嚴にし爭議なからしむべきを令す。

〔司農典〕

諸郡百姓往古より相對を以請卸し致置候地子米、双方より請卸し狀取遣不埒之者も有之躰に

相聞候。依而及出入、地子米甲乙之儀等彼是及争論に中御郡も有之候。此儀者専其方共縮方行屆不申、贅肝煎等取捌も未熟、百姓共疎に相心得候故に付、重き御田地をヶ様に可心得趣無之、甚不埒之至に候。一作卸し田畠迚も其心得可有之儀に候處、永代下し之儀近年江戸表從公儀之御觸も有之、其方共奉承知候通に候。若右請卸し狀猥に相成有之所には、地子米歩合等早速相改可申候。重き御觸を不埒之至に候條、末々之者ゟ急度可申渡候。以後請卸之儀に付申分致出來候はゞ、曲事に可申付候條、此旨夫々申渡縮方可申付候。如斯申渡候上申分致出來候はゞ、其方共儀も迷惑可申付事。

戌十一月十一日

渡瀬彥左衛門
笠間清兵衛
小西勘右衛門
不破新兵衛
加須屋團右衛門
御預地御用　岡田是助
右同斷　平野安左衛門
在大坂　江上李兵衛

同　安井左太夫

同　立川平太夫

諸郡御扶持人・十村中

十一月十一日。江戸の能役者寳生彌三郎指扣を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

十一月十一日、寳生彌三郎不屆之儀有之、去々年御加增五人扶持御取上げ、急度指扣被仰付。

十一月廿九日。城中大銀土藏の金銀賊の爲に奪はる。

明和四年正月十八日參照

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月二十九日、今夜御城中東丸大銀御土藏へ賊入、御銀二十貫目計致紛失候由。御作事方棟梁に候哉、御本丸邊御普請、東之丸へも罷出候に付、御土藏之前鎖損居申儀見付、御番所へ相斷候由。御改之所、金子五百兩・金一步四百切・銀二十三貫目与申事に候。

是月は大盡なれども廿九日夜なるを以て晦日とせしなるべし

〔政隣記〕

十一月晦日朝大がね奉行預り之御土藏役所板戸倒れ有之由、東丸御番人より案内に付、山田十左衞門・山崎貞右衞門・田邊忠左衞門罷越見分有之候處、賊入候躰に付、十左衞門等より御城代等ゐ及御屆、御用番安房守殿ゐ、右三人之頭々より及御屆候事。但右十左衞門等御土藏

之内相しらべ候處、夥敷金銀不足有之候事。

十二月十五日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月十五日、上使御使番土屋帶刀殿を以鶴御拜領。

〔泰雲公御年譜〕

十二月十五日、鶴上使土屋帶刀殿。

十二月廿八日。羽咋郡相神村の十村彌五郎、扶持を加增せらる。

日附前文と異なり

〔明和三年指出書類〕

相神村　彌　五　郎

其方儀、久々御用方心懸全相勤、御郡一統心服之躰に候。且難澁之村方綿密に取計致入情候。依之爲御褒美、今般御加恩二十俵被下、都合六十俵被下候事。

十二月二十八日

明和四年

正月十八日。粟田源左衞門妻子を殺して自刄す。

正月十七日夜中、小立野與力町組外貳百石粟田源左衞門、妻幷十三歳に相成候男子を刺殺、其身致自害候。右は舊冬東之丸大銀御土藏之御銀紛失之趣に付而之由。去年十一月廿九日之夜、東之丸泊番粟田源左衞門・人見忠左衞門に候處、御土藏番足輕湯をもらひに罷越候を相招、酒を振舞強而爲呑、殊之外給醉、漸番所へ罷歸、其夜は時廻りも不仕懈怠いたし候を相考、御藏へ入候哉。其趣は御番所小使小者御詮議、何にても不審之筋無之哉与尋之節申開候由手懸り之筋に相成、其外不審成事も有之。十七日晝源左衞門召仕候小者盜賊改奉行小堀金五右衞門方へ呼立相尋候處、右小者白狀之趣も有之。金五右衞門早乘にて御用番山城守殿ね被達候趣も有之由。夫より改方足輕源左衞門宅を取圍み爲致警固候由。源左衞門儀最早露顯之儀相察、其夜妻子を刺殺、衣裝きせ替、紫絹の蒲團の上に兩人の死骸を直し置、其身も白小袖に麻上下を着し、蒲團を敷、兩脚の膝を白絹にてくゝり自害。妻子之血付之衣類は雪隱に入置候由。老母幷六歳之娘一人有之。老母は養母にて、常々甚不孝、長屋に家來のごとくいたし指置候由。小者は改方役所に指留。下女は前日宿へ下り在合不申由。家内檢斷之處、銀三百目、妻之針箱に金一歩五つ切有之。居宅地迄も探候へども相見え不申よし。(右源左衞門は、寶曆四年小拂所之銀子掠取候御小將組鈴木萬平實弟之由。萬平は牢死也。)同日人見忠左衞門儀、組外御番頭黑坂吉左衞門宅へ呼立、一類へ

被指預候。妻は長家之中長七郎太夫娘に而、幼少之男子共同人へ預られ候。

〔政隣記〕

正月十八日曉、岩田傳左衛門・黑坂吉左衛門組、組外二百石小立野寶圓寺邊居邸栗田源左衛門儀、妻・悴子共三人刺殺、衣服爲脱庭ゟ捨、新敷小袖・上下死骸之上に懸置之。其身自害。源左衛門も衣服改上下着用相果有之。刀は四人共別々之刀に而仕納、源左衛門自害之刀は中卷致し有之候事。

右之通に而反古類も燒捨候躰、其他家財片付候躰に而、疑敷品無之。其内妻之針箱之内に新吹金一歩五切、簞笥之内に丁銀三枚、其外火事羽織等、幷同組相番に而入魂に致候人見忠左衛門より之狀半分有之候事。

右に付組外御番頭佐藤勘兵衛等、栗田宅ゟ罷越家内相改候處、右之通也。同宅間狹に付、隣家御大小將長谷川三右衛門宅ゟ各會合、萬事取曖之。

舊冬十一月晦日記之通、東御丸之内大かね奉行預り之御土藏ゟ賊入、御金等夥敷紛失。手時栗田源左衛門元來勝手難澁者に候處、勝手少取直候由自身に申候而、古借銀も拂渡、舊冬以來過分に呉服物幷高料之硯箱、堅白鞘物之刀・脇指身求之、或小道具類も求、猶も申付、追付普請家作も可致抔と申候由。尤右呉服物等皆々現金銀を以求之候に付、改方より段々内吟味之處、金銀澤山に所持之躰疑敷趣に付、其節改方奉行小堀金五右衛門內取曖

之趣も有之候哉。今月十二日源左衛門頭岩田傳左衛門御呼出、源左衛門仁躰勝手方之様子、御内々御用番横山山城守殿御尋。同十五日山城守殿等御列座、組外御番頭岩田傳左衛門、相頭黒坂吉左衛門は頬引に付佐藤勘兵衛ゟ、御内々被仰渡之趣有之。其次御大小將横目本保平太夫・稻垣覺左衛門ゟも右同斷被仰渡。其次改方小堀金五右衛門ゟ岩田等四人ゟ委細可申談由被仰渡。依之段々内談之上、頭岩田宅は狹く差支之趣も有之、幸勘兵衛組之内に代判を源左衛門致有之に付、代判物向用事有之旨を以、同十八日勘兵衛宅ゟ呼出相尋候筈に示談極之。附、若取沙汰等有之、右族之人々出發難計に付、町端上下兩方ゟ密に足輕出し置候樣、御用番等被仰渡に付、十五日より改方小頭一人・足輕三人宛、野町・大樋ゟ出之置。翌十六日・十七日も右五人共罷出内談。十八日粟田儀佐藤宅ゟ罷越候節之途中、不日立樣仕抹等夫々手配り有之候處、同朝五時過に至り、源左衛門等樣子相知れ、前記之通夫々源左衛門宅ゟ相集。

同日於改方、源左衛門家來共段々吟味之上、源左衛門向に居住候繩屋太右衛門吟味之處、源左衛門賴に而、夜前自分家佛壇板敷之下ゟ、金銀入置候段白狀。依之組合頭等相見を以役人に爲改候處、金銀左之通縞に包、筵がますに入有之。

六百兩新吹文金小判　十八兩通用文金小判　丁銀一枚五拾五匁五分　二千五百九十一切新吹文金

田中平丞のことは本年六月廿七日の條に出づ

一歩　七貫九百目文銀座封　六十五匁小玉銀廿九

右御用番山城守殿御指圖に而、直に大がね奉行ゐ引渡。右家來共等二月廿七日公事場ゐ引渡之處、太右衞門吟味未之內牢死、家來者同年閏九月二日出牢等被仰付。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月此頃の興歌六歌仙

田中　文屋康秀

折からに罪あらはれて扣ゆればあけたるかねを盜みといふらん

田中妾　小野小町

君が讀歌にはほれじ世の中の人の望は金にぞありける

坂井　僧正遍照

蓮葉の濁にしまぬ我なれば田中の惡事それとあざむく

栗田　大伴黑主

死手の山いざ立歸り見て行む金はいづくと人やたづぬと

繩屋　喜撰法師

我が庵は栗田の向ひ金はあれどしらで人見と人はいふ也

人見在原業平

大方は奉公もならじ是やこの人の盗みの我になるもの

（人見忠左衞門の事は七月十三日の條に出づ）

二月廿三日。中御門宰相の家司井門大内藏と稱するもの金澤の旅宿に滯在す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月廿七日片町大浦や幸右衞門方、當廿三日より京都勸修寺家中御門宰相殿俊臣卿家司之由、井門大内藏与申者上下五・六人に而旅宿いたし候。一説に、中御門殿勝手致仕迯候町人藍玉屋、御郡方に掛方有之、此儀に付宰相殿より被賴越候趣有之下向之旨。（中御門參議從三位左大辨俊臣卿御家祿二百石也。）

二月。牛馬の札賣・札買禁止のことを通牒す。

〔日曆〕

一、以紙面御意を得候。然者御郡方牛馬賣買之儀、先年より札賣・札買仕儀御停止之處、近年猥に相成札賣・札買仕、其後に至指引等相立不申時分、書附を以何歟及申分に候。向後博勞初百姓中・自分に至迄、牛馬賣買之時分札買等堅く不相成候樣に、各樣御組下人々へ急度被仰渡可被下候。私組下幷村井跡組　上野跡組三組共、急度申渡置候。尤各樣御組下へ牛馬賣買

仕候時分者、銀子持參仕候樣に申渡置候。勿論代銀相渡不申候得者、牛馬相渡不申樣に被仰渡可被下候。若此上馬代等彼是申儀御座候共、御構被成間敷候。此段嚴重可申渡旨被仰渡に御座候。先々御廻、落着より御返可被成候、以上。

村井跡組・上野跡組裁許

稲留村　喜左衛門

亥　二　月

石川郡御仲間中樣

右一件は栗田源左衛門の事に係る

三月廿八日。栗田源左衛門の罪狀を發見したる足輕等賞賜せらる。

〔政隣記〕

一、三月廿八日右一件最初に承出候改方足輕北川文藏へ、御加增米五俵被下、都合廿三俵に被仰付。幷文藏申談に而段々承出候足輕高淵傳左衛門へも、二俵御加增米被下、都合二十俵に被仰付。金三百疋宛足輕小頭三人幷足輕三人、同二百疋宛足輕十六人へ御褒美、夫々小堀金五右衛門依願被下之。

四月十五日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

四月十五日、上使御老中松平右京大夫殿を以、御歸國許之御暇被仰出、從西御丸も御老中

松平周防守殿、從御臺樣も御使森山城守殿を以、夫々御例之通御拜領物有之。

四月十八日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

四月十八日御登城御暇之御禮被仰上。御懇之上意、御鷹・御馬御拜領。御家老前田修理・不破彥三拜領物等都而如御先例に候事。御目見。于時御痛被爲在、今月・來月御發駕御延引。

〔德川實紀〕

四月十八日臨時朝會あり。松平加賀守重教をはじめ、就封の暇をたまふもの二十九人。

四月。前田重教三井寺門主圓滿院を江戸邸に招請せんとして幕府の制止を受く。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月、先頃江戸表へ三井寺御門主圓滿院殿御下向に付、此方樣御續柄に付御招請可被成思召に付、御普請御疊替等も有之、夥敷御用意之上御寬御座候所、圓滿院殿親王之御格に付、御招請相叶不申由。圓滿院殿は故二條吉忠公の御子、政所樣御養子にて御從弟之御續也。

五月三日。大聖寺侯前田利道歸國の途次金澤を過ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月三日、大正持備後守樣御歸邑に付、夜前津幡驛御泊に而、今八半時當所御通行被遊候。

六月四日。前田重教江戸を發して就封の途に就く。

〔泰雲公御年譜〕

六月四日中將樣江戸表御發駕。御供御家老前田修理知定、御留守詰延不破彥三直廉也。

六月十二日。德川家重の七回忌法會を如來寺に執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月八日惇信院樣七回御忌御法事、於增上寺御執行。御國に而は十二日於如來寺御執行也。

〔政隣記〕

一、八日・九日・十日惇信院樣七回忌於增上寺御法會。金澤於如來寺、右御法會御奉行村井又兵衛長穹。

江戸にて八日乃至十日に於いてしたるは引上げたるなり

六月十五日。銀の貢買及び風俗に關する幕府の令を傳ふ。

〔政隣記〕

六月十五日左之通御用番横山山城守殿御觸有之。

灰吹銀・潰銀等、銀座之外他所に而賣買御停止之旨、且銀簪笄其外銀器類拵候儀一切致間敷候旨、今般從公儀御觸有之通に候。

一、簪笄に金銀を用候儀、且無用之銀道具、曁銀に似寄候かんざし等之類用申間敷旨、寶曆五亥年申渡候處、近年猥に相成候段相聞へ候條、自今可爲無用候。右簪等之品商賣爲致間敷旨、町奉行へ申渡候。

一、近年面体を隱し候頭巾を拵、途中に而かぶり候者數多有之、盜賊改方より尋者に紛敷候間、前々より有來候面躰を隱し不申頭巾之外は、一切かぶり申間敷候。乍然雪中荒候時分抔は、其認仕候儀は不苦候。其外者可爲無用候。右頭巾之儀は、先年從公儀も御觸有之事候。右之趣可被得其意候。無用之銀器類等用ひ、且面躰を隱候頭巾をかぶり候もの往來候者、夫々相咎候樣役人へ申渡候條、此段組・支配之人々へ可被申渡候。組等之內裁許有之面々は其支配へも相達、家來末々迄不相洩樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被其意候、以上。

六月十五日

〔政隣記〕
前記六月十五日、御觸之内、面躰を隱し候頭巾、雪中荒之時分等は其認不苦段被仰渡有之に付、御留守中町廻御大小將かぶり物等咎候節、右認御免と心得、かぶり物不取候而宜敷等と申分出來可仕哉。其儘に仕置候而者、前々御定と相違仕候。いかゞ可有之哉之旨、御小將頭より御用番ゑ御轉申置候處、御小將町廻り勤方之儀は、只今迄之通与、今月御用番本多安房守殿被仰聞候段、同六日御小將頭より夫々申談有之。

六月十六日。前田重教金澤に着す。

〔政隣記〕
六月十六日夕七時過御着城。
但、昨夜今石動御泊。御禮使人持組三千五百石横山又五郎政賢御目見、并拜領物如御例に而、
同日發廿六日江戶着。

〔政隣記〕
六月十七日、昨日御着城御達に付、今日四時より九時迄之内、頭分以上布上下着用、爲伺御機嫌登城御帳に付。例之通於御帳前火事御定書披見退出。

〔泰雲公御年譜〕

一、今般御道中に而御近習番不破勘太夫、御旅館前罷通候得共、熟睡いたし不致下乗罷通、不調法之趣差扣可申哉与相伺候處、頭中其段被申上候得ば、勘太夫儀夜前致宿直、何樣疲候而心外之趣与被思召候間、御用捨不及指扣旨被仰出。又東岩瀬奉行石黒彌忠次、同假橫目原鹿太夫、彼地御通に付、跡々之通町端御藏所近邊へ致蹲踞罷在申趣に付、罷出居候處、如何之儀に候哉、御駕籠に而御通被遊候付、心得違蹲踞相洩申に付、是又御旅館ゟ罷出、奉迷惑旨奉達御聽候所、急度も可被仰付候得共、至而不案内者与被思召候間、御宥免被遊旨被仰出、事濟申候。

## 六月二十日。徳川吉宗の十七回忌法會を神護寺に修す。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月廿日、有徳院樣吉宗公御十七回御忌、於神護寺御執行有之。

〔政隣記〕

今月廿日、有徳院樣十七回忌御忌御法會、於上野。金澤於神護寺も御法會御執行。御奉行本多安房守政行。

## 六月廿七日。役銀奉行田中平丞私曲により御預に處せらる。

〔政隣記〕

平佑は平丞

明和四年六月二十七日

人持組生駒右膳に御預　　組外三百石　田中平丞

右役銀奉行相勤、依私曲之品候也。

一類に御預　　組外三百石　小塚左膳

右役銀奉行加入依相勤也。

田中平丞一類四人共指扣　　組外　歸山武兵衛

御醫師　小瀨甫元

御射手　矢嶋作左衛門

與力　二宮源次郎

〔泰雲公御年譜〕

一、六月二十七日、田中平佑公事場に而御吟味有之、生駒右膳へ御預被仰付候。

一、六月二十九日、昨朝五つ時過田中平佑養子蔦巻頼母弟釆女出奔。養父平佑一昨夜御預被仰付に付、出奔後四つ時、釆女儀一類へ御預之儀被仰渡有之候所、釆女儀夫以前に致出奔候。平佑同役小塚左膳儀は、一類中へ御預被成候。同壻矢嶋作左衛門遠慮、甥小瀨甫充も在江戸之所御呼戻之由。右一巻に付歸山武兵衛二男源次郎遠慮之旨。

〔泰雲公御年譜〕

一、三百石組外御近習番田中平佑。右平佑先役は役銀奉行相勤居申內、古來より年々役銀取集、封いたし候懸出し銀相積、何十貫目与申及銀高申候所、平佑以前より有之候哉、但平佑私曲を以て右懸出し銀を、法船寺町々人唐津屋宇兵衞と申者に相預け、利息を爲相廻、其利潤は私の入用に相立來候處、平佑儀御近習番被仰付、跡役坂井五郎八被仰渡候所、五郎八儀右之趣致不審、書付を以不破忠太夫へ相達候處、難捨置表沙汰に成、同役小塚左膳も同事に遠慮いたし罷在候所、當二十七日兩人共公事場に而御吟味有之、平佑儀は生駒右膳〻御預、小塚は一類中へ御預被成候。平佑於公事場御吟味之節、散々取亂候躰、途方を失ひ申候由。此平佑實父は御醫師小瀨復庵に候。養父田中一閑齋子左源太に候。一閑は松雲公御代被召抱候神道者に候。左源太は一閑養子に而候哉、恒齋与申由候。勝れたる記憶に候。組外に而御番相勤候。平佑儀近年分限不相應之儀ども有之、泉寺町末に請地を求、一亭抔有之候。其外不相應驕奢いたし候。是は唐津屋宇兵衞方より、利息年中七貫目餘上り候に付、右之銀子を以榮耀働候由。

田中平丞明和七年五月十七日流刑に處せらる

七月朔日。前田重教大小將の在府中に於ける勤勞を賞す。

〔政隣記〕

七月朔日於金澤、左之通青木與右衛門を以被仰出。依之四・五日之内頭々於宅申聞有之。

去年以來御在府中、御大小將中慎ち宜、御人少にも候處、何も申談情に入相勤候由被聞召候。

此段申聞候樣被仰出候事。

## 七月二日。前田重教就封の道中供奉したる表小將等に賞賜す。

〔政隣記〕

七月二日、今度御道中御表小將并加人步御供之人々、其外御步等江、於御次八講布等夫々階級を以拜領。御步以下は金銀手目錄。頭々ゟ青木與右衛門等被相渡之。

## 七月十三日。老臣等藩の財政匱乏の狀を上申す。

〔袖裏雜記〕

御勝手御運方之儀、七月十三日申上候紙面之内に、別紙御算用場奉行紙面段々長篇に候へ共、取縮候所は、毎年御收納米二十五萬石計。此内御扶持方米等拂立、殘而六萬石。是へ御家中書上除知五萬石計加へ候へば十一萬石。此内運賃米引候へば八萬八千石計、是を於大坂石六十目圖に拂候へ者代銀五千二百八十貫目計。御在府中六千貫目之御入用には七百二十貫目不足。右に大坂等御借銀利足を初、一向指遣不申候而右之通不足。江戸等御借金高利足等之譯左之通。江戸・大坂に而御借金銀元高。

二萬九千九百四十三貫八十目

但、大坂古先納元二萬四千貫目餘、幷井川善六御藏許相勤候内御かり入二千八百二十五貫

七百目除之候高。

右御借銀利足

三千五百十六貫四百二十目

外に

五百貫目　　京・大坂に而一ヶ年御入用高中勘

大坂御廻米拂代に而　　御在府中不足高

七百二十貫目餘

三口〆四千七百三十六貫目餘　此分一向御手當無之候。

七月十三日。組外組人見忠左衛門一類預に處せらる。

〔政隣記〕

一、七月十三日、組外三百石源左衛門相番同組人見忠左衛門儀、一類に御預。但源左衛門と入魂にて、當十五日夜も人見宅に源左衛門罷越、曉天迄有之等之御疑与云々。

栗田源左衛門の事は正月十八日の條に出づ當十五日とあるは正月なるべし

七月十八日。大小將齋藤源太夫等知行を召放さる。

〔袖裏雑記〕

齋藤源太夫・小林忠藏・飯嶋判事奥御納戸奉行相勤候内、御預け之銀子勘定相立不申、御尋之上申分けも無之、其上心得違之趣も有之、不埒至極に付、急度可被及御沙汰儀に候へども、彼是御赦之御時節故、其段は御宥免、御知行被召放、御改易被仰付候旨、七月十八日可申渡旨。御請等あり。但十三日に被御出候へ共、盆中ヶ様之儀申渡候先例見當り不申旨も申上。

〔政隣記〕

七月十八日、去年四月廿三日・廿四日記之通に候處、今日左之通御用番被仰渡、頭々宅江一類同道に而呼立、相頭・御番頭・御横目兩人宛立會、并御歩横目兩人宛相詰、夫々申渡有之。

御大小將組三百石　齋藤源太夫　三宅權左衛門組

右源太夫儀、奥御納戸奉行被仰付置候處、御預之銀子勘定相立不申、御尋之上申譯も無之、其上心得違之趣も有之、不埒至極に付急度可被及御沙汰に儀に候得共、彼是御赦之御時節故、其段は御宥免、御知行被召放御改易被仰付候條、此段可被申渡候事。

丁亥七月十八日

同上　二百石　小林忠藏　青木儀兵衛組

同上　百廿石　飯嶋判事　御川番支配三宅御川番

兩人御書立源太夫同斷。

七月廿八日。前田重教本年中重ねて不時出府の意あることを告ぐ。

この出府は継嗣を議せんとする意あるに因る

〔袖裏雜記〕

右近將監殿ゟ被及御内談度儀有之、且寒氣御痛に付、當十月中御出府之事、右近將監殿ゟ御内密被及御示談處、表向御願被成候樣にとの事に候間、右之通御願可被成旨等、段々御親翰を以七月二十八日被仰出。

七月。前々月以來狼再び石川郡の所々に徘徊す。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月、前々月已來狼荒又々徘徊。先頃小柳邊に而十三歲之娘を咋殺、其後大平寺野邊男女六人咋殺。取分當十四日晚七つ時、往來之男歲廿七・八計、究竟之男咋殺、道脇之藪之中へ這入、片身悉く咋置候由。何方之者与申儀不相知、近村より番付候旨。

八月三日。前田重教の生母實成院の七回忌法會を實成寺に行ふ。

〔政隣記〕

八月三日、實成院樣御七回忌御法事、於實成寺御執行。但御參詣被仰出、門内中程に而御下

乘。御鎗・御薙刀之外御先供之分、門内ゟ入見計蹲踞、且組頭は不被召連。御下乘より御大小將御番頭御先立之筈に候處、今日御供人揃候上、御參詣御延引被仰出。

八月十五日。松平大貳、勤務に比し小身なるを以て知行を加増せらる。

〔袖裏雜記〕

松平大貳小身に付御加増可被仰付被仰出。先年前田兵部も小身と申趣に而御加増被仰付候。前田兵庫は御用烈敷情に入相勤、其上小身にて重き役儀相勤候付、御加増五百石被仰付候旨御意有之候。大貳は亡父主馬病氣に而徘徊不仕樣一類共より申談、十三・四年も出仕等不仕故、跡目之節五百石減知被仰付候。前々御前ゟ御用番誘引被召出被仰出候間、左之趣に可被仰渡哉之旨伺之處、伺之通被仰出。八月十五日可被仰渡旨被仰出。

御加増

一、五百石　　松平大貳

本知都合四千石

内千石與力知

大貳儀、彼是數役相勤、當時小身に而重き役儀相勤候。亡父遺知之内減知も被仰付置候付、旁今般如此御加増被仰付。

八月十六日、幕府前田重教の今秋出府せんとの請を許す。

〔政隣記〕

八月五日、當秋中御出府之儀可有之候。割場奉行大屋武右衞門ゟ御供被仰渡、先内々不差支樣可相心得候。御治定之儀ハ追而被仰渡旨、御用番より頭水越八郎左衞門迄被仰聞、則申渡有之。八日御道中奉行御小將頭青木儀兵衞ゟ被仰渡、内々相心得可申旨被仰出候由に付、諸向來年御供番等ゟ夫々内々心得申談有之候事。

〔政隣記〕

八月十三日御痛所爲御保養、當秋御出府之儀御願書今日被差上候處、十六日御願之通被仰出。依之御禮之御使者御馬廻組千七百石野村平兵衞、今月廿六日金澤發、九月八日江戸着。

八月二十日。前田重教將に出府せんとするを以て供奉の諸士を定む。

〔政隣記〕

八月廿日、御出府御供今日御家老松平大貳殿始、夫々ゟ表立被仰渡。但、御供番迄被召連、詰番之分ハ多分來春に至交代被仰付。

八月廿三日。前田重教の夫人流産せりとの報金澤に至る。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十三日江戸表より飛脚到來。御前様御懐孕被爲在候所、此間御流産被遊候由申來。御當りは來正月之由。度々御流産、此度に而三度目也。

八月廿三日。白銀屋與左衛門の事件に與りたる諸士の閉門を宥し各減知を命ず。

明和元年二月廿八日の條參照

〔泰雲公御年譜〕

一、八月廿三日、四年以前白銀屋與左衛門一巻に付閉門被仰付置候人々御免被仰付。

〔袖裏雜記〕

白銀屋與左衛門博奕同類、明和元年三月より閉門被仰付置候。今年に而四ヶ年に相成候間、御免可被成哉之旨等申渡、左之通八月伺之處、伺之通被仰出。

原五郎左衛門ゟ

石黒平兵衛　御馬廻

平兵衛儀、常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申儀も可有之候哉与、御猶豫被成置候處、相嗜不申、不届之至に付閉門被仰付置候へ共、今般御免被成候。依之本知二百五十石之內百廿石御減少、知行高百三十石に被仰付候。自今急度相愼可申候。尤如御格遠慮仕可罷在候。

此段可申渡旨被仰出候。

山田仁右衛門

仁右衛門儀、本知二百石之内百石御減少、知行高百石に被仰付候。

大屋半左衛門

半左衛門儀、本知二百石之内百石御減少、知行高百石に被仰付候。

由比九郎太夫

九郎太夫儀、本知百五十石之内八十石御減少、知行高七十石に被仰付候。

右之通夫々可被申渡候事。

八　月

不破忠太夫ゟ

山本吉太夫御馬廻

吉太夫儀、本知二百石之内百二十石御減少、知行高八十石に被仰付候。

右之通被仰出候條可被申渡候事。

長瀬次郎兵衛ゟ

原　新左衛門

新左衛門儀、本知百五十石之内五十石御減少、知行高百石に被仰付候。

福田彌八郎 定番御馬廻

彌八郎儀、本知八十石之内三十石御減少、知行高五十石被仰付候。

右之通――

八　月

山崎小右衛門ゑ

野坂助八 定番御馬廻

助八儀、本知七十石之内二十石御減少、知行高五十石に被仰付候。

松崎喜兵衛・佐藤久右衛門ゑ

葛巻彦太夫 組外

右彦太夫儀、本知三百石之内百七十石御減少、知行高百三十石被仰付候。

神戸三太夫

三太夫儀、本知二百石之内六十石御減少、知行高百四十石被仰付候。

右之通――

八　月

吉田久兵衛・吉田忠左衛門江

姉崎貞右衛門 御射手

貞右衛門儀、百五十石之内五十石御減少、知行高百石に被仰付候。

中村次右衛門江

大村五兵衛 新番

五兵衛儀、御切米五俵御扶持方四人扶持御減少、三十俵三人扶持に被仰付。

寺社奉行江

神戸傳太夫 本組與力

傳太夫儀、本知百石之内三十石御減少、知行高七十石に被仰付候。

大橋作左衛門江

黒田彌太夫 御歩

彌太夫儀、本知百石之内三十石御減少、知行高七十石被仰付候。

御細工奉行江

松平與次右衛門 御細工者

與次右衛門儀、御切米四十俵之内十五俵御減少、二十五俵に被仰付候。

右之内山本吉太夫・由比九郎太夫・葛蓉彦太夫は、人集め仕様子に依而減知多被仰付候也。

九月四日。前田重教不時出府に付會所銀及び扶持方貸與のことに關して定む。

〔政隣記〕

今般不時就御出府、會所銀之儀、前借有之人々ゟ者百石四百五十目宛、新借用之人々ゟ者百五十目宛過借被仰付候。知行當り之内借足候人々も、借足共四百五十目宛御貸渡、御切米等之御歩並ゟは、右之振を以二百五十目宛御貸渡。且又御扶持方之儀、今年御歸國御供仕、押返し此度之御供に罷越候御歩供以上ゟは、百日分中勘之外五十日分中勘増御扶持方御貸渡被成候。此度俄御供仕候御歩並以下ゟは、三十日分中勘増御扶持方代御貸渡被成候。右返上之儀は追而可申渡候。但當秋交代發足差留此度御供被仰付候者ゟ者、一圓増御扶持方代御貸渡無之候。會所銀過借被仰付候足輕・小者ゟ者、右御扶持方代は御貸渡不被成候。將又今般御供仕罷越、押返罷歸候人々ゟ者、會所銀百石五百目宛、御切米被下候御歩並ゟ者三百目宛御貸渡、御扶持方代等者御定之往來路銀・馬銀之外、五十日切中勘御扶持方代、并三十目宛増銀御貸渡被成候事。

右此度は俄御出府に而、人々用意等差支難儀可仕旨各別之趣を以、如此御貸渡被成候條、組・支配にも可申渡旨、松平大貳殿御申渡被成候事。



九月六日。出府の際供奉する諸士の服裝等を華美ならしめざるべきを命ず。

〔政隣記〕

九月六日、此度は別而外見不宜儀も御貪着無御座候間、御供人尙更費無之樣可相心得旨被仰出候事。

九月九日。前田重教出府發途の日を定む。

〔政隣記〕

九月二日より宿割役所建。御發駕問九月六日と、九月九日被仰出。

九月十六日。馬廻組脇本喜左衞門小者躰のものを殺害す。

〔袖裏雜記〕

長瀨次郎兵衞組定番御馬廻脇本喜左衞門儀、前月十六日三輪中務組御馬廻內藤久左衞門同道

仕、伏見山邊ゟ行歩罷越候處、途中より少々氣色滯、夜中九時頃野町少林寺門前迄罷越候處、
小者躰之者行當候付相咎候へ者、不及挨拶却而及過言組懸候付、不得止事切殺申候。餘り太
刀に而自分疋少々疵付候趣、喜左衛門書付、幷久左衛門よりも右之趣斷書付、次郎兵衛・中務
添書を以出之候處、實者神明祭禮に付罷越、外にも同道人有之、女も召連罷越、相手之者には見
失ひ、右切殺候者相手に而無之由。酒に醉、留るも得指不申、久左衛門致手傳指候抔取沙汰。
然處御横目足輕言上書付被渡下、披見仕候處、佐川和平太も同道に而女を連候由。依之遂僉
議候へども、手懸りも無之候間、先其分に被成置、喜左衛門等三人共跡目之節減知被仰付可
然ケ何も僉議。閏九月三日申上候處、僉議之通被仰出。

九月廿二日。前田重教の出府を公示す。

〔政隣記〕

中將様先年より之御痛所、寒氣に相成候而者別而御勝れ不被成、寒國故於御國許者御保養難
被成、閏九月中迄に御出府被成度段御願書被指出候處、御願之通被仰出候に付、今般御出府
被遊候。此段承知可有之事。

右之趣頭分以上ゟ可被申談候事。

九　月

右之通九月廿二日御用番被仰渡候由に而、御横目中より廻狀出。

九月廿四日。城門通行の手形に宛所を認むべきを命ず。

〔政隣記〕

九月廿七日、左之通御城代駿河守殿被仰渡候由、御横目廻狀有之。

御城中所々御門に之諸色相通候手形、半切之手形に候はゞ、何方御門番所に迄宛所相調差出候樣、諸役懸り之人々に不相洩樣可被申談候事。

亥九月廿四日

九月廿六日。前田重教の女邦姬・頴姬卯辰觀音院に詣づ。

〔政隣記〕

九月廿六日、邦姬樣・頴姬樣今日五時御供揃に而、五半時過土橋御門より御出、御宮坂、會所前、西町口御門より卯辰觀音院に御宮參。九時過御戻、直に金谷御殿に御立寄、八時前御歸。御供之侍以上、二之御丸於御臺所、夫々階級を以赤飯・御吸物・御酒被下、於御次水越八郎左衛門を以被下物御大小將七は綿三把宛。有之。御勤には不及、當座之御禮に而相濟。

一、御步以下にも右に准。

一、觀音院玄關御縮垣之內に而御下乘に付、御輿廻御供人皆々垣之外に相扣。御挾箱より御

先供御歩御薙刀・御傘等、愛染院前より不動前迄に段々相殘。御供人從者は坂之下町家之前ゟ懸け相殘。歩御供等之草履捕は坂之上迄召連候。

一、御供人於御廣式夫々溜所相渡候。徒者・若黨・挾箱は土橋御門之外に殘し、鑓・馬等は御宮坂之下ゟ廻し置候。

一、御供裝束熨斗目上下、御歩服紗小袖・上下、御歩以上くゝり股立、雨天に候得者唐油合羽・笠、小雨に候得者手傘之筈に候事。

明和三年八月十六日の條參照

九月廿七日。表小將武部右門流刑に處せらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月二十七日、表小將武部右門儀玉井主稅ゟ御預之所、今日五箇山へ流刑被仰付。

〔泰雲公御年譜〕

一、百三十石表小將武部右門。右右門實は安井半右衞門次男に候所、武部治部丞養子相成、武部与稱申候。最前御側小將被仰付、後表小將に被仰付候。去年江戶御發駕之節、御次に被差置候御長刀之鞘致紛失候儀に付、御吟味之上右門所爲之由粗相知候哉、同年七月一類へ御預被成、其後玉井主稅へ御預被成候。右門兄は亂心所行有之致縮置候由。

是月は大盡なり

九月晦日。前田重教髭瘤を患ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月晦日中將様御痛出來、町醫師外料有澤良長御膏藥指上候。御振瘤之由。良長儀今般御出府御供に被召連、直に在江戸被仰付旨。

九月晦日。博奕・三笠附・取逃無盡を禁ずるの幕令を傳ふ。

〔坂井舊記〕

博奕・三笠附・取逃無盡者勿論、富突抔与名附、博奕ヶ間敷儀致間敷段等、從公儀相渡候御書付寫相越之候條、被得其意、組・支配之人々に可被申渡候。組等之內裁許有之面々者、其支配に茂相達候樣可被申聞候事。

右之趣可被得其意候、以上。

丁亥九月晦日

前田駿河守 印

本多安房守 印

遠田三郎太夫殿

松平右近將監殿御渡候御書附寫一通相達候、被得其意、答之儀者稻垣出羽守方に可被申聞候、以上。

八月十九日

大 目 付

以下は幕府の令なり

御名殿　留守居中

大目付へ。

博奕・三笠附・取逃無盡者勿論、富突抔与名附博奕ヶ間敷儀致間敷段、前々相觸候。忘却いたし候者共所々に有之、中國筋に而者第一与唱、三笠附抔に紛敷會合いたし候趣抔相聞候。御領所村々之儀者御代官、御預所役人心懸、相糺召捕嚴敷致吟味候間、私領に而茂村役人ゟ急度申付置、勿論捕違者不苦候間、其筋之役人心懸、疑敷者は召捕吟味之上、私領限之儀は公儀御仕置准じ自分仕置、□他所之引合有之候はゞ可被相伺候。

右之通領主・地頭ゟ可被相觸候、以上。

八　月

閏九月五日。前田重教放鷹により田地を踏荒したる者の件に關し議せしむ。

〔袖裏雜記〕

御發駕御前日（九月五日也）被成下御親翰、何も奉拜戴候。

前月中旬河北郡鈴見村ゟ鷹野に出、田地之内ゟ入、稻泥之内ゟ踏込、三千歩計痛稻有之由、委細御内々達御聽候。以後ヶ樣之族無之樣に申觸候而可然哉、僉議次第与被思召候。心得に

九月とあるは閏九月の誤

と可成与被仰出候旨奉承知候。則御親翰御家老中にも拜戴爲仕候處、津田玄蕃儀、前月十一日より二・三度彼邊に罷出鷹拙申、役儀も有之儀に御座候處、其所心付不申、並々之通勢子入申儀、迷惑仕候。尤稻踏損不申樣に隨分家來共に申付候へども、其所如何達御聽候哉甚迷惑仕候旨申聞候。將又一統相觸候儀、前々より每歲稻に花付實入に相成候節、何月何日より何日迄之內、石川・河北兩御郡、御家中鷹野遠慮候樣仕度旨改作奉行申聞候條、此段可申渡旨御算用場奉行紙面指出候へば、一統相觸申候。今年も八月十日より九月十日迄之內鷹野遠慮候樣、御算用場奉行紙面指出候付相觸申候。如此御座候間、右遠慮之日數相立罷出申候處、稻踏損不申樣相觸候而者、每歲相觸候詮も相立不申儀、却而如何敷儀にも御座候間、一統相觸候儀者先見合置可然与何も遂僉議申候。御親翰御印之御上包奉返上之候、以上。

閏九月十一日　　　　　　　　本多安房守

〔袖裏雜記〕

前に記す玄蕃鷹拙候一件、日數過候而も、未稻も刈取不申儀候へば、心得も可有之處、畢竟家來共之所爲に候哉。申付樣不行屆儀、甚不念と存候。しかし此度は可爲其通候。以後ケ樣之族無之樣に可申渡旨被仰出、則其段玄蕃に申渡趣委細留あり。

閏九月六日。前田重教金澤を發して江戶に向ふ。

〔政隣記〕

閏九月四日、明後日就御發駕、今日頭分以上登城等如前々。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏九月六日朝曇四時より快晴。中將樣金澤御發駕、御供揃六半時に而五つ時御首途。先達而頭分以上へ可申聞由に而、中將樣先年之御痛、寒氣は別而御難儀被遊候に付、於江戶御養生被遊度御願被遊候に付、御出府被成候。此趣頭分以上へ可申聞旨被仰出候由。但不時御着府に付、御供等到而被減候。御宿割御宿拵相兼吉田九兵衞・笹嶋久左衞門・田邊長左衞門・村田圓助、御家老松平大貳康濟、表小將武田九郎兵衞・前田久左衞門・辻織人・行山主計・山本左次馬・青木勘三郎・戶田五左衞門、御旅館御取次御小將渡邊幸助・村田四郎兵衞・大島三郎左衞門・後藤又助、步御供御小將伊藤源左衞門・長瀨伊左衞門・坂井新丞・片岡權佐・古屋裁記・渡邊源藏、御番頭久世平助、御橫目村田助三、御近習番藤田八郎兵衞・中島小兵衞・山本宗助・小寺半左衞門・寺西左太夫・菊田助太夫・加須屋八郎左衞門・澤村恒右衞門・野坂忠太夫・中嶋七郎・笠間勇左衞門・井上求馬・原九郎兵衞・山岸紋左衞門・本保平右衞門、會所奉行池田左門、割場奉行、御醫師端玄泉、町醫外料有澤良長、御細工小頭山本十兵衞。

閏九月十八日。前田重教江戸に着す。

〔政隣記〕

閏九月十八日江戸御着、御老中方始御案内開番被遣。大奥ゟは七時後被成候故、翌十九日女使被上之。

閏九月十八日。前田重教老臣等に養子縁組を出願せんとするの意あることを告ぐ。

〔梅葵繼〕

尙々迚男子出生無之、若有之共それ迄延引可成、其上嬰兒にては猶埓明不申候、以上。

今日無異致着府候條可心易候。各そく才に被相達一段に候。扨は密々申伸候。某儀近年病氣々差發、痛所も多治不申に付、公務登城を初、總つとめ向等懈怠、國政尤不行屆、在國は痛氣色に障、加越能年々及艱難中、其上八と成剩愚昧、とても御用に相立不申、三州領主被仰付置候せん無之に付、此度養子相願可申候。畢竟當家長久、先祖ゟ之忠義、亦は三國之者共を不便存候故外全無之。我等家は不覺候得共、御上を奉初例有之、各胸中晴諸人請も濟、且每度被申聞候蜂起等之危事も、右之樣に候得ばけつして無之次第、萬事あんのん丈夫に相成、

なげかはしき品々は皆悦に換り申儀も不一通ゆゑ、富田九郎右衛門に令傳符候。尤重而申遣候品可有之、先此段申入置候、以上。

閏九月十八日　　中將

本多安房守殿
前田駿河守殿
横山山城守殿
長九郎左衛門殿
奥村主水殿
村井又兵衛殿

右御親翰九郎右衛門當朔日參着持參。品重き故致拜戴候樣にと十月四日以若黨平藏、自川番主水被申越。

十月六日。老臣等會議し横山山城守・村井又兵衛を江戸に派せんとす。

〔泰雲公御年譜〕

十月六日御年寄衆寄合有之。山城守殿・又兵衛殿、用意次第江戸表へ發足之由有沙汰。

十月十四日。前田重教老臣横山山城守等の江戸に出でんとするを止む。

〔梅莢纖〕

各出府、近頃そこつ出過候儀。申遣候一件、願之段は勿論、内意とても急に叵及事、來々年迄之内とくと考、夫々内意、其上願に候へば、來春出府に而も相すみ可申事、只今之出府我等着間もなき儀、外聞人々ふしんも有之、甚不宜候。最早發途と存候。迅に金澤ゟ歸足可被致候。爲其早々如此に候。委敷は追而可申遣候。先達而之紙面に出府無用と可申入處、書おとし候、以上。

十月十四日　　　　中　將

横山山城守殿

村井又兵衛殿

右御親翰、彥三・大貳添紙面候而、十月十四日亥刻江戶發足仕立町飛脚、今廿日巳の上刻山城守宅迄到着、何も致拜戴候。兩人發足は延引僉議仕候而、則寫差越候旨、廿日彌四郞を以月番より被差越、則寫候。

先達而申上候山城守・又兵衛儀、兼々は今日山城守、明日又兵衛發足之趣申談置候處、昨朝自江戶表兩人方へ、以御親翰、罷越候儀無用に可仕之旨被仰下候に付、先發足延引仕候趣示談仕候。先達而被仰下候一件は、來々年迄之內に御願之思召之趣、委細は追て可被仰下之旨

御座候。右之御様子に候得ば、事急なる御事とも不相開候得共、其段も難計御事奉存候、委細之儀被仰下次第、又々御内々可申上候。彼是思召共有之御様子に奉察、私共難及御事共、別而當惑仕御事に御座候。自然あなた様へも御内々被仰進候御様子も御座候、極密被仰知候様偏奉願候。右之趣中上度重而如斯御座候、以上。

十月廿一日

林　恒右衛門殿

あなた様とは幕府を指すものゝ如し

十月廿七日。凶作なるを以て領内の百姓に貸米を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月二十七日、百姓中願之通、御領國中へ六萬六千八百石御貸付有之。越中新川一郡に御貸米出不申候。能州に而は羽咋郡、加州に而は河北・石川別而不作之由。

十月。前田重教膈疾の藥を求めしむ。

〔國事雜抄〕

於御當地膈之病妙藥出候由達御聽候。何之家より出候哉、如何樣之妙藥候哉。致調合候者有之候者爲指上候樣に被仰出候條、各より諸頭中へ御申談可有之候事。

永原内進等連判の上申は前田重教の繼嗣選定の事に係る

十一月十四日。永原内進連判狀を以て上言する所ありしに因り自分差扣を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月十四日、御預地奉行永原内進自分差扣被仰渡候。右内進は元來有澤才右衛門軍學之弟子に而、自分之弟子も餘程有。軍書講談之節頃日巷説を致批判、昵近・陪臣共二百人計も致荷擔、連判之紙面身當頭三輪中務へ指出候所、其翌日自分指扣申談候由。

〔梅葵纈〕

私組永原内進儀、今般世上風聞之儀有之に付、私宅に相招樣子相尋候處、則別紙指出候に付上之申候。軍法之弟子等へ覺書を以申聞候儀甚心得違に付、先自分に指扣罷在候樣昨十三日申渡置候。猶更御指圖次第可申渡候、以上。

十一月十四日　　　　三輪中務判

横山山城守樣

今般山城守殿・又兵衛殿俄に江戸表へ御越之筈に付、世上色々雜說有之。依之不相知事ながら、人々内々には存寄をも互に申合候儀に御座候。然處私儀は軍書講談仕候に付、私宅に罷越候人々少々有之候内、才所三郎太夫せがれ判左衛門、是は私緣者に御座候。幷駒井治兵衛・

中村八百記・篠原帶刀弟左門・同惣助、右五人は久敷執心別而心易仕候に付、今般之儀人々存寄も御座候得共、色々迷ひ申候間、私存寄承度段毎度罷越申聞候得共、餘之儀とは違申事故、聊爾は難申入由申聞候得共、達而承度由每度申聞候故、不得止事前月十二・三日之頃、私存寄之趣右人々ゟ迄内々申聞候。尤相揃候而罷越候に而も無之、一兩人充度々に罷越候而申聞候儀故、人々ゟ申入候に付而は、申違或は前後仕、不都合に成候而は間請も違申事故、可申入こと存之趣をとくと考置候而、至而麁紙に私覺書を調、是を自分に扣置候て申入候儀も有之、或は只口達迄に而申入候候も御座候。且又右之外同苗求馬儀も門弟、殊私本家入魂に仕候に付、前月十四日私見廻に罷越候節、今般之儀互に咄仕、私存寄承度段申聞候得共、是又一往相斷候得共、達而申聞候樣申候故、是又外門弟中同事に申入候。其後求馬同役中ゟも密々咄し候由。同十七・八日之頃求馬方ゟ同役中咄に寄合申砌、夕方私儀呼に越候故罷越候處、求馬同役中私咄之趣有增求馬咄に而承候。猶更直に承度由に御座候得共、私存寄之趣は、門弟之内にも心易者或は求馬などゟは格別、外へは一向咄申儀難仕候。殊に各樣方へは別而難申入段達而斷申候處、左候はゞ求馬へ今一返咄可申候、脇より承度段無據被申聞候に付、不得止事前同樣に求馬へ申述候。此外に奥野主馬は、是又久々之執心、殊之外心易仕候に付、前月十六日頃軍書會に而罷越候節、右同樣に咄仕候。右人々之外ゟは一向少も咄申儀無之候。

頃日世上取沙汰仕候は、私儀一書相認、所々へ相弘申などゝ、御開被成候旨御尋之趣承知仕候。右申上候通少も相違無御座候。唯口達迄に而申入候得ば其通りに御座候處、少々に而も覺書認申儀心得違御座候。口達迄に而は、申違或は前後も仕候得ばいかゞと奉存候所に心付候迄に御座候。尤右覺書には名目等顯申儀も無之、軍書之内などに有之儀を調申儀、至而僅紙に下書仕、尤所々消或は書入等仕、人々ね爲見候而もよめ申儀に而も無之、自分に扣罷在候儀故、外へ洩申儀も無之筈と迄其砌は存罷在候。頃日世上取沙汰有之儀は、則右之儀と奉存候。左候得ば私其砌遠慮薄、甚誤り申儀に御座候。御尋に付委細申上候、以上。

十一月十三日　　永原内進判

三輪中務様

〔梅葵繼〕

昨日被仰渡候永原内進覺書取立、則同人添紙面共上之申候、以上。

十一月十八日　　三輪中務

横山山城守様

此覺書を以門弟中迄論申候時分は、追付御兩方江戸表へ御越、此度之雜說之趣を御指留之由沙汰に御座候。然處彼表内々は事極り居申などゝ申事。殊に此儀は此方樣より出申事と申習

兩方は横山山城守長九郎左衞門

候故、左候得ば此上を是非御指留は決而相成不申候。左候へば此雜說之通に決而相成可申候。其時はいかゞと申論に御座候。是非御指留之論に而は無御座候。其後江戶表へ御越も相延申候は、此度之儀先御延引と申事。然共又頃日は是非とも御指留之御僉議と申事故、何茂强議を申、只今より死を極申などゝ申候は、專ら御指留申度故之儀に御座候。私論は其儀に而は無之、事決定仕候時之論に御座候。此儀取樣違候而は理大に違、元之通に成候得ば却而惡敷成申樣に相聞え申候。左樣に而は無之、此度御指留成申程之儀に候得ば、上之御心御政務に被屈候故之儀に而は無之、元之通御政務も可被遊思召と申ものに候間、無此上事に御座候。此外此覺書之內、口達に而申儀多く有之、書面迄見申而は理解かね申事も御座候得共、其儘指上申候。

十一月十七日　　永原內進

問曰今大國の主あり、大祖より數代領し來、且末流の家あり。然るに大主いかゞの事有てか、將軍家の連子內存有て、是へ國家を讓て休せんとす。君不得止事あるが故なるべし。其意味難知事ながら、理を押而計見るに、治世久敷諸侯皆國用不足、家臣共に困窮して政務を行ふ事甚難き世風也。就中大主の家には不意の入用多く有て、別て國用不足、商人も調達する事希にして、軍事常事共に難調、且士風惡敷成、是を賞罰し正さんにも、上の國用不足よりし

て政務不行届、且大主生質心力不强して、政務に心を盡す事不叶、如此にして年を經時は、次第に政務も難行をいかん共する事かたし。是に屈して國家を他へ讓らん事を望む。將軍家此折しも將軍家之連子內存あり。此權威を以又政務自然に調易き道あり。故に是へ讓るときは、家系は絕るといへども家名は續き、國家を安ぜんと心を堅く定て、家臣のすゝめをも不受、此事に決定して臣に云聞す。此時譜代の臣たるもの心得いかゞ。

答曰、君不得止事して變法を用、大主の家は他家に越日本に無並家筋也。殊に大祖の武威を以征伐したる國にして、將軍家よりの恩分にあらず。今是へ世を讓る時は、家名は立といへ共實の家系此時絕る。且小身といへども末流の家あり。大主政務難行は、此末流の家へ讓る時家系不絕、二ながら可にして家臣憤を發事なし。別家より續ときは家系絕え、大祖の威光も此度廢す。家臣是を憤りて命を不受事、是則諸士たるの當然也。君恥を受れば臣死すと。或は又末流之家へ隨うて忠を盡すか、何れにも臣たるもの是時節到來なれば、此時死を極るは大祖への忠、我家への孝、武の本意此時にあり。

此のこたへ忠孝を不忘、武の尙道を立、我身家の事を不惜、士たるものゝ心得甚可にしても、もはや此外になし。此上を論ずる時は忠孝武道共に不立に似たり。故に暫此論を止て他の論を記す。

問曰義名の爲に身を失ふ事可ならんや。

答曰、可也。

又問、義名のために家を失ふ事いかん。義名を立る事家を失ふより重きときは、家を失ひて可ならん。少の義名の爲に家を失ふ事、小身は格別、中家より上はいかゞ。輕重によるべし。

又問、義名を立ん爲國家を失ふ事いかん。

答曰、不可也。

又問、君命を背いて我本意を立る事を可とせんや。我本意を遂る事を止て君命を用る事を可とせんや。

答曰、君命を用る事を可とせん。

又問、俗に一得一失と云事あり。物十の内九つの利あり、一つの害あり。九つの利は輕く、一つの害は甚重きときはいかん。

答曰、九つの利をとらず、一つの害を避ん。

又曰、九つの害あり、一つの利あり。九つの害は輕く、一つの利は甚だ重き時はいかん。

答曰、一つの利をとらん。

又問曰、今君の心に國家社稷危き事を思ふ。是を強せんとするに氣力不強して政務に心を盡

す事あたはず。然ば國家萬民の安危爰にあり。如此心を極るときは、一日も社稷を持事を不樂が故に、利欲名利を捨て、只國家を他へ讓りて治めしめんと欲するに、末流の家有といへども、權威不高して此難行政務を行、必安治せん事難計。故に家系の絶る事は甚惜むといへども、兼て内意ありたるによつて、將軍家之連子に讓て、權威を以是を治めしめ、我が世を遁れんとす。家系を惜むは義利名利にして、國家の安危にはかへがたし。是重きを取輕きを捨る心也、然れば此度君の變法を行ふは、國家を治め家名を續かせんが爲め也。此時臣憤を發して命を不受。只一遍に大祖への忠、我先祖への孝を思ふは、武の尙道を重る所は甚可にして捨がたき所といへども、是を背くときは君國家々名の續く事を思ひて行ふ。君命の重きを不用して、只武の尙道を不缺。我本意を不失と思ふ所の誤り也。此誤りは武の常に嗜み思ふ事故、難捨事云に不及、甚賞美すべき事といへども、猶此上を一位上りて論ずる時は、忠孝ともに輕重得失の二つあり。大祖・先祖への忠孝は重しといへども、當君之命不得止るときは、我尙道本意を立る所の重きをも捨、當君の命に隨ふは得失輕重の理を辨ると云ふもの也。若武道を守る事を專らとして君名を不用時は、此時國家・家系・家名共廢し、我家をも失ふに至る。是輕き事を捨る事を惜んで甚重き事を捨んとす。諸士是を辨へ知らば、國家異亂の機なく國家能治り、將軍家のあらん限り家名社稷不可廢。是則將軍家の威のみならず、大祖の

武威の餘光ならん。是則實に忠孝共に達る所也。

　是迄論じたるは自問自答也。

一人又(但門弟之内)問曰、右答は君の心甚可なる事に極む。未知して是を察る事いかん。

答曰、隱れたる心中不知事云に不及。然ども國之跡時の樣子の事也。形を以理を押て見れば、則是に當るが故に左云。善惡不知時は理を押て能云は臣の道也。若又君の心甚不可にして出來る事なりとも、事極たる時は臣の進退は前に論ずる如くすべし。不可也と云て命を不受死を極れば、則又國家を亡し君を亡事は同事也。是君彌不可に極むると云物也。君不君といふとも臣以不臣は有べからずと云時は、臣は臣の道を守べきか。是君を可にするの道也。

又問曰、將軍家を少も疑ふ事なく正道に論ず、若國を取の計ならばいかん。

答曰、國を取の計なれば、則天下に亂を好と言もの也。前々諸侯の國に甚だ危事あれ共、是を取たる事不聞。然共又時代違へば國を取の計なきにてもあるべからず。是則天下より亂を求ると云ものなれば、此時は我君の一大事、國家の大事變にあり。此時諸士身命を捨、君と安危を共する所也。然ばいよ／＼此形未顯時死を極るものは、此一大事の時何れのいのちを以せんや。是臣たるものゝ死を必極る所也。かやうの計策有らんと思はゞ、彌前に命をたばふ事可なるべし。

〔泰雲公御年譜〕
今般公邊之御沙汰に付世上何となく物騒、御年寄每度寄合に付府下區々雜說、御隱居被遊度思召立、御家督之一件、不容易儀御家之重事に候。

十一月十五日。前田重教人形座を招きて夫人等に觀覽せしむ。

〔泰雲公御年譜〕
一、中將樣御出府被遊候後、御能は一圓無之。先月十五日御前樣。淨珠院樣御表へ御出、爲御慰人形座御召。竹本筑後座一組罷越、小野道風青柳硯与申淨瑠璃五番續相務申候。大勢之內竹本春太夫与申者淨瑠璃、野澤留八与申者三味線拔群名人之由。

先月は十一月

十一月廿三日。奉公人を召抱ふるものは兩請人をして保證せしむべきことを命ず。

〔政隣記〕
御家中幷又家中者召仕候奉公人之儀、兩請人取置可申儀御定に候處、近年猥に罷成、召置日數相立候而も請人取置不申、又は一人受に致置、不締に相聞ゑ、且又請人之內故障有之立替之節も、及遲々候躰。其上得与相糺不申に付、名違等も有之。欠落人請人公事場ゟ罷出、過

錢等申渡候節差支候儀共有之候條、以來奉公人召抱候節者、兩請人早速取置、暫受人取替候節も不及遲滯樣、御家中一統に御觸候樣に与奉存候、以上。

十月廿三日　　横山齋宮　伊藤內膳

永原求馬　寺西彈正

奧村主水樣

十一月廿三日右御用番以御添紙面御觸有之。

十一月廿四日。百姓等その產兒を殺害すへからざるの幕令を傳ふ。

〔國事雜鈔〕

百姓共大勢子共有之候へば、出生之砌子を產所に而直に殺候國柄茂有之段相聞え、不仁之至候。以來右之儀無之樣、村役人は勿論、百姓共も相互に心を付可申趣等、松平右京大夫殿御書付之寫等一結相越之候。於御領國者右之族無之樣御國法茂有之、一統承知之事候へ共、御憐愍之御觸に候條、村役人共等ゟ申聞置候樣、御郡方支配有之人々ゟ可被申談候、以上。

丁亥十一月廿四日　　本多安房守

奧村主馬殿

不破忠兵衞殿

以下は幕令なり

達田三郎兵衞殿

大目付へ

百姓共大勢子共有之候へ者、出生之子を産所に而直に殺候國柄茂有之段相聞候。不仁之至に候。以來右躰之儀無之樣、村役人者勿論、百姓共も相互に心を付可申候。常陸・下總邊に而は別而右之取沙汰由。若外より相顯においては可爲曲事者也。

十月

右之通可被相觸候。

十一月廿五日。横山山城守等の出府に關して浮說を傳ふることなかるべきを馬廻組頭に諭す。

〔泰雲公御年譜〕

十一月廿五日御馬廻頭中被相渡候覺書。

今度山城守殿等被致出府候旨。依之專浮說有之体に付、慥成儀も不奉存、若評議有之候而者不敬之至、却而御爲不可然候。各御心得与存候得共、拙者內存之趣爲念申談候。但御番方は聊拘り不申儀候得共、又廻文を以可申達品々無之、銘々相招候も事立候故、筆頭衆迄申談候間、當御番所御申談、當病之面々ゟ者向寄に可有御申談候、以上。

十一月廿九日。前田重教養子縁組に關する老臣の意見を報告せしむ。

〔梅葵纈〕

先日之紙面答は其内可申入候。實子無之時從他家當家相ぞくに而は、加越能諸民一統心ふく不致と申はいよ〳〵に候哉。末家松平出雲守願相ぞくに候はゞ、四民不殘心ふくいたし候体必定に候哉。此等之趣各みつ談有之、巨細に可被申越候。且又山城・文兵衞來春とても出府不遲候間、旅用意之品々すべて相やめ、會所小拂銀等かり被申候分、迅に上納せられべく候、以上。

十一月廿九日　中將

年寄中

出雲守は富山侯前田利與

十一月。前田重教の繼嗣選定に關して藩士等前田氏の正統を以てせんことを請願す。

〔大梁公繼統事件〕

頃日世上一統風說仕候は、御前いまだ御男子御出生無御座候に付、御内存御願之品御座候由。依之御詮議之趣も有之旨及沙汰候。實否難決儀には御座候得共、若實事に御座候へ者、御家

御正統之御筋目を以被在御相續、御奉公申上度儀に奉存候。誠以分を犯し申儀恐入奉存候へ共、難默止儀に御座候故、私共存念之趣、先以御内々如斯御座候、以上。

十一月

渡邊權佐

小寺甚右衞門

神田十郎左衞門

横井平藏

賀古右平太

加藤次郎左衞門

田邊伊左衞門

北川伴之丞

熊谷四郎兵衞

久津見左次馬

## 十一月。京都に於ける藩邸所有の確認を求む。

〔京都御屋敷沽券狀之事〕

家屋敷之事　沽券狀三通有

一ヶ所二軒役　河原町通下丸屋町東側
表口十三間一尺九寸　南隣服部屋五郎兵衛
裏行十五間　北者道筋
右家屋敷買得〔　　〕敷儀に而沽券狀無之、私方名代を以買請、松平加賀守樣御屋敷に相成、私名代相勤候儀相違無御座、此度沽券狀御改に付御割印奉願候。尤右家屋敷に付、他所より出入指構毛頭無御座候、以上。

明和四年亥十一月

松平加賀守樣町名代
菱屋次郎兵衛
年寄　越後屋庄右衛門
五人組　鹽屋四郎兵衛
五人組　井筒屋半兵衛
五人組　萬屋三郎兵衛

右之通御座候、以上。

山内勝助
町代　早川喜八郎

神告屋本のまゝ

家屋敷之事

一ヶ所七軒役　河原町通二條下る二丁目東江入塗師屋町南側

表口二十二軒　東者上車屋町境

裏行十五間　西者下丸屋町境

右家屋敷、萬治三年子三月家數七軒に而代銀三十一貫八百目に、私名代を以買請、加州御屋敷所持相違無御座候。此度沽券狀御改に付御割印奉願候。尤右屋敷沽券狀無御座候得共、他所より出入構致儀毛頭無御座候、以上。

明和四亥年十一月

松平加賀守樣町名代
菱　屋　次郎兵衛
年　寄　神告屋　與平次
五人組　小玉屋　善　七
五人組　近江屋　平右衛門
五人組　植野屋　久兵衛

右之通御座候、以上。

山内勝助
町代　早川喜八郎

家屋敷之事

役　數　七　軒　　河原町通三條上る二町目東ゟ入町

役數三十六軒　　上車屋町
　　　　　　　　藥鑵屋町

右兩町家屋敷、萬治三年子三月役數之通、私名代に而松平加賀守殿屋敷地に買請、當地私名代に而諸役相勤申儀相違無御座候。此度沽券狀御改に付御割印奉願候、以上。

年　寄

明和四亥年十一月　　名代　菱屋　次郎兵衛

右之通御座候、以上。

山内勝助
町代　早川喜八郎

十二月三日。前田重教老臣等に養子縁組をなすことを延期せる旨を告ぐ。

〔梅葵纎〕

此度養子願之事段々被申聞候間、先延引いたし候。いかやうにも各せんぎ有之、いづれも人

氣等靜に相成候樣可被申渡候。各けいさく有之樣にと存候。てい意はともかくと當然之處治り候樣可有下知候、以上。

十二月三日　　　　中　將

年　寄　中

本文の事ありしは前田治脩が十二月三日附を以て與へたる書簡到着せざりしに因る

十二月六日。德川家治前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月六日、上使御使番中坊左近殿を以御鷹之鶴御拜領。

十二月七日　村井又兵衞の出府に對し富永五郎左衞門計策を進言す。

〔大梁公繼統事件〕

今般江戸表江御出府被遊、於御前被仰上候樣等之儀、尤前方より相極居可申、定而幾重にも御樣子等可有御座候得共、畢竟要文は御隱居御指留り之儀御願被遊、御養子之御儀は御正統に無御座候半では不相叶、經常之難被默趣。并輕く利害を以被仰上、兎角に御年若に被爲成御座候得者、いか樣にも御嗣君樣御出生可被遊候。左樣之事に罷成候得ば、誠に國家之大幸不過之御儀に御座候等。是等之趣を以是非右兩樣共御指留被遊候樣に御願可被遊候儀と奉存候。

右之趣御聞届無御座、此儀は積年之思召立にて、少御樣子も有之儀、別而御內約等も有之候上は、今更難被默候。依而御指留り之儀堅く御許容無御座段被仰出候半歟。若右之通被仰出候時は、一旦被仰出候趣奉得其意候得共、御內約之御儀は如何樣之趣に御座候哉、御樣子御打明可被仰聞候。私共幾重に茂取計ひ、少も御落度に仕間敷候間、其段御任被遊、御底意御開被仰開被下候樣御願被遊、御樣子委敷御聞切可被遊候半事歟。且御樣子も有之積年之思召立と申儀は、其思召被爲立候御趣意御樣子等何等之御儀に御座候哉、尤不能奉恐察候。いかやうい筋に御座候とも、於此儀は一入御打明被仰聞可被下と、いつ迄成とも御かゝり御聞切可被遊御事歟。

御常府之御望、右御病身を以被仰立候御樣子に御座候はゞ、いまだ御年若に被爲成御座候處、爲指御病氣茂無御座儀。御隱居可被遊と御座候ては、更に正を不被爲持候條、何となく御國政をも被廢候樣に相聞え候ては、却而御外聞不宜。第一國中之不奉請合候儀。騷亂之程も難計、旁不可然奉存候間、御病氣御平癒被遊候迄は、此儘得と御保養被爲在候樣御願、一旦御會得被爲在候樣に被仰上候半事歟。

御勝手御難澁に付御手段無御座、依而無是非御身をも被退、德川家より御相續被遊候者、おのづから御勝手方御仕迄も宜相成可申と思召被爲付、御手段も被爲盡候に付、不被爲得止事

之思召立に御座候はゞ、いかにも御迷惑被遊、以來を急度御請合可被遊候事歟。

但、御勝手之儀は、いかやうの筋に御座候共、御社稷之危亡には不被易御儀に御座候得ば、隨分御節儉に被遊、國家に信を不被失、上下志を一致に被成候においては、是等之事は物之數にも御座有間敷候半歟。古人も政あれば財用を足と被申候得ば、ヶ樣之所も一人をさへ被爲得候はゞ、自由に相成可申儀と、乍憚奉存候。然ば丈夫に御請合被遊、御指止之儀御願可被遊事歟と奉存候。

御政務等之儀繁多にて、御むづかしく被爲入候に付、御心易被爲在處思召之振に叅候はゞ、是又御攝政を以事濟可申儀、急度御治躰御請合可被遊事歟。

御城中妖怪沙汰申ならし候。萬々一是等之事に御なづみの振に叅申候者、御心之被爲休候樣に、一旦被仰上樣被成樣も可有御座候御事歟。

今般思召被爲立候御趣意、多分此等之外には出申間敷哉与、奉恐察候あらましに御座候。尤餘事に御座候共、大概右に準じ申振合之儀に可有御座と奉存候。能御底意御開切被遊、應變被仰宥候はゞ、幾重にも譯立可申と乍憚奉存候。

一、萬一右等之趣不被仰出、理不盡に被仰募、一向御指留り之思召無之段、御誓を以被仰放候時は事六ヶ敷罷成候。於爰は成程も御禮儀御敬畏を被盡、いかにも從容と、しかも御歎息

之うちより可被仰上ならば、第一御元祖様以來嫡々御相續之御血脈一時に被絶候半御儀。且御末子様之當時不思議に御相續被遊候得ば、被對御先祖様方ゟ、被兼公方家ゟ候而も、一入御敬謹至極に可被爲在候處を、却而御一己之思召を以乍恐御不敬之御企、被對御先祖様方ゟ御不孝之至。就中御社稷御國事已に被廢候半御儀、申迄も無御座候。無勿躰御儀、固より三州之及騒亂候儀は天下之騒亂に御座候はずや。總て天地之經常四海之綱規皆以被爲悖、顛騒亂之萌を被開候半御儀、實に御不忠之至と奉存候。假令將軍樣には御心付き無御座、一旦に御内約等之誼意御座候とも、是等之御意味を被爲含、夫々相止候様に被遊候半には、菅家之御美名豈盛也と不申候半や。天下誰か貶し申候半哉。若又御許容無御座被爲遂候はゞ、既に不忠不孝之御名天下に達し、萬世御家名之穢、擴て申候得ば日本之恥辱共可申程に奉存候。然ば春秋之所貶吏之所譏にして、天地神明不可被容、人望皆以背、災害も由之て到、兎角御社稷之滅亡可仕基と、且何々夫々と御言葉を被盡、并利害を以被仰交、偏に御顏を被侵て、無是非幾度に而も被仰上、兎角思召立之所急度可被仰倒候半事歟。最早此域に進み申候而は、御諫爭と罷成候間、隨分御言語健に、御意氣凛々と少も不被爲屈、假令ば火之不可使、由之難動樣に不被成御座候而は、相成申間敷程之御儀歟。ケ様之所は國家棟梁之しかも御當任と乍恐奉存候。

一、若御出府之儀は前方より御指留め被遊候處、押而御出府被遊、甚思召に不相叶と御咎め等御座候者、先以御迷惑至極被遊候と被仰上、併此所能々御憐愍被遊可被下候。御前御代々、私共も世々何思ふ事無御座、泰山之安きに御奉公申上候之處、不計も今般被仰下候御儀、爲臣者之身分としていかに當惑艱難仕間敷哉。豈一時も寢食を安んじ申候半哉。依之自御國段々御指止候儀奉願候得共、一向御許容之儀も不被下候に付、拙者彌思召被爲募候哉、最早菅家之御正統も被爲絶、前田之御姓も名而已に相成、御國も他人之手に入可申哉。然者別而御前御身之上には、如何樣成御大事起可申も難計、一入無覺束御樣子と存返候程、晝夜に彌增り申御心許なさ。兎角金澤に罷在にも不罷在候故、不得止事御直に可奉願と奉存出府仕候。併て押而罷出候に而は無御座、先達而被仰下候趣奉得其意罷在之故、暫相見合延引仕罷在候得共、兎に角に二六時中暫も安んじ不申儀は、私共迄にも無御座、御國一統之儀に御座候得ば、旁難忍出府仕、却而御咎め之儀奉恐入候得共、右等之趣御憐愍被下、是に付ても偏思召被爲止候樣にと、返す々々御願可被遊事歟。

一、若其上にも御怒に被爲觸、御指扣等之儀被仰候時は、甚御剛毅を以丈夫に御請可被仰上事歟。今度私共罷出奉願候趣、都而願之通御許容被遊被下候上は、假令如何樣之罪に御座候共尤可奉畏候得共、今般は私共も大切至極之御儀に付、急度存寄も相定罷出候上は、右願之

通御開届被遊、諸事落着相濟候迄は、如何樣に被仰出候共堅く御請難仕御座候段、急度可被仰上御事歟。

一、若亦御對顏被遊間敷ため、御着府被遊候哉否、あなた樣より先達而御出府之儀は御外聞も不宜に付御指留め被成置候處、押而御出府未熟之至等と被仰出、御對顏無御座以前に、御兩公共御指扣等与被仰出候時は、先達而出府見合候樣に被仰下置候趣奉得其意罷在候。併少無據趣出來仕候付出府仕候間、是非共御人拂を以急々に不申上して不相叶儀と可被仰上事歟。扨御對顏之上は、前文之通に御願被遊、且押而御出府被遊候仰譯、并御指扣等之御請も、前文之通に而相聞ゐ可申候半歟。

但、御出府御指留め之儀、奉得其意罷在候得共、少無據趣出來と被仰上候時は、御出府之主意別儀之樣に相聞ゐ、扨御對顏之時に至り、同じ樣に御指留り之儀御願被遊候ては、何とやらん少計て被爲在御對顏候樣に相聞ゐ申候半歟なれども、愚按には、先達而御出府之上可被仰上と御座候てより今日迄御延引之處、即ち御指留め故と見申て、御意義茂相立可申候。今亦改て御出府之所は、日夜に彌增り申御心許なさ。申さば在にもあられず候御赤心御親切之至り、ごふも不被爲忍故、御出府思召被爲立候御儀は、實に無御據には御座候はずや。ヶ樣に見申候得ば、暫之御延引茂甚有道、今亦御出府も宜を被得候御儀。兎角二

つながら從容不迫、並び行れて不相悖と奉存候。

右等之御懸合之内は日數經可申、其內には御内約之御儀を初、夫々御手入御手段之筋合も、おのづから其形相知可申候。其時無御構夫々御解可被遊事歟。是又理勢之當然之樣に奉存候。

一、前田伊豆守殿等此儀御取持之方にはゝ、可然頭衆等之内を以被爲解、今般中將樣思召立之趣甚不輕事に候。假初ながら仕方不都合に相成行候ては、既に國家之存亡天下之大事に候。若亦加州等騷ぎ候はゞ、第一將軍樣御爲大切至極之御儀申迄も無之候。中將樣御年若にて、一旦与風御內談等有之候共、是程之事は第一之兩御末樣を初、詰合之家老中に茂御内意等可被仰聞等。爲念には國元家老等迄も被仰越候共不苦事に候。然處無其儀、第一上樣に被對、且加州家へ被附甚麁忽之御取持、輕易之被成方、無覺束御心底、前々より御出入候無其甲斐被存候。畢竟ヶ樣之事より惡敷成行候得ば、天下之治躰をも亂し、一家滅亡之基とも相成申物候處、不行届御儀偏無御心許被存候。何樣得御意、御了簡之程可承等、今般出府之家老共御噂申候等と懸合せ、御なやませ被成候はゞ、あちらから誤て譯立可申哉与奉存候。

一、御前樣·淨珠院樣にはとくと被仰上、第一御國騷動仕においては、一時に御家滅亡之儀と申所、能々其味被仰上、御兩公樣与御同事に、是非共御指止を御願被遊候樣可被爲成御事

歟。尤御前樣等へは、打懸て御なげき可被遊御事歟。

一、御前樣御附之面々には、此元より御附之衆中を以何角と唱、はしくれによそながら御國人心一致之振など、夫となく匂はせ、且御前樣之若しなどゝ申振合之樣に、兎角不障樣にして、折にふれ申込、尾を爲挾申候はゞ、自然と御前樣御納得之爲にも相成可申候半哉と奉存候。

一、御用部屋初、御近邊頭衆等も、夫々之御あしらひは、此元にて相考可申候樣も無御座候。

一、是非共六ヶ敷御座候時は、紀州樣ゟ三州之四民一向に不奉請合候得者、此上無理に押付候ては、元來北國之習ひ騷亂に及可申儀も難計、然ば將軍樣御爲大切至極之御儀、尤御家存亡之機頗此擧に御座候得ば、何卒中將樣御指留り被遊、無事に相治候樣に乍憚御思慮可被成下候。私共より段々申上候得共、御許容無御座候。最早進退を失ひ申候故奉願候等と、あなた御難題之一つに可被仰上事歟。尤誼意御內約等御座候はゞ、第一其儀を被重御指留り之儀御許容無御座候得ば、無御構御儀にも御座候得共、御國不奉請合騷亂等之事に罷成候ては御治世之障、第一將軍樣ゟ之御不爲、是又難默止御儀に御座候故等と申御振合、一入可宜樣奉存候。

右大概一連、憚多共恐多共可奉申上樣は無御座候得共、是非相認指上候樣に被仰渡候御意別

而重く、且諫言をも被爲察候御氣象難默止、尤御用にも相立不申御儀ながら、任命認指上申候。實に死罪難逃奉存候。百拜頓首。

十二月七日　　富永五郎左衛門　判

十二月十三日。徳川家治、前田重教に歳暮の祝儀を贈る。

〔政隣記〕

十二月十三日歳暮之御祝儀物御例之通御拜領。但、從御臺樣御使御廣式番之頭川村新六殿を以、白銀十枚・干鯛一箱御拜受。御前樣ゟ、御使御廣式番之頭竹内十兵衛殿を以從公方樣縮緬二十卷紅白、從御臺樣白銀十枚・干鯛一箱御拜受也。

是歳。能美郡金平鑛山より大に黄金を產出す。

〔螢廼光〕

澤かね山は十村澤村源次發端にて、明和初年之頃より金平村の山を見立、少し疵石を碎き、其後金山になれたる者を呼寄、砂金を洗ひ吹心見るに、聊金氣を得たり。夫より掘子・金洗ひ・金吹等の細工人追々集り、山小屋・吹小屋次第々々に建つゞき、金山と名の付しは安永二・四年の頃なり。此入用を償ふ銀主數十人出來、五厘・三厘或は五毛・三毛と歩を持事とはなり

ぬ。山盛りの頃歩賣買、一匁に付金子二十片より二十四・五片に至る。一毛・二毛の賣買なり。明和四年・五年より盛にして、月々灰吹金二百目の上納爲御引替銀子十貫目二十目がへ御渡、二百目の灰吹三・四年者一月も欠る事なし。其御褒美とし て銀主どもへ金一片宛御褒美、脇指御免なり。金山奉行木梨助三郞。明和三・四年より天和四・五年迄は山盛りにて、めざましき事成し。他國よりは聞傳へ〳〵職人來り集る事夥し。皆家を建妻子を携、諸色の店も出來、自由にして繁花なる事なりけり。

其頃澤に夜芝居有し。是も最初は侘しげなる事成しが、日々月々繁昌し、小屋も二・三度立替る。廻り道具・引道具、花道の下を掘通し、芝居看板をあげ、京・大坂よりよき役者代り〳〵入來り、時としては小屋に納らざる大入も有けれども、邊土の山道ゆゑ常に入はなけれども、慰み半分の芝居にて損とくにかゝはらず。囃子・舞子・淨瑠璃・易者・軍書來りて都の美を移し、不思議の賑ひなりし。妓家も來りたれ共、是は繁昌せず。都而他國より來る者百人餘り、此者どもいかなる惡事をなすとも、外役所より聊貪着すべからず。源次心まかせに取計べしとの被仰出にて、金山は別世界なり。然るに源次役難にて暫く引籠りし事有。是より山次第に衰微し、銀主も拔々、他國も自國も人散去り、源次も歿しぬれば、只一炊の夢にして昔語とはなれり。

正月朔日。前田重教不時在府なるを以て登營年賀の禮を行はず。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月元日、去年御願に而御出府に付御登城無之、御在國之振に而、御獻上物御使を以御差上被成候。

正月。河北郡高松潟に中洲を生ず。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月中旬より、能州高松潟之內、長さ十四・五間高さ一丈計中島之如く相見え候所、此四・五日に至り全く新に島出致出來候由。希有之事に候。

二月朔日。金澤小立野の天德院燒失す。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月朔日五半時、小立野天德院方丈より出火、御堂不殘燒失、二王門まで殘る。無類燒、八半時鎭火。二王門幷向て左之方廻廊・御靈屋之一・二の門・表門・裏門・鎭守・寶藏・土藏等相殘。御位牌無御恙寶圓寺へ御遷座。傳來之寶物・佛具も、出し有之分は透与燒失。扁額も僅

三枚取除候由。江湖僧之内疑敷者有之、三人縮申付候旨。

二月十一日。本郷邸内の稲荷堂に太鼓を備ふ。

〔政隣記〕

二月十一日、初午。御邸本郷なり之内稲荷堂へ太鼓、従御前様御寄附に付、今年より太鼓打事始る。

二月。加賀藩領民の能登に於ける幕府領の百姓に米銀を預け利殖するを禁ず。

〔上田舊記〕

御預所村方之内身上宜敷者、米銀等取替致、利潤を以商賣方之様に取捌申者共、自今貯之餘分に而取替之儀者、前々申渡候通に候。御私領・郡方は都而貸借無之筈に候得ども、奉公人・町郡之内醫師・寺庵・浪人等・貯之米銀等御預所之者に預け置候儀不苦候様に相心得、御預所之者に申談指預け置候得者、自分取替銀之内に結諸方に貸附、定利与申利の利合を得用に致候者も可有之、又者定利之外者雜用銀等名付、高利を取立候茂有之躰に候。近年金銀才覺調兼申者、利足貴く候而茂其分に無構借請、畢竟返濟候期に至、元來難澁之勝手に候得者、約束

之筋相違之躰に候。本銀主之手前に付而、末々返済無之に無構、元利可遂勘定与申等之儀故、取次之借主ゟ懸り彼是与申等に候。畢竟ヶ様之儀取組出來、當所ゟ致往還、或者長逗留等に而失脚相懸り、損失いたし、御取笥等取立之節指支候而者如何に候。向後他借を以取替致置、返済指支、此儀に付役所訴出候而も、其分は不及貪着に候條、此旨嚴重相心得可申候。尤御私領方之者ゟも、此段申渡有之様に夫々相達候間、此旨可相心得旨、村々役人共より夫々可申渡候、以上。

明和五年二月

岡田是助
平野安左衛門
永原内匠

御預所村々庄屋・組頭

御預所村方ゟ、別紙之通岡田是助等より申渡候間、御私領之者共米銀等預申間敷儀に候得ども、若右躰之儀有之候者、以來無之様に夫々被仰渡候様に仕度候。但御預所百姓共御年貢相立候仕入、能州に而は所々に問屋御座候而、米銀取替は村々米・雜穀幷稼之品を以致指引候分者、是迄之通取替不申候而は指支候に付、是等之儀者只今迄之通、其外は別紙之通申渡候。

有之旨趣は、御預所方之者指引は、外々と違、速に譯立易き方与相心得候而、御私領方之者より米銀等預け候而名前を借候故、近年御預け所之者共取替銀過分に罷成、爭論茂出來申躰に相考申に付、如斯申上候間、御詮議之上、右躰之取組不仕様に、御私領之者共ゟ一統被仰渡御座候様仕度候。此段承知之上、心得違に而寄々右躰之取組仕候而、返濟方指支候節訴出候而も、其支配ゟ訴訟之儀取揚不申様に仕度候、以上。

二月二十日　　奥野主馬

長九郎左衛門様

別紙奥野主馬紙面一通之趣被得其意、組・支配之人々ゟ可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配ゟ茂無相違候様に被申聞、尤同役中可傳達候事。

三月三日。金澤三社町に喧嘩して死する者あり。

〔政隣記〕

三月三日七時頃、三社町御算用者小頭於宅に、御算用者葭崎彌左衛門二男彌三郎二十歳与、神田御附御賄頭松崎清丞嫡子長太郎十五歳喧嘩、双方當座に相果る。

〔泰雲公御年譜〕

三月三日七時過、三社五十八町に而、御算用者吉崎彌左衛門二男彌三郎二十歳或十九、神田御附御賄

神田御附は前田綱紀の養女筑姫に屬する者

頭松崎清丞嫡子長太郎[十四歲]与喧嘩、意趣不相知。彌三郎初太刀に長太郎頭を切破申に付、深疵にて長太郎拔合不申、一太刀にて被切殺候。彌三郎は長太郎死骸に乘懸り自害相果候由。此儀に付罷出候人々、御算場奉行不破忠太夫・遠田三郎太夫、神田附物頭關屋市右衞門、喧嘩追懸者役宮井彥兵衞・岡田主税、御横目大藪勘右衞門・淺井和太夫・松田五郎左衞門・稻垣覺左衞門、爲檢使罷出候旨。

## 三月十日。金澤小立野新坂に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十日五つ時、小立野新坂高錢屋より出火。類燒三・四十軒計之由。

## 三月十九日。火災の際に於ける心得を諭す。

〔政隣記〕

三月十九日、左之通御用番安房守殿より定番頭神保舍人に御渡之由、例之通廻文を以到來。

火事之節途中早乘、幷火元近邊に無用之者は不罷越筈御定も有之候處、近年猥に相成、御役人之外早乘仕候者多、火元に無用之者入込、御役人中幷火消人數之障に相成候樣子相聞候。前々も右之趣相觸置候處、心得違之人々も有之躰に候。且又火事之節、辻々無用之者共相集り、往來之障にも相成、猥之爲躰に候條、是以後右之族無之樣急度可相心得候。尤以後右躰

之者於有之は、御步横目・大横目足輕ゟ申渡置、変名等承屆候等に候條、右之段組・支配之人々ゟ一統可被申渡候事。

戊子 三月

〔坂井舊記〕

火事之節高提灯爲持候儀者、前々より難相成儀に候之處、心得違之人々茂有之躰に相聞候間、是以後先年より用來候通、馬提灯幷丸子提灯可被相用候。此段向々可被申談候事。

一、右に付途中早乘、幷火元近邊へ無用之者不罷越等御定茂有之候處、近年猥に相成、定番頭へ被仰渡一統觸有之。

三月廿四日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十四日、備後守樣夜五つ時當所へ御着、金屋方御止宿。翌二十五日朝之内御寺御參詣、九つ時御發駕。

三月廿六日。前田重教實弟治脩を以て嗣子たらしめんとするの意を近臣に告ぐ。

〔梅斐纖〕

四月四日到來之狀

昨廿六日彥三儀、於御居間書院御前へ被爲召、御意之趣左之通。

喜六郞殿御死去後、御前御內存之儀に付、去春被爲蒙御懇命候趣、先達而年寄中初被仰聞候處、左候而は御家中之人々心服不仕趣等、段々及言上候。松雲院樣御代にも當時之御振有之候處、御心外に被思召候得ども、此儀は今更何廉不被仰聞候。就夫勝興寺尊丸殿儀、御實弟之事故御內存に御願置被成候儀、右近將監殿へ及御內談候處、御願被成候而も公邊向御指支之儀も無之段相濟候。依之勝興寺手前御內々御問合之儀は、從御前被仰遣に而可有御座候。勝興寺存寄、且本願寺殿に而指つかへ申儀も有之間敷哉、其程御計難被成候。勝興寺へ被仰遣樣之儀、御前にも御考可被遊候得ども、彥三儀罷歸り候上年寄中へ申聞、被仰遣候樣之儀遂詮議調上可申候。且又勝興寺手前指つかへ申儀も無之段申來候上にては、公儀ゟ御願書附御文言も如何有之可然哉。是又御草稿調上可申候。ケ樣之重き品、勝興寺へ御筆談にて被仰遣候儀如何可有之哉。此儀も可遂詮議候。右之趣大貳も一所に被爲召可被仰聞儀に候得共、彥三儀今般罷歸り候儀に候間被仰聞候條、大貳へも可申聞候。將又勝興寺へ被仰遣樣之儀、彥三等にも存寄有之候はゞ調上可申候。

御懇命とは將軍よりなるべし

勝興寺尊丸は前田治脩

右之通御意之上、指急申儀に而も無之候間、罷歸年寄中ゟ申聞、とくと遂詮議可申上候。彦三存寄は如何と御尋に付、本願寺殿は如何可有御座候哉難計御座候。尊丸殿には何之御指つかへも有御座間敷旨御請におよひ候處、御前にも左樣に被思召候。勝興寺還俗之上は、喜六郞殿同事と被思召候間、此儀もとくと僉議可仕旨御意に付、右御一件之儀被仰出候趣有之候はゞ、急便を以申越候樣に、年寄中より申越置候。帶刀儀道中逗留有之躰に御座候間、私發足も相延可申候間、先以急便年寄中へ可申遣旨申上候處、成程左樣に可仕旨御意に付、只今御意之趣相調、重而入御覽可申旨申上候處、左樣に可仕候。ヶ樣之儀封物抔に而指上候儀如何敷候間、罷出相伺可申候。何時成とも御出可被遊旨御意に付、及御請退去仕候。右御意之趣相調、昨夕重而御前へ罷出入御覽候處、此通相違無之趣等御意に御座候。依之以早飛脚申進候條、指懸勝興寺へ被仰遣樣之儀被遂御詮議、御草稿御調早速御上可被成候。御書に委細御調被遣候迄に而相濟可申哉、又々至而重き品に御座候間、御書にて御要文迄御調、御近習頭抔之內御使者を以被遣、委細之儀は御覺書などに御調御渡、猶更被仰含被遣候樣成儀に而も可有御座候哉。此所綿密に可被遂詮議候。御願書付等之儀は二段之事に候間、被遂御詮議候上追々被仰上可然と存候。彦三儀明日發足いたし候間、罷歸候上猶又可得御意候。先以勝興寺御內存に御願之儀、公邊向御差支も無御座御同意、恐悅之至に奉存候、以上。

三月廿七日　　　　　　　　　　　　　大　弐

安房守初十一人様　　　　　　　　　彦　三

三月廿七日。前田重教近臣に富山・大聖寺二藩より嗣子を選定せさる意を告ぐ。

〔梅英雑纂〕

一、於江戸表不破彦三へ被成下御親翰、幷御請之下書共、四月十日彦三歸着之上、翌十一日差出候に付左に記。

きく日中落候、末家出雲・備後内存に願不申儀は、松雲公深き思召有之事に候へども、各かてん參り不申哉、度々被申越候儀如何。

其身正不令而行。其身不正雖令不從。

此語之通、上たるものケン才正直に候へば、不申して國治り候。我等生質不清、上の愚昧國民をソコナイ、匠治心勞衆人にこえ候。かの一件とくと年寄共へ可被申聞候。此度はいづれもへ傳言不致候。勝興寺歸ぞくの事、よく〳〵無油斷せんぎ有之様年寄共へ演述尤に候、以上。

不清は不肖なるべし

三月二十七日　　　中　將

不破彦三殿

被成下御親翰奉頂戴候。昨日被仰落候、松雲院様御代右御兩家様御願不被遊御意味、私式合点參り不申候。帶刀・大貳へも御親翰拜戴爲仕候處、同事に申聞候。御親翰は金澤へ持參仕、年寄中等へ頂戴爲仕候に付進上不仕候。御封印奉返上之候、以上。

三月廿七日　　　不破彦三

三月廿八日。嫁娶するものゝ家に石礫を投ずることを禁ず。

〔政隣記〕

三月二十八日、御家中侍中幷町方之者致嫁娶候節、石打申儀堅不仕候様前々より被仰渡候處、近年猥に相成、石を打門戸等損、あやまち人も可有之躰に付、小身者は別而可制止様無之様子に相聞候。自今右之族之者於有之は、御横目足輕・盜賊改方・町足輕見合次第相咎、名前等も相糺、其節之様子により召捕候様申渡置候條、此段家來末々迄嚴重に申渡候様、本多安房守殿より御觸出有之。

四月二日。越前の百姓等大聖寺藩の領境に於いて騷擾す。

〔政隣記〕

一、小松町奉行より御月番ゟ指出候紙面寫左之通。

前月二十五日頃より、福井町ゟ百姓躰之者三千人計入込、町人共之内五・六軒計先月々末迄に打潰し候由。且又當二日七時頃より、大聖寺御領境越前吉崎蓮如山と申所ゟ、三百人計相集り相圖之聲を上候得者、右山の向北杉村・濱坂村之邊より二百人計舟に而出向、一集に右吉崎見谷屋助右衞門と申者方ゟ押寄、家藏等潰しに懸り候處、吉崎之者共不殘見谷屋方に相成、何角手向双方打擲仕候由。馳集候者共之內を右蓮如山ゟ追上打擲仕、がけより投落し、卽死人も有之、幷あやまち人等も十人許有之由に御座候。右見谷屋ゟ入込候處、諸道具等はづし置候樣子見聞仕、預り人於不出には、其所ゟ押寄打潰し可申由に付、卽預り人大聖寺御領鹽屋村小兵衞・加賀吉崎嶋崎喜右衞門と申者預り候由に而、諸道具持出相渡候處、不殘打潰し申候。家藏之儀は少々こわし一先立退、其節申候は、ケ樣に手向あやまち人も有之、彌其分に難成候間、吉崎村不殘燒拂、打擲打殺可申樣と言捨罷歸候。

昨三日より所々山々等に五十・百人計集り、人數集り候樣に所々ゟ廻狀出し、段々大勢に相成候由。右百姓ゟ手向打擲仕候節、福井足輕入交候沙汰御座候。其後金津町奉行より注進有之處、重而狼藉仕候はゞ打殺可申由被申渡候由沙汰仕候。右見谷屋助右衞門を潰しに懸り候趣者、越前米二百・右大聖寺米二百石・買受置、他國津出可仕と舟積いたし候處、百姓共去年不作

御領地とは越前に於ける幕府領

にて米拂底に有之候間、津出し不致樣に申候得者、致承知候由申間、其後密に積出し候由承り押寄申由。尤年々之意恨も有之候に付、打潰しに懸り候由に御座候。依之大聖寺より爲御固め、別紙之通御役人所々ゟ被遣候由御座候。右之通沙汰御座候に付、大聖寺邊迄聞合人遣承合候處、右之通に御座候由、小松役人共より申越候に付御案内申上候。尤過半御領地百姓之由に御座候。福井表之儀別人聞合遣置候由申越候間、罷歸次第可申上候、以上。

四月五日　　宮崎太左衛門　判

奥村主水樣

爲御固所々ゟ被遣候大聖寺御役人之覺

御郡奉行　山井理右衛門　溝口甚兵衛

御郡目附　河瀨千之丞

右加賀吉崎ゟ

御先手物頭　河野三右衛門　示野千助

御目附　齋藤忠兵衛

右立花村ゟ

外に足輕三十人御弓・御鐵炮持參。

一、御闕所爲御用組外兩人宛、御幕・御紋付御提灯。

以上

四月

四月四日。金澤吹屋町に火災あり。

〔政隣記〕

四月四日金澤吹屋町（淺野川上乾貞寺邊也。）出火、百三十八軒燒失。附、前田兵部寶暦九年四月之火災に上邸類燒後、下邸に居住之處、今日又再類燒。

〔泰雲公御年譜〕

日附前書と異なり

四月六日八半時吹屋町出火、百三十八軒燒失。前田兵部本宅類燒後下屋敷居住之處又類燒。七つ時鎭火也。

四月十日。江戸より歸れる不破彦三、前田重教が同姓中より嗣子を選定すべき意あることを告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月十五日今般江戸御家老不破彦三直廉爲交代、大音帶刀厚曹發足。

一、四月十日、江戸表より御家老不破彦三御暇被下罷歸候節、御前へ被爲召、御前御内存之趣、御同姓樣方之内御願被遊候思召候條、御家中之諸士安氣可仕候樣、寄々可申聞旨御意有之候。寄合之節披露有之。

四月十一日。前田重教參覲の例月に當るを以て閣老を歷訪す。

〔政隣記〕

四月十一日　君上御痛所御快、今月就御參勤月に、今日御老中方御廻勤。

〔泰雲公御年譜〕

三月十一日中將樣御痛所御快被爲在、今月御參勤月に付、御老中方御勤。

三月とするは非なるべし

四月十五日。前田重教病むを以て參覲の禮を行ふ爲の登營を缺く。

〔政隣記〕

四月十五日御登城御參勤之御禮可被仰上旨、昨日御奉書到來之處、昨日より御痛所御指引有之に付、今日御登城御斷。依之以御使者御献上有之。御家老兩人登城上物有之、尤御目見は無之。組頭青木儀兵衞勤之。

青木儀兵衞は献上物の使者なるべし

〔泰雲公御年譜〕

三月十五日御參勤之御禮被仰出候處、御痛所御差引被爲在、御使者にて御献上物相濟。

本文三月に作るもの非なるべし

本文は四月の中に載せらる

次の文は十九日拜戴とあるを以て同日發足とするは非なり

四月。能美郡の苗代水害の爲大に損耗す。

〔泰雲公御年譜〕

先頃水にて、能美郡湊より小松の間山手より川切込、小松棧橋落、往來船にて小松へ通ひ申旨。凡村數十六ヶ村程苗代等水下に成、高三萬石計損毛之由。（火釜村と申所より切込候由。火釜はヘガマと唱申よし。）

五月十八日。前田重教使を越中勝興寺に遣はして治脩を還俗せしめんとの意を告ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

五月十八日定番頭高山善左衛門古國府勝興寺に御使被仰付罷越候。

〔政隣記〕

今年五月十九日越中古國府勝興寺に、御内々御使定番頭高山善左衛門被遣之。是勢丸樣御事、延享三年四月御伺之上勝興寺御住職之處、今般御願御内存被成度旨、十二月十八日御願書御指出之處御願之通与御付札を以被仰出。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

當月朔日之御眞翰、御使高山善左衛門を以被成下、同十九日頂戴仕、謹而奉拜見候。先以御

領狀は領掌

前益御機嫌能被爲成御座、奉恐悦候。然者今般私儀爲御內存御極置可被爲成候條、還俗可仕之旨。尤公邊御指支之御儀不被爲在候段御書之趣、謹而奉得其意候。且又年寄中より茂御樣子等被申聞、誠以存懸茂無御座、奉蒙御重き被仰出、難有仕合冥加之至奉存候。併恐多申上事御座候得共、私儀一たび釋門に入罷在候儀故、必至与行當り奉り、只今何と可申上樣茂無御座、其上本願寺門主存寄之處茂難計御座候。旁以得与思慮も仕度奉存候間、右領狀之御請之儀、暫御見合成置被爲下候樣奉願候。依之先御眞翰頂戴御請申上候條、此段幾重に茂宜預言上候、誠惶謹言。

勝興寺

闡　眞判

戊子五月廿三日

中將樣　御近習衆中

御請

〔勝興寺御歸俗一卷〕

私儀勝興寺ゟ御內用の御使被仰付、當十八日金澤發足仕、翌十九日國府旅宿ゟ到着仕候所、勝興寺近習用事相勤、町支配も相兼候旨にて、青木左仲と申者先達て相詰罷有、及挨拶申候。右左仲ゟ、此度御使被仰付罷歸候段申述候處、家老共ゟ可相達旨申聞。重て左仲罷越、追付

本坊に誘引可仕之旨勝興寺被申候旨にて、右同人誘引仕、本坊に致參出候處、玄關に家老野呂源太左衞門・原田八郎兵衞等罷出、源太左衞門先立仕、書院上之間に罷通候。御口上之趣申演、御書も可相渡哉之旨及挨拶候所、一往勝興寺に可相達之由申聞、重て家老兩人共罷出、御口上之趣勝興寺直に拜聽可仕之旨被申候間、左樣に相心得、其節尤御書をも可相達旨源太左衞門申聞。追て同人申演候は、御内用之旨御座候間、奥書院可罷通之由申聞、右同人致誘引候所、勝興寺も被出向候て、奥書院に罷通申候。御口上之趣勝興寺に直申演、御書をも相達申候。御口上申述相濟候迄は、源太左衞門儀退座仕、都て人拂にて御座候。中將樣御樣躰被相尋候故、御痛所御勝不被成、未御登城は無御座御樣子に候得共、御機嫌御障も不被爲在段申演。且又年寄中より相渡候覺書相達候處、可被遂熟覽候、御請等追て可被申上旨にて、奥書院退出仕候。勝興寺右緣頰に送被申、重て源太左衞門誘引仕、最前書院上之間復座仕候。右之間にて餅菓子・吸物・酒幷肴等出申候。家老兩人其外役人共、始終相詰罷有及挨拶申候。右相濟退出仕候節、家老共最初之通玄關に罷出相送申候。

一、同廿一日本坊に可致參出旨、家老共より申越罷出候所、奥書院に可罷通旨にて、八郎兵衞誘引罷通、勝興寺に對談仕、右相濟退出仕候。源太左衞門儀は當病にて不罷出旨、八郎兵衞致挨拶。同廿二日本坊に可致參出旨、前日之通家老共より申越、罷出候所、源太左衞門・八郎兵

衛兩人共罷出及挨拶、源太左衛門誘引にて奥書院ゟ罷通、勝興寺對談相濟候て退出仕候。同廿三日前日の通罷出、家老兩人共相詰及挨拶、源太左衛門誘引にて、頃日之通奥書院ゟ罷通、勝興寺致對談、右相濟退出仕候。廿一日以來三日共、奥書院ゟ罷通候節は人拂にて御座候。且又今廿三日、勝興寺より使者を以私儀被相尋候。同日晩景、明廿四日御書之御請可被相渡候條、本坊ゟ可致參出旨、勝興寺より使者を以申來候。

一、廿四日晝頃旅宿ゟ役人青木左仲罷越、追付本坊ゟ可罷出旨勝興寺被申候由申述、左仲誘引にて本坊ゟ罷出候處、家老兩人共玄關ゟ罷出、源太左衛門書院上之間ゟ致誘引、着座仕候所、家老幷役人共相詰罷有、追付二汁五菜料理・菓子茶等出申候。右之内勝興寺より爲使役人西田主計罷出申候。右相濟、源太左衛門誘引にて奥書院ゟ罷通候處、人拂にて勝興寺被罷出、左の通御請御座候。

濕暑之節御座候所、中將樣御機嫌能被成御座奉恐悅候。先以今般御使者被成下候趣謹て奉承知、御書をも被成下奉拜戴、重疊辱仕合冥加至極奉存候。此段宜可申上旨被申演、御請被相渡候に付上之申候。且又年寄中より被申聞候趣も承知仕候旨被申述、年寄中ゟ可相達紙面も被相渡候。

一、勝興寺御請相濟、書院上之間復座、追付致退出候所、勝興寺被罷出被及挨拶、右二之間

迄被相送候。右關には家老役人共各罷出申候。旅宿に家老幷役人度々見舞申候。國府表御使御用相仕舞、今廿四日八時頃發足仕候、以上。

五月廿四日　　　　高山善左衛門　判

勝興寺覺書

從中將樣當月朔日之御眞翰、御使高山善左衛門殿を以被成下、同十九日謹で奉頂戴候。今般拙子儀、中將樣爲御內存御極置可被爲成候條、還俗可仕旨奉蒙尊命候。幷善左衛門段々演述、殊に別紙一通御樣子、委細之趣是又逐一致承知、誠以於拙身は存懸も無之仕合、冥加の至に奉存候事に御座候。併拙子儀當寺に入院被仰付、一たび釋門に入有之儀故、必至と行當り、只今何と可申上樣も無、其上本願寺御門主存寄の處も難計候。旁以得と思慮にも及申度候に付、此度御書頂戴之御請迄を申上候。右領狀之御請否之儀は、暫御見合被成置被下候樣に奉願候儀に御座候。前後當惑の貌は、善左衛門殿見聞之通に候事。

子五月

## 五月廿九日。金澤及び大聖寺に洪水あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月二十九日犀川洪水、寳久寺社幷橋杭も一本流失。大正持別而洪水、武家・町家へ水押

込候由。

六月朔日。前田重教登營して參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

六月朔日、御參勤後今日初而御登城、御老中方御廻勤。但昨廿九日、明日月次御登城可被遊旨就被仰出候に付、御用番ゟ問番參上御屆仕。

六月朔日。前田重教夫人名を千間姬と改む。

〔政隣記〕

六月朔日、御前樣御名千間姬樣与御改。但只今迄は壽姬樣と言。

六月六日。前田重教參覲後に於ける一門の訪問を延期すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

六月六日土用入。御參勤後當朔日就御登城、御一門樣方ゟも可被爲入候處、御痛所いまだ御指引有之、暫御延引之段、問番を以被仰進。

六月廿一日。使を大聖寺侯前田利道に遣はして水害を慰問せしむ。

〔政隣記〕

六月二十一日、備後守樣御在所先日洪水、御館之内にも水押入候由に付、今日御見廻被仰進。

## 六月廿七日。前田治脩、重教より還俗を命ぜられたるを辭す。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

謹而申上候。然者今般爲御使高山善左衛門を以、御眞翰頂戴仕、私儀御内存之思召被爲在候に付、歸俗之儀御内密奉蒙仰候。右領狀否之御請思慮仕度趣、其節申上候通誠以當惑至極、今更還俗被爲仰付候而茂、第一御武門御用之處、別而無覺束迷惑仕候。依之乍恐今般之御用何分に茂御斷申上候。重き奉蒙御諚候上、愚意申上候儀惶多奉存候得共、何卒御詮議茂被爲在、右御辭退申上候趣、被爲聞召屆被下候偏奉願候。猶更年寄中に茂申述候。右之儀御序を以幾重に茂宜預言上候、誠惶謹言。

六月二十七日　　勝興寺

闡眞判

中將樣　御近習衆中

〔勝興寺御歸俗一卷〕

先般從中將樣、爲御使高山善左衛門方を以、御眞翰頂戴、拙子儀御内存之思召被爲在候に付、歸俗之儀御内密蒙仰候。領狀御請思慮仕度趣、其節申上置候通、誠以當惑至極、今更還俗被

仰付候而茂、第一御武門御用之所別而無覺束致迷惑候。依之今般之御用、乍恐何分に茂御斷申上候。重き奉蒙御諚候上、愚意申上候儀惶多候得共、何卒外に御詮議茂被爲在、右御辭退申上候趣、被聞召届被下候樣偏奉願候。尤御内密之趣故、御近習中迄紙面を以致言上候間、猶更幾重に茂宜預御取成候。爲其自筆を以如是候、以上。

子六月二十七日　　勝興寺判

御年寄中

〔勝興寺御歸俗一卷〕

猶以先日者預飛札致披見候。本書之趣に候故別に御報不申候、以上。

先般御自分儀、從中將樣爲御使蒙仰候御内密一件、今般自筆紙面を以御辭退申上候。尤御内密之御儀に付御近習中与相認候之間、江戸表ゟ御上達賴存候。且又御年寄中ゟ茂、右之趣別紙を以申述候條、是亦預御達度候。爲其如斯候、以上。

六月二十七日　　勝興寺判

高山善左衛門殿

追而先般者乍御用遠路御大儀存候。殘暑之砌可爲御堅固珍重存候、以上。

六月二十七日　　勝興寺

六月。能美郡小松の宮丸屋市郎兵衞孝行を以て賞せらる。

〔加能越良民傳〕

小松松任町宮丸屋市郎兵衞、幼より父母に孝ありて、其心にさかふことなし。父は若年の頃失せければ、母に事へて愈孝なりしが、家もと貧しくて、日雇排の業をなして世を渡りけるに、足るを知りて物を貪らず。やつ〳〵しきを苦にせず。心靜かに暮しけるが、明和五年六月市尹より米五斗・錢一千を與へて其行を賞す。其後安永六年、母も病みて死しけり。市郎兵衞いよ〳〵行を直くして、寬政三年十二月病死しけり。時に七十八。

七月七日。料理頭の事務を謬れるもの指扣を命ぜらる。

〔政隣記〕

七月七日、當日爲御祝詞備後守樣御出候處、今日あなた御精進日に付御精進御料理可指上候處、間違魚類御料理上之候處、御構なく被召上、御退出後於御臺所等に心付。依之御料理頭指扣被仰付、携り候御役人叱置。右等之趣聞番を以被仰進候處、あなたよりも以使者御挨拶被仰上候趣有之に付、御料理頭等御免被仰出。

七月七日。赤尾丹右衞門、堀長太夫に家屋の貸賃を請求して殺さる。

安永七年九月十五日參照

〔泰雲公御年譜〕

七月七日、御馬廻組三百石小川直右衛門（居屋敷味噌屋町）家來若黨赤尾丹右衛門与申者、居宅土河除に候所、與力堀與右衛門と申者に貸置候處、此二年此方借屋賃を與へざりければ、丹右衛門罷越、段々申入候得共、右與右衛門は在江戸に而、嫡子長太夫と申者に對面、早速遂算用候趣申達候所、彼是申內に及過言、組合候而、丹右衛門彼長太夫を組伏候所へ、長太夫弟直右衛門傍より走り出、脇指を以丹右衛門を切殺候由。丹右衛門年齡六十歲計、長太夫は二十四・五歲之由。一說丹右衛門罷出候所、後より切付候而倒れ申所、弟も手傳いたし、宅の出口にて切留候由。

七月十二日。與力清水五郎左衛門の悴博奕の事によりて小者を殺す。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月十二日夜五時、寺嶋左太夫門前にて與力清水五郎左衛門与申者三男、彥三六番丁渡邊安兵衛家來之小者を切殺候。博奕事之由。

辰君は有栖川宮職仁親王妃にして前田綱紀の外孫

七月十五日。前田重教、治脩の還俗に關し西本願寺の諒解を得ん爲書を辰君に送る。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

一筆申上まゐらせ候。殘暑甚敷御座候へども、――拙は私いまだ男子出生いたし不申につき、家督内存に實弟喜六郎いたし置候處、去々年病死仕候ゆゑ、重て內存のぎ色々思慮いたし申候。夫につき、領分越中古國府勝興寺は實弟にて正統の筋目に御座候。勝興寺事得度も相すみ、其うへ西本願寺猶子なり、連枝格の事に候へども、還俗のうへ內存に願置申度奉存候。勝興寺は還俗の存より無之よしに御座候へども、外に實弟なども無之、正統血脈の筋目に候まゝ、强而還俗のぎ申入度所存に御座候間、右のおもむき、西本願寺へ幾重にも許容御座候やうに、御內々をもて仰つかはされ被下候樣に願上奉たく、此段密々申上奉り候まゝ、此よしよろしく御とりなしたのみ入まゐらせ候。めでたくかしく。

喜六郎は前田利實

本文日附を缺くといへども次の返書によりて見るに七月十五日なり究所の長君なることも亦返書によりて知るべし

七月十七日。大音帶刀等前田治脩を還俗せしむる爲の交渉に關して商議す。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

勝興寺御內存御辭退之儀申來候付て、强て許容之儀此度被仰遣候鬪りに御座候。就夫右御辭退之儀は、本願寺幷一宗之寺々、且出雲寺樣・備後守樣ゐ被對候て一往之御斷に候哉。但右之趣は勿論之儀、還俗之上御男子樣御出生被遊候得ば、御內存之御用は無御座候付、其時之

奥意を底意に被込候て御辭退に候哉難辨、此度御親翰を以強て被仰遣、年寄中よりも段々申達候ても、何麼被申候て許容無之時は如何可有御座候哉。其御申立に、於法中も指つかへ候、一度釋門に入候儀故武門之望一向無之、彼是と御申候て譯立不申時は、何故御辭退之儀は候哉、其譯はきと無之候はでは中將樣ゟ難申上候。萬一當時勝興寺御住職被成御座候得ば、御一生の御身分は相立居候處、御還俗被成御内存に御極被成候上、中將樣に御男子樣御出生之時は、御一生御部屋住にて御暮可被成候哉。左候ては無御本意事故、此所に御泥み被成候て御許容無御座事に候哉。其儀に候はゞ、ヶ樣々々之趣に候之旨、何とぞ其譯御安堵有之候樣に不申達候はでは事濟申間敷事之樣に奉存候。若又强て許容之儀理詰に申達候上にて、あなたより、成程此方儀は正統の骨肉之筋目之儀、殊に御家之ため對御先祖樣ゟ忠孝の事に候得ば、速に御請可申上譯に候得共、此方御請不申上候とても、當分御内存に被成置候につかへ申儀も無之。備後守樣には御子樣方等も有之候、拙僧儀當時勝興寺致住職、本山の猶子に成、連枝格に候得ば、一生の境界は相濟候。然所此度致還俗、御内存に罷成候上、御男子樣御出生被成候得ば、最早御用に無之、浮人に成、一生部屋住にて相暮申にて可有之候。最初より部屋住は各別、身上片付候上にては譯違申儀、何共此所心底落着不仕候付、御請仕兼候。各には如何被存候哉と御申之時、御尤之儀に候。此儀は最前より中將樣にも思召被爲在候御樣

子、拙者共にも存寄有之儀に御座候。御男子樣御出生被成、若御生質御虛弱にも被成御座候得ば不及是非儀。御丈夫に候得ば御家督御讓り不被成候はでは、被對公邊候ても難被爲成筋に御座候。然時は貴院には御相應に御知行被進、勝興寺住職より品宜敷程に被成進にて可有御座候か。又は右の通御申候時、此儀は中將樣にも思召被爲在、拙者共にも存寄有之候間、其所は御安堵被成候樣にとか、此外にも何こぞ相障不申、慥成宜敷御答不申候はでは、難成事の樣に奉存候。右之期に至、御答速に無御座候はでは如何敷奉存候。右之趣申不出相濟申儀も可有御座候得共、萬々一何廉申儀有之時之ため、思召之趣奉伺申遣置候へば、年寄中御答丈夫に宜敷御座候に付、私共僉議之趣奉伺候間、思召之趣委細被仰出候樣に仕度奉存候、以上。

七月十七日

大音帶刀

松平大貳

御加筆被成下兩通之御加筆奉拜戴候。勝興寺ゟ早速被仰遣候樣仕度旨奉伺候所、則別紙に御書添被遊候。勝興寺へ之御直書一兩日中可被渡下候間、左樣奉心得、被渡下次第金澤ゟ可指遣候。

一、御男子樣御出生之節之儀、勝興寺被申出候時之答等之儀奉伺候所、委細御承知被遊候。

ヶ様之事不申出相濟候樣可取計候。御男子樣御出生は無御座候。萬一御出生被成候ても、勝興寺御用いづく迄も宜敷被成可被遣候。公儀には順養子と申儀有之候。旁みな迄紙面之通共難被仰出候。宜敷程を考及問答候樣可申遣候。右之趣奉畏候。被仰出之通可申遣候。乍然年寄中よりは右之趣不申樣、隨分取計可申候得共、萬一勝興寺より被申出候時は、何とか返答不申達候はでは事濟申間敷樣に奉存候。其時は、此儀は兼て中將樣にも思召被爲有候御樣子に御座候間、其所は御安堵被成候て御請被仰上可然段申述可宜と僉議仕候。猶更被仰出次第奉心得候。御加筆物一通・御封印奉返上候。今一通之御加筆物は金澤に指遣候付扣置申候。

一、辰君樣勝興寺に被遣候御書之御草、先達て調上申候。右寫金澤年寄中爲承知遣可申と奉存候。御添删被遊候はゞ其段被仰出候樣仕度奉存候、以上。

七月廿一日　大音帶刀

松平大貳

---

七月廿六日。金澤御仲間町に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、七月廿六日夜四半時、法然寺前四辻御仲間町出火。小家二十八軒燒失、こぼち家十軒計。

七月廿九日。町奉行の支配地に居住する藩の御家人等はその町規に服從

すべきことを命ず。

〔政隣記〕

七月二十九日、御用番村井又兵衞殿左之御覺書を以被仰渡候由に而、例文之廻狀を以定番頭神保舍人より到來。

私共支配之內、公事場等より御預之者御座候得者、居町組合之者晝夜勤番仕、人少に候得者隣町勤番申渡候處、支配地に罷在候御家人幷御家中奉公人之內、右勤番之儀町役人より申談候而も致違背、段々町規を以爲申聞、其上にも不致承知候得者、格之通早速爲立退候樣申渡候節に至り、無是非致承知候者共近年多く罷成、殊之外町役人共迷惑仕候。町格を不存、私共支配地に居住仕候而は、心得違も出來可仕儀与奉存候。以來町役人共より申談候筋不致違背候樣、夫々被仰渡御座候樣仕度奉存候、以上。

三月十三日　篠原勘左衞門

高畠木工

本多安房守樣

篠原勘左衞門等は町奉行なり

八月九日。辰君西本願寺との交涉顚末に關する回答を前田重教に與ふ。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

返〳〵内みつの事故、夜分ひそかにしたゝめ、一入あく筆わけもいかゞ、よく〳〵御らんわけて下され候。めで度かしく。

七月十五日の御日附の文、八月二日相屆、うけ給まいらせ候。先々殘暑甚敷候へども、この間は少々冷氣に相成候。先々御さわりなく、めで度存候。扨はそれさまいまだ御男子御座無候に付、御養子の事何も文の内見まいらせ候。いまだ御としわかなる御事、御男子御出生候半とぞんじまいらせ候。さりながら江戸とこゝもとの事故、ま事かいつはりかぞんじ申さず候が、それさま御養子の御事に付、いかゞの御めいわく成御事御ざ候て、御心らう被成候よしこゝもとまでふうぶんいたし候ゆゑ、ま事の御事に候はゞ、さて〳〵御くろう御心づかいに候半と、數〳〵きのどくに存をりまいらせ候御事に御ざ候。かやうに御養子の事御申下され候につき候ては、ふうせつもま事にて候もやと存まいらせ候御事に御ざ候。それに付勝かう寺御やう子に被成度、げんぞくの事御申被成候へども、御とくしんなく候よし、何も文の内御尤に候。御けちみやくつゞき候事ゆゑ、それさま御所存之通かず〳〵御尤にぞんじまいらせ候。私どもとてもとくしんいほどはいかゞしくと存候へども、まづ〳〵文したゝめずい分〳〵御とくしん候樣に申進候半と存まいらせ候。つゐに文もて申さず候へども、文進候半と存まいらせ候。しかしせつかく申進候ても、もし西本願寺のかたにて、げんぞくの事さしつかへとやう成事候へ者きのごとくと、

本文は前田重教の指令なり

内みつ西本願寺のやうすうけ給はりまいらせ候へば、何のさしつかへもなきやうすゆゑ、何とぞ〱御とくしん候やうにとぞんじまいらせ御事に御座候。にし本願寺のやうすうけ給候ひて、それ様へ御返事も申度、それゆゑ御返事少々おそなはりまいらせ、さ様に御思しめし下され候。何とぞ〱御とくしん候様にとねんじまいらせ。何かとさぞ〱御心づかひ、せつかく御さはりもなき様に、御やうじん被成候やうにとねんしまいらせ。めて度かしこ。

八月九日　　辰君より

加賀中將殿もとへ

〔勝興寺御歸俗一卷〕

辰君御方より御返事到來、かの一けん、西本願寺手前なにのさしつかへも無之樣子の旨仰こされ候間、早々申入候。此段金澤え可被申遣候、以上。

九月六日

## 八月廿二日。葵の紋所を使用するものに關する幕令を傳ふ。

〔筒井舊記〕

諸寺社神事佛事開帳等、其外平生葵御紋付候品相用候儀に付、從公儀相渡候別紙一結二通、江戸より到來に付寫相越之候條、被得其意、夫々可被申觸候、以上。

八月廿二日　　　　　　　　　　本多安房守

前田駿河守

奥野主馬殿

不破忠太夫殿

遠田三郎太夫殿

諸寺社神事佛事開帳等、其外平生共葵御紋付候品は、向後御女中様方より茂容易御寄附無之、御三家初其外大名より、菩提所等者格別、其外に寄附無之筈に候。是迄御寄附之分、寺社奉行に相伺指圖次第可致候。其外寄附之分は代物に致置、平生者勿論、神事佛事開帳等之節茂相用候儀可爲無用候。尤葵之御紋相用候靈牌等有之寺院に相納候膳具其外打敷等御紋付之品、共人之法日に相用候儀者不苦候。

（代物本の儘）

（共人之法日は其人之法事歟）

右之趣寺社之輩に、寺社奉行より申渡候間、御領・私領寺社之分に、御代官・領主・地頭より可申渡候。

七月

右之通可被相觸候。

松平右近將監殿御渡候御書付寫一通相達候。被得其意、答之儀稲垣出羽守方に可被申聞候、

以上。

八月二日　大目付

松平加賀守殿　留主居中

八月晦日。前田治脩越中古國府勝興寺より來り金澤本願寺別院に入る。

是月は大盡なり

〔泰雲公御年譜〕

一、八月晦日國府勝興寺尊丸樣當地に御出、西末寺に被爲入候。

九月三日。前田治脩、藩の老臣長九郎左衛門の家に臨む。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月三日勝興寺尊丸樣長九郎左衛門殿に被爲入、御年寄衆も參會之由。

九月九日。佐渡に於ける百姓の騷擾に關し領内に於いて手配したることを藩侯に上申す。

〔袖裏雜記〕

佐渡國中百姓等致蜂起、御役人中六・七人も打殺及騷動候段取沙汰有之旨、江戶町飛脚之者會所奉行に申聞候由。且又榊原式部太輔殿等に、御人數被指出候儀被仰渡有之旨相聞え申候。

佐渡より能州三崎へ者海上漸四十里餘有之候儀故、若逃退候者罷越申儀も有之、追手之者も罷越候樣成儀有之候而者、御縮方油斷之樣にも相聞へ可申儀に付、能州御郡奉行之内一人能州へ罷越有之、相替申儀も有之候者急速及注進候樣申渡所然与、何も遂僉議、其段昨日申渡候。且又佐渡表相治り候哉相知不申候付、足輕兩人越後路へ指遣、内々爲承合可然与、是又割場奉行へ申渡候。自然相治不申候樣子に而、能州騷敷儀も有之候者、御先手物頭之内三人、組足輕召連能州外浦へ罷越有之、相囲可然与遂僉議申候。急に申渡候而者人々心當も無之事に付、先内々順先相尋候處、例無之儀に付、筆頭より段々罷越可申儀与遂僉議、寺嶋藏人・磯松三郎左衛門・寺西勘五右左衛門罷越可申之旨申候付、内々其旨相心得罷在候樣申聞置候。此段以御序可被達御聽候、以上。

九月九日　　　　奥村主水

大音帶刀樣

松平大貳樣

九月十五日。前田治脩、重教の養子たるを諾するの書を發す。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

謹而申上候。然者今般重而御書被成下候に付、年寄中被相揃御用直談之上、右御書頂戴可仕

趣被仰出候段、依之金澤表出府可仕旨年寄中より被申聞、奉得其意、先月晦日出府仕、去る三日於長九郎左衞門宅年寄中參會、御書被相渡、謹而頂戴仕候。先以秋冷之砌御座候得共、益御機嫌克被爲遊御座奉恐悅候。然者私儀御內存に御極置可被遊思召に付、還俗可仕旨、當五月御書を以奉蒙仰候。存懸も無御座仕合故當惑仕、其上御請申上候而も、御武門之御用別而無覺束、領掌申上候儀却而不調法之至与奉存候に付、去る六月紙面を以御辭退申上候故、此儀御聞届被成下候得者、外に御願置可被遊御實弟之方も無御座、私儀御骨肉之御筋目与被爲思召候。其上往古は勿論、當時も京都邊には例も有之候儀、御家之爲め御忠孝与奉存、御請可申上候、右之趣本願寺門主ゟも可被爲仰達思召に被爲在候段、猶更年寄中より委曲對談之儀被仰出候樣等御眞翰之趣、謹而奉得其意候。幷此度金澤逗留中、長九郎左衞門宅に於て年寄中每度被申聞候趣、是又承知仕候。段々折重り奉蒙御諚、此上達而御辭退申上候而者、無據御心勞にも可被爲思召哉と、此所何共恐入奉存候。此上何与可申上樣も無御座候に付、無據領掌可申上心底を相極申候。此上は家臣共之內京都ゟ爲指登、本願寺ゟ申入得納得候樣可仕儀と奉存候。左候へば門主に對し、師弟離緣之譯も相立申候儀に御座候條、其上を以表向御請申上度奉存候。且又今般之御用、格別之御一件に者御座候得共、勝興寺不慮に及無住候儀、寺柄之衰微難忍、本願寺ゟ對候趣も御座候間、後住相續之儀是又本願寺ゟ申達、門主了簡之

處も可承儀と奉存候。右等之趣に付、猶更年寄中迄申入候間、委曲可被達御聽与奉存候。此等之趣御序を以宜預言上候、誠惶謹言。

子九月十五日　　　　勝興寺　閑　眞判

中將樣　御近習衆中御請

〔勝興寺御歸俗一卷〕

勝興寺勝手向前々与違、與力寺・門徒等及困窮候故、助成至而薄相成、在來之寺格茂相續難致御座候。此儀御時節を以可奉願存念も御座候處、今般私儀無存懸還俗之儀段々奉蒙仰候。依之思慮仕候處、不慮に及無住候而者、寺柄彌及衰微不相續に相成可申、數年在住之儀外聞之處も御座候間、御藏米を以每年勝興寺江御合力被成下候樣奉願候。今般御用之一件重々奉蒙御諚候に付、右之趣不得止事奉願候。御聞届被下候者、於私難有仕合奉得候。此段被達御聽、幾重にも宜預御執成候、以上。

明和五年子九月　　　　勝興寺　閑　眞判

御年寄衆中

〔勝興寺御歸俗一卷〕

一筆致啓達候。然者當度家臣共紙面を以、御内達申入候。加賀守内存之儀に付、拙子歸俗之

一件堅及辭讓候得共、重々無據趣、於只今者不得止事任其意候より外無他事候に付、何分京都江相達、本山表許容を得候上可申入之旨及返答申候。依之今般使を以相伺候條、此段被達御聽、御沙汰之儀御報承度存候。猶誰口上申含候間、宜預御取成候、恐惶謹言。

月　日　　　　　　　　勝興寺闡眞

下間大進殿
下間宰相殿
下間少進殿
嶋田左兵衛大尉殿
富嶋頼母殿

九月十七日。老臣等前田治脩が還俗に就いて內諾を與へたることを重教に報ず。

〔勝興寺御歸俗一件〕

勝興寺御內存之一件、內分領掌御請被申上候旨、去十七日以早飛脚申進候通に御座候。依之西本願寺へ被仰達樣之儀、且公邊御願之儀遂僉議候處、西本願寺之儀は辰君樣へ御內々より被仰進、御聞合御座候處、指支申儀無之段被仰出候由御申越候間、表向より以御使者被仰達

にて可有御座候。左候はゞ御使者柄は、物頭等之内被遣にて可有御座候哉。被仰遣様之儀は、勝興寺よりも内分領掌之趣、西本願寺へ被申遣候使者口上書扣被爲見候筈に御座候間、引しらべ跡より相伺申にて可有御座候。

右之通に御座候得ども、還俗之儀本山表御内々より御聞合有之候處、指支候儀無之由に御座候へば、表向より被仰入候儀は指急申儀も無御座候間、暫御見合、右近將監殿西本願寺へ御内々より御聞合被成候處、指支申儀無御座候間彌御願被成度、猶更御内談被仰入候思召被仰聞候様被成度候。御返答次第、本願寺ゟ表向より被仰達、其上にて御願書御差出被成度旨被仰達候ても可然哉。最初右近將監殿より、指支不申段被仰越候由被仰出候へども、委曲之御様子は承知不仕儀。其上品重き御儀に御座候間、右之趣に御取計可然哉と遂僉議申候。猶更各にも御僉議有之、御伺被成候様にと存候。

一、勝興寺還俗之後、寺及衰微不申様有之度旨段々被申聞、家司共致安堵候様、拙者共より申聞有之候様被致度旨申聞候。拙者共より申聞候儀は、以後の障にも可相成儀に付如何に存候へども、ケ様の所も拙者共不致承知候ては、勝興寺領掌之處指障申趣に付、不得止事別紙下書之通勝興寺へも遂内談、相極め申候。近日之内無急度御用番より、直に家司へ申聞候圖りに御座候。

一、勝興寺還俗之儀内分領掌之御請相濟候付ては、直に此表に被居留候儀に候哉、又は一先國府表へ歸寺有之儀に候哉之旨及内談候處、一先歸寺被致度旨被申聞候。御居所御補理急速にはは出來兼可申、其上直に被居留候趣にては、何康指支候趣共も有之候に付、一先歸寺有之、公邊御願之趣等も相濟、御居所も出來之上御引取被成候樣御座候て可然哉と、遂僉議申候。此儀は猶更得と遂僉議申にて可有御座候。

一、勝興寺御引取に付、當分御用向主付相勤候者之儀、青木與右衛門・三宅權左衛門・山口六郎左衛門・吉田忠左衛門内、與右衛門・忠左衛門兩人可申渡旨遂僉議候段、先達て申進候通に御座候得ども、今般之御用は例格も無之格別之御用向に付、兩人共組頭被仰付可然と重て遂僉議候上、忠左衛門儀は相省、與右衛門・權左衛門別紙之通今日申渡候處、奉畏旨申聞候。右之趣以御序可被達御聽候。則勝興寺家司へ可申聞趣下書、幷青木與右衛門等へ申渡候趣覺書之扣指進候條、可被入御覽候、以上。

九月廿日　　　　　　　　　　　　主水初同役六人

大音帶刀樣

松平大貳樣

九月十九日。前田重教、佐渡の騷擾に對する領内の手配を撤すべきこと

を命ず。

〔袖裏雜記〕

前に記す佐渡騷動之儀に付繼添之返書左之通。

右之趣致承知、御紙面入御覽候處、拙者共御前ゟ被爲召、榊原式部大輔殿等三人ゟ御內之儀被仰渡、相濟居申儀候處、御隣國之儀ながら御先手物頭など內意申渡有之候故、何龐騷敷取沙汰も有之躰に相聞え候。武備之儀は平生可有之事に候へば、右躰の儀に彼是騷ぎ候樣子相聞え候而者、御爲も宜かる間敷候。御郡奉行之儀は、其支配所之儀に候へば、巡見締方旁罷越、樣子見計罷歸候ても可宜候。佐渡騷動之儀、前廉は取沙汰も有之樣子に候處、其後は何等之樣子も相知不申、式部大輔殿等御內被仰渡候へ共、人數いまだ發足も無之躰に相聞え候。旁御先手物頭內用意等の儀は、早速指止可然候間、此段以急使各ゟ可申遣候旨御意に付、能州三崎ゟは漸海上四十里餘有之儀故、若逃退候者等罷越申儀も有之、追手之者も罷越候樣成儀有之候而は、御締方油斷之樣にも相聞え可申儀との僉議にて、夫々申渡有之与相聞え申候。右騷動之樣子於此表さへ爾与相知不申儀。增而御國においては色々雜說迄に而、其程無覺束可有之儀。其上享保十九年於御代官所、若惡黨者等有之、人數も入可申節、直々御代官より可申達候間、相應に人數可指越旨被仰渡も有之儀。其御手配無之候而は、油斷之樣に相

聞え候而は如何可有之哉との僉議与相見え候。餘儀も無御座儀与奉存候。いづれにても當時は、右騷動も靜成樣子に相聞え申候間、御先手物頭內用意等之儀指止候樣、早速可申渡旨被仰出之趣可申遣由、及御請申候間、左樣御心得可被成候。依之以早飛脚申進候、以上。

九月十九日

帶刀

大貳

安房守初十二人樣

追而佐渡騷動之樣子、尙更聞番ゟも相尋候處、最初は彼是雜說も有之躰に候へども、當時は隨分靜成樣子に相聞え申、今度式部大輔殿等三人ゟ被仰渡候趣も、前々御代官之替り目には、其近國之御大名衆ゟ右之趣之被仰渡有之由に候。今度も御代官を被指除、佐渡奉行之支配被仰付候。式部大輔殿等ゟ被仰渡之御文言は、跡之趣与ちこ違候故、右被仰渡候節は何廉取沙汰も仕躰に候へども、其後は何之沙汰も無之旨申聞候間、御郡奉行も罷歸候方可然哉与存候。此段も爲御心得申進候、以上。

去十九日申刻其表發足早飛脚、同廿六日申後刻到着、爲御報同日之御紙面致拜見候。佐渡國中百姓等致蜂起、――且御追書之趣も委曲致承知、尤內用意之儀指止候樣申渡候。能州御郡奉行之儀は支配所御用有之、御縮方罷越候儀には候へども、右御用相濟候はゞ一先罷歸候樣

可相心得旨申渡候條、此段以御序可被達御聽候、以上。

九月廿九日　　　　奥村主水

大音帶刀樣

松平大貳樣

九月廿二日。御馬廻番頭澤田與三右衞門江戸町人に借銀を返濟せざるを以て役儀を除かる。

〔袖裏雜記〕

定番御馬廻御番頭澤田與三右衞門、江戸町人より借用銀返濟不埒に付、段々會議之趣申上候、思召有之付役儀被差除候旨被仰出、其段九月二十二日定番頭ゟ申渡。

九月。金澤の藏宿を業とするものに新製の量器を用ひしむ。

斗升は十升入の桝をいふ

〔泰雲公御年譜〕

一、九月御城下藏宿共へ斗升新規出來之分相渡り候。前々より之藏宿升數十年つかひ來り、自然与升之内廣く相成、一斗に米二合餘も餘計入候由。ケ樣之儀に付百姓共及難儀申段相聞え、右之通相成候。

十月三日。前田治脩金澤を發して古國府勝興寺に歸る。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月三日、此間より金谷御殿御普請。喜六郎殿被爲入候御跡建替り、尊丸樣被爲入候御樣子之旨。其外御納戸奉行へ被仰渡、可被進御指料等御拵出來、御召料夫々御用意被仰付。尊丸樣、先日已來末寺に御逗留被成御座候所、一先國府へ御歸被遊、重而御迎參御出府可被遊との御事に候。

十月十五日。前田重教、治脩還俗後の通稱及び實名を選ばしむ。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

勝興寺御歸俗之上御名・御實名之儀、御別紙兩通被渡下、此三名之内何れ可宜哉、勝興寺好茂可有之候間、右兩通各被指遣、勝興寺内々被相達、三名之内何れ成共望之名可被申上候。夫次第追而御書改可被遣候條、此段申遣旨御意に御座候。則右御兩通指進候條、勝興寺ゟ望之御名之儀御尋、早速御申越可被成候、以上。

十月十五日　　大　貳

　　　　　　　帶　刀

安房守初六八樣

追而右三名之外若望之名茂有之候者、其段茂書記被申上候樣に、勝興寺に可被相達旨御意に御座候間、是又御申達可被成候、以上。

折紙

堅左衞門

才之丞

榮之進

折紙

利乾カタ

利有アリ

利義マサ

---

十月十九日。先に大阪邸の足輕たりし池守勇藏虛僞の申立を爲し禁牢に處せらる。

〔泰雲公年譜〕

一、五・六年以前大坂御屋敷へ相詰罷有候留書足輕池守勇藏与申者、其頃交替に而御國へ罷歸申筈に而、道中より直に致逐電行衞相知不申候處、此間罷歸、直に寄親岡田主稅方へ罷越

候爲躰、曾て零落いたし候樣子にては無之、衣類等宜敷取繕候て申演候は、私儀先年致交替罷歸候節致欠落申儀、全以自己之爲にては無之、必竟御上之御勝手次第御難澁、御借財莫大相成申段、私式ながら御笑止に奉存候。第一御調達方御指支之趣、何とぞ銀主等も出來、御運び被爲成候樣仕度一念難默止、致御奉公罷有候而は左樣之工面も可仕樣無之に付、一先御家を立退、彼是承合御仕送可相成銀主等向寄を以間糺候處、可然筋承置罷歸申候。則其趣書付を以申上候由に而、一卷へ相認指出候。其趣者、今般大坂より御才覺方之儀に付罷歸候。改作奉行糟谷團右衛門先月十三日大坂罷立候。右團右衛門罷歸候而申述候趣与、足輕勇藏差上候紙面之趣与致符合候事共多く有之候に付、足輕等欠落立歸人は禁牢之格に候得共、何とぞ尤ヶ間敷儀も候哉、不致牢舍、先頭へ被預候由沙汰に候。

一、十月十九日先頃立歸候足輕池守勇藏儀、寄親岡田主税へ被預置候處、致禁牢候。

一、足輕池守勇藏儀、先年道中より致逐電、京・大坂之中致徘徊、去年頃より大坂長町五丁目邊裏店住居仕罷有、當時御勝手御差閊、格別之手段も無之に付、某儀隱密之蒙御内意、態与欠落之披露いたし、宜銀主承立候、別段廻米等可有之旨、種々手操申觸、又は堂上方等由緣申廻り候に付、例之山師共仲間も出來候由、大坂にても沙汰有之。近頃堂嶋邊にて、御屋敷中仕共之內にも見請候旨沙汰に候。

十月廿八日。前田治脩還俗後の通稱及び實名に關し回答す。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

覺

一、私儀追而歸俗御請之上、假名・實名可被爲下旨、依之御内々御別紙之内何れ成とも好之名可申上旨、且又外にも望之名御座候はゞ是又可上旨、數々御懇之仕合難有奉存候。實名之儀は、御別紙之内利有与御座候を頂戴仕度候、名之儀は假名儀にも御座候儀、其上今般歸俗之趣にも御座候間、直に童名時次郎与相名乘申度樣に奉存候。此儀不苦儀にも可有之候や、各御申合之上、御指支も有御座間敷趣にも被存候はゞ、此段御序を以相伺度存候。御存寄も候はゞ、無貪着猶更御申聞候樣に賴存候。因玆御別紙二通先各方まで返上いたし置候。

明和五年子十月二十八日

十一月廿六日。守隨彦太郎の手代をして衡器を檢査せしむべきことを告ぐ。

〔御觸幷御返書之留〕

諸秤改之儀、寶曆十二年一統相觸候處、今以改に相洩候秤茂有之候樣子、其上改相濟候秤茂、

手前に而糸等付替致通用候者茂有之候に付、改に相洩候秤、此度不殘指出相改候樣致度旨、別紙町奉行紙面相達候條、被得其意、組·支配之人々へ可被申渡候。組等之內裁許有之面々は、其支配へも相達候樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十一月二十六日　前田駿河守

守隨彥太郎名代之者共、諸秤改之儀一統被仰渡候樣仕度旨、寶曆十二年九月御斷申上候處、一統被仰渡候。然處今以改に相洩候秤も有之樣に相見え申候。其上改相濟候秤茂、手前に而糸等付替致通用候者も有之候。此儀相廻り見屆、封印付秤取上、其人々書出相斷可申等に屆候得共、左樣仕候得者右之人々難儀仕候段氣毒に奉存候に付、何卒改に相洩候秤、手前に而糸等付候秤も、此度不殘指出相改候樣に仕度旨、右彥太郎名代松田源左衞門申聞候條、此段一統被仰渡候樣仕度奉得候、以上。

十月晦日　篠原勘左衞門
　　　　　高畠木工

十一月。本鄉邸の駕籠昇等結束してその職を辭せんことを請ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月、江戸表御屋舗御駕籠舁十七人一統御暇奉願候。是は御六尺之分は、御登城御勤方之外は御供は不仕候所、御下屋敷幷淨珠院樣へ毎日被爲入候御供相勤、迷惑之旨。

十二月五日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月五日上使御使番山崎四郎右衞門殿を以御鷹之鶴御拜領。

〔泰雲公御年表〕

十二月四日、鶴上使山崎四郎左衞門殿。

十二月十四日。前田治脩に附屬する諸士を定む。

〔泰雲公御年譜〕

十二月十四日尊丸樣御附人相極。二百五十石和田知左衞門、四百石澤田權三郎、三百石多田四郎、二百石堀平次右衞門、二百石松平織人、三百五石神田十郎左衞門、二百二十五石坂田九郎右衞門、三百石山崎久兵衞。御側小將御配膳役、三百石前田武市郎、百五十石神保彌五郎。御供役六人、二百石中村八郎兵衞、二百五十石林津右衞門、二百石丹羽直記、百五十石小瀨五左衞門、百五十石土田佐助、二百五十石淺加五郎兵衞。御附坊衆、石黑淵水・山原秋節・加藤長造・高橋久哲。右御附之內四人、和田知左衞門・澤田權三郎・多田四郎・松平織人は、

日附人名前文と異なり

用意出來次第當二十四・五日頃古國府へ罷越可申旨。御供役も同事に候。御醫師は小倉良伯罷越候筈。尊丸樣御出被遊候儀は、來正月中旬に而も可有之哉与申事に候。聞番岡田太郎右衛門京都本願寺へ御使被仰渡、近日發足之筈。右太郎右衛門罷歸次第に御出府可被遊と申沙汰に候。

十二月十八日。前田重教弟治脩を還俗せしむるの許可を幕府に請ふ。

〔大梁公繼統事件〕

私實弟領分越中國一向宗國府勝興寺、延享三年四月御用番酒井雅樂頭殿へ伺之上、右住職爲仕置申候。今般歸俗爲致度奉願候、以上。

十二月十八日　　　松平加賀守

十二月廿六日。能美郡小松の百姓等先に騷擾したるを以て入牢を命ぜらる。

〔寢覺の螢〕

一、明和五年不作にて、秋十村中立毛見分あり。三日市町・八日市町御田地方此願にはづれたるを恨み、十村中今江泊の晩、兩所町百姓大領野にあつまり大篝火を燒き、夜明けなば押

三日市町八日市町は小松の內なり

て見分を願はんというて罵り、次の夜より彌人重り、大領野福井の山の森に火を焼き、酒を呑んで時々聲を上る。十村中此よしを聞いて見分にすゝみ兼、今江に五日逗留、追々金澤へ注進なり。漸く百姓鎮り、見分は濟みたり。其歳十月三日市・八日市地方肝煎・組合頭御算用場に被呼出、手鎖にして頭取人を吟味也。夫より百姓十三人被呼出、毎日一人づゝたゝきて再三の吟味なりし。毎日明六つに被呼出、いつにても暮におよぶ。夫より宿へ歸り、終夜其日の口上書調へ一判をさせて、翌早朝御算用場へ持参し、直に又詮議なり。晝夜七日にて詮議一先づ濟みたり。夫より金澤逗留にて、縮り人・役人共二十七人也。一人づゝに番人添ふ。其扱假りに役人多く立代々々相詰勤番す。小松ばかりより五・六十人計八十日餘りの逗留也。其外家々より安否の聞合せ、知音々々の見舞櫛の齒を引くがごとく、十二月廿六日役人は御免、百姓十三人頭取の名目にて入牢、翌年冬御赦免、牢死の者もありし。

## 明和六年

正月十三日。前田治脩を越中古國府より迎ふるが爲に諸士金澤を發す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月十三日尊丸様御迎之面々、古國府へ發足。村井又兵衞殿にも用意出來次第、當二十

日迄に同所へ發足之旨。

正月十六日。諸士に前田治脩の還俗して金谷御殿に移らんとすることを告ぐ。

〔政隣記〕

正月四日、御大小將横目松田五郎左衛門へ、古國府御用舊臘より被仰渡置有之候處、今日御迎御用も、御用番長九郎左衛門殿被仰渡、同十六日左之通被仰渡候由に而、御横目中より例文之通廻狀有之。

御實弟越中古國府勝興寺御事、今般御歸俗之儀、公邊御願之通就被仰出候、近々金谷御居所へ御引移之筈に候。追而御弘可有之候得共、先爲承知諸頭へ被申談、組等之面々も致承知候樣有之可然候。御引移之節途中に而御出合申候はゞ、蹲踞等之儀喜六郎殿御在世之通相心得可申候事。

右之趣夫々可被申談候事。

正月十六日　長　九郎左衛門

御　横　目　中

正月廿九日。前田治脩越中古國府の勝興寺を發す。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

今般御歸俗一件、西本願寺殿許容之御返答、當廿一日相濟候段、岡田太郎右衞門よりの早飛脚、同廿五日朝到着、江戸表江も京都より直に申上候旨申越候。因茲御迎人貝廿八日發足被仰渡候條、廿九日御發途、來月朔日御着之趣可申上候。公邊願相濟、本山表御許容も有之候之處、御引移御延引有之候而者如何に候間、少々御寺面御差障候而も、廿九日御發途之趣に取計可申旨、昨廿五日之御飛札、同夜子之刻到來、委曲承知仕、則以御紙面申上候處御承知被成、被任御申越に、廿九日御發途、來月朔日御着可被成旨被仰渡候。依之其表より之飛脚之者、早飛脚に申付、發足申渡、貴報申上候、以上。

正月廿六日　　　　　　青木輿右衞門

長九郎左衞門樣

追啓、右之趣に付、又兵衞殿には廿八日此表御着与意得申候、已上。

〔政隣記〕

正月廿六日、勝興寺御儀當廿九日古國府御發途、來月朔日金澤御着に付、御迎人明後廿八日致發足候樣、御用番より松田五郎左衞門江被仰渡。

廿八日發足の御迎人は十三日發の者と異なるべし

正月廿九日。大聖寺侯前田利道江戸城西丸修理の助役を命ぜらる。

〔政隣記〕

正月廿九日、備後守樣御登城被成候樣申來候處、御風氣に付御名代本多彈正少弼殿御願之處、西御丸表向奥方御修覆御手傳被仰渡。依之從此方樣も御老中方に御礼番御使被遣、上杉大炊頭殿・松平出羽守殿にも右同樣被仰渡。

正月。曩に二條治孝が前田重敎の息女と緣組を求めたるを謝絶す。

〔袖裏雜記〕

二條樣より御緣組之儀、御內談有之に付、伺之上丑正月左之通申遣。

京都詰人駒井外記・金森猪之助、二條樣に罷出、諸大夫中迄可申述趣。

年內丹羽權平交代に而罷歸候付、御覺書を以被仰合候、中將殿息女之內御緣組御內談被仰合度候。御相應之息女無御座候はゞ、松平備後守殿息女有之候樣被聞召候。養女に被仕御緣組被成度御沙汰に御座候旨。且舊臘津幡上總介殿江戶表へ御出府之節も、右御緣組之儀御申述候趣も、委曲於東武中將殿へ相達候處、先以被思召付忝仕合被奉存。乍然息女は未幼年之儀、其上指支之趣も御座候。且又備後守殿息女養女に被仕御緣組之儀も、是又差支之趣御座候。御重緣之儀に付被任仰度被奉存候得ども、無據指支共に御座候故、乍心外御斷被申上度御座候。此段宜可申述之旨被申付越候事。

〔袖裏雜記〕

二條樣より御緣談之儀、重而被仰込有之候へ共、無據差支共有之候付、乍心外御斷被申上度旨等、四月廿日安房守等より北小路木工權頭等へ之紙面之留、其伺等も委細有之。

正月。自今百姓等不作に際しても貸米を請ふことなく、又各々その手作を增加すべきことを諭す。

〔司農典〕

去年御領國不作に付、過分之御借米被仰付候。近年御上御勝手御難澁に而、江戸表御入用御指支に候得共、改作之御法重き故、去年迄者御貸米相願被仰付候而、難有儀に奉存候。尤不作者天災之儀には候得共、一兩年相續不作故、尙更御要脚必至与御指支に相成候。末々百姓共右躰之御樣子は不奉存筈に候故、前々振を以、不作之節は御救被下候儀与而已相心得候も可有之候。御代々御運び宜敷內者、過分之御貸米連年被仰付候得共、當時に而者其沙汰成兼候御時節に候條、是以後者御上江御難題申上候而も、被仰付方も無之儀を、末々百姓共へ村廻之節寄々申聞置、耕作銘々身命を盡致出精、少も御難題不申上事与爲致覺悟、一組一村切格別改作相勵候樣申付度儀に存候。ヶ樣之儀一朝一夕之申渡に而者心服も薄く候間、御郡切御扶持人等致勸辨、夫々申渡候樣相考取計可申事。

一、近年御城下邊村々百姓幷妻子共、町家之風躰專見習、綿衣之染模樣等無用之賃錢を費し、或は雨合羽抔致所持候者も有之、惣而百姓之分限を取失ひ候。萬端古來之風俗に立歸候樣可相心得事。

一、右に准じ改作奉公人も風躰違亂いたし、食物も品宜敷を好候故、主人共手前入用方も違、其上耕作方不精之躰相聞候。此儀者主人々々了簡違故、隨而奉公人共彼是申立候間、嚴重可召仕事。

一、百姓者耕作を專心懸候筈之處、算用詰を本に立、可成限者致下し作、手作を減候樣相成候段相聞。夫故應持高に、改作奉公人も十人召仕候者は二・三に減、馬五疋持候を一疋にいたし、或は馬所持無之者も多有之段相聞候事。

一、百姓者可成限田品地廣く所持を好申筈に候處、其沙汰無之、下し作を勝手宜敷樣に相心得候者有之、諸郡御扶持人・平十村共之內にも、手作多く候得者役之勤方にも指障候樣相心得、隨分手作を減候樣致し候儀有之躰令承知候。百姓は上たる役人に目を附、十村者右躰之存知寄に而根元を失ひ、末之心得違出來之筈に候間、向後急度相改、少々不勝手之筋有之候共、百姓之手本に可相成候間、手作相增候樣可相心得候。惣而敎を下に傳候時者、銘々より其筋合を仕懸不申候半而者難相通事に候。改而古來に立歸候得ば莫大之御奉公に相成、大切至極之

所に候條、一統致承知、中渡候趣違失無之樣相守可申候。右之通御高致大切に候はゞ、小作之者心得も改り、請作之者も猶更精に入、彼是高主へ難題も不申閙樣相成可申事。右之條々一統承知之請書可指出候。惣而百姓之風俗、少々に而も品違之筋心付候はゞ、發起之節折角心を用、早速見咎嚴重相改可申候。且又御扶持人・十村等手作之樣子、當年より書付を以可及案内に候。諸郡新田裁許よりも承合可申聞候。不精之者有之候はゞ急度咎可申付候條、其旨兼而可相心得者也。

丑正月　　　　改作奉行

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻中

正月。越中古國府勝興寺に每年米千俵を合力すべきことを命ず。

〔杉本氏小留〕

付札、寺社奉行ゟ

古國府勝興寺御事御歸俗之儀、從中將樣公邊ゟ御願、西本願寺殿ゟ爲御使者岡田太郎右衛門被遣、御歸俗之儀被仰達、今般御引取被成候。依之自今右寺ゟ爲御合力、吉久御諸米之內を以千俵宛每年可被遣旨被仰出、其段於國府表、勝興寺ゟ村井又兵衛申述候條、可被得其意候。且又後住之儀は、西本願寺殿より指圖有之候樣被成度旨被仰達置候條、寺格等萬端違亂無之

樣可相心得旨、家司ゟ可被申渡候事。

己丑正月

右之通御用番長九郎左衛門殿被申聞候條、爲承知申渡候。得其意可被申候、以上。

己丑二月

伊藤內膳印

永原求馬印

篠原彌助印

古國府勝興寺家司

野呂源太左衛門殿

原田八郎兵衛殿

勝興寺發足は前文に正月廿九日とあり石動泊にて翌日金澤に着せしなるべし

二月朔日。前田治脩金谷御殿に移る。

〔泰雲公御年譜〕

二月朔日、尊丸樣今朝勝興寺御立、高岡御晝休迄は御裝束御法服に而被爲入候所、御晝休に而御還俗之御規式有之、御腰物等又兵衛殿を以被進之、當分最前之御幼名に被復、時次郎殿与奉稱候。夫より瑞龍寺へ御參詣被遊候。御髮はいまだ延させられず候。御着七つ時、直に金谷新御殿ゟ被爲入候。御押御供村井又兵衛長穹也。御供御行列甚嚴重也。御着之上御機嫌

伺、御年寄衆・御家老衆被罷出、夜に入退出。已後殿付奉唱候樣被仰出。時次郎殿勝興寺御在職之頃、富山御家中之子兩人御近習に被召仕候處、今般御出府に付御暇被下、御返し也。

〔政隣記〕

二月朔日、四半時過出仕畢而居殘、出仕以下之頭分は、筆頭一人宛御呼出、左之趣御川番本多安房守殿御演述、今日不罷出人々ゟは同役等より傳達候樣、御横目を以被仰談。

越中古國府勝興寺御事、御樣子有之御歸俗之儀御願被成候處、御願之通就被仰出候、今般御引取被成、前田時次郎与被稱候。此段可申聞旨被仰出候事。

一、時次郎殿今日金谷御屋敷ゟ御引移被成候事。

同日左之通例文之趣を以御横目廻狀有之。

越中古國府勝興寺御事、御樣子有之御歸俗之儀御願被成候處、御願之通就被仰出候、今般御引取被成、前田時次郎殿与被稱候。是以後殿付に唱可申候。此段一統可申聞旨被仰出候事。

右之趣頭・支配人等ゟ被申聞、組等之内裁許有之面々は、其支配ゟも申聞候樣可被申談候事。

一、右之趣同月九日於江戸表夫々爲御知被仰遣。且又時次郎殿御年齢、御客衆等被尋候ば廿七歳与可答旨、松平大貳被申談。

年齢實は廿五歳なり

〔雜　錄〕

一、同二月朔日例月之出仕之上、表向一統月番安房守演述之趣左之通。

越中古國府勝興寺御事、御樣子有之御歸俗之儀御願被成候處、御願之通就被仰出候、今般御引取被成、前田時次郎殿与被稱候。此段可申聞旨被仰出候事。

一、同日申の後刻金谷御居所に御著。又兵衛茂御跡より歸著、直に御居所に罷出、其後出席歸宅の由。同四日年寄中等御家老役・若年寄迄御肴代進上之事。百疋宛之由。

一、同六日於御居所に、御還俗之御規式在之由。

〔泰雲公御年譜〕

先頃時次郎殿金谷御殿へ御移被遊候節、自上方被進候御掛物三幅對、圓滿院宮御筆富士繪。勸修寺宮御讃御歌。

蘆柄の山たち隱す雪のうちにひとり晴たる富士の白雪

近衞攝政御事。

言の葉も及ばぬ不二の高根かな都の人にいかゞ語らむ

閑院宮御筆。

立登る雲もおよばぬ富士の根に烟をこめて霞む春かな

二月朔日。諸士の能登に於ける幕府領の百姓より米銀を借入るゝを禁ず。

〔政隣記〕

御家中之人々之內、御預所村方より借用之米銀有之躰に付、寶暦十二年一統相觸、自今右村方より米銀等致借用間敷旨申渡置候處、今以返濟相滯候人々も有之、右十二年以後も新借有之躰に候。然處返濟方相滯候分は、銀主より御領地方役所江及斷候。右役所に而取上不申時は、不得止事及公訴樣可相成候。左候而者、元來御領所百姓躰之者与、御家中之面々借用物返濟不埒に付而出入出來、公儀捌に相成候段、甚御外聞も惡敷儀に候。畢竟借主より相對を以捌を付置候得者、其沙汰無之事に候。尤自今尙更新借無之樣嚴重に可相心得候。委細は別紙奧野主馬紙面、幷御預地方役人紙面共兩通之通に候。右之趣組・支配江も可被申候。且又組等之裁許有之面々は、其支配江も相達候樣被申聞、同役中可有傳達候事。

二月朔日　　　　　　本多安房守

御用番一役一人殿

右之趣可被得其意候、以上。

二月七日。老臣以下前田治脩の還俗を祝し物を献る。

〔泰雲公御年譜〕

二月七日時次郎殿御肴服御祝儀。自分知三千石以上之人持中、暨御家老衆・御年寄衆何茂御

肴代金子獻上有之。

## 二月九日。前田治脩の還俗改名したることを幕府に屆出づ。

〔勝興寺御歸俗一卷〕

拙者實弟儀、先達而願之通被仰渡候に付、歸俗爲仕、前田時次郎与相改申候。此段御屆申達候、以上。

明和六年二月　　御　　名

松平右近將監殿ゟ罷越、先達御願之通被仰渡候付、時次郎殿と御名御改被成候。爲御知被仰達候御口上之趣。且又右に付御用番ゟ御屆之儀、尙更思召も被爲仰知候樣被成度旨、役人久松覺兵衞ゟ申述候處、相扣候樣申聞、重而罷出、今般御舍弟樣御名茂御改被成候付、被爲仰知候趣被入御念候儀承知仕候。御用番ゟ御屆被仰達可然奉存候。此段申上候旨、右同人を以被仰聞候。

一、御書付一通

右御用番松平右京大夫殿ゟ持參仕、時次郎殿御名御改に付、御屆被仰達候旨、役人大野孫八郎ゟ申述、御書付相渡候處、相扣候樣申聞、重而罷出、御舍弟樣御名も御改被成候付、御屆之趣御書面之通致承知候旨、右孫八郎を以被仰聞候、以上。

二月九日　　赤井傳右衞門

二月十二日。大聖寺侯の使者金澤に來り江戸城西丸工事の助役を命ぜられたるを以て合力を求む。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月十二日大聖寺備後守樣御使者御家老山森權丞罷越、大浦屋幸右衞門方止宿。今般從公儀御普請御手傳被仰渡候に付、西之丸御手傳、奥方は十五萬石松平出羽守殿、三十五萬石松平相模守殿、表之方十五萬石上杉彈正大弼殿、七萬石松平備後守樣、右之趣に付御合力之儀被仰進候由。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月十一日、御年寄衆一萬石に付五十兩宛御用金被差上候由。是先頃以來、大聖寺備後守樣より、御手傳に付御賴被仰越候儀付而與申沙汰に候。

二月十四日。組外組毛利三郎太夫、大小將組井上勘助の小者を殺害す。

〔政隣記〕

二月十四日御大小將井上勘助、同奥村彌左衞門宅に罷越有之、町廻當番に付七半時頃迎之家來呼寄候內、紋內与中小者、途中奥村兵庫門前に而組外毛利三郎太夫に行逢候節、慮外之筋

有之に付致殺害候段、三郎太夫より以紙面勸助ゟ及屆。依之檢使之儀勸助頭三宅權左衛門ゟ申達。

二月十六日。御步小頭山口庄左衛門その子の出奔に座し遠慮を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

左之趣、寶曆十年神戸七郎左衛門御答之例を以、正月十三日伺、伺之通被仰出。廿二月十六日申渡。

御步頭ゟ

御步小頭　山口庄左衛門

右庄左衛門せがれ猪兵衛儀、去々年二月致逐電、同十月立戻、病氣之躰に付縮所ゟ入置候處、去年十一月十七日重而致出奔候段、御家中之人々子弟成立之儀に付、前々被仰出之趣も有之事に候へば、常々急度異見をも可仕處、疎略之至に候。且又右躰之不埒者に付、縮所ゟも入置候儀候處、猪兵衛仍望去年十月出家爲仕度段相願、其上縮所ゟ入置候內、折々致外出候樣子、庄左衛門儀は不存旨に候へども、家內之者ゟ縮方申渡候儀不行屆候故、右之爲躰。役儀相勤候者には、別而不都合之至に候。依之遠慮被仰付候旨被仰出候條、可被申渡候事。

二月十八日。前田治脩の年齡を幕府に屆出づ。

〔留帳鈔錄〕

明和六年二月十七日江戶每日帳之內。

一、時次郎殿事に付、當九日松平右近將監殿ゟ御使相勤候節、御藏之儀役人相尋候に付、二十六・七与覺申候。未得与しらべは不仕旨申答置申候。明日右近將監殿に御用有之罷越申候。若相尋候はゞ如何相答可申哉と、赤井傳右衛門申聞候に付、右之趣八郎右衛門ゟ申含、延享二年御出生に而御座候間、今年御二十五歲御座候間、若相尋候はゞ右之通申答候樣可申渡哉と申上候處、御出生之砌御屆は無之候哉。左候はゞ御二十七歲与可被遊候。右御屆有無之儀僉議仕可申上旨被仰出候付、間番ゟ遂僉議候處、延享三年勝興寺後住に御願之砌、御出生之節御屆無之趣分明に相見え候付、其段以同人申上。上方筋本願寺殿などには御藏之儀も承知可有之哉。左候而も指而問申儀は有之間敷哉と申上候處、重而以同人御二十七歲与答可申与被仰出に付、傳右衛門へ申渡、則被渡下小紙左に記。時次郎殿ゟ茂、年寄中より御內々申上置候樣可申遣旨申上候事。

時　次　郎殿

丑に　二十七歲

同十九日之內。

時次郎殿御名御改之爲御知、先日松平右近將監殿ゟ罷越候節、役人久松角兵衛、無急度私ゟ

迄時次郎殿御年齢之儀相尋候に付、當年二十六・七歳与相覺申候。得与に相糺置不申旨申達候に付、今日外御用に而罷越候間、御年齢當年御二十七歳之段輕く相認持參仕、右角兵衛ゟ相達候處、被入御意候儀、追而内々申聞置候様可致旨申聞候、以上。

二月十八日　　赤井傳右衛門

帶刀様

大貳様

## 三月六日。郡奉行等米穀津出の件に關して遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月七日、昨六日加州御郡奉行熊谷半左衛門・淺加九兵衛、能州御郡奉行武部四郎兵衛・奥村半兵衛、四人共遠慮被仰付。右能州米御公領より拔々津出候儀、今般中買茶屋・京屋一件不念之趣有之に依而也。熊谷半左衛門家來も致禁牢候。能州御郡奉行加人寺西勘兵衛當分相勤候様被仰渡、加州御郡奉行加人奥村佐太夫。

一、同十五日能州御郡奉行武部四郎兵衛方ゟ組頭不破忠太夫・青木與右衛門、加州御郡奉行熊谷半左衛門方ゟ進士源兵衛・吉田茂平兩人宛罷越、御尋之筋六ヶ條有之候得共、申譯不分明に有之候由。狂歌

茶太なしにからもの積で出津入津京や安てはすまぬ御僉議
一、今般抜米一件、能州鹿島郡能登部下村久兵衛・徳丸村宗兵衛与申者、入津米致上乗候者之由。此僉議粗可致露顯躰に而出奔に付、右妻子禁牢。

三月十八日。西本願寺の使者前田治脩に金谷御殿に謁す。

〔政隣記〕
三月十八日時次郎殿ゟ、今日従西本願寺殿御使者用人池永主税、今日金谷御屋敷ゟ罷越候に付、右旅宿より金谷御屋敷迄誘引之大小將一人御用之旨、御用番主水頭殿ゟ迄仰渡。依之御大小將青木求馬、主税旅宿西末寺迄罷越、金谷屋敷迄被參候に付、途中爲誘引罷越候間、御用事等候はゞ可被申聞旨致挨拶、先乗仕、下馬所より御式臺迄同道。尤七十間御門番所に而會釋無之樣申達、九時頃同道、御式臺より出向。誘引多田四郎・神田十郎左衛門、御料理被下之。附求馬服紗小袖・布上下着用。

四月朔日。百姓の多勢を嘯集して訴願を企つる者を嚴に制裁すべき幕令を傳ふ。

〔改作所公邊觸〕

本令は幕府の令を傳達したるなり

百姓共願を合、所々に而寄合手段を企、廻状抔を出し、外村々之者共茂、意趣を不排して不得止事大勢集、村役人之居宅、遺恨に存候者之家作幷諸道具を打損、吟味に成候上に而數ヶ條之願を申立候族有之者、人數を出し手強打散、手に當る者ども搦捕、願之趣理非之沙汰に不及取揚不申、遂吟味仕置之儀可相伺旨、從公儀相渡候御書付之寫相越之候條、被得其意、御郡方ゟ相觸、百姓末々迄御書付之趣爲讀聞、得与致承知候樣可申渡旨夫々被相觸、請紙面取立可被指出候、已上。

己丑四月朔日

前田駿河守

本多安房守

奥野主馬殿

不破忠太夫殿

原五郎左衛門殿

遠田三郎太夫殿

追而主馬方、御預地方之儀も可被得其意候、已上。

四月十一日。大小將組加藤宗左衛門、御馬廻組加藤九兵衛の子十兵衛と爭ひて共に死す。

〔政隣記〕

四月十一日、御大小將加藤宗左衛門、御馬廻組加藤九兵衛養子十兵衛与、於宗左衛門宅喧嘩、双方相果。

〔御裏雜記〕

加　藤　庄　助

庄助嫡子。當時代番相勤罷在候。加　藤　宇右衛門

右私組庄助二男加藤九兵衛養子十兵衛儀、御大小將組加藤宗左衛門与、一昨十一日及喧嘩候處、重き御法事中別而迷惑奉存候間、指扣罷在中に而可有御座哉之旨、父子共申聞候。存寄尤に候付、先差扣罷在候樣爲申聞置候。尚更御指圖次第に相心得申度奉存候、以上。

四月十三日　遠田三郎太夫

前田駿河守樣

付札、遠田三郎太夫〻

加　藤　庄　助

右庄助嫡子。當時代番相勤罷在候。加　藤　宇右衛門

右庄助・宇右衛門儀、庄助二男加藤九兵衛養子十兵衛、前月十一日致喧嘩、重き御法事中之

儀、別而致迷惑候付、指扣罷在に而可有之哉之旨申候付、其通被申渡候段、先達而被申聞候。不及指扣候之條、此段可被申渡候。尤右之趣御聽に茂相達候事。

五　月

各儀加藤十兵衛、前月十一日致喧嘩、重き御法事中別而迷惑に付指扣罷在候に而可有之哉之旨被申聞、其通申渡、御年寄衆へ相伺置候處、不及指扣候。尤右之趣被達御聽に茂候旨、御用番長九郎左衛門殿被仰渡候條、可被得其意候、以上。

明和六年五月十日　遠田三郎太夫　判

加　藤　庄　助殿

加藤宇右衛門殿

四月十二日。昨今兩日前田重熙の十七回忌法會を金澤寶圓寺に執行す。

〔政隣記〕

四月十二日、昨今於寶圓寺謙德院樣御十七回忌御法事御執行、御奉行奥村主水隆振。

四月廿三日。人持組前田兵部藩侯の意によりて役儀を除かる。

〔袖裏雜記〕

御親翰を以、年寄中ゟ被仰出有之に付、左之通覺書兵部組頭安房守宅において、四月二十三

日申渡。

前田兵部

御自分儀、思召有之候付、御家老役・若年寄并小松御城代被指除候旨被仰出候。

安房守殿ゟ。（御用番より渡り候覺書也。）

前田兵部儀役儀被指除候付、座列之儀寺西彈正次、前田權佐上に列候樣可有御申談候事。

前田兵部儀、昨二十二日御家老役并若年寄・小松御城代被指除候。依之小松御城方、當分御用番より相勤候。爲承知申達候、以上。

四月二十四日　　前田駿河守

前田權佐殿

## 四月廿五日。前田重教就封の暇を受く。

〔政隣記〕

四月廿五日上使御老中阿部伊豫守殿を以、御國許ゟ之御暇被仰出。大納言樣より同斷板倉佐渡守殿を以、御例之通夫々御拜領。御臺樣よりも同斷。

## 四月廿八日。前田重教登營して就封の辭見す。

〔政隣記〕

四月廿八日御登城、御暇之御禮等都而御例之通。但御痛御指引に而、御老中之内松平右京大夫殿・田沼主殿頭殿迄御勤、其餘は御名代備後守樣。

〔德川實紀〕

四月廿八日、黑木書院にて松平加賀守重教をはじめ、就封する者廿九人。

〔政隣記〕

四月廿九日、爲御暇乞御出可被成候處、御痛所に付不被爲入候段、御一門方𛀁被仰置。

備後守は大聖寺侯前田利道

五月六日。前田重教江戶を發して金澤に向ふ。

〔泰雲公御年譜〕

五月六日中將樣江戶表御發駕。御家老松平大貳康濟。江戶御留守居御家老大音帶刀厚曹在に相詰候。

〔政隣記〕

五月六日江戶御發駕。十四日境御着に付、御老中方𛀁之御書以早飛脚廿日江戶𛀁到來、廿一日朝開番持參之。大奧𛀁之御書も同日女中持參。

五月十九日。前田重教金澤城に着す。

〔政隣記〕

五月十九日八半時金澤御着城、昨夜今石動御泊也。御供御家老役松平大貳。御歸國御禮使青山將監、御目見等御例之通に而發足。六月六日江戸着、十一日登城、廿一日江戸發。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十九日、中將樣夜前石動御泊に而、今七つ時御着城、御馬上也。御道中に而御放鷹、御餌柄之鷭并鶴・鷺御鐵炮に而被遊候。鵜・鷭迄爲御持有之候。時次郎殿御玄關迄御出迎被遊候。今日表向御太刀馬代に而御禮被仰上候由。從大正持御使者大井久米之丞御持請に罷出居候。江戸表ゟ之御禮御使、青山將監勇次被仰付。

鵜は鶴なるべし

五月十九日。此後前田重教屢放鷹を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

中將樣五月十九日御歸城被遊、九月二十三日御發駕迄御在國日數百二十七日之内、御放鷹御出被遊候事八十五度之由。

〔寢覺の螢〕

一、寶曆・明和の頃は、毎春正月より御鷹二据・三据ほど鷹匠能美郡へ來り、鶴鷹野あり。一据づゝ、横目・鳥見等四・五人づゝなり。良家ある村々へ來り、廿日・三十日程づゝ所々へ居かはりて、二月・三月中逗留して、時々鷹野に出、其後肉あげ、又數十日逗留也。毎歳かくの

本件放鷹のことに關するを以てこゝに附載す

如くにして、鷹野の節は田の水を落し、鶴すわれば其儘案内し、或は農人の無禮を咎、或は宿の食事を怒り、又餌指も數多處々に在て村々の煩少からず。大梁院樣御治世と成て、鷹匠御郡に來る事止て今は絕えたるがごとし。

五月十九日。前田治脩金澤城に上り重教に謁す。

〔雜　錄〕

一、五月十九日御着城、卽日於御居間書院御目見。披露市正。御料理被進、御刀八矢持參。被進之由。

五月廿六日。淨瑠璃を能くする町人を金澤城の廣式に招く。

〔泰雲公御年譜〕

一、土橋御廣式に淨瑠璃語候町人被召候事。五月二十六日夜より七月三日迄追々罷出、其時々押紙面を以相通候。尤夜中罷歸候。

六月十二日。昨今兩日前田吉德の二十五回忌法會を寶圓寺に營む。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十一日・十二日護國院樣二十五回忌於寶圓寺御法會。御法事奉行村井又兵衞長穹。諸士拜禮等如例。

著壞は前田重敎なり

六月十三日。御小人頭金田判太左衛門不埒を以て扶持を召放さる。

〔袖裏雑記〕

六月十三日左之通申渡。但判太左衛門手前、御格合等相違、段々不埒之趣共、御小人小頭より判太左衛門同役ゟ紙面を以相達、同役より丑六月六日戸田與一郎等席ゟ相達候付、其段被仰出、僉議之趣伺之上、左之通被仰付、右不埒は御供より歸り候節、帽子かぶり御提灯持共にかぶらせ、或は酒屋ゟ立寄、或は殘燭を取上、或は火事に不罷出候而私用に御門外仕等之族也。

割場奉行ゟ

御小人頭　金田判太左衛門

右判太左衛門儀、役儀勤方・組指引等不宜、其上常々不行に付、御扶持被召放候條、此段可被申渡候事。

右伺之先例は、寛保元年四月櫻田御前様御婚禮御道具被遣候節、指添罷越候御歩小頭井關源左衛門を初、御歩共之内、披候時分駕籠に乘罷歸不相應之仕形、天澤寺前茶屋ゟ茂立寄、蕎麥など給、代物も不埒之様子に付、源左衛門等御國ゟ御返遠慮、御歩指扣。翌年七月源左衛門遠慮御免、小頭被指除、御切米五十俵定番御歩に被仰付候例を以、判太左衛門も割場足輕

被仰付、二十俵に可被仰付哉、又は御扶持可被召放哉之兩端何也。

六月十五日。前田重教その女邦姫を前田駿河守の子與十郎に嫁せしむべきことを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

六月十一日被成下御親翰之內。

前之御文段に略す。將又邦姫事、駿河嫡與十郎に可遣与存候。先內意申達、各かはる存念無之哉承たく候、以上。

六月十一日

右御請に、御親翰外之御用儀も有之故如此申上り候と見ゆ。駿河守・御家老中は相省、私共奉拜戴候。御末女様とは違、御嫡女様之御事に御座候間、與十郎に御緣組之儀如何敷御座候間、於江戸表御相應之御方に御緣組可有御座儀と奉存候。此儀猶更御思慮被遊候様にと奉存候旨、安房守等より申上候處、ちそくはかく別、とかくいく重候共、邦姫は與十郎に可遣と、御親翰を以被仰出。

〔袖裏雜記〕

御親翰之寫

邦姫與十郎に嫁娶せしむる內存、駿河守に可被申聞候。辭退無之様、ずる分可被申談候。其

上に而公邊へ相届可申候、以上。

六月十五日

被成下御親翰――奉畏候。則御親翰を以駿河守ゟ御内意申聞候處、存懸も無御座、私式せがれ過分之御縁組被仰出、難有仕合奉存候。此段何分にも宜申上度旨申聞候。右之趣土佐守御家老中ゟも、追而内々可申聞置与奉存候。御親翰・御封印奉返上之候、以上。

六月十六日

安房守
主水
九郎左衛門
山城守
又兵衛痛

御親翰寫

邦事與十郎与之ん組内意、駿河守ゟ被申聞候處、承知有之趣被申越、いさい令承知、千萬悦候。彌可申談候。依之公邊へも早速届出候間、駿河守せがれより邦へ祝儀結納之品、届相すみ次第指こし候様、これ又内々被申談置候様いたし度候、以上。

六月廿日

六月二十日。諸士の末期に於ける遺書提出の手續に付き令す。

〔政隣記〕

六月廿日左之御覺書御用番安房守殿より御渡之旨、定番頭より例文之廻狀有之。

御家中之人々遺書指上候時分、先祖由緒一類附相添差出候得共、向後者實子又は養子願相濟候者相願候時は、遺書に頭・支配人致添書差上、先祖由緒一類附繼立候に不及候事。

但、先祖由緒一類附帳寫は一冊、只今迄之通指出可申事。

一、末期養子願候時分、遺書幷先祖由緒一類附相添差出可申候。養子願之時も、前々之通先祖由緒一類附相添可差出候事。

丑六月

右之通被得其意、組・支配之人々にも可被申渡候事。

六月廿一日。前田重教本年九月を以て不時に江戸に赴かんとする件に關し老臣の同意を求む。

〔梅葵繼〕

本文日附を缺くといへども六月なり

當國加州北方寒強雪深、冬向御痛御氣色に御障被成候に付、當十月中御出府之儀御下願相濟、松平右近將監殿御承知に候。依之御時節柄には候へども、彌十月中御出府可被遊旨被仰出候付て、御保養之ためには無御據儀御下願も相濟候上之事に候へば、彼是難申上候得ども、此度之御歸國は難奉計候事と一統申慣し、悲歎仕罷在候躰に候處、今般之御歸國は私共は勿論、三ヶ國之四民難有奉存、賑ひ候樣子に相聞候處、又候當十月御出府被遊候而は、人々氣を落し、何廉事やかましく相成可申哉。大切成儀、且御入用もひしと指支候付、何分にも御指止被遊候樣奉願上候趣及御請候處、御愚昧成御生付、其上近年御病身、御痛も悪敷、御奉公初御懈怠、御用に御立不被成、御在國は御痛等に障り、重々御氣毒千萬、此儘に而は濟不申。兼而之一件相分り候はゞ、三州之四民一統嬉き歸心地に候へば、少も御猶豫難被遊段被仰出候付、當十月御出府被遊候と、來三月御參覲被遊候とは、漸中四ヶ月に而、日數百日餘り御座候處、當秋御出府被遊候而は、四民之心をそこなひ、御政務肝要之障に罷成候間、御指止被遊候樣幾重にも奉願上候。且兼而之御一件と申儀は如何之品に御座候哉、近日何も御前へ罷出奉願上度趣等申上候處、とかく御出府御指留り被成がたく候。御入用は町・御郡方へ御かり銀成とも可申渡旨等被仰出候に付、何分にも御指留り被成候樣仕度旨再三申上候處、御許容不被遊、御前へ罷出候儀も無用に可仕旨。兼而之御一件と申は御隱居被遊、時次郎殿へ御家督御

決而は必ず
の意

譲り可被遊旨被仰出候に付、無是非御出府之儀は及御請、御隱居・御家督之儀はいまた御壯年被成御座、御聰明之御事、御政務被成兼候御生質とは神を以不奉存、諸事御譲し被遊候はゞ、御政務可被爲成御事に御座候間、御隱居之儀決而御指止被遊候樣奉願上候。御出府御入用さへ指つかへ候處、右之御入用は過分之儀、調達仕間敷候間、御指止り被遊候樣仕度旨、數十度奉願上候。御前へ罷出存念之趣をも申上度旨、種々筆力を盡し申上候得共、一圓御承知不被遊。拙者共畳不申候はゞ、先々尾張樣同事從公儀御隱居被仰付候樣可被成候。左候はゞ不計御蘇減知可被仰付候哉。旁何程御留申上候而も、決而此一儀においては御承引難被遊候間、御隱居時次郎殿へ御家督之儀、早速僉議可奉伺旨以御親翰被仰出、右御請差上不申以前、昨廿一日高山善左衞門を以左之通被仰出候。

先頃より追々被仰出候一件、于今御請不被申上段、推參に被思召候。是非今明日中に承知之趣、連名御請被申上候樣に可申聞旨、御意に御座候事。

右之通被仰出に付、御親翰幷先刻高山善左衞門を以被仰出候趣、逐一奉承知候。私共奉願候趣等、不應御氣然御樣子奉迷惑候。先頃以來被成下候御親翰等、又兵衞は引籠罷在候に付、寫等を以拜戴爲仕、示談も仕候。一兩日被成下候御親翰等は、未拜戴爲仕不申候。御自分・三左衞門殿・市正へも未申達候。此度之御一件は大切至極之儀御座候間、又兵衞へも示談仕、御

自分等へも申達、存寄承り、其上に而は組頭などへも內々申聞、存念も承り候上ならでは、治定之御請は難申上御座候故、今明日中抔には御請申上がたく奉存候。此度之儀も大切至極之儀、自今四民心服仕候樣に無之候は而は相成不申儀故、私共了簡迄に而御請申上候儀仕兼候旨昨日及御請候處、左候はゞ六・七日乃至十日計遲く候とも、御隱居時次郎殿御家督之事畏候、彌其通可被成候僉議仕、追々伺可申と申上候儀に候へば、十二・三日遲く候而も不苦候。十ヶ年前より之御積念、迚被聞召屆候御心底堅く無御座旨、今朝以御親翰被仰出候。右要文如斯御座候。此上御指留申上候儀難成事と奉存候間、御隱居時次郎殿へ御家督之儀、思召次第と御請可申上候哉。就夫急に右之御沙汰有之候而は、御入用之出道一向無之候間、時次郎殿來々年春迄之內御出府、御目見等も相濟、江戸表之樣子も御見聞、夫迄之內御入用出道之儀色々遂詮議工面いたし置、其上に而御隱居御家督之儀御願被成候樣申上候而も可然哉。思召之趣御申聞可被成候事。

但、十月御出府と最初被仰出候得ども、當九月御出府可被成旨重而被仰出候。

一、中將樣當九月御出府御入用御指つかへに付、拙者共申談、銀子五十貫目可指上旨以御親翰被仰出候。依之遂示談候處、御家老中之儀は江戸詰も有之難儀に付相省き、御自分・橘次郎・三左衞門・拙者共申談指上可然と遂僉議、其段御聽にも達置申候。割合之儀は追而可申達

本書署名なし宛名は前田土佐守なるべし

候。若思召も有之候はゞ御申聞可被成候。

但、御出府御入用は六百貫目計の事。

六月廿六日。前田重教、治脩を伴ひ石川郡松任に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

六月二十六日御放鷹、松任邊迄御出。時次郎殿にも御同道。

六月廿六日。老臣前田土佐守藩侯の出府に關して意見を上申す。

〔梅葵纈〕

御氣色御痛に付當九月御出府之趣、此儀は去々年御願之趣に引合而は、加樣に可有御座御事奉存候。且又就御病身御隱居、時次郎殿ゑ御家督御讓之思召。此儀は奉驚仕合奉存候得共、御積年之思召立に候得ば、私式存寄之筋聊無御座候。同席共御指留申上候儀も尤成事奉存候。乍恐以愚意奉恐察候處は、御病身に付而御政務不被爲行屆時は、御家中を初四民迷惑可仕處を被思召候而之上御隱居と奉存候。左候得ば甚御深意之上之儀、此段は尤私共不及儀に奉存候。右思召候はゞ、猶更年寄中之内一兩人得と思召心服仕候上、江戸御供被仰付候而、實に御病身に取計被仰付候はゞ、御世話薄く品宜取計候儀可罷成儀と奉存候。私式病身に無之候はゞ相願御供可仕儀に候處、別而殘念奉存候。去々年以來之御在府之御樣子、外見甚御

決而は必ずの意

不都合候樣にも粗承及候。右御不都合之儀御辨不被成御樣子とは聊不奉存候。右御不都合を御好み被成候之樣奉恐察候。大切之思召立被爲在候には御似合不被遊樣に乍恐奉存候。御病身に而御隱居と申に付而は、上よりも被成かたも無之、既但馬守樣初御隱居も多有之事に御座候得ば、事御靜に御願も早速被爲濟候樣被爲在度儀奉存候。且又段々相伺候樣被仰出候品は、御隱居附幷時次郎殿御近習等之御事と奉存候。此儀は被仰出有之樣仕度奉存候。加樣之儀年寄中手前に而しらべ申時は、御定法之趣不奉承知候は而は可難成哉と奉存候。御前には先御定府之思召と奉存候。御國へ被爲入候ても可被爲成趣に奉存候。此段は暫御間も可有之候事に候。御定府にては夫々御人配も可被仰付儀、是以被仰出有之樣仕度奉存候。

一、時次郎御出府之儀、同席共より來々年春迄と申上候得共、此儀は決而來春迄之內御出府有之樣仕度奉存候。加樣之儀とくと同席共に逐御僉議候樣にと奉存候。相尋候樣に思召候はゞ尤可申聞候。思召之趣と、同席共存寄少々相違も有之かと推察仕候間、加樣之儀別而如何に候間、とくと申談度奉存候。何分當九月中御出府之儀、早速譯立候樣及僉議候樣可申談心得御座候。

一、御供西尾隼人一人可被召連之旨、何とぞ兩人は被召連候樣奉存候。彼是御僉議有之儀に候間、同席共之內一人被召連候樣仕度奉存候。御內々御使右近將監殿などへ被遣候にも可然

様奉存候。播磨守殿・伊豆守殿御取持候へば、急度御尋等之たりにも可然哉と奉存候。此等之趣心附候故奉達御内聽候。右之趣は同席共へも尤申聞置候、以上。

六月廿八日　　前田――判

七月朔日。前田重教將に家督を讓らんとするの内意を老臣に傳ふ。

〔梅葵纎〕

七月朔日

一、今日御禮人相濟候上、年寄中迄御前ゟ可被召出旨、以善左衞門被仰出候事。

一、九時前於御居間書院、安房守・山城守・九郎左衞門・主水御人拂にて御前ゟ被召出、御隱居時次郎殿ゟ御家督之儀各承知有之、御當家長久御繁榮之旨、萬民安閑に趣、甚御大慶被遊候旨等、左之御親翰之趣荒增御意被遊御渡被成、各打寄拜見可仕旨御意に付、四人共拜見仕候上、此上何かと申上候儀恐入候得ども、御隱居御家督之儀先達而私共存寄之趣奉願候通、何共殘念千萬奉存候。何とぞ御指留り被成候樣に仕度奉存候段再往申上候處、御許容之御意無之に付、此儀難被爲成事に御座候はゞ、來々年迄御延引被成候樣仕度候。左候はゞ時次郎殿には來々年春御出府、御目見等相濟、江戸表御樣子も御見習被成候上、御隱居御願被成候樣にと奉存候。當時御入用ひしとつかへ申候故、御願被成候而も御入用出道無之、御取計出

來不仕時は御不都合之儀。來々年迄御延引被成得ば、夫迄之内御算用場奉行等に熟談仕、取計之趣も可有御座哉と奉存旨申上候處、來る辰之年は日光御社參之圖りに候。御隱居御願御延引有之、ヶ様之御用に而相延候得ば、民之歎き御費も可有之候。各了簡不進之故僉議はか取不申候。進而僉議可仕候。土佐守より頃日紙面指上候。老功ゆゑ尤之存寄に候。御入用之事も御家中知行半知宛指上させ、夫を除置、外に才覺申付候はゞ可相成事に候。御隱居之儀當年中とも被思召候得ども、左候はゞ當年中・來春・來秋・來々年春之內と相心得、御入用之儀取計可申候。乍然來々年春と候而は殊之外相延候事に候。時次郎殿御出府は來年中と相心得可申候。松雲院様御隱居之時分之留帳御前に有之候へども相揃不申、其上右之節とは違隨分御省略之圖り故、當時之振には當り不申候故不被渡下候。土佐守方に留帳有之候而も、當時は當り申間敷候。土佐守は古く相勤候間、御隱居等之儀相談可仕候。組頭にも、御隱居之儀二・三人宛御隱密所へ相招、早速內々可申聞旨御意に付、御隱居被遊時次郎殿御家督被成候而も、當分は諸事御後見をも被遊候様仕度候。右御隱居之儀、松雲院様御隱居之節通、御家格相違不仕様に仕度候。松雲院様には小松に被爲入候圖りに而、江戸に被爲入候由及承申候。ヶ様之所も相違不仕様に仕度候。且又指組候儀に御座候得ども、時次郎殿御家督之儀、御內存御極置不被成候て而は相成申間敷候。出雲守様・備後守様御子様方之儀は、思召とも被

爲在樣に先達而被仰出候。出雲守樣・備後守樣之內御願被成候とは違ひ、御子樣方之儀は御指つかへも有御座間敷候。此儀御思慮被遊候樣にと及御請候處、革命之場に至候へば、御隱居被成候上は、御後見は勿論諸事御構不被成候間、御前は不被爲入、御逝去被成候と相意得候へば相濟候に候。御隱居之節御家格等違ひ不申樣にとの事は、尤其節に至御願被成候思召に候間、存寄之品は頭書に相調、追而指上可申候。御內存之儀は指急不申事、如何樣御示談御世話可被遊思召に候。右等之趣共先達而御前ゟ被爲召可被仰聞儀に候得ども、御辯舌も惡敷、先頃以來は別而不御宜候付其儀不被爲在候旨御意に付、右御用に付重而御前ゟ罷出候儀願候儀も可有之旨申上候處、最早相願候筋は有之間敷と御意に付、相願候儀は無之候。御前ゟ罷出奉伺候品有之候而罷出申度と申儀に御座候。駿河守・又兵衞儀は痛等に而罷出不申候間、御親翰拜戴爲仕、委曲爲申聞、追而可申上旨及御請退去之事。

一、左之御親翰七月朔日於御前被渡下。

一、インン居時次郎家督のぎ、各承知有之、當家長久ハン榮之元、萬民安樂之趣、甚大慶いたし候事。

一、護國公家とく有之、十八年目か宰相被任候。某も今少インン居待候はゞ、左樣之御沙汰も可有之哉に候へ共、三州のためインン居いそぎ申身の上、右望無之候。しかし先祖へ付不

勤之至と痛入候事。

一、右入用出道いかゞ、家中上米申渡、右米於大坂に相拂、其金銀かたくヨケヲキ、三年計立候はゞ二千貫計に可相成候。此外に才覺二・三千貫、しかれば相調候。此所各僉議可有之事。

一、兩世たいと被申事毎度承り候得共、これはさいみのぎとは不存候事。

一、松雲公御イン居之せつ、イン居附と申て外に無之、護國公より御合力も無之樣子に候。此度は猶以左樣之ぎなりだけ可除事。

一、衆人をこえ我愚昧候へば、イン居後時次郎に助言さしづなど一せつ難致候。各隨分被申談、國政相納候樣可有之候事。

一、我等イン居致、頭分六・七人、平士少々、其以下順げんし、至てかろく可暮かくご、然れば兩世たいと申ても僅之事。

一、松雲公御イン居前後つめ人高と、當時とは三ヶ一、其上預玄院殿池はた下や、及善良院殿・寶成院殿・せいの助・八十五郎もい不申候へは、入用過は無之樣に候事。

一、此度にかぎり大切至極と被申聞候ぎ不審。イン居家督大切至極と申理無之、有内之事。然れば各を分て前へ召出し、かれこれ申達るには不及、指定りたる事。

一、先年より段々そ略、我ましつろぼう成申出共有之、それにならひ行候。これも了簡之上に候條、時次郎代に成候はゞ内々被申上、ていねいなるきくに立歸り候樣可被致事。

七月朔日

七月四日。前田重教朔望・嘉節に當り老臣等の祝詞言上等に關する形式を示す。

〔袖裏雜記〕

御親翰寫

朔望・嘉節出仕之面々日見之節、當日御祝詞申上候間、各披露、此節に候へば、頃日は大暑に候等与詞在之。其上に而御意之ごとく大暑に御座候へども、益御機嫌能被成御座恐悅奉存候与取合有之宜敷候。其外紙面之通可被相心得候。尤及代替、仕置方定目幷か樣之品迄も、御先代は如此御座候。只今より如何相心得可申哉与、一々各は勿論諸役手合より伺候樣に相心得可被成候、以上。

七月四日

年寄中

七月六日。村井又兵衞等老臣の行狀等に關して上申す。

多聞は多分

先達而自土佐守申上候通、當秋御出府之儀去々年御願之趣を以相考候得ば、如是可被爲在御儀にも可有御座哉。各御手當不仕置儀は、同席共不行屆儀に奉存候。且又御積念之思召立御隱居之御儀候得共、是以可奉差留道理は無之と奉存候。初而被仰出候節一統僉議に相伺候儀は、又兵衞不行屆儀奉存候。就夫兩人申合示談仕趣左に申上候。

一、第一同席共和順之樣子曾而無之、今般之御一件に付而も、先頃爲示談私共宅へ、駿河守・九郎左衞門罷越、段々申合候內、駿河守などは私共同意之趣に申開、相殘同席共同意に無之候間、私共存寄之趣は相整間敷段申聞候に付、猶及問答候得ども、殘同席共存寄爾と加樣と申儀も無之、全躰行屆申躰には相開不申、事整兼可申樣子に付、私共存寄之趣、對同席共打捨置候も無本意奉存、駿河守申談、三人以別封言上仕度段重而駿河守へ及內談候處、至其節前之所存無之躰に而、是非は兎も角も多聞之詮議に而申上候了簡之由に而、別封之儀及斷申候。當時同席共平常勤方之儀も、土佐守等最前相勤候節之樣子などゝは、一躰席之風俗甚不宜、作法も不正、其上同席共身持も不十分樣に奉存候。土佐守儀乍病中我儘之爲躰、又兵衞儀勝手甚放埓罷成、行狀も行屆不申候。安房守儀儉約過候而、家中之者共難儀も仕躰御座候。駿河守儀は行狀宜と申程にも無之躰、度々乍稽古仕舞事など、此節には不都合にも可有

肝氣は疳氣

之候。山城守儀風俗も不宜、一家初方々參會仕爲躰、同席共之風儀には無之候。九郎左衞門儀は指而惡敷筋も無之候得共、生質不行屆儀に御座候。主水儀は元來肝氣深有之、先年之病氣以後猶更不十分樣奉存候。此等之趣は粗可被及聞召御事奉存候。何とぞ一統身持之儀被仰出も有之か、無左は與一郎等を以急度御噂有之樣にも仕度奉存候。若又人々ゑ御尤めは無之候而、外之者ゑ被仰出も可然哉。安房守儀兩所に請地仕儀、第一此等は一統ゑかゝり候儀、下屋敷有之者請地は難仕趣前々より定法御座候。尤此段四册帳面には無之候得共、右之趣先格に而御座候。政敏安房守儀別而不行狀之者に候得共、右躰之儀は曾而無御座候。私共加樣之儀相尋不申も不念に候得共、當時は互に申合候儀不仕樣罷成候。土佐守儀心附殊聞柄之儀候間、其分に仕置候趣別而申譯も無御座儀奉存候。且又先年土佐守より申上候通、年寄中席ゑ御横目御出被遊候樣にも仕度奉存候。

一、先日被仰出候內、家督等之面々被及御沙汰間敷旨に付、何分此儀は御沙汰有之樣仕度趣、年寄中より申上候處、被屆聞召御尤御儀奉存候。彌御下知御座候樣仕度奉存候。殊遠慮等之面々も餘程有之候間、御平常よりは一等輕く、此節夫々御免被遊候樣仕度奉存候。松雲院御隱居前被仰出無之筋とは違可申候間、此度加樣之儀速に御濟し被遊候はゞ、猶更末々心服可仕基と奉存候。

一、今度之御一件に付、人別存寄をも御聞被遊候而は如何有之哉、且又人々愼之儀も御尋も有之可然哉と奉存候。

一、御隱居等之儀、年寄中より御請可申上躰に御座候間、彌御治定之段はいづれも被召出、於御前被仰聞候樣仕度奉存候。御筆談迄に而相濟候而は如何に奉存候。達而被召出候樣に奉願候。

一、御隱居之うへは、御夫婦樣御居所等之儀、暨時次郎殿御出府之上御居所等之儀、早速被仰出候樣仕度奉存候。此段は先達而土佐守一名に而は申上候へども、猶更奉上言候。

一、年寄中御請相濟御治定之上は、組頭ゟは先内々申聞候樣被仰出候樣仕度候。申聞候期後れ申候而は、先々納得宜ヶ間敷、御入用等之運僉議之ためにも可相成候間、被仰出候而申聞候樣仕度奉存候。

一、先達而土佐守一存に申上候通、此度御出府之節是非年寄中之内一人被召連候樣仕度奉存候。駿河守儀は物毎功も參候間被召連候樣可有御座哉。又兵衛儀未不案内御座候得ども、被召連儀候はゞ尤奉畏候。いづれにも一人は必被召連候樣仕度奉存候。

右之趣ども申談奉達御聽候、以上。

七月六日　又兵衛調　　村井又兵衛　判

前田土佐守　判

六月廿八日は七月六日なるべし

〔梅葵纈〕

六月廿八日指上る紙面之裏に御代筆。

紙表之趣、且先達而土佐守より之紙面披見具に致承知、先以同席中和順無之由氣毒之行狀等之儀、尤前々より承事に候得共、眞僞難計存候處、段々被申聞候趣千萬氣毒に候。猶更思慮いたし追而申入品も可有之事。

一、隱居之一件、年寄ども請濟候はゞ、組頭に內々可申聞趣令承知候。將又此度出府之時分、年寄中內一人召連候樣有之度旨致承知候。隱居之儀各承知一決いたし候得ば、此上急ぎ申事無之候。左候得ば、彌隼人一人召連、彼地帶刀在合近年之振に候。追而は年寄中之內呼越申儀可有之、暨某幷奧方居所、時次郎在府之上居處之儀、兼而心得有之支候儀無之候間、氣遣有之間敷候、以上。

七月十一日

前田土佐守殿

七月十一日。前田重教、治脩を伴ひ川狩を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

七月十一日中將樣河狩御出。時次郎殿にも御同道也。

七月十四日。前田重教の隱居せんとすることを組頭に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

組頭ゟ左之通密々可申聞、併今五・六月可延引之旨、七月十四日被仰出。

但、時次郎殿ゟは御直に可被仰達旨も被仰出。

御國寒氣强深雪、中將樣御氣色御痛に御障、御保養等難被遊、不時御出府御願、御在國之御間無御座、右御氣色等に而御政務難被爲成候付、近年之內御隱居、時次郎殿御家督御讓可被遊思召之趣、段々被仰出候。いまだ御壯年之御儀、御保養御延引被遊候樣仕度數度奉願候へども、段々思召も在之不被聞召屆候。此段潛に申聞置候。

七月十五日。前田重教不時出府を許されたるを以て供奉の老臣を命ず。

〔政隣記〕

七月十五日、就御痛所爲御保養御出府、御願之通被仰出候段申來候に付、左之通今日御供被仰付。

御家老役　西尾隼人

御道中奉行　湯原十兵衞・志村五郎左衞門

〔泰雲公御年譜〕

一、同十六日中將樣當秋不時御參府御願被成候處、御聞屆に付、爲御禮御使御馬廻渡加隼人被仰渡。

七月十八日。前田重敎石川郡松任に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

七月十八日五つ時上口へ御出、四時過御歸。九半時又御出、松任迄御越、暮六時御歸。野町二丁目にて町家屋根に鷙居候處、御自身御打被遊候。

七月廿八日。石川・河北二郡に於いて九月に至るまで鳥類の捕獲を禁ず。

〔政隣記〕

七月二十八日、左之通被仰出候段、若年寄中申聞之由、御用番山城守殿御廻文出。

只今より九月中、御家中一統末々迄、鳥殺生石川・河北兩郡之分堅く御停止に候。魚殺生は不苦旨被仰出候事。

附、此節より不及其儀に旨、九月二十二日御用番より御廻文出。

七月廿八日。前田重敎の女邦姬と前田與十郎との婚約成る。

邦姫は未だ入輿せずして明和八年五月十二日逝去す

〔政隣記〕

八月朔日出仕之面々一統御目見、其後左之通。御弘之趣、御用番村井又兵衛殿御演述。

邦姫様御儀、前田駿河守嫡子與十郎江御縁組之儀、公邊御届相濟、前月廿八日駿河守江被仰渡候。此段可申聞旨被仰出候。

七月廿八日。彗星出現す。

〔泰雲公御年譜〕

七月二十八日彗星出現東方、光芒は南之方長さ六尺計。彗星の事京都にては六月十六日夜中初て出申由。土御門殿悪星之由考に付、所々にて御祈禱御座候由。於江戸表も六月中旬与相見江候旨。

八月七日。前田重教の不時出府に供奉する者の會所銀借用の件を令す。

〔政隣記〕

八月七日、左之通西尾隼人殿御渡之由にて、御道中奉行湯原十兵衛より廻狀出之。

今般不時御出府に而、人々用意難儀可仕儀に付、會所銀并増御扶持方代、去々年之通御貸渡可被成儀に候得共、御勝手御難澁至極に付、増御扶持方代は御渡難被成候。依之段々詮議之趣相伺、會所銀前借有之人々江は百石五百目宛、新借用之人々江は二百目宛過借被仰付候。

知行當り之内借足候人々も、借足共五百目宛御借渡被成候。且又御切米被下候御歩並〻は、右之振を以三百目宛御貸渡之事。

右之通被得其意、組・支配之内御供之人々〻被申渡、同役中可有傳達候事。

八　月

付札、湯原十兵衛〻

御供之人々借用物之儀に付、願之趣紙面被差出、其後段々被申聞之趣有之、無據儀には候得共、當時御勝手甚御指支、御出府御要脚も不全躰に付、厳遂僉議候而も、去々年之通りには難相成、段々僉議之上相伺、別紙之通會所銀御貸渡被成候條、可被得其意候事。

八月十一日。前田重教石川郡本吉に放鷹す。

〔政隣記〕

八月十一日、曉七時御供揃に而本吉〻御放鷹、夜五つ時過御歸。

八月十四日。藩の財政困難なるを以て他國に駐在する諸士の扶持方を減ずべきを告ぐ。

〔政隣記〕

八月十四日左之通、御用番又兵衞殿より諸頭御用番ゟ御廻狀。
御勝手御難澁至極に而、江戸表御仕送必至与差支候に付、諸人御扶持方、當九月相渡候節より、人數當り上下三人以上は、御扶持方時々直段之内一石に付七匁劣、上下二人以下は五匁劣り之直段を以、當分相渡申等之事。
一、京・大坂・大津ゟ相詰候人々も右に准じ、直段減相渡候事。
右之趣被得其意、組・支配之面々ゟ可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々ゟも、不相渡候樣被申聞、尤同役中可有傳達候、以上。

己丑八月十四日　村井又兵衞

八月十九日。諸士に儉約を守るべきを令す。

〔政隣記〕

八月十八日、御用番又兵衞殿左記之通回文出。

御家中之人々儉約之儀、前々より被仰渡候付、人馬は減少候樣相見え候得共、內輪に而者無用之費之筋等有之輩茂相聞え候。參會之儀は不及申、音信・贈答輕き品に而も相止、尤着類等麤品を用可申候。且江戸表へ相詰候人々、小屋暮方何となくゆるみ候樣子に聞え候。以來嚴重に相心得、或は餞別土產物等聊之品に而茂可爲無用候。勿論文武之稽古、無怠慢心懸肝

要之事に候。委細之儀は兼而被仰渡置候通に候。

右之趣急度可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配之人々へ得と可被申含候、以上。

己丑八月

九月四日。石川郡佐那武社の神職等神祇道條目の解釋に關し寺社奉行に答ふ。

〔關東雜抄〕

關東より被下置候神祇道御條目之內、有來神事祭禮怠慢無之樣にと嚴命有之候儀は、其神職不心得に而、神事怠慢不仕樣にとの御事と相聞え候。神職之輩不屆等有之、國法之咎〻申渡置候內も、神事怠慢無之樣にとの御儀とは不相聞え候。併國法之咎申渡置候內も、代役を以神事爲相務、怠慢不仕候樣にと之儀に候哉。左候はゞ是迄神主等指扣申渡候內、代役之儀不被申出儀如何事に候哉。各兼而心得之趣以書付可被申聞候事。

八月

關東より被下置候神祇道御條目之內、有來神事祭禮怠慢無之樣にと申御ヶ條之御趣意、私共いかゞ相心得罷在候哉之旨、御尋之趣承知仕候。右御條目之儀者、寛文五年篠原先故織部殿・永原先故在京殿より被仰渡、則御請差上置申候。其社神職之輩神國之道を不學、第一社頭之

由來傳記社格等違失仕、神事人事之品を不辨、職分を不心得、神躰鎮座以來有來神事祭禮、年中行事之神式勤行等怠る輩は、可取放神職与之御儀与乍恐奉存候。

一、神職之輩御國法之御咎に而指扣等被仰付候内も、代役を以神事祭禮等爲相務、怠慢不仕樣に与之儀に候哉否之儀御尋、是亦承知仕候。此儀は神職に不限、農工商共に指扣之身柄に而者、代役等奉願候儀者相成儀与奉存候。人事之御政務に而、神事に拘り不申趣に候へ者、乍恐從御上跡役等可被仰付趣与奉存候。尤神職之輩、御國法之御咎に而指扣中身柄之者は、不心得之罪共一身に限儀に候得者、御社頭に拘り不申候間、天下國家之御祈禱及怠慢之儀は御座有間敷儀与奉存候。餘社之儀は不奉存候得共、於御當宮當職指支之儀有之剋、日所作之儀は神役人に爲致勤行、押立候御神事御祭禮等者、御詮議之上日延月延等被仰付、從往古唯今迄怠慢に相成候儀者無御座候。右私共愚意に相心得罷在候儀如此に御座候、以上。

丑九月四日

河崎出羽守　判

河崎式部少輔　判

寺社御奉行所

九月十一日。前田重教放鷹の際越訴する者あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月十一日中將様御放鷹之節、土方勘左衛門家來萬許人何ゝ半平与申者妻、最前は小松御馬廻百石何某か妻にて、右何某長病にて、右妻に男子致出生候へ共、頭へは不相屆病死いたし候。以後右妻御馬廻頭へ、何某忰に無紛段樣成證文等致所持、其段相斷、頭も承屆置候。然所先頃跡目被仰付候時分、養子へ跡目被仰付候。妻甚立腹、頭手前より不達御聞哉与目安に相認、十一日御出先に而指上候に付、右妻は當時之夫ゟ御預に相成候。勘右衛門、家來之儀に付指扣相伺候所、不及其儀段被仰出、無構當時御普請奉行相勤候旨。

九月二十日。前田吉德夫人光現院の五十年忌法會を江戸傳通院に執行す。

〔德川實紀〕

九月二十日、この日光現院御方常憲院殿御養女、松平若狹守吉治の室。五十年周忌により、香火料銀二十枚をそなへられ、奏者番土岐美濃守定經代參奉はりて、傳通院に參拜せり。

代參は德川家治のなり

九月廿三日。前田重教金澤を發して江戸に向ふ。

〔政隣記〕

九月廿三日六半時過御發駕、御作法都而前々之通。

但、越中境ゟ御着之中飛脚、十月四日江戸着。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月二十三日中將樣金澤御發駕、御供揃六時に而、同半時御首途。御供之御家老西尾隼人明餃。金澤町端迄前々之通御行列相建、夫より御放鷹等に而脇道へ被爲入候はゞ、野間御行列之外之人々は、御小休等に相見合候に不及、今石動迄押通、人々可致旅宿候。津幡御小休、御行列之御徒以下御賄所可申付候。——倶利伽羅同斷。今石動御泊、御旅館前へ御行列一統相揃、御鷹野御供數に而御發駕被遊候はゞ、惣御行列之分御跡より罷越、脇道へ被爲入候はゞ、御泊宿人々旅宿迄押通可申候。立野御小休、東海老坂村御中休。但野間御供御歩以下御賄所可申付候事。高岡御泊、野間御供之外、御供人御泊宿人々、旅宿迄直に押通之儀同前。右之外は御放鷹無之に付略す。

## 九月廿九日。二ノ丸御殿の廣式に町人を出入せしむる件に關し議す。

〔袖裏雜記〕

去二十六日、御當地町人出雲屋德右衛門・大聖寺屋八郎右衛門儀、御廣式ゟ爲御用呼寄申候。罷歸候刻限夜に入申儀も可有之候間、晝夜御門往來無滯相通候樣、土橋御門番人ゟ可申渡旨、笠間宅左衛門より御城方主付駿河守ゟ及斷候。差懸候儀に付、御番人ゟ申渡相濟申候。依之尙更何も遂示談候處、元來御廣式ゟヶ樣之町人風情罷出申儀、前々より一向無之事に御座候。右女・座頭等は、前々も被召候儀は有之儀に御座候。右町人躰之者夜中迄御廣式に罷在候は、

本文に就いての指令は詳ならず

天德院の火災は明和五年二月朔日に在り

御留守之儀別而御締方も緩み、甚不可然事に候間、是等之類向後召寄候儀相成申間敷与遂僉議、昨二十八日宅左衞門相招、自今右等之町人被召候儀相成申間敷候。此段御姫様方江も申上置候様にと申渡候處、此儀は御發駕前被仰出も有之、御姫様方御淋敷被御座候節は、折々被召候様にと被仰付置候。尤私共心得に而呼寄申趣は無之旨、宅左衞門申聞候付、何れにも拙者共僉議之趣達御内聽、追而可申渡候間、先夫迄は難相成趣に心得候様申渡候。右之趣御留守之儀、別而御締方も緩み候様世上評判も可仕儀与、何も遂僉議申候條、此段以御序被達御内聽、被仰出之趣も候はゞ可被申越候、以上。

九月二十九日　　　　主　水

戸田與一郎様

中村萬右衞門様

九月。頃日天德院再建の工事を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

九月、頃日天德院御普請有之。寺内に有之笠松を用木に伐候様申付候處、杣申聞候。笠松は伐不申物之由に而不請合。强而申付爲伐候處、果して致怪我當座に相果候。其外大工日傭怪我十四・五人、即死一人有之由。

十月五日。昨今兩日天德院に於いて前田重靖の十七回忌法會を執行す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十月四日・五日天珠院樣十七回御忌、於于天德院御執行。諸士拜禮等如例。

十月六日。前田重教江戸に着し本鄕邸に入る。

〔政隣記〕

十月六日、江戸御上邸江七時過御着。但昨夜鴻巢御泊。今日九半時之御供揃に而御下邸江御立寄、御供御家老西尾隼人、大音帶刀御留守より直に詰延、都而去々年閏九月十八日御着府之節御同事也。

〔政隣記〕

一、今月十五日月次に候得共、此方樣御暇之內依御願御出府之事に付御登城無之、尤其段御屆も無之事。

十月十五日。前田重教その平尾邸に行歩せんことを幕府に請ひ尋いで許さる。

〔政隣記〕

十月五日は發喪の當日なり

十月十五日、御下屋敷ゟ御行歩御願書今日御差出之處、翌十六日晩御願之通被仰出。

十月十五日。大聖寺侯前田利道江戸城西丸の修理竣功を賞せらる。

〔政隣記〕

十月十五日備後守樣御登城之處、西丸御修覆御手傳御用相濟候に付、御時服十御拜領、從上意、且御在所ゟ之御暇も被仰出。右御拜領物に付而、從此方樣御老中方不殘ゟ御使被遣。

此方樣は前田重教

十一月二十日。能美郡小松町に火災あり。

〔政隣記〕

今年十一月廿日夜九時過、小松八日市町より出火、六十一軒燒失。外に寺一軒、借家三十八軒、幷毀し家有之。翌廿一日朝六時過鎭火。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月廿一日夜四時小松九龍橋向より出火、翌曉六時以前鎭火。

日附前文と異なり

十一月晦日。江戸廣德寺に於いて前田宗辰夫人梅園院の廿五回忌法會を執行す。

是月は大盡なり

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月晦日於江戸表、梅園院様廿五回御忌、於廣徳寺御法會御執行。

十一月。京都及び江戸に於ける能役者の合力米を減少す。

〔泰雲公御年譜〕

十一月、京都幷江戸御手役者御合力米相減、保生大夫・今春三郎右衛門等被下置御扶持方、御延引可被成旨被仰出。

十二月朔日。前田治脩石川郡松任に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕

十二月朔日九つ時より、時次郎殿松任邊へ御出被遊候。暮合御歸、御馬上也。御餌柄雁壹羽・鴨二羽有之。

## 明和七年

正月朔日。前田重教不時在府なるを以て登營の禮を行はず。

〔政隣記〕

元日、江戸御館御禮人六半時揃に而、御家老西尾隼人明腆・大音帶刀厚曹御禮相濟、鶴之庖丁御覽、御料理頭大杉源右衛門勤之。畢而緬三把御目錄、御用人磯松三郎左衛門渡之。右相濟

頭分御禮被爲請、其次平士御禮被爲請。尤御家老衆兩人之外は一統禮に被仰付。且鶴之御吸物、如御例御家老役・御近習頭・御用人ゟ頂戴被仰付。將又不時就御在府御登城無之、御太刀等組頭御使者を以御献上之事。

正月廿一日。徳川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月廿一日、上使村上内記殿を以鶴御拜領。右御禮御名代出雲守樣御勤。

二月六日。能美郡小松に於いて一向宗門徒等騷擾す。

〔政隣記〕

二月六日夜、加州小松東町一向宗勸歸寺・勝光寺、細工町本蓮寺、八日市町長圓寺ゟ、能美郡より百姓躰之者大勢押込、堂内建具等打毀し候事。

〔泰雲公御年譜〕

二月六日小松騷動有之。其起は一向宗院家本蓮寺は、能美郡一向宗之觸頭也。其外本覺寺・勝光寺・本光寺・勸歸寺・稱名寺と云五ヶ寺有。此五ヶ寺之御坊へ、今夜五半時能美郡之百姓共入交候哉、先は公領白山下十八ヶ村之者共与申事に而、小松町中へ押懸、右觸頭本蓮寺へ最初に取懸、本堂・佛殿・庫裏等悉打潰、家財・雜具等微塵に打碎き、本尊迄も三つ四つに打崩、

其外四ヶ寺も右同樣之內、勸歸寺は寺門之扉を少々損じ、其外は別條無之候由。但本蓮寺打潰、夫より本龍寺、夫より長圓寺を打潰、町家に而は赤瀨屋十右衞門・同次右衞門・尾張屋三右衞門三軒打潰、同七日曉天に喧歌を唱へ、本望を遂たる由を留り、一人も不殘引取候よし。其發起する所は、元龜・天正之頃一向宗門表裏と相別れ候節、本願寺信長公と取合之砌、加州一騷之頃、能美郡之者共致味方候爲褒美、祖師親鸞上人之壽像、并敎如上人自壽之像、顯如上人壽像、常如上人之自筆之書、一如上人之繪像、功德聚院之書立等相渡被置。此由緒を以、能美一郡は加賀之末寺之支配に付不申。右寶物預候儀、右五ヶ寺輪番に而預有之、寺法并觸頭、本山直門徒も八百軒餘有之由、此分寶物預り之御坊より支配いたし來候由。但國法之觸頭は本蓮寺也。去冬門跡より被指越候使僧、第一近年右寶物預り居申故、門跡をも不崇、初穗錢等も少く候に付、不殘本寺へ取揚可申ため、濟法庵与申出家被指越候。此濟法庵は元來攝州大阪に而、同所證行寺与申門徒寺、幼少に付致後見、假後任に而居申候所、新發知成長住職相讓不申に付、檀那中より爲致出寺申候。其後本寺江取入、只今御堂衆に而候由。偖小松五ヶ寺院家之內、本蓮寺・稱名寺之外何も旦那三千計宛有之。本蓮寺は八百軒計有之由。右品々先年より由緒之寶物不殘本願寺江取揚、能美郡一郡は是以後金澤末寺附にいたし、此才覺を以濟法院は末寺に長く在番仕度宿意之由。本蓮寺は寶物指上候而、直門徒に相成申度存

念に付、澍法庵と申合、四・五年以前より右寳物本山へ御取揚可然与申候得共、門徒中得心不仕候而段々僉議有之候得共不被聞屆。當春に至り金澤御坊へ澍法庵下向、寺社奉行へ相願、奉行所より申渡に而、寳物不殘本寺へ相渡候樣申渡有之に付、院家中致持參、金澤ゟ上候筈に候所、明七日持參与申約諾に候所、六日夜白山下十八ヶ村之門徒中与申事に而、大勢致徒黨、相渡候事難成由口々に申り、五時本蓮寺へ詰懸、門より初散々に打潰、夫より勝光寺打潰、本龍寺・長圓寺同斷。赤瀨屋十右衞門儀は本蓮寺旦那頭に而、本蓮寺・勝光寺荷擔之頭取に付打潰申候。押懸候人數千人計とも申、又三百人共申候。過半致帶刀、鑓・長刀・鐵炮之飛道具致持參候而、本蓮寺等打潰候節、鐵炮をすばなし致申事度々に而、若加勢いたし候者は打殺可申旨。近所之屋根へ上り罷在、屋根石を投打申に付、一人も罷出申者無之。寺内へ入申者は不構、内より出申者は一人も助け申間敷と、門脇に十人計弓・鐵炮を構居申に付、裏口より逃出候者迄に而、門よりは一人も不罷出候。其上御坊之鐘・太鼓を取來、ときの聲と同敷たゝき立候に付、恐怖不斜出合申者無之。町中より提灯をこぼし出置候を悉く打潰、町足輕罷出木戸を打候得ども悉く打破、時々鐵炮を放し候に付、木戸を打致警固候者も堪兼退散いたし、破却之近所へは被近寄不申。勸歸寺は寳物預り之輪番に付、最初押入候節門之扉損候迄に而外無妨、徒黨之

者共四・五十人計右寶物致守護罷在候由。頭取は牛首村孫左衛門、着籠に陣羽織を着し、銀拵太刀作を帯し、長刀を携へ、前後弓・鐵炮を以備へ居申候由。町奉行出合候得共、右まくりいたし候に付差扣居被申、尤金澤ゟ之飛脚注進櫛の歯を引が如く、前代未聞之騒動之由。

〔寝覺の螢〕

明和年中小松寺庵騒動あり。其濫觴を尋ぬるに、貞享・元祿の頃能美郡二曲村に任誓と云一向宗の禪門ありけり。一宗の博學、身の行ひも正しき僧なりとかや。一郡擧つて尊信しけり。諸寺の衆僧世上の尊信するを猜み嫉みて、任誓は邪法なりといひふらし、終に讒言す。其頃の上人一如、任誓を召され、邪正を糺さんとて、小松本覺寺院主隱居勸喜院さし添へて、上人の御前に於て、能化等衆僧列座して任誓に法問をなさしむ。任誓臆する色なく、一宗の深意を堂々と詳に說きける。上人之を聞し召し、斜ならず賞し玉ひて、之が說く所一言一句の誤なし、同行へよく敎化せよと。依之宗意聊無紛との御書を被下たり。此の御書勸喜院預つて永く本覺寺の重寶とす。其の後本覺等回祿して、此の御書燒亡す。于今其の寫はありと聞く。偖任誓は彌尊崇せられて、佛の如くにいひなせり。衆僧猶々ねたましく思ひ、此度は國政へつげて寺社所へ讒訴す。衆口金を鑠すならひ、終に雪を墨といひなして、任誓は疑を蒙り獄中に死す。

烏兎押移れば、本山にて任誓如きは名も殘らざれば、又一郡衆僧の邪法なりといふ口を信じ、任誓派と唱へて今に制禁なり。于時明和年中小松本蓮寺深く謀り巧みて、金澤末寺の僧徒を加擔し京都へ上り、御堂衆瀾芳庵と云ふに取組み、上人へ申上げたる趣意は、能美郡はむかしより、祖師より御影幷に御書を賜はりて所持する故ありて、（此御書公領十八ヶ村に賜ふ。）能美一郡の寺庵は本山直願にして、末寺の下知を不受。依之宗意混雜し、已に往年任誓といふもの出で、邪法をすゝめ、今に其の教殘れり。倩惟ふに今此の御影御書を末寺へ移し、一統末寺の講中として段々教化し、能美諸寺も末寺の指揮を請くるならば、宗意自然と一致し、邪法も絶え可申と云ふを基とし、瀾法庵に賄賂し、上人の首尾を繕ひ、瀾芳庵使僧と成りて、明和六年加賀國へ下り、御影御書を末寺へ引移さんといふ。本蓮寺如斯巧みしは、一郡より上る施物は我意にまかせ、又道場寺の門家は我が門徒の如くし、一郡の頭寺となり、威勢を振はんとの巧なりと風説す。

本蓮寺は最早本意を遂げたりと悅び、能美三十餘ヶ寺を呼びて、此度本山より使僧を下されしは、祖師より能美郡へ下されし御影幷に御書を金澤末寺へ移し、以後は末寺の觸下と成るべしと、本山よりの下知也。各此旨被心得、御請の印形せられよと申渡す。長圓寺一番に進み、畏り候と印形をすゑ、初終本蓮寺の味方なり。町家にて尾張屋三右衛門・赤瀬屋清右衛

門、何の故にや本蓮寺の味方となり、肌を脱いで取持す。于時本覺寺・勸歸寺・本光寺、わけても本覺寺は大に憤り、祖師より下しおかるゝ御影像、忝くも往古より守護し奉る。依之能美郡は本願寺直願にして、末寺の觸下にあらじ。是一郡寺庵の面目なり。今故なくして御影をわたし、剩へ觸下と成りて末寺へ低頭せんや。我々京都へ上り本山へ申說くこと、何の難き事あらんや。本山よりの使僧といへ共、本蓮寺の巧み事に極れり。本覺寺命あらん內、御影は渡さじといふ。長圓寺・稱名寺・三ツ屋法海寺は、本蓮寺方にて印形す。其の外は腕をさすりて合點せず。勝光寺は兩端に謀りて決定せず。一郡聞き傳へて怒り罵り、御影も御書も故ありて祖師より能美郡へ下しおかれたり。今勸歸寺に預りありといへ共、寺庵の寶物にあらじ。本蓮寺己が欲に迷ひて、かゝる企は何事ぞ。命にもかへ難き御影、何しに末寺へ渡すべきやと、浦々山々の隅々まで此の沙汰喧し。然れども本蓮寺は、澍芳庵等末寺と極々に謀り、御影等を末寺へ引移すべき巧止まず。同十二月公領へも其の沙汰聞えて、大勢來り、三日市・東町邊に跋扈して越年し、代り〳〵勸歸寺へ詰めて御影を守護す。玉藥をこめ火繩を挾み、鐵炮數十挺持來り佛前に飾り立て、門口には數人棒を持ちて警固し、故なき者は一人も通さず。若理不盡に奪はんとすれば、忽ち打殺さんと結構す。御上よりも制し難き勢なり。里々浦々の沙汰には、御影を奪ひ行かば往還へ出て取返さん。或は粟生河原に待受けて打殺さんな

ども、婆々婦に至るまで鉢巻をしめて一統す。然れども本蓮寺は、本山の下知なき御使僧の仰は無にはしがたく、透あらば奪はんと其の構へ怠たらず。翌明和七年正月より人心噪しく、亂れたる世は斯くもあらんかと言ひ合へり。二月六日初夜頃より、いづくともなく人集り、先勸歸寺へ入りて早鐘を搗く。是世上の相圖と見えたり。夫より人八面より群り來る。本光寺院主は、此の騷ぎ心元なくや思はれけん、勸歸寺へ見廻ひしを、勸歸寺出迎へて奥へ招ず。然るを大勢いうち、本蓮寺なりと見受くるや、偖は此の住持も本蓮寺と一味せしや。只今奥へ入りたり。去らば打殺せよと御堂の戸を打破り、障子を打破る。（依て此の寺も少し損ず。）本光寺驚き、堀川屋八右衞門といふ男を連れて御堂へ出で、本蓮寺にはあらず。本光寺に聊爾すなと聲をかく。八右衞門聲をあらゝげ、猥耕なり同行中。此の八右衞門が首筋にあるうちは御影に手をかけさせず。少しも氣遣ふ事なかれと呼はりければ、何れも安堵し、然らば御影は慥に預くるぞと言ひ捨て、勝光寺・稱名寺は少しばかり打毀ち、夫より本蓮寺のさしも逞しく立てたる門を打倒し、冠木門も微塵になし、佛壇・破風・ふすま・障子・雨戸・天井・疊、手にかゝるものは暫時の間に粉の如くにす。長圓寺是に同じ。此の寺の佛まで手足もげ首落ち散り、足下にかけしと見えて泥まみれになり居たりとかや。尾張屋三右衞門・赤瀬屋清右衞門の家も同時に打潰したり。寺々の早鐘、十方の聲々、數百の雷一時に落かゝるが如く、山里四・五里

本文は任誓の事に關するを以てこゝに附載す

も響き渡りしとや。曉方には數萬の人と見えしが、影もなく散り失せたり。不思議の騷動、天魔の業なりといひあへり。御上より何の穿鑿もなかりし。破却の寺々は久しく閉門なり。事をさまりても外寺々と確執となり、三十年餘互に參會はなかりしが、享和年中金澤永臨寺能起これを曖ひて和順す。

〔寢覺の螢〕

一、嚮に云二曲任誓の敎へ、今に端々殘れりと聞。寛政年中盜賊御改方より、專光寺道場二口村嘉兵衞、此者の講中重住村市郎右衞門、中庄村よりふたり、任誓を信ずると聞えて、御役所へ御呼出御吟味なり。最初道場講頭なれば、二口村喜兵衞被呼出詮議ありけれども、柔弱なる者にて、上を恐れてや尋の一々答速ならず。打たゝかれて既に入牢も爲べき程なり。次に重住村市郎右衞門を呼出され、其尋には、其方共任誓の新法を信ずるよし。先以寺詣りも不致、念佛も聲を上ず口の內にて唱、佛花も常に柴のごとくに致し置、御講とても不勤、已等同士御講と名付、肴をとりはやすよし具に聞。後生は何と心得て念佛を唱候哉、一々有樣に可申との事なり。市郎右衞門畏て、御尋の趣一々存あたり相違も無御座候。先以私共村方は困窮にて、家來を召つかひ申者も無く、農業にいとまなく、寶物開帳勸化僧等入こぞりいたし候ても、外村々の樣に參詣は不致候。併旦那寺へは時々のつとめ、年忌志は怠り不申候。

又御講の事にて他借を招候へば、費も御座候故、自分旦那寺相見え、農業隙間の時分なれば留置相勤申候。又己等同士御講を勤、肴酒等取弘申儀、是は御講にては無御座候。年中隙なき者に候故、親類等打寄、むつまじく咄合申事もなく候故、正月時々の節句休日には、茶を入、鹽肴にて互に一飯も振舞合申候。左様の節老人等は外に咄も無御座故、佛法の事を語り合申候。定てこれらを御聞及候哉。又佛花を柴の様にいたし置儀御尋。如御農業はげしき節は朝勤を怠り申者は無御座候得共、夕勤の事は夕あがり遅り候へば、只御禮を申迄にて怠がちに御座候。依之佛花も忌日・命日の外怠り申故、夏中などは多分柴のやうに相成居申候。又念佛を聲をあげ不申との儀これは高聲にて唱へよとも、聲低に唱へよともいまだ教を不承候。餘り高聲も如何と、聲低唱來り申候。又後生は如何相心得、念佛は何と心得候哉の御尋。是は恐れながらたとへにて申上候。今殿様ほど難有御恩は無御座候。さればとて殿様々々と常々口にばかり悦び申共、農業に懈り、御年貢を滞り、御法令を相背候ては、御恩を悦申とは不被存候。たとへ殿様の御事平生は打忘れ申候ても、御年貢諸上納時々御觸のおもむきを相守り、御上の御難題に相成不申候はゞ、其内には御恩を悦申儀こもり可申歟と奉存、難澁はいたし候得共、是迄格別不時の御難題に相成不申歟と奉存候。後生の儀も此心得にて、念佛聲の高下、或は御講を勤、寺詣等を致しいたさゞるにより申間敷歟と奉存候。併愚痴なる者

にて、心得違も御座候はゞ、恐ながら御教示奉願と申上ければ、奉行一々被聞届、扨々承たることは格別の相違、神妙の心得なり。外の者共も同事の心得成べしとて、外の三・四人に何の御尋もなく濟たり。

二月六日。儒者由美希賢知行を召放たる。

〔袖裏雜記〕

左之通於江戸被仰渡。

湯原典膳・赤井外記に

由美彌二郎

右彌二郎儀不應思召儀有之付、御知行被召放候旨被仰出候條、可被申渡候事。

二月六日

右彌二郎は御儒者也。不被和平に冬至之詩作被仰付、則指上候處、彌二郎に点を付上候樣被仰付、則指上候節、右詩者唐人之詩に而、唐詩類苑之内に有之旨申上候付、唐人之姓名御尋之處、姓名不詳旨申上。和平へ古詩之由被聞召候旨御尋之處、自作無相違旨、且何分にも糺被下樣願候旨申。依之類苑上候樣彌二郎へ被仰出候處、所持不仕旨。其後和平類苑を致才覺、冬至之部に右之詩無之。依之彌二郎へ其書爲見、何れに有之哉可申上旨被仰出候處、右之本

今年は明和六年

には無之、先年長崎香臺寺に暫逗留之節見候類苑之内、少々鈔錄之由に而冬至之詩書拔上之、其内に右之詩有之。重而彌二郎より町方より才覺之由に而、類苑冬至之部付札仕上之、其内に右詩有之。和平へ爲御見候處、幾重にも自作相違無之旨。且右之書紙板之樣子何とやらんいぶかしく奉存候間、能々御詮議も被下候樣申。彌二郎儀書林之手代と申談、板を增加候由之沙汰も有之候得ども、此上御糺も如何候と御糺無之、右之通可被仰付哉与伺之處、伺之通被仰出候也。

〔政隣記〕

今年十一月冬至之日、君上不破和平湊明定番御馬廻組近習番、領知百五十石也。父は治部左衛門、東里子と云。和平は南臺と云。父子共學者、南臺別而博學多才、特に詩作に長ず。東里子先年病死す。に命じて令賦冬至之詩、則賦七律一篇。（中略）于時御儒者由美彌次郎希賢に此詩を令見、不言作者之名、問詩之善惡。由美曰、此詩古詩中にありと云々。公生進曰、何れの書中に有る。由美答曰、唐詩類苑中にあり。臣崎陽に在の日是を見るといふ。類苑は珍書、世に此書少を以て公を欺くなり。於是公大に惑ひ給ひて故責南臺。南臺詩に長ずるを以、唐詩・明詩を諳じ覺えたり。必此詩なきことを雖知、何を以て此が事を言開くに便なく、則東都中の書林等に類苑を募り需て一部を得たり。是を涉獵するに元より此詩なし。南臺此書を公之入御覽、古詩に非ることを解く。是を以て公又責由美。希賢元來性惡、計書林、南臺が詩を類苑中に書入令板行而、彌欺令

姦計、是を公に奉りて己が非を匿さんとす。公是を御覽有て彌疑ひ強く、告本藩所有城中文庫之類苑二部を召、使侍臣渉獵、二部共此詩無之。於是始而由美が知姦惡。雖然慈仁深く、重く不責、只剝祿放而已。仍之南臺加詩名彌高く、公侍臣に宣ふは、南臺此難に罹る却而可爲盛事。好詩者にして唐詩に紛なき程の詩を作る事、其身之可爲本望与也。侍臣聞之告南臺。南臺曰、如此蒙君命事禍還而福也と云々。

〔泰雲公御年譜〕

舊冬於江戶表、中將樣より不破勘太夫ゟ冬至の詩作被仰付。

應教賦冬至　　南　臺

淑景知從北陸迥。朝施春令氣葱々。彎雲夕結崇臺上。舜琯晨搖緹室中。一線女紅含日暑。五花紋履賀公宮。雪飄休入詞臣鬢。賜簡相如賦未工。

右之節勘太夫氣滯引籠候得共、御意に付作詩指上候處、由美彌次郎へ爲御見被成、致黠削存寄可申上旨御意之處、彌次郎熟覽之上、是は古詩にて、唐人之詩に御座候間、私共黠削難仕候段申上候處、何れ之詩集に有之哉与御尋之處、唐詩類苑に出申由申上候に付、勘太夫へ重て被仰出候は、先達而冬至之新作仕上候樣被仰渡候處、古詩を指上候儀は如何之旨、御近習頭を以被仰出候故、勘太夫儀任御意愚作指上申所、彌次郎儀古詩之由、近頃迷惑奉存候。御

勘太夫は和平の初名

詩之儀は被致猶豫申上度、私儀氣滯宜一兩日中御殿ゟ罷出、委細御請申上度旨。其内唐詩類苑取寄、七言律詩相調理候へども一向見當り不申に付、出勤之上申上候所、其段重而彌次郎へ御尋之處、唐詩類苑と申書類本有之、私見申分七百卷御座候旨申上。其旨勘太夫へ被仰出、江戶書林中致僉議候へども、二百卷之外類本は不及承由申に付、御國へ申來、御文庫中御穿鑿有之候へ共、二百卷之外は御文庫にも無之故、彌次郎へ七百卷之本致所持候はゞ可差上旨被仰渡候處、所持は不仕、先年見申記憶仕居候由御請不分明之旨。彌次郎手前不埒至極、老耄いたし候哉と申事に候。其內彌次郎方より指上候本には、右勘太夫詩有之候。其躰印行には候得共、紙の古びやう刋のつきも違ひ申樣に相見え候。是は無爲方刋一枚摺らせ申躰に候。詩の作者は晚唐の黃孤建とかやが詩の處に有之由。右一件に付不破氏の詩。

遣悶　　南臺

把筆嘆息哭文章。雪月是時皆斷腸。色澤玉埋無識鑑。劾彈入忌自荒唐。浮雲滿月雙流淚。寒被不眠五夜霜。身世陸沈長若此。任從阮籍老疏狂。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月二十二日、今般御儒者由美彌次郎姦惡之趣に付、於江戶表湯原十郎兵衞小屋へ呼立、同役赤井外記立合、不都合之仕方に付御知行被召放候段申渡有之、被召出候而今年迄二十五

年也。去年彗星出現之節由美相考、虎尾星与申悪星に而、來年寅の春夏の頃其應可有之由申鳴候處、彌次郎が身之上に相祟り候哉と申事に候。右彌次郎は元來筑前福岡之産に而、父は稲留大休と申、彌次郎之幼名は稲留又百与申由。貝原篤信之弟子に而候所、十三歳之頃父子同道致上京、伊藤仁齋門弟に相成、神童之名を得し器用者也。父死後に候哉、不調法之趣有之、筑前より暇出浪人、江戸へ罷出、吉祥寺門前致借宅罷在、致舌耕、徂徠門人分に相成、南郭・春臺抔も心安候由。御國へ被召出候節、春臺方へ三百石に致仕官候段申觸候由。偽も相知れ、是等も及絶交申由。兎角淫欲過度之者、不仁至極之人物之由。

〔由美希賢與九里香山書〕

私儀老眼甚悪敷、執筆も成かね候。病中強而書調申上候。御推察被遊可被下候。

乍憚奉啓上候。春寒猶强御座候、倍御機嫌能可被成御座、珍重目出度御儀奉存候。私老病衰弊御座候。乍然無別條居申候。久々以書中不奉伺御起居、御無禮申上候。御寛恕被遊可被下候。此節爲御知申上候。私儀當二月六日御知行被召放、珍敷被仰渡に御座候。二月六日八時湯原十兵衛・赤井外記より紙面來候。申渡儀候條、病氣之儀に候へ共、駕籠に而相成儀に候はゞ、湯原十兵衛御貸長屋迄可被罷出候。駕籠も難被罷出候はゞ、御自分方に兩人罷越可申候。其節病中罷出得不申由返答仕候。早速右之兩人被罷越候而、御自分儀不應思召、御知

行被召放候。此段大音帯刀殿御申渡候事と計被申渡候。早速右両人被罷歸候。私儀何之覺も無御座候。只今迄何之無調法も不仕、何之無奉公も不仕候。俄成事古今珍敷御申渡に而御座候。此度之儀早速御聞も可被遊候得ども、爲御知不申而も、二十餘年御實悃御交誼被爲下候御儀不相忘申上候。此節何之申譯も不仕候へども、事々無間違不申候而は相分り不申候。
第一件は、戸田與一郎より不破和平が爲假作りたる冬至之詩を、御前に被入御覽候より起りたる事也。其頃私は病中引入居申候處に、去年十一月冬至之日、誰人之作に御座候哉冬至之詩七律一首拜見被仰付候。此冬至之詩に加注釋差上候樣被仰出候。私則右之詩に点をも付加、注釋差上申候。又誰人之作に而候哉と御尋被遊候。私より唐人之作に而可有御座哉、作者存知不申与申上候。私申上候は、寶永七年唐音習行之ため長崎に罷越、香臺寺寄宿仕候內、中華より始て渡候唐詩類苑（七帙貳百卷有之候。）珍書故、其書の內冬至之詩の處一冊抄錄致し置候。則此抄錄をも被入御覽被下候樣に、與一郎迄差出申候。與一郎より被入御覽候哉否之儀は存知不申候。二・三日間有、右之抄錄は與一郎より私方へ返し被申候。其後江戸之本屋に詮議仕候處、右二十三卷目に有之冬至詩、則不破和平より御前に入御覽候詩にて御座候。戸田與一郎取持に而候。則彌二郎より差上申候。慥成唐詩類苑に而御座候。冬至詩唐人之作に紛無御座、此類苑は去年十二月廿三日に與一郎まで差出し、被入御覽候樣に申出候。與一郎より被入御覽

候哉否之處は存知不申。若密に被入御覽候はゞ、よもや僞とは被思召上間敷候。十二月廿三日與一郎迄差出候而、當春二月五日に與一郎より彌二郎方へ返し被申候。其翌日六日には御知行被召放候。此御知行被召放者、不破和平冬至之詩、戸田與一郎取持上げ申たるより起り候に紛無御座候。彌二郎は只右之詩の譯を申たる迄に御座候。殊に三年已來之病中甚勞衰仕候。今以老耄は不仕候。此病中に每々考物字之訓義迄も御尋故、御用被仰出候はゞ朝五つ頃より七半時までも相考、書調物も仕上申候。去冬十二月廿七日迄も御用之考相調候而差上申候。尤同二十九日御用部屋中村萬右衛門より、彌二郎病中に候へば名代差出候樣に申來候。則大高東榮を（大高東元姪なり。）御次まで差出候へば、萬右衛門より、彌二郎儀病中にも每々御用も相勤申候、依之歳末之御銀子拜領被仰付被申渡候。是程之御首尾に御座候。然るに去年冬至之節、御見せ被遊候七律之詩加注釋申上候事は右之通に御座候。僞も不申上候。慥成唐本類苑も一冊差上置候。俄之思召も御座候や、二月六日御知行被召放候。扨々珍敷事被仰渡候。私儀大應院樣御代延享二年十一月二日被召出、二百石頂戴仕候。尤儒者役相勤、御師範を仕候樣に横山大和守殿御申渡に而御座候。其已來御用之趣一度も懈り不申勤上げ申し、御稽古も被遊候。已來謙德院樣・天珠院樣・御當代樣まで、御四代御奉公申上候。一度之無調法不仕、一㐫之中誤不仕候。一度之御叱にも逢不申候。二十六年相務申候。今年七十九歳に相成申候。

此三年已來眼氣惡敷、第一行歩不叶候ゆゑ、出勤難成引籠補養仕候内にも、御詩等も一度申候。御用も御断も不申上候。此趣少も無相違儀に御座候。和平が自分之詩と申而爲似て差上申候。戸田與一郎取次被致候。能々御察も可被下候。聊以人を非とし吾を是に可仕佞臣に而は無御座候。扨々珍敷被仰付に候。老人を憐尊ぶ事は、和漢之通例古今之人情に而御座候。七十・八十を曰耄曰耋、雖有謬誤不加罪、禮經に出申候。君より安車蒲輪之賜も可有之程之儀に、左も無之、扨々不仁之御政道に御座候。輔佐之臣もなく、誠になさけなき事かな。先富永數馬殿御座候はゞ、ヶ樣之無理非道之御仰渡は有御座間敷候。惣體事之是非は久而後論定、管子之名言也。不構是非、任一時之權、暗君之態也。ヶ樣に及老末放祿國ならば、最初仕官は致間敷候。尤此節之儀、七手之御方は尤に被思召候哉、扨々無心元御取計に御座候。横山山城守殿に逐一書を以申進候。尊公樣にも爲御知申上候。尊公樣御勤仕之内ならば、被仰屆取持可有御座候。去祿俄將貧、禮記にも有之。私はや貧困至極今日之事に御座候。乍然自守道心事少も失不申候。金澤之取沙汰も區々に御座候趣傳承候。何とかとも可被思召候はゞ、以細書申上候。御披見被遊被下上に、御細報被仰付可被下候。若御返書も被下候はゞ、長瀬次郎兵衛方に被遣可被下候。早速相屆申候。奉願上候、誠惶謹言。

庚寅二月二十四日　　由美彌二郎　判

再　拜

香山九里老陰君樣

九里幸左衛門樣　玉床下

〔燕臺風雅〕

由美希賢。一名濟。通名彌二郎。字子善。號原泉。又號混々齋・水哉堂。太宰純讀大疑錄文。爲由美子善者是也。本姓稻留。伊藤東涯集謂稻留希賢、物徂徠集謂稻子善者是也。鎭西人。大應公微爲文學。自幼從學損軒貝原先生。學成而後求洽聞於四方。希聖之暇入浮屠出老莊。其他陰陽緯候稗說之類。無不該涉。甞服部南郭送子善敍云。博聞篤志闕疑而後言。景周按。子善雖得大儒名家之許可不必然。子善恥立人下風。視嚴恪之莊。而不假溫讓之色。屢面折藩儒講說。若其至難詰箝口。而於所不知不闕如。往々禦之以明儒奇恠弋俗之說要取勝。又非無汚行之物議。是以郁校書輩。誾然容長舌利喙。而喋々毛擧數事。憎如讐。夫一憎若斯則移怒併隕聲價。文人相猜衆女妒蛾眉。古今之常也。獨於橫山國卿。以子善涉獵經史淹貫古今海量待春容。仰之如斗山恆以師禮送迎。又能工詩。徂徠與竹春庵書云。稱君五絕見寄。披吟英氣勃々溢毫楮間。又徂徠集中有次韻子善五首。其首詩。天半峨眉雖可攀。是以子善比李滄溟明矣。徂徠唐詩選跋云。余老評滄溟詩。峨眉天外雪中看。其選唐詩亦復然。徂徠所爲準的者滄溟已。由之觀之爲徂徠見重最甚。又徂徠答子善書云。英特之資靈慧之

思學之弗措。假以歲月。西州壇坫。終當屬之足下耳。孔子曰後生可畏。豈不信然乎。伊藤仁齋名稻留氏子說曰。稻留氏之子。年十一有神童之名。其父携之自筑州來于京師。贄於予門下。語予謂其能背書經史古文。爲出筆硏試蕭統文選。童子傍退寫王粲登樓賦。頃刻書畢。連三番不蹉一字。不誤一點。筆勢遒勁。字畫端正。雖壯夫有所不及。亦奇矣。因扣其讀書次第。其父曰。童就師授句讀。去年自正月中旬至於秋八月。讀朱子小學四書五經及文選等書。皆能諳誦背書。其它所記之書亦多。予歎曰。以十歲小兒纔半歲餘。能誦數大部書。何其敏捷也。古穎語者有讀書數行俱下者。有積以數寸者。史傳以爲美談。童子亦爰多讓焉。時未有命名。請予名之。予曰。濂溪先生之言曰。士希賢賢希聖聖希天。請命以希賢。全文略之。時元祿十五年壬午仲冬也。見仁齋文集。又東厓文集有答希賢書及題稻留童子書雪賦後之文。並賞希賢。

太宰純曰。近時貝損軒先生以儒術仕其國。博聞彊識卓然海宇。從先生游者。曰竹生。曰稻生。其翹々者也。而稻生最少。蚤以文才知名。以授其嗣君經。留東都數歲。時々與吾黨之士遊。吾黨之士亦皆揄揚不措。又純讀大疑錄略曰。子善嘗見徂徠先生而問古文辭焉。徂徠亦善視之。今徂徠亡矣。子善視吾二三兄弟有加於往日。則猶以徂徠故也。於是予就子善求見大疑錄。富田好禮曰。先生自髫齔在西筑師貝原先生。受濂洛關閩學。當本藩大應公撰學士之時。稱江都碩儒者。春臺南郭等也。然其學統不正。專宗漢儒雜視自己臆斷也。本藩自國初以宋學。故不辟命焉。獨閒先生巨擘于貝原先生之門。以安車厚幣召備侍講。秩二百石。公脩政之暇開講席。

令說聖經及本邦神籍。若至講記曲禮。從所其說之處。併提携其器而狀之於事業以示云。景周又曰。泰雲公時冬至日。命不破浚明於詩。浚明應以七律。其詩格調甚高。公示之子善。子善曰。是唐人之詩也。公問出何書。對曰出唐詩類苑。公即以子善之言質浚明。浚明汗粟無人色不知所對。退購類苑於書肆。遍讀之更無一首似者。以之聞。公憤子善食言且文過之無忌憚。奪秩祿永斷君臣誼也。子善文學本藩二十五年矣。延享乙丑釋褐於本藩。明和庚寅斷仕奪祿。時年七十二子善之子弘毅字虎毛。以字爲通名。號東野。丱總聰敏世目以千里駒。十二三歲善詩。應教賦上者恒數首。皆意境閑雅如老詩學者。故初則猜儒以爲父竊代作之。後知不然歎服。年十七罹儔積痾死。屬纊際作永訣詞。經年病何革。梅柳對春風。傍枕双親在。語殘孝與忠。王弇州作文章九命曰夭折。信哉。嗚乎若假之年。其儒業之富不可量。而天嗇才。不深憾哉。

〔由美希賢墓誌〕

稱留希賢。字子善。原泉。水哉堂。混々齋。皆其號也。父方圓。號大休軒。希賢其二男也。幼齡入益軒先生之門。盡讀四書五經。旁及文選。皆誦其文。年甫十一。隨父入京。見伊藤仁齋。席上授筆。默寫登樓賦及雪賦。立書不差一字。仁齋歎賞。題其首。以流芳千載四字。而寓後來之望。嘗傚服部南郭一夜賦、百首詩成夜未曙。又作百首。改稱又百。道勇公賜月俸及白銀爲學資。享保三年賜廩祿爲文學。後賞力學增祿。十五年十一月。責出妻失宜收其祿。更稱由

美彌次郎。去國入江戶。仕加賀藩受采地。不幾以罪被逐。寓居湯島。明和中沒。歲七十餘。

二月十一日。紀伊侯德川重倫本鄉邸に臨む。

〔政隣記〕

二月十一日、紀州樣爲御年賀御廣式に被爲入。但御歸以後御禮之儀、去年は以奉札被仰進候處、御斷申來。其後今日初而に付、今日は先奉札を以御戾り以後之御樣子被聞召、御禮は翌日御家老御使者を以被仰進。

但、右御會釋方、於御用所僉議之上奉伺候處、其通与被仰出。

二月十二日。白山惣長吏禁裏へ卷數を獻納する費用を藩に借らんことを請ふ。

〔長吏舊記〕

書付を以奉願候。

一、明和元年拙僧儀爲官職願上京仕、惣長吏職之御綸旨頂戴仕候砌、白山之儀自今勅願所に被仰付候條、長日之御祈禱相勤、每歲禁裏御所ゟ御札・御卷數等獻上仕候樣、其時之武家傳奏衆より被仰渡候に付、其儀者拙僧一存に而御請も難申上奉存候間、國方寺社御奉行所へ相

寛、御左右次第に御返答可申上候旨相答置、罷歸、則御役所へ御伺申上候所、御指支も無之候間、獻上仕候樣に被仰渡候付、其段傳奏へ迄申遣候處、廣橋大納言殿より獻上物等夫々御指圖御座候而、獻納仕候處、右之入用每歲餘程之儀に御座候故、私之分限には中々難相勤、迷惑至極仕に付、斷も申上度程に奉存候へ共、右被仰渡候趣不輕儀に御座候間、其儀も難仕、色々調達を以是迄相勤來申候。然共元來貧窮之私、殊近年者別而社用繁多に御座候而、每度御當地へ罷出、諸雜用過分に相懸申故、當時は必至と難澁仕、最早調達可仕方便も無御座候付、當年自力を以は右之勤用難相務、殆迷惑至極に奉存候。依之不顧御難題も、乍憚御歎申上候。今春は何卒御慈悲を以、銀子二貫五百目拜借被仰付被下候樣奉願候。右之趣御聞屆被爲成下候者、御影を以無滯獻上仕、難在忝奉存候。尤拜借銀被爲仰付被下候へ者、返上候儀は年賦を以上納可仕候間、何分にも被聞召譯宜奉賴候、以上。

二月十二日　　　　　　　　惣　　長　　吏

御奉行所へ

右指出候所、取次瀨太夫、御時節柄に而ヶ樣之儀は御聞屆難被成旨申聞、書付相返候。

二月十六日。白山社頭の普請出來せしを以て作事奉行等之を檢分す。

〔長吏舊記〕

社頭御普請出來御見分之儀、舊臘は大雪に而御指延奉願置候。當春に至、雪も次第消退申候間、御見分追付被仰付候樣奉願候、以上。

寅二月九日　　　　白山惣長吏

神主

寺社御奉行所御月番篠原彌助殿

右相達候所、同月十一日に御奉行所より紙面到來、十六日に御作事奉行幷御大工棟梁罷越候間指支無之樣申來。則其用意僱候所、十六日快晴、御作事奉行長屋平兵衛、御横目岡田平之丞、御大工田邊久之佑・同淸水多四郎、棟梁大工九郎・權三郎、やね方甚助罷越、見分相濟申候。佑は御奉行は河內、同家來共は掃部、横目は和泉、御大工幷棟梁共は藏人也。附り、棟札之事去年之留帳に記置候□不申趣に相成候得共、御作事より又々御聽に相達、本地堂に納置申工面に相極、則十六日に持參、本地堂天井に打置申候。書形左のごとし。

御作事奉行

本保十太夫　名乘

上野村與三兵衛　同

長屋平兵衛　同

加越能三國太守
正四位中將菅原朝臣重教卿　横口　鍛冶　平右衞門
白山本社本地堂御造營棟札　岡田平之丞　同　錺屋　權左衞門
上清水八左衞門　同　同　彥左衞門
次に御大工　同　甚左衞門
清水多四郎　同　塗師　勘右衞門
昔明和六己丑十二月吉日　同　治左衞門　同　疊刺　市太夫
但上棟は八月晦日畢　次に棟梁　同　六右衞門
此儀は書載不申　權　三郎　同　石屋　吉郎衞門
忠左衞門　同　日用頭七郎右衞門
次郎右衞門　同
葺師
九郎右衞門　同

二月十九日。石川郡粟ヶ崎村藤右衞門等に扶持米を給す。
〔袖裏雜記〕

粟ケ崎村藤右衛門、御かね御用各別御用立候付、最前五人扶持被下候上、五人扶持御引足、本吉古酒屋四郎兵衛・明衙屋治兵衛・清水屋玄八郎も、御かね御用相働候付、三人扶持充被下候様御算用場奉行より紙面出之。右之通可然こ僉議、十二月二十二日伺之處、伺之通二月三日被仰出、二月十九日申渡。

二月。藩の財政困難の事情を述べ百姓等の納租を全くし奢侈を愼むべきことを告ぐ。

〔司農典〕

御上御難澁之御儀、暨作方幷百姓風俗不宜儀等、去春書立を以委曲申渡候趣、彌致心服無爲相守可申候。御難澁之儀者其節書立に有之通に候得共、改作之儀者重き御法有之候故、去年も不作に付重々遂僉議、御償米等申付候儀、大切至極之儀に候。假令夫食等指支候共、何れも致覺悟相勤、此御時節相凌候樣可相心得候。ケ樣年々作躰に寄御償米被仰付、別而亥年より三ケ年之間不作に而、過分至極之御償米高等凡三十萬石不足損毛、御貸米等被仰付候に付、今年に到り候而は一向被成方も無之候。大坂表御借銀も莫大之銀高に而、近年之爲御登米高に而は御利足にも行屆不申故、御調達も難被成、今年別而御廻米少故、彌御調達之手段無之、江戸表に而も近年御調達有之、過分至極之御借金高に有之候得共、去暮迄はさまく

手を被盡、江戸表御入用之内も、繰延等に而漸々御間も被合候得共、最早今年に到り候而者、江戸・大坂共一向御調達之工面無之に付、何角被打欠、御國より御入用御仕送有之候而も、過半御不足に而可被成樣無之、公邊江懸候儀等有之、大切之御時節に相成候。ケ樣に御勝手大切之御難澁等者、末々迄不奉存候等に候、御扶持人・十村を初、小百姓末々迄も大切至極之儀を奉恐察、能々致心服、出作何分にも精を出、年來御憐愍之御恩澤奉謝儀專一に相心得、全く皆濟仕、聊御難題不申上樣可致覺悟候。御郡々茂打續作躰不熟に付、難澁之躰も粗相聞候得共、右之御時節故被成方も無之候。先前度々申渡儀に候得共、此御時節に候間、御扶持人・十村を始、御郡々一統末々迄、少も奢侈成仕形無之、古來之風俗不取失、絹物・衣類等勿論、萬事奢ヶ間敷儀聊無之樣嚴重可心得候。役人共之内にも、奢之仕形有之躰にも相聞候。以後人別相糺、急度曲事に可申付候。勿論向寄々々よりも右躰之儀承り候はゞ、實否不相糺与も先づ拙者共之内江可申聞候。其上に而尚更可相糺候。若外より相顯候はゞ、其向寄々々之者共も急度相咎可申候間、人々無油斷相愼可申候。此儀も百姓末々迄可申談候。勿論博奕之儀尚更御停止之事に候得共、末々猥に相成候旨相聞候間、組々右躰之者取糺、嚴重取留可申候。右御時節之儀故、尚更此度申談候。御上之御樣子奉恐候而急度相愼、仲間之者共隨分致和順、何角心付之儀相互申談、我意立候儀抔無之、勿論依怙贔負之取噯無之、末々迄能致心

服候様、締寄相心得可申候。
右之趣書立を以申渡候間、不相洩様一統可申談候事。

寅　二　月　改作奉行

諸郡御扶持人十村・新田裁許・山廻中

三月朔日。本郷邸に歌舞伎役者を招きて技を演ぜしむ。

〔政隣記〕
三月朔日、境町中村勘三郎一座被爲召、御慰物被仰付。

三月七日。前田治脩河北郡森下に放鷹す。

〔泰雲公御年譜〕
三月七日、時次郎殿森下邊御放鷹御出。

三月十六日。能美郡小松なる一向宗觸頭本蓮寺遠慮を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕
一、三月十六日、小松一向宗觸頭本蓮寺、先頃之騷動に付遠慮被申渡、跡支配野町瑞泉寺之由。

本年二月六日の條參照

是月は大盡なり

三月晦日。藩侯の在府中金澤に於いて舊例により夜行の際提灯を携ふべきことを命ず。

〔坂井舊記〕

御在府には、夜中往來之節提燈灯し不申者は、町木戸に而相咎通し不申、若途中等に而暮候はゞ、番人幷廻り役人等承屆、主人之方或は家持等其所へ送屆候。若彼是申者有之候得者、盜賊改方役所へ召連申趣に候處、近年忽に相聞え候付、前々之通相心得候樣、町奉行・盜賊改奉行江も申渡候條、被得其意、組・支配之人々へ被申渡、組等之内裁許在之面々者、其支配江茂相達候樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

明和七年三月晦日　　　　前田駿河守

富田九郎右衛門殿

四月六日。前田重教閣老等を歷訪す。

〔政隣記〕

四月六日、御老中方幷田沼主殿頭殿御勤、四時過御歸殿。

四月十一日。前田重教隱居を請はんとする內意を閣老に告げてその許諾

前田重教は前年以來在府したるも恒例參覲の期至れるなり

を求む。

〔大梁公繼統事件〕

先達而申聞候隱居、時次郎に家とく之儀、松播州を以、右近將監殿へ內存及示談候處、加筆有之、右書付御用番周防守殿に、伊豆守を以出候樣指圖に付、則十一日指出候處、五・六日有之、周防守殿へ同人被召呼、よろしく指圖有之。存念之ごとく內々相濟、いくばく致安氣候。來夏に至り表面願可申候。尤其せつ可申達候。且時次郎出府なん時に而も不苦由に候。かねて被申聞趣候間、來春出府可然候。出府之儀者、於此地に家老共へ申聞候、以上。

卯月十九日　　中　將

年　寄　中

**四月十五日。前田重教登營して參覲の禮を行ふ。**

〔政隣記〕

四月十五日御登城、御參勤之御禮被仰上。御家老大音帶刀・西尾隼人御目見等如御例。但御痛所就被爲在候、御老中御勤者御名代前田伊豆守殿。

〔徳川實紀〕

四月十五日、松平加賀守重教を初め、參覲廿四人。

四月廿一日。白山本社・本地堂並に荒御前の正遷宮を行ふ。

〔泰雲公御年譜〕

一、四月二十一日、今曉寅之刻白山正遷宮之由。

〔長吏舊記〕

白山社頭正遷宮之儀、舊冬可相務筈に候處、棟札之儀に付詮議共有之、出來御見分及遲滯候故打捨置候處、前に記し置候通二月十六日に事落着之上御見分相濟、夫より潔齋等用意も仕、四月廿一日之夜に遷宮相極申事。

白山社頭本社・本地堂幷荒御前正遷宮之儀、當月廿一日之夜雨天に無御座候はゞ相勤申度奉存候間、右日限御聞屆被成下候樣に奉願候、以上。

四月五日　　白山惣長吏印

神主中印

寺社御奉行所

〔長吏舊記〕

社頭正遷宮之次第

一、前々之儀者先書に委しく、彌當廿一日之夜に相極申候。晝八つ比にはら〳〵雨降、危き

天氣相之處、次第快晴成申候。依而遷宮取懸り之時刻此方より相尋候得者、暮合より懸り申趣申渡候間、相心得、此方にも夫々仕度いたし候。右案内は神主より茂可仕候處、確執之遺恨于今不止、無禮之振共多有之、沙汰之限成儀共趣も候へ共、隨分宥め無事に濟度存念也。

一、本地堂正・外遷宮御輿通ひ道之事、往古より葺替正・外共遷宮、本社・本地堂同夜に勤申社例に而、本社之前・荒御前之まへ者七五三を切取除通し申候。勿論假殿も一宇にして申仕切申事。今般も一宇にして仕切申候。

一、正德四年葺替遷宮にも、先極之通同夜無相違勤行候。然所享保年中に葺替遷宮有之刻、其節長吏澄眞儀不快に付、本社同夜に遷宮不勤故、禪師宮之後新に道を付御輿通申候。其儀を流例与神主共相心得居申體之所へ、右典を以申遣候は、本地堂遷宮御輿先規之通本社之前を通し可申候。勿論先例七五三張様迄繪圖有之候。爲御心得之申進候。御返答次第此方可相心得段申聞候へ共、成程承知、猶寄合得与示談之上御返事可申と答申て、翌日朝右典罷出候へ者、本地堂御輿本社之前無構御通可有之候。併短夜之折柄、夜更可申候。必油斷は不仕抔与申に付、幾度程通し被申候哉、尤數も大概前々の格合有之候与申入候へ者、此度は七八度程通し申由に申聞候。去るによつて此方存入は、本社は四社本地堂は三社、合て七社之社格、左候へは何時に而も本社四度遷座いたし候者、透間をかんがへ押而本地堂遷座可致与示談し置

候。于時神主共廿一日七つ比より用意相詰申候。仍而此方にも其仕度いたし候。但し縮方の爲足輕二人此方に宿仕候。參詣人も屢々見え申候。暮六つ初刻より取懸り候へ共、右御縮方足輕中へも案内不致候。翌日祭禮も案内不仕候間、足輕共神主を呼寄咎め候へ者、惣代金右衛門罷越、取紛申抔色々申譯いたし候。をか敷事也。

一、本社遷宮治部・藏人黑裝束、其外當の通に而輿舁候。外に御道具持金蓋神主共幷尻籠等持人は、金澤野町八木や五右衛門・三野や四郎兵衛・鶴來かぢや平右衛門兄弟子共・同泉や嘉兵衛父子也。

一、長吏儀は前々例之通拜殿に相詰、幷右與・澄昌・刑部如作法列座、急度勤行。且又本地堂御輿舁役人として用意之人々、金劒宮神主建部權之進父子四人幷兵次郎、小松天神神主牧林右衛門白丁爲着、中に權之進は烏帽子裝束木綿手繦懸、同拜殿に幷居申候。其外參詣之衆中末に書記畢。又供役之者、提灯持は小松梅林院家來、鶴來大工善七・惣五郎・間兵衛、此方の小者共也。篝火は白山次郎左衛門、何茂上下、門番縮方は三ノ宮村甚兵衛・權吉也。

一、本地堂御輿通ひ道、本社前より拜殿に七五三繩張、又荒御前之まへにも七五三繩張置候。是も如毎例也。然者本地堂御輿通すに指障邪魔に成候間、兼而善七等に申含置、又杖を以爲指上通し、無障通ひ可申に極置也。

一、本地堂正遷宮、乍恐導師惣長吏澄盛、香爐役右與・澄昌、灑水役建部權之進、御輿舁右之者共、其外供奉人願行寺・刑部をはじめ、小松梅林院由順・金澤村田宇八郎等入交り令供奉。

一、本社四度及遷宮哉否哉、本地堂御輿舁出し、先づ假殿之まへなる七五三繩指上させ、本社之前に并居候者共之内を押而舁通し、夫より本社・荒御前之まへ七五三も同寄指上、さはりなく遷座首尾能相濟、又々拜殿に如作法相詰勤行、荒御前之遷宮仕廻候。夜半頃に替々歸申候。

一、廿二日祭禮に付、本地堂には祭禮は勿論、護摩修行仕候付、十一屋寶集寺比丘寥然を兼而相頼置、同廿一日晝より來臨、則拜殿に而遷宮被拜、其外あけびの寶幢寺・寺町伏見寺同心、且劒術講中關善右衞門主門弟中小幡右膳・天野武太夫等を初、廿一日晝より參詣、則此方に止宿也。護摩廿二日早朝より取掛り修行、比丘は潔齋に付、時まへに相濟し、晝九ッ過に歸寺也。弟子一人往來共に歩行、六十九歳也。氣力達者なる事也。

一、遷宮等廿一日夜半比迄に皆々濟申。然るに神主共に遷宮時刻は何時と尋申者には、夜半比又は子之刻抔と申聞候に付、金澤等より之參詣人おそき方は遷宮に合不申、殘念がり、却而悪口伺り歸り申候。尤々後鑑之爲書留置ものならし。

白山本社・本地堂并荒御前正遷宮、昨廿一日夜無滯打勤申候。依之紙面を以御案内申上候。

今日御祭禮執行仕、明日御札卷數等指上可申候、以上。

寅四月廿二日　　　白山　惣長吏印

神主中印

寺社御奉行所

四月廿八日。御異風小頭飯沼源太左衞門勤功を以て異風料を受く。

〔御異雜記〕

御異風小頭飯沼源太左衞門、家藝之鐵炮豐嶋流極、豐嶋家幼少者兩人迄取立、御持方等鐵炮指南役相勤。其後御近習番被仰付、延享二年御異風小頭被仰付、今年迄廿六ヶ年一人役にて入情無懈怠勤、三の御丸式日稽古も三四年以前迄は全勤、中りも並を越宜、其後痛出來及老年稽古不仕候。勤功之者候間、異風料被下候樣御異風裁許より願之、寶暦十三年毛利伊平太弓料被下例等段々申上、各別之趣を以可被下哉と伺候處。三月二十八日伺之通被仰出、四月二十八日申渡。

四月。百姓の徒黨・强訴・逃散を禁ずる幕令を領内に傳ふ。

〔政隣記〕

定

何事によらず不宜事に、百姓大勢申合候をととう与唱、ととうして強く願事企候を強訴と云、或申合せ村方立退候をてうさん与申、前々より御法度に候條右類之儀有之ば、居村・他村に不限、早々其筋之役所ゐ申出之候ば、御褒美として

ととうの訴人　銀百枚

ごうその訴人　同断

てうさんの訴人　同断

右之通被下、其品により帯刀・苗字も可有御免候間、假ひ一旦同類に成る共、發言いたし候者之名前於申出は、其科を被赦、御褒美被下べし。

一、右類致訴人者もなく、村之騒立候節村内之者を差押へ、ととうに一人も不爲加村方有之ば、村役人にても百姓にても、重に取鎮候者は御褒美銀被下、帯刀・苗字も御免、差續鎮め候者共も有之ば、夫々御褒美被下置者也。

明和七年四月　奉行

右之通、御領は御代官、私領は領主・地頭より、村々ゐ相觸、高札相建有之村方は、高札被認相建可申候、以上。

四月

右之通可被相觸候。

右松平右近將監殿御渡之由、御大目付御廻文寫を以、本多安房守殿・前田駿河守殿御觸出有之。

〔毎日帳書抜〕

明和七年六月

一、今般御高札新規に村々江可懸渡旨、從公儀被仰渡候付、右御高札御右筆中相調候樣被仰渡御座候樣仕度旨、岡田是助等紙面出、御右筆被申渡。

五月朔日。日蝕皆既の豫報的中せず。

〔明和七年御觸幷御返書之留〕

來月朔日巳上刻より日蝕皆既に候。依之出仕之面々、例より少早出座、早速列相立、四時前退出有之候樣被相心得、右之趣出仕之面々へ可被申談候事。

四月十五日

前紙之通御用番被仰聞候に付、朔日六半時より御帳出、五時引之事。

〔政隣記〕

五月朔日殿中月次御出仕。蝕巳之五刻より午之六刻迄皆既之趣に付、今日御一統五時揃之段、

先達而御書付廻り候處、蝕一圓無之候事。

一、五月朔日日蝕皆旣、巳五刻酉の方より懸始。右に付出仕之面々卯刻揃登城觸有之。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月、前月朔日日蝕相違に付江戸表狂歌。

暗闇にあらうと天が下の人空ばかり巳の五刻恥のかきはじめ、

午の一刻甚あかるし。午の六刻大笑ひにて終る。

日蝕のあてははづれた土御門皆つきるとは本の空言

砂糖には漬はせねども天文道廿うくうたるけふの日蝕

五月十六日。田中平之丞越中五ケ山に流謫を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十六日田中平佑落着被仰出。平佑儀は五ケ山へ流刑。同役小塚左膳儀は御改易。先同役吉田半左衞門儀致遠慮居候所、閉門被仰付。其外一類矢嶋作左衞門・師岡武兵衞・小瀨市元等遠慮御免。

〔御預人之記〕

田中平之丞、三百石組外、五十八歲。明和四年六月生駒右膳直敬（三千石、内五百石與力知。）に御預、同六年

田中平之丞の罪狀は明和四年六月廿七日の條に在り

十七日となすもの前文と異なり

九月永井織部正慶（二千石、内五十石松村茶湯料。）江御預替。同七年五月十七日五ヶ山之内流刑被仰渡、同年十二月於配所病死。

五月二十日。是日以後前田治脩金澤城内を巡見す。

〔泰雲公御年譜〕

五月廿日以後、江戸表より申來候由に而、時次郎殿御城内御順見被遊候由。且又江戸御出府之儀も來春雪消次第之筈。御用意等、御細工之分は不殘出來也。

六月十日。高辻大納言善光寺に赴く途次金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕

六月十日、京都高辻大納言殿信州善光寺參詣之由。御旅宿は材木町一向宗善福寺に御泊之由。御道筋掃除等有之。御自分參詣にて、漸徒者も四・五人。其身法躰之樣子に而黒衣を被着候由。善福寺に四・五日滯留之筈之旨。

〔泰雲公御年譜〕

今般高辻前大納言殿、善福寺御在留中之御詩歌之由。

金城壘外上禪臺。山海風光望一回。翻唱林中思舊賦。無端戚々此徘徊。

右詣天德寶圓二禪寺

善福堂中拂旅愁。夏天也叶暑炎浮。草露明月生涼氣。自識上人慈愛稠。

右席上謝善福上人

白山の峯に殘れる雪の色のゆたけき國の光見すらん

右白山を讀

六月十二日。御普請會所道具調奉行藤井平左衞門・青木八郎左衞門役儀を除き遠慮を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

御普請會所道具調奉行藤井平左衞門・青木八郎左衞門兩人共、病身之躰に而毎度役引、御用も遲々仕、且御道具所御算用近年相立不申、毎度申談候處、去暮迄に有增しらべ濟候處、料紙類に餘程越物有之候。御算用相違は無之候へども、勤方不行屆御不益之儀、暨手先御用聞町人共に、乍少分時々無心申懸、町人共難儀仕樣子も承候由、御普請奉行覺書を以內々相達之。依之似寄之例、寶曆八年公事場奉行織田大炊、同十三年五月內作事奉行吉田助太夫。此度兩人共不埒、其上日用甚右衞門、去年會所物置所戶前に有之苧綱盜取候儀に付、兩人共常々取捌猥躰相聞。八郎左衞門は行狀等も不宜取沙汰有之。旁兩人共役儀被指除、遠慮被仰付可然旨、五月十一日伺。伺之處被仰出、六月十三日申渡。

六月十七日。鳳至郡輪島に火災あり。

〔泰雲公御年譜〕

一、六月十七日夜、能州輪嶋浦、橋を隔河合町・鳳至町家員四百軒餘有之、右河合町より出火、家數三百四十六軒燒亡、殘り家僅五十四・五軒之由。鳳至町は河を隔類燒無之。是は當十三・四日出現之ほんぼり星隕候て燒出候由申鳴候。

六月廿四日。前田重靖の生母善良院の十三回忌法會を行ふ。

〔政隣記〕

六月二十四日、善良院樣御十三回忌御法事御執行。

六月廿八日。能美郡澤村の十村源治に扶持米を給す。

〔袖裏雜記〕

段々僉議之上左之通可申渡旨、六月八日伺候處、同月二十八日伺之通被仰出。

十村

澤村　源治

右源治儀、役儀入情相勤、親源右衛門に被下置候御扶持高之通、十七石五斗七升被下置候樣

に仕度旨に付、願之通被仰出候故、前月朔日申渡相濟候。然處親源右衞門儀は、御扶持人並にて致病死、御扶持高被下候儀は無之、右十七石餘は、親源右衞門役儀情に入相勤候に付、江指村にて無主高を支配申付、持高之内に結候儀をしらぺ遣仕、麁末之段迷惑至極仕候。源治儀、元來御用方情に入相勤、御扶持高も可被下者に付、相願申候上之儀に候間、初て御扶持高被下候並之通、十五石被下置候樣重て奉願旨、改作奉行紙面に最前願書付に加奥書被指出、各々も被致迷惑候旨紙面を添被出之。則入御覽候處、先以其身依勤功爲御褒美御扶持高被下候儀は品重儀。源治先祖以來不被下、此度初て被下候儀、猶以之事候。其上今般十村撰等之儀は、再往僉議有之樣申渡も有之由に候處、御用方等閑成故、か樣之麁末も出來、別而不念至極成儀に付、急度御咎可被成候へども、其段は御用捨被成候間、自今萬端御用方隨分入念相勤可申候。御扶持高は願之通十五石可被下候間、此段改作奉行に可申渡候。各にも行屆不申旨被仰出候條、可被得其意候事。

## 六月。金澤下博勞町に居住する博勞の作法を令す。

〔金澤町中法度書等〕

下博勞町に致住居候博勞共、町規作法之趣何廉心得違之族も有之候躰に候。元來拜領地に罷在、其上家業有之故右之趣与相聞え候。都而町格之儀は前々より定も有之處、其儀をも用ひ

不申、組合頭・肝煎抔も時々之様子次第取捌申躰、甚不心得之事に候。依之詮議之上、町格之趣夫々相改申渡候條、自今以後左之通可相心得候。

一、御上より博勞共之内に御預馬有之候。不依晝夜火事等之節は、即刻右御馬宜き場所に牽退可申候。自分之儀に取紛れ、御預け馬等閑に相心得候者可爲曲事候。尤御厩より相渡置候口附人足に茂、右之趣常々可申談置候事。

一、御預馬御用一巻、并駒見立爲御用、博勞共之内遠所へ罷越候刻、前々之通御馬方棟取共、直に拙者共宅に罷出可申聞候。其外町規に懸り候儀は、不依何事肝煎を以可申聞事。

一、博勞共之内毎月一人宛、替々箱番相勤可申候。重き御觸等の儀は、右箱番之者より組合一統可申談候。輕き品者只今之通り番徒を以可申承事。

一、先規より御定之趣彌堅く可相守候。將又支配之博勞共遺言狀之儀、死後家財誰に相讓候段相調、致判印封じ候上に、組合之者共并組合頭・肝煎連印に而指出置可申候。右遺書は、組合之内箱番之者月代りに預り置、病死之刻一門共打寄、組合頭・肝煎等相見を以遺書遂披見、町格之通取捌可申候。遺書請取候刻調様不及見屆申に候事。

一、亭主分之者男女共、及老年實子或養子に家財相讓、其身致隱居度旨相願候者、組合中組合頭・肝煎罷出承屆候上、其場に而遺言狀右親子兩判に而取置可申候。右家財相讓候親共死

去之後は不及兩判に、披き遺書に而、母又者身近き家筋之者ゟ家財相讓候段爲調可申候。聟養子に罷越候亭主に罷成候者も、可爲右同樣候。兩親無之家に入聟等に罷越候はゞ、妻と可兩判候。披き遺書之儀は、組合之內箱番兩人右文言見屆、封じ紙之上に見屆人誰々与別名相記、爲致印章置可申事。

一、下博勞町裏地借り共之儀、只今迄借屋人与申名目に而指置候得共、借屋人之名目に而者諸番に難指加候條、自今は裏地借り与名目相改可申事。

一、吟味之品有之亭主分、或妻子・懸り人・裏地借等、自分に家作いたし罷在候支配違之人々も、大屋ゟ指加り可致勤番候。御昵近・御醫師・與力・御徒組之分は、代番を取可申候。其以下は自身に可致勤番候。右何れも大屋より一紙連名之諸紙面可指出事。

但、裏地借り番仕候內、不縮之趣等有之候得ば、其大家之不念に候間、其節番仕候者共へ大屋より急度可申渡置事。

一、家持・裏地借り共に、自今は御法之通り家請證文取置可申候。裏地借り之分者、納得狀幷請縮證文組合頭方ゟ取置可申候。且又他所より罷越候亭主より者不及申、妻子・懸り人・同居人たり共、最前罷在候所に役人より送狀取置可申候。勿論他國他領之者、幷切支丹宗門類族に而も無之哉之儀、爲相調取置可申事。

但、送り状之儀は、前々より組合頭迄之取噯に而、肝煎ゟ者相違不申候得共、下博労町之儀者格段之趣に候條、自今は送り状肝煎ゟ相達、肝煎方に而も尚更遂所承届可申事。

一、寺證文之儀、前々如御定、家買人・借屋人・出生之子・縁附之者・主人持・浪人・由伏・懸り人・召置候男女等毎歳相改、組合頭帳面に記可出之事。

一、一時番之儀、古來より大屋・裏地借り入交り相勤候。此儀只今迄之通相心得可申事。

一、亭主分之博労致病死候はゞ、右居屋敷指上候段、以來者御馬方棟取幷組合頭連名に而、書付可出候。且又右亭主分之博労、奉公人等に相成候者、前廉右居屋敷指上候段、其身より書付可指出候。尤落命死後共に跡屋鋪拜領之儀、是又右組合頭等連名に而書付可指出事。

一、關助馬場番所三ヶ所之分者、番所与申名目に而自分に致家作、妻子或稽古馬等所持罷在候處、右三人之分者組合与申儀も無之由に候。此者共手前者故障出來之砌は、何れ之町ゟ引請取捌申事に候哉、不詮議成事に候。自今は右博労共組合ゟ差加、町規之趣一統之通に可相心得事。

一、裏地借り共儀、先規より自分に致家作、勝手次第家賣買いたし來候。此儀は自今茂可爲其通候。尤遺書等不及出申に候事。

但、組合之内家相求申度旨望申者有之候はゞ、先達而其段組合頭へ相達、組合頭より肝煎

ゟ申達、何屋讓ニ申者組合之内家求度由申聞候旨、横目・肝煎共ゟ及内談、尋人之人柄等承合、後々之邪魔に相成り不申者に候者爲求可申事。
一、組合頭之分は諸番相勤不申。尤肝煎等扶持銀之儀、先規より之通不及差出に候事。
一、肝煎幷番徒扶持銀之儀、年中一人八十目宛春秋兩度、右博勞共より取立、町會所ゟ指出可請取之候。博勞共町内に有之候辻番所番人之賃錢は、前々より大屋幷借屋人入交り指出候由。將又番所普請入用之儀は、借屋人を相省、大屋迄指出來候段、自今も右之通可相心得事。
一、馬場之内地形、或土居・門・木戸抔損じ、右爲修覆料御家中より割符銀取立候儀如舊例之、右町組合頭幷御馬方棟取ニ立會、入用銀縮密に圖り立、尤連名に而願書付相調、右圖り目錄相添、町會所ゟ可指出候。詮議之上割符承屆可申事。
一、馬場之内立枯松等伐候儀、或相障候枝伐取候儀、前々之通町肝煎より斷次第、町附足輕指出、立會見分之上爲伐可申事。
一、遠所等より罷越候一家之者、一夜に而も爲泊申儀、組合頭ゟ相斷可申候。四・五日も爲泊申趣に候者、其段肝煎ゟ相達、慥成者に候得承屆可申事。
但、暫に而茂他人之内心易き者若泊候はゞ、早速組合頭・肝煎へ相達、承屆候上爲泊可申事。

一、一家之内男女によらす爲便候儀、先達而組合頭・肝煎ゟ相達可申候。憚成者に候はゝ承屆可申事。

一、他人を爲便候儀は、早速組合頭・肝煎ゟ相達、人柄等憚成者に而も、爲便候筋目之趣得与承屆、横目・肝煎等ゟも及内談、其上を以承屆可申事。

一、遠所等罷越候節、其外入湯等相願候節、日數幾日与相願、若先に而隙取日數相延候節者、飛脚を以組合頭・肝煎ゟ早速相斷可申事。

一、晝夜によらす、故なく人集め申儀堅く無用之事。

一、居屋敷境垣幷溝等、前々より有之通可相守事。

一、火の用心無油斷可相守候。尤風吹之節者、町番人之外自分に申談相廻り可申事。

一、馬場之内若變死人等有之者、彼所番人より早速組合頭へ相斷可申候。組合頭罷出見分申上番人付置、例之通組合頭一名之書付に肝煎を加可及斷候。右に付無據雜用等相懸候者、綿密に相改、帳面に仕立、横目・肝煎ゟ相達、指圖之上大屋・裏地借り一統に可致割符事。

一、同所に乞食相果候刻者、組合頭より書付を以可及斷候。前々之通町附足輕幷肝煎相出見屆、惣身疵等茂無之候者、死骸藤内頭ゟ相渡、爲埋置可申事。

右二十六ヶ條之趣、得其意、夫々嚴重に可申渡候。勿論此外前々より被仰渡置候御法度之趣

等、急度相守り可申候、以上。

明和七年六月　日　　篠原勘左衛門

高畠木工

## 六月。能美郡串茶屋の妓喜世川嫖客の爲に殺害せらる。

〔螢迺光〕

串新屋と云妓家に、喜世川と云傾城、小松魚屋吉郎左衛門息子吉三郎年十八歳、此女に深く馴染。明和七年六月其頃此里に夜芝居有けるが、芝居過より忍出心中せんと、潟端にて喜世川を殺しかゝりし躰成れ共、只數ヶ所手を負はせたる計にて死かね、後潮中へ引入、七轉八倒して殺せし也。夜も明けなんとして、吉三郎氣おくれ死かね、血まみれの衣裝を其場に脱捨、串本村しるべの方にて船をかり、はだか身ながら棹さして小松へ戻り、乳母の方に身をひそめ居たり。新屋より喜世川の死骸を見付、吉三郎が所爲と察し、殊に脱捨し衣裝にて、其儘小松へ屆たり。魚屋一類は更也、組中驚き騷ぎ、吉三郎を尋求れ共、四五日は在處知れず。公邊より嚴命には、吉三郎行衞知るゝ迄は、父吉郎左衛門を下手人として組へ御預成り、漸く一家中より吉三郎が隱れ所を聞て、身近き人密に吉三郎に逢ひ死をすゝめける。吉三郎は死おくれ、今更身をかきつめり後悔し、只命の助かる樣にと手を合せて泣きける。聞人も胸せま

り、聲くもらせて云けるは、誠に跡なき心よりかゝる事を仕出し、今更の心中察入、不便さは限なし。助るべき筋あらば何しにおろか有べきや。爰をよく聞譯よ。今何國へ渡るとも天網逃れがたし。若し召捕るゝ時は、人殺しの罪のがれ難し。其上父は下手人に擒られ、其方の罪に代るべし。迚も進退こゝにせまり、今自殺して死する時は、心中の名目にして悪名なしと、様々利害を説て進めければ、吉三郎泣々得心して、永きわかれを告げ、父母への一禮、親類へも遺言をして、しほ〳〵として立出けり。若し死おくるゝ事もやと、跡について行きけるが、吉三郎は羊の歩み、或は立戻り立留り、或は歩み、おまんが淵に身を沈め、うたかたと消うせたり、乳母も其死を見屆、地に倒れ聲を上て泣きしとなり。時に公事場よりの檢使西川是助・村田太郎左衛門見屆、相對死の名目にて事濟たり。

閏六月朔日。諸士の遠所收納米を所拂とするを禁ず。

〔政隣記〕

付札、定番頭に

御家中之人々遠所收納米之內、近年所拂与申儀有之、藏宿共ゟ其給人より申渡、賣拂候面々多相聞候。右之通所拂は前々より不相成趣に候處、近年猥に罷成、紛敷儀も有之躰にて、御締方相立不申候に付、是以後は藏宿申談所拂は難相成候條、於當所中買ゟ賣拂可申候。尤此

遠所は金澤以外の地方をいふ

當所は金澤なり

殿藏宿共江も夫々申渡候樣、御算用場奉行等江申渡候間、右之頭組・支配之人々江、不相洩樣一統可被申談候事。

庚寅閏六月朔日也。例之通定番頭より廻狀有之。

閏六月二日。江戶の町人等金澤に於いて錢貨を鑄造せんと請ひたるを拒絕す。

〔袖裏雜記〕

於御國錢吹被仰付候樣奉願度旨、御下屋敷在住定番足輕淸水八郎左衞門へ、御當地町人共申込候由、押足輕書付御横目紙面共、戶田與一郎を以被渡下僉議被仰付、則其段金澤へ三月廿八日申來。御算用場奉行へも僉議之上、錢澤山に成候はゞ諸物彌高直に成可申、且御領國鐵山も無之、他國者も入込候事不可然趣僉議、江戶へ申達。閏六月二日。

但、願書仕法等委細之留あり。略之。

閏六月十一日。石川郡大野浦に幕府の朱の丸船漂着す。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏六月十一日大野浦江、公儀朱之丸米船一艘、十八人乘致漂着候由、檣柱・梶等損、致打

米候船之由。

一、同十四日、今度大野浦へ漂着船は、酒井雅樂頭殿へ御預地廻米千五百石積、水主十六人乘に而、米半分は致打米候由。右は當三日曉天之出風に檣折楫損候由。大野浦に而獵船を賴、船中之者一人上陸いさゐ申達に付、役人中へ相斷、十村・郡奉行等罷出候。右澳中に而被雇船中之者連越候獵船之者、賃錢取に付致牢舍候旨。

閏六月。森小左衞門蹴鞠を能くするを以て新番組に召出さる。

〔泰雲公御年譜〕

一、閏六月、森重左衞門嫡子小左衞門、先年より鞠を數寄、能蹴申段達御聽、先日御近習頭を以御尋有之。今般新番に被召出、用意出來次第江戶へ被爲召候旨。

一、此頃江戶表御能は間遠に相成、蹴鞠御興行每度有之。淺草邊一向借之內上足有之被爲召、其外越中屋太兵衞与申町人も被爲召、御詰に罷出候。

一、九月森小左衞門江戶ゟ被召、到着卽日鞠御覽被遊候に付狂歌。

森こいとおほせはかしこまりけれど草鞋脫ぐより足のはれわざ

七月十二日。江戶邸に出入する商人等物品の賣込を謝絕す。

〔御年譜〕

拂の故は拂滯の意

出雲守は外山侯前田利與

一、七月十二日於江戸、諸色屋共米等用事難承旨に而斷候に付、四・五日之間半分才覺を以取續候樣、大音帶刀申渡。
但御扶持方代不相渡に付、拂之故也。

七月廿二日。富山城下大火災の報江戸に達す。

〔政隣記〕
七月二十二日、從出雲守樣御留主居御使者を以、當月十三日富山東三番丁与申所より出火、町數二十町、家數八百九十二軒、内侍屋敷四ヶ所、一ヶ寺、藏二十二、潰家三十六軒、御城幷人馬は無別條由、御用番ゟ御屆被成候段、爲御知有之。依之御屋敷ゟ御使者、富山ゟ御飛札を以御見廻被仰進。

七月廿八日。天裂見ゆ。

〔政隣記〕
七月二十八日、天裂江戸・金澤同事に見ゆる。今年夏暑氣甚、諸國共百日旱与云々。天裂享保十二年十二月二十七日有之与云々。

〔泰雲公御年譜〕
是歲七月二十八日夜東北間赤氣見ゆ。夜に至甚盛にして、曉天には赤氣之中星見ゆる事爍然

也。是古より所謂天裂之類而、日體地中に入て、其光快濕雲の爲に所蔽故也。因て赤氣始發る象も如圓周也。夜半に至て熾んなるは如光芒、晨前には漸く薄く、至朝消滅す。夫天裂之象夜中有て晝なし。所謂全天太陽の光充滿するゆゑ其象をなさず。日沒するとき日光地中より騰射に因て成也、雷電彗孛の星變に至まで、皆一物之變態にして、陰陽偏激し、蓋强弱に因て結て雷となり、散じて赤氣となるもの也。天に無吉凶。使人言也。勿怪。とは宜哉。使其人以言乃是古候也。洪水溢海民病風熱。

明和七年七月　　本保以守考

## 七月。貸米に對する百姓の本年分返上高を增額せしむべきを命ず。

〔司農典〕

累年打續作躰不宜候に付、年々其方共依願に、諸郡御償米等被仰付。元來年々御勝手御難澁相重り候故、近年諸郡へ過分之御貸米等被仰付候に付、大坂御廻米高致減少、江戸表御入用銀幷御國表御入用必至与指支候。別而御類燒以後は、御造營方御入用御公役同事之儀に候得共、御難澁に付御城御普請も指延被置候程之年御時節、改作之御法者重き儀故、是迄結構被仰付置候。併今年に到り候而者、自・他國共諸事悉御指支、危急之御勝手に相成、當年は春以來氣候も宜敷、一統作躰宜敷躰相聞候間、村方勢子を入、取入等之儀大切に心懸候樣可申付

候。且亦先年より年々御貸米之儀、今年返上高、百姓共例年之振に相心得可申候得共、前書之通御難澁至極之御時節に候條、一郡切御扶持人并十村格別遂詮議、返上米相增、一廉之御防にも相成候程可致返上儀に候。左樣無之候而は、御難澁之内より年々結構に被仰付置候筭加も不存付樣に候條、其方共格別に可遂詮議儀に候。返上もの詮議之節は、暫間も有之候得共、行當申渡候而は指支も可有之儀故、先達而申渡候。猶更返上之時節に至り可申渡候得共、兼而心得申聞置候事。

七月　　　　改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

八月十一日。加賀藩の江戸深川に於ける米廩火災に罹る。

〔政隣記〕

八月十一日、深川御藏屋敷御燒失。依而御屆有之。

八月廿二日。財政困難なるを以て諸役所の費用を半減すべきことを命ず。

〔政隣記〕

八月二十二日、金谷御邸に御用番前田駿河守殿より一役一人宛御呼出、左之紙面御渡。

御勝手御難澁至極、自・他國御借銀莫大に相成、最早可被成樣も無之候に付、嚴重御儉約被仰

付、御格式等にも無貪着御儉約之筋相立、御勝手御取續被成候樣遂僉議可申候。此段一統可申渡旨被仰出候條、可被得其意候。只今迄段々御儉約之儀被仰付候上は、難減儀も可有之候得共、大切之場に到候間幾重にも被遂熟談、只今迄之御入用半減を以御用相濟候樣被遂僉議、存寄之趣早速以紙面可被申聞候事。

一、御儉約之儀被存寄候趣有之候はゞ、役筋之儀は勿論、役筋にて無之趣にても、無泥罷出可被申聞候。寄日には拙者共致出座致僉議候間、何分とも一統申談、御爲に相成候樣に遂示談候儀肝要之事。

八　月

八月廿八日。小松定番御馬廻御番頭村上采女役儀を除き減知蟄居を命ぜらる。

〔泰雲公御年譜〕

一、八月二十八日、小松定番御馬廻御番頭八百石村上采女儀、奥村主水殿宅に而御横目立合、御役儀御取放、半知に被仰付、蟄居御申渡之由。采女は村上故傳右衞門跡也。

一、先達而村上采女役儀御差除、半知蟄居仰付候子細は、御下行等に相渡候小松御藏御算用場御印之物は、宛所定番頭に而、御印物定番頭より御算用場へ相返候切手を、寺中神主河崎

十貫目は十二貫目歟

和泉守方へ切手三百石貸渡、銀子三十貫目和泉守致借用、釆女は御印之質入銀子に而は無之、格別に和泉才覺を以銀十二貫目致借用候由。然所右御印、當六月切に付相せまり申に付、和泉方より御印請出、釆女方へ相返不申而は不埒明故、漸富札寄銀を以三十貫目指出、質屋へ相渡、御印は取戻釆女へ相返候得共、和泉方より釆女へ取替之十貫目埒明不申、彼是申分に相成、御印貸渡儀も露顯之由。

〔袖裏雜記〕

小松御馬廻御番頭兼役同所御請米渡り方御算用場印之切手、金澤表町人手前質入に成居申風聞、中川七郎右衞門承之、則相改候處、同役村上釆女請取候切手之內、都合四十二通不足に付、遂僉議候處、しみ物など出來、釆女せがれ長次郞方ゟ遣、金澤表御算用場において振札請申儀承合、早速譯立候樣申遣候由申に付、早速右切手取返候樣度々申達候へども譯立不申、六月中には譯立可申旨追々指越、閏六月二十五日迄待候處、漸七月二日に四十二通相揃候。是以後如何躰之儀出來可仕哉難計旨等、七郞右衞門紙面出之。右四十二通共御算用場ゟ振札請に指出置候。惣米高は千四百九十四石餘之旨、七郎右衞門申聞候。依之准例、明和元年九月同所御番頭山口藤兵衞儀、小松等御藏米御算用場印之切手簞笥之內ゟ入置候處、せがれ武左衞門取出し、百石計賣出、買留之者より取に向候へば事に及候に付、一家共等色々致才覺

相濟候段等、同役永原權左衞門より達御內聽、右紙面被渡下候付、其分に被成置候ては、武左衞門を藤兵衞之名跡に願可申候間、武左衞門手前相尋申聞候樣藤兵衞ゟ可申渡哉之旨等僉議之內、武左衞門儀病身にて名跡難願、嫡孫藤五郞承祖願藤兵衞書付出之。依之武左衞門は其分に被成置、藤兵衞は不念に候間役儀被除、遠慮可被仰付哉与伺、伺之通被仰出申渡候。今般釆女は、質入に仕銀子借請候旨、世上之取沙汰無隱相聞え候。此儀露顯御吟味之上は、重き御刑法者候處、七郞右衞門取捌急迫に無之故、釆女父子之仕合に罷成申候。父子共不屆候間、釆女閉門御免之節減知之例も候へども、閉門は重き御咎、御免之節減知は重々之御咎に候ごて、不心服にも相聞候間、釆女役儀不相應之儀有之段被聞召候に付被指除、組外ゟ被加之、自分知八百石之內四百石御減少、知行高四百石に被仰付、逼塞被仰付候方可然と僉議之趣、八月二日伺之處、僉議之通被仰出。八月二十八日申渡。

閒成寺は本年六月の一條に淺草邊一向僧と見えたるものなるべし

八月。前田重敎蹴鞠を一向宗の僧閒成寺に學ぶ。

〔御番方帳〕

一、明和七年八月十五日一向宗閒成寺、右向後裏御式臺より罷通候節、御步誘引、御廣間溜へ相通、物頭衆ゟ可致案內候。且又御步給事に候間、左樣可被相心得旨、青木治右衞門殿被仰聞候事。

一、明和七年聞成寺御鞠御用にて度々罷越、其後三九に御稽古日相極り、晝九時より罷越、六つ時過に被罷歸候。添番罷歸候迄相詰居申候。御廣間溜にて御料理出る。御居間書院に屛風圍出來候而、其處迄物頭衆誘引にて被溜候。御居間書院御廊下へ坊主御たばこ盆持參候間、聞成寺前へ持出、御茶之儀竹之御間臺子より出申候。夫より御次頭衆誘引にて、御鞠場に被罷出候。御居間書院御廊下に御步一人宛相詰罷在、聞成寺右溜りへ罷出候而、茶乞申候はゞ出し可申候。且頭衆へ案內可致旨申談有之、則相詰申候。最鞠之內は挾箱溜りへ上り、則溜りにて裝束被着替候得共、後は御鞠場之側にて被着替候樣子にて、溜には挾箱無之候。御用相濟被出候へば、物頭衆へ致案內、夫より御廣間溜りにて御湯漬か又は御餠菓子出候事も有之候。其刻御城坊主衆も兩人、御鞠御用にて參上といへ者聞成寺同樣に候事。尤常之席にて御料理出候事。

九月四日。城鐘の改鑄成りたるを以て之を時鐘所に運搬す。

〔泰雲公御年譜〕

一、九月四日、當夏御城中時鐘先年燒候後、鶴丸早鐘を時鐘に被用候所、鑄替出來、今日九時過車に而時鐘所へ持付候。

九月十四日。前田重教が來春を以て隱居せんとすることを告ぐ。

〔政隣記〕
九月十四日御家老衆席江御用人御招、來春時次郎殿御出府之上、御隱居・御家督之儀御願被遊候思召に候。右に付兼而心得も有之事に付、内々御申聞之由、西尾隼人殿御演述之事。

九月十八日。大聖寺侯前田利道參覲の途次金澤に宿す。

〔泰雲公御年譜〕
一、九月十八日、備後守様御參勤に付當地御止宿。翌朝御寺御參詣、直に御立被遊候。

十月朔日。大聖寺侯前田利道江戸に着し前田重教を訪ふ。

〔政隣記〕
十月朔日、備後守様當五月御參府之筈に候處、依御願前月十八日大正持御發駕、今日御着に付御出之事。
但、前々御料理被進、御家老等江も御料理被下候得共、萬端御省略之御時節故、此度より被差止、御熨斗三方迄に相成。

十月十四日。平尾邸火を失し長屋等を燒失す。

〔政隣記〕

十月十四日夜五半時頃、御下邸詰與力早崎作助より足輕使を以て御近習頭中迄、御下邸長屋より出火之處及大火、御殿も危く候段注進に付、物頭火消二手合被遣之圖に候處、重而作助より使來、御門續御長屋作助御小屋切にて火鎮り、御殿御別條無之段注進に付、物頭火消は不被遣之。右に付公邊ゟ御屆之儀、聞番之内御下邸ゟ罷越、火事所等委細見屆宜取計候様就被仰出候、中川四郎左衛門聞番見習也罷越、今夜中御屆有之、當座に御指扣に不及旨御差圖相濟候得者其通、若當座に御挨拶無之候得者、御差圖有之迄御愼之趣故、明十五日大奥ゟ女中御使之儀否、御廣式御用人ゟ委細御用人より示合置、明朝尚又申遣筈之事。

一、明日は式日に付、着服之事幷御邸中愼等之儀、御用番御老中御指圖相待候而は夜明も難計に付、先御愼之趣に御家老中より夫々ゟ申渡。

右御屆書左之通。

拙者平尾下屋敷南之下長屋より、今酉中刻致出火、二間梁に二十一間之長屋二筋、幷二間梁に六間計之物置、九尺梁に四間計之賄所致燒失、戌刻火鎮申候。尤屋敷外類燒等無御座候。

右御屆申達候、以上。

十月十四日　　　　　御　　名

拙者平尾下屋敷之内今夜致出火候に付、指扣申候而可有御座候哉相伺申候、以上。

十月十四日　　御　　名

享保十年正月二十七日加賀守平尾下屋敷之内致出火候に付、其節御用番水野和泉守様ゟ指扣之儀相伺候處、下屋敷之儀にも候間指扣に不及旨、卽刻御指圖相添申候、以上。

十月十四日　　御名之内　岡田太郎左衛門

右御書付寫三通、御用番板倉佐渡守殿ゟ致持參候處、不及御指扣に旨御指圖有之。

右御届之儀、出雲守様・備後守様ゟ者先聞番より申上、其外御一門様方ゟ者、翌十五日聞番より、無急度御留守居まで夫々申遣。

十一月朔日。當春幕府より贈られたる鶴を江戸に於いて調理披露す。

〔泰雲公御年譜〕

十一月朔日、於江戸表當春御拜領鶴、同夏御拜領之雲雀、御披に而御客有之。例年御家老衆へ御料理被下、御近習頭并御用人御吸物被下候處、萬事御省略に而、此度御家老衆へ御吸物迄被下、其外は相止候事。

十一月二日。石川郡松任等に高札を建て米價高値なるを以て生活の困難なることを訴ふるものあり。

〔政隣記〕

十一月二日加州松任町下之町端に、長さ一尺計幅四寸計之木札に、惣而米等高直に而難儀仕候に付、中買共等其分に不仕旨等品々書付、二・三尺計之竹に結付立有之。石川郡宮丸村にも右同様之札建有之、幷松任町水溜柵之内にも同様に建有之。

〔政隣記〕

十一月六日金澤町光林坊制札棚にも、右同様之札縲付有之。同二十三日小松町にも同様之札建有之。

光林坊は香林坊

十一月十二日。金澤及び江戸に於いて前田宗辰の二十五回忌法會を執行す。

前田宗辰の忌日は十二月十二日なり

〔政隣記〕

十一月十一日・十二日於天德院(但御取越也)大應院様二十五回御忌御法事御執行。

但、萬端御省略に付、於御寺御歩並以上御賄此度より相止、御香奠所足輕・小者之泊番も相止、御道具等役僧え預け候事に相成候事。

十二日、右に付江戸於廣德寺も、今一朝御茶湯御執行。

十一月十五日。本多圖書に明年御卽位式奉祝の使者たるべきことを命ず。

〔袖裏雜記〕

當十一月御讓位、來卯四月下旬御卽位に付、前々從公儀御書付を以被仰渡、人持組高知之者被爲指登候付、前廉僉議有之可然、江戶にて御用人より相達、其段金澤ゟ申來。則僉議に、寶曆十三年冬御卽位に付京都ゟ之御使者、前々萬石以上之者被指出候へども、以下にても苦かる間敷哉と御用人ゟ僉議之處、大抵萬石に准候者に候はゞ苦かる間敷と申、兩端伺之處、嚴敷御儉約之御時節に付、前田圖書可被遣旨被仰出被遣候へども、前々萬石以上之者被指出候御格之儀、自分知之所引合候へば指而大きに違申儀にても無之旨等之僉議にて、先例之通今般は本多圖書十一月十五日圖書に內意申聞。・横山多宮內被仰付可然と之十月三日伺、十月十八日伺之通被仰出。

十一月十八日。定番御歩山本宇左衛門指扣を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

各僉議之上、左之覺書十一月十八日渡之、其段委曲江戶ゟ申上。

神保舍人ゟ

定番御歩　山本宇左衛門

右宇左衛門儀、姉去々年致出奔、今度道中より相煩、前月七日夜宇左衛門宅ゟ立歸候處、同

九日曉致病死候。然所先達て立歸候段及斷ても置候へば、尤病死之儀も早速相斷差圖を受取捌可申處、無其儀、居所手狹之由にて、暫時も差置不申、死骸寺に差預け遣候段、致形不宜、不念之至に付、指扣罷在候樣可被申渡候事。

但、右姉死骸之儀は勝手次第葬可被申候。

十　一　月

十一月廿六日。前田重教本鄕邸に蹴鞠の會を催す。

〔泰雲公御年譜〕

一、十一月二十六日、於江戶表蹴鞠御興行有之。御客播磨守殿・兵部大輔殿・久次郞殿・文吉殿御越。露拂置鞠。

十一月廿九日。前田治脩來春出府の際に供奉すべき諸士を命ず。

〔政隣記〕

十一月二十九日、來春時次郞殿御出府に付、御供御橫目一人、御大小將四人、其外御供御用之分、夫々頭々に被仰渡、先達而書出置候處、今日御小將頭三宅權右衞門、御大小將橫目大藪勘右衞門に、右御供被仰付候段、御用番安房守殿被仰渡、御大小將青木久左衞門・永原小彌太・河野五左衞門・寺西孫右衞門にも御供被仰付候段、其外にも夫々頭々に御用番被仰渡、

頭等より夫々申渡。

但、右御供人は來年御留守詰之人々書出候樣、先達而被仰渡有之、其人々也。割場奉行辰巳八左衛門、御抱守神田十郎左衛門・和田知左衛門・多田四郎・澤田權三郎・堀平次右衛門・松平織人・坂田九郎右衛門・山崎久兵衛、御近習前田波江・神保多門・淺加五兵衛、御醫師佐々正益・不破元策、小拂方與力中山甚太夫・加々井元右衛門、宿割方與力渡邊嘉太夫・堀安太夫。

御道中御行列之大概左之通。

御先馬二疋　御弓二張　御鐵砲二挺　玉藥箱一荷　御矢箱　御對鎗　御中鎗　御薙刀　御刀筒　御具足櫃　御挾箱　御立傘　御臺笠　御駕　御持鑓　御草履取　御茶辨當　御召馬一疋　騎馬御醫師　青木・三宅・堀之内二騎

十一月。不作なるを以て百姓の請により貸米を許す。

〔司農典〕

當年夏中照續水廻不宜、所々及旱損に候旨に而、秋縮御請之節諸郡より申聞候趣も有之候得共、今年御入國之儀に候間一統奉祝、御難題之儀不申上樣に与段々申渡候處、一統致心服、秋縮御請指上候得共、皆濟に至り難澁之筋有之旨に而、諸郡より小紙差出候。今年者過分不

時御物入も有之儀に付、何分にも願立筋難及詮議段申渡候。重而小紙指出候に付、前々より御郡方之儀に、御捨置不被成、御憐愍を以累年御償御座候。右御恩澤之儀共存付、今年之儀者何分にも御難題不申上樣可有之儀、其段も申渡候得共、再往無據願之儀も打返遂詮議候所、近年御調達銀引當米も多候故、御手當無御座候得共、段々致詮議候處、當時甚御指支には候得共、御捨置被成候儀も難被成候に付、精誠詮議指詰相願候儀に候間、願之通御聞屆可被成旨被仰渡候。前段之通一向御手當無御座候得共、餘事御打欠御貸渡被成候。此節別而大切至極之御米之儀に候間、一粒も麁抹無之樣末々迄急度可申渡候。御郡へ之僉議も指詰候上に而、尙亦重々詮議委敷前々も有之躰に候。尤右小紙願村々、旱損之内にも上中下三段作躰も可有之候間、御郡組々割符之儀、何れも打寄綿密に致詮議、厚薄之模樣に寄、上中下之割形成儀候所に者、割懸等を以、一統致和順重々遂詮議、ゆり合取計可申候。但我意依怙之取捌等少も無之樣可相心得候。御指支之内より御償被下候儀を致心服、全御背濟之儀相心得可申候。所に寄不行屆場所も可有之候得共、其儀者入々指働、隨分致出精、末々迄心服を以御背濟いたし、勿論平生暮し方にも心を付、萬事致勘辨取續候樣、末々迄不相洩樣篤与申合、夫々取計可申候。樣子に寄割符仕樣上中下三段位に寄、割方之儀委敷承り可申儀も可有之候間、先認置可申候。其儀者追而入用之儀候はゞ、其節可申渡候。吳々上中下三段作躰に寄割符之心

得肝要に候。村々難澁輕重にも寄可申候間、此儀者入々切に可遂詮議候。近年割符之所に詮議不行屆躰にも粗相聞候間、油斷無之儀に候得共、譯而申渡候間、右之趣郡之役人共手前に而詮議相糺可申事。

十一月　改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

十二月十九日。前田重教、德川家治より鶴を贈らる。

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月十九日、上使御使番安部兵部殿を以鶴御拜領。右爲御禮御廻勤、御名代備後守樣御勤被遊候。

十二月廿九日。富士大石寺派の教義に歸依するを禁ず。

〔政隣記〕

富士大石寺派信仰之族有之、於俗家宗義勸込申由に候。右宗派之儀は御領國に末寺無之候に付、紛敷宗門之筋難相立候旨、不致信仰樣先年相觸候處、近年猥に相成、信仰之者多有之躰相聞え、不屆之至に候。是以後右之族於有之は、急度曲事可被仰付候條、被得其意、組・支配・與力・家來末々迄嚴重可被申渡候。組等之內裁許有之面々は、其支配えも相觸候樣可被申

聞候事。

右之趣可被得其意候、以上。

庚寅十二月廿九日

本多安房守　印

前田駿河守　印

諸頭一役宛連名殿

〔泰雲公御年譜〕

一、十二月廿九日、富士大石寺派宗門之事に付、小立野罷有候吉田丈右衛門等張本人七・八人致閉戸候。陪臣或は足輕等之由。

〔泰雲公御年譜〕

一、二月七日富士大石寺派之儀、御領國に末寺も無之、紛敷も可有之候間、向後右宗門信仰之者可爲曲事之旨、御城代衆より觸付有之。

安永二年十二月八日參照

本文は明和八年觸狀を發したることに係る

# 明和八年

正月朔日。前田重教病むを以て登營を辭す。

〔政隣記〕

元日、就御痛所御登城御斷。御家老大音帶刀を以御太刀馬代被上之。且鶴之庖丁、御料理頭大杉源右衛門勤之。

正月朔日。前田重教の病痘瘡なることを診せらる。

〔泰雲公御年譜〕

正月元日、中將樣舊臘廿七日御熱被爲在、今日彌御疱瘡に相極候。

〔政隣記〕

一、正月元日、武田長春院江明日御見廻候樣被仰遣。

一、二日武田長春院從御城直に御越御診察之處、御疱瘡に而至而御順症之旨御申聞。依之御一門樣等江、夫々爲御知有之。於山王御祈禱之儀被仰遣。同夜より御夜詰初る。

一、四日より御水膿。今日觀理院等より御札被上之。今日太田元達与いふ醫師江診被仰付。

一、六日より御貫膿、十日より御結痂。

正月五日。德川家治使を遣はして前田重教の病を問はしむ。

〔政隣記〕

正月五日、右に付御尋之上使御奏者番內藤大和守殿御越、上意之趣備後守樣御拜聽。從大納言樣も御同人を以被蒙上意。右に付御禮備後守樣。御臺樣よりも以奉文御尋有之。右上使之

御禮幷奉文之御禮は、御伺候而御酒湯被爲濟候而被上之。

〔德川實紀〕

正月五日、松平加賀守重敎疱瘡を患るよし聞召、奏者内藤大和守賴由をしてとはせらる。

正月九日。前田重敎痘瘡を病むの報金澤に達し、尋いで治脩より使を遣して狀を問はしむ。

〔政隣記〕

正月十日、君上御疱瘡之御儀、當二日發之早飛脚昨日金澤着。依之爲伺御容躰江戸表に之早打御使、御大小將渡邊幸助に今日被仰渡。翌十一日八半時頃金谷御邸より發出、十六日夜江戸參着。

〔政隣記〕

正月十六日、從時次郎殿、御疱瘡に付御伺之早打御使者澤田權太郎御抱守也。今夜參着。但十一日八半時金澤發。

附、渡邊幸助与同刻發、同刻參着。幸助事十一日に記。

正月十三日。金澤の諸士前田重敎の痘瘡順調なるを祝す。

〔政隣記〕

正月十二日、御用番奥村主水殿より以御廻文、頭分以上之人々、明十三日御疱瘡御順症之恐悦、猶又爲伺御機嫌、御用番宅に參出等之儀被仰越候事。

正月十三日。徳川家治、前田治脩の酒湯を引きたるを祝せしむ。

〔政隣記〕

正月十三日御酒湯。依之頭分以上熨斗目、平士以下服紗小袖・上下着用。十四日夜より御夜詰止。

〔政隣記〕

御酒湯被爲曳候爲御祝儀、上使御奏者番牧野遠江守殿を以、卷物五・一種一荷御拜領。從大納言樣も一種一荷御拜領。御名代備後守樣。從御臺樣も以奉文一種一荷御拜受。

〔徳川實紀〕

正月十三日、松平加賀守重教疱瘡快く、酒湯の式行ひければ、奏者番牧野遠江守康滿御使して卷物・酒肴を賜ふ。大納言殿よりも同じ。

本文因みに之を掲ぐ

〔續漸得雜記〕

一、泰雲公疱瘡のまじなひとて、九錢魚といふ物を御尋なり。御領國になしとて、京都より取寄、宮竹屋伊右衞門より奉けり。代金十兩也けりとぞ。此九錢魚といふは、龍門の瀧の鯉

なりとぞ。背丸く錢の形の如き星九つ有。除夜か節分に、本法のごとくにして修せられける也。水にひたし、能く煮て法の如くすれば、其出る程の疱瘡の數、顔は魚の頭、背・腹は魚の背・腹になるに違ふ事なし。妙なる物也。悪瘡抔は九錢魚皆請込て、萬人に一人も仕損なしとなむ。本草細目に委しとかや、知る人に尋ぬべし。

正月十八日。前田重教使を以て德川家治の先に病を問ひたるを謝す。

〔德川實紀〕

正月十八日、松平加賀守重教疱いえしかば、さきにとはせ給ひし謝使進らせ、一種一荷を奉る。

〔政隣記〕

正月十四日、御酒湯爲御祝儀御拜領物に付、御献上物之儀昨日御伺置之處、今日御用番松平右近將監殿ゟ聞番被召呼、公方樣ゟ一種一荷可被献候。大納言樣ゟは御献上に不及旨御指圖有之候事。依之明十五日御献上。御臺樣ゟも御伺之上、干鯛一箱以女使被上之。

日附前文と異なるもの恐くは非なるべし

正月二十日。宮腰詰米奉行金岩嘉太夫役儀を免ぜらる。

〔袖裏雜記〕

金岩嘉太夫、宮腰御詰米等奉行當九月被仰付候以後、村方之者より銀子借受候仕形等不宜趣

當は明和七年

相聞、且御算用場奉行不申事をも申候樣に先々は申なし候族等も有之躰に而、以後害に成可申に付、寶暦三年七月澤崎太左衞門改作奉行被仰付候處、同役和順不仕、此儀樣子も有之躰、いづれも不得手之趣にて被除候樣仕度旨御算用場奉行申。右樣子は行狀不宜、心安く仕十村も有之、御縮方不相立に付、太左衞門儀樣子有之付役儀被指除候段同年十二月申渡、同十二年八月成瀨權佐儀、礪波射水御郡奉行被仰付候處――同樣に申渡候例を以、嘉太夫も樣子有之付役儀被除段可申渡哉之旨、十二月二十四日伺。伺之通翌年正月二十日被仰出。

正月廿一日。前田重教の德川家治より慰問を得たることを金澤の諸士に告ぐ。

〔政隣記〕

正月廿一日於金澤、昨日御用番奥村主水殿依御廻狀、今朝五時頭分以上布上下着用登城、御帳に付、柳之御間に列居之處、御用番左之通御演述。

中將樣御疱瘡被成候に付、爲御尋先達而以上使被爲蒙上意、從大納言樣も被爲蒙上意、當十三日御酒湯被爲引候に付、爲御祝儀上使牧野遠江守殿を以、御卷物縮緬五卷・御樽肴御拜領被成、從大納言樣も御樽肴御拜領、從御臺樣は以奉文御樽肴御拜受、重疊忝御仕合思召候。右之趣可申聞旨被仰出候事。

右に付御順快御酒湯相濟候御祝儀、今日御弘之爲恐悅、今明日之内御用番御宅ゟ參出候樣、
御用番被仰聞候趣、如例御横目中申談之事。

正月廿二日。前田治脩將に江戶に赴かんとするを以て供奉の士に會所銀の借用を許す。

〔政隣記〕

正月廿二日、時次郎殿當春御出府御供人ゟ、會所銀前借に無構百石に四百五十目宛御貸渡。
新借之人々者知行當り之外に百石百五十目宛過借、御切米被下候御步並ゟは、右割合を以御
貸渡之段、今日御用番被仰渡、且左之通會所奉行ゟ被仰渡候事。

卯正月

時次郎殿御出府御供人會所銀、前借有之人々證文相改、過借は一紙に詰候儀、御供人之分
は格別之趣を以、各ゟ直に相達、過借共改候樣可被相心得候事。

正月廿七日。前田重教、大聖寺侯前田利道を名代として先に德川家治より病狀を訪はれたるを謝せしむ。

〔政隣記〕

正月廿七日、御疱中上使等之御禮、いまだ御出勤難被遊に付御延引に相成候故、御名代を以御勤可被成哉之旨、御月番松平右近將監殿に御伺被成候處、重き事に候間御名代を以御勤可被成樣就御指圖に、今日爲御名代備後守樣御勤。

正月廿九日。前田治脩出府の請を許されたるの報金澤に達す。

〔泰雲公御年譜〕

一、正月廿九日江戶表飛脚到來。先達而時次郞殿御出府御願置被成候所、御願之通被仰出有之候旨。

二月三日。御算用場印を僞造行使せしもの發覺す。

〔泰雲公御年譜〕

二月三日御算用場印爲似候者露顯、藤井幸左衛門せがれ之由。會所へ持參仕候者、才川々上浪人若黨体之者之由。幸左衛門忰善助十九歲、吟味中親へ被指預、浪人は禁牢之由。

二月五日。前田治脩出府の期を本月十五日と定む。

〔政隣記〕

二月朔日時次郞殿來月四日御發駕与被仰渡候處、重而今月十五日御發駕、同廿六日江戶御着

与五日に被仰渡候事。

二月十五日。前田治脩金澤を發して江戸に向ふ。

〔政隣記〕

二月十五日朝六半時御供揃に而、時次郎殿御發駕。御供御馬廻頭青木與右衛門、御小將頭三宅權左衛門、御先筒頭堀孫左衛門、御大小將横目大藪勘右衛門。廿七日目江戸御着。

但、於江戸御勤等之節御時宜役は、御大小將三輪齋宮・田尻左門・岡田助太夫・田邊平次右衛門ゟ、伺之上御小將頭より申渡。

〔雜　錄〕

一、二月十五日時次郎殿御出府。辰之刻。兼而は三月六日・七日比御出府之御沙汰に候處、御對顔御用有之旨被仰進、御繰上に相成候事。

二月廿四日。前田重教平尾邸に行歩を許さる。

〔政隣記〕

二月廿四日、御痘後御肥立兼候付、折々御下邸ゟ御行歩之儀御願書、昨日御用番ゟ御差出之處、御勝手次第之旨以御付札御席被仰渡。依而今日御一門様方ゟ爲御知有之。

三月八日。前田治脩松平氏を稱し鎗二本を携ふることを許さる。

〔三壽御譜〕

三月六日、御目見之儀幷御先格之通松平之御稱等乘物御乘用之儀御書付、老中月番松平周防守へ、御先手松前主馬を以て被指出、且御目見以前より御鎗二本持せらるゝ事御願候處、三月八日御伺之通被仰出。

〔政隣記〕

三月九日、時次郎殿え松平之御稱號、御諱利有公与被進、向後樣附に唱候樣被仰出。

但、右之趣於金澤は、同月廿三日御用番被仰渡候旨、御橫目廻狀有之。

三月十三日。前田治脩先例に依て能登の幕府領を寄託せらる。

〔三壽御譜〕

五月十三日松平右近將監へ聞番御呼出にて、能州御預所之儀御伺置被成候處、御先格之通り御付札を以て被仰渡。

三月十三日。前田治脩閣老を歷訪す。

〔政隣記〕

三月十六日、時次郎樣御老中方御廻勤。

但十三日にも御勤有之。

諱を利有と定めたることは明和五年十月廿八日の條にあり

三月廿五日。前田治脩初めて柳營に上る。

〔政隣記〕

三月廿五日、時次郎樣昨日御老中御連名之依御奉書、今日御登城、初而於御黑書院御目見被蒙上意。但前田伊豆守殿御同道に而御登城之事。

〔德川實紀〕

三月廿五日、松平加賀守重教の弟時次郎 中略 其他初見するもの廿四人。

三月廿九日。河北郡太田村殆ど全燒す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月二十九日森下之近郷太田村出火、家數百計之所大方燒失之由。

四月四日。金澤に於いて諸士に前田治脩の初めて德川家治に謁見したることを告ぐ。

〔政隣記〕

四月四日、於金澤頭分以上𛀁右之趣御弘有之。尤各布上下着用登城候樣、前日御用番長九郎左衞門殿御廻狀有之。

右爲御祝詞、今日・明後日之内御用番御宅ゟ參出之儀、御横目中申談候。

〔雜　錄〕

三月廿五日時次郎様初而御目見、於御黑書院御首尾能被仰上、被蒙上意。御同道前田伊豆守殿之由。同日中飛脚に而帶刀等より申來、四月二日到來。

四月四日。前田重教、後桃園天皇の卽位を賀し奉る爲に使者を發遣す。

〔泰雲公御年譜〕

一、三月廿二日御卽位之節之御賀使、本多圖書政康に被仰渡。

一、四月四日京都ゟ御使本多圖書政康發足。

一、今年御卽位に付、御使者本多圖書を以御献上之品。

禁裡ゟ　御太刀一腰・御馬代銀三十枚・御目錄。

仙洞ゟ　御太刀一腰・御馬代銀二十枚・御目錄。

女院ゟ　白銀二十枚・御目錄。

准后ゟ　白銀二十枚・御目錄。

干鯛一箱・鯣一箱・御樽代千匹宛　上使松平隱岐守殿、所司代土井大炊頭殿ゟ。

干鯛一箱・昆布一箱・御樽代五百匹宛　大納言様御使高家衆、上使に御差添大友近江守殿・前田

卽位は四月廿八日に在り

出羽守殿。

同斷　傳奏衆廣橋大納言殿・姉小路大納言殿。

同斷　院傳奏衆平松前中納言殿・難波前中納言殿。

同斷　禁裡御附高野前中納言殿・松平信濃守殿。

同斷　院卿附淺野河内守殿・永久相模守殿。

白銀三枚　禁裡長橋御局。

同　二枚　禁裡大御乳人。

同　仙洞平中納言御局・勘解由小路御局。

同　女院樣御所小督御局・石井御局。

同　准后樣おとは御方・おさゐ御方。

四月六日。越中境關所奉行より江戸に往復する者の過書に關する慣例を答申す。

〔國事雜抄〕

御家中之面々家來之分、江戸へ指遣候過書之儀、御用番之御年寄衆御印章之過書にて、御關所相通申候。御組頭之儀も右之通と御心得御座候處、當春溝口七太夫迄、御組頭之儀は、御

この日附は年紀不明なり

家來之分御自分過書にても滯申儀無御座段申上候に付、彌右之通に候哉、御定之儀御同役衆へも御申談被成候條、委細可申上旨。成程七太夫殿御尋之時分申上候通、御組頭之分は、御家來之儀江戶等へ被遣候には、御自分之過書にて相通候御格に御座候、以上。

三月二十日　　　　千　秋　孫　助

中村久左衞門様

一、明和八辛卯年三月越中境御關所奉行大脇助三へ承合趣有之、先年千秋孫助境奉行之節、中村久左衞門承合趣有之候へ共、年號無之、尙更爲念委細尋に遣し、左之通申來る。

一、組頭衆御自分家來、御同役之家來にても、江戶へ相越候節、御自分過書を以相通候御格に御座候。

但、定番頭衆之儀、同樣相心得罷在候に付、過書向無指支相通候存寄に御座候。

一、人持組之面々、都て其組頭之年寄衆より御印章之過書を以相通申候。

但、御家老衆並寺社奉行中等は、印鑑相渡居申に付、家來等にても、過書向次第相通候存寄に御座候。

一、物頭之面々は組用之外、自分家來・同役之家來にても、御用番より之過書を以相通御格に候。

一、御家中之面々江戸より召連候雇人足、金澤より相返候節は、尤過書無之ては難相通御座候。

但、此分町奉行中より之過書にて相通申候。

右之通に御座候。猶更得貴意候節可申上候、以上。

四月六日　　大橋助三

富田九郎右衛門様

四月十六日。前田重教家督を治脩に讓らんことを請ふ爲願書を幕府に提出す。

〔大梁公手記〕

四月十六日

一、中將樣御隱居御願書付、今日松前主馬殿を以、御用番松平右京大夫殿へ御指出被遊候處、無御滯御請取被成候。此段可申聞旨被仰出候段、萬右衛門を以被仰出候事。

〔政隣記〕

四月十六日、御隱居御家督之御願書被指出。

四月廿二日。前田治脩の生母壽清院を呼ぶに樣付とすべきことを命ず。

〔泰雲公御年譜〕
四月二十二日、時次郎樣御生母壽清院殿向後樣付に可唱旨。御生母名夏。藤堂家之臣園田喜左衛門秀顯女。護國公薨後稱法清院、又壽清院に改。寶暦元年二月八日死去。

四月廿三日。前田重教の名代及び治脩柳營に登りて隱居及び家督相續を命ぜらる。

〔御兩殿樣御登城一件〕
四月廿二日
一、明廿三日中將樣御名代松平播磨守殿、且又時次郎樣御登城有之候樣、今日八時過御老中方御連名之御奉書到來之事。
時次郎樣被爲召、御登城御下り之節より、御行列御代々樣之通に候間、御薙刀・金御紋御挾箱、且又大小將御番頭・御横目・三十人頭・御歩小頭・新番、都而相增候。御供人諏訪部文九郎殿迄罷越有之、間番より通達之上、下馬迄罷越候御挾箱等取替候間、此趣夫々御申談可有之候事。
但御六尺は御登城之節より罷出候事。
右覺書を以、中將樣より青地久兵衛を以被仰出候事。

四月廿三日

一、時次郎樣今日五時頃中の口より御出、御登城被遊候處、中將樣御願之通御隱居御家督被仰出、夫より西の御丸ゟ御登城御下り、諏訪部文九郎殿ゟ御立寄、夫より御老中方若年寄田沼主殿頭殿御廻勤被遊、八時前御歸殿被遊候。御本丸に而御家督被爲蒙仰候に付、聞番方使役足輕を以、御挾箱等夫々取替之儀、諏訪部殿迄申遣旨、聞番岡田太郎右衞門より、御下乘所神尾伊兵衞迄被申越候に付、猶更無間違樣に申渡遣、押付金御挾箱内櫻田御門ゟ相向、其所に御小人目附出向、御挾箱に指添罷通取替指出、夫々御番所屆茂右御小人目附相屆候に付、此方より屆申儀無之候。御鑓者、只今迄御部屋住之內爲御持御鑓其儘に而、取替不申候。御登城之節御大小將御供、御跡供竹田源右衞門迄一人罷出、御本丸御下りより御先向御大小將、御左中村彌太郎、御右脇田伊織、代り生駒與三男、御跡供永原小彌太、御橫目山森澤右衞門、御步小頭﨑田九左衞門、三十人頭土山三太夫、其外都而御代々樣之通相增候。御番頭神尾伊兵衞、前條之趣に付御登城之節より御供仕候事。

但、上下御供、御登城之節組頭湯原典膳・御表小將田尻左門、御下り之節御使番多田四郎相增、尤聞番岡田太郎右衞門御供仕候事。

一、今日御城之御首尾、中將樣ゟ被仰上候に付、物頭御近習頭賀古市左衞門御下乘迄罷越居、

御前御乘用被遊候而、市左衞門罷出候趣申上候處、今日之御首尾都而市左衞門ゐ被仰出、途中早乘に而大御門より入、中將樣ゐ被達御聽候由之事。

〔大梁公手記〕

四月廿三日天氣好快晴。晝過より少風、以之外晴氣。

一、五時供揃申度、供揃次第罷出候事。出宅之裝束之儘に而、御機嫌相伺、且又追付登城仕候段も申上候事。

一、登城之處、直に柳之間上之方白牡丹之繪之御杉戸之側に着座。尤養哲指圖也。暫有之、播州登城、予着座之席へ被參、初而近付に相成候事。夫より坊衆之溜りへ行き休息、播州同道也。こゝにて久しく咄などする。九時頃上下をきかへ、坊主衆大方罷出可然旨申に付、柳之間最前之處に相扣居る。尤播州同道也。暫有之、桑原善兵衞殿・吉十郎殿被參、老中へ謁之時之習禮有之可然旨に而、櫻之間之上之御間御緣がはに同道。右相濟、竹の間之上〻之松に瀧之有之、御床御なげし之上落雁十一羽書有之御間へ行、御床之方へ向ひ予、其次に播州兩人着座。夫前に御座之間之方御錠口御杉戸之そば御緣がはにひかへ、播州は御黑書院御緣がはにひかへる。是等始終桑原氏指引也。右に着座之處、原田順阿彌來り、追付右近將監殿懸御目可申段被申由申に付、前に相調御間に着座。暫有之右近殿被參、挨拶相濟、御座之間之

御機嫌は前田重教のなり

様子被申聞、段々委敷仕形等に而指圖有之。播州も數度押返し〳〵被尋。右相濟、右近殿被入与一度に、桑原氏最早出御に候間直ぐに可參由被申、若年寄衆先立に而、御錠口御杉戸より御奥之方へ行。細き御廊下に而虛く闇し。餘程いろいろ入曲りて、御座之間近き御廊下之曲り目に暫着座。此中は播州上座、予は次座也。右近殿差圖也。追付若年寄衆之内罷出候様案内有之、出る。其御廊下直ぐに行きて、左之方へ曲り一間有之。其御間之御緣がはを通り、尤御間毎に御側衆等列居也。御杉戸有之、はづして有。御座之間之御緣がはへ入、疊一疊之長程おきて着座。尤播州上座、一度にならびて入る。其時披露有之。夫れへと上意之時、兩人立並び御敷居之内へ入、頭を下げ謹而居る。右之方に進みて御用番松平右京大夫殿、引續き右近殿も着座也。其時上意。

加賀守願之通隱居、時次郎へ家督無相違申付る。

難有仕合と御用番之方へ向き御禮申上る。御取合有之。又上意。

加賀守領國廣き事なれば、政務無油斷相心得候様。

如前難有仕合と申上る。御用番取合有之。又上意。

加賀守年若にて隱居之儀さぞと保養可仕候。

右御請同斷。総而右近殿一寸會釋有之と、直きに退座部屋へ行。これ松之間大廊下之部屋也。播州も被參。

圖は之を略す

此時桑原氏同部屋に被見、今日より此部屋に居可申候。重而より登城之節も此部屋へ入可申旨演述。委曲致承知候段返答に及ぶ。其後今日首尾能相濟目出度段、あの方より挨拶有之。予よりも今日彼是御指引に預り致大慶候段及挨拶事。

只今上意之趣、播州と申合ひ見る。大方は宜し。され共とくとせざるところ有之。依之追付右近將監殿へ參候間、あの方に而上意之趣とくと聞合せ調候而成共可指越候。上意は少しに而も、末代にも相殘り重き事に而候由御申。扨々只今之樣成長き上意は、拙者等初而致拜聽候。御家柄格別之儀と存候旨感心之躰に而被申候。今日は無據隙入有之につき、是より老中廻勤直に罷歸候間、加賀守殿へ今日上意之趣等委敷御申渡被成可被下旨被申聞、委細致承知候。扨今日彼是預世話段及挨拶。暫時有之播州退出也。暫有之、右近殿より原田順阿彌を以、今日首尾好相濟目出度段御申越。段々今日は彼是預御世話忝次第存候。只今御念入候御口上之趣、忝次第存候。此段宜可申達旨順阿彌へ申述る。右終而又同人を以、右京殿より、昨日より彼是心懸りにも可有處、萬端首尾能相濟目出度存旨被申越。御口上之趣御念被入候儀忝存候。今日は彼是御差引忝存候段挨拶申述る。追付老中列座之旨坊主案內、部屋に而扇子を取て行く。最前習禮之通り列居。予も如圖座をなし申述る口上。

今日加賀守願之通隱居、私儀家督被仰付御懇之蒙上意、難有仕合奉存候。

御前は前田重教

右申述候時右京殿、今日萬端無滯相濟目出度旨被申。夫より直に退座、部屋へも不行退出す。西丸へ登城。先日初而御目見之節之座席松の間行つき之角之方に着座すべきこといたし候處、佐藤永務、只今よりは御部屋へ御入可被成旨申。卽永務せがれ道可先立して部屋へ行。暫有之、當御丸御目付（名失念追而可記。）近付に相成。夫より御間內見に行。此人指圖也。相引而追付出る。御奏者番（名失念追而尋）ゐ謁す。畢而直に退出。諏訪部文九郎方ゐ立寄、是にて燒飯たべ、裝束着かへて老中等廻勤する。氣色次第によし。風少し立。於先々申述る口上左之通。且又西の丸御奏者番へ謁候口上は、御本丸老中へ謁し候通也。故に略す。

今日致登城候處、於御座間同氏加賀守願之通隱居、拙者儀家督被仰付、御懇之蒙上意難有仕合奉存候。右爲御禮致參上候。此段宜く。

取次之出向ふところにして口上言ひ置也。大方門下迄出る。右相濟、歸宅也。歸宅之上熨斗目に着かへ、御前へ御禮可申上与與一郎を呼候處、御前ゐ罷出候節、今日上意之趣相調候而持參仕候樣被仰出段申に付、奉畏候。大方には拜聽仕候へ共、承落し候處も御座候而、卽御座之間相退、於部屋播州と上意之趣申合ひ見申候得共、播州もとくとは覺不被申。依之追付播州老中廻勤之節、右近將監殿へ被罷越候はゞ承合せ、追而調候而成共可越旨被申候間、調指上候而も餘程違ひも可有御座奉存候。此段申上置候樣申上候事。調候處左之通。

上意之趣

加賀守願之通隱居申付、時次郎へ家督無相違申付る。

加賀守領國廣き事なれば、政務無油斷相心得候樣。

加賀守年若にて隱居之儀、とくと保養可仕候。

右半紙に相調、美濃紙奉書包にして、上に上意之趣と相調、懷中、直に御前へ罷出る。右調候而指上候樣被仰出之節申上る。御禮之口上。

今日御名代播磨守殿幷私登城仕候處、於御座間御隱居御願之通被仰出、恐悅之至奉存候。依之私儀家督無相違被仰付候段等、段々御懇之蒙上意、誠以難有仕合奉存候。御禮奉申上候間、此段何分にも宜く。

追付御前江被爲召、御懇之御意之上、御熨斗被下。謹而奉頂戴、御熨斗一ふさ懷中。畢而上意之趣相調候を指上可申旨御意。卽懷中より取出し奉指上候。此節も最前與一郎を以申上候通、上意之趣はきと記憶不仕候得共、調指上候樣被仰出候故、大意を相調奉指上候段申上候事。

御前樣は前田重教夫人

右御覽被遊、直に御奧江御供被仰付。御二所樣御上段に被爲入、予も上り候樣御意。依之上る也。今日之御禮御前樣へ申上る。御肴御目錄於御前從御前樣より拜領、御禮申上る。今日永

隆院殿七十賀之餅被進候。幸只今祝可申旨御意。御兩方樣御祝、予もいたゞき候事。相濟、御表御居間へ御出、御供に而罷出、御咄被遊、御前退去。此御禮申上候哉相しらべ追而可記。

一、出入之衆十五人被參、名書略す。於勝手座敷對面、相替事無之。一先相引、暫有之、小書院へ大音帶刀相呼隼人は御三家へ今日之祝詞使者に行ゆゑ、此節不有合。申聞候趣。

今日致登城候處、於御座間中將樣御願之通御隱居、拙者に家督被爲仰付、段々御懇之蒙上意、難有仕合に候。此段頭共へ茂一統可申聞候。

右申述、帶刀退去之上相引。直に與一郎・萬右衛門呼出、今日之普爲聽申述る。口上爲念記す。

今日御名代松平播磨守殿幷拙者致登城候處、於御座間中將樣御願之通御隱居被爲蒙仰、恐悅奉存候。依之手前儀家督被仰付、段々御懇之蒙上意、難有仕合に候。右普爲聽申入候。

先刻には與右衛門迄兩人より口上之趣、入念之事に候。

〔德川實紀〕

四月廿三日、加賀國金澤の城主松平加賀守重教致仕の請をゆるされ、實弟時次郎をして、原封加賀・能登・越中百二萬二千七百石を襲がしむ。

## 四月廿七日。前田重教名を肥前守と改む。

〔政隣記〕
四月廿六日、中將樣御名替之儀御願書、松前主馬殿を以御指出之處、翌廿七日御願之通被仰出、肥前守樣与御改。右御禮は御用番へ迄聞番被遣之。殘る御老中方へは御届迄有之、大奥へも女中文に而被仰遣。

## 四月廿九日。表小將栂八郎流刑を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕
左之通四月二十九日申渡、八郎江戸より御返、二十七日に着候へども、廿八日は御即位に付相扣、二十九日申渡趣等、被仰出之御親翰之御請に申上。御隱居御家督御願之通被仰出候段、廿九日申來候へども、いまだ御弘無之故申渡。

野村源兵衞・高田治太夫へ

御表小將　栂　八　郎

右八郎儀、御疱瘡中御看病心得不宜候付、指扣被仰付置候へども、御憐愍を以御免被成、其節吳々以後之儀被仰渡候處、承引不仕候哉、無間も重て甚不心得之品有之候付、遠嶋仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

但、遠嶋迄之內は一類共へ御預被成候間、急度縮仕置候樣一類共へ可被申渡候。尤一類共交名可被申聞候事。

四月廿九日

御大小將横目へ

御表小將　栂　八郎

右八郎儀、野村源兵衛・高田治太夫内密において申渡候趣有之候條、各内兩人彼宅へ被罷越、源兵衛・治太夫可被申談候。與附御歩横目兩人罷越可申候。若此表に不在合候はゞ、表方御歩横目可被申渡候事。

四月廿九日

〔泰雲公御年譜〕

一、栂八郎儀最前差扣被仰付候節、於江戸百五十石當り之御扶持方被下置候所、今般御國へ御返し、四・五日以前致歸着候所、前月晦日一家へ御預被成、五ヶ山へ流刑被仰付候由。重き罪科之儀難計、先日頃世上沙汰には、中將樣舊臘御疱之節、御看病疎略之体思召に不叶、遠慮被仰付、一旦御免被仰付、如元御近習相勤候所、其後御鞠被遊候に付、時次郎樣へ御見物被遊候樣、八郎へ御使被仰付候所、御返答に御鞠御拜見被仰付難有被思召候由に候所、忝被思召候与申段を、不應御意旨に而、重而急度指扣被仰付、右指扣罷在候内、五百石之御扶持方被差止、百五十石當り人數御扶持方可相渡旨、御家老を不經御用部屋戸田與一郎等よ

り申渡有之由沙汰有之候得共、一通口上之間違抔に而重き罪過に被仰付間敷、何とぞ御近習向至極重不調法に而可有之旨。

五月朔日。金澤に於いて諸士に前田重教の隱居と治脩の家督相續を許されしことを告ぐ。

〔雜　錄〕

四月廿三日中將樣御名代松平播磨守殿幷時次郎樣に茂御登城被成候樣、前日御老中方御連名之御奉書到來、御登城被成候處、於御座之間中將樣御願之通御隱居、時次郎樣御家督被仰出、段々御懇之被爲蒙上意候旨、同日早飛脚を以帶刀等より申來、同月廿九日到來。追而御使者を以、被仰下候御樣子之旨も申來る。

〔政隣記〕

五月朔日、申達候儀有之候條、今日五時過可有登城旨、晦日御用番長九郎左衞門殿依御廻狀、頭分以上登城之處、柳之御間御列居、御用番奧村主水殿左之處御演述。

中將樣先年御大病御煩被遊候以後、今以御出來御不出來被爲在候に付、御醫師中誰彼煎藥御服用被成候得共、御全快可被遊御樣子無御座候。依之御隱居被成、時次郎樣に御家督御相續之儀御願被成候處、依御奉書、前月廿三日中將樣御名代松平播磨守殿幷時次郎樣御登城被成

候處、於御座之間中將樣御顧之通御隱居、時次郎樣に御家督被仰出、段々御懇之被爲蒙上意候旨、御家老中より以早飛脚申來候。先以恐悅之御事に候。此段先爲承知申達候。御祝詞被申上候儀は、追而委細之御樣子被仰下候上に而可申談候。

付札御橫目に。

今日頭分以上に申聞候趣、當病等に而不罷出人々には、筆頭又は向寄より傳達有之樣夫々可被申談候事。

五月朔日

五月二日。前田重教の使者參內して後桃園天皇の御即位を賀し奉る。

〔泰雲公御年譜〕

四月二十八日天子御即位。百十九代。御諱英仁。寶曆八年降誕。後桃園天皇。關東より御賀使伊豫松山城主十五萬石松平隱岐守殿、御國より御賀使人持組一萬千石本多圖書政康也。此方樣御使者五月二日參內之由、時次郎樣未御無官之御使者に付少々六ケ敷譯も有之由。

五月三日。大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤を過ぐ。

〔泰雲公御年譜〕

一、五月三日大聖寺備後守樣御歸邑に付、當所金屋方御止宿は無之、松任御泊に而、御寺御參詣被遊、八年頃御立被成候。今度備後守樣富山へ御立寄、御登城も有之、富山町に御止宿

有之候由。

五月四日。金澤に於いて諸士に、前田治脩に對し先侯の如く忠誠を盡すべきを命ず。

〔政隣記〕

五月四日、於金澤御意之趣可申聞候條、給熨斗目・布上下着用、押付可有登城旨、御用番奥村主水殿依御廻狀、頭分以上登城之處、柳之御間列居、左之通御用番御演述。

前月廿二日依御老中方御奉書、翌廿三日中將樣御名代松平播磨守殿幷時次郎樣御登城被成候處、於御座之間中將樣御隱居御願之通被仰出、御家督時次郎樣ゟ被仰付候旨、段々御懇之上意、重疊難有御仕合被思召候。右之趣何茂召寄可申聞旨、今般御使者河内山七左衞門を以從御兩殿樣被仰下、御書も被成下候。先以御願之通被仰出、目出度御儀恐悅之至に候事。

右畢而、於檜垣之御間御意之趣左之通、御用番御演述。

中將樣御隱居、時次郎樣御家督被仰出候段、只今申達候通に候。此上は不相替時次郎樣ゟ急度御奉公相勤候樣可申聞旨、此度分而御意に候間可被其意候。

但、人持中御先手物頭は一組切、其外は一役切に而、檜垣之御間ゟ御横目中誘引之事。

〔雜　錄〕

五月四日、御使者河内山七左衞門參着、津幡より直に登城、御隱居御家督被仰出候趣、御使者相勤る。卽日土州にも右御使御勤、直に大聖寺に罷越御使相勤候。

## 五月四日。前田治脩算用場奉行に對し郡中の事情を徵す。

〔御親翰留御請扣等〕

明和八年辛卯年五月十四日、申談儀有之候條、金谷御屋敷に可罷出旨、御用番主水殿より申來、奥野主馬罷出候處、御親翰入青木與右衞門より之上封有之箱御渡、請取直に役所に罷出、同役中談拜戴。

御親翰寫

郡方無替候哉、且近年之風俗も承度候。

此節所々郡奉行等其筋之役人、當之心得に而者有間敷候。扨又かゝる品其方申聞済候事に而も、此方心得可成儀与料簡あらば、無泥可申述候、以上。

五月四日　御朱印

算用場奉行中

御請

當月四日御目附之御親翰被成下、謹而奉拜戴候。御郡方無替候哉、且近年之風俗茂被聞召度

候。

一、此節所々御郡奉行等其筋之御役人、當之心得に而は御座有間敷候。扨又輕き品私共聞濟候事に而茂、御心得可被爲成御儀与料簡仕候者、無泥言上可仕旨奉畏候。三州共御郡中相替申儀無御座。當春以來は一統人氣も穩に相聞申候。尤耕作等之儀油斷不仕、改作奉行時々申渡、出情仕候躰相聞申候。如毎歳所々御郡奉行等、夫々支配所御郡中相廻り、御縮方等之儀申渡置、此節之儀別而御縮方等嚴重相心得罷在申候。猶更今般被仰出之趣を以、所々御郡奉行中、急度相心得候樣に可申渡と奉存候。御郡中近年之風俗之儀、致而格別言上可仕程之品相聞不申、近年打續作躰惡敷、一統困窮仕候に付、自ら願等申立、氣風不宜村方等も有之躰相聞申候得共、作柄も打續宜御座候者、都而何廉申立等御座有間敷、相治り可申与奉存候。將又惣而御郡中諸願等、輕き品に而茂私共切に成濟候儀、先以無御座候。然共品により、年忌御心得可被爲成儀与心付候儀御座候者、尤其砌可奉言上候。

一、御親翰幷御封紙御筆之物奉返上候、以上。

五　月

奥　野　主　馬　判
不　破　忠　太　夫　判
原　五　郎　左　衛　門　判

五月五日。諸士をして年寄及び家老中に廻勤して祝詞を呈せしむ。

〔政隣記〕

一、左之御覺書御用番御渡之由に而御横目中申談。

今日御弘之爲御祝詞、今日中年寄中・御家老中ゟ可相勤候。且又幼少・病氣に而今日登城無之面々は、今般之御樣子向寄より傳達、爲御祝詞御用番宅ゟ以使者可申越候。當番等に而難相勤人々は、明後日相勤可申候。

一、今般之御樣子、組・支配之人々ゟも申聞、御祝詞頭等宅ゟ爲出可申候。

右之趣夫々可被申談候事。

五月五日

〔政隣記〕

一、右御祝詞、諸役御用番は前々之通御用番主水殿御宅迄ゟ參出之事。

寶曆九年火事之節、年寄中・御家老中之内類燒之人々有之に付、御上御吉事等并御家中之人々御禮勤等之儀、當分不及惣廻に、御用番迄相勤候樣申渡置候得共、向後右勤之節は前々之通、年寄中・御家老中相勤候樣夫々可被申談候事。

右紙面も御用番より御横目に御渡之由に而、夫々に申談候事。

五月六日。金澤に於いて諸吏に命じ自今政務は凡て前田治脩の意を受けしむ。

〔政隣記〕

五月六日、今明日に懸、左之兩通金谷御邸於御横目所、諸役一人宛呼立御横目中被相渡。

是以後中將樣御身分之儀は、只今迄之通相心得、其外伺事等都而時次郎樣に相伺可申旨被仰出候事。

言上伺等紙面、都而不依何品差上候品々、中將樣御好に而御先代より之御振合替り候分、御先例も被聞召度候間、右差上候節御先例はケ樣に候得共、當時は御好みに而此通に仕差上候段、其時々御取次御近習頭中に口上に而申述上之候樣、從時次郎樣被仰出候條、夫々可申談旨江戸表より申來候事。

五月十二日。前田重教の女邦姬歿す。

〔政隣記〕

五月十二日、邦姫樣御滞之處段々御差重、今十二日酉上刻御卒去。依之諸殺生・普請・鳴物等

遠慮日數之儀は追而可申渡候。

右に付頭分以上は、御兩殿樣爲伺御機嫌明十三日御用番に参出、幼少・病氣等之人々は以使

者可被申越候。右之趣被得其意、組・支配に可申渡旨等、御用番奥村主水殿より御廻狀有之。

右遠慮、不押立普請は十二日より十四日迄三ヶ日、諸殺生・鳴物等は十二日より廿二日迄十

日遠慮候樣、重而同月十四日御廻狀有之。御法號宣光院殿。

一、御葬送今月十九日卯之刻御出棺、於天德院有之。野田山に被爲移、御供人裝束染帷子・

小紋上下。但雨天に候得者、草鞋に而手傘之答。

五月十五日。前田重教の名代及び治脩登營しその隱居と家督相續とを許

されたることを謝す。

〔政隣記〕

五月十五日御隱居之御禮被仰上候樣、昨日御老中依御奉書、御名代前田伊豆守殿を以被仰上、

暨時次郎樣御家督之御禮被仰上。

〔雜　錄〕

一、五月十五日御家督之御禮被仰上、御家來七人御目見被仰付、於御黒書院御首尾能被仰上、

御懇之上意、御手自御熨斗蚫御頂戴。且又中將樣御隱居之御禮、同日御名代前田伊豆守殿御登城御首尾能被仰上候旨、同日申刻發足、早飛脚を以河内守等より申來。同廿日未の刻到着也。

五月十九日。前田治脩先の願に依り五節句及び月次に於いて登營することを許さる。

〔三守御譜〕

五月十八日備後守利道卿第二女美濃守樣御伯母也俊姬君と御緣組被仰合度御書付、幷五節句月次御登城被成度御書付、御國許へ之御暇七月御暇被仰出七月御參勤、尤以來とも右之通被仰出候樣被成度御書付、夫々御用番松平右近將監へ被指出候處、十九日御用番同人へ間番被召呼、五節句・月次可有御登城御書付御渡。

五月十九日。先に前田重教の德川家治に獻りたる紗綾、丈尺不足なるを以てその交換を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

去十九日御同朋頭原田順阿彌より岡田太郞右衞門に面談有之度由申來、彼宅に罷越候處、今

度御隱居・御家督にて從中將樣御獻上之紗綾五卷、拙者共より獻上之紗綾都合二十五卷、公儀御納戶ゟ納候付、於御納戶丈尺改候處、段々尺不足有之、其段御老中ゟ御納戶方より御達有之處、松平右近將監殿より水野出羽守殿ゟ御內談之上、岡田太郎右衞門ゟ申聞、內分を以取替納候樣可取計旨、右近將監殿より順阿彌ゟ被仰渡候。元來獻上之紗綾は、三丈五尺以上之物に候。吳服屋不存儀に無之筈に候處、貢上候吳服屋不屆之至に候。時次郞殿には無御存事、畢竟役人ども不埒に候旨御呟之趣、順阿彌被申聞候付、獻上之品は前々より入念吟味仕儀候間、段々取摘方樣子も申入、公儀之御服所より調上可相納哉与及內談候處、是は如何樣とも可仕候。何れより成とも、丈尺不足不仕分取替指上可申旨被申候付、僉議之上茶屋宗味方より調上取替、御納戶ゟ相納相濟申候。御內分にて相濟候へども御獻上者重き事、第一中將樣より御獻上之品之儀、時次郞樣御見分も被成候事に付、別て御迷惑至極被成、御役人共被仰付樣も可有之候へども、此砌御咎も如何、暫御猶豫可被成与思召候。猶更可遂僉議旨以權左衞門被仰出、段々僉議之處、前々より越後屋八郞右衞門方より御獻上之品相納候處、只今迄麁末無之、今般之趣不念之至奉存旨、吳服裁許并買手方與力紙面出之。會所奉行取捌は、前々卷物類指出候へば遂見分、御用人ゟ指出見分相濟候へば、直々夫々主付之役所ゟ相渡、認等申付候。認之上重て御用人ゟ指出、其節も立合候へども、內を改申儀は前々無之、吳服裁許

并買手方與力相改申候。今般之儀於私共迷惑之旨會所奉行紙面、御用人出之。右之趣不念之仕合、於私共迷惑仕旨長田庄右衛門紙面ヲ出之。且又越後屋不屆至極に付、御用人僉議之通相心得、誤證文急度取請候樣申渡、呉服裁許・買手方與力は勤仕爲指扣可申哉之旨、與力支配湯原典膳等より紙面出。達御聽候上、御獻上之品は甚重き事に候へば、精誠入念可申候處、等閑に相心得候段不調法千萬に候。追て被仰出有之候迄、急度指扣罷在候樣可申渡旨及指圖候。

呉服裁許

日置小左衛門

買手方與力

中山甚太夫

崎田市郎左衛門

奥村彌三右衛門

此四人右之通申渡候。代り人御臺所方與力嶋田佐左衛門儀呉服裁許、御帳附三井少兵衛・三嶋九兵衛買手役直段聞、當分申渡候旨等、五月二十五日河内守より之紙面。

〔袖裏雜記〕

前に記御獻上紗綾丈尺不足之一件、與力四人指扣居候處、今般之儀御內分にて濟候間、何も指扣御免除、當役指除御國ゟ相返可申旨被仰出、其段六月二十三日申渡。且御用人開番幷會所奉行ゟも、以後入念候樣被仰出之趣夫々申渡。

六月三日。前田重教を呼ぶに內外とも成るべく中將の官名を以てすべきを定む。

〔政隣記〕

一、左之覺書於御橫目所申談有之。

中將樣御事、御內輪は勿論、御外邊に而も、可成程者中將樣与相唱可申候事。

右之通一統可被申談候事。

六月三日

六月四日。金澤に於いて前田重敎の名代及び治脩の登營し隱居・家督相續の許可を謝したることを告ぐ。

〔政隣記〕

六月四日、一昨日御用番本多安房守殿依御廻文、今日五時頭分以上布上下着用登城御帳に付、

七人は横山河内守隆達・村井又兵衛長穹・前田修理知定・西尾隼人明教・大音帯刀厚曹・伴八矢方穀・前田市正季陳

前月四日は十四日なるべし

柳之御間列居、御用番左之通御演述。

前月十五日時次郎様御家督之御禮可被仰上旨、前日御老中方御連名之御奉書、幷御家來七人御目見被仰付候間、可被召連旨御別紙到來。則御登城被成候處、於御黑書院御禮被仰上、御懇之上意、御手自御熨斗鮑御頂戴、且又河内守等御目見被仰付、忝御仕合に被思召候。此段可申聞旨御意に候。將又中將様御隱居之御禮、同日以御名代可被仰上旨、御老中方御連名之依御奉書、爲御名代前田伊豆守殿御登城、御首尾能御禮被仰上候段も、河内守等より申來候事。

右爲御祝詞、今四日・明後六日之内、年寄中等宅ゟ可相勤旨等、如前記御弘之節御横目中申談。

**六月十一日。前田重教・治脩使を禁裏に派しその隱居・家督相續を謝し奉らしむ。**

〔泰雲公御年譜〕

一、五月十四日、今般御家督之御禮京都へ之御使人持組深美兵庫被仰渡。

〔政隣記〕

六月十一日、今般就御隱居・御家督、禁裏ゟ御祝儀物御献納之御使、人持組深美兵庫ゟ前月四日御内意、當月四日表立被仰渡、今日披露御大小將溝口助三勤之。被下物有之候上發足。

六月廿五日。士民の風俗に關して諭す。

〔三守御譜〕

六月廿五日左之通。

一、櫛笄等に金銀を用候事。

一、出會宿并かこひ女等之事。

一、面躰を隱し候頭巾かぶり申事。

一、塗木履・下駄はき候事。

右櫛笄等金銀を用ひ、出會宿并圍ひ女仕儀御停止之段は、前々より度々相觸、面躰を隱し候頭巾かぶり申間敷候段者、明和四年相觸候通に候處、近年猥に相聞、且裂織類之合羽着用、面躰を隱し候頭巾をかぶり致往來者多在之、盜賊改方より尋候者に紛敷、御締方に指支候由に候。畢竟面躰を隱し候故に候間、右族有之間敷候。將又塗木履等はき候儀、奢侈之至候之間、是以後はき申間敷候。櫛笄等に金銀用候儀を初、右族之者在之候はゞ相咎候樣、役人へ申渡候條、被得其意、此段組・支配之人々へ可被申渡候。組等之内裁許在之面々は、其支配へも相達、家來末々迄不相洩樣被申聞、尤同役中可在傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

六月廿五日

〔坂井舊記〕

付札、町奉行ゑ

櫛笄等に金銀を用ひ候儀を初、此度相觸候通に候條、被得其意、自今櫛・かんざし等に金銀を用ひ候品、幷塗木履・下駄致商賣不申樣、細工人等ゑ急度可被申渡候事。

辛卯六月

右兩通、二十五日御用番安房守殿御渡、觸出候趣日帳に記す。但日帳与申は御用帳之事。

**六月廿五日。每歲商業の爲に來る者等の外、他國人の猥に領內に入るを禁ぜしむ。**

〔袖裏雜記〕

被仰出之趣有之、各僉議之上六月廿五日申渡左之通。

寺社奉行ゑ

御領國ゑ他國者多入込居申躰。別而寺社方門前地抔に罷在候樣子に相聞え候。前々より每歲商に他國より罷越候者之儀者各別、左も無之紛敷もの者、隨分遂吟味爲致逗留置候儀無之樣、夫々役人共ゑ申渡、爲相改早速相返し可申候。若隱置、後日於相知候者可爲曲事候條、此段

急度可被申渡候事。

辛卯六月

六月廿五日。前田治脩加賀守と稱し、且つ前名利有を改む。

〔三壺御譜〕

六月廿四日老中連名之奉書、明日御元服被仰付候間、五半時御登城罷成候樣申來。翌廿五日御登城被成候處、於御黑書院御目見、御一字被下之、被任叙正四位下左近衛少將、加賀守を兼られ、御盃・御肴・御腰物雲次代金二十枚御拜領。此時より御諱治脩公、御名加賀守樣と改めさせらる。公より御刀若狹冬廣代金十五枚黃金・綿紗・良馬を獻せらる。西の丸へ御刀來國長代金十五枚を上らる。

〔大梁公手記〕

六月廿五日天氣少曇、晝より晴渡、風も少し有之。

一、卯刻供揃に而登城之事。聞番先詰太郎右衛門。道中先詰四郎。直ぐに部屋へ行、暫有之、伊賀守等三人被出、於御黑書院内ならし有之。兩へん也。右相濟、於坊主部屋裝束着かへ候也。部屋へ行相待居る。夫より御目附衆依案内、竹之御廊下に相寄する御禮衆餘程有。小刀取候時、奏者番肝煎に相渡す也。帶刀する時も、肝煎に向ひ候得ば相渡さるゝ也。拜領之御道具帶し、御禮申上、退き小刀と帶し替へ、其刀は肝煎に渡せば、自分後之方に置かるゝ也。御盃はこれも肝煎に渡

し候へば、同所に置かる也。次第終り、時分宜き節右御道具・御土器御同朋頭引きて與候也。順阿彌勤之。右不殘相濟、直ぐに大廊下之部屋へ行居殘る也。此間於御白書院、在邑之面々等御暇之被下物等老中渡有之。終而黒鷲御杉戸を後に如例老中列座。御目附衆、依案内出座、御白書院於御縁がは謁す。口上左之通。

今日者於御前元服被仰付、其外先例之通被仰付、蒙御懇之上意、重疊難有仕合奉存候。

右相述る。老中は無言也。直に退座、御玄關手前杉戸際にて長袴之くゝりをとり、御玄關階上左之方御歩出居候はゞ中腰にて會釋。鏡板にも出で居り候はゞ同斷。草履をはき候時刀を帶し下城也。下乘にて駕に乘り、直ぐに西丸へ行き、部屋へ通り、坊主共案内次第出、櫻之間之上御杉戸之內にて奏者番へ謁す。口上御本丸之通り。併謁する口上前に松平加賀守と名のる也。只此違のみ。其餘同然。右終而直に退出、老中相勤候也。口上書聞番相渡す。取次へ對し口上書之通宜と申す迄也。歸殿之上與一郎相招、殿中之樣子委敷申上、御普爲聽申上候事。追付於御居間御禮被仰付、尤長袴着用、獻上物罷出候前御前に飾附有之。太刀披露萬右衞門。右相濟、御奥へ御供被仰付、御前樣へ御禮申上る。御のし被下、尤御通り之御三方也。相濟、御表へ御出、御供いたし罷出る。半上下になほし、表客へ出挨拶。終而小書院に着座、河内等へ申聞る口上左之通。

御通り木のまゝ

今日登城之處、於御黑書院御目見被仰付、御一字拜領、被任正四位下少將、御盃・御肴頂戴、御腰物拜領、蒙御懇之上意、名をも相改、重疊難有仕合に候。此段頭分已上へも可申聞候。これは最初河内迄先一人相招申聞候口上也。

次に修理・帶刀・市正呼申聞候口上如最初。終り之頭分已上へ可申聞旨之口上無之候事。相濟、祝膳たべ、終而御居宅へ御普爲聽罷出。御吸物出る。暫有之歸殿。

六月廿八日。金澤に於いて前田治脩の七月就封せんとする請を許されたることを告ぐ。

〔政隣記〕

六月廿八日、昨日御用番依御廻文、今日頭分以上布上下着用、五時登城御帳に付、於柳之御間列居之處、安房守殿左之通御演述。依之例之趣を以、一統御用番御宅に參出。

時次郎樣御順年之通、當年御暇被進、御國許御仕置等被仰付度候間、可成儀に候はゞ當七月御暇被進、來年七月中御參府之儀御願被成候處、去十八日松平右近將監殿に御番被召呼、可爲御願之通旨被仰渡候。重き御願之筋、早速被仰渡忝次第被思召候。此段可申聞旨、拙者共迄以御書被下候事。

六月廿九日。勝手方並に儉約方御用の吏を罷め、財政改革の意あることを告ぐ。

〔袖裏雜記〕

御勝手方惣主付又兵衞ゟ被仰付趣、御内意御親翰を以於江戸五月十一日被仰渡。其趣等六月廿日河内守より紙面を以申越、金澤に而左之通六月廿九日申渡。六月十六日又兵衞ゟ表向被仰渡。

一、御時服　二宛　内御紋付一。たゞ紋一。

不破彥三

西尾隼人

松平大貳

各儀御勝手方幷御儉約方御用被仰付置、綿密に僉議有之候へども、元來御不足之御勝手故、次第に御借金相增、御算用場奉行等も取捌候躰に付、御勝手方御仕抹今般格別之御僉議被仰付候。依之御算用場奉行等新役可被仰付思召に付、各御勝手方御用御免除被成候。是迄彼是御用向被相勤、大儀に被思召候付、拜領物被仰付候。此段可申達旨被仰出候。

取捌の次第脫歟

七月朔日。前田治脩初めて月次の登營を行ひ黑書院に着座謁見す。

〔三壺御譜〕

七月朔日初て月次御出仕被遊、於御黑書院御目見御着座被仰出。

七月三日。新に勝手向惣主付を村井又兵衞に命じたることを告ぐ。

〔政隣記〕

七月三日。昨日御用番前田駿河守殿依御紙面、一役一人宛今三日金谷御邸に罷出候處、左之御覺書夫々に御渡之。

御勝手御成立之儀、今般各別之御僉議被仰付候。依之御勝手向惣主付又兵衞に被仰付、於別席御用取捌候條、諸事及示談任差圖可申候。

右之趣諸役人等に申渡候樣被仰出候事。

七月四日。金澤に於いて諸士に前田治脩の登營元服せる狀を告ぐ。

〔政隣記〕

七月四日、昨日御用番依御廻狀、今日五時頭分以上布上下着用登城、如例御帳に付、柳之御間列居、左之通駿河守殿御演述。依之御年寄中等に爲御祝詞參出。被仰談方如次。

前月廿五日御元服被仰付候條、御登城成候樣、前日御老中方御連名依御奉書、則御登城被成候處、於御黑書院御目見被仰上、御一字御頂戴、被任少將、其上御盃・御肴御頂戴、御腰物御拜領、御懇之被爲蒙上意、御名をも加賀守樣与御改、重疊難有御仕合被思召候。此段何も

可申聞旨、拙者共ゟ以御書被仰下候事。

七月四日。諸士の名にして藩侯の諱に觸るゝものを改めしむ。

〔政隣記〕

七月六日、左之通御用番被仰渡候由、御横目より如例添書を以廻狀有之。

御一字御拜領に付、御名乘字治脩樣与奉稱候。御家中之人々實名同字有之候はゞ相改可申候。文字は違候而も唱同事に候はゞ唱替可被申候。此段一統可被申談候事。

七月四日

七月六日。前田重教親簡を以て奥野主馬にその算用場奉行を罷めしめたる理由を告ぐ。

〔御親翰留御請扣等〕

一、七月六日御親翰入致到來に付、可相渡候條、追付金谷御屋敷へ可有參出候、以上。

七月六日　　前田駿河守

奥村主馬殿

今般其方算用場奉行免除之事、年寄共可申渡候。其已來勝手の運び次第に不自由につき、段

々僉議之種評候由に候き。今亦猶其事を可穿之旨、年寄共申聞候得共、可成依無手段役人を改、其筋可令借畧より外之無料簡候。累年其方勝手方に心を寄、今更本意なき事可存候やと、別に子細無之につき、公事場奉行に歸役申付候。聊無泥可相勤候、已上。

六月晦日

奥野主馬殿

前月晦日御日附之御親翰被成下、謹而奉拜戴候。今般私儀御算用場奉行御免除之事、年寄中可申渡候。其以來御勝手之御運び次第御不自由に付。段々御僉議之上種評候。今亦猶其事を可被穿之旨、年寄中奉達御聽候得共、可成御手段依無御座、御役人を御改、其筋御借畧可被爲仰付候外、御料簡不被爲有候。累年私儀御勝手方に心を寄、今更無本意事可奉存候哉と、別に子細無御座に付、公事奉行歸役被仰付候。聊無泥相勤可申候由、御親翰之御旨奉畏、先以段々結構之被仰出、乍恐存懸茂無御座御儀、難有仕合冥加至極奉存候。前月二十九日御懇之被仰出を以、御算用場奉行并御預地方御用御免除被成、公事場奉行再役被仰付候段、御用番本多安房守申渡、其上拜領物被仰付、段々存懸茂無御座、難有仕合奉存候。數ヶ年私儀御勝手方御用等被仰付置候處、次第御難澁、先同役之者共儀、無他事奉心懸罷在候得共、御勝手之御運び茂出來不仕候段、迷惑至極奉存候。然所重々御懇之被仰出、重疊難有仕合奉存候。

當役聊無泥相勤可申候段被仰出之趣、謹而奉畏候。

一、御親翰幷御上封御筆之物・御封日御印可奉返上候處、段々御格別之被仰出に御座候間、奉恐候得共、何卒奉拜領度、此儀三宅權左衛門迄奉願候、以上。

七月八日　奥野主馬判

七月七日。前田治脩を呼ぶに加賀守を以てすることを命ず。

〔政隣記〕

七月七日、左之通御用番被仰聞候由、今日於御横目所申談有之。

中將樣御轉任迄は加賀守樣与奉唱箐に候條、寄々可被申談候事。

轉任とは少將より陞任の意

七月十八日。江戸の浪人鵜田忠厚儒者として召抱へらる。

〔袖裏雜記〕

江戸浪人儒者鵜田喜內、辛卯七月十八日被召出、左之通御勝手座敷三之間において各列座、河内守申渡候。會所奉行誘引、御横目指引。

右前廉段々御僉議、會所奉行へも申渡、陰聞爲致、何方にも構無之旨。尙又右奉行より喜內手前も尋候上被召出候也。

新知

一、貳百名　　　　　　　　鴨田喜内

御儒者に被召出、新知如斯被下之。

七月十九日。前田治脩就封の期限を定めたる報金澤に達す。

〔留帳鈔錄〕

御發駕御日限、八月七日御發駕十九日御着城可被成旨、先達而被仰出候所、八月六日御發駕十八日御着城可被成旨、重て被仰出候段、去十四日江戶發足御道中奉行より之早飛脚に傳附、今朝紙面到來、河內守等より申來候付、爲御承知申進候、以上。

明和八年七月十九日　　　　前田駿河守

前田圖書樣

七月廿一日。前田治脩大聖寺侯前田利道の女と婚を約することを許さる。

〔袖裏雜記〕

時次郞樣御緣組之儀、備後守樣御姬樣之內、俊姬樣を可被仰合旨時次郞樣ゟ御內談之上、則備後守樣ゟ御直談にて相濟候。依之御家督御禮相濟候以後、早速御双方樣より御願書御出可被遊候。此段御在所ゟ申上、其時分不指支樣可心得旨被仰出候由、備後守樣御留守に罷在候御用人召呼可申達旨、昨二十七日以與一郞被仰出候付、今日御用人齋藤忠兵衞相招申聞候旨、

西尾隼人・大音帶刀より四月二十八日紙面。

〔政隣記〕

七月廿一日於江戶、加賀守樣御緣組、備後守利道公御女樣与被仰合度段、今日御願之通被仰出候に付、御老中方ゟ爲御禮、聞番被遣、大奥ゟも女使被遣。

〔留帳鈔錄〕

折紙

猶以左之趣、橘次郎殿等圖書殿へも御傳達可被成候、以上。

先達而御承知之通、加賀守樣御緣組、備後守樣御姬樣被仰合度旨御願書付御指出被成置候所、今二十一日御登城被成候樣、昨日御老中方御連名之御奉書到來、則御登城被成候所、於御白書院御緣頰御老中方御列座、御願之通被仰出、難有御仕合被思召候由、拙者共御前へ被召出被仰聞候。先以目出度御儀、恐悅之至奉存候。右之趣頭分以上へ可申聞旨御意に付、則申聞候。於其表も可被仰聞候。委細之御樣子は、以御書被仰遣候由に御座候、恐惶謹言。

明和八年七月二十一日

大音帶刀

横山河內守

安房守初九人樣

七月廿五日。前田治脩就封の暇を受く。

〔三壺御譜〕

七月廿五日、上使松平周防守を以初て御國許へ之御暇被仰出、白銀百枚・紗綾三十卷御拜領、從西丸上使阿部豐後守正允を以て紗綾二十卷、御臺樣よりも上使夏目但馬守を以て卷物五御拜領。

七月廿八日。前田治脩登營して就封の辭見す。

七月廿七日老中連名之奉書到來、御暇之御禮被仰上候樣申來、別紙に御家來二人御目見に被仰付候間御召連候樣申來候に付、廿八日御登城被成候處、於御黑書院御暇之御禮被仰上、御懇之被爲蒙上意、御手自御熨斗御頂戴。御腰物康光代金二十枚・鷹・馬を賜ひ、横山河内守隆達・大音帶刀厚曹御目見、卷物拜領被仰付。

八月朔日。金澤に於いて諸士に前田治脩の婚約を許可せられたることを告ぐ。

〔政隣記〕

八月朔日、昨日御用番前田駿河守殿依御廻文、今日五時前頭分以上布上下着用登城御帳に

付、柳之御間列居之處、左之通今月御用番長九郎左衞門殿御演述。依之例之通被仰渡に付、御年寄衆等へ參出。

加賀守樣御緣組之儀、備後守樣御息女樣与被仰合度旨御願被遊候處、前月廿一日御登城被成候樣、前日御老中方依御奉書、則御登城被遊候處、御願之通被仰出、難有御仕合被思召候。此段可申聞旨、拙者共迄以御書被仰下候事。

八月五日。前田治脩、江戸に於いて重教の病める際は一類よりの出願に因り出府の許可を得んことを請ふ。

〔袖裏雜記〕

江戸に而八月五日夜、左之御願書、河内守御前へ被召被渡下。御先例も有之故、御出被成候。今晚中御指圖も有之躰に候。此段修理へ內々申送候樣御意。河内守、修理御貸屋へ罷越及演述。

同氏肥前守儀、御當地に罷在候間、若及病氣大切候節は相願出府仕度候事。

大切之儀承之、國許より願申越候而は、遠國之事候間、不苦儀に候はゞ兼而右之內存御聞置御成、御同席方へも被仰談置、可奉願躰之病氣に及候はゞ、其節一家共より御用番迄可及御斷候條、早速願被仰上被下候樣仕度存候。

右御内談申達候。

松平加賀守

八月六日。金澤に於いて諸士に前田治脩の就封の暇を受けたることを告ぐ。

〔政隣記〕

八月六日、昨日御用番長九郎左衛門殿依御廻文、頭分以上布上下着用、今日五時登城御帳に付、柳之御間に列居之處、左之通九郎左衛門殿御演述。依之左記之通談有之、御年寄衆等御宅に參出。

前月廿五日上使松平周防守殿を以、初而御國許に之御暇被仰出、白銀・御卷物御拜領。從大納言樣阿部豐後守殿を以、御拜領物有之。從御臺樣も夏目但馬守殿を以、御卷物御拜受被成候。爲御禮。同廿八日御登城被成候處、於御黑書院御目見、御懇之上意、殊御手自御熨斗鮑御頂戴。其上御腰物・御鷹・御馬御拜領。且又横山河內守・大音帶刀御前に被召出、頂戴物被仰付、重疊難有御仕合被思召候。右之趣何もに可申聞旨、以御書被仰下候。

八月六日。前田治脩江戸を發して金澤に向ふ。

〔大梁公手記〕

八月六日朝六時過麻上下着用、與一郎相招御機嫌相伺、彌今日發足仕候段申上る。此間に表へ出、伊豆・大和初出入之面々及挨拶事。追付御前へ罷出候樣被仰出、罷出候事。御熨斗被下、御吸物出、御盃被下、其上御料理被下候事。相濟、御奥へ御供、於御上段御吸物・御酒被下、其上御熨斗・まめ・くるみ拜領、御暇迄申上、御表へ御供罷出。夫より居間へ行、旅裝束に直し、與一郎相招、只今發足仕候、依之御案内申上候段申上る。

但、旅裝束に不相直以前、御前退き居間へ行、直きに與一郎相招、只今之御盃頂戴等之御禮申上る。

追付被爲召、御暇申上候時、御熨斗・まめ・くるみ拜領、畢而退去之事。夫より於御居間熨斗祝、直きに出る。雲州・備州使者は盛立所之えんがは、惣一門中の使者は廣間之緣側等如別記。

發途五つ三分之事。昨夜迄は雨しきりなりしに、曉より晴渡り、朝日かゞやき、供の者共悦び勇む事限りもなし。我はしばらくながらも、大君の御側を離れ奉る事のかなしさやる方もなし。是非もなく立出る。來秋出府を只今之ことゝ思ひなし、なぐさめて立出る。見立の衆共卅八計勇しく覺ゆ。野分に打乘て出る。下屋敷のこなたより少々雨降、下屋敷に到る頃また晴る。

八月十日。前田治脩入國の際奉迎する者の心得を諭す。

〔政隣記〕

覺

一、御着城之節、人持幷頭分以上、何茂三之御丸ゟ罷出申筈に候。常々御着城之節御禮人、溜前廊下・二之御丸・三之御丸・河北御門外ゟ罷出候。平士是又前々其所々ゟ罷出可申候。猶又御横目ゟ可被相尋候事。

一、人持頭分以上は、御着城以前何も二之御丸ゟ集有之、御着城近寄候者三之御丸ゟ罷出可申候。二之御丸ゟ罷出溜有之所之儀、其外とも萬端御横目致指引申筈に候。

但、御着城被遊候はゞ、蹲踞之處より直に二之御丸ゟ被罷出、御帳に付可被申候。尤込合不申樣、段々に可被罷出候事。

一、右人々御城ゟ被罷出候節は、河北御門手寄宜候共、此御門は差支候條、何も石川御門より罷出申筈に候事。

一、右之通一統石川御門より罷出候得者、馬・乘物惣供腰掛之處込合可申候條、坂下御門幷紺屋坂御門・新坂棚御門、右三御門之外に而下馬下乘有之、尤馬・乘物等之分其所に殘置、往來不差支樣可相心得候事。

一、不及申に候得共、登城幷退出之節も、作法宜樣に急度可被申付候事。

一、石川御門より內は若黨一人・草履取一人、雨天に候はゞ傘持一人召連可被申候。三之御丸に而蹲踞之節、召連候者は御馬廻番所之後之邊に遣し申筈に候事。

一、家來共惣而罷在候所には、御步橫目幷御橫目足輕、其外下馬締之足輕差出、致指引申筈に候。萬端御步橫目幷御橫目足輕等指圖次第に可仕旨、此儀は家來共に別而嚴重可被申付候事。

一、御着城之御刻限等相知不申候間、其砌御橫目可被承合候事。

右之趣被得其意、組等之內罷出候者にも可被申聞候。且又同役中可有傳達候事。

八　月

右八月十日御用番長九郎左衞門殿より、一役御用番一人宛連名之御廻狀出候。

八月十一日。前田治脩の家督相續・任官及び入國を賀する爲諸士に獻上物を命ず。

〔留帳鈔錄〕

今般御家督・御任官・御入國彼是相兼獻上物之儀に付、先達而員數之儀は、御先例之趣を以伺相濟候通。且又獻上方は前々御入國之振を以、別紙之通獻上之筈に付、爲御承知相廻之申候、

以上。

八月十一日　長九郎左衞門

前田土佐守樣
本多安房守樣
前田駿河守樣
奥村主水樣
村井又兵衞樣
奥村橘次郎樣
前田三左衞門樣
前田圖書樣
篠八矢樣
不破彥三樣
西尾隼人樣
松平大貳樣

追而御落着より金谷御屋敷へ可被遣候、以上。

今般御家督御任官御入國彼是相兼爲御祝儀、頭分以上之面々より獻上物左之通。

一、御太刀銀馬代
紗綾三卷
二種干鯛昆布
但二種代金三百疋臺居
年寄中・前田土佐守・奥村橘次郎

御樽代三百疋

一、御太刀銀馬代
紗綾二卷
二種鯣昆布
但二種代金三百疋臺居
前田三左衛門・御家老中・若年寄中

御樽代二百疋

一、御太刀銀馬代
一種、但御肴代金二百疋臺居
自分知一萬石以上之人持

一、御太刀銀馬代
一種、但御肴代金百疋臺居
自分知三千石以上之人持前田氏之人持

一、御太刀銀馬代　　　　　　　　　　　　自分知三千石以下之人持
一、御太刀銀馬代　　　　　　　　　　　　組頭幷同列之面々
一、鳥目百疋　　　　　　　　　　　　　　物頭幷同列之面々
右御太刀代七匁八分、幷御馬代銀一枚、鳥目代金等、夫々座封にて名印記、上認杉原紙にて包、交名書記候事。
一、御肴代は上包杉原紙にて認、水引にて結、御肴代何百疋与調、交名書記、臺居、包熨斗相添可被申候事。
一、年寄中等・人持中よりは、二御丸へ人々以使者獻上之、柳之間入口横御廊下において、直々御奏者番へ相達申筈候事。
但、右使者御式臺より上り、御進物所之前御廊下通りに溜り罷在可申候。其節御奏者方與力可致指引候。
一、組頭以下頭分之面々は、二御丸へ致持參、御奏者番ゟ直々相達獻上之筈に候事。
一、在江戶等之面々も、一統獻上之日人持中には以使者獻上、頭分之人々は同役等より御目錄致持參指上候筈に候事。
右之通可被得其意候。日限之儀は追て可申達候事。

中將様へ御隱居爲御祝儀獻上物左之通
一、御太刀銀馬代
　二種干鯛昆布
　　但二種代金三百疋臺居　　年寄中・土佐守・橘次郎
御樽代三百疋
一、御太刀銀馬代
一種、但御肴代金二百疋臺居　　三左衞門・御家老中・若年寄中
一、御太刀銀馬代
一種、但御肴代金二百疋臺居　　自分知一萬石以上之人持
一、御太刀銀馬代
一種、但御肴代金百疋臺居　　自分知三千石以上之人持前田氏之人持
一、御太刀銀馬代　　自分知三千石以下之人持
但、御太刀代七匁八分、御馬代銀一枚、御肴代金等、認樣前段同事。
右年寄中・土佐守・橘次郎よりは惣代使者三左衞門、御家老中・若年寄中は右使者へ傳附、人持中之分は萬石。以上之内より惣代飛脚を以上之可申事。

但、右使者等江戸表へ發足日限之儀は、二御丸へ獻上之同日發足被申渡、前田修理迄以紙面指上可申事。

〔袖裏雜記〕

年頭等御太刀代銀を以獻來候處、御在合之御太刀損候付、御奏者番より申聞、明和五年以來は年頭は是迄之通、役替・跡目等は御太刀爲指上候儀、達御聽夫々申渡置候。今般御入國御目見之節、御太刀人々持參前に置、御間所指つかへ候儀無之哉と、御奏者番御横目に尋候處、手狹にて指つかへ候旨申聞。當時御在合之御太刀三十振有之、此分にて披露つかへ不申に付、右御有合之分にて遂披露、一統代銀にて獻上候樣申渡可然と僉議。

右七月二十八日之伺也。

## 八月十三日。前田治脩任官の口宣を受けたる使者金澤に着す。

〔政隣記〕

八月十三日、御大小將三輪齋宮江戸表より京都へ之爲御使發足。當月五日於京都口宣相渡り、翌六日御掛緒受取、七日京發、今日歸着。直に金谷御邸へ罷出、夫々御用番へ相達候處、口宣は御用番御預り置候。土井大炊頭殿より御老中方へ之御返禮は、今日爲御留守詰發足之御大小將大嶋三郎左衛門へ、御用番九郎左衛門殿御渡、於御旅中指上之、横山河内守等差圖

次第相心得候樣被仰渡候に付、則右御返札受取、八時前金谷御邸より直に發足之事。

八月十三日。前田治脩入國の後諸士に獨禮を命ぜらるべきを告ぐ。

〔政隣記〕

今般就御入國、御家中之人々來月朔日より段々獨禮可被仰付旨被仰出候條、被得其意、組・支配之面々にも可被申聞候。年頭之通献上物有之筈に候。鳥目は御奏者番より改、支配人に受取申筈に候。年頭には御禮錢代、座封に而鳥目与取替候得共、今般は餘日無之候間、切手を以鳥目被受取、追而座封銀に而右切手取替可被申候。御太刀献上之分は、代銀に而上納之儀、先達而申談候通に而、御禮日限之儀は御横目可被承合候。頭分以上來月朔日六時前に候。平士等御禮日并揃刻限は、頭・支配人々に御横目より直に申談筈に候事。

但、頭分以上之せがれも、年頭之通御禮被爲請候。日限之儀は來月十一日六半時揃に候事。

右之趣被得其意、組・支配之面々に可被申渡候。組等之內裁許有之人々者、其支配にも相達候樣被申渡、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

八月十三日　　　　　長　九郎左衛門

一役御用番一人宛殿

猶以萬端年頭之通可被相心得候、以上。

八月十三日。前田治脩越後糸魚川泊の豫定を變じて能生に宿す。

〔前田貞一手記〕

一、月番より紙面。加賀守樣益御機嫌能御旅行、當十四日境御止宿被遊候旨、河内守等より申來候旨。且十八日朝六半時御供揃に而津幡御發駕可被遊旨、河内守殿等より申來。則紙面之寫も到來。

但兼而は十三日夜御泊糸魚川に御止宿之等に候處、糸魚川本陣勝手難澁仕由に而、御泊俄に御斷申上、能生御泊に相成候旨、十四日日附河内殿等紙面也。

八月十五日。本鄕邸内西御殿の斧初を行ふ。

〔袖裏雜記〕

御中屋敷御普請之御僉議有之、中將樣へ伺候處、御中屋敷は思召被爲在候付、御居住被爲成間敷候。當御屋敷之内に可被爲入旨被仰出。依之御上屋敷西之口廣みに、御庭之内へ懸新御殿西御殿也御普請可被仰付哉与伺之處、右之所可被仰付旨被仰出候旨等、七月十日江戸詰合河内守等紙面之内に有之。

〔政隣記〕

本文は八月十六日にあり

八月十五日、江戸御上邸新御殿斧初御規式有之。

## 八月十六日。前田治脩の入國を迎ふる者の服裝につきて諸士に諭す。

〔政隣記〕

今般御入國之上、御家中一統御目見被仰付に而可有之候。其節奉敬人々裝束致候心得も可有之哉、聊其儀には不及事に候。熨斗目・上下等在合を可着用、見苦敷儀は不苦候。熨斗目損難用候はゞ、尤新たに拵候に不及、服紗袷幷小袖或綿衣勝手次第着用可仕候。此段可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配等之人々江不相洩樣可被申渡候事。

八　月

## 八月十八日。前田治脩金澤城に着す。

〔政隣記〕

八月十八日、昨夜津幡驛御泊、今日六半時御供揃に而、同刻過御發駕。九半時頃御機嫌克御着城、御供横山河内守・大音帶刀等。御式臺鑑板江御城代本多安房守・御家老役・若年寄中罷出有之候處、御意有之。御先立不破彥三勤之。階上御大小將御番頭・御大小將列居、其外御先例之通。

一、御着之上於御式臺、人持・頭分御祝詞御帳に付。御供之頭分以上は年寄中席江出、御用

番に恐悦之趣申述。

一、御入國御禮之御使者御家老役前田圖書、今日年寄中加判被仰付。於御前被下物披露御奏者小將有之。右相濟發足、直に江戸御留守詰。

一、右御着城之刻、前記之通人持・頭分三之御丸に出蹲踞之處、御先例之通御意有之。其外御役人前々之處に罷出蹲踞。年寄衆も前々之通橋爪御門外に被罷出。

〔大梁公手記〕

八月十八日着城九半時過。

一、居間へ相通り、八郎左衛門目見申付、直きに御間共見分頂戴致候事。相濟、於居間五郎左衛門・半兵衛目見云付る。其外之近習頭共、於緣側目見。

一、追付於居間書院、旅裝束之儘にて敷居之側近く相招申述る口上。

於江戸表中將樣益御機嫌能、先達而以書中申入候通、歸國御暇被仰出候節等、都而先格之通忝次第に候。先此段普爲聽申入候。猶後刻令對面候。

右畢而年寄中退去。而して卽座つき有之、引續き橘次郎・左衛門。

於江戸表、中將樣益御機嫌能候。公邊之御趣、先達而年寄共迄以紙面申聞候通、段々御懇之趣忝仕合に候。此段普爲聽。

三左衞門へ

土佐守氣配、秋冷に付無相替哉。

右請相濟、畢而退去。引續き家老中、

於江戸表、中將樣益御機嫌好候。先達而以紙面申入る通、家督之節此方歸國之御暇之砌、都而先格之通段々御懇之上意共、將又從中將樣茂段々御懇意之事。彼是拙者身分に取候而は忝存候に付、普爲聽申聞候。誠不思寄入國、子細は各承知之事故不申解候。且仕置方之事無覺束候。各政務方加判之儀、隨分力を被合候樣存候。

右惣請相濟、畢而退去。而して入る。

裝束上下に相改め、重而居間書院へ出座。三の間右之方家老列居。

前田圖書

右月番九郎左衞門誘引、中の間敷居之内に入、名前相調披露之時申渡之趣。

其方儀年寄中用向加判申付る。

請有之、月番取合、畢而退去。列居之家老共同斷引續き、亦月番圖書を誘引、最前之通披露之時申述る趣。

此度遠路使大儀。先達而内意申入る通使相勤、直に相詰可申、且江戸詰中若年寄方用事も

筆帶相勤可申候。

右申述處へ、表小將片岡權卷物二・羽織一・判金二枚廣蓋に乘せ前に置時、遣すと云也。頂戴畢而小將引之、取合有之、退去直ぐに着座。

一、爾而出座。御前より之御附使者高田治太夫敷居之内相招、御請。

今日着城仕候付、御使被附置、被爲入御念御儀、難有仕合奉存候。無異儀着城仕候。畢而相退き、卽座に同御使者高山善左衞門同席へ相招。

今日着城仕候に付、以御使者御肴拜領仕、難有仕合、謹而奉頂戴候。此段宜。畢而退座。而して入る。

一、廣式へ顯姬より使梅崎を以、今日之祝詞被申越。此儀先達而被仰出有之由。依之直答可然旨、八郎左衞門等申に付、奧へ行直答に及候事。其上金三百疋目錄遣す也。相濟、直きに表へ出、今日之膳を祝候事。

右相濟、年寄中何も相扣居間書院へ出座、申述る趣荒增左之通。

安房守　駿河守　九郎左衞門　主水

又兵衞は除之。

近く相招候而、

於江戸表、中將様益御機嫌能候。春頃は御疱後、御眼氣少々御痛之事も候得共、其後は透与御快候而安心候。將又今般拙者入國之儀、元より順常ならざる事、各承知之儀に候得者、今更委敷不及申候。且家督之節、於將軍家都而先格之通、殊中將様御養生方之儀國政之事迄も、御懇之蒙上意候。歸國御暇以上使被仰下、其後御目見之節御懇之御意に候。最前申聞候通、就中末子之拙者如此之事ども、身に取候而は過分之至、誠當家累代之威光を以之次第、重疊難有仕合に候。扨又御暇後今暫令在府、中將様御機嫌も相伺度内存候處、早速致入部、夫々相心得候様被仰付候ゆゑ、不取敢令歸國候。在府中中將様萬端御懇意、毎日も御側に被指置御教誡被成下、發足之節御餘波を被惜候御容躰、彼是忝儀に候。此段各安心之至与申聞候。且兼而申入候通、拙者儀幽里に育候事、中々各之上に居、國政司り大國之捌無心元候條、猶更被心合可然頼入候。

右申述候處、夫々請有之退去。卽座又兵衞呼、勝手方之儀相尋暫對談。右相濟居間へ入候事。

〔大梁公手記〕

當日指上候着城之御案内、自筆紙面草案左之通。

一筆奉啓上候。先以益御機嫌好被爲成御座、目出度御儀恐悦之至奉存候。然者私儀途中無異儀、今十八日着城仕候。依之入國之御禮爲可奉申上、以使者御太刀馬代幷御樽肴奉指上度奉

存候に付、如此捧愚札候。猶奉期後喜之時候、恐惶謹言。

八月十八日

右木地狀箱入認等如常例。

## 八月十九日。前田治脩寶圓寺及び天德院に詣づ。

〔政隣記〕

八月十九日、寶圓寺・天德院ゟ御參詣。

但、御出之刻御城中御番人蹲踞書、前々之通差上候樣被仰出。

〔政隣記〕

一、前々御馬にて兩御寺御參詣之節は、下馬札迄御乘、夫より御駕籠に被召替山門迄御乘用、御戾りも御同樣に御座候段、御大小將御番頭より申上候處、其通与被仰出、其外も都而御先代之振を伺付夫々有之候處、其通与被仰出。

## 八月廿一日。百姓に訴願の手續を誤らざらしむべき幕令を傳ふ。

〔改作所公邊觸〕

可相願儀者、其村之村役人を以支配之役所ゟ相願可申儀、若村役人不心得之筋候はゞ、百姓惣代一兩人に而可願出處、近年百姓共大勢申合致强訴候類多有之、不屆之至に候。以來右躰

之族有之候はゞ、理非之無差別重御仕置に可被仰付趣等、松平右近將監殿御渡候御書付等寫指越候條、被得其意、百姓どもへ常々得与右之趣申聞置候樣に、十村等へ急度可申渡旨、御郡奉行等ゟ夫々可被申談候、已上。

辛卯八月廿一日

本多安房守

前田駿河守

橫山又五郎殿

富田九郞左衞門殿

篠原勘左衞門殿

八月廿二日。前田治脩に諸士の拜謁すべき期日等を定む。

〔政隣記〕

右獻上物當廿八日指上可申候。惣樣使者之分朝六時過より五半時迄、頭分は五半時より四時迄に可差上。御馬代銀等は、御進物裁許其使者より直に受取候事。

右日限頭分以上差上候筈之旨等、御用番長殿より、御用番諸頭に御廻狀有之。但御小將頭ゟは、御番頭·御橫目ゟも可申談旨之御文面之事。

八月廿二日

此の日限は八月廿六日に至りて凡て延期せしなり

一、御禮被爲請候日左之通。
九月朔日　二日　四日　六日　七日　十一日　寺社方十三日　寺庵方十五日

八月廿五日。大聖寺侯前田利道の使者金澤城に登りてその女の緣組に對する答禮を行はしむ。

〔政隣記〕

八月二十五日、從備後守樣御緣組御願之通被仰出候御當日、於江戸表備後守樣御屋敷江、從此方樣組頭を以被仰進、爲御答今日備後守樣御使者組頭中川六郎左衛門、今日九時過登城、取次御小將誘引、柳之二之間江相通、御奏者出御口上承之。二汁五菜之御料理、相伴物頭岡田主税にて被下之、給事御步。御使并挨拶人組頭暨御家老役一度挨拶に被出、畢而御答御家老中述。其上にて追付檜垣之御間江、六郎左衛門儀年寄衆誘引、御奏者披露にて御目見、御意有之。御取合、誘引之年寄衆被申上。披候節、御奏者・組頭・相伴之物頭主税・最前誘引之御大小將・番人布上下着用。

八月廿六日。幕府に凶事ありしを以て前田治脩の入國に關する諸儀式を延期す。

公邊凶事とは德川家治夫人の逝去したるをいふ

〔政隣記〕

八月廿六日、公邊御凶事に付、來月朔日より御入國御禮被爲請候儀御延引、尤明後廿八日獻上物も相延候段、御用番被仰渡候由、御横目廻狀有之。

九月五日。前田治脩使を江戸に遣はして德川家治夫人の喪を問はしむ。

〔政隣記〕

一、公方様御忌中御伺之御使、御馬廻組九里覺右衛門千石九月五日金澤發足、道中指急七日路に而參着可仕旨被仰渡。

九月八日。更めて前田治脩に諸士の拜謁すべき期日等を定む。

〔政隣記〕

御入國御禮日

九月十五日　十六日　十八日　十九日　廿一日　廿二日　廿五日　廿六日

右之通に而都而前條之通に候事。但獻上物當十三日刻限等都而前條之通に候事。

右今月御用番本多安房守殿御廻狀有之。

九月八日

〔政隣記〕

九月八日、此度は御入國御禮日前々とは御日限も相延候間、伺之趣有之、十五日・十六日・十八日御奏者番并披露役小將長袴着用、十九日・二十一日・二十二日は半袴、二十五日・二十六日長袴着用之筈に候旨、御奏者番藤田彈正夫々ゟ申談。

中將は前田重敎、加賀守は治脩

# 九月十一日。前田重敎に對する献上物の規程を定む。

〔政隣記〕

九月十一日左之通御用番安房守殿御廻文出。

跡目等並御役替被仰付候面々、中將樣ゟ献上物之覺

加賀守樣ゟ　御太刀馬代・紗綾三卷献上之分は　御太刀銀馬代・紗綾二卷

御太刀銀馬代・紗綾二卷献上之分は　御太刀銀馬代・綿五把

御太刀銀馬代献上之分は　御肴代百疋

鳥目百疋献上之分は　鳥目五十疋

鳥目五十疋献上之分は　鳥目三十疋

鳥目三十疋以下献上之分は都而　鳥目二十疋

一、婚禮相整候御禮献上御肴代、如前々百疋之事。

一、右品々献上物に目錄相添可差上候事。

御前は前田治脩

右献上物御在府中之振を以、目錄は江戸に指上、品物は於此表高山善左衞門に相達可申候事。

一、年頭献上物、御前御同事可差上候。上方右同斷。

但無息よりは不及献上候事。

九月十一日。前田治脩、從來大聖寺藩に派遣したる橫目を廢せしむ。

〔袖裏雜記〕

備後守樣御勝手御難澁御潰切、御參勤指支候旨、寶暦八年段々御願之趣有之、二百貫目御調達被進、且又段々御不行狀に付、御橫目被遣候樣仕度、御近邊之內侫奸之者も有之、名書も出之、御家老より至而御內々申上、右侫奸之者役儀被指除。右之頃より御橫目被遣、且あなた御役人等被仰付候儀をも、こなた樣に御伺被成、御指圖之上被仰付候。最早御年齡に御成、御行狀等も御宜敷御樣子、其上當時之御間柄にて、御橫目被遣候儀も如何敷候間、被遣候儀御指止、御役人等被仰付儀も不及御伺、備後守樣思召次第に被仰付候樣被仰遣可然と僉議、先達て申上置候處、御前御一了簡にても御極難被成候。能御序有之中將樣に御伺被成候處、最早不被遣候而可然旨被仰進候間、伺之通申遣旨、九月十一日御用番安房守御前に罷出候節御意。最初御橫目被遣候儀等、詳には御親翰帳に不見也。

九月十三日。前田治脩未だ痘瘡に罹らざるを以て諸士の目通りに出仕す

るものに注意せしむ。

〔御觸并御返書之留〕

御横目江

加賀守樣御疱瘡未被爲濟候。表向之人々家內疱瘡病人有之節、二御丸江罷出候儀遠慮に不及段被仰出候得共、年寄中等者、右病人有之節者三番湯懸り候迄は指扣候。表向之面々茂、御目通被罷出候儀は了簡茂可有之事に候間、右之趣頭々江可申談候事。

九月十三日

九月十三日。頭分以上の諸士前田治脩の家督相續を祝して物を獻る。

〔政隣記〕

九月十三日、前記之通今日御家督等彼是爲御祝儀、頭分以上獻上に付、何も熨斗目・半袴着用登城、柳之御間横廊下通りに而御目錄御奏者番江相渡之。在江戶等之分は名代人より相渡之。但獻上品、一役宛惣代使者を以指出、御進物裁許與力受取、同人受取手形相越之候事。

九月十四日。前田治脩、諸役人の勤務規程及び諸士の系譜を錄上すべきことを命ず。

〔袖裏雜記〕

江戸幷金澤共諸役人勤方書記、御歩並以上役儀有之者也。寄々指上候樣可申渡旨、御家中之人々正統之系圖爲書出入御覽可申旨、九月十四日御意。

九月十五日。前田治脩年寄中以下の拜謁を受く。

〔政隣記〕

九月十五日、御禮人頭分以上六時揃に而、於御式臺御帳に付、五時過於檜垣之御間、年寄中・御家老中等幷前田土佐守名代使者御禮被爲請。右相濟直に柳之御間ニ御着座、人持・頭分幷御奧小將・御表小將・御大小將・御儒者・御醫師・御茶堂頭・坊主頭迄。一先被爲入、重而九時頃御出、横山河内守息多助月次出仕有之分なり。・人持末席津田外記・御役御免之頭分前田七郎兵衞等並より新番組御歩迄獨禮被爲請。夫より被爲入候節、柳之御間横廊下通に而、御通懸り、老年不行步獨禮進退無覺束人々依願座附之御禮、幷御醫師奧田理元座附之御禮被爲請被爲入、八時前相濟。但何公之人々頭分以上長袴着用、幷表向當番平士今明日十八日は熨斗目。其後之御禮日は服紗小袖・布上下着用。御禮相濟一統常服改相詰候事。

九月十六日。前田治脩馬廻組等の諸士の拜謁を受く。

〔政隣記〕

坊主頭迄の次御禮被爲請の語あるべし

造酒丞は前田利精

九月十六日、御禮人揃刻限六半時に而、五半時前柳之御間ゟ御出、昨日御用に而相殘候頭分・御小將等御禮被爲請。一先御入、重而御用間ゟ御出、御馬廻組御禮被爲請候。伺公之頭分以上熨斗目・半袴。且今日より以後、御禮人揃刻限六半時之事。

九月十六日。前田治脩の入國を祝する爲大聖寺侯前田利道の使者金澤城に登る。

〔政隣記〕

九月十六日、御入國爲御祝儀備後守樣御使者御家老山崎權丞、造酒丞樣御使者足立兵馬同道に而、今日八時前登城。兩人共取次御小將誘引、柳二之間屛風圍上下ゟ夫々相通し、御奏者出御口上承達御聽。御進物金馬代・干鯛箱、從造酒丞樣は銀馬代也。且組頭相伴に而二汁五菜之御料理被下之、挨拶組頭。御使御家老役爲挨拶、年寄中一度被罷出。造酒丞樣御使者兵馬には、同御料理物頭相伴に而被下之。挨拶竪御使組頭、爲挨拶御家老役一度被罷出。兩席とも給事御步。於檜垣之御間兩人共別々に御目見、御意有之、御取合誘引之年寄中被申上。御返答には以御家老役被仰進、退出之刻階下迄御奏者一人・組頭兩人・物頭一人・最前誘引之御大小將送之。御使者に携候人々迄熨斗目。

九月十六日。諸士の家督相續を請ふ爲遺書を藩侯に上る者は凡て一類附を添付せしむ。

〔政隣記〕

御家中之人々遺書指上候節、去々年以來末期養子之外は、先祖由緒一類附繼添差出不申候得共、自今は都而前々之通一類附可差出候。尤一類附寫も一冊相添可差出候事。

右之趣被得其意、組・支配有之面々に不相洩樣可被申談候事。

卯九月十六日

右御用番安房守殿被仰渡候由、定番頭神保舍人廻狀有之。

九月十七日。再び家族の痘瘡に罹る諸士の出仕に就いて注意を與ふ。

〔政隣記〕

加賀守樣御疱瘡不被爲濟に付、御近邊相勤候人々家內痘病人有之節、三番湯懸り候迄は罷出候儀指扣可申候。痘病人は、相見え候日より三十五日過候ば、肥立次第出勤可申旨、御近邊相勤候人々に可申渡旨、御用番安房守殿被仰渡候段御横目廻狀有之。

九月十七日

右之通近く兩度迄被仰渡之趣に付、如何可心得哉与組・支配之人々被尋候はゞ、三番渇濟候迄は、氣滯之趣を以御番引可然旨可申談答に示談極り候事。

九月十八日。前田治脩再び馬廻組の士の拜謁を受く。

〔政隣記〕

九月十八日四時前柳之御間に御出、御馬廻組之人々御禮被爲請、一先御入、重而御出、御馬廻組之人々御禮被爲請、九時前相濟。

九月十九日。前田治脩定番馬廻組・組外組等の士の拜謁を受く。

〔政隣記〕

九月十九日四時前柳之御間に御出、小松御馬廻御番頭より定番御馬廻迄御禮被爲請、一先御入、重而御出組外御禮被爲請、九時過相濟。

九月二十日。前田治脩金澤城内の東照宮等に參詣す。

〔政隣記〕

九月廿日、御宮・神護寺・如來寺御參詣。御供裝束御步以上布上下着用。尤服穢御改之事。

九月廿一日。前田治脩又與力等諸士の拜謁を受く。

〔政隣記〕
九月二十一日四時過柳之御間ゟ御出、頬本復之御大小將等、幷定番頭支配之分御禮被爲請、一先御入、重而御出、小松・魚津御馬廻幷與力御禮被爲請、九半時頃相濟。
但、今日頬本復御大小將野村太左衞門御禮申上候に付、列之儀段々僉議有之。向後ハ御禮日之無貪着、御奥小將・御表小將・御大小將与諸組之頭に列相立候事に伺被仰出。

九月廿二日。前田治脩隱居諸士等の拜謁を受く。
〔政隣記〕
九月二十二日四時過檜垣之御間ゟ御出、隱居之面々・息方年寄中より頭分以上迄御禮被爲請、御入、重而柳之御間ゟ御出、頬本復之人持・頭分・與力、越前町人大文字屋茂左衞門獻上縮緬一箱・色紙短尺御禮被爲請。八時前相濟。

九月廿三日。江州今津の邑長甚右衞門その扶持を召放たる。
〔袖裏雜記〕
江州今津御領去年旱損に付、作躰皆無同事、百姓共御納所難相勤段々願有之處、今津甚右衞門取捌不行屆、右百姓共四十人餘御國ゟ罷出可及越訴處、於柏野邊十村福留村喜左衞門等取

計指押、願之趣意は承之、改作奉行迄相達、御算用場奉行ゟも申聞、其節取捌之儀改作奉行より喜左衛門等ゟ申付、夫々申渡、右百姓共今津ゟ相返。右に付喜左衛門等兩人今津御領ゟ遣、爲遂見分候處、旱損相違無之、則舊臘御償米等被仰付候趣、時々右奉行紙面出之、其節申進候通候。百姓共再願之決着も不仕內、越訴之段不屆之仕形。依之村役人召寄、棟取之者相糺指出候樣申渡。是非不相知候はゞ、右役人共之內急度相咎御締方申付、其上にて品により一村過怠免可申渡旨。且又甚右衛門儀、元來取捌不宜趣共有之、一統心服不仕樣子に候。去年右之通に及越訴族に候はゞ、いか樣にも指留願樣も可有之處、等閑之取捌、畢竟常々不心服故之族出來、不屆候間御扶持被召放、於御當地實家ゟ爲相返、重て今津ゟ不罷越樣申渡、跡役には今津役人共之內、先甚右衛門樞機之者相應に御用立可申者有之候はゞ、被仰付候樣可仕旨等、右奉行僉議之紙面出之。段々僉議之上、紙面之通可然と六月八日江戸ゟ伺之。僉議之通と九月廿三日御意。

九月廿五日。前田治脩寺社方の拜謁を受く。

〔政隣記〕

九月二十五日四時過柳之間ゟ御出、寺社方御禮被爲請。

九月廿六日。前田治脩寺庵方の拜謁を受く。

〔政隣記〕

九月二十六日四時過柳之間ゟ御出、寺庵方御禮被爲請。但今日御奏者幷披露御小將長袴之答与前記有之候得共、僉議之趣有之、今日半袴に相成候事。

十月朔日。諸役所の風儀を改善すべきことを令す。

〔政隣記〕

十月朔日左之御覺書、御勝手方於御席村井又兵衞殿夫々ゟ御渡。

諸向萬端御入用に拘り候品、其場之格式御條目等之內、又は被掛合候他役所之儀も、依格合等是迄成來候儀も、以後ヶ樣に致候者御益可相成と存候儀は可被申聞候。尤振合流例等之儀は猶更無泥可被申聞候。

一、諸役所之內近年風俗不宜所も有之、賄賂或依怙贔負に而、其向ゟ携候百姓・町人等失却之筋有之候。又は無益之儀に隙取及難儀候躰も相聞候。右之族に而おのづから御買上物等直段にも相障、畢竟御費之筋有之躰相聞候。其所能々被心付、以來右樣之儀無之樣、手先之下役人・足輕・小者等に至迄、急度風俗相改候樣可被申候。右之趣被仰出候品も有之、一統申渡候事。

本年四月廿九日參看

十月二日。先に流刑を命ぜられたる栂八郎を越中五ヶ山に出發せしむ。

〔政隣記〕

今年十月二日左之通。

中將樣御表小將五百石　栂　八　郎

先達而越中五ヶ山流刑被仰付置候處、今日右配所嶋村に被遣候に付、今日御歩渡邊治兵衛・篠田判太夫八郎宅に罷越、福嶋武左衛門金澤御留守居物頭・池田吉右衛門同上・御表小將横目一人・奥附御歩横目兩人罷越、右人々より治兵衛等八郎受取、駕籠に爲乘、鎖おろし、網懸には及不申段先達て被仰渡有之。指添罷越。道中足輕四人・小者二人も指添發出。

右於越中高田彌次右衛門等に申達、差圖次第駕籠渡場迄召連、越候を見屆、御歩等罷歸候筈。

道中一日掛りには難成候者一宿致し、勿論勤番等之儀縮宜敷樣可仕候。路次賄料等會所より受取、足輕に申付可爲致賄候。八郎刀・脇指は兩人之御歩請取之、道中者右に有之小者に爲持罷越、於彼地彌次右衛門等より八郎に相渡候樣可相心得候。右之外諸事跡々之格をも承合、前々之通相心得候樣、治兵衛・判太夫に可申渡旨、御歩頭に御月番被仰渡、則夫々組御用番中村三左衛門申渡。

但、中勘金一歩十五切・御提灯二張・蠟燭八挺請取罷越、同月六日罷歸。去二日夜今石動に止宿、三日夜城ヶ端止宿、四日八時頃下梨村に着、奉行小寺甚右衛門に及案内候處、甚右衛門儀足輕二人・十村召連出候に付、樣子も申達、八郎相渡候處、右足輕差添、籠之渡し越候を見屆罷歸候旨申聞、書付出之候に付、三左衛門以奥書御月番に差出之。

# 十月三日。前田治脩野田山に於ける先塋に詣づ。

〔政隣記〕

十月三日野田惣御廟に御參詣、御順之通御拜。御入國後初而に付、御供人御歩以上布上下着用。但御下乘所、前々は大應院樣御廟之後に候處、中將樣被仰出に而、高德院樣御廟前迄御乘用被遊候間、如何可奉心得哉之旨、御大小將御番頭不破半藏奉伺候處、最前之通大應院樣御廟後に而御下乘与被仰出、九月晦日也。御取次水越八郎左衛門。依之半藏に夫々申談置。然處昨二日、三十人頭より見分に遣候處、右之處露次大に惡く、餘程御下乘所上り候歟、又は下り候歟之内に、今日御出前三十人頭在山三太夫より伺候處、左候はゞ引下げ候而、謙德院樣御代被仰出候通大概見計、大應院樣御廟入口之橋二・三間も此方に而御下乘、御歸も其所より御乘用与被仰出候段、三太夫より御番頭に申聞候に付、則江守平馬より夫々に申談。且寶暦十三年七月從中將樣被仰出に而、野田御廟參に限り御召替御馬被爲牽候得共、向後可被差止旨

被仰出。

十月五日。前田治脩天德院に詣づ。

〔政隣記〕

十月五日天德院御參詣、同所境內陽廣院樣御廟・天珠院樣御廟ゟも御參詣、御供裝束、前條之趣に付御入國後初而に付御步以上布上下。

十月七日。藩侯の隱居及び家督相續を祝する爲頭分諸士の前田重教に物を献ることを許す。

本文は十月七日の條に記さる

〔政隣記〕

定番頭・御馬廻頭・御小將頭ゟ

御隱居・御家督爲御祝儀、頭分之面々、中將樣ゟ獻上物之儀被申聞候趣に付而相伺候處、爲差上候被仰出候條、組頭等之面々は御太刀馬代、物頭以下頭分は鳥目百疋宛可被差上候。上方之儀は、目錄披露狀之分、江戶表前田圖書迄町飛脚に傳附可差遣候。御太刀代等都而金銀之分は、諸方御土藏ゟ直々に上納、尤其段高山善左衛門ゟ迄以紙面可被相達候。披露狀日付は當十五日に被相替、同十九日出町便に、夫々目錄等可被差上候事。

一、在江戸之頭分は、目録直に指上、御太刀代金銀之分は戸田與一郎等迄可被相達候事。
右之趣頭分之面々ゟ不相洩樣夫々可被申談候事。

十　月

# 十月十五日。前田治脩京・大阪の町人に謁見を許す。

〔政隣記〕
十月十五日四時過柳之御間ゟ御出、出仕之面々一統御目見、御例之通御意有之。御取合月番主水殿被申上。夫より檜垣之御間に御着座、左之通献上物に而、京・大阪町人共御目見被仰付、披露役服紗小袖・布上下着用。

御鷹緒三掛・御熨斗鮑二把　井川善六
紗綾三卷・熨斗鮑一箱、外に鳥目百疋以目録　辻次郎右衛門
立削一箱・干鯛一箱、外に同斷　具足屋庄右衛門
御鷹大緒一箱・熨斗鮑一箱、外に右同斷　升屋市兵衛
紗綾三卷、同斷　河井十右衛門
御彈助一箱・干鯛一箱　朝田屋三郎右衛門
干鯛一箱・御扇子一箱　中村味左衛門

紗綾三卷・御熨斗一箱　　　　　　　　　　　　桔梗屋六右衛門
御扇子一箱五本入・干鯛一箱　　　　　　　　同人せがれ五一郎
御菓二箱・御熨斗一箱　　　　　　　　　　　近藤源七
右町人江御料理被下候裁許、御大小將高山彦四郎・石黒佐七郎、御步小頭・同横目一人宛、給事坊主。但右席御禮人溜、且彦四郎等布上下着用。

十月廿七日。前田治脩金澤城内を巡見す。

〔政隣記〕
十月二十七日四半時過奥之口より御出、御城中御巡見、八時頃同所より御歸殿。御城代安房守・駿河守、其外御城附之御役人前々之通罷出。御步行に付安房守御先立被勤之。折々小雨降候に付、御供建之外は安房守等初何も手傘用之。且御供建、御近習より被召連御通行之節、御玄關前江詰番之人々罷出候儀等、御寺御參詣等之節同斷。

十月廿九日。諸士の系譜を上る手續を示す。

〔政隣記〕
御家中之人々御目見以上、其家々元祖より正統之系圖御用候條、帳面に書記差出可申候。紙は美濃紙に而、紙寸法幷調樣別紙帳面之通に候。兄弟等幷外方等之樣子者書記に不及、正統

迄相調可申候。右之帳面一組切取揃袋に入、來月中可差出候事。
一、幼少人は代判に而可指出事。幼少に付何之誰代判誰。
一、在江戸之人々は、江戸より到來次第取揃可差出事。
一、組中より出候帳面目錄相添可差出事。
但、右目錄之末に、誰々在江戸に付到來次第差上可申旨相調。
一、閉門・遠慮等之人々は其頭・支配人より寫可差上事。
但、寫等之儀目錄に可調事。

十　月

別紙兩通之通被仰出候條、被得其意、組・支配之人々へ可被申渡候。且又組等之内裁許有之面々者、其支配へも不相洩樣可相達旨被申聞、尤同役中可有傳達候事。
右之趣可被得其意候、以上。

十月二十九日　　　　　　　　　　　奥　村　主　水

十月。諸頭・諸奉行の勤方書上の方法を示す。

〔御觸幷御返書之留〕

諸頭・諸奉行勤方之儀、御先代書上候趣を以帳面に書記、前々被成下候御書出寫とも相調可指

上候。且又諸奉行・諸役人之手先御用相勤候人々、足輕等之外役儀勤方之趣、是亦爲相調奉行等手前へ取立可指出旨被仰出候條、右帳出來次第三宅權左衛門等迄直に相達可申候。尤江戸・京・大坂之分も書上可申候事。

卯　十　月

十一月十二日。前田治脩寶圓寺に詣づ。

〔政隣記〕

十一月十二日寶圓寺御參詣、御往來裏御式臺に而、町醫師・檢校・町人・十村・山廻り、御通り懸り之御目見被仰付。

但、裏御式臺御往來に付、常々奥之口より御出之節、裏御式臺御往來前ゟ罷出候詰番之人々、御式臺御大小將溜之前に列居仕、其後類に御大小將御番頭等列居之筈に、寶曆十年正月より相極有之候處、今般僉議之趣有之、今日より御奏者等も御小將溜入口敷居之内ゟ入、一列に罷出候趣に相極。則今日は御馬廻頭・新番頭・御步頭・御用人・御番頭・御使番・御横目・御大小將列居。

十一月十五日。前田治脩京都の町人に謁見せしむ。

〔政隣記〕

十一月十五日出仕之人々御目見後、於檜垣之御間京都町人左之通献上物に而御目見被仰付。右相濟御禮人溜に御料理被下之候。裁許等前月十五日同斷。

紗綾三卷・熨斗一箱　　　　　菱屋庄兵衞

扇子一箱・干鯛一箱　　　　　同人せがれ次郎兵衞

十一月十九日。前田治脩、先に重教が蹴鞠記を與へたるに對し答書を呈す。

〔大梁公手記〕

去廿九日御日附之御筆之物、當八日到來仕、謹而奉戴候。寒冷之節、先以益御機嫌好被爲成御座、恐悦之至奉存候。然者御別紙御蹴鞠記御宜御座候に付、爲慰拜領被爲仰付候。尤奉返上に不奉及旨被仰出之御趣、謹而奉畏候。誠以御懇之御儀難有仕合、謹而奉頂戴候。先以か樣成御座組は、於其表一度拜見仕候より外覺不申候。甚珍之御座組驚目申候。其内吉右衞門こ御座候は、私覺不申候。定而近き頃より罷出候者こ奉存候。上手に而御座候哉与奉存候。且又頃日御蹴被爲遊安く被爲在候。御捨可被爲遊とは不被爲思召候。來年私出府を御待被爲遊候段、是又被仰出之御趣謹而奉畏候。先以御蹴被爲遊安く被爲在、恐悦之至奉存候。先達而恐多き儀を奉申上候處、御捨可被爲遊与は不被爲思召候段奉蒙御意、誠以謹而難有仕合奉

存候。其上私來秋出府を御待被爲下候段、重疊御懇之御儀。か樣成奉蒙御意候御儀、兎角之御請可奉申上樣も無御座、身に餘り難有仕合冥加至極奉存候。乍恐右之御意を力に仕、日を暮し申候。兎角日之立兼候にはよわりはて申候。苑左衞門此表に罷在、曲茂有御座間敷奉存候。來秋出府仕候はゞ、又苑左衞門曲を見申度儀奉存候。彼是仕私は曲數少く見物仕候間、別而見申度奉存候。毎度奉申上候事ながら、簔笠之曲中腰にて三足すゝみ出候顏色、顏鬥當見上げ見下し、鬥當之黄昏にひらめき候樣子、今に目に付候樣に御座候。凡そ曲鞠におき候而、異國本朝にもか程數多く仕候者外には有御座間敷奉存候。定而此表宅に罷在、其表に而被仰付候曲共を存出し可罷在候。此間不圖存付獨笑仕申候。誠に御咄は被申上不申、調申す內うか〳〵と奉存、贅言を相調申候。不敬恐入奉存候。何分にも御免被遊被爲下候樣偏奉願上候。右御請奉申上度如此御座候、以上。

十一月十九日　　　名　判

十一月廿八日。諸士の借銀及び買懸銀書上を命じ借知によりて之を決濟するの法、並に他國御供人及び御使者たるものに給付する費用に就いて定む。

〔政隣記〕

十一月二十八日、昨日御用番前田駿河守殿より一役連名之依御紙面、今日五半時頭分以上登城之處、於檜垣之御間、御年寄中・御家老中御列座左之一通駿河守殿御渡之、其次之二通又兵衞殿御渡也。

御家中之人々勝手困窮に付勤仕も差支、其内には無謂高借之面々も有之躰に被聞召候。右高借銀等に而及難澁候面々、御糺可被成候得共、一旦心底を改、其上にも不埒之爲躰被聞召候はゞ急度可被仰付思召に付、一統爲取續御救も被仰付度候得共、御要脚御差支之儀粗承知之通に付、不被及其御沙汰候。乍然此儘に被差置候而者御奉公にも相障、甚御心外に被思召候。依之前々より之書上銀、幷其以來之借銀・買懸銀、當卯十月迄之分、不殘從御上連々を以可被及御沙汰候間、相しらべ書上可申候。且又去亥年書上に相成候上納銀、只今迄に除知に而指引不相濟分は、被下切に被仰付候。右之通に付、先達而之書上除知・除米は可被返下筈に候得共、此方相改、來辰の年より三ヶ年之間、草高百石に十五石宛御借知米被仰付候。只今迄除知・除米無之人々も、右同樣に御借知等被仰付候。右三ヶ年相濟候翌未の年より、御家中一統草高百石に現米一石宛御算用場へ除置、江戸御供幷御使等相勤候人々入用に相渡可申候。自今會所銀御貸高、只今迄借用之會所銀返上之仕形、幷上納銀之樣子、暨他國御使人へ

被下金之儀、右御借知等を初委細之儀は、村井又兵衛より申渡通に候事。

右之趣可申渡旨被仰出候條、被得其意、組・支配之面々に可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々は、其支配にも相違候樣に可被申聞候事。

辛卯十一月

御家中之人々勝手不如意に罷成、當時勤仕候も指支候族も有之躰被聞召候。右不如意之内にも、無謂高借銀等に而及難儀候人々は可被及御穿鑿候得共、一旦何も心底を改、其上に不埒之爲躰被聞召候はゞ、急度可被仰付思召に付、一統爲取續御償も被仰付度程之時節に候得共、御要脚御差支之儀は、末々迄も承知仕候通に付、無是非不可及其御沙汰。乍然此儘に差置候而は、御奉公にも差支候儀甚御心外に被思召候條、前々より之書上銀幷其以來之借銀幷其以來之借銀・貫懸銀、當卯十月迄之分不殘從御上連々を以可被及御貪着候條、夫々麁抹無之樣相しらべ書上可申候。

但、去亥の年書上相成候上納銀、只今迄之除知等に而指引不相濟分は被下切之事。

一、右之通被仰付候間、先達而之書上除知・除米は可被返下等に候得共、此分相改、來辰之年より三ヶ年御借知・御借米被仰付候。只今迄除知・除米無之人々も、同樣御借知等被仰付候事。

一、都而質物之分、此度書上に可差除候事。

一、收納拂米之内、滯米等有之、今以譯立不申面々は、相對を以指引相究可申候。以來拂米等之不埒は急度相糺可申候事。

一、米方之儀に付、於町會所相極候品は、尤其通可遂指引候事。

一、右當卯十月迄之借銀・買懸銀等、町方之分は帳面に仕立、町會所被指出、祠堂・官銀幷寺社方・御郡方之分は別帳に仕立、御算用場へ可差出事。

但、帳面仕立方等之儀は、右兩場へ直に可承合候。

一、他國幷御預地之者より借銀等仕間敷段、前々より申渡候通に候處、近年右之族も有之躰に候。只今迄借用之分は相對を以可致返濟、是以後は堅借受申間敷候。右躰之致取物候町等へ者、此方申渡候筋も有之候。尤他國者等へ、直向に而借受候儀は勿論御停止に候事。

辛卯十一月

江戸御供等幷他國御使抔度々相勤候人々は、會所銀等借用高過分に相成及難澁に付、格別に御貸渡之儀も時々遂僉議候得共、只今迄之格合に而は願候高難承屆、用意令差支候得ば心外之儀有之、おのづから借用人迷惑罷成候故、相應之御貸渡方可有之候得共、御要脚御差支に付、外に被仰付方無之候。依之今般申渡候御借知等、來辰の年より三ヶ年相濟、翌未の年よ

り御家中一統草高百石に付現米一石宛、御扶持方・御切米被下候人々も、其割合を以御算用場ゟ除置、江戸御供幷御使等相勤候人々渡方左之通。

他國御使人ゟ被下金之覺

人持組萬石以上　金六百兩。五千石以上　金五百五十兩。三千石以上　同五百兩。

三千石以下　同四百兩。

組　頭　金　百　兩

物　頭　同　七十兩

番　頭　同　六十兩

平　士　同　五十兩

但、組頭より平士迄、知行高に無差別、役當りに而右之通り。

右之通時々被下切に候條、尤會所銀等御貸渡無之、勿論外願之筋不相成候。道中行粧等之儀は精誠令省畧、於御供先は相應之可爲行粧候事。

一、會所銀之儀は、御供人は百石に五百目宛、當交代等之者ゟは四百目宛、地廻御用に罷越候者は三百目宛御貸渡、百目に付一ヶ月五分宛之加利足、十ヶ年賦に而急度返上可有之候。

右之通り御貸渡返上不相濟內、重而御供等御用被仰付候人々は、改而百石五百目宛、當交代

人等之分も前段之割合を以改而御貸渡、其時前借高は何程相殘共被下切に候。尤幾度に而も重り候時は右同斷に候。或一度御用相勤、其以後他國御用等不相勤者は、右之年賦に而全返上可有之候。

前條之通被仰付候上は、知行當り之外過借、幷内立返上願之儀、一圓不相成候事。

一、只今迄借用之會所銀は、知行高百石に三百目當り之外は被下切に候事。

但、右三百目之分、幷三百目以下改借用罷在候人々も、都而返上之儀は十ヶ年賦に而、利足只今迄之通加之、毎歳十二月可致上納候。是以後借用に無構、此分は當り之通全可致返上候事。

右當暮當り返上分割合、右之通に候得共、來月上納に向候而は、取立方差支候間、來春に至り上納可有之候。時節之儀は追而可申渡候。

一、御切米等被下候人々も、右割合を以御貸渡被成候。返上等之儀も都而右割合、尤毎歳春上納之事。

一、只今迄借用之小拂銀等、返上殘高不依多少、都而今年より毎歳百石に二十目宛返上之事。

但、右二十目七月・十二月兩度上納可有之候。尤内上願之儀不相成候。右當りより過分返上之儀は手廻次第に候事。

一、右會所銀・小拂銀等證文改方之儀は、會所に直に承合可申事。

一、右に相洩候上納銀等之儀は、追而可申渡候。夫迄は都而只今迄之通り可有上納候事。

辛卯十一月

別紙兩通之趣被得其意、組・支配之人々に可被申渡候。組等之内裁許之面々は、其支配にも相達候樣可被申渡候、以上。

十一月二十八日　　　　村井又兵衞

## 十一月。金澤城内に於ける時鐘の位置に關して議す。

〔前田貞一手記〕

去夏時鐘鑄直出來之砌、當時鐘所へ爲釣可然と遂僉議候所、場所狹く、大鐘之鐘樓者難相建樣、御作事奉行本保十太夫等申聞候に付、最前之通越後屋敷鐘樓可被仰付哉と相伺候所、僉議之通与被仰出候に付、御入用之儀遂僉議候所、十貫三百目餘に而致出來候旨申聞候間、過分之御入用故先見合、當時之時鐘所甚右衞門坂御門脇之儀者、古來時鐘所に候處、何頃に候哉越後屋敷へ被遣候樣に承傳候間、鐘樓建直候者右鐘爲釣申儀可相成哉と、重而段々遂僉議候處、右之通被仰付候へば不指支、御入用も二貫七百目計にて致出來候段申聞候間、過分御入用相減候に付、當時之所へ被遣、只今迄時鐘に用置候早鐘は、最前之通三の御丸へ被遣置

可然旨遂僉議、加賀守樣へ相伺候所、伺之通与被仰出候。右之趣に付、先達而相伺候趣とは違候間申進候條、以御序可被達御聽旨、十一月十四日駿河守狀兩人充所。此外之來狀替る品無之爰に畧す。

右紙面以萬右衞門、彥三入御覽。

御覽は前田重教のなり

十一月。百姓・町人等他領の者の金銀貸附を仲介することを禁ず。

〔金澤町中御法度之帳〕

御領國之百姓・町人等ゟ、他國幷御預地之者より取持を賴、御家中士中を初又家中之者其等ゟ金銀を貸附候儀、近年數多有之躰候。先來他國銀を借請候儀は御停止に候所、御領國百姓・町人共致取持候儀心得違に候。旅人取持之町人共、金銀才覺を以御家中ゟ貸付候はゞ、いつまでも其町人取噯可申所、及難澁候得ば銀主他國者之名を顯、御縮方背候。自今は右爲躰急度御停止候。唯今迄之分は、以相對寬に遂指引候等に候。是以後自然もおしたち右躰之致取持候者於有之は、遂吟味、無相違候者、此度之申渡に相背候以越度、他國かねの分は取持人より爲致返辨、取持候者之損分に可申付候。御預地之分は、取持候元利銀高程、是又右取持人よりあがなひ銀として町會所ゟ取立可申旨候條、此段急度可被申渡之事。

明和八年十一月

十二月四日。町人及び百姓に米銀下賜の命を傳ふ。

〔筒井舊記〕

今般結構之被仰出候而、町・在共銀・米之內被下候に付、別紙之通今日又兵衞殿被仰渡候間、各支配所町並ゟ者、當町地子町之割合を以被下候間、數早速相しらべられ可被指遣、其上に而割合を以米相渡可申候。御郡奉行中手合無高所之分も右に准候。且又御郡高持百姓ゟ茂被下候に付、頭振之者ゟ者右百姓ゟ被下候半減を以被下候間、百姓割合相知候以後、高之儀者追て相知可申候。高持百姓ゟ者改作奉行より夫々申渡候間、御郡町分幷頭振之分者御郡奉行より可被申渡候。割方申渡置候。御要脚茂御指支之節に候處、結構之被仰出候儀、御同事に忝儀に御座候間、隨分一統致信伏、御郡方等嚴重に相心得候樣に可被申渡候、以上。

明和八年十二月　　御算用場

高澤平次右衞門殿

篠嶋庄兵衞殿

追而右之趣先達而申達候處、重而詮議之上調替相廻候條、早速可有順達候。且又別紙米高之儀ゟは、御郡奉行中ゟ相達候條、是又可得其意候。

覺

城下町人に米銀を與へたる文書は今見當らず

一、二　十　石　　　　十村幷新田裁許山廻り被下米

一、三千五百石　　　　百姓幷頭振ゟ被下米

組頭振之者ゟ者高持百姓半減可被下事。

右百姓共等農業無怠慢相勤候。猶以以來隨分出情候樣に可相心得候。依之右之米高被下候事。

卯十二月

御算用場ゟ。

今般御城下町人共ゟ米・銀被下候に付、遠所町奉行支配所之者共ゟ茂、金澤地子町之者共ゟ被下候割合を以御米被下候條、先此段夫々被申渡、割合之通り可被相渡候事。

十　二　月

別紙兩通村井又兵衛殿御渡候條、被得其意、夫々可被申渡候。

十二月四日　　　　御　算　用　場

篠　嶋　庄　兵　衛殿

高澤平次右衛門殿

十二月四日。諸士の借銀・買懸銀辨償の爲町會所等に米穀を支給することー

とを令す。

〔三守御譜〕

今般申渡候書上銀爲取捌、町會所へ毎歳一萬石充相渡候。御郡方之分茂祠堂・官銀・寺社門前地之分も、右之割合以米高毎歳御算用場へ相渡候之條、此段寺社奉行・町奉行・遠所奉行等所々御郡奉行へ夫々可被申談候事。

辛卯十二月

別紙兩通村井又兵衞殿御渡候條、被得其意、夫々可被申渡候、以上。

十二月四日　　御算用場

奧村左太夫殿

木梨助三郎殿

十二月十日。諸士の借銀及び買懸銀高を算用場奉行及び町奉行に書出さしむ。

〔政隣記〕

今般御家中之人々借用銀等書上之儀就被仰出候、御郡方・遠所町方・寺社方並門前地、曁祠堂・

一通は省略せり

官銀之分、於當場取捌候條、各並組等之面々、人別に帳面相調、組切被取立、各印形之以添紙面、今月廿四日を限り當場江可被差出候。帳面調方之儀被承合度儀候はゞ、奇日偶日之無構、當場江可承合候事。

右之趣被得其意、同役中傳達有之、先々被相廻、落着より可有御返候、以上。

十二月十日　　御算用場

御用番頭一人宛連名

〔政隣記〕

今般御家中借銀・買懸銀、當十月迄之分一統書上に被仰付、當町之分は於町會所取捌被仰渡候。依之書上帳面草案一冊相達候條、御組切に被取立、其頭之以添紙面、來辰二月十五日切町會所江御差出可有之候。尤御同役御傳達可被成候、以上。

十二月　　町會所

御用番頭一人宛連名

十二月十二日。諸士にして百姓に炭・薪・飼葉等の買上代を支拂はざるものを戒む。

〔政隣記〕

御家中等之人々、御郡方より炭・薪・飼葉等品々賣懸候分、頃日取に向候處、今般書上に被仰付候旨申人々も有之躰に候。此分は御收納に仕候故、前々より書上に不相成候間、當二十日切可相渡旨被仰渡候樣仕度段、改作奉行紙面に御算用場奉行加與書、御月番に差出候趣、則御用番安房守殿より定番頭に被仰渡候段、今月十二日定番頭より例之通廻狀有之。

十二月十五日。前田治脩先に祝儀を獻じたる諸士一同に謝狀を與ふ。

十二月十五日は政隣記記載の日附なり

〔政隣記〕

十二月十五日。各に被成下御書候條、明後十五日可相渡候間、五時頃可有登城旨。在江戸等并病氣之人々は名代人登城候樣、忌中は不及名代段、一昨十三日御用番本多安房守殿より、類役連名之依御廻狀、今日頭分以上登城之處、例月出仕後、檜垣之御間に御用番御出、御家督・御任叙献上物に付而之御書御渡、各頂戴。右に付爲御禮、今明日中年寄中等宅に相勤可申候。幼少・病氣・在江戸等之人々は、名代人御用番宅に可相勤候。右在江戸・遠所之人々は、追而年寄中等宛所に而紙面可差越候旨、御用番御覺書を以被仰渡候由、如例御横目中申談候事。

十二月廿一日。本鄕邸西御殿の上棟式を行ふ。

〔政隣記〕

十二月二十一日江戸新御殿御上棟御規式有之。

十二月廿一日。徳川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

十二月二十一日、上使使番安部平吉殿を以、御鷹之鶴中將樣御拜領。御禮勤は、就御痛所御名代前田大和守殿。附、右に付從當公之御禮使御馬廻組岡田三郎右衞門、翌年正月二十一日江戸參着。

本年八月十五日參照

## 安永元年

正月朔日。前田治脩金澤城に於いて年賀の禮を受く。

〔大梁公手記〕

正月朔日卯中刻於居間祝膳事。

装束熨斗目・半上下。

配膳兩人裝束同斷。

右相濟、長上下に着替、京・江戸之方於居間遙拜之事。

表より案內次第出座、其外如作法附故に爰に畧す。

〔頭書日記〕

正月朔日御用番九郎左衞門。

一、御禮人六時揃、頭分以上御帳に付。朝六半時御帳引之。

一、於檜垣之御間、諸大夫長袴・年寄中奧村助右衞門・前田三左衞門、御家老役・若年寄御禮相濟、土佐守名代之使者御目見、各御奏者番披露之。

一、鶴之庖丁御覽被遊候。

一、於柳之御間人持・頭分獨禮、御太刀、目引之。鳥御奧小將御橫目・御表小將橫目・御大小將橫目相濟、鳥目引之。津田外記・橫山又助獨禮、御太刀引之。御役御免之頭分獨禮、鳥目引之。前田七郎兵衞等獨禮、各御奏者披露之。相濟被爲入候節、於御居間書院三之間、御近邊之平士一統御禮、於舟之御間御表小將一統、年寄中之內一人伺公、披露御奏者番。

一、右相濟重而御出之節、舟之御間にて最前相殘候御表小將等御目見、年寄中之內一人伺公、披露御奏者番、夫より柳之御間にて、御大小將より坊主頭迄一統御禮、年寄中等伺公、披露御奏者番、相濟被爲入。

一、年寄中・助右衞門・三左衞門・御家老役・若年寄、鶴之御吸物頂戴之。

一、今夜追儺御用、會所奉行金森惣太夫相勤候。

正月三日。徳川家治の前田治脩に贈れる鶴金澤に着す。

〔政隣記〕

正月三日。寒氣御尋之御奉書幷御鷹之鶴、舊臘二十七日江戸發、宿次に而今日暮前金城に到來御拜領。御禮之御使者御馬廻頭野村源兵衞に被仰渡、翌四日發、同月二十二日江戸參着。

正月四日。前田治脩射初・打初及び乘馬の式を行はしむ。

〔政隣記〕

正月四日御射初御規式、吉田家初御射手中不殘御覽。御打初、三之御丸に前々之通年寄衆御出。右相濟、裁許之頭幷吉田家に御時服一つ宛、御射手・御異風に白銀一枚宛拜領。且御雜煮・御吸物等今年より如先規被下之、着到役にも御雜煮等被下之。

御乘初御規式相濟、御馬奉行中に御時服一つ宛拜領。如先規今年より御賄料理一汁三菜等被下之。

正月四日。前田治脩前年末に於ける士民の財況を重敎に報ず。

〔大梁公手記〕

謹而奉申上候。家中之者共借銀・買掛銀書上に爲仕候趣、先達而奉申上候通に御座候。就夫

侍共へ町人共より仕送相斷、或調達之約を變、年暮ゆゑ別而諸入用多き時節、右之族却而侍共指懸及困窮申候由。町人茂共に難儀仕候旨。此分に指置候而は、末々可惡候。兎に角其筋之役人共之仕業、組々之頭共不了簡などゝ雜說仕、訴狀・張札又は歌等に作諷申候。何とやらん人氣不穩候。尤證立候事は無御座候得共、右之通に而御座候。當暮貸銀歎書上歎何れ歟不申渡候半而は、家中甚難儀可仕与、依之遂穿鑿書上に申渡候得共、畢竟取捌不行届故と奉存候。右取沙汰被爲聞召、何躰之指圖仕候哉与可被爲思食と、遮而申上候。外より被爲聞召候而は、猶更迷ひ心仕候に付如此御座候。併當春に至候而、殊之外靜謐に相成申候。右に付郡方之分者何之相替品は無御座旨、夫々申聞候。右之趣奉達御內聽置候、以上。

正月四日　　　　名　判

正月十五日。高畠猪太夫篤實精勵を以て知行を加增せらる。

〔袖裏雜記〕

左之通正月十五日於江戶被仰付。猪太夫は篤實之人に而、儒學鍛煉有之、大學衍義補・國字署を調上候人に而、並々之儒者等とは格別ながら、謙讓篤實に而、名利虛名を不好故人々知る事稀なり。

御加增　　　　御近習番廿一年勤

一、五十石　　　　　　　　　　　　高畠猪太夫

先知都合百五十石

猪太夫儀、御書物御用被仰付候處、格別之志有之、實躰に相勤、其上御代々御近習番久々相勤候付、如此御加増被仰付。

## 正月十九日。去年命じたる借知・借米に關する細則を補ふ。

〔政隣記〕

正月十九日、左之通村井又兵衛殿被仰渡候由、如例定番頭より廻狀有之。

村札、定番頭へ

舊冬申渡候今年より三ヶ年御借知・御借米之儀、御儒醫幷三の一被下候人々覽隱居之面々は御用捨被成候事。

一、御儒醫之分は、草高百石に現米一石宛之割合を以、御算用場へ今年より除置可申事。

一、他國在住之人々は、御借知等之御沙汰無之候。尤於御國借銀等有之候而も、書上は相成不申候事。

一、逼塞・遠慮等之人々は、舊冬之被仰出之趣不及申聞候。尤除知有之人々は、只今迄之通除知等可仕候。勿論書上之儀は不相成候。只今迄除知等無之人々に而も、御借知等之御沙汰

無之候事。

一、右之通被仰付置候人々御免被仰付候時は、其節除知者被返下、一統之通御借知等被仰付候事。

右之趣被得其意、組・支配有之面々ゟ不相洩樣可被申談候事。

壬辰正月

正月二十日。老臣長九郎左衞門公事場に於ける禁牢者の增加したることを上申す。

〔大梁公手記〕

正月廿日九郎左衞門出。

公事場禁牢者多相成候而、盜賊改方等より公事場へ可引渡者有之候得共、牢屋指支最早及百人申候に付、早速落着申渡候樣、頭日公事場奉行申聞候由覺書持參。致承知旨申置也。

正月二十日。宮腰詰米奉行不行狀を以て役儀を除かる。

〔袖裏雜記〕

金岩嘉太夫、宮腰御詰米等奉行當九月被仰付、以後村方之者より銀子借受候仕形等不宜趣相

十二月は明和八年

聞。且御算用場奉行不申事をも申候様に先々ゟ申なし候族等も有之躰に而、以後害に成可申に付、寳暦三年七月澤崎太左衛門改作奉行被仰付候處、同役和順不仕、此儀様子も有之躰。いづれにも不得手之趣に而被除候様仕度旨御算用場奉行申。右様子は行狀不宜、心安く仕十村も有之、御締方不相立に付、太左衛門儀様子有之候付役儀被指除候段同年十二月申渡。同十二年八月成瀬權佐儀、礪波射水御郡奉行被仰付候處、――に申渡候例を以、嘉太夫も様子有之候付役儀被除段可申渡哉之旨、十二月廿四日伺、伺之通翌年正月廿日被仰出。

## 二月朔日。前田治脩今秋參覲の際供奉せしむべき家老を命ず。

〔大梁公手記〕

正月廿九日

先頃各より伺候當秋參勤供之儀、同席中供之儀、且當年初而之參勤なれば、旁不輕儀。依之江戸表へ相窺候處、年寄共相連候には及不申候旨被仰出候。尤右相伺候節、若年寄共召連候儀如何に御座候はゞ、家老兩人兵庫・大貳外に篠原彌助召連可申哉与相伺候處、此通に可仕旨被仰出候間、明朔日可申渡候。取しらべ伺候様申渡す處、承知いたし候。左候はゞ先達而相伺候通、右御供被仰渡候前に、兵庫・主稅被召、年寄中用向加判可被仰渡哉との申に付、尤其通と申渡す。

〔袖裏雜記〕

當秋御參勤御供御家老順番は大貳、新役之內にては兵庫被仰付にて可有御座哉。前々秋御參勤之節には、前年之十一月・十二月之內被仰渡儀も有之、其年之正月・二月初に被仰渡候事も有之候。當時は御兩殿樣之御事、殊に御家督後初て御參府、其上御老中方御招請も可有御座候間、格別に年寄中之相詰候樣に可有御座哉、御家督後初て御參府之節御家老迄相詰候儀も有之候旨等、正月十二日申上。被仰出後にあり。

〔袖裏雜記〕

今年江戶御參勤之御供之儀、前に記候通之處、中將樣ゟ年寄中內相詰候樣被成度思召候。夫共不入儀に候はゞ御家老兩人若年寄相詰候樣被成度。左候へば御在府・御留守之差別も相立候趣御伺之處、左候はゞ御家老兩人・若年寄相詰候樣被仰進。依之二月朔日左之通被仰渡。

前田兵庫

玉井主稅

右御用番河內守也。誘引御前ゟ被召、兩人儀年寄中席御用之紙面加判可仕旨被仰渡。兩人御請申上、御用番御取合申上退去。其次、

前田兵庫

右御用番誘引御前ぇ被召、當秋御參勤御供被仰付候段被仰渡。兩人御請申上、御用番御取合申上退去。其次、

若年寄　篠　原　彌　助

右御用番誘引御前ぇ被召、當秋――彌助御請申上――退去。

右は前廉調上候紙面之趣也。但彌助は正月二十九日母方いとこ奥村助右衛門養母病死忌中之處、朔日に忌御免にて右之通被仰渡候也。

二月十五日。紫野芳春院の代僧乾首座金澤城に登り前田治脩に謁す。

〔政隣記〕

二月十五日、紫野芳春院代僧乾首座五時前登城。御大小將誘引、御禮人溜上之方屛風圍被相通、同人口上承之、小紙に調之、横山河内守殿ぇ相達。茶・たばこ盆御步給事。御步頭神尾伊兵衛・御大小將御番頭渡邊主馬替々出挨拶。於檜垣之御間御目見、献上物昆布一箱・菓子一箱、披露御大小將、三疊目之頭に置之、誘引等御奏者番。畢而最前之處被歸座、伊兵衛・主馬出挨拶、追付退出。御大小將一人階下迄送之。御間之内指引寺社奉行、退出之節御禮人溜末迄相送。携候御步以上布上下着用。右献上物に付芳春院ぇ之御挨拶之趣は、御奏者番罷出申

述。

同日は二月二日

## 二月十五日。御使番湯原甚右衞門閉門を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

湯原甚右衞門、不愼之趣有之付、正月二十八日急度指扣候樣可申渡旨、於江戸中將樣被仰出、則其段申渡候處、不屆至極之品々有之に付、早速御國ゟ相返、役儀被指除、閉門可被仰付旨被仰出、於江戸閉門申渡旅行如何候間、金澤ゟ參着之上、早速支配人甚右衞門宅ゟ罷越、申渡候樣可申遣哉之旨伺之處、伺之通被仰出。同日夕御國ゟ御返被成候間、早速罷歸候樣申渡、翌三日朝發足罷歸候。且又役儀御免之頭分ゟ被加候哉、又は組外に被加候哉。先年中村市郎左衞門は、組外に被加逼塞被仰付候段申上伺之處、組外に可被仰付旨被仰出候旨等、江戸詰御家老前田圖書・不破彥三より申越、則達御聽、甚右衞門參着次第早速可及案內旨、寺西彈正ゟ申渡候處、十四日夜六半時過致歸着候旨斷之。翌十五日出仕濟左之覺書彈正ゟ渡之、甚以後甚右衞門宅ゟ參出可被申渡候。前々ヶ樣之節は頭・支配人之宅にて申渡候。指扣罷在候ても、前田故源五左衞門儀指扣罷在候處、閉門被仰付候節は御用番宅ゟ召寄申渡候。且又先年佐渡守樣御奧小將橫目和田兵左衞門御尤め之節も、支配人宅にて申渡候。右之通に候へ共、今般は江戸表にて伺も相濟申來儀に候間、此度之儀は甚右衞門宅ゟ各參出可被申渡旨申

渡。將又御橫目罷出候哉与申候付、御橫目は不能出旨申聞。且又甚右衛門支配之儀は、組外

御番頭〻申渡候間、甚右衛門申渡相濟候上、御用番三輪藤兵衛〻申談、引渡可被申旨申渡之。

甚右衛門は御使番にて、御近習御用也。

寺西彈正等〻

湯原甚右衛門

甚右衛門儀、不屆至極之品々有之候付、役儀被指除、組外〻被指加、閉門被仰付候旨被仰出

候條、此段可被申渡候事。

壬辰二月

二月十六日。金澤城の時鐘を一時鶴丸に移す。

〔頭書日記〕

二月十六日

一、甚右衛門坂之上に有之當時之時鐘九つ打、今晝直に鶴の御丸早鐘所へ釣、八時より打候

事。

但、本右之鐘は早鐘に候事。

但、右鐘樓出來次第去年出來之時鐘釣申筈之事。

二月十七日。諸士に會所銀を貸與し又は返濟せしむる方法を改む。

〔頭書日記〕

二月十七日

一、會所銀之取捌之樣、左之通自御用番觸有之。

是以後會所銀取捌之趣。

一、遠所引越等之人々、支配見分之時、又は引越候節にても、百石三百目充一度御貸渡之事。

一、地廻御用相勤候人々、改而三百目充御貸渡、其年之內幾度往來候而も其通。定役にて每歲遠所へ罷越候人々は、翌年元銀借居證文改可申候。或定役にても交代有之人々者、借用之翌年暮より年賦當り返上仕、重而罷越候時は返上殘高に借足知行當り、證文改申儀勝手次第之事。

一、役儀替り遠所御用相勤候人々者、前借被下切、改而百石三百目充御貸渡之事。

一、三十ヶ年賦・四十ヶ年賦之分、元利打込三百目當りに相改、其餘は被下切之事。

一、是以後取立方、御知行被下候人々者、借用時節無據唯今迄之通、翌年暮より每歲十二月年賦當り之通元利返上、尤御貸渡之年は利足迄上納可有之候。御切手米等被下候人々も右之振合に而、只今迄之通每歲暮利足取立、元銀者三月返上之事。

一、御知行被下候人々、去年十月迄之利足銀者、當七月上納可有之候。去暮返上分一ヶ年當元銀者八月上納之事。

一、御切米等被下候人々者、去年十月迄利足銀者、當月上納可有之候。當三月返上分之元銀者、當四月上納之事。

一、御知行被下候人々、去年十一月・十二月二ヶ月之利足銀、并御切米被下候人々、去年十一月より當三月迄五ヶ月之利足銀之分も一時に相成、取立方指つかへ候間、此分上納之儀者追而可申渡候事。

一、去年新に借用之人々者、證文改候て當暮より返上之事。

一、先達而他國當り過借も有之上、去年外御用に付利證文に而借用之分も、兩樣打込、百石に三百目充に相改、一統之元銀之分は、去暮返上之趣に而當八月返上之事。

一、御切米等被下候人々も、右之振にて當四月返上之事。

一、親并せがれ借用之分、代借主相成居申候上者、身當借用に打込、百石に三百目當りに證文改可申事。

一、退轉人只今迄一類等より上納有之候得共、借用人家斷絶之分は、是以後不及返上、被下切之事。

一、去年十一月申渡以前借用之分は、前月借用にても前借に打込、百石に三百目當り證文改可申候事。
一、借用人死去之分は一時返上申渡、其上にて代借主之儀願有之候はゞ承屆、證文改、年賦當り之通上納之事。
一、他國當り借用仕罷在、右御用相仕廻、重而地廻御用罷越候人々者、前借被下切、改而地廻當り御貸渡之事。
但、地廻り當借用仕罷在候上、他國御用相勤候人々も右同斷。
一、當時江戶等に罷在候人々、罷歸候節改而御貸渡無之候。尤證文改之儀も相成不申事。
但、地廻りも右同斷。
一、在江戶之內皆返上仕歟、又は新知御加增等被下候人々罷歸候節、借用仕度旨申聞候者、知行高當り於江戶假證文に而御貸渡、御當地にて本證文に改候儀等、唯今迄之振合之事。
但、京・大坂等詰人之儀も右に准可申候。
右之趣被得其意、夫々可被申談候、以上。

壬辰二月　　　　　　　　　　村井又兵衞

會所奉行中

二月廿二日。鹿島郡所口に火災あり。

〔頭書日記〕

二月廿二日

一、今月九日能州所口五百軒計燒失。

二月廿四日。玉泉寺に於いて昨今兩日前田利長夫人玉泉院の百五十回忌法會を行ふ。

〔政隣記〕

二月二十四日、於玉泉寺昨今玉泉院樣百五十回御忌御法會御執行、橫山河内守。今日和尙ゟ白銀十枚・生絹三疋被下之、披露御大小將勤之。役僧ゟは御目錄を以被下之候に付披露無之。但詰人、頭分以上長袴。

一、今日御參詣被仰出、且寶圓寺ゟ御法事之節御參詣御供人羽織袴に候得共、御僉議之趣有之、御供人布上下与被仰出。則御供人揃候上、少々御風氣に付御參詣御延引。

一、右御法事に付、三之御丸等稽古不及相止に。併玉泉寺近邊角場鐵炮稽古は御法事中遠慮、諸殺生・鳴物は三日遠慮、但鳴物は藝人等稽古は今日一日遠慮、不差急普請は三日遠慮之旨、

執行の次本行脫歟

三之丸稽古は弓鐵炮なり

御奉行河内守殿より前月二十八日御觸有之。

二月廿八日。金澤城内會所附近の長屋燒失す。

〔政隣記〕

二月二十八日夜四時過、會所外御長屋より出火、御門際三間計除之、御城之方ゟ十一間計燒失、四半時過鎭火。

右火事に付、御馬奉行藤掛十兵衞罷出候節、十間町に而落馬、强痛三月三日死去。

〔袖裏雜記〕

二月二十九日安房守・駿河守御前ゟ被召、夜前會所御長屋物置より出火燒失に付、段々御意之趣有之。且定火消役等、早速罷出相働候者可有之候。左様之者ゟは御意有之候ても可宜哉与御意。先年越後屋敷御長屋燒失之節、火消役にては無之者罷出相働候津田玄蕃抔ゟ御意有之。火消役之面々ゟは、役筋之儀故御意無御座与覺申候間、此度も御意有之候には及申間敷旨御請。

私曰、此御請不委、火消役ゟ御意之例もあり。

二月廿九日。本鄕邸の一部類燒す。

〔政隣記〕

肥前守は前田重教

二月二十九日江戸八時頃御上邸御合壁日陰町より出火之處、御人数を以消留。同刻青山目黒行人坂より出火之處、烈風に而及大火、御丸之内焼通り、千住邊迄焼拔。同日暮頃丸山出火之處及大火、新殿幷表御納戸、御土藏不殘焼失、尤役所も焼失。

其外左之通焼失。但、小土藏一つ殘る。

| | | |
|---|---|---|
| 二十一間　御小屋三筋 | 九間　御小屋三筋 | 十六間　御小屋二筋 |
| 十八間　同　一筋 | 十二間　同　三筋 | 十九間　同　二筋 |
| 二十二間　同　一筋 | 二十八間　同　三筋 | 三十二間　同　三筋 |
| 二十七間　同　三筋 | 二十九間　同　二筋 | 三間圍　同　三筋 |
| 四間に七間同　一筋 | 四十五間　同　三筋 | 十二間　同　二筋 |
| 三十間　同　一筋 | 三間半に十四間　同　二筋 | 三間棟に十八間　同　三筋 |
| 北火之見番所 | 地藏堂 | 稲荷堂 |

右御邸内御類焼に付、翌日左之通御届。

昨夜火事に付加賀守本郷屋敷之内類焼之覺

一、隠居肥前守居宅不殘。

但、普請中に而居住不仕候。

一、北之方三間梁下長屋四十筋。
一、北之方櫓一ヶ所。
一、土藏六ヶ所。
一、鎭守堂一ヶ所。
右之通類燒仕候。本宅別條無御座候。人馬怪我無御座候。
右御屆申上候、以上。
二月晦日　　　　　　　御名之内　半田半助
一、右火事に而廣德寺・桂香院・長元寺・常照院燒失、御靈屋も同斷。
一、右火事に付、御前樣・淨珠院樣・暢姬樣御中邸に御立退。
一、金澤には三月五日四時過、右火事に付而之早飛脚二十九日夜九時過江戶發足來着。依之早打御使御使番石黑宇兵衞に被仰渡、同日八半時從御城直に發出。但御城詰之内被仰渡候處、直に發足也。翌六日御近習大組頭堀孫左衞門にも早打御使被仰渡、同日七時前出。宇兵衞儀同十二日朝五時過江戶着。孫左衞門儀も同日夕方着。中將樣等に之御使勤之。宇兵衞は十二日夕江戶發、孫左衞門は十三日曉發、兩人共十七日夜金澤歸着。
〔覺書〕

中將は前田重教

壬辰二月二十九日火事之節御屋敷之内御類燒覺

一、西御殿不殘

一、御土藏六つ、内西御殿火除御土藏一

一、鎭守堂　一ヶ所　稻荷堂 地藏堂

一、北火之見御櫓　一ヶ所

一、五　筋　御前樣御附人

一、與力小屋　引越小屋　半分

一、山本定右衞門御小屋　一筋

一、大高東榮御小屋　一筋

一、御算用者渡　二筋

一、足輕渡　十九筋

一、御納戸役所　一ヶ所

一、御鷹部屋　一筋

一、御居間方渡　二筋

一、御臺所同心　一筋

山御櫓は北御櫓なるべし

一、御手木　一筋
一、御仲間　一筋
一、三十八者御六尺等　三筋
一、御小人渡　五筋
一、御土藏番所　一ヶ所
一、牢屋　一ヶ所
一、無名之御小屋等　七筋
〆

今曉丑刻發足以早飛脚申進候通、此表昨二十九日七半時頃丸山より出火、御屋敷へ火移り、西御殿不殘燒失、表御納戸御土藏等六つ、其外御前樣御附御貸小屋、地藏堂、幷右之邊御貸小屋不殘、山御櫓、與力小屋下之方半分、夫より御徒町三番町・四番町、中町より山之方燒失。夫より右下邊足輕小屋等不殘、牢屋も燒失。右之火水戸樣御中屋鋪へ火移、段々谷中方に燒拔申候。且又昨日八時頃青山より出火之火は、猶更段々及大火、丸之内に火移り、御一門樣方等も安藝守樣・大膳大夫樣・肥後守樣・相模守樣・左衞門尉樣等も御類燒与申儀。其外御老中方・若御年寄衆も不殘御類燒。夫より右之火段々燒拔、湯嶋天神邊より上野にも火移り

燒失。夫より末は何方迄燒拔候哉、兩所之火事共に今朝五半時火鎭り申候。第一烈風至極故、右靑山より之火事猶更大火至極に而、湯島迄燒拔候時分は御屋敷も又々危御座候處、風横之方故御屋敷御別條無御座。西御殿之火事にも御屋形御廣式・御居宅も彌御別條無御座、先以恐悅御同意奉存候。御前樣等御立退之趣夜前申進候處、御前樣に者其內暫く御見合に而御立退不被遊、淨珠院樣・暢姬樣には御中屋敷へ御立退、火鎭り候以後無御障御戾り被遊候。

二月廿九日。金澤城河北門の營繕に着手す。

〔頭書日記〕

河北御門御普請就被仰付候、當廿九日より往來指留候條、御城中御番人、且又就御用罷出候面々、石川御門より往來之筈に候條、此段夫々一統不相洩樣可被申談候事。

二月廿一日御城代安房守より御横目へ渡之。

〔大梁公手記〕

二月廿九日

一、今日より河北門出來に取かゝり候に付、門留め申付候由に候。當分石川門より出仕等有之樣申談候得共、一ヶ所に而者以之外指支候に付、其上火事等急切之御用有之時は、とても石川迄にては必至与指支候間、土橋門より茂手寄次第に登城候樣可申渡と存候。此段城代へ

も相違、指支候儀茂無之旨に付相伺候由、權左衞門を以主水より伺につき、承屆候段申渡す。

二月。領內山廻の陰聞役を命ず。

〔郡方舊記〕

一、安永元年二月山廻之物陰聞役左之通被仰付候。

| | | |
|---|---|---|
| 石川郡 | 口御子村 | 甚八 |
| | 若松村 | 半兵衞 |
| 口郡 | 土橋村 | 新兵衞 |
| | 野崎村 | 源五郎 |
| 奧郡 | 鹿礒村 | 藤次郎 |
| | 三ケ村 | 長兵衞 |
| 新川郡 | 石佛村 | 平兵衞 |
| | 高月村 | 兵三郎 |
| 射水郡 | 下八ヶ新村 | 兵三郎 |
| | 福光村 | 平兵衞 |
| | 芝市村 | 十左衞門 |

口郡は羽咋鹿島二郡

奧郡は鳳至珠洲二郡

右之通被仰付、二百石宛之増御代官有之候事。

代官は藩の收納を掌るもの

三月朔日。金澤城の時鐘を甚右衞門坂の鐘樓に置く。

〔大梁公手記〕

二月廿九日、搗鐘堂出來、鐘茂釣候間、明日九時より爲搗可申旨申渡候。此段申上置旨、安房守より權左衞門を以言上。

〔頭書日記〕

日附前文と異なり

三月二日

一、去年來之時鐘、今日より甚右衞門坂御門之内鐘樓就出來、右鐘を釣つき候事。

三月四日。前田治脩、馬廻組の城下巡邏を忽にするを戒め、次いで從來慣行の規定を撤す。

〔袖裏雜記〕

三月四日御用番御前に被召、町廻之御馬廻之内、廻り方等閑之躰被聞召候旨等御意、同月十七日御用番御前に罷出候節、町廻御定書等之寫、御馬廻頭より出候分入御覽。左之通。

卷日之上、御馬廻町廻御定之寫

覺

一、御馬廻之内高知之面々爲火之用心番四十八人相極、三番に定、一日十六人充金澤中廻可被申事。

一、一日十六人之當番人、勝手次第金澤中を四つに分、廻口を極、一手合四人之内より壹人、夕方より四時迄一人、四時より八時迄一人、八時より夜明迄一人廻り、火之用心無油斷可被申付事。

一、風吹申時分者、非番之面々にも罷出、請取口之所々不絶一兩人充廻り、町屋之やねにも水を爲打、人をも上置、家之内火之用心猶以堅可被申付候。侍屋敷に而も火之用心油斷有之間敷旨、急度可被申渡事。

一、雨降之刻者不及被廻候。少之雨にて晴候者、追付當番之面々は可被罷出事。

一、何方にても火事有之時分、非番之面々茂罷出、火本には必一人も被參間敷候。所々請取口に打ちり廻、風下之方家之やねに人を上置、屋内之火之用心等彌無油斷樣可被申付事。

一、御城近火事之時分も不可及登城候。附、自分やね風下火事之刻者、假當番に而町廻いたしかゝられ候共、宿に歸、手前之火之用心可被申付事。

一、所々被廻候刻、火付がましき者之儀は不及申、何事によらず火之用心致惡躰、又者不審

成者於有之捕、又者預ヶ置、御横目〻早速可被申事。
一、地子町小家多所々、火之用心悪敷候間、別而精を出し不絶被廻、火之用心無油斷可被申付事。
一、侍屋敷不依誰々、一町に而も二町に而も申合、夜明迄拍子木を爲打、其町々を爲廻可申候。風吹申時分は、面々屋敷之前〻人を、別而精を出候樣可被申渡事。
一、寺社方は勿論、其外不依誰々家々佛棚燈明香爐之火、暮に及候者仕廻可申候。夜分にも灯明ともし候は而不叶儀候はゞ、無沙汰無之樣に念を入可申事。
一、御横目をも晝夜爲廻申候間、其通廻番面々〻可被申聞候事。
右之通被得其意可被申渡候。火之用心之儀者人々ために候間、廻候面々能々致合点、無油斷精を被出候樣可申渡候。各より廻り申衆〻被相談、若おもわくも候者可被申聞候。重而可申談候、以上。

正月十六日　寄　合

御馬廻組頭中

當時者町廻二十四人に相成、三番に相勤、一日八人充相廻申候。八人に而金澤中を四つ分、廻り口を定、一手合二人之内、夜中四時より八時迄一人、八時より夜明迄一人相廻申候。但

人の出し脫歟なん次

晝廻り、暮六廻り相止候事。

金澤中大繪圖道筋四つに分申覺

一、東一手合、田井天神より小立野山之根を限、西は權現堂山之根通、不明御門より往還道大樋迄、通り町を限山方。但本道町筋。

一、北一手合、南は安江町・宮腰道筋を限、東は往還通りを除大衆免町迄往還道を限西北之方。但、本筋除而。

一、西一手合、北は安江町・宮腰道筋を限、東は本道町際にして野町通筋を限、西之方安江町・宮腰道、幷本町往還通り野町迄。

一、南一手合、不明御門を限南は小立野分不殘、才川河除筋を限、本通町幷野町通道際東南之方。但本道野町除而。

以上

卷日之上、頭分より申談之寫

覺

一、風烈敷節町廻當番十六人者共、當日請取之所々不絶何遍も廻り可被申候。惣非番三十二人者、御城風上に罷出繁廻可被申事。

一、火事之節も當番十六人は如前々之請取之所々を廻り、非番三十二人は火本風下近邊道具降中所相廻、火付又者盜賊ヶ間敷躰之者、其外不審成躰之者候者からめ捕、直公事場に可被相渡候。からめ捕候事難成手向候者打捨可被仕候。御吟味之上決定不仕候而も、各不念には不被成首尾に候條、可有其御心得候。火本に入廻被申候得者、火消之面々往來相滯申候條其御心得、別而風下精を被出相廻可被申事。

一、面々下々に至迄、裝束きれいに無之、鎗印なども目立不申樣可被相心得候。火消之面々に紛申なとゝ、跡々御横目中も被申旨に候。左樣無之樣尤に候。此段去年も度々申觸事に候。心得違之方も有之与相見、常之被廻時分も、徒者に皮羽織等爲着被申方も有之由に候。若火事之時分者、所持之皮羽織被爲着候儀者格別、常は對之裝束等堅く無用可被致事。

一、各被廻候刻於出火者、早速打消可被申候。町屋に候者其邊之町人等をも集爲消可被申候。其内火消衆被參候者、立替廻口を相勤可被申候。跡々心得違之衆も有之由候事。

一、町方番人等無故打擲被仕儀者、可爲無用之事。

三月五日。本郷邸の一部類燒罹災の報金澤に達す。

〔大梁公手記〕

三月五日

一、去月廿九日出早飛脚今日到來。去る廿九日青山行人坂より出火之處、及大火、丸之内へ燒出、西ノ丸下過半燒失候由。且夕方丸山筋より出火、烈風に而及大火、西御殿へ火移り不殘燒失。八筋へ燒出、未火鎭り不申由。御前益御機嫌好被爲成御座、御前樣・淨珠院樣・暢姫樣は、中屋敷へ御立退被成候由、圖書等より申來る。長田兵左衞門よりも同斷之趣申越す也。

三月七日。手取川暴溢の報到る。

〔大梁公手記〕

三月七日

一、手取川比日雨に而滿水、源兵衞嶋村水切、全人馬立退候場所無之旨。依之木梨助三郎早速罷越候由。右に付頭權左衞門へ案内紙面、右權左衞門今晩持參達聽。

三月八日。前田治脩、前田利常の隱栖後諸士に下賜したる判物印物を提出せしむ。

〔政隣記〕

附札、定番頭に

陽廣院樣・松雲院樣御代に相成微妙院樣に被召出、御知行被下候者に被成下候御判物御印物、

御家中に所持仕者有之候はゞ、入御覧可申事。
右之趣組・支配之面々江夫々可被申談候事。
辰　三　月
右所持候はゞ、三宅権左衛門等江可相達旨、尤平士は頭々より可相達旨、御用番主水殿被仰渡候由、定番頭より如例廻状今月八日有之。
三月十一日。頭分以上に命じて本郷邸類焼に付前田治脩・重教の機嫌を奉伺せしむ。
〔政隣記〕
三月十一日。前月二十日江戸火災新御殿等御類焼、今日四時過罷出、御両殿様御機嫌可相伺旨、昨日御用番奥村主水殿依御廻文、今日頭分以上登城。
三月廿一日。御使番石黒宇兵衛その職務に忠實なるを以て賞賜せらる。
〔袖裏雜記〕
石黒宇兵衛儀、今般江戸表江早打御使被仰付候段、二御丸江呼出申渡候處、御城より直々發足、兼て旅用金も用意仕置候由にて、宅江申遣取寄發足仕候由。役儀被仰付置候上には、尤其

心得仕罷在可申儀候へども、當時は左樣に心懸罷在候者先は無御座候。依之御時服に金銀之內御添、御次にて被下可然旨、三月十八日申上處、尤之僉議に被思召候、可被及其御沙汰旨御意。

〔政隣記〕

三月廿一日、左之通於御次三宅權左衞門を以被仰出。

御使番　石黑宇兵衞

今度急御使被仰付候處、御城詰之內より直々發足之段被聞召、役筋心懸相勤候故与被思召候段御意之上、御內々を以御紋付御小袖一つ・白銀二十枚拜領被仰付。

三月廿七日。大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。

〔大梁公手記〕

三月廿七日

一、五半時前備州より使者を以、今日登城に付持參之趣に而、干鯛一箱右使者持參之事。

一、四時過備州登城。於居間書院對面之事。

最初檜垣之間へ相溜られ、昨日使者遣候禮等主税迄被申述、口上權左衞門を以主税より申越、追付居間書院へ被通出候而挨拶。

久うて懸御目候。御堅固御參勤目出度存候。御旅中御休息之御間も有之間敷處、御立寄被御念入候事に存候。

酒造丞殿初無御障挨拶。

只今は御口上、殊に御肴御持參、被御念入候事存候段挨拶。

あの方よりは此度參勤之入用合力之挨拶、并川々等指支候處被是世話に而往來旅行不指支候旨も挨拶。江戸火事之噺等。此內熨斗出る。暫有之勝手へ入る。

引菓いたす事相替儀無之。盃事有之也。右相濟直に入る也。料理畢而右挨拶權左衞門へ被申述、其段達聽。酒之內權左衞門挨拶に遣す。惣じて相濟、出、挨拶有。暇乞挨拶して檜垣之間之取つき廊下中程左右板戸入有之處迄送り、一寸挨拶。夫より立わかれ入る也。追付立歸之禮被申述退出也。右濟使者近習頭之內を以、味噌漬鯛一箱相贈也。是者予入國之上初而故也。

〔政隣記〕

三月二十七日備後守樣御登城、御作法前々之通。

但、四月八日江戸御着、於御館掛合之御料理被進之。

**四月三日。隱質停止の前令を勵行すべきことを議す。**

本文觸出の月日は明かならず

〔政隣記〕

隱質之儀御停止に候處、心得違之者も有之候に付、前々改方より御達申上、寶暦九年にも一統被仰觸候處、近年猥に相成、右躰之取組粗有之樣子に御座候。賊物之品相知兼申ては、第一隱質有之故に候間、御締方に甚相障申候。依之以來ヶ樣之取組急度相糺、前格之通品物改方に取揚、置主・取主共双方可爲損分候。乍然先達而被仰渡經年月を申儀に候間、重而一統被仰渡候樣仕度奉存候、以上。

四月三日　佐藤勘兵衛

長九郎左衛門樣

右御用番九郎左衛門殿御添書を以御觸有之。

四月十日。金澤城石川門の番所に於いて與力等酒宴を催し、次いで處罰せらる。

〔頭書日記〕

四月廿日

一、去十日夜、石川御門與力番所へ料理屋辨當取寄、何茂振廻酒盛、小謠も諷候に付、一昨朝より右與力共寺西彈正宅に而詮議有之、昨夕方濟候由。右與力は伊藤内膳與力中村宇右衛

門、永原將監與力小石專右衛門、明組與力原田吉郎兵衛、三人共爲指扣候。
但、右料理屋は尾川橋爪中屋治平等は町會所にて吟味有之、組預に成候由。

〔頭書日記〕
六月廿七日

石川御門三番組御番人永原將監與力
小石專右衛門
明組與力　原田吉郎兵衛

右當四月十日當番之節、町人中屋市郎右衛門と申者、料理獻立等爲可申談御番所へ呼寄、且新番入之者共より、七日・十日菓子酒等取寄給候。右躰之儀者勿論、御用にても御城中へ罷出候町人、無札にては御門往來不相成御定に候所、自分之用事に御番所へ町人呼寄候段、沙汰之限り、重々不屆至極に付、遠島被仰付候旨被仰出候。
但、遠島迄之内は、一類共へ御預被成候間、急度締仕置候樣一類共へ可被申渡候。

伊藤内膳與力
閉門　中村宇右衛門

右宇右衛門儀、新番人之者共〻申談、菓子・酒等爲致持參、於御番所給候所、致不足候故、重而爲取寄、猥成致方、御定相背、重々不屆至極に付、閉門被仰付候條、此段可被申渡候事。

安永七年十一月廿二日及び廿五日の條參照

逼塞　　篠原織部與力　安武治左衞門

右治左衞門儀御番所へ町人呼寄候節、無札之町人御門往來不相成儀心得、相返候得共、夫々屆に不及、其上七日・十日新番入之者共申談、菓子・酒等爲致持參、於御番所給候儀、御定を相背、不屆之致方に付逼塞被仰付候。

遠慮　　前田逸角與力　脇坂宗七

右宗七儀、新番入之者共菓子・酒致持參候付、御番所詰延罷在給候儀、御定を相背、不屆之至に付遠慮被仰付。

遠慮　　明組與力　不破伊右衞門

右伊右衞門儀、先達而遠方御用相勤、御番所に致出勤候所、新番入之者共菓子・酒等致持參候に付、御番詰延罷在給候儀、御定を相背、不屆之至に付遠慮被仰付。

指扣　　本多圖書與力　廣瀨平助
横山多宮與力　乾九郎太夫
富田治部衞門與力　秋山平三

右三人之者、昨今致御番入候間、諸事古番人隨指圖可申儀に候得共、菓子・酒等御番所へ致持參候儀者不相成御定に候所、古番人之任申旨候段、不心得之至に付、指扣罷在候樣被仰付。

遠　慮　　　本組與力　青木彌四郎
　　　　　　明組與力　津田源助

右は會所へ賊入候節、當番にて不穿鑿之筋、依之支配頭より先達而指扣申渡置候所、今日遠慮被仰渡候。

一、堀孫左衞門組、右之節石川御門當番之大組足輕五人は指扣候樣被仰渡。

一、料理屋中屋治兵衞は、町奉行より追込申渡。御城與力番所へ罷越候右弟中屋市郎右衞門は禁牢申付候。

## 四月十八日。前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹す。

〔大梁公手記〕

四月十八日九半時供揃に而大豆田口放鷹。暮六時過歸城。

初而拳に而物數七つ（内鶴六つ、小鷺一つ）、脇鷹六つ（内鴨三つ・弟鷹一つ、青鷺一つ・小鷺一つ）、惣物數〆十三。

天氣終日快晴、若宮村肝煎方に而暫休息之事。

織部供鷹申付、隼に而小鷺一つ。

〔政隣記〕

四月十八日、大豆田口ゟ當御代初而御鷹野御出。中將樣之通、御駕廻り御近習より被召連、

且若年寄被召連。

四月二十日。前田重教、本多安房守の臣伊藤將曹を儒者として勤仕せしむ。

〔袖裏雜記〕

本多安房守家來伊藤將曹与申者、博學之由被聞召候付、被召出中將樣御近邊に被指置度思召候旨等、正月被仰出之趣、戸田與一郎より三宅權左衞門等迄申越、權左衞門を以右紙面被渡下僉議被仰付。將曹今年四十二歲に罷成、安房守方に而八人扶持遣置給人に御座候。博學と申程には無之、朱子學に而風儀宜候。詩文章は不宜、人柄替儀無之、少し人を譏申氣味有之、世事には疎く、酒は多給候へ共、行狀等惡敷沙汰は不承旨等申達。其段權左衞門等より江戸へ申越候處、外に障筋無之候はゞ、彌被召出、御近習勤候樣可被遊、左候はゞ定番御歩小泉彌門等格に可被召出哉之旨等被仰出之趣、與一郎より申越、權左衞門より內談に付、給人組故他國へ出候時は鎗を爲持候。定番御歩にては鎗爲持候儀難成、うきやかに存間敷候。新番に被召出、御知行並之通被下可然。但儒者に被召出、二十人扶持計被下、寺社奉行支配可被仰付哉。人品安房守へ猶更尋候處、近邊不召仕故とくと存知不申、大酒仕儀は兼而承候旨申候間、直に御近邊は暫御延引、先表向被召出候樣仕度旨、安房守も同意之旨申達。其段達御

聽、權左衛門等より與一郞へ申遣候處、左候はゞ儒者に被召出、十五人扶持被下可然旨被仰出候旨、四月九日與一郞より申越、入御覽候處、可申渡旨御意之由等、權左衛門演述。四月廿日

## 四月廿一日。前田治脩家中の馬匹を閱す。

〔大梁公手記〕

四月廿一日、今日八時前供揃に而、堂形馬場へ出、家中之者共馬見物之事。廿疋餘。右出前邊角出、權左衛門・八郞左衛門馬見につき、若乘形御覽も候はゞ裝束等其心得可致候段申出申に付、幸持馬之儀なれば乘を見せ候樣可申段申聞候。右に付近習頭共之內誰に而も望之者は、馬場へ罷出見物候樣可申聞段。且戾路近習頭・奧小將共に菓子爲給候樣權左衛門へ申渡。於馬場近習頭不殘馬申付候事。戾之上權左衛門・八郞左衛門廣間へ呼、今日馬初て見、殊に乘形も初て見物、慰に相成喜悅に候。何れも宜敷相見ゆる段申す。

## 四月廿七日。前田治脩石川郡粟ケ崎に放鷹す。

〔大梁公手記〕

四月廿七日

一、五時過供揃に而粟ヶ崎へ放鷹、暮前還城之事。拳數廿三、其外は別記之如し。

一、於粟ヶ崎亭若年寄膳下爲給候事。步已上一統・鷹匠共へも菓子爲給候事。

四月。領内の百姓に命じて河川普請の費用を上納せしむ。

〔御郡典〕

近年御勝手方御難澁之處、別而去年以來過分之御物入にて、當時被成方も無之候處、今年江戸表火事にて不時御物入等彌增、御平生方さへ當時必至与御指支に付、當惑至極に候處、御領國所々洪水入川等有之、殊に植付にも指支候由。村々も難澁至極之事、捨置候儀者拙者共役筋も立不申事に候得共、前段之通に而、御上よりは少し之御入用も甚御指支出方無之に付、次第御普請相延候而は、入川所之者共可致難儀候間、累年之御恩澤を存付、御領國一統組々申談、何卒三百貫計高打銀之振にいたし指上候樣致度候。さ候得者、右之銀子に而當時出來之御普請丈夫に堪候樣致候得ば、村方難儀も無之、第一御上之御爲に相成候間、何も心服いたし、此節之儀奉恐察、末々迄御用に相立候樣致度事に候。左樣有之候へば、可也無據場所等迄詮議、御普請取懸り度候。無左候ては一向御普請出來之詮議も難成候間、一統工夫有之右之趣相辨候樣に与及内談候。右御返濟方急に者難被成候間、每歲千石程宛可相渡候間、何分にも諸組一統納得有之、幾重にも御用立候樣致度候事。

覺

| | |
|---|---|
| 一、三百貫目 | 十郡より上銀高 |
| 內二十貫二百二十目 | 羽咋郡當り銀高 |
| 內六貫七百四十目 | 當六月上納可仕分 |
| 十三貫四百八十目 | 當七月以後上納分 |
| 十九貫三百四十目 | 鹿島郡當り銀高 |
| 內六貫四百五十目 | 當六月上納可仕分 |
| 十二貫八百九十目 | 當七月以後上納分 |

〆

右割符如此に候、以上。

辰四月

五月朔日、前田治脩先に德川家治より贈られたる鶴を諸士に頒つ。

〔梅花無盡藏〕

五月朔日、先達而御拜領之鶴御披。御城御普請全成就無之付、御吸物被仰付可被下旨。熨斗

目・上下着用、朝五時過より物頭以上登城。

五月十日。前田治脩今秋參覲の際に於ける經費節約のことを令す。

〔頭書日記〕

諸事御儉約之御時節に付、當秋御參勤御道中筋川々、假舟橋可指止旨被仰出候條、常之渡舟有之川之分は、舟數相增、御人數越候儀指支無之樣被遂僉議、夫々可被申渡候。且又越後山之下不知親爲波除、前々御領國御郡方より人足爲相詰置候得共、今年は爲相詰候儀被指止候條、若人足御に御用之儀有之節、指支不申樣被遂僉議、夫々可被申渡置候。駒返道作候儀者指支無之樣可被申渡候事。

五月十日夫々奉行等へ觸渡有之。

五月廿七日。前田治脩石川郡玉鉾に放鷹す。

〔大梁公手記〕

五月廿七日九半時供揃に而、同刻三の丸通り、夫より坂下御門より出、玉鉾邊放鷹。暮前還城。物數等左之通。

鶴二 拳　弟鷺二 鶻鷹　小鷺一 鶻鷹

五月。江戶詰の諸士に支給する扶持方の計算法を改む。

今月は六月

〔政隣記〕

地・他國共諸向万端御入用減方之儀、格別に御改無之而は不相成御時節に候。○隆江戸詰人御扶持方代、只今迄之振合に而は渡高差支候に付、段々僉議之上、此度別紙之通定直段相極候條、此段一統御申渡、下々迄御難澁之處其覺悟に而相詰、取續御奉公全相勤候樣可有被申渡候、以上。

五月　　　村井又兵衛

右今月十七日御用番安房守殿御添書を以御觸出有之。

江戸詰人御扶持方代、只今迄は米直段高下により月々相極候得共、米直段高下押平均、當分定直段相極候趣等左之通。

一、詰人御扶持方直段一石百七十目、馬大豆一石八十目之事。

一、是以後御歸國之節、右仕切御扶持方代之外、未中勘御扶持方代一圓御貸渡無之事。

右之趣相達御聽にも置候事。

〔典制彙纂〕

江戸御扶持方代米直段高下押平均、當分定直段相極候趣左之通。

一、中頭米一石百七十目相場、詰人御扶持方代直段之事。

一、九段米一石九十目相場、御手役者等御扶持方代直段之事。
一、御家中乘馬飼料代、一石八十目相場之事。
一、京・大坂詰人御扶持方代直段、一石百六十目相場之事。
但、馬大豆直段六十五匁相場之事。
一、右御扶持方代定直段相極候儀者、當七月朔日より之事。
右之通達御聽相極候條、被得其意、江戸・京・大坂に夫々可被申談候、以上。
壬辰六月十八日　村井又兵衞
横山又五郎殿
富田九郎左衞門殿
篠原勘左衞門殿

六月三日。前田重教江戸淺草等に行歩を試む。

〔政隣記〕
六月三日、中將樣淺草・秋葉・兩國筋に被爲入、五日には五百羅漢等に被爲入。

六月十四日。金澤に於いて諸士の衣類等に關する令を下す。

〔政隣記〕

六月十四日、左之通御馬廻頭小堀牛右衛門・御小將頭赤井外記へ、御附札物にて今日前田兵庫殿被相渡、一統へ牛右衛門等より及廻狀。

一、當御在府より、御式臺を初御表向都而綿衣等麁服可致着用候。御見廻懸り之御客等には、御給事たり共綿衣等御貪着無之候間、勝手次第着用可有之事。

但、前廉より相知候御客之節御給仕、并御供・御使等之儀は、絹類可致着用事。

一、江戸詰中於御貸小屋、無益之參會無用之事。

一、餞別并土產物堅無用之事。

一、足輕以下は御門外たり共綿衣着用、刀・脇指金銀相用申儀は可爲無用事。

右之通被仰出候條、被得其意、組・支配之人々へも可被申渡候事。

六　月

右於江戸表も、今月十日前田圖書殿御小將頭佐々木兵庫へ被相渡之。且御扶持方代定直段之儀も被申渡也。

六月二十日。鹿島郡所口煙草屋伊右衛門の女すぎその篤行を賞せらる。

〔咄隨筆〕

金澤青草辻に金屋六兵衛といふ商家あり。此家に召使ふ下女、名を杉といふ。能州所口とい

ふ所の產なり。年三十に滿たず。生付直なる者なれば、主人の心にも叶ひ、諸人是を憐む。然るに此下女の父卅草屋伊右衞門といふ、所口に在りけるが、罪を犯し囚はれて金澤の牢屋に入れり。彼の下女この事を聞き、大に愁ひ悲しみ、晝夜嘆き居たりける。去れども我業には怠る事なし。頃は嚴寒の砌なるが、北風いしばりするがごとき夜、ひとへものを着して臥しぬ。日每の食に魚菜を喰はず。食も常に減ず。主人なる者是を見て深く勞り、衣食をあたへけれども更に受ずしていひけるは、我父不幸にして獄に下る。嘸苦難に逢ひ給はん。我此事を思ふ時は腸を斷つがごとし。食すれども味なく、着れども暖ならず。願はくは每日片時の暇を給はれといふ。主人是をゆるしければ、食餌ねんごろに調へ、是を携へて父があらし牢屋へ運び行き、是を父に進むる事怠る事なし。其時々安否を尋ね、無事なれば是を悅び、若し病ありときけば寢食を忘れて是を嘆く。斯くして其父獄に在る事凡一年ばかりなりしが、重病にかゝりて死になんくとす。彼の下女是をきゝて天に轉び地に倒れ、其歎き喩ふるに物なし。主人甚だ是を憐み、下女が心を慰め、病やおこらんと藥を與へ介抱す。然るに其父日に隨うておとろへ、今は救ふべき術なき由を聞き、彼の下女のかなしみいふも更なり、正に狂亂のごとくにして、晝夜神佛を禱り、丹誠を凝す。されども其父が命や盡きぬらん、一朝の露と消え失せぬ。此事を下女が耳に入るや否や、氣絕して身體氷のごとし。主人是を

見て、あわたゞしく醫師を召して藥を施しければ一時計して蘇りぬれども、只茫然として失へるに似たり。主人樣々に看病しければ、漸々と本復に至りぬれども、唯父が死を哀みて涙をのみ流しけるを、主人是を喩して曰く、父母死する後は其身を自愛し、壯健にしてこそ孝の道もあるべけれ。汝恙なくば父母も冥土にて悅びなん。唯身の安全を思ひて親の追善佛事をなすべきこそ、子たる者の業なれ。親は先立ちて去るべき世の樣なれと諭しけるにぞ。彼の下女初めて心を解き、懇に喪を勤め、忌日齋日には僧を賴みて佛事作善を營みけり。此事時の奉行所に聞き、奇特の事に思ひ、彼の下女に永代銀子を贈り、主人なる者下女を介抱したる褒美ありて是にも銀子を賜はりける。彼の下女に奉行所より御書立にて、其孝心を稱美す。

〔頭書日記〕

一、銀五枚　　　　　　　　　安江町　金屋六兵衛

右六兵衛儀召仕候下女すぎと申者、父所口たばこや伊右衛門儀、去々年十二月致遠慮罷在、去年四月於公事場禁牢、同年十二月致牢死候。右始終伊右衛門爲躰をすぎ甚相歎、樣々と孝行を盡し候段、六兵衛儀加不便、彼是と致介抱遣候旨、誠神妙至極之事に候。依之右之通褒美遣候事。

所口町　たばこや伊右衛門娘すぎ

右すぎ儀、父伊右衛門去々年十二月より致遠慮罷在、去年四月於公事場致禁牢、同年十二月牢死。彼是伊右衛門苦惱之程を悲み、自分之飢寒も不厭、奉公之暇には晝夜孝行のみ盡し、乍婦人仁義をわすれ不申儀、誠神妙至極。親子之間柄故左も可有之候得ども、稀成事に而諸人可感入事に候。依之すぎ一生毎歳町會所銀百目被下候事。

右之通夫々可被申渡候、以上。

辰六月廿日　篠原勘左衛門

高畠木工

六月廿七日。不破甚太夫・後藤常右衛門・新三左衛門等不行狀を以て閉門に處せらる。

〔袖裏雜記〕

一、不破甚太夫手前、盜賊改方佐藤勘兵衛に申渡、行狀等内々に爲承合候處、氣分相滯候樣子にも無之候へども、御番引仕罷在候。定番御馬廻青木矢次馬逐電以前心易仕、侍中など出會博奕等仕、相番之者等加異見候へば、侍中出會は止、輕き若黨・小者躰之出會博奕之樣子に而、夜中門出入繁、今以御番引之由。相番へ對し出勤難仕儀も有之樣子之旨等、勘兵衛申

聞候。依之寶暦十三年定番御馬廻深尾安左衛門・坂井八丞、組外粟田十郎兵衛、御異風吉田次郎左衛門等之例、并村上釆女逼塞減知被仰付候例を引、左之通伺。

不破甚太夫

寺嶋藏人に

甚太夫儀常々不行狀之段被聞召候へども、相愼申儀も可有之哉と御猶豫被成置候處、相替不申、不屆之至被思召候。依之本知二百石之内百石〔七十石〕御減少逼塞被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候。

閉門赦免の上減知の例は寶暦十年正月二十二日の條に在り

一、先達而奉伺候不破甚太夫手前之儀閉門被仰付、御免之節減知被仰付候而は心服不仕候付、逼塞被仰付減知と有之候。左候へば閉門被仰付候者は、減知被仰付候儀一向難成、存命候へば知行無相違被下、逼塞は減知と申所如何敷候。寶暦十三年以前にも閉門之上減知之例有之候哉猶更僉議可申上旨、先日被仰出候付、先例考候へども見當不申候。打返遂僉議候處、閉門御免之節は改而御知行被下候事に候へば、知行高之儀は思召次第之儀御座候。然所重々之御咎とて心服不仕との沙汰は難辨御座候。左候へば閉門被仰付、御免之節減知苦かる間敷様奉存候旨等、六月十一日申上候處、閉門可被仰付間可申渡旨、同月十九日御意。

〔袖裏雜記〕

野村源兵衛組後藤常右衛門・新三左衛門行狀不宜、頭申合候趣も承引不仕旨等、源兵衛・篠原勘左衛門兩名之紙面を以六月十八日言上に付、被渡下之、閉門可被仰付趣御意に付、申渡左之通調、六月廿四日伺之處、此通可宜旨被仰出。（言上紙面こゝに略す。常右衛門且前に記す不破甚太夫共六月二十七日可申渡旨御請有。）

野村源兵衛に

後藤常右衛門
新三左衛門

右兩人常々行狀不宜段被聞召候へども、相愼申儀も可有之哉と御猶豫被成置候處、相嗜不申、其上同組をも引損候仕形共、（此儀も源兵衛等言上之内にあり。）も有之躰、不屆之至被思召候。依之閉門被仰付候旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

## 七月朔日。金澤城河北門の修理成るを以て通行を許す。

〔大梁公手記〕

六月廿九日安房守出。昨日河北門私共遂見分候處、一段宜出來之由也。一段之儀、存之外早く出來、殊更參勤前宜時分出來、重疊之仕合に候。土方勘左衛門初、殊に原五郎左衛門等も以之外出精故如是候。各にも兼々心頭に被懸候故と、彼是大慶之段申聞候也。

〔頭書日記〕

六月廿八日

一、河北御門就出來、今日御城代見分有之に付、定番頭・同御番頭、主附頭原五郎左衛門　永原忠兵衛、御作事奉行初、手先之役人召連罷出候。

一、右御門就出來、來月朔日より往來相成候由、御横目中より申談有之。

〔頭書日記〕

七月六日

一、今度河北御門出來。依之今明日町中致盆正月候樣申渡、兩夜共町中提灯家々燈之。

## 七月朔日。前田治脩歩士の水練を閲す。

〔大梁公手記〕

七月朔日九半時松淵へ歩共水練見物、并川狩・放鷹相兼候而也。暮六時前還城。獲物左之通。

弟鷺三　拳　鱒一　鮎百七十三

弟鷺一江府へ指上候。殘る二與一郎・萬右衛門へ可遣旨、渡樣今晩申渡、鮎七十三金谷へ遣す。使權佐。右殘り權左衛門・八郎左衛門へ遣す旨、逸角を以申遣す。右殘十二宛、今晩泊源太夫・逸角へ遣す。

〔政隣記〕

七月朔日、御鷹部屋之內御覽。夫より才川之上に而川狩被仰付、於松ヶ淵御步水練御覽。

七月二日。前田治脩射手の技を檢し、次いで又銃手の技を覽る。

〔政隣記〕

七月二日、三之御丸於御稽古所、御勝手中的御覽。同四日於同所御異風中鐵炮御覽。

七月七日。金澤城河北門の造營に參與したる諸吏を賞す。

〔政隣記〕

七月七日河北御門御普請出來、當月朔日より往來不指支。依之今日右御用懸り左之人々に左之通。

白銀五枚・晒布三疋　原　五郎左衛門

晒布三疋　永原忠兵衛

同二疋宛　御作事奉行　土方勘左衛門　玉井舍人

八講布二疋宛　內作事奉行等同斷　御横目都合七人

金子等　御大工等に

右河北御門御普請、何茂入情相勤候に付致出來、御喜悅思召候。依之御祝被成、御目錄之通被下之。

七月十三日。前田治脩金澤を發して參觀の途に就く。

〔政隣記〕

七月十三日、五時御發駕。

〔御年譜〕

御供御家老松平大貳・前田兵庫、御步頭神尾伊兵衞。

〔大梁公手記〕

七月十三日辰刻野分に而出立。作法前々のごとし、故に詳にせず。昨夕は夕立ときこえて、遠々と雷の音聞ゆ。空も曇りて、大方今晚中にも降べしやと思ふところに、夜半より晴渡り、凡そ無類の快晴也。森下の邊等不寒不暑。一入東の方へ赴く事ならん。天にもあがる心地、心茂浮立計也。勇しなんども愚かなり。程なく野分に而津幡に着す。

野分は馬の名

〔大梁公手記抄〕

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七月十三日 | 金澤發途 | 今石動中休 | 高岡泊 |
| 十四日 | 高岡發 | | 魚津泊 |
| 十五日 | 魚津發 | 三日市中休 | 境泊 |
| 十六日 | 境發 | 青海中休 | 糸魚川泊 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十七日 | 糸魚川發 | 名立中休 | 高田泊 |
| 十八日 | 高田發 | 關川中休 | 牟禮泊 |
| 十九日 | 牟禮發 | 丹波島中休 | 榊泊 |
| 二十日 | 榊發 | 海野中休 | 追分泊 |
| 廿一日 | 追分發 | 輕井澤中休 | 松井田泊 |
| 廿二日 | 松井田發 | 板端中休 | 本庄泊 |
| 廿三日 | 本庄發 | 熊谷中休 | 桶川泊 |
| 廿四日 | 桶川發 | 浦輪中休 | 蕨泊 |
| 廿五日 | 蕨發 | 江戸着 | |

七月廿五日。前田治脩江戸に着す。

〔政隣記〕

七月廿四日蕨御泊、廿五日四時過御着府。追付御老中方御勤。若年寄へは御使者被進之。

〔大梁公手記〕

七月廿五日下屋敷六半時過着。

當屋敷中隨分靜謐、何の相替事なし。緣がはにて休息の內、鳥のこゑ二・三聲來る。其外小

萬右衞門は中村氏、與一郎は戶田氏にして共に前田重教の近習なり

御前は前田重教のなり

鳥等のこゑは一切聞かず。當屋敷へ着するころ甚すゞし。風は一切なし。空は少々曇れども無類の天氣なり。五つの廻りを聞、裝束改め出立。尤駕籠也。次第に氣色よろし。次第に少々宛暑くなる。凡そ無類の氣色也。去秋より一日千秋の思ひをなしつるに、今日只今着する事の嬉しさ、龍に雲を得たる心地也。

誠に數千里の長途、一日の逗留もなく、從者下々にいたるまで少しのわづらひもなく着する事、よろこぶにつきず祝ふにあかず。

東都に着府

　嘉辰令月歡無極。萬歲千秋樂未央。

〔大梁公手記〕

七月廿五日

一、四時過着府、直に先居間書院二の間に着座。萬右衞門呼立、只今參着之由申上る。引續き寺西彌左衞門同斷。次に與一郎呼出、在國中積る御禮申上る。委曲別に記有之故畧す。夫より居間へ通る。

一、追付御前へ罷出候樣、萬右衞門を以被仰出、旅裝束之儘にて罷出る。御熨斗頂戴。無程御奧へ御供、御前樣へ御目見、御のし頂戴。年寄女中・御中﨟御下段一統御禮、予も禮を受

柳原は柳原御前、御前樣は重教夫人

兩方は重教及びその夫人

る。追付御居間へ御出。其節御廊下に而御次女中一統通懸之目見。是は予迄也。御居間に而暫御咄有之、追付退去之事。

一、爲今日着御歡御肴一折、中村萬右衞門を以拜領、淨珠院樣・柳原且御前樣より、夫々御使者にて御肴一種宛。

一、追付御居間へ罷出候樣、萬右衞門を以被仰出、卽刻麻上下着用罷出る。次第御作法は別紙之ごとし。相濟直に退去。

一、爲今日之着歡且待請、備州・伊豆其外勝手座敷へ出入之面々へ對面、及挨拶。

一、無程老中廻勤之事。

右前に與一郞を以、御居宅へ御前御先へ被爲入候間、老中廻勤相仕廻、夫より直ぐに御居宅へ參候事。

吸物出、御兩方と盃事有之。夫より御咄可被遊旨御意に而、其儘罷在御咄申上る。今日明日罷歸候者共目見申付る段申渡置、何等御用も無御座候はゞ、先一先相歸、右目見相濟重而可罷出旨申上、一先歸、相仕廻重而上下之儘五時前罷出る。御咄被遊、四半時前御歸殿。予御跡より引續罷歸る。

七月廿七日。德川家治使を遣はして前田治脩の參覲を勞せしむ。

〔大梁公手記〕

七月廿七日

一、爲今日上使取持、備州并出入之衆被參、上使前對面及挨拶。

一、九半時頃上使松平右京大夫。作法如別記。

右御祝詞、御前等より御使者被成下。

一、八半時比出宅、老中廻勤暮比歸館。

## 七月廿八日。前田治脩柳營に上りて參覲の禮を行ふ。

〔政隣記〕

八月十一日、當八日御用番奥村主水殿依御廻文、今日頭分以上登城之處、柳之御間に而左之通御用番被仰聞爲恐悦御用番御宅へ參出。

登城は金澤城へなり

加賀守樣御道中御機嫌克前月二十五日御着府被遊候處、同二十七日上使松平右京大夫殿を以被爲蒙上意、且又同二十八日御登城被遊候處、於御黑書院御參勤御禮被仰上、殊に御懇之上意、前田兵庫・松平大貳御目見被仰付、重疊難有被思召候。此段何も被可申聞旨、以御書被仰下候事。

〔德川實紀〕

七月廿八日、月次の賀例の如し。松平加賀守治脩初而参覲三人。

八月十五日。前田治脩初めて德川家基に謁す。

〔政隣記〕

八月十五日月次御登城之處、大納言樣江初而御目見被仰上。右に付御居殘御禮被仰上、西丸江も御登城、御老中方御勤、大奥江も女使被上之。

八月十六日。前田治脩、家督相續祝儀の爲に老中を招請すべき期を延ぶ。

〔三壽御譜〕

此年御參勤之上、御家督爲御祝儀老中方御招請可成處、當春火災御道具等指支候に付、來春に至り御伺可被成趣、御書付を以て辰之八月十六日月番松平右京大夫へ御屆被成候處、御聞置被成候旨。

八月十九日。前田治脩參覲後初めて重教と共に蹴鞠を行ふ。

〔大梁公手記〕

八月十九日

一、今夕御居宅へ被爲入候間、御供仕候樣萬右衞門を以被仰出、取次八郎左衞門難有仕合奉畏候段

居り本の儘

申上る。

一、八時比只今御詰之者共裝束被仰付候。予にも裝束いたし候樣、喜左衛門を以被仰出。取次源太夫。

一、追付拜見所へ罷出候樣、萬右衛門を以被仰出候事。羽織・袴に而罷出る。且御懸りへ出口之儀、萬右衛門へ權左衛門を以爲承合候處、やはり御出口より罷出候樣申由之事。拜見相濟、宣旨案内次第御出口より出る。爰に而上沓、居間方一人先きへ參り居り沓をとる、先立近習頭一人。懸り入口之戸は近習頭一人開之。奧小將一人先きへ廻り、是に脇指を渡す。刀は其内後口より廻り、脇指と一所に居り候事。

鼻紙臺は拜見所に指置候事。

八月十九日酉之懸

御

初　三百助

安七

勘兵衛

清右衛門

安次郎

二　加賀守

苑左衛門

吉右衛門

幸次郎

同人

三　安七

三百助

勸兵衛

清右衛門

安次郎

與　兵三郎

吉右衛門

幸次郎

苑左衛門

五　　　　三に同

六　　　　二に同

七　不落　三に同

八　拓石之曲を　安七

皆　　　　安七

兵三郎

勘兵衛

吉右衛門

清右衛門

幸次郎

安次郎

苑左衛門

一、七半時過御居宅へ被爲入。予御跡より引續き駕籠にて參上。

〔大梁公手記〕

八月廿日九時過、追付御鞠被遊候間、裝束いたし候樣被仰出に付、夕飯給罷出度旨申上候處、

此後前田治脩の重教と共に蹴鞠を行ひたること甚だ多し

備州は大聖寺侯前田利道

常政は經政

隨分緩りと被下罷出候樣、萬右衛門を以被仰出。取次八郎左衛門 夕膳後追付罷出る。御仕切付に度々罷出故不覺、追而可記。

## 八月廿一日。前田重教能を演じ治脩をして觀覽せしむ。

〔大梁公手記〕

八月廿一日曉より大雨、晝頃雷鳴少々。

一、今日御能被遊候間、拜見可仕旨、萬右衛門を以被仰出、難有仕合御請宜申上旨、萬右衛門へ申渡。取次清左衛門 御能初り之時刻、清左衛門心得に而萬右衛門へ相尋候處、五つ九歩揃に候旨萬右衛門申旨、清左衛門申候事。

一、御能拜見仕候樣、儀右衛門を以被仰出罷出る。いつも之席也。善知鳥之內備州爲氣候見廻參上之由口上被申越。對面之儀は若御前之御樣子も可有之哉と承合候處、追付此拜見所へ備州被參、一所に拜見被仰付候旨に付、一寸溜へ行對面、一通り之挨拶也。直きに拜見所へ出る。追付備州も被參、一所に拜見之事。此內備州仕舞御所望。芭蕉と杜若萬右衛門を以被仰出、予にも仕舞好み候樣被仰出、何れ可然哉相伺處、野守等可然旨萬右衛門を以被仰出候由、權左衛門申す。善知鳥相濟、常政千三郎に被仰付、此內に直に備州へ仕舞所望之事。常政相濟、追付備州仕舞三番有之。杜若之內見物所へ被爲成御見物被遊候事。相濟、御見物所

此後前田重教の能を演ずること甚だ多し

へ備州被召御逢、予御側に扣居候事。御挨拶等有之退去。予茂居間へ行。尤御居間へ被爲入候而其上に退去之事。

八月廿二日。諸士の嫁娶する者の家屋に石礫を投ずることを禁ず。

〔政隣記〕

八月二十二日、御家中嫁娶之節石打申間敷候旨、御用番奥村主水殿より御觸有之。

八月。能登に於ける猪鹿の害を除く爲鐵炮を貸附す。

〔御郡典〕

覺

一、二挺　荻谷組　一、二挺　鮫目組　一、二挺　相神組
一、一挺　中島組　一、一挺　堀松組　一、一挺　能登部組
一、一挺　杉野屋組　一、一挺　武部組　一、一挺　芹川組
一、一挺　高田組　一、一挺　笠師組
〆十四挺　羽咋・鹿島兩御郡
一、二挺　馬場組　一、二挺　中居組　一、一挺　走出組
一、一挺　鵜川跡組　一、一挺　稲舟組　一、一挺　大津澤組

一、一挺　宇出津組　一、一挺　粟藏組　一、一挺　鹿野先組

一、一挺　飯田組　一、一挺　折戸組

〆十三挺　珠洲・鳳至兩御郡

右羽咋・鹿島・珠洲・鳳至御郡方村々、近年獸多相成、田畠を荒、百姓中迷惑仕、鐵炮之儀奉願候處、則先年御郡方所持之鐵炮御改之上、御取揚被爲成候筒之内二十七挺、爲畜類威御免に付、今般右之通私共ゟ御渡被成、夫々請取申候。然上ハ被仰渡之通玉込不申、獸威一遍に仕爲威可申候。若玉を込悪事仕出候儀有之候はゞ、本人ハ不及申に、其村々役人曲事に可被仰付段、夫々急度申渡、御縮方聊油斷不仕候。尤右鐵炮他所之者ハ不及申に、惣て無用之所ゟ貸渡申儀堅く爲仕間敷、勿論獸出不申節者、私共手前ゟ預り置、一切取扱仕間敷候。追而右鐵炮修覆仕、筒長・玉目等慥相糺候委細書上、其節鐵炮御改方御役所ゟ御縮方證文御格之通指上可申候。夫迄之内御縮方右申上候通、聊相違無御座候、以上。

明和九年八月　奥・口御扶持人・平十村連名

高澤平次右衞門殿

〔御郡典〕

覺

一、四　挺　　玉込鐵炮　　羽咋・鹿島兩御郡
一、四　挺　　右同斷　　珠洲・鳳至兩御郡

右羽咋・鹿島・珠洲・鳳至郡村々近年獸多相成、田畠荒百姓中迷惑仕、鐵炮之儀奉願候處、則先年御郡方所持之鐵炮御改之　御取揚被爲成候筒之内、右八挺今般御免に付、私共ゟ御渡被成、受取申候。然上者被仰渡之通、獸多出候所ゟ渡、獸爲打取可申候。獸打申儀に事寄、悪事仕出申儀有之候はゞ、本人ハ不及申に、其村役人迄曲事可被仰付段、御縮方嚴重申渡候。尤右之鐵炮他所之者は不及申に、惣て無用之所ゟ貸渡申儀堅爲仕間敷候。且亦獸出不申節は、私共ゟ取揚置、一切取扱仕間敷候。追而右鐵炮修覆仕、筒長・玉目等慥に相糺候上委細書上、其節鐵炮御改方御役所に御縮方證文御格之通指上可申候。夫迄之内御縮方右申上候通聊相違無御座候、以上。

明和九年八月　　　　奥・口御扶持人連名

高澤平次右衛門殿

九月。前田治脩流刑施行の手續に關する前例を徴す。

〔袖裏雜記〕

流刑人前々之格御尋に付、左之通覺書調上之。小石専右衛門能州嶋へ流刑に付而也。

覺

一、流刑人金澤より配所ゟ被遣候節、途中御歩兩人・足輕・小者相添、駕籠にのせ鎖おろし罷越。能州嶋ゟ被遣候者は所口町奉行迄渡之、小代官并足輕相添嶋之內着船之上、裁許之十村ゟ相渡申候。五ヶ山ゟ被遣候者は、駕籠之渡場に而礪波・射水御郡奉行迄相渡候事。

但、平士以上者途中駕籠に爲乘、御歩兩人・足輕・小者指添申候。與力等以下者馬に爲乘、御歩者添不申、足輕・小頭・足輕小者相添被遣候。病氣等に而馬に乘得不申候へば、駕籠にのせ被遣候事。此但書者追而調上候趣也。

一、刀・脇指者兩人之御歩請取、途中は小者に爲持罷越、所之奉行迄渡、奉行より流刑人ゟ相渡候事。

但、私曲等至而重き流刑人ゟは、刀・脇指は相渡不申候事。

一、居在所之外ゟは不罷越候樣申渡候事。

一、九尺に二間之小屋出來相渡候事。

一、流刑人御歩並以上之者ゟは、二人扶持被下候。夫より以下は、一人扶持に薪・鹽代一日に銀二分二厘充被下候事。

一、流刑人親類共より通路之儀、双方共披狀に而支配人方ゟ相達、見屆候上双方ゟ相屆申筈

候事。

以　上

九　月

十月五日。此日以後前田治脩病む。

〔大梁公手記〕

十月五日

一、辰中刻廣德寺へ御參詣五つ一歩。

一、予不快に付今日參詣延引。

御參詣は前田重教

六　日

一、不快に付玄泰爲伺候樣、萬右衛門を以被仰出。卽刻御禮申上る。

被仰出は前田重教よりなり

十四日

一、今日九時過髮すり候事。

一、九半時湯に入候事。

十五日

一、今日より床拂いたし候事。

十月六日。前田綱紀の女榮君の二十五回忌法會を洛西嵯峨二尊院に行ふ。

〔政隣記〕

十月六日、泰眞院樣政所樣二十五回御忌十二月六日御相當之處、同月は女御就御入内に、今日被御取越御法事御執行之段、從二條樣前月上旬爲御知有之、前には從二條樣於二尊院御法事以前に、從此方樣於芳春院御茶湯御執行有之候へ共、此度は指懸り候事故以後御茶湯有之。右に付御使物頭御口上書御香典等之儀者、從江戸京都詰人ゟ直々御用人申達。

政所樣とは二條吉忠の夫人なりしが故にいふ

十月十八日。前田治脩使を御城坊主順阿彌に遣はして重教の官位昇進の件を議らしむ。

〔大梁公手記〕

十月廿八日、今朝初鰤獻上相濟、太郎右衞門儀、直に順阿彌宅へ行、先比申入候内用之一件、樣子相尋候處、此儀に付、此方より茂近々來朔日等にも可申遣哉与存る所に候。當十四日に者、宜敷透無之不申入候。其後透を相考、右近へ申入候處、甚六ヶ敷物之由被申に付、即水戸之先例相調候一紙も爲見候得ば、成程此儀は不見候而もよく存居候。西山は隱居候而も登城も有之。其上これは格別之思召も有之、中納言被任候御樣子に而、當時は三家之面々に而

も、年若にて病身ニ有之隱居、登城も無之候得ば、官位昇進は先は難成儀に候。左候得ば甚六ヶ敷物之由被申由。

猶更決定否之儀今一往聞足候樣に順阿彌へ申聞室田太郎右衞門言上、取次備左衞門猶更無油斷樣申渡す。

十月廿三日。前田治脩の病全く癒ゆ。

〔大梁公手記〕

十月廿三日

一、正益・正伯・椚良診申村、最早透与宜旨申に付、今日より休藥。

十月廿八日。遊行上人尊如金澤に廻來す。

〔政隣記〕

十月二十八日、遊行上人金澤ニ御越。逗留中爲入用銀五貫目・米百五十俵被遣之。且又十一月二十三日・正月二十二日・二月八日・同十七日、御使御大小將を以御進物有之。

〔御年表〕

十月廿八日遊行上人廻來。延享二年の次此度歟。

〔頭書日記〕

逗留中云々は十月廿九日の事に係る

十月廿八日

一、遊行上人今日泉野玉泉寺方へ着止宿。

一、四十五人僧之内

役者兼帶　修領軒　桂光院

役僧　洞雲院　同　興德院　同　東陽院　同　常住庵

同　等覺庵　同　慈照軒　同　臥龍軒　同　文峰軒

同　萬生軒

一、十五人　俗

右之内三人帶刀。

一、熊野權現神輿　六人

一、臺笠　一人　一、立笠　一人　一、對挾箱　二人

一、輿　八人　一、御朱印　二人　一、御免傘　一人

一、日傘　一人　一、用挾箱　一人　一、茶辨當　一人

一、雨掛　一人　一、駕籠　四人　一、長柄　四人

一、合羽籠　四人　一、膳具　二人　一、長持七棹　十四人

〆五十八

一、乘掛　四十疋　一、駄荷　十疋

〆五十八

〔頭書日記〕

十二月十一日

一、遊行上人伴僧之内先頭出合宿へ罷越候所、盜賊改方より捕斷候に付狂歌。

遊行とは六十萬人色宿で遊びおこなふゆゑとこそきけ

右伴僧者本國へ相返し候由。宿は奥村主水足輕致禁牢候由也。

十月廿九日。遊行上人滯留中の費用に充てしむる爲米銀を贈與す。

〔頭書日記〕

十月廿九日

一、遊行上人に御使富田主税御使番を以、御進物昆布・干ぜんまい被遣候。町奉行を以米百五十俵・銀五貫目逗留中爲賄料被遣候。

是月は大盡なり

十月晦日。前田宗辰の生母淨珠院、暢姫と共に江戸淺草に行歩す。

〔大梁公手記〕

相伺は前田重敎に對してなり

十月廿九日

一、明晦日氣色宜候はゞ、淨珠院樣・暢姫樣御同道に而、淺草邊へ御行步に御出被成度候段、萬兵衞を以被仰下。尤御姫樣にはゞ御忍びに而被爲入候段茂被仰下。取次八郎左衞門。

相伺候樣八郎左衞門へ申渡、暫有之右相伺候處、御勝手次第御行步に御出被成候樣可及御請旨、萬右衞門を以被仰出候段。取次八郎左衞門。

明日淺草邊へ御行步御勝手次第御出被成候樣可申上旨、萬兵衞へ申聞候處、八郎左衞門へ申渡す。

十月晦日

一、明日五半時御供揃に而、淨珠院樣・暢姫樣御同道に而、淺草邊へ被爲入候。暢姫樣には御忍之趣に候由萬兵衞言上。取次逸角。

十月晦日

一、六つ八步只今御着。御兩方樣御往來何之無御障御戾被遊候段、萬兵衞より申來る旨市左衞門言上。御機嫌伺之使者如例表小將遣候樣、市左衞門へ申渡。

十月。百姓の金澤に止住することを禁ぜしむ。

〔御郡典〕

付札、御算用場奉行に

御郡方百姓共之内御當地ゟ罷出、町家等に罷在、自宅同事に相暮し候者共有之躰に相聞候。稼之爲暫く罷出居候儀者、有之間敷事にも無之候得共、御當地居住同事に相暮し候儀者不埒之至に候條、向後左樣之族無之樣、夫々急度可被申渡候事。

十　月

別紙之通御聞番より御渡に付、寫指遣候條夫々可被申渡候、以上。

十　月　　御　算　用　場

高澤平十郎殿

槻　尾　左　膳殿

十月。御扶持十村及び十村の金澤に逗留する者は宿主よりその滯在日數等を屆出づべきことを命ず。

〔司農典〕

御領國御扶持人・十村幷百姓共、改作爲御用御當地ゟ罷出候者共、宿主より何月何日に罷越、何月何日に罷歸候旨、暨逗留中致他行候はゞ何方ゟ罷越候儀、時々承屆、一ヶ月切小紙に記、町肝煎より町奉行ゟ相屆申旨。若押隱置候儀有之候はゞ、宿主急度可申付旨、町奉行より町家一統申渡候由。就夫右達候小紙時々改作奉行ゟ可相達旨。其上人々御用に罷越申趣、手前

に記置引合申等に候條、改作方御用に罷出候はゞ得与記置、引合之節間違無之樣御扶持人之者可相心得候。且亦百姓共、用事に付御當地に罷出候者共、永逗留之儀堅不仕、尤夫々手筋之方へもむざと徘徊不致樣急度申渡、等閑に不相心得平生可致裁許事。

右之趣得其意、急度可相心得者也。

辰十月　　北村八太夫

加藤八郎右衞門

諸郡御扶持人・十村中

十月。能登奧郡に於ける百姓持山及び居屋敷垣根廻の樹木の處分に關して稟請す。

〔岡部舊記〕

今般御材木御用之由に而、私共御郡百姓持山幷居屋敷垣根廻御座候立木、過分御撰立御帳付に罷成申候。元來百姓持山・居屋敷廻りに立置申候木之儀は、難澁之節御收納方等爲多足拜領被仰付候。先年は帳付木は、立枯等に相成不申內は拜領不被仰付候。然處今般御撰立之木茂、元來之御帳付木之振に相成候而は、甚百姓中迷惑至極仕候間、御城御用に而御伐取之分は格別、殘り木之儀何時に而も御收納方多足等に奉願候節、願之通被仰付被下候樣に奉願申

候、以上。

明和九年十月

宇出津村源五先組裁許　大澤村　内　記
鵜川村彌四郎跡組裁許共　大澤村　源　丞
中居村　三右衛門
鹿野村恒方先組裁許共　折戸村　次郎三郎
稻舟村　丈左衛門
走出村　豐右衛門
馬場村　喜三右衛門
飯田村　政　丞

槻　尾　左　膳殿
高澤平次右衛門殿

右願之通被仰付候樣仕度御座候、以上。

槻　尾　左　膳
高澤平次右衛門

百姓持山・垣根等に有之大木御帳付之分、前々は格別、去年撰立之分拜領木にも難願迷惑仕段、去十月書出指出、御算用場へ相達候處、附札之通申來候條可得其意候、以上。

安永二己三月十六日

高澤平次右衞門

槻尾左膳

珠洲・鳳至兩御郡十村中

御附札之寫

本文之趣御作事奉行江遂詮議候處、先年御作事所帳面に付候大木之外、去年御作事所帳面に付候分不及貪着、只今迄之通相心得候樣可被申渡候事。

十一月九日。會津侯保科容頌本鄕邸に前田治脩を訪ふ。

〔大梁公手記〕

十一月九日

一、肥後守被參候に付、料理之上盃事有無之儀、謙德院樣にも初而之節は有之候得共、重而御參府より相止候。其後尤左樣由。去年は初而故有之候得共、此度は最早及間敷旨遂穿議候、卽與一郞へも遂示談候處、同存候由權左衞門言上。伺之通可然旨申渡す。

右之趣に候へば、一統常服着用に候事。予裝束尤同事。

一、九時過より常服着用相待居申事。

一、七半時比肥後被參、出向、廣間緣がは折曲り之角式臺之方を向きて着座。夫より先立いたし、小書院へ誘引、落し懸之内に着座。挨拶之上料理也。挨拶申入る。今朝彼方より湯漬斷に候得共、差繼申料理出候事。引菜致候事。酒之内挨拶に出候事。相濟挨拶に出、暇乞直に出立、式臺杉戸之外板迄送候事。

取持之人々永井内膳・木下平丞・前田又吉三人に候事。肥後相伴は前々年旗本に候處、肥州家は格別之家柄に候間、自今御先手にいたし候樣、謙德公御代被仰出置候由に付、今日も永井氏申遣候事。

十一月十一日。御步並山田紋左衛門役儀に關し不正の取捌を爲したるを以て減知逼塞を命ぜらる。

〔袖裏雜記〕

御步並御普請會所棟取役山田紋左衛門、勤方不宜趣等、右奉行紙面出、尙更詩候處、寶曆九年・同十三年急切御用之名目切手に而役銀兩度に十二貫目請取、右銀子御用諸品貢上人へ相渡候前後紋左衛門手前に預り置、色々我意を以紛敷御拂方にいたし、第一自分之利廻しにも

讃岐守は幕使なり

仕候躰。明和六年之葬右に似寄之趣に而、役銀三貫九百目餘紋左衞門手前に預り置候付、段々相糺取上申候。右之趣少し充奉行人等へ入を立置、若僉議に相成候而もいたしにくき樣に工み、專先奉行人等之內死候者へ讓り候趣相聞候故、御吟味有之候へども、多分は申譯相立候樣工置候躰に候。御扶持被放候はゞ、御用聞町人等へ取組、幾重之妨を仕間敷ものに而も無之候間、永く逼塞被仰付置候樣仕度旨申聞候間。左之通被仰付可然と七月廿八日伺之處、伺之通被仰出、十一月十一日申渡。

御步並御普請會所棟取

山田紋左衞門

右紋左衞門儀、勤方不宜、其上御用筋我意を以不筋之取捌等も有之、不屆之至候。依之被下置候御切米三十五俵之內十五俵御減少、逼塞被仰付候條、此段可被申渡候事。

十一月二十日。前田治脩、女御入內を祝する爲金澤より使者を發す。

〔政隣記〕

十二月六日、女御近衞攝政姬宮倫君樣也。御入內。八月朔日被仰出。御治定は明和五年八月二十四日也。

右に付御使者讃岐守樣讃岐高松主へ被仰付、十一月十五日江戶表御發出御上京。

一、右に付先達而以御書付、諸方之使者十二月三日を限り參着与被仰渡。依之從金澤御馬廻

頭湯原典膳上京。十一月二十日金澤發、同二十六日京着、十二月二十一日京發、同二十七日金澤ゟ歸。今月十五日御進献相濟。

十一月廿五日。江戸に於いて改元の事ありしことを告げらる。

改元は十一月十六日に行はれしとあり

〔大梁公手記〕

十一月廿五日辰刻供揃に而、五つ二歩餘登城之事。出御者無之候事。於櫻之間老中列座。

年號改元　安永与改元之趣演述有之。

相濟退出之事。

〔大梁公手記〕

十二月十三日此頃年號を祝する歌。

明和九はもう是切で辰の年民安永と祝ふ初春

十二月七日。金澤に於いて改元を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月七日、左之通於金澤御觸有。

年號安永与改元之旨、前月二十五日被仰渡候條、可相觸由被仰出候段、江戸表より申來候間、被得其意、組・支配之人々ゟ可被申渡候。且又組等之內裁許有之面々は、夫々相達候樣可被申聞候事。

右之趣可被得其意候、以上。

壬辰十二月七日

本多安房守

前田駿河守

十二月十八日。前田治脩左近衛權中將に任ぜらる。

〔政隣記〕

十二月十八日、昨日御用候條御登城之儀依御奉書、今日御登城之處、於御白書院御老中方御列座、被任中將候段松平周防守殿御演述。御下り御勤等之儀、寶暦五年御轉任御例之通。

〔德川實紀〕

十二月十八日、松平加賀守治脩中將となり、尾張中納言宗睦卿第二の子松平慶之助睦篤少將となり云々。

〔大梁公手記〕

十二月十七日七つ半時頃老中連名奉書到來。早速入御覽候事。

御覽は前田重教のなり

奉書寫

御用之儀候間、明日四時可有登城候、以上。

十二月

田沼主殿頭

板倉佐渡守
松平周防守
松平右京太夫
松平右近將監

松平加賀守殿

奉書包上に名、下連名也。紙は越前奉書に候事。
右請紙面承知之趣申遣す。案、祐筆共より上る。先例之通也。
明日轉任被仰付候はゞ、金澤年寄共へ申遣候紙面之名之儀、如何相調可申哉之旨、權左衛門等相伺、只今よりは名相調候樣申渡。
十二月十八日巳刻登城、御白書院於緣頰老中列座、中將轉任被御付候事。月番周防守上意之趣演述也。
一、西丸へ登城、奏者番戸田長門守へ謁し退出之事。夫より直に老中・若年寄廻勤候事。今日は外昇進之面々も有之、門前甚込合及難儀候事。御本丸より退出、下乘より逸角使に而御城之樣子申上候事。
一、歸館追付於常席與一郎呼、今日登城仕候處、御白書院緣頰老中着座、私儀中將被仰付候旨、月番周防守演述。忝仕合奉存候。偏に御威光故と、誠以難有仕合奉存候。右御禮申上候。

御威光は前田重教のなり

御序に宜。
一、追付御居間へ罷出候樣被仰出、罷出候處、御意有之、御熨斗被下候事。
一、今日中將昇進につき、自今名稱樣之儀家老迄被仰出、御前は御名、予は官名相稱候樣被仰出置候由、權左衛門を以申越す。依之何卒只今迄之通相稱候樣、兵庫等を以申上候。左候はゞ予ゝ名を稱候樣被仰出。又候幾重にも只今迄之通御官名相稱、予事は名相稱候樣仕度旨達而相願候處、此上は何ゝ可被仰樣も無之候間、奉願候通ゝ被爲思召候旨被仰出、先以被聞召屆難有仕合に奉存候段申上る。依之一統さなへの儀、只今迄之通相心得候樣、夫々相達候樣横目共へ申渡候段、家老共より言上。
十二月廿二日。前田治脩柳營に上りて昇任を謝す。
〔梅花無盡藏〕
十二月廿二日於御黑書院中將の御禮仰上らる。御懇の上意有、作太刀・黃金一枚・綿紗十卷・裸脊馬一疋献せらる。
十二月廿四日。前田治脩昇任の口宣受領に關する幕府の奉書を與へらる。
〔大梁公手記〕
十二月廿四日暮頃、防州役人共より聞番共之內一人可罷出候、口宣之奉書相渡候段申來る。

四郎左衛門出る。無程相歸り持參左之通。

松平加賀守事爲少將之處、今度中將位階如元被仰付候。口宣等之儀相調候樣、傳奏衆迄可被申入候、恐々謹言。

安永元辰十二月十八日

田沼主殿頭

板倉佐渡守

松平周防守

松平右近大夫

松平右近將監

土井大炊頭殿

十二月廿四日。十村に屬する番代を郡奉行の支配たらしむ。

〔改作方年中行事追加〕

一、番代与言は十村等詰番之代り与言之儀に而名付候由。其始のは未考、年古くより有之者に而、正保之舊記に番代之名目有之。郡々に一人宛有る也。御扶持人・十村等之たて置處之者に而、給銀は其御郡打銀を出之。郡々により多寡有之。勤方は毎日十村詰所へ罷出居、都而其一郡之儀引統取次いたすなり。手代惣じて之目當にもなる者に而、格別人撰之入所也。尤金澤に居住して、人別は御郡本行

之支配也。（先年は町人に而十村に被雇候振に成來りたり。然所安永元年惣御郡奉行より當町奉行に引合相改、）

各樣御支配御郡十村共於御當地召遣候惣番代之儀、身分當時拙者共支配之町人に而、御郡十村に被雇番代役相勤申振に唯今迄相成居申候。重き御用爲相勤申儀、雇之者之振には如何敷有之候間、是以後身分拙者共支配を離れ、各樣御支配十村共手代に相成候樣有之候間、支配方指支之筋も無之候はゞ、申渡候樣被成度旨御紙面致承知候、指支之品無之故其段申渡候、以上。

十二月二十四日

篠原勘左衞門　判

高畠木工　判

三州御郡奉行連名樣

## 十二月廿七日。金澤に於いて頭分以上の士に前田治脩の昇任を告ぐ。

〔政隣記〕

十二月二十七日、一昨日御用番横山河内守殿依御廻狀、今日頭分以上布上下着用登城之處、柳之御間に而左之通御用番御演述。依之今明日中年寄中等宅に參出。

當月十八日、前日依御奉書御登城、被任中將候段、御老中方御列座松平周防守殿被仰渡候段御弘之趣、寶曆五年之通。

左之趣御用番被仰渡候由、御横目中より申談。

今般中將御轉任に付、御官名相唱候儀段々被仰出之趣有之。やはり只今迄之通加賀守樣与相唱、肥前守樣には只今迄之通。中將樣与相唱申等に候條、此段一統寄々可被申談事。

肥前守は前田重教

十二月廿八日。前田治脩來年頭柳營に登る際白書院に於いて賜謁せらるべきを告げらる。

〔政隣記〕

十二月二十八日御登城之處、來年頭御禮御白書院御着座之儀、御老中方御列座被仰渡。依之御禮御老中方へは御直勤、若御年寄衆には聞番、大奥には女中使、從中將樣御用番に聞番、大奥に女中御使被上之。翌二十九日、右御禮之節高家衆御指南有之事故、以御使者御挨拶被仰遣。

十二月廿八日。去年鹿島郡石崎村の疫疾治療に從事したる醫師に藥價を給す。

〔政隣記〕

十二月二十八日於金澤、去年十二月能州御預所石崎村疫病大流行に付、御醫師内山覺順・大

場順元、同月十六日發龍越藥用之、同二十二日金府に歸。享保十五年六月河北郡疫病流行之節、南保甚伯龍越藥用候節之例も有之に付、今日甃順等に藥代一貼七厘宛程之圖りを以被下之。

# 安永二年

## 正月朔日。前田治脩初めて年頭の登營を行ふ。

〔三壹御譜〕

安永二癸巳年、年頭初て元日御登城。於御白書院御目見御着座、御盃御頂戴、御時服二御拜領。御先格之通りなり。

〔大梁公手記〕

正月元日

一、正卯中刻登城之事。裝束烏帽子・ひたゝれの事。御禮前伊豆守・永澤壹岐守・中條大和守相招き、御白書院に而習禮いたし候事。

一、於御白書院御禮。御禮相濟、直に退出之事。

一、西丸へ登城、奏者番衆へ謁す。名相名乘、年始御祝詞申上候。右申演直に退出候事。

前田重教に對する口上なり

一、歸館大門より入、玄關より上る。鏡板左り之方に兵庫・大貳趣向。中腰に而、
年頭御禮首尾能申上候。其外先例之通。
是より若年寄先立勝手座敷等通懸之目見有之。次第書之如し。

一、裝束之儘に而於常席與一郎呼。
年始御祝詞奉申上候。先以益御機嫌好御超歲被爲遊、目出度奉恐悅候。將又年始御禮首尾能申上、蒙御懸之上意、御盃等頂戴、先例之通被仰付、忝仕合奉存候。此段も宜。

一、追付御居間へ罷出候樣被仰出、罷出る。御太刀萬右衞門披露。年頭御祝被成候而被進候段言上。御意有之。御敷居之內に而御禮申上る。
尤御意之上御敷居之內へ入候事。馬代は表小將之內持參也。
御太刀等引之。御雜煮出、御意有之御祝被遊。予茂少々頂戴、御吸物と引替御土器出る。御意有之、膳をはづし退き居候。一獻被召上、御三方に乘、予前へ御酌持參。頂戴一獻、請肴と御意之時、御次之御緣頰之方へ少々退き、少刀をはづし罷出頂戴。歸座、加へ有之。御土器持退き候時、上候樣御意有之。一應辭退之上、御敷居之外に有之捨土器此土器最初表小將持出、側に指置候時、御敷居之外見計候而指置候事。さくとしたゝみ、夫よりすゝみ出、御三方にのせ平伏、御前御取上之時謹而平伏、一獻被召上、御肴持參、御箸之方を上る。直に指上候樣御意。是又一應も御辭退之上指上。御

三方表小將へ相渡す。其上御收め之事。
御吸物等段々引之、御禮申上る。夫より直に御奥へ御供被仰付、於御上段御前樣へ年頭御禮申上る。蓬萊大上﨟持參、頂戴之。予計に出候事。尤蓬萊故懷中は無之。夫より年寄女中・御中﨟共、予へ年頭之禮を申す。目出度いと云ふ。相濟、御次女中共通り懸禮。同斷に云ふ也。尤云ながら少し腰をかゞむる心。
相濟、直に御居間へ御出、早速御禮被仰付。御奥へも御供被仰付、難有仕合奉存候。御前樣にも益御機嫌好御超歳被爲遊候御躰奉拜、奉恐悅候段申上る。畢而退去候事。

## 正月十三日。前田重教自ら蹴鞠の上達を悅びその記を治脩に贈る。

〔大梁公手記〕
一、今日西・東御鞠場に而御鞠被爲遊候處、兼而被爲思召候通、御不落御出來に付御喜悅被爲思召候。卽御書付拜領被爲仰付候。將又右に付精大明神へ御酒御祝御備被爲遊候趣、幷御取分拜領可被爲仰付旨、萬右衞門を以被仰出候事。取次權左衞門。
大高檀紙たてに三つ折。
正月十三日
三千三百九十九　西

六千七百一　　　　　　　　　　東

合一萬百に候。皆不落。

以上

正月十五日。前田治脩中將に昇任せしを以て使を日光に派す。

〔政隣記〕

正月十五日、舊臘就中將御轉任、日光に御使御近習御馬廻頭三宅權左衞門今日發足、二十二日歸府。

正月廿一日。前田治脩昇任の口宣を受くる爲使者を金澤より發せしむ。

〔政隣記〕

同斷に付、京都に之御使者人持組菊池次郎、今月二十一日金澤發、右に付口宣之御奉書持參之。於途中改大學。御使者大小將坂野助十郎、舊臘二十五日江戸發京都に罷越、二月十七日歸。

同斷とは前田治脩の官位昇進のことに係る

正月廿一日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔政隣記〕

二十二日は二十一日の誤

正月二十二日、上使御使番松平與次右衛門殿を以、御鷹之鶴中將樣御拜領。

〔大梁公手記〕

正月廿一日如例坊主共より、今日上使御前へ御鷹之鶴被進候由申來る。

一、九つ半時頃上使松平與次右衛門殿被參候事。

一、上使前、今日御前へ上使之沙汰有之候。若御前へ有之候はゞ内外共御名代可相勤旨、萬右衛門を以被仰出候事。重而上意拜御請も、應じて申上、相濟候而申上候樣、萬右衛門を以被仰上候事。

一、裝束服紗小袖・半上下。

右服之儀、正月之内に而候間のしめ可然や、太郎右衛門へも相尋候處、十五日并廿八日は正月之内のしめに候得共、不時登城勤は服紗小袖と覺え候由。猶吏善佐・圓久へ相尋候處、隨分其通之旨申由。依之右之通也。

一、上使出向は如例、鏡板白洲に向ひ右之方端へ出候事。夫より先立大書院へ誘引、中の床邊に着座。上使は上へ被通候事。鶴は上使と一時に參り、先へ大書院へ持參、いつものとこ ろに持居候事。上使着座。會釋を受てすゝみ、上意拜聽。

御意なされます。以上使鷹之鶴被遣ます。

右謹而拜聽。夫より鳥之そばへより、上段之方之者也和平鶴之足に一寸手をそへる也。予は鶴のもゝ邊に一寸手をそへ、謹而頂戴之内上使座をさがる。對座、餘寒之節別而御大儀之旨申す。此内御鳥引候事。挨拶畢而引候。追付のし出す。料理斷につき菓子出す。菓子之挨拶に出る。

一、引菜有之候事。

一、盃事有之候事。

一、相濟、取持衆爲知之上、最初着座之所に扣る。上使最初之所に着座、會釋有之。すゝみ間五尺計おき手をつき、肥前守名代と稱候。

以上使御鷹之鶴拜領、難有仕合奉存候。

右申演直に退り候事。鏡板最初之所也。上使門之蹴込をまたぎ候と、敷臺へ上り候事。

一、嘉儀德山甲斐守、相伴德山五兵衞。

正月廿二日。御扶持人十村・十村等の諸士に親昵し音物を贈るを禁ず。

〔司農典〕

諸郡御扶持人始十村等之者、年寄中等始諸士江前々より緣を求出入仕候に付、暑寒に爲見廻其所之產物等音物相送申儀、其上何角無心ヶ間敷儀及相談遣候趣共及承申候。甚心得違いた

し罷在候与相聞え申候。人々費之筋出來仕候得者、自勝手不如意に相成、組方へも何角難題之趣申懸、不埒之筋も出來仕候得者、人々身爲にも不宜、組方御締も不行届儀に候條、是以後前々より送來候音物等に而も嚴重指止可申候。向來外より顯候はゞ相糺急度可申付候條、一統可相心得者也。

巳正月二十二日　　改作奉行

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻中

正月廿五日。徳川家治、前田治脩に鶴を贈る。

〔政隣記〕

正月二十五日、上使御使番庄田小左衛門殿を以御鷹之鶴御拜領。

〔大梁公手記〕

正月廿五日八時前、上使庄田小左衛門殿被參候事。

一、上使出向ひ等如先日。何之相替儀無之。上使大書院へ着座之時、予扣處は中之床之際にあたり宜候也。老中上使之時は敷居之內へ入際に候得共、老中とは譯茂違候故旁如此に而、已後可然候也。

一、料理斷、菓子出候事。

一、盃事有之。
一、引菜尤いたし候事。
一、嘉儀德山甲斐守・相伴永井内膳。

正月。諸士に命じて先祖由緒一類附帳を提出せしむ。

〔政隣記〕

年寄中席に御家中之人々、先祖由緒一類附帳先達而指出置候處、經年月を候間、此度增減相改、當三月中迄に可差出候。帳面口張等に不及候。本組與力且御步等之内御知行被下候人々之分も、最前之通可指出事。

正　月

右御用番御渡之旨等、如例定番頭に廻狀有之。

二月十四日。御扶持人十村・十村等に命じて村高・免附・物成・產物等を他に漏洩せざるべきを命ず。

〔日　曆〕

一、舊臘御徒横目御領國中御收納藏に相廻り候節、本勘目錄指出候旨相聞え、此段御代官共

心得違いたし罷在候与存候。本勘目錄之儀は、御定も有之儀に候得者、指出可申儀にも有之間敷候。一統忘却いたし罷在候与相聞え候。是以後は右本勘目錄之儀は、御徒横目に不限、何役之者に而も堅く指出申間敷候事。

一、諸郡相廻り候盜賊改方役人、幷何御用に而も御郡方へ罷越候人々よりも、村高幷免附豐物成、其所之產物之樣子共相尋候とも、必々一々申聞間敷候。此儀は委細申儀不相成儀与相答可申候。右之趣其御郡々裁許十村令承知、村肝煎幷小百姓・頭振之者共迄茂急度爲申聞、請紙面取置可申者也。

巳二月十四日

北村八太夫

加藤八郎右衞門

諸郡御扶持人・十村中

二月十五日。前田治脩二ノ丸御殿の表玄關等建築に着手すべきことを命ず。

〔大梁公手記〕

二月十四日、明日出に金澤へ申遣候紙面之扣。

居城造營之ため家中より人夫賃銀爲差出、其後爾々普請無之年月をうつし候儀、甚不本意

候。依之指當不手都合に候間、表玄關虎之間、最前之間圖を以今年中出來可申付候。又兵衞へ先達而僉議いたし、要脚不指支段被申越候條、夫々用意可被申渡候。且又右爲入用、郭内外に有之植物之内用木に伐捕候事もあらば、不指支樣可被相心得候。其外右につき用事追て可被申聞候、以上。

二月十五日　　加賀守

本多安房守殿

前田駿河守殿

居城造營一卷仍而二ノ丸作事之儀、委曲紙面之趣承知いたし、一段之事に而候。尤彌出來候樣房州・駿州へ可被申合候。玄關虎之間最前之間圖りに而、今年中造作出來、夫々申渡候樣被指越候。別紙之大意を以右兩人へ申遣候。且郭內外植物之內用木伐捕之事も申遣候。先以要脚無指支旨令珍重事に候。嘸多用に可被在之候、以上。

二月十五日　　加賀守

村井又兵衞殿

二月廿六日。御扶持人十村・十村等の改作所以外に出頭することを禁ず。

〔司農典〕

諸郡御扶持人并十村等、魚津盗賊改方并其外右に准し御用之筋を以召封指越候に付、夫々罷越申儀有之候。元來御扶持人を始十村等、改作所御用之外むざと罷越申間敷御法に候處、人々存違致し罷在候哉、夫々役筋ゟ罷出候儀心得違之至に候。是以後何方御用に而も罷出候儀仕間敷候。尤彼是申聞候はゞ御法之趣相答可申候。無據不罷越候半而者不叶候はゞ、改作所より指圖を受可罷越候。此段一統可得其意候事。

巳二月二十六日

多胡久五郎

馬淵順左衛門

諸郡御扶持人・十村中

二月廿六日。改作所役人の諸郡相談所に巡回する件に關し通牒す。

〔司農典〕

改作所ゟ懸り役人今村伊右衛門・加藤久左衛門、諸郡相談所へ相廻申儀、前々御格之趣者、御扶持人并十村等各相談所ゟ、其組々公事之様子、百姓跡目立之儀、裁許十村并廻り口御扶持人等了簡に而難決品々、一統打寄僉議之儀、今村伊右衛門・加藤久左衛門於相談所に見届仕儀に候。一統詮議之様子、近年於相談所に打寄致詮議候儀無之躰夫ゆゑ、下々不詮議之筋合も相聞候條、向來先例之通相心得、一統有忘却間敷候事。

巳二月二十六日　　御用番　多胡久五郎

馬淵順左衛門

諸郡御扶持人・十村中

追而新田裁許并除開役・山廻も其席に可罷出候事。

二月。廻國の遊行上人尊如金澤より出發す。

〔大梁公御年表〕

一、二月遊行上人金澤發足。

二月。諸郡に貸附する肥料代の取扱に關して通牒す。

〔司農典〕

毎歳御郡々に屎代御貸渡有之候處、夫々不行屆様子も相聞候條、是以後者村々役人共呼出、廻口御扶持人相見を以相渡、猶更不筋之儀無之様、一統可得其意者也。

巳　二　月　　御用番　北村八太夫

加藤八郎右衛門

諸郡御扶持人・十村中

屎代はこやし代と訓む

三月二日。大聖寺侯前田利道、本鄕邸に來りて金子の貸與を求む。

〔大梁公手記〕

三月二日夜四時前備州被參、權左衛門へ被申聞候由。勝手向一卷之儀、委細權左衛門を以被申越、家中へ出候扶持方いまだ相渡不申、是非節句前に不相渡候而は納り不申。既に明朝登城も供之人々難罷出旨申候由、今朝兵庫等より佐分儀兵衛へ申遣候紙面之趣手切之趣に付、段々遂僉議、猶又兵庫小屋へ儀兵衛を以段々被申越候處、同樣之趣故、無是非備州被罷越候。何分に茂今夜中取計不申候半而は甚不輕儀、何分にも宜賴入候由也。三百金に而候事。猶更兵庫等へも直に被申聞候由也。即宜遂僉議旨、權左衛門を以兵庫等へ申渡候處、只今に至り兵庫せんぎもつき不申候。指當り明日登城指つかへと申儀不輕事に候間、其段はいか樣共不指支樣可致、其餘之分は明日儀兵衛呼、懸合可申旨申聞可然旨、權左衛門を以言上、其通備州へ申聞る。忝旨禮被申趣。追付退出九時也。重而禮に被出、權左衛門より被申聞退出之事。

三月五日備州被參、此間登城指支候處、此方より之取計にて無恙登城、大慶之由挨拶。其上に三百金取計之儀何分賴入由。來月中旬迄には在所より二千金計仕送候段申來候由。依之急度返納可有之間、幾重にも賴入由也。家老共へも直談之由、權左衛門を以被申越、委細承知、何れにも遂穿議候樣、家老共へ申渡候段申達候事。無程退出之樣子也。

三月五日。諸役所にて使用する提灯の合紋を錄して上申せしむ。

〔政隣記〕

三月五日、金澤并遠所共諸場・諸役所共、御用に平生燈し候提灯、前々より指定り候合紋繪形等に認、其手之奉行等より直に三宅權左衞門・水越八郎左衞門宛所に而、御次ゟ差上候様被仰出候段、御用番長九郎左衞門殿より御廻文出。

三月十一日。町人にしてその女子に銀笄を用ひしめしもの追込に處せらる。

〔頭書日記〕

三月十一日

一、櫛笄等に金銀を用候事。出會宿并かこひ女等之事。面躰を隱候頭巾かむる事。塗木履下駄はき候事。

右御停止之段は、前々より度々相觸、面躰を隱候頭巾かむり申間敷段は、明和四年にも相觸候通に候。然所近年猥に相聞、且裂織類之合羽着用、面躰を隱候頭巾をかむり致往來候者數多有之、盜賊改方より尋候ものに紛敷、御締方に指支候由に候。畢竟面躰を隱し候故に候間、右之族有之間敷候。將又塗木履等はき候儀、奢侈之至候間、是以後はき申間敷候。櫛笄等に金銀用候儀を初、右族之者有之候はゞ、夫々相咎候様役人へ申渡候條、組・支配へも可申聞

旨、去々年六月廿五日御用番安房守より觸有之候所、今日町人之女銀のかんざし指致往來候付、改方之者とがめ斷候に付、町奉行により此町人押込等に申付候由之事。

但、一人は組屋德右衞門娘、一人は府中屋善次娘之由也。

三月十三日。前田重教歸國せんとする意あることを老臣に告ぐ。

〔袖裏雜記〕

三月廿日到來之御親翰左之通。

國元おん泉在之儀、外大名衆れいも候間、半年計國え之御暇願候はゞ可成儀に候。一兩年之內爲保養右之趣可願候。要脚之所いかゞと存候へども、內々遂僉議、又兵衞方こゝと示合置可被申候、以上。

三月十三日　　中將御判

年寄中

〔袖裏雜記〕

御請愛に畧す。

前に記す中將樣御湯治之事、尙伺有之處、御居所は金谷之思召。御道中之御行粧、大抵大應院樣御部屋住に而御旅程に而可然。御道中之御道具・御武器之分は、此度御用にも不限儀、

より〳〵被仰付等之旨御親翰を以被仰出。

御湯治之被仰立に候へども、御國へ被爲入候上支申儀有之候へば、御湯治不被遊候而も不苦儀被思召候旨、四月九日中村萬右衞門等紙面之内にあり。

三月十四日。加賀の郡奉行等の稟請により往還筋の枯松を直接村方に拂渡すことを得しむ。

當町は金澤歟日本の儘

〔日暦〕

一、能美・石川・河北郡往還筋並松、立枯等之松有之節、村方より相斷候に付、山廻り共罷越致見分伐置、其段毎歳暮相調理、員數爲書上被相達候に付、當町等へ入札申付候得共、相望申者無之砌者、其儘に致置候得者、數日相立くさり損御用立不申に付、御定直段を以村方拂に申渡候所、乍迷惑百姓買請候に付、自今立枯松等之松有之刻、時々御自分より御定直段を以、直に村方拂申付られ度段、委細紙面之趣承屆候條、代銀之儀は毎歳暮被取立、諸方御土藏へ急度上納被申付、請取切手當場印可取置候、以上。

巳三月十四日　御算用場

奥村左太夫殿

木梨助三郎殿

追啓、村方拂被仰付候節、其時々員數付目錄當場に可被指出候、以上。

三月十七日。前田治脩家督相續祝儀の爲に閣老等の臨邸を求む。

〔政隣記〕

三月六日、爲御家督御祝儀御老中御招請之儀、當五月中旬頃与被仰込候筈之旨、今日諸向に御家老衆御申渡。右に付主附御馬廻頭小堀牛右衛門、御小將頭佐々木孫兵衛、今一人御馬廻頭原五郎左衛門出府次第被仰付旨、牛右衛門等に被仰渡。

〔政隣記〕

三月十七日、前記三月六日に有之御老中方御招請之儀、今日御先手長谷川太郎兵衛殿を以、五月中御出之儀被仰込候處、同十九日板倉佐渡守殿に御番被召呼、五月十八日御出可被成旨御差圖有之に付、爲御禮翌朝各御登城前、御老中方には御家老、若御年寄衆には組頭御使者被遣之。御用被賴之御先手衆には、御大小將御使者を以被仰遣。

三月廿八日。横山河内守、その邸に於いて木遺狂言を行ひたるものゝ禁牢に處せられたることに關し抗議す。

〔袖裏雜記〕

左之紙面入御覽、伺閏三月二日有之處、被仰出之趣有之。且町奉行幷盜賊改方佐藤勘兵衛へも御親翰被成下候御樣子に而、禁牢之者共早速宥候躰に付、尙更僉議之上河内守へ可申聞、覺書末に調候通伺之。四月八日

拙宅少々普請申付候付、石かち相仕廻候日、前月廿四日きやり狂言いたし候。前々普請申付候節はきやり狂言いたし候儀故、役人共承屆候。然處右狂言いたし候者共盜賊改方幷町奉行より禁牢・組合預等に申付候由承及候付、右咎申付候儀は、拙者方に而きやり狂言いたし候付而之儀候哉。又は外之品に而咎め申付候哉。拙宅方に而きやり狂言いたし候付而咎申付候儀に候はゞ、彼者共は不存儀候間、一往此方へ相尋可申儀候段、中山儀右衛門を以町奉行幷佐藤勘兵衛へ相尋候處、右咎申付は拙者方に而之所業に依而咎申付候事に候。右之者共は何方に而も右躰之儀不致樣申渡置候處、相背不屆に付咎申付候事故、前廉相尋候儀は無之候。伎藝之儀は御停止、別而盜賊改方に而は相糺申譯之旨申聞候。左候へば於拙宅之所業に而、無罪之者共數人入牢等申付候儀、先以不輕儀、御役職も不相立儀に存候。假令何方に而も不致樣申付置候而も、拙宅共方に而申付候儀は不苦儀与相心得可申儀、彼者共に科は無之儀と存候。伎藝之儀は不及申儀。きやり狂言之儀は跡々申付、近年同席中にも所々に有之儀故、承屆候役人共不屆共難申候。何方に而も右躰之儀不致樣申渡儀も、只今迄寺社等御免之きや

り狂言も有之儀。其以來御停止之譯も無之候へば、役者切に而申渡候儀難得其意存候。乍然右之通數人入牢等に及候儀不輕儀、御役職も不相立儀候間、如何相心得可然哉及御示談候條、御指圖有之候樣致度候、以上。

癸巳三月廿八日　　　　横山河内守　判

長九郎左衞門樣

御自分宅少々普請被申付、石から相仕廻候日きやり狂言仕候者共、盜賊改方幷町奉行より禁牢・組合預等に申付候儀に付而、先頃紙面被指出候故、達御内聽候處、紙面被遂御内覽候。元來伎藝ごときやり狂言与、其品二つ有之候。今度御自分宅於普請場は、外々にも有之きやり狂言被申付候由候へば、右奉行等より何廉咎申付候に不及事に候。若不審之趣も有之候はゞ、其御右奉行等より御自分へ得与樣子相尋、其上にも不能了簡儀有之候はゞ達御内聽、被仰出次第相心得可申處、無其儀未熟爺忽成取捌に付、其段御咎、右之者共早速相宥候樣被仰渡候。此儀急度御咎被成候而は、指支申儀も有之候故、先御猶豫被置候。追而は思召も被爲在候。紙面之趣は無據儀に被思召候へども、きやり狂言申付候事に候へば紙面被指出候にも不及事候間、右之趣内々申談、紙面相返候樣被仰出候事。

三月。郡方に於いて酒造を營業とせざる者の濁酒を釀造することを禁ず。

〔御郡典〕

近年御郡方之内酒林持不申者、濁酒を造り賣申者有之由相聞候。元來酒商賣之儀者、米費成事故、萬民のため先年より御定有之儀、何も存之通に候。然者難有可奉存御法度に候條、此處相考、御令眞意に相守、雖爲濁酒堅賣申間敷候。如此申渡候上、此後相背申者有之候はゞ、急度可遂吟味候條、一統入念可申渡候、以上。

三　月　　高澤平次右衛門

　　　　　槻　尾　左　膳

能州四郡御扶持人・十村中等

三月。去秋以來疫疾流行したるを以て白山・倶利伽羅・埴生八幡・氣多の諸社に祈禱を命じたることを告ぐ。

〔司農典〕

白山（能美 石川）・倶利迦羅（河北 礪波）・埴生八幡（新川 射水）・一宮（能州 四郡）。

右三州御郡々之内、去秋以來在々百姓疫病相煩候者も有之致難儀候躰。依之爲疫病除、加州白山・倶利迦羅、能州一宮、越中埴生八幡、右之於所々に御所禱被仰付候條、一統可相心得候。然上は御祈禱日限等之儀、御扶持人罷出承合、御守札等一組切受取可申候。ヶ様御憐愍

之儀、一統難有儀に候條、是等之趣末々迄急度可爲申聞候者也。

巳三月　　　　　　　　　　　改作奉行

諸郡御扶持人・十村中

三月。鹿島郡和倉溫泉の事情を上申す。

〔舊記等拔書〕

中嶋村太右衞門先組和倉村湯之評、幷右村之樣子御尋に付、小紙を以申上候。

一、長十間幅四間　　石築嶋、此内に湯坪有

但、村より七十間餘海上、手舟に乘通路仕候。

一、四十文　　湯治人一人分一廻り湯賃錢

但、一廻り七日、出入九日上湯仕候得ば、右湯賃に而相濟申候。二廻り居申候得者、八十文取申由に御座候。

一、百三十文　　舟一艘分湯賃錢

但、舟に積入候にば幾桶に而も、桶數・樽數に構無御座、右之通り湯賃取申由に御座候。

一、十六文　　陸通り持行候湯賃錢

但、一升又は一斗に而も、樽數一つ之湯賃取申由に御座候。

一、三十二文　　馬一駄二樽にして湯賃錢
但、樽數附時は、一樽十六文之鬪りを以湯賃取申由に御座候。
一、湯入人　　八百人程
但、年により增減御座候得共、近年之分大概閒合平均書記申候。
一、七十目　　御運上銀
但、所之口西地子町庄五郎と申者、所之口町奉行所ゟ上納仕候由に御座候。
一、右湯裁許人庄五郎儀、每日和倉村へ罷越、湯賃等取申由に御座候。
一、右湯庄五郎方へ取越、所口町に而一升に付十六文、五合八文に賣出し申由に御座候。
〻是迄所之口西地子町庄五郎殿取捌仕候。
一、七通　　御運上銀上納御請取御切手
内
三十目七分　　寬永十八年御切手一通
六十八匁四分　　寬永十九年御切手一通
三十五匁五分　　寬永二十年右同斷
二十四匁五分　　寬永二十一年御切手一通

九十七匁七分　　正保二年右同斷
五十四匁五分　　正保三年右同斷
三十五匁六分　　正保四年右同斷

〆

右御運上錢上納御切手、和倉村に所持仕罷在申候。

一、和倉村湯之儀に付、往古より相傳候書物等も御座候哉与相尋之所、右七通御運上銀請取御切手之外、古き書物等無御座候旨申聞候。

一、和倉村湯立初年號等相知れ不申候哉与相尋之所、初年等相知不申旨申聞候。

一、湯入桶等者和倉村に相調申由に御座候。

一、湯治人一人一夜之宿賃、十五文より人により三十文程充取申由に申聞候。

一、和倉村湯場所如何之趣を以所口町庄五郎与申者裁許に相成候哉、但賣渡又者質入抔に仕候哉与相尋候處、先年より至て難澁仕候得共、質入又は賣渡申儀先祖より聞傳不申旨申聞候。

一、和倉村之儀、當時至て極難澁仕、家居等茂絶々に罷成、湯入人宿茂不得仕爲躰に而、能き湯入人者所口町之方に宿取、湯治仕る樣子に御座候。

右和倉村湯之話、幷右村之樣子承合可申上旨、先達而被仰渡候に付、委細相尋候所、前段之趣に御座候に付、小紙を以申上候、以上。

巳　三　月　　中嶋村先組裁許　高田村　助四郎　判

高澤平次右衞門樣

槻　尾　左　膳樣

閏三月二日。人持組多賀逸角の從者等河北郡吉原村藤内の家に亂妨す。

〔政隣記〕

閏三月二日、人持組多賀逸角下口に鷹野罷越、吉原村廻り藤内長吉留守之内、境之垣逸角家來障候に付、長吉婦聞付、垣に障間敷高聲に申候處、過言之旨に而大勢に而垣を倒し、立木も伐倒し及狼藉。依而改方佐藤勘兵衞より、逸角家來其節之從者不殘呼出之儀に、御組頭奧村主水殿迄御達申候處、逸角手前に而、重立候家來南部莊右衞門等數人閉門等申付候に付、右呼出は相止候事。

閏三月四日。前田治脩江戸より使を上りて後桃園天皇の御惱を奉伺せしむ。

〔政隣記〕

三月二十九日、今月十九日より主上御發熱、二十三日より御疱瘡之旨京都より轉中來候、公方樣より今日爲御使者高家堀川兵部大輔殿江戸發足。右に付公邊へ開番を以御伺御機嫌、且右に付京都へ御使者可被指登哉之趣御用番へ御伺之處、閏三月三日夕御使者可被差登旨御指圖。依之翌四日岩田傳左衞門御先弓頭也發足、十三日京着、二十日京發、四月朔日歸府。

但、旅中木曾路通指急与被仰渡、歸府之節は常步に而東海道行也。將又仙洞御所・女院御所・新女院御所・女御樣へも、不殘御勤有之。

一、此度女御樣にも御疱瘡に候得共、御勤無之。附、延寶七年二月禁裏御疱瘡之節御使者被指出。

寶曆六年十月之時右同斷。但御酒湯相濟候爲御祝儀は、前々いつも御使者被指登。

〔長吏舊記〕

安永二年癸巳閏三月今上皇帝御疱瘡、女御樣にも御疱瘡御順症に而被爲遊御肥立、段々御酒湯も被爲濟候に付、從諸國御祝儀之御使者上京也。加州よりは長田兵左衞門罷登、此節殿樣江戸に被爲在候に付、又格別に爲御機嫌を伺、岩田傳左衞門殿江戸より直に上京、御使者被相勤候。右御機嫌伺之御使者は、御三卿幷加賀樣迄之由に及承候。御祝儀之御使者何方も上

使御勤、相濟候上に而被相勤候。表立御疱瘡与申事に候へ者、御攝家方幷御公卿方一統に不殘毎日之御參內に而無之候而は相濟不申、六ヶ敷由に付御水痘与申ならし候之由。

閏三月十日。能登奧郡の盜賊改方非人頭の勤務に關して令す。

〔岡部舊記〕

奧兩御郡盜賊改方非人頭藤內共廻方、中絕等に相成候儀に付、其方共紙面之趣を以、猶更拙者存寄等御用番に御達申候所、先規之通相心得可申渡旨、御用番長九郎左衛門殿御紙面を以被仰渡候。且又非人頭藤內共廻方雜用之儀は、先規之通可爲相心得旨に候條、得其意、非人頭藤內共へ可申渡候。將又勤方等之儀は、拙者相廻候節、所々於旅宿猶更可申渡候條、組々向寄之止宿へ罷出候樣に夫々可申渡候、以上。

安永二年閏三月十日　有賀甚兵衛

奧兩御郡十村中

非人頭十內共心得之覺

非人頭十內共盜賊改方廻、唯今迄中絕に付、先達而廻狀を以申渡候通に候條、自今無怠相廻紛敷もの所口役所へ可召連候。尤妨農耕もの歟、疑敷者は召捕、逃不申樣に可相心得候。

一、里々相廻候內、火之要心不始末之儀見請候者、心を付可罷通。

有賀甚兵衛は所口町奉行

十內は藤內

一、自然火事之節、火本近邊猶更無油斷相廻、疑敷もの召捕可申候。
一、村々におゐて旅役者等之もの入込、見物事等取組候者、早速追拂可申候。
一、町家におゐて紛敷者止宿之樣子承候者、早速可及注進候。是以疑敷者に候者可召捕候。
一、御縮道具等、往古より相渡在之品、尤相用可申候。
右之通得其意候樣に可申渡候。此紙面相渡候御縮方、都而舊規之通急度可相心得候。就中右非人頭共、盜賊改方申立、貪町家在家申事に而者、都而御縮に不相成候條、無違失嚴重に可申渡事。

安永二巳閏三月

如斯御覺書御渡に付、寫いたし藤内共へ相渡候樣に、村方肝煎中へ申談置候事。

〔上田源助舊記〕

一、與郡盜賊改方非人頭藤内共廻り方中絶仕候に付、御郡奉行僉議之趣御用番御年寄樣ゟ御達に相成候所、先規之通り可申渡旨被仰渡候に付、廻り方等之儀御郡奉行共節廻村之節、先規之通り可相勤旨、藤内共廻先旅宿ゟ呼立直に申渡候間、藤内共廻り方雜用之儀茂、先規之通り可相心得樣可申渡旨、安永二年御郡奉行觸付。

一、藤内共召捕候流浪人、御郡奉行屋敷迄連越候造用、藤内仲間共餘荷に而可相辨旨申觸置

候得共、輕き者共仲間餘荷之儀致迷惑候に付、御郡奉行より御願可申趣茂有之候。追而譯相立候迄、先づ村餘荷に而雜用錢藤内共に相渡候樣可申渡旨、安永年中御郡奉行より觸付。

一、組々に而賊幷怪敷者藤内召捕、所口役所に指出候入用錢、他國者に不限其郡之者に而も、召捕組方より組餘荷を以取立、藤内共に可相渡旨、奥郡十村仲間相談之上相極、安永年中組々に觸付。

附、所口町奉行僉議方致落着候上、賊等裁許十村に引渡候上は、入用方組餘荷を以可相辨旨、十村仲間共相談之上組々に廻狀。

閏三月十五日。前田治脩、重教の女頴姬を子養せんとするを以てその手續を議す。

〔袖裏雜記〕

頴姬樣御儀、加賀守樣御養女被遊度旨、去々年秋横山河内守を以中將樣に被仰上置候處、御聞屆、加賀守樣思召に可被任旨、從中將樣河内守迄以御親翰被仰出、則入御覽候處、誠以結構被仰出、願之通御聞屆難有被思召候旨等、河内守迄以御親翰被仰出、則中將樣入御覽候儀等委細留あり。且右に付御別紙も被成下候付、其御請に、右御養女之儀分而公邊へ御願被遊候哉。又は御緣組御一所に御願被思召候哉。寶永元年昌光院樣御養女二月十一日御願之通被

仰出、享保五年五月廿五日酒井攝津守樣江御緣組御願之通被仰出候与覺書に有之。其節之留帳ハ燒失候哉相知不申候。故備後守樣御嫡女寀姬樣御養女ハ、前廉御老中方へ御內談被遊、享保廿年九月二條左大將樣江御緣組、御養女御一所御願、十月七日御願之通被仰出、其段十月十五日年寄共初御前へ被召被仰聞、同日人持・頭分江も御弘申聞候。今般御願之通被仰出候趣以御書被仰出、御弘可有御座と奉存候。土佐守ハ前廉より之儀不奉存候間、先達而被成下候御親翰寫歟、又ハ御養女に被遊候趣相調候而成とも、被仰出之趣私より可申聞旨等、閏三月廿五日河內守御請あり。

但、右之通に而其後御親翰寫を以土佐守へ申聞候趣留あり。

閏三月廿九日。幕府、前田重敎が治脩の女頴姬を子養せんとの請を許す。

〔政隣記〕

閏三月二十九日、頴姬樣御儀加賀守樣御養女に被成度旨之御願書、昨二十八日御先手長谷川太郞兵衞殿を以、御用番板倉佐渡守殿江御指出被遊候處、翌二十九日夕佐渡守殿江聞番被召呼、可爲御勝手次第旨被仰渡。依而四月朔日御老中方御廻勤、若御年寄江は聞番、大奧江女使被上之。幷紀州樣江は物頭、其外御一門樣方江は聞番より奉札。昌光院樣・松平信濃守殿御內樣江は御用人より奉札を以爲御通知被仰遣。但昨日御願書被指出候爲御知者、御一門樣

方ゟ無之、備後守様・出雲守様ゟ御家老衆よりあなた御家老相招御申達有之。御内輪内分は御次より奉札。右に付從中將様、御老中方・大奥ゟも御勤有之。

一、右御弘於金澤は四月十五日、前々日之依御廻文、頭分以上登城之處、月次出仕相濟、重而柳之御間列居、御用番横山河内守殿右御様子御演述、當座之恐悦に而相濟候事。且右之趣組・支配之人々ゟも可申聞旨、御用番被仰渡候由、御横目中申談之事。

四月四日。前田治脩、重教の命により初めて鐵炮を學ぶ。

〔大梁公手記〕

四月四日

一、予鐵炮稽古、唯今より毎日夕七時より小兵衞呼出候而習練可致、尤早速玉放可致旨等、萬右衞門を以權左衞門等迄被仰出候由、權左衞門・八郎衞門言上。來月中玉放と被仰出置候得共、早速玉放いたし候様、兩人へ可相心得旨被仰出候由。何分奉畏候段及御請候。卽書付に而奉畏候段申上候様被仰出候由。依之書付指上候由等。此外段々被仰出有之候得共、委曲は予に爲聞申被仰出候由之事。依之今日より稽古相初可然旨、權左衞門等申に付、小兵衞今夕七時罷出候様取計可申旨申渡す。

小兵衞は中島氏

七時小兵衞出、居間緣に而初而素放五度いたし候事。

四月六日。後桃園天皇の御惱快癒したるを以て前田治脩金澤より使者を上る。

〔政隣記〕

一、主上御疱瘡御快全、閏三月八日御酒湯被爲召候に付、同十八日江戸營中惣出仕。右に付禁裏ゟ御太刀馬代銀三十枚御進獻被成候樣御書付到來。依而從金澤長田庄右衞門御先筒頭ゟ右御使者被仰渡、四月六日金澤發、十二日京着、十八日右御獻納相濟、十九日勅答、二十四日京發歸。御返答書者、京都より直々江戸表ゟ上之。

四月九日。前田治脩、重教の命により初めて舞を學ぶ。

〔大梁公手記〕

四月九日

一、羽衣之クセ舞稽古いたし、來月初比に式舞臺において舞候樣、與一郎・萬右衞門を以被仰出。取次權左衞門・八郎左衞門兩人出言上。奉畏候段及御請。

右に付只今より毎夕七半時頃より彌五郎出候樣、權左衞門へ申渡す。

式舞臺は數寄屋

彌五郎は寶生氏

〔大梁公手記〕

五月朔日於式舞臺

御　飛鳥川

ひむろ

玉の井

彌五郎　八しま

予　羽衣

采女　邯たん

久左衛門　熊谷

千三郎　西王母

以上

右御縁に而御見物也。初め御仕舞三番、常列之拜見所に而拜見、八しま之内に居間へ退き、相濟次第出舞候事。

追付御用之御間へ罷出候樣、萬右衛門を以被仰出。取次逸角。服紗袷・半上下に而罷出候處、御目見被仰付、當日御祝詞申上、御熨斗被下、久左衛門今日仕舞初而御覽被遊候旨等御意有之。

依御威光初而仕舞仕、先以難有仕合奉存段申上る。

四月十五日。前田治脩將に歸國せんとするを以て供奉の家老を命ず。

〔政隣記〕

四月十五日、御歸國御供御家老松平大貳・篠原織部に被仰渡、翌十六日御道中奉行被仰渡。

四月十七日。前田治脩、德川家治の紅葉山參詣に豫參す。

〔德川實紀〕

四月十七日、紅葉山に參らせ給ふ。松平右京大夫輝高・板倉佐渡守勝清、及び水野壹岐守忠見・酒井石見守忠休等豫參して、本多中務大夫忠肅・內藤山城守學文等五位五十三人南簷に侍り、松平加賀守治脩・松平越前守重富 中略 豫參に加る。

〔政隣記〕

四月十七日、紅葉山初而御豫參。

〔大梁公手記〕

四月十七日卯刻供揃に而、六つ三分比出宅、紅葉山へ豫參有之事。

裝束ひたゝれ烏帽子・中啓、尤先達而屆置候故足袋用之。ひたゝれ花立花。

右出懸、裝束之儘於常席治太夫呼、今日之御機嫌相伺、將又只今豫參罷出候段茂申上候事。

一、坂下御門橋詰に而下乘。此間承合候處、橋より三十間計此方に而下乘之由に候處、いかゞ有之哉、一統前々に准じ右之通に候事。此坂下御門へ入、尤片とびら明け有之候事。これへ入、直に左りの曲り御門有之。是は向うて左之方くゞりより入る。右は御堀也。此御門い內見付少し右之方に大番所有之。折廻しの緣付有之。右之方之緣より上る。尤これ迄松永友三郎等先立す。緣之上に而刀をとり、手に持ちて入る。壹間有之、是を通り見付に後ロに狹き一間有之、是へ豫參之面々溜り有之。何れもひたゝれくゝりの儘に而、後ロに刀を置列居也。手參り挨拶之上上座に直る。尤刀は後ロに置候事。くゝりの儘也。豫參之內供奉之面々は狩衣也。猶末に詳す。此處に而多葉粉に而も呑候事勝手次第也。紅葉山付坊主伊藤傳彌參り候事。手水所は後に有之、不自由からざる樣子なり。併此所に而手水に不行候故、とくとは不存候事。只今御手水相廻り候由、傳彌來り申す。何れも此番所より出候事。尤刀は最初取候緣之上に而帶し出候事。雨少々降、何れも傘爲指懸候事。此番所より二町程行左之方に、御門前に橋有之。御橋と稱候は此橋也。此橋際に而刀を取、小將共內へ相渡す。おぶとにはきかへ、手傘に而內へ入る。尤くゞりより入る也。外豫參之面々と一緒に前後なく參り候。右御門より見付に餘程之坂有之。右之方坂下迄、鐵炮五挺充立ならべ御かため有之。右坂上りはなし上に鳥居有之。通り、直に右之方へ折曲り、坂を上り、夫より直ぐに行て段々坂を上

り、勅額門之内折廻しに番所有り。是に而暫何れも寄合候而居候事。

一、最初御進獻之御太刀參候事。此節右番所より出、御白砂御水屋扣所之邊に、豫參之面々集り居候事。水戸一所に此時被參。切石敷出し之中程而くゝりをとき候事。夫迄は白砂通り也。是より壹人に而御唐戸之內を右之方着座也。水戸之跡より引續き、御手水たらひ・手拭懸何れも皆淺黃絹の袋に入、兩人に而持參。水戸豫參之面々之前を被通候時挨拶有之。中腰に而少し手を下げ挨拶いたし候事。夫より直に立居候也。此節少前、追付御成之御沙汰有之。高家兩人被參、夫より若年寄兩人水野壹岐守酒井岩見守被參、中腰に而互に會釋。右相濟、何れもおぶとぬぎはだしに相成候事。是はたしかに何時と申事も無之、大躰豫參之面々を見合候而宜候事。

暫有之、若年寄兩人唐門之內右左へ出向被申候事。御目付由村十郞左衞門、布衣・烏帽子に而唐門之下にかしこまり、御轅と申し相歸る。若年寄は承候迄也。暫有之、又一左右有之。此處はきこ不聞、相渡す。追付御成御輿勅額門にまわり候節、予初一統つくばひ、尤兩手つき候事。此處に音樂音取を吹出す。御簾前之方上り、御側衆と相見え候仁、御太刀取出し捧げ、兩膝右之上につき、中啓は前に置き候事。前通御之節は、烏帽子之先地につき候位之心き候節御出也。尤御成前より、勅額門へ御先立之面々御出向ひ也。御輿より御出之時頭を下

得也。御手水之邊に而御くゝり御おろし、御手水被爲召、夫より御拜之事。此御拜之間は、膝を上つくばひ候迄に而、手も上げ居候事。御拜相濟還御之節、最前之處に而御くゝり御上。予前通御之節最前之通り也。尤唐門より御出之節より、ひざつき頭をさげ居候事。予前通御之節上意有之。此節は烏帽子のさき地につけ候事。其外之面々は上意は無之候事。勅額門下に而、御先立之面々等へ上意有之。尤此間も膝つき居候也。夫より御輿に被召候節は、つくばひ居候而宜し。最前之通御太刀入れ、御簾おろし、御輿舁上候と一時音樂相やみ候事。外之面々見合而宜時分拜禮之事。尤夫前水戸直に退出也。會釋最前之通。是より何れも水屋へ參り、手水つかひ候。手拭は坊主伊藤傳彌持參り候に付、懷中より不出候事。水屋より本通り敷出し迄、御座を此時敷候。爰に而くゝりをとき引きおろし、次座へ會釋して拜禮候事。階下向うて左之方に別當出る。一寸つくばひ會釋。夫より階上り、唐戸之外緣之上に而拜之事。尤中啓持候事。拜候節前に置也。緣には御座敷有之候事。相濟階を下り、又別當へ最前之通り會釋。夫より直に退出いたし候事。最前引きおろし候邊に而、くゝり上候事。外之面々段々拜禮相濟、一緒に歸候事。勅額門下に而おぶこをはき候事。これは松永友三郎等持異れ候なり。御橋之御門內に而、何れも暇乞いたし立わかれ候事。御橋之外際に而刀帶し歸候事。最初水戸豫參有之而、御進獻之御太刀御宮階上御右之方御緣之上に恭く持扣ゆる。暫有之、

板倉佐渡守ひたゝれに而、くゝり之儘に而階下に趣向。此時御進獻之御太刀持階下へおり、御太刀折紙佐州へ渡す。此時別當階上右之方よりおり、佐州へ向ふ。佐州御太刀等皆相渡す。別當請取神前へ相備、又階を下り佐州へ何か申候樣子也。これは神前へ相備候旨達候事と察する也。佐州承之、直に歸候也。往來共予前を通り候得共、前後會釋無候事。

御裝束御烏帽子・御ひたゝれ紫。御先立松平肥後守。

今日豫參之面々

予

松平左京大夫

松平彈正大弼

松平左近將監

初而 松平相模守

松平中務大輔

松平下總守

榊原式部大輔

以上八人也

四月。石川・河北兩郡に疫疾流行す。

〔頭書日記〕

五月六日

一、石川・河北兩郡村々疫病人、御郡奉行前月兩度之しらべ、頃日書出候高四千百餘、病死人二千人餘之由。非人小屋にも八十餘人病死、宮腰も六・七百計死候旨。

四月。疫病の流行せる能登諸村に貸米を給す。

〔舊記等拔書〕

一、高澤氏在役中安永二年四月疫病村々に御貸米被仰付候事。

〔御用大綱拔書〕

一、安永二年春より、奥郡之内疫病相煩申に付、爲御療治御醫師被遣、其上相煩申者ゟ爲御救御貸米、一人ゟ三合宛日數三十日分、一人に付九升宛被下る。

五月朔日。御扶持人十村・十村等に質素を旨とし百姓をして心服せしむべきを諭す。

〔司農典〕

實否云々本のまゝ

其方共勤方之儀、前々申渡候通、古來質素之風俗に立歸り候儀尤之事に候。拙者共より作方を初精誠申渡候而も、其方共心得不宜候得者御收納全く行屆不申儀に候。此儀御噂之趣も有之候に付內密申渡、人々急度相心得、常々入精相勤、暮し方妻子等迄茂少々に而も奢侈之族無之樣可相心得候。不及申渡に候得共、裁許之者共、其身正敷に相勤候得ば自ら致心服、御收納大事に相勤候儀相違も無之候。實否隨分相考候得共、自然不宜候族有之候はゞ、組方支配不行屆、心外之趣に相成候。殊更當時は御郡方末々之儀迄も、綿密に被聞候御樣子に候條、何與歟勤功之筋を申上候節、相障り候而者其詮無之儀に候。是等之趣態々相辨、大切至極に相勤候儀肝要之事に候、以上。

五月朔日

馬淵順左衛門
井上九左衛門
多胡久五郎
松野源左衛門
久田忠左衛門
田伏吉太夫
北村八太夫

在大坂　加藤八郎右衛門
小　森　貞右衛門
諸郡御扶持人・十村中

五月九日。昨今兩日天德院に於いて前田綱紀の五十回忌法會を執行す。

〔頭書日記〕

五月八日

一、於天德院今明日松雲院樣五十回御忌御法事御執行有之、大概左之通。

御法事奉行　　主　水

一、大門固物頭、裏門御馬廻番所、近例之通無之。

一、惣出家數二百僧。各別之被仰出有之如此。

一、今日諷經、惣持寺・寶圓寺・瑞龍寺・如來寺。

五月九日

一、昨今御家中拜禮如前々。

一、今日諷經、玉泉寺・妙成寺（高野天德院代僧）・敎學院（勝興寺代僧）・妙福寺。

一、昨今於玉泉寺、如前々御施行有之。米百五十俵御施行。奉行杉浦仁右衛門（御持筒頭）・芝山十郎

大日附衆は御目附衆なるべし

左衛門 御先手、物頭 御歩横目等如前々罷出。

## 五月十八日。前田治脩家督相續を祝する爲閣老等を招待饗應す。

〔政隣記〕

五月二日。當十八日御老中御招請之節、御大書院御給事之分、今日御取持之御先手衆等御越御見分、暨御前御出御覽有之。且前月二十四日にも、御先手衆御越内御見分有之候事。

附、閏三月二日より稽古有之處、今二日切にて相濟。

〔政隣記〕

五月十八日、前記三月六日・閏三月十七日・今月二日記之通、今日御家督爲御祝儀、御老中方御招請に付、御大書院御客松平周防守殿、西御老中阿部豐後守殿、若御年寄加納遠江守殿、同西鳥居伊賀守殿、御奏者番本多伊勢守殿・内藤大和守殿、御留守居年寄高井土佐守殿、日光御奉行戸川山城守殿、浦賀御奉行松平藤十郎殿、九時前後より追々御出。（但、寺社御奉行衆・大御目付衆・御勘定奉行衆・大目付衆・御勘定奉行衆・町御奉行衆・御作事奉行衆・御普請奉行衆・長崎御奉行衆者御出無之。）此御間御取持長谷川太郎兵衛殿・徳山五兵衛殿・徳山甲斐守殿・戸田五郎殿也。御舞臺に而御能有之。御料理三汁十菜。但御平皿附、後段無之。御小書院御飾御見物。夫より御休息之間より御庭へ御出御見物。畢而御大書院へ御復座、御能御

見物之内御餅菓子等御饗應。且御一門様方等爲御取持御出、將又御老中より御家來八人、組頭以上に御盃被下候儀等御前例之通に而、八つ五歩頭御退出。御跡祝御能等も御都合能相濟。今日御首尾能相濟、何も申談宜故こ御大慶被思召候旨御意。右之外御作法都而御先格之通。

〔大梁公手記〕

五月十八日

一、老中招請始終之次第は作法書に委し。故に爰に洩す。作法書は別に有之。

一、老中・若年寄・奏者番等夫々階級之會釋、外より見候而もわかり候様致候事。老中ははきこ手をつき、頭は疊より一尺餘、若年寄は夫より餘程高くいたし候事。夫より已下奏者番は少し輕く、これより已下は又高く同様にいたし候事。

一、引菓は最初老中は膳に向ひ左之方に置候而、ふた受取候而遣す。目禮最前之通也。次之老中より下へ行なりに膳に向ひ、右之方に置候而遣之候事。若年寄は片手かろくそへ候心持、老中は片手とくと添候而遣候也。奏者番は又若年寄よりかろく、其已下は片手迄に而遣候也。末座引仕廻候時、表小將出請取之、予は只入候也。此内翁也。殊外目出度物也。

一、盃事は老中兩人へ同様に土器木地三方・同肴三方出有之、御先手衆爲知之上上座に對座挨拶有之。先御初めといふ。尤老中初め也。盃いたゞき候は餘程うつむき顔也。肴はとつて遣

候時は、左之手を右之手首に添遣し、右肴箸持ながら頭を下げ候事。前之挨拶等之節之通り也。次之老中同然肴はさまれ、いたゞき、夫より直に若年寄等末座迄、此盃通り候也。若年寄へは予より初め候に付、必慮外といふ也。下捨土器は、上座より末座迄盃と兩方に持、次へ〳〵と行。尤右は下捨、左は土器也。嘉儀も予について段々下へさがり候事。此盃事も、老中と若年寄の差別能く外より見え候樣いたし候事。奏者番等皆准之。此處は筆に難書取。推察して知るべし。下捨土器は、中程に而宜時分坊主組頭共取替候也。肴者下捨之內へ一度に入候事。若年寄へ予より遣す肴は、勝手より表小將持出る。三尺計立向ひ、受取遣候事。次取之、若年寄之肴末座迄通り候事。末座に而肴彼方より越し、土器加無之。土器取持之下捨は其儘指置、次座之老中へ向ひ、尤嘉儀茂予に先立而行。爰に而一獻加候而、阿部へ遣す。尤肴も不遣、其儘に而勝手へ入る。

一、家來へ盃相濟、此挨拶御先手之案內次第出、老中兩人之間に上座之方へ向き、少筋違に向き兩手つき、前之通頭を下げ、家來之者へ御盃忝と云ひ、直に勝手へ入候事。此間は大書院溜りへ扣候也。大書院溜は奏者番已下之客衆之休息所也。併此節は大書院に列座也。此外荒增之處略之。

一、八半時前頃庭見物有之事。其庭賞美之由。周防は此前一度覺有之、阿部は初而之由也。

戻之節は甚名殘多き樣子也。
高山亭に而提重出る。尤賞翫有之。國許製之菓子甚宜候間、到來之節所望之旨兩人被申由。且去年周防類燒後、殊外間も不手づかひ也。然處休息之間之間取格恰甚宜候。何卒繪圖を所望いたし度旨願阿彌迄被申候由、太郎左衛門へ願阿彌申候由候事。
同所餝之内床懸物几庵筆一行物、何卒唯今之内暫借用致度旨之事。
一、相模守今日無餘儀隙入に付、座へは罷出がたく候。然上申は如何ながら何卒庭一覽有之度由也。
右に付左兵衛督茂庭見物所望也。老中被出候上一遍爲見候事。甚喜悦厚く禮謝也。
一、不殘相濟暇乞也。尤御先手衆之内依案内出座也。老中・若年寄最初着座之通上段を後にす。予出兩人之間〃に對座之時、彼方より今日之挨拶有之。今日は御快御祝被下忝存候。暑も強候處、嘸御退屈と挨拶、尤右挨拶若年寄へ渡す。奏者番は是又最前之通緣頬に列座也。右挨拶畢而、直に先立。若此處に而餝見物あらば先立暫猶豫すべし。鏡板最前之處に着座、老中兩人對座、目禮前同斷。若年寄兩人對而目禮。尤老中目禮とは甚輕くする也。夫より若年寄敷付を二・三足離れ候を見請、階を上る處、大書院之方より奏者番等退出、使者之間緣頬に而出合、中座に而今日は暑も強候處、御大儀に存候、重而と一統へ一所に及挨拶、勝手へ

入る。
一、勝手取持之面々相模・左近は不出。其餘不殘御先手迄列座。予出上座に向ひ、今日は御老中招請無滯相濟致大慶候。御酒一つ御祝といふ。直に能初む。勝手へ入候時御先手衆へも、今日は首尾能と迄及挨拶入候事。
大書院附書院之後緣頰より、鶴龜暫見物之事。
右相濟暇乞有之。直に出、今日は御取持忝存候。暑も强候處、嘸御草臥、重而と挨拶。直に先立、左兵衞督一人玄關杉戶之外緣之外迄送り、使者之間緣頰へ戾りとまる。其餘之面々一人宛被參、右緣頰折廻り廣間を後に着座、一人宛目禮。畢而勝手座敷後に而、坊主組頭・同坊主共一統逢候事。今日招請無滯相濟大慶、何れも取持と及挨拶。大書院溜之外御先手衆列座。今日は彼是御取持、御世話にて招請茂無滯相濟、致大慶候。今日は暑も强候處、嘸御草臥と及挨拶。仙石監物等一通り取持之挨拶、盛立所屛風圍の內也。夫より勝手座敷上之間御同朋頭等同斷。譯而順阿彌へ取持之趣及挨拶。坊主共席之前に金春大夫・寶生大夫・同新丞等一統並居。大夫共之側へ立寄、一寸其方之ひざをつき、片手之先をつき、今日は暑も强候處、何れ茂大儀と及挨拶。小書院溜伊豆守・西鄕筑前守等暇乞及挨拶。夫より居間へ入る。
右に而招請之一件不殘首尾能相濟。

五月廿一日。前田治脩家督相續祝儀の爲重教等を招待す。

〔政隣記〕

五月二十一日、御家督爲御祝儀御表江中將樣・御前樣御招請、御料理被上之。堺町より芝居役者被召寄、御慰物被仰付被入御覽。御家中一統幷與力且無息之人々迄見物被仰付。右御樣子御先例之通。

六月四日。前田治脩、重教の歸國に同意す。

〔袖裏雜記〕

中將樣御湯治御內意之趣、六月四日に加賀守樣へ委曲達御內聽候處、御承知之旨等御裏書被成下。

六月四日。前田重教本鄕邸に柳川侯立花左近將監と蹴鞠を行ふ。

〔頭書日記〕

六月十六日

一、當月四日立花左近將監殿中將樣之方へ御出、御鞠有之。中將樣御引棊被遊。加賀守樣には御對顏之由。御供人詰切故御料理被下候由申來。

五月は六月の誤なり

六月十二日。前田治脩、徳川家重の十三回忌法會に增上寺に豫參す。

〔徳川實紀〕

六月八日惇信院殿十三年周忌御法會三緣山にて行はれ、佛經千部を讀しむ。九日御法會の中日なれば、大僧正靈應に菓子つかはさる。又三家使して菓子奉られ、松平加賀守治脩も同じく奉る。

十二日惇信院殿靈廟に御詣あり。

十三日御法會はてしをもて云々。諸家より山へ香奠納る員數は例に同じ。

〔政隣記〕

五月十二日、當八日より今日迄於增上寺惇信院樣御法事。

右に付十三日、御香奠黃金一枚增上寺ゟ以御使者御獻納、公方樣ゟ御檜重一組、大納言樣ゟ胡麻餠一箱御獻上。大奥ゟは去八日女使を以御機嫌御伺。

一、今日增上寺ゟ御成、此方樣にも御豫參。昨十一日夜四時御出、池德院迄被爲入被成御座、御豫參後直々廣德寺ゟ御參詣。是護國院樣御正當月に付て也。

一、右に付池德院ゟ被下物有之。

〔大梁公手記〕

## 六月十二日

池德院式墓階下に縁取敷、其上に輿正面に直之、簾は權左衞門卷候。刀は嘉膳すゝみ出、後之方へ筋違に柄を上へなして立て懸る。畢而退き候と、側へ寄り後向になし、後乗りに乗り候。末廣はむねへさし、左右之くり形につながり、前之縁板之ふちをふまへ、左之足より跡ずさりに乗り、尤直に安座也。隨分頭と腰をかゞめ、冠之纓之簾に不障樣に乘候事第一肝要也。此處は頭持よりは腰つがひに有之候事。乘畢而簾權左衞門おろす。夫より靈屋裏門に而下輿、御靈屋へ參り候事。外之面々は、昨夕大目付より觸候如く、最初本堂へ一先相揃、夫より御靈屋假廊下に相揃候、予痢合惡敷旨申立、直に假廊下へ參り候事。これは松永友三郎被是世話やき候事。

一、勅額門に而蘭之草履石壇之上に而ぬぎ、夫よりは假廊下御唐門内階下迄敷つめ有之、假廊下中程に越前守初何れも列座也。何れもへ挨拶、上座に座つき居候事。追付坊主共御手水だらひ・水次等淺黃之袋に入、唐門之内へ勅額門之方より持參り入る。暫有之、勅額門之方より井伊掃部頭被參。是は御先立ゆゑ、勅額門之内より右之方閾之際に扣被居。依之予參り一通り挨拶之上、今日之首尾承合。其趣は、着座之節上り口は何れ、將又御跡したひ參り候時之樣子、并還御之節退き候樣子。此三ケ條相尋候處、通御過而御跡御小納戸中・奥御屋

從衆等之いつち跡より引續き參り、水戸殿は唐門之内に御出向ひ申、階御上り被成候節は、階下に扣被申候間、其後につき居申、御着座之上水戸階上へ上り候間、夫を相圖に予も正面之階を上り、御渡縁之横より井伊氏御先立相濟着座之間、これを相圖に着座有之可然候。退出之節には、御聽聞相濟御拜之内退き可申候。若宜き折も候はゞ鳥渡爲知可申旨也。予申は、一通り承知いたし候得共、何卒其席へ直に御越御申聞候樣致度候。併最早御成に御間も無之候はゞ相成申間敷候。不苦候はゞ只今之内御同道申度旨申候處、成程今暫御間も可有之哉と被申内、御法事奉行田沼氏被參、勅額門之内御門之内より左之方に敷出し有之、これへ着座也。幸田沼へ承合可申旨に而側へ行、加賀守豫參初而に而、其上列座初而故、拙者へ聞合候に付、只今之通一通り被申渡、如此及示談候旨申す。隨分其通りに而宜候。水戸階上へ被上候を相圖に、其跡より上り可然候。夫とも若難知候はゞ、拙者田沼自分之事階上より鳥渡可及會釋間、夫を相圖に階上へ上り着座可然候。御成今暫御間可有之候間、只今之内鳥渡席を見請可然候段田沼被申、井伊氏其段拙者予へ被申聞。依之同道いたし、直に樣子相尋、唐門之外に而厚く先及一禮、井伊は勅額門へ御先立に向ひ、予は白砂之處に奉出向候事。此間暫有之、老中段々被參、田沼着座之處へ着座。尤衣冠也。井伊氏も衣冠也。御目付は一人、本目隼人也。布衣也。暫有之御成也。御輿勅額門に直り候。音樂初之、通御之内は頭をさげ、尤膝つ

き、末廣は前に置く。頭は末廣之上につき候位也。通御之程を考、頭を上見合、供奉之面々之跡より參る。尤唐門より二間目に口明き有之、敷出し有。此處より行也。唐門之階を上り候与、水戶席に扣る。予茂席に扣る。御供物相濟、御着座之御見通しに付、水戶初一統平伏。御着座之上水戶階上へ上ると、御小納戶等面々直に被上、予其跡より上る。尤階へ向ひ右之方へよりて上り、それより膝つき中座して上り、直に掃部上に列座也。御簾はおり居候事。水戶は御目通り故始終手をつき居候事。何れも着座相濟候と、御側衆と相見え四人赤き袍・衣冠に而出、御正面へ向き一時に平伏。夫より御簾卷上る。此時水戶平伏、階上兩人之老中・溜詰且次之老中も手をつく。予も夫に習ひ候事。最初は何れも手を上げ居候に付、予も夫に順じ手を上げ居候、併手の指のさきを疊につき居候事。予等之方よりは御尊容は相見え不申候事。右四人御簾上げ平伏、畢而退く。勤め之次第色々有之。畧之。相濟候而、方丈見付之疊に着座、御時服被下候事。右御時服衣冠之人々持參也。相濟引候節、最初之四人出御簾をおろす。此時水戶平伏、老中手を付く。最初御簾上候節之通也。繁重故爰に洩す。此時御手水被遊候御樣子也。御時服引き切中と一時、水戶座を立替下へ被退候を見請、予立、御渡縁最前之處に而中座して階下へ下り、水戶は最前之處に扣被居、予は直に唐門之外へ出、白砂最前御出向ひ之場所につくばひ居候事。此間御靈前御拜畢而階下へ御下り、御廟へ御拜。此

間暫有之。相濟直に還御、唐門階を御下りを奉見請平伏す。前を通御之節少々伺ひ候貌也。天氣茂宜敷無滯相濟候段上意有之、平伏也。夫より勅額門へ被爲入、御輿に被爲召候而御簾下り、御輿上り候与頭を上候事。勅額門御下り五・六間計も被爲入候と、音樂相止候事。凡そ樂は御成より還御迄始終有之候事。

右相濟、何れも一緒に退き候事。勅額門へはいまだ頭共・間番等不參に付、友三郎閣草履上之、最前之處道へ參る處、無程孫兵衛等參り供奉いたす也。予と越前守は、桂昌院樣御靈屋前廣み木蔭に暫くたゝずみ、大納言樣御名代相濟候を待合す。其餘之面々は本堂之方へ被參候樣子也。此間餘程相待候也。太郎左衞門來り、大方そろ〳〵參り可宜旨申に付、惇信院樣御靈屋横最前通り二枚開閉有之、此際に扣候内に友三郎居候事。追付開之參り候處、池德院來り先立す。假廊下へ懸り候處、只今水戸拜禮之由也、夫前に烏渡拜禮いたし可然旨池德院申に付、御三家之前はいかゞと申處、少しも不苦候、猶更御別當へ可相尋旨申、階上に扣へ別當へ申處、不苦旨也。依之拜禮す。手水鉢に而手洗候事は無之候事。拜席は禮盤傍有之、其先際也。相濟可退といたす處へ、水戸被參に付、最前聽聞列座之假廊へ後之墻より上る也。是に而暫見合候事。これ池德院計らひ也。水戸相濟、引續老中拜禮也。此内池德院誘引に而御聽聞處一覽之事。老中退出後直に戾り候事。勅額門餘程こみ合、最前之道筋に而裏門より

五月とするもの前文と異なり

歸る。尤興也。刀平次右衛門入る。簏孫兵衛相勤む。此乗候時も外之駕籠入込、暫之内甚こみ合候事。

六月廿七日。金澤城二ノ丸御殿修營の工事に着手す。

〔政隣記〕

六月二十七日、二之御丸御玄關・虎之御間御造營木造り始る。

〔頭書日記〕

五月廿七日

一、御大式臺・虎之間等御造營に付、今日木作初御規式有之。祭主御扶持方大工松田與助長袴にて勤之。御普請懸之御役人、并御城代初定番頭以下一人充、御先例之通罷出。御祝之赤飯・御吸物・御酒被下候。町人等は於御作事所、前々之通被下候。

六月。諸色高直なるを以て江戸詰人に金子を與ふ。

〔頭書日記〕

去春江戸火災、去秋大風に付、諸色高直に相成、當御在府詰人勝手難澁之躰に付、明和六年以來去年十二月迄江戸參着之人々、御歩並以上一人扶持に付金一兩充被下候。且又當御歸國御供人之分、御歩並以上右被下金之外一人扶持金一兩充、足輕以下一人に銀八十目御貸渡被成候事。

右之通被得其意、組支配之人々にも可被申渡事。

六　月　七月九日江戸より申來。

七月三日。前田重教の生母實成院の十七回忌法會を金澤實成寺に執行す。

〔政隣記〕

七月三日、實成院樣御十七回忌八月三日御相當之處、御取越、今日於實成寺御法事御執行。

七月六日。百姓の租米を藏納する際奸手段を講ずるを禁ず。

〔司農典〕

去御收納御印切手米のこと

御收納米之儀、百姓手廻を以御印切手等爲指向、御藏納致候族有之躰相聞候。此儀不相成儀者前々申渡候通に候條、心得違無之樣可申渡候。且亦山方稼所之儀者格別之儀に候。御締方寛み不申樣嚴重相心得可申、去年申渡置候處、去御收納御印切手爲指向、致御藏納候族有之由粗相聞候條、猶更心得違無之樣嚴重可申渡者也。

巳七月六日　改作奉行

諸郡御扶持人・十村・新田裁許・山廻り

七月十一日。淺野川の水暴溢す。

〔頭書日記〕

七月十一日

一、今日夕方より雨、夜中雨風強、屋川・淺野川滿水。殊淺野川洪水にて、堀川邊より小橋邊町屋・侍中屋敷へも川緣之家々は水付候。小橋は彥三町之方半分流落候。同夜九時過より段々水引候。町奉行・御普請奉行・御横目等も出候事。

七月廿五日。前田治脩就封の暇を受く。

〔政隣記〕

七月二十五日、上使御老中松平周防守殿を以、御國許ゟ之御暇被蒙仰、御例之通御拜領。西御丸よりも、阿部豐後守殿を以御例之通御拜領。

七月廿五日。前田重教、肥後侯細川越中守を招請して蹴鞠を行ふ。

〔政隣記〕

七月二十五日、細川越中守殿中將樣ゟ御越御蹴鞠有之。

〔大梁公御年表〕

一、六月廿五日細川越中守殿中將樣ゟ御招請、蹴鞠御興行。

六月とするもの前文と異なり

七月廿八日。前田治脩柳營に上りて就封の辭見す。

〔政隣記〕

七月二十八日、御登城御禮被仰上、御懇之上意、御鷹・御馬御拜領。松平大貳・篠原織部御目見等、都而御例之通。

〔德川實紀〕

七月二十八日、月次例のごとし、松平加賀守重教はじめ、就封四人。

重教は治脩の誤なり

八月朔日。前田治脩江戸を發し金澤に向ふ。

〔政隣記〕

八月朔日、當公御發駕、姫川滿水に付九日晝頃迄糸魚川に御逗留、同日夜に縣境に御着。

〔大梁公手記〕

一、八月朔日寅之中刻目覺之事。髮相濟、半上下着用、於居間膳祝候事。相濟、勝手座敷見立之面々へ對面、當日祝詞一通り申聞、彌今日出立天氣も宜等と及挨拶、先休息と申入候事。直に小書院着座、主税呼、今日彌發足、天氣も宜一段。扨又留守中隨分萬端無油斷相心得可申候。中將樣御用方不指支候樣可相心得候。萬一御滯被遊候樣成事も候はゞ、別而心を盡可申旨申聞。

御使者は前田重教のなり

去年月番老中へ達置候一通等附札物相渡、留守中此趣に相心得可申候。八矢參着候はゞ、尤爲見送可申旨申渡す。

右相濟、一先居間へ入。

一、爲當日祝詞御使者平兵衛被成下。取次逸角也。

一、今日發足に付、御使者六郎太夫被附置候旨逸角言上。

一、於常席萬右衛門呼、當日御祝詞申上、且又今日之御機嫌相伺處、倍御機嫌好被爲入候段申す。私儀今日彌致發足候。此段茂宜申上候。引續平兵衛呼及御請引、續萬右衛門呼御禮。畢而御廣式へ參上、當日御祝詞申上。將又彌今日致發足候段も申上る。取次忠左衛門。夫より居間へ入、裝束淺黄花色定紋帷子・花色定紋長袴。今日登城に候へば白帷子也。登城無之時は、やはり常之帷子宜由也。依之右之通也。

一、五時頃追付居間へ罷出候樣被出。取次通也。即罷出候處、御居間御着座、御半上下被召、當日御祝詞等如例申上る。今日出立目出度旨等御意有之。御のし裹小將持出上之。夫より予頂戴、懷中は不致候事。右引之、御吸物先予少刀之儘に而頂戴。塗御盃先御酌一ヘル、御重肴出る。二獻目御銚子出、御加有之。都合三獻也。段々引之。御奥へも可被召連候、暫御間可有之候間居間へ退候樣御意。難有仕合奉存候旨當座御禮申上退去候事。無程罷出候樣被仰

御臺所様とあるは御前様なるべし

出、罷出處、御長袴被召、御奥へ御供之事。尤予長袴に候事。御前様御装束御腰巻之事。是皆八朔に依而也。御上段御着座。予も上り候様御意有之、上り候事。當日御祝詞申上る。今日出立候之御意有之。御いしおりゑ持參、御臺所様上之。夫より予頂戴、懷中には不致候事。重而尾上御のし三方持出、予前にすゑる。頂戴す。卽のし・まめ・くるみ也。尾上如嘉例つゝみくれ候事。難有仕合奉存候。來年目出度持參可奉返上旨申上、頂戴候事。御下段年寄女中・御中﨟共列居、當日御祝詞且予出立之祝詞申上る。予も禮を受る。目出度と云ひ、其上に何れも隨分無事、追付來秋目出度といふ也。何れも相引候上、御前様へ御暇乞申上候様御意有之。此處に而乍恐隨分御機嫌好可被遊御座候。追付來秋罷出、御機嫌之御様躰可奉拜旨申上る。夫より御次之者共御通懸御目見、予も禮を受る。目出度と云ひ、皆無事來秋目出度といふ也。御前様御見送之處に而御禮申上、御供申御居間へ出る。御鈴御杉戸之内へおりゑ等何れも出る。何れも無事來秋目出度と云ひ、出る也。御居間に而、御六ヶ敷も可被爲在候處、御目見被仰付難有仕合奉存候旨申上、居間へ退去之事。

一、追付裝束着用、於常席萬右衛門呼、只今者於御居間御吸物・御酒頂戴被仰付、段々御懇之御儀難有仕合奉存候。只今出立仕候、此段宜。

一、五半時過、追付御居間へ罷出候樣、萬右衛門を以被仰出、罷出候處、御居間御着座、御

敷居之内へ入候樣御意。卽入候處、のし表小將釆女持出る。御のし・まめ・くるみ也。最初より予側に御鼻紙有之、是に包候樣御意。卽つゝみ頂戴、目出度來秋罷出可奉返上申上る。此處に而御意之趣。御意に不及候得共、歸國之上國政無油斷相心得候樣尊命也。奉畏候段及御請、隨分無事に可罷在旨御意。難有仕合奉存候。乍恐隨分御機嫌好可被遊御座候。追付來秋罷出、御機嫌之御樣躰可奉拜旨申上る。顯姬へも御機嫌好被爲入候段可申聞旨御意。奉畏候段及御請。夫より退去。此時御居間御緣側迄御送り被遊候。御敷居之外に而平伏。其内に被爲入候之事。夫より退候事。

一、常座へ六郎太夫呼。御口上と申す。

今日は出立之處、天氣も宜目出度被爲思召候。依之御使者被附置候由也。

直答、

今日出立仕候に付御使者被附置、難有仕合奉存候。此段御序に宜。

引續御前樣御使者村田八郎兵衞呼、御口上承之。趣は同樣之事。御請是又右同斷。

夫より一先居間へ入候事。のし・まめ・くるみ與小將上之、祝候而夫より目出度發駕之事。先立權左衞門。新廊下之邊與一郎初御近習頭列居す。無事にと申聞る。夫より主税先立候事。

小書院溜緣頰には御附使者居候事。鳥渡かろく會釋之意也。料理之間緣頰には雲州・備州附

使者、組頭披露、かろく會釋。夫より御城坊主共溜候前に賓生大夫初出入之役者共列居。組頭披露。此時賓生大夫側へ寄、一寸片膝つき、無事に明年と及挨拶。夫より廣間緣頰へ出、使者之間緣頰に一門中附使者列居。此度は布部信濃迄也。頭分披露、立寄つくばひ、宜敷といふ也。夫より敷臺へ出、小將共列居之前に見立之旗本衆列居也。立寄、何れも御無事來年目出度と及挨拶。尤片膝つき候事。階を下り候時左之方に、尤階上也、後藤本阿彌等列居。行なりに見事。刀は廣間緣頰折廻しの邊に而帯し候事。敷附には德山五兵衛・同甲斐守等初出入之面々、右之方に列居也。其方へ向き兩膝つき、輕く手をつき、どなたにも隨分御無事に目出度、來年得貴意可申旨及挨拶。直にわらんじはき、笠着用、馬に乘候時、白洲左之方に岡田忠左衛門等列居。一寸此方を向、中腰より高く、無事にと云ひ馬に乘候事。

本年三月の條參照

一、出立刻限は五つ六歩に候事。

# 八月四日。先に令したる濁酒釀造の禁を解く。

〔岡部舊記〕

御郡方濁酒造申儀、爲指止候樣に先達而申渡置候得共、一向に指止候而は却而費に成申儀茂有之樣に及承候間、面々組下村方之ため宜樣相計ひ可申渡候。尤過分作り候而は、其所之費に相成可申候條、遂詮議夫々可申渡候、以上。

安永二年八月四日

高澤平次右衞門

能州四郡十村中

槻尾左膳

八月十三日。前田治脩金澤城に着す。

〔政隣記〕

八月十三日、昨夜今石動御泊、今晝八時前御着城。御作法前々之通。御歸國御禮之御使人持組多賀織人、年寄中席に而夫々之通卷物二・御羽織一つ被下之。御用番本多安房守殿演達、披露御大小將脇田伊織、暨御目見被仰付、直に發出。十月三日歸。

〔大梁公手記〕

八月十三日

一、例之通河北門の外坂の左に諸役人列居、尤言葉無之。河北門入與力番所の前に横目共出る。出たかといふ。夫より三之丸けいこ所前に射手・異風兩裁許の者共、これへも出たかといふ。夫より人持・組頭等列居。二ノ切程に出たかといふ。尤定りなし。見計らひ次第也。橋爪の橋際に而馬を留める。年寄共側へ寄り、長途無障着城を賀す。何れも久しうて無障、今日は天氣も宜、無滯着城大慶之旨申す。夫より馬をすゝむ。雁木坂上りはなし、右の方に定番頭

幷御附使者列居。出たかといふ。玄關に而馬をとめおり立、鏡板右之方に城代先安房守也。片膝つき、城中替儀も無之哉之旨相尋、靜謐之旨請有之。夫より左之方へむき、家老共へ無事でといふ。夫より若年寄先立、居間書院より權左衛門先立、桐之間に御近習頭幷守拙出る。無事でといふ。

一、着城九つ半時也。

居間着座之上、奥小將のし上之、祝之事。無程居間書院着座。年寄共前へ呼、何れも久うて。いまだ殘暑退兼候。無障被達珍重存候。長途無滯着城令大慶候。於江戸御揃無御障被成御座致安心候。將又留主中領國中靜に而、且又致安心候旨等申聞。畢而退去候事。

右相濟、引續助右衛門・三左衛門出る。久うて、長途無滯着城大慶、兩人共無事一段之事に候。土佐守殘暑に障も無之哉相尋、請有之、畢而退去之事。家老共呼、久うて、今日長途無滯着城令大慶候。各無事一段之旨申す。

相濟、一先居間へ入る。夫より旅裝束之儘奥へ行頴姬へ對面之事。智仙院も上る。御前より御意之趣頴姬へ申聞る。智仙院目見申付る。畢而表へ出、裝束麻𥾱上下着用。居間書院着座。

多賀織八

右安房守誘引、敷居之外平伏。名相稱、御使相勤候に付御目見被仰付、難有仕合に存候旨言上。遠路大儀と申す。取合畢而退去。

右相濟居間へ入候事。

一、追付上下の儘奥へ行。夫前雜煮・吸物鈴より奥へ廻す。那百助相見に而廻す由也。奥へ行着座之上、顯姬へのし出る。尤予も祝候事。別々にのし出す。自今は一つにいたし候樣申渡す。夫より雜煮出る。配膳桑野、ゑい配膳戸川給仕。中﨟共盃事有之。酌豐田。相濟而年寄女中等目見申付候事。相濟表へ出る。

一、居間着座祝膳たべ候事。今日着城之趣江府へ中飛脚出る。今日着城之趣紙面可指上處、彼是取込に付跡より追懸飛脚申付る趣に付、今日は紙面不調。

〔袖裏雜記〕

八月十三日御着城。明日より御居間書院、四時より八時迄之内以前之通御用可致聞召旨、以權左衞門被仰出。

八月十四日。前田治脩寶圓寺及び天德院に詣づ。

〔政隣記〕

八月十四日、寶圓寺・天德院江御參詣。

八月十七日。町人にして宮家・門跡・公家等の銀子を諸士に仲介貸附するもの、事情を調査せしむ。

〔政隣記〕

八月十七日左之通以御覺書御用番被仰渡候由、如例定番頭より廻狀有之。

靑蓮院宮樣・妙法院宮樣・圓滿院宮樣御門跡・高臺寺等祠堂銀、九條樣御用銀等、町人共致口入候樣子、利足幷禮米・造用銀、且又最初は町人之銀子を貸置、中程より右宮樣之銀子に振替候儀も有之躰、其外庵寺方祠堂銀、幷座頭共官銀利足等之儀、且又他國之祠堂等、向後當地町人致取持間敷旨、寶曆元年九月町方等ゟ急度申渡候處、前段に相調候祠堂銀等致取持、剩高利に貸付候儀は如何之譯に候哉。右之趣一々委細に相尋可書出旨、七月二十七日町奉行ゟ申渡候間、御家中借用之人々よりも無相違樣具に書出可申事。

右之趣被得其意、組・支配有之面々ゟ不相洩樣可申談候事。

八　月

八月。幕府の評定所より村方所持の裁許裏書繪圖等を徵したる趣旨を告ぐ。

〔國事雜抄〕

前々評定所幷於奉行所に裁許有之、御領・私領・寺社領等之村方致所持候裁許裏書繪圖・裁許書・下裁許證文、御料は御代官、私領者領主・地頭に而、其村方より寫を爲指出、本紙相添、當巳年中に取集、江戸着次第寺社奉行月番ゟ致通達、差圖可被得候。右裁許證文、古來は爲取替證文与認有之候間、是又同樣取集可被指出候。

右之通可被相觸候。

六　月

別紙之趣御坊主衆鹽野閑久へ申談、內々其筋承合候之處、當五日被罷越、右之趣寺社御奉行衆ゟ承合候處、別紙御書付有之、御領・私領・寺社領等之村方に所持仕候裁許裏書等之儀者、前々より評定所御藏に相納り有之候處、去春之火災之節右御土藏燒失に付、此度一統被仰渡、御取立如元々相納り申趣御座候由、右同人被申聞候。御當家御用初之節御取立之由に御座候事。

去春は安永元年二月二十九日

八　月

九月六日。前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹を行ふ。

〔大梁公手記〕

九月六日大豆田口へ爲放鷹出候事。

一、馬は野分也。道筋は松坂より金谷門、衞門橋之方大豆田口。戻りも同斷。野間甚荒、風甚つよし。笠もやつと着する位也。武右衞門・源左衞門大鷹に而雉一つ合羽す。尤目通りに而は無之。

一、休所藤江村肝煎作兵衞。爰に而稍暫休息、風雨の晴候を見合す。爲持候菓子織部へ遣す也。權左衞門・八郎左衞門へも遣す。

一、大豆田出口に而往還より右之方にとき五・六羽居申、松原杢右衞門に弓申付候處、鳥へ矢とゞかず。其後同右之方に鶉驚、石丸初太夫に申付候處是又同斷。

九月十二日。前田治脩、津田猪之助所持の鐵炮を覽る。

〔大梁公手記〕

九月十二日津田猪之助所持之筒、小兵衞借用之趣に而持參持出候。甚だ見事成筒共に候。五ちよう有之候由。しかし猪之助いまだ幼稚に而、東西もわきまへ不申儀に候へば、尤後見人も居申事には候得共、如何敷樣に存申候間、先御覽迄に而、御取上之儀は御延引に候与遂僉議候旨言上。

津田猪之助所持之筒五ちよう、八郎左衞門持參一覽之處、何れも宜き筒也。其内二ちよう流

儀に相叶宜、其内一ちよう惣躰少しも申分無之すぐれて見事、象眼も無之。火皿之側に國壽と有之、銀象眼也。これは小兵衛に承處、國友善兵衛と申而、江州かぢに而、微妙公御代當地へも參り候者之由。鐵炮はり候事名人に而候由。今一挺は大長筒也。金象眼に而語有之、か樣成長き筒は甚珍敷物之由、小兵衛申由候事。何樣子もつひに不見筒也。象眼無之、つゝは三匁五分と見ゆ。大長筒は少し玉目增候樣に覺ゆ。其餘之三挺、何れも金象眼わり物或は語有之。其內修羅筒と相見え候、甲州川中嶋淺井住人櫻井玄蕃判、如此金象眼に而入有之。是茂珍敷筒也。何れも一覽之上相歸申候事。

九月十三日。嫁娶の際石を投ずるものあるを以て嚴に禁制を勵行せしむ。

〔御觸幷御返書留〕

御家中之人々幷町方之者致嫁娶候節、石を打申儀堅く不仕樣、前々より相觸候へども猥に相成候。侍屋敷園之内よりも石打申躰も有之樣子候旨、佐藤勘兵衛紙面之通り申聞候間、自今右之族有之候はゞ、夫々承屆申聞候樣に申渡候。仍之右紙面寫相達候條被得其意、右躰之儀無之樣嚴重に組・支配面々に可被申渡候。組等之內裁許有之人々は、其支配へも相達候樣可被申渡、尤同役中傳達可有之候事。

右之趣可被得其意候、以上。

九月十三日　　　　　　　　　　　　　　　　　　横　河内守

御家中面々婚禮等相整候節石打候儀御停止候所、近年猥ヶ間敷御座候に付、改而度々被申渡、夫々手合役人共へ嚴重に申渡置候。然處頃日所々婚禮之節、所々より別而烈敷石打、往來候者も甚危く樣子に相聞候。仍之役人共手前具に相尋候所、此間之樣子は往來之者等石打に申躰には不被存、近邊侍屋敷圍之內より打出し申樣子、尤夜中之儀ゆゑ慥成儀は見屆不申由申聞候。其上連夜右之爲躰に而、人々殊之外難儀候躰相聞候。右之通怪我人等致出來候而は如何敷、品により申分も可致出來儀与奉存候。侍屋敷部內之儀は、容易に手合役人共茂立入がたき儀ゆゑ、相廻し候而已に而制し申儀も仕兼候間、御詮議之上如何樣にも御締方相立候樣に、一統被仰渡候樣仕度奉存候。以來右躰之趣御座候はゞ、役人ども其樣子相考、得与見屆候迄屋敷名前等も承屆候樣に仕度候間、此儀も不指支樣被仰觸候樣仕度奉存候。右樣子申上度、尙以紙面御達申上候、以上。

八　月　　　　　　　　　　　　　　　　佐藤勘兵衛　判

本多安房守樣

九月十五日。前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹を行ふ。

〔政隣記〕

九月十五日、大豆田筋ら御放鷹。二十四日、七つ屋口ら御放鷹。

九月十六日。今明日前田治脩射手の技を蓮池庭に見る。

〔大梁公御年表〕

一、九月十六日・十七日於蓮池御庭、御射手中次第的等被仰付。

九月十七日。町人・百姓の乘馬を練習したるものを處罰す。

〔政隣記〕

一、泉野村百姓伊兵衛、庭藪を伐平均し馬場に拵へ、吉田八郎平・岡山守衛、幷石浦町泉屋與右衛門・竪町堂後屋三郎右衛門申談、稽古馬伊兵衛方に預置、每度罷越致馬場乘、幷野邊驅廻り、菅波屋三郎兵衛も右仲間に而は無之候得共、折々罷越致乘馬、伊兵衛茂百姓不相應之趣共に付、今月十七日於改方禁牢申付、町人共組合預に付有之處、十月二十三日宥免。

今月は九月

九月廿三日。前田治脩堂形馬場に射手の弓術を觀る。

〔大梁公御年表〕

一、九月廿三日於堂形御馬場、指矢・馬上弓被仰付。

〔大梁公手記〕

一、九月廿三日於堂形御馬場、指矢・馬上弓被仰付。

〔大梁公手記〕

一、八時過堂形馬場ゟ出、射手共さし矢中村一覽之事。

一、さし矢射候者共、矢島作左衛門・石黑齋・澤村久太夫・八島彥太郎。

一、馬上弓之者共、矢島作左衛門・石黑齋・澤村久太夫・奥村平右衛門・中西和平太・八島彥太郎。

一、遠的射候者共、射手不殘。

一、兼而者大弓一覽相濟、蓮池ゟ參り候筈に申付置候處、及極晚候に付延引いたし候事。遠的無之候へば隨分可參に殘念。馬場より見請候處、蓮池の方之紅葉甚見事に相見候事。

一、歸城之上次ゟ射手共一統呼出、於波之間相渡候品左之通。

白銀三枚宛　目錄　惣射手共へ

白銀二枚宛　目錄　さし矢相勤候者共へ別段に遣す

九月廿七日。金澤城二ノ丸御殿表玄關等の上棟式を行ふ。

〔政隣記〕

九月二十七日表御玄關・實檢之御間・虎之御間御上棟之御規式、六時過揃に而、五時前始り、

五半時過相濟。御城代衆ゟ於檜垣之御間、御鏡餅・御吸物・御酒等被下候也。御普請主附・組頭等御城附之人々、定番頭を初御横目・御臺所役人、都而御普請懸り之人々、鏡餅・御吸物・御酒、頭分は於御禮人溜、平士以下は於御臺所頂戴被仰付。御用に携り候頭分以上のしめ、平士・以下服紗小袖・布上下着用。尤其外之人々都而常服之事。

〔大梁公手記〕

九月廿七日今日虎之間上棟首尾能相濟候旨、湯原典膳より言上。

神　酒　一對　三方木地也

熨斗昆布　三方木地也

鯉　二　木地折也

右同時に上る。これは上棟規式に備り候爲也。取次那百助

十月四日。金澤城實検の間に鐵炮を飾るべきことを命ず。

〔大梁公手記〕

十月四日

一、寒夜聞霜之筒、當時出來四十二挺有之。此度實けん之間出來に付、爲餝可申哉。本數は八十四ちょうのよし。當時半分出來いたし有之よし。左候へばかざり候而も、間すき申而見

寒夜聞霜は象眼の文字なり

分いかゞ可有之哉。夫よりは異風づゝ百二・三十ちよう計爲餝候而も可然哉之旨、昨日駿河守より權左衞門を以相伺に付、右筒取上候而爲見可申候。其上に而可申聞旨申渡處、今日十ちよう上る。居間に爲餝見申處、少々間すき候樣に候へ共、小き筒よりは勢ひも格別成ものゆゑ、彌此寒夜の筒爲餝候樣にと申渡す。〇權左衞門承る。

本文は毎歲十月幕府に進達したるなり

十月四日。切支丹宗門改の件を幕府に上申す。

〔袖裏雜記〕

一、切支丹宗門從前々無懈怠今以相改申候。先年被仰出候御法度書之趣彌相守、能登國之内松平加賀守に御預所幷加賀守領分在々所々至迄遂穿鑿、家中之者下々迄是又致僉議候處、不審成者無御座候事。

一、古切支丹幷轉之者之類族、常々之行跡疑敷儀無御座候事。

一、御預所幷領中在々所々、家中之者下々またものに至迄、若此以後不審成者於在之者、早々可申上事。以上。

安永二癸巳年十月四日

前田駿河守　判印

本多安房守　判印

淺野備前守樣

小野日向守様

壹　通　充

十月七日。大聖寺侯前田利道使者を以て財政困難の事情を前田治脩に訴ふ。

〔大梁公手記〕

十月七日

一、備州より家老兩人。

右指出され被申越候趣、勝手難澁之趣、今朝入披見候。外に家老共より年寄中迄申渡候趣、尤月番主水宅に而主水へ申聞候由、持參之覺書等、將又當春月番安房守宅へ彼方家老共參り申渡候趣覺書共數通。

右主水より、先刻蓮池へ出候前に、權左衞門へ相渡候由。譯而備州行狀不宜趣、夫々取捌方も家老共へ一向被申聞事無之、一素我意にのみまかせ取捌被申候由等、種々無量之事共數通有之。一朝一夕の事ども不聞、連年之樣子相調候事故、甚入組候事共、何れにも甚不輕儀、何とも難儀至極成物也。

右之趣先申上置候。猶更遂僉議可申上、右紙面權左衞門上置候事。

一素はいつそと訓む

申上は前田重教へなり

十月十八日。城中及び城外の各所に落書を行ふことを禁ず。

〔御觸幷御返書留〕

別紙兩通之通御横目ゟ申渡候間、爲御承知寫進之候條、御組等ゟ御觸可被成候事。

十月十八日　　　　前田駿河守

別紙之通御作事奉行紙面差出候條、御城中之儀者勿論、都而御圍邊等らくがき不致候樣、家來末々之者まで急度可被申渡候。

右之趣諸頭ゟ夫々被申談、組・支配ゟ申渡、組等之內裁許有之人々ゟ、其支配へも相達候樣可被申談候事。

十月

御城中御番所等に、從者溜幷腰懸・下馬、御外部所々役所、土塀・懸塀、前々らくがき御座候に付、御通り筋之分者去年以來段々御修覆申付候處、無間もらくがき仕候所々多く御座候間此度又々御修覆申付、御不益之儀御座候。其上御城中之儀者勿論、都而御圍邊等らくがき仕候儀は、甚猥之儀に奉存候。以來御締方之儀御詮議之上、夫々急度被仰渡候樣仕度奉存候、以上。

八月　　　　土方勘左衞門

松尾平九郎

本多安房守様

前田駿河守様

十月十九日。石川郡粟ヶ崎村藤右衞門を遇するに十村並を以てすることを命ず。

〔袖裏雜記〕

粟ヶ崎村藤右衞門段々結構に被仰付、御用にも相立候間、藤右衞門一代御郡奉行支配に仕、十村並に被仰付、十村同事に御目見被仰付候樣仕度段、御郡奉行木梨助三郎等願紙面出。藤右衞門は抽御用にも相立候間、願之通被仰付可然と九月十六日伺之處、十月十九日僉議之通可申渡旨御意。

藤右衞門の屋號は木屋

十月廿三日。淺加與三兵衞三十一年間直番に皆勤せるを以て賞せらる。

〔大梁公御年表〕

一、今年十月廿三日淺加與三兵衞、寛保二年より無懈怠御番皆勤に付、生絹二疋拜領被仰付。今年三十一ヶ年。

十一月二日。前田重教の女頴姫治脩に養はるゝを以て金澤城二ノ丸御殿に移る。

〔政隣記〕

十一月二日、頴姫様二之御丸御廣式ゟ御引移。依之御囃子狂言等被仰付、御内々を以年寄中・御家老中且御近習之面々幷御近習頭子息共見物被仰付。都而不表立御内々に候事。

十一月十日。前田治脩、飯沼源太左衛門所持の鐵炮を覽る。

〔大梁公手記〕

十一月十日

一、豊嶋喜左衛門方に何ぞ珍數筒も致所持候哉。先比八郎左衛門を以相尋候處、何も替候筒は無之旨言上。然處右之趣飯沼源太左衛門承り、此方に何流と申事相知不申、南蠻細工之長筒所持いたし有之旨。からくり筒之由。若御覽も可有之哉之旨、異風裁許共迄申由。依之直に次へ持參指上可然旨源太左衛門迄申由に而、今日次迄持參、八郎左衛門迄上候由。右之如き筒、城燒失前土藏に餘程有之、松雲公御代足輕共に打試被仰付候處、十放之内五つ計は中り候由也。火繩不入、火ばさみに石をはさみ、ひきがね落候と火出、火皿にうつり、尤其拍子に火ぶた開候樣からくりいたし候もの也。鐵はなんばん鐵と相見え、紫色に而甚見事に相

見え候事。玉目は三匁五分位と覺ゆ。何れにも珍敷筒也。外に種ヶ島一挺、これも甚の短炮也、これは卽源太左衞門腰放にいたし打候由、二挺とも先暫留置候事。

十一月十六日。飛驒の土民騷擾するを以て幕府富山侯前田利與に出兵を命ず。

〔大梁公手記〕

十一月廿二日巳中刻過江戸雲州より早飛脚到來。左之通被申越也。

猶以此表肥前守殿始御安泰被成御座候條、尊意易可被思召候、以上。

一筆啓上仕候。向寒之砌彌御勇健被成御在國、珍重之御儀奉存候。然者今晩御用番松平右近將監殿へ家來之者被召呼、別紙之通被仰渡候。右御案內爲可申上捧飛札候、恐惶謹言。

十一月十六日　　松平出雲守利與　判

松　加賀守樣

寫

大原彦四郎御代官所飛驒國村々百姓ども、高山陣屋ゟ大勢相詰及強訴、又は所々ゟ集り、高山陣屋之通路塞及不屆候。右者此上何樣可及理不盡も難計間、家來指遣、御勘定組江坂孫三

郎、御代官大原彥四郞、御勘定布施彌次郞・甲斐庄武助に申談、指圖受取鎭、頭取候もの等召捕候樣可被致候。勿論時宜に寄、打拂候儀も可有之候間、鐵炮・大筒等用意致し候樣可被申付候。

十一月

〔德川實紀〕

十一月十八日この日勘定組江坂孫三郞正恭、勘定布施彌次郞胤致、甲斐庄武助正方に暇たまはり、飛驒國に赴しめらる。これは代官大原彥四郞紹正が隷する飛驒國の農民等、數千人黨をむすび村里を騷がし、彥四郞紹正が住める高山の陣屋に逼りてゆきゝの道を塞ぎ、强てうたへごとするよし聞えければ、その按察を命ぜられしなり。これによりて越中國富山城主松平出雲守利與、美濃國大垣城主戶田采女正氏敎、郡上城主靑山大和守幸道、岩村城主松平能登守乘薀、苗木の城主遠山出羽守友淸、いづれも封地近ければ速に人數を出し、ことくはだつるやからを逮捕し、騷擾を鎭むべしと仰下さる。

十一月廿二日。飛驒の土民騷擾せる報金澤に達す。

〔飛州表百姓共騷動に付御用之一卷〕

十一月廿二日

一、今日江戸表出雲守樣より兩度、富山より一度御飛脚到來、飛州表百姓令騷動申躰之儀申來候御様子に候事。

一、右に付御年寄衆・御家老衆、今朝例之刻限より御出席被成候處、右之御用に付諸役人等御呼出、夫々御用談有之、夜中九半時頃迄二之御丸御詰延被成候事。

一、魚津在住藤田彈正・今石動等支配富田外記儀茂、明朝發足支配所ゟ罷越候旨、右兩人今夜五時頃御横目所ゟ罷出直に被申聞候事。

十一月廿二日。前田治脩、富山藩の人數飛驒に出張の際助勢すべき準備を命ず。

〔又新齋日錄〕

一、安永二年十一月廿二日、飛州高山騷動に付御馬廻頭野村源兵衞ゟ被仰渡。

今般飛州百姓つよ訴いたし候に付、出雲守樣ゟ御人數被出候儀被仰渡候者、出雲守樣御加勢被遣候儀も可有之候哉、又は從江戸御加勢候儀可申來哉。若左樣之儀有之候者、御自分一番組に付、一備被遣候儀も可有之候。先爲心得内々申入置候、以上。

此紙面十一月廿二日夜九半時迄被仰渡候。

十一月廿二日。斃牛馬ある時は河北郡淺野の革多に報ずべきことを命ず。

〔筒井舊記〕

在々所々斃牛馬埋隱、或者海川に捨迷惑仕旨、先年加州淺野革多頭より及斷候節、一統縮方申渡置候所、近年末々心得違、牛馬主勝手次第取捨、革多共致迷惑段又候及斷候旨、加州御郡奉行被申聞候。元來穢多共皮剝候儀者、昔より重き御書立抔も有之、毎歲御役皮淺野穢多共より指上申事に候。然處近年皮拂底に而指支候條、向後斃牛馬捨所を極、其場所迄差出置、其段革多共に敎候而、皮爲剝取候樣可仕候。數日相知不申候得者、犬抔疵付、皮用立不申由に候。村方之者共得と相心得、全皮爲剝候樣可仕候。

右之趣申觸置候上、若斃牛馬隱捨候者、急度可爲越度、此旨村方末々迄不相洩樣可申渡候、以上。

安永二年十一月二十二日　　槻尾左膳

高澤平次右衞門

能州四郡十村中

十一月廿三日。使者を金澤より發して飛驒の騷擾を鎭定する爲出兵せん

とする富山藩に警戒を嚴にすべきを告ぐ。

〔政隣記〕

十一月二十二日左之通御覺書を以御用番前田駿河守殿就被仰渡候、地廻御使點先御大小將遠藤兩左衛門二之御丸ゟ呼出、佐々木孫兵衛申渡。

附札、御小將頭ゟ

飛州表百姓及騷動候に付、從出雲守樣御人數被指出候。依之御領內相替儀も無之候哉、無油斷相心得御留守候樣に、御家老迄御小將一人爲御使、道中指詰罷越、明晝頃迄之內發足之筈に候條、物馴候者早速被申渡、明日九時頃二之御丸ゟ罷出候樣可被申渡候。尤名書可被差出候事。

十一月二十二日

遠藤兩左衛門

一、小判三十兩

右富山ゟ御使被仰渡候に付被下之候事。

右覺書於御次三宅權左衛門より佐々木孫兵衛ゟ被相渡候に付、則兩左衛門ゟ孫兵衛申渡、御禮は當座に申演相濟。但金子も則權左衛門より孫兵衛ゟ相渡、卽刻兩左衛門ゟ孫兵衛渡之。

一、御扶持方代路銀・馬銀は、明朝御算用場より請取候筈候事。

點先は順番の最初の者の意

出雲守は富山侯前田利與

一、右金子拜領に付會所銀御貸渡には無之旨、村井又兵衞殿等被仰聞候事。

〔政隣記〕

十一月二十三日四時遠藤兩左衞門用意出來、二之御丸に罷出御席等に及案內。

一、於富山御使勤之節、服飾議之上、布上下着用之等に候。

一、富山に參着先町端に而町役人に通達之上、彼方任指圖御使相勤候等。

一、兩左衞門召連候家來裁許一人・若黨二人・鎗・草履摑・暨荷具足櫃荷・挾箱・合羽掛一荷、駕籠乘用。且又雪途に候得共、格別之御使其上薄雪に付牽馬。

一、御使書九時前渡り直に發出。御使書之趣は、昨日從御用番孫兵衞に御渡有之候御覺書同樣之趣也。且右使相勤候上暫富山に逗留。飛驒之樣子承合、憶成儀相知れ次第可罷歸旨、御用番就被仰渡候、逗留之內有增樣子承合、先以飛脚成共可申上哉之旨、御小將頭入江治左衞門より御用番に御尋申候處、其儀には不及旨被仰聞候。依而兩左衞門參着之樣子、并着以前富山表等之樣子承合、先身當頭入江治左衞門迄可被申越旨治左衞門內談。

一、右御使等濟歸着之節は、尤不依晝夜に、直に御次に罷出御案內申上候等に付、夜中御門往來無遲滯不差支樣、御小將頭入江より夥而入立有之。

十一月廿四日。飛驒騷擾の爲馬廻組等に出發の準備を命ず。

野村源兵衛の準備を命ぜられたることは既に十一月二十二日の條に見ゆ

〔政隣記〕

十一月二十四日、右飛州騷動に付順先御馬廻頭野村源兵衛組共、御先弓頭吉田忠左衛門、御先筒頭小堀金五右衛門・有澤裁右衛門、右人々可被遣儀も可有之候間、内用意仕候樣被仰渡。右之外御使番横濱那百助・石黒字兵衛、御大小將横目佐久間與左衛門并御步横目等にも、至而御内々被仰渡有之。

一、足輕五十人は昨二十三日金澤發足、富山に被遣。御同所御固之爲与云々。

十一月廿五日。富山に發遣せられたる遠藤兩左衛門より飛驒の騷擾鎭定したることを報ず。

〔政隣記〕

一、廿五日暮頃兩左衛門よりの飛脚到來、御用番駿河守に一封、身當頭入江并御用番頭にも來狀、飛州鎭り寄之旨等申來候事。

一、兩左衛門茂二十五日酉之中刻富山發、二十六日酉之刻歸着。直に二之御丸に罷出候處、入江治左衛門泊番に付、同人より早速以紙面御用番に及御案内、且御次に同道、御近習瀨川半兵衛・菅地久兵衛を以達御聽候處、富山表之樣子等御用番より被聞召候、御用も無之候間可罷歸旨、久兵衛を以被仰出候。其後三宅權左衛門罷出、富山御城下騷立申樣成躰も無之哉、

御領内武器等持運候躰も見受申哉御尋之旨申聞候に付、隨分御靜謐に而武器持運候樣子も見請不申段、兩左衞門申上候事。

一、右紙面に付御用番駿河守殿追付登城に付、御席ゟ入江儀遠藤同道、遠藤口達を以出雲守樣家老富田下總等より之御請紙面上之、富山表之御樣子共委曲に御達申演候處、御用無之候條罷歸候而、御使書は明日御用番ゟ直に可差出旨、駿河守殿被仰聞。

但、畢而前記之通御次ゟ罷出候事。

右一件は、飛州御代官大原彥四郞殿支配所百姓共及騷動候に付、於江戶表出雲守樣ゟ御人數可被差出旨被仰渡。依之御人數八百人富山御領内蜂寺村從富山八里ら中所迄御差出、斥候二木勘左衞門御領内山田宿迄從富山二十里計被差遣置候處、大原彥四郞殿より飛驒國百姓相鎭り候條、御人數御引取被成候樣富山迄御申越に付、下總等より以飛脚御人數引取候儀夫々申渡。

一、翌年正月十二日遠藤兩左衞門ゟ、富山御家來村隼人より奉札を以、舊冬飛州就騷動御使之儀出雲守樣達御聞、御目錄を以綿五把被下之。依兩左衞門二之御丸ゟ罷出、御番頭ゟ達之、御小將頭赤井外記當番に付、同人より右御目錄入御覽候事。

〔政隣記〕

十一月廿五日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

十一月二十五日、鶴中將樣御拜領。

十一月廿六日。飛驒の騷動鎭靜せるを以て加賀藩の助勢準備を中止せしむ。

〔又新齋日錄〕

富山ゟ之御使遠藤雨左衞門唯今罷歸、飛州表百姓共相鎭り候付、出雲守樣御人數引取候樣仕度旨、大原彦四郎より申來候付、被指出候御人數引取候樣以飛脚申遣候由に而、右之趣故先達而申談置候各其覺悟不及候旨、先可申渡段被仰出候條、可被得其意候事。

十一月二十六日

十一月廿八日。前田治脩、藩の軍制整備に就いて調査せしむ。

一書十二月廿八日に作るもの非なるべし

〔三州合一四分半役當法〕

癸巳十一月廿八日

今般高山騷動相鎭候に付、御人數御手當最早御用無之旨申渡候。夫に付治國久敷儀故、今度なども殊之外取込、諸事無覺束御座候間、跡御用之趣に而御軍粧等之儀兼而相極置申度候。加樣之儀無之節は致兼候儀に御座候。旁右之通示談仕候。其通被仰出候はゞ、御居間書院御

緣がはにて相しらべ申度段、權左衞門を以申上候處、同人を以伺之通と卽日被仰出。

〔御筆耕之儀本寬品等御親翰御加筆之留〕

一、右之趣に付、偶日隔日に御居間書院御緣がはに罷越、御用相しらべ候事。

十二月九日。先に富士大石寺派に歸依して處罰せられたもの赦免せらる。

〔大梁公手記〕

十二月九日九半時過居間書院出座、九郎左衞門出。

一、大石寺派勸進之橫山又五郎與力等指扣爲置候者、此度大赦に付指免候儀申渡候趣、此間持參伺、其通と申渡す。右寫持參受取置候之事。

〔袖裏雜記〕

左之通可申渡哉之旨十二月八日伺之處、伺之通被仰出、且庚寅年申渡之留も入御覽。

但、左之人々明和七年十二月より遠慮等被仰付候也。最初之遠慮御親翰帳に留無之。

庚寅は明和七年

安房守ゟ

橫山又五郎家來　加藤三右衞門

右三右衞門儀、富士大石派致信仰、人々勸込候躰之旨風聞有之候。右宗派之儀は、御領國に末寺無之候付、紛敷宗門之筋難相立候故、不致信仰樣先年以來每度相觸候處、相背候段不屆

至極に付、急度遠慮申付置候へども、御大赦之砌故御宥免被成候。若自今心得違之儀於有之は、嚴重曲事に被仰候條、此段申渡候樣又五郎へ可有御申渡候事。

篠原勘左衞門ゟ

里見齋宮家來　鳥羽幸右衞門

右幸右衞門儀、富士――此段申渡候樣可被申聞候事。

助右衞門ゟ

西田丈右衞門

右丈右衞門儀、富士――嚴重曲事に被仰付候筈に候。然處丈右衞門儀、當三月致病死候付、此段爲御承知申達候事。

割場奉行ゟ

割場附足輕小頭　竹内八右衞門

右八右衞門儀、富士――急度追込置候へ共、御大赦之砌――被成候條、小頭役指除、平足輕に申付、尤御先行き並之通申付。若自分心得違之儀於有之は、嚴重曲事に被仰付候條、此段可被申渡候事。

寺西彈正等ゟ

泉野寺町寶勝寺門前檜物屋　安　右　衞　門

右安右衞門儀、富士――急度追込置候へども、御大赦――被成候。若自分心得違――此段可被申渡候事。

十二月十一日。富山侯前田利與の出兵延期を命ぜられたる報金澤に達す。

〔大梁公手記〕

十二月十一日

一、當月四日江戸發足早飛脚、出雲守より紙面到來す。即左之通り也。

猶以當表肥前守殿始御安泰被成御座候條、尊意易可被思召候、以上。

一筆啓上仕候。甚寒之節彌御勇健被成御在國、珍重御儀奉存候。然者今晩松平右近將監殿に家來之者被召呼、別紙之通被仰渡候。依之人數爲指向候儀先見合置、追而從飛州表申來次第人數可差出心得に申付候。右之趣爲可申上捧飛札候、恐惶謹言。

十二月四日　　　　松平出雲守利與　判

松　加　賀　守樣

大原彥四郎御代官所飛州村々百姓共爲取鎭、人數被差出候樣先達而申達候得共、過半相鎭り候趣に候間、人數差出候儀先見合、江坂孫三郎・大原彥四郎より申達候はゞ、其節人數差出

候樣可被致候。

十　二　月

〔大梁公手記〕

十二月十一日

一、今日江戸表出雲守より紙面之返翰草、先刻權左衞門持參見屆る。尤本書爲調直に渡し遣す。

草左之通り也。

猶以其表何茂無異之段被示聞、不淺存候、以上。

御飛札令拜見候。如示諭甚寒候處、愈御堅固珍重存候。然ば去四日松平右近將監殿ゟ御家來被召呼、先達而被仰渡候飛州表へ御人數御差向之儀、先御見合可有之段被仰渡之趣、別紙御書立寫御指越、令披見候。依之從彼地申來次第御人數可被指出御心得御申付候旨、委曲致承知候。爲御知御入念之儀存候、恐惶謹言。

十二月十一日　　松平加賀守

松平出雲守樣　御報

## 十二月廿五日。公事場牢人及び非人小屋收容者の治療に當る醫師の手當

公事場は藩の裁判所兼刑務所なり

大服は大服茶

御使者は前田重教のなり

を明年より改むべきことを定む。

〔政隣記〕

十二月廿五日、公事場牢舍人・非人小屋等致療治候醫師ゐ、是迄は藥數に應じて厘位之國りを以被下候處、今年は其通りに被下之、來年よりは藥之不依多少に、銀三十枚宛被下之候等相極り候事。

## 安永三年

正月三日。前田治脩金澤城に於いて年頭の祝賀を受く。

〔大梁公手記〕

正月元日吉、快晴、風無靜長閑成天氣也。

一、目覺正寅中刻之事。手水つかひ、髮爲結候事。

右相濟處正卯之刻也。納戸茶服明之熨斗目・半上下着用、居間着座之事。直に大服等祝膳出る。

一、五つ檜垣之間着座、先立權左衞門。裝束、黑飛色無地のしめ・長袴、年寄共・家老・若年寄獨禮。土佐守名代使者。相濟一先入る。居間書院上之間着座、御使者河村儀左衞門呼之。

八郎左衛門誘引。

干鯛　一箱

御樽代

御目錄

右は表へ出候前御口上、幷品も居間へ逸角持參申上る。卽頂戴候事。御使者敷居之内へ入候樣申入る。御口上と申、一通承る上御請左之通。

年始御祝詞目出度奉存候。先以益御機嫌好御超歲被爲遊、誠以目出度恐悅之至奉存候。然ば爲年始御祝詞、以御使者御肴等御目錄之通拜領被爲仰付、難有仕合目出度幾久敷奉頂戴候。此段江戶表へ宜。

右申演、御使者退去。尤御使者大儀と申事無之。夫より直に居間書院三之間中程着座。於船之間鶴庖丁有之、見之。如嘉例舟木長左衛門相勤之。横目山森次右衛門・用人不破半藏等伺公す。畢而半藏目錄目通に而渡之。綿三把なり。頂戴退去之事。

右畢而居間へ入る。

一、長禮人列立宜旨申上る。長袴に而柳之間床より三疊目に着座、人持・頭分禮を受る。相濟ミ月番すゝみ出、御禮御濟候段申上る。右見請居間へ入る。往來先立織部。

正月七日。飛驒に於いて強訴せる土民等領内に入るの虞あるを以て警戒せしむ。

〔政隣記〕

御勘定御奉行石谷備後守殿・川井越前守殿より被仰達儀有之候間、御勘定所に聞番一人罷出候樣、舊臘廿二日被仰越候に付、翌日平田三郎左衞門罷出候處、大原彥四郎殿御代官所飛驒國村々强訴百姓共之內、御領分村々に罷越候之取沙汰共も有之候間、若御領分致徘徊候ば召捕置、今般飛州に被遣候御勘定組頭江坂孫三郎殿、彼地御代官大原彥四郎殿に可有通達候。右は松平右近將監殿に伺之上申達候。孫三郎・彥四郎殿者飛州高山に被罷在候間、召捕候ば高山に通達可有之旨、御勘定組頭倉橋與四郎殿被申聞候。此段飛州隣國之御方々御留守居御呼立申聞候旨、江戶表伴八矢等より申來候。先達而御境目御締方嚴重夫々申渡置候に付、百姓共御領分に入込候儀は無之筈に候得共、右之趣被得其意、若右之族之者見請候儀も有之候ば召捕、於其所先急度締仕置、早速及斷候樣、組・支配之人々幷與力・家來末々迄可被申渡候。組等之內裁許有之面々は、其支配にも相達候樣可被申聞候事。

右之趣可被得其意候、以上。

甲午正月七日　　　本多安房守　印

飛州騷動の既に鎭定せることは安永二年十一月廿六日の條に見えたり

前田駿河守　印

諸　頭　殿

正月十七日。吉田茂平縮所に拘置したる悴長藏を脫走せしめたるを以て自分指扣を行ふ。

當は正月

本件は前後の處置明かならず

〔袖裏雜記〕

吉田茂平せがれ長藏先年出奔、去年十二月立歸、急度縮所へ入置候處、當十七日不相見。縮所之內改候處、板敷を切破、床下土を掘、此所より出奔之躰之旨委曲茂平書付。幷右切破候は道具等無之而は難成に付、家來共遂吟味候處、去冬髭をぬき度候間、毛拔にても鳥目にても兩樣之內相渡候樣申候付、鳥目二銅渡候。若是を以釘等拔取候哉、此外指當り存付無之旨紙面。且又右長藏去年立歸、剩長九郎左衛門宅へ直に罷出、不都合之趣共に付、別而嚴重縮所申付置候處、右之族重々不屆至極、右巧みを心付不申、油斷千萬迷惑至極に付、先指扣罷在候。猶更被仰渡次第奉心得旨紙面も出之。

正月廿一日。前田治脩能登に於ける猪鹿を驅逐する爲火藥を支給せしむ。

〔大梁公手記〕

正月廿一日

一、舊冬能州村々、去年より夥猪鹿出、田畠をあらし、農人誠に安氣難致、何れもめいわくいたし候。第一田をあらし候而は、改作方必至と指つかへ、困窮至極之事に候。依之何卒玉藥相渡候樣有之度候。打拂離散いたし候樣致度候旨、舊冬能州郡奉行高澤平次右衞門等、將又改作奉行共も申聞候。當時段々種蒔、其內植付之時分に相成候へば、大切之時節に候間、玉藥相渡可然候。併相渡候に付而は其程も可有之事。何れにも高澤平次右衞門呼出、猶遂僉議候而可然候旨申聞處、此儀先達而同席共へも申聞候。少々これに樣子も有之候。何れへも遂僉議候而、追而可申上旨申、退出之事。

## 正月廿七日。幕府本年の收納壹萬石に付き籾千俵の圍穀を諸侯に命ず。

〔大梁公手記〕

正月廿七日松平右近將監殿役人中より以紙面、被相達儀有之候間、今日中私共之內可致參上旨申來候に付、則罷越候處、圍籾之儀此書付之通御心得、御寫取候樣右近將監申候段、役人小堀十太夫參出之使者中へ一同申聞候に付、承知仕候。國元加賀守へ相達、承知之御挨拶追而申上に而可有御座旨申達候處、其通御心得被成候樣十太夫申聞候。右寫取候御書付、別紙に相調上之候也。

一、御承知之御屆、被仰出次第、私共之内相勤中に而可有御座候、以上。

正月十七日　　平田三郎左衛門

當年年豐作に候者、於御料所茂園籾被仰付候付、萬石以上之面々茂、收納米之内分限高一萬石に付籾千俵宛圍置、幷江戶廻米高之内是又二分通り相減候樣可被致候。

右之通可被相心得候、尤委細之儀は御勘定奉行へ可被承合候。

正　　月

右承知之屆致候樣、明後廿九日出に申遣候樣、權左衛門へ命す。

二月朔日。前田治脩蓮池庭に於いて水禽を狩獵す。

〔大梁公手記〕

一、二月朔日八時過蓮池へ行。夕影。先へ叟事遣す。然處二つがひ參り居候、根笹の入に居候旨言上之。早々細ばかまになほし參り、小屋より見候處、根笹の一の邊に徘徊す。於蓮池庭獲物左之通。

一、二　羽　　小がもをとり

八半時頃小屋へ行見候處、根笹の一二の邊徘徊す。これよりあみたづさへ、根笹の方へ行。尤鳥は二つがひ也。根笹の二之方窓より見候處、最初は手前之方へ出、寄せの正眞中へは入

此の前後蓮池庭に於いて狩獵を試みたること甚だ多し

鷙籠は籠なり

不申。此處隨分寄せ際之窓よりたゐちふ内、二ツつがひ共快くつく。寄せの向うへ小波瀾うつ。垣之内より左足をふみ出し、右の足をふみ出すと一時にあみを打出す。此調子甚むづかし。あみ甚圓くよくひろがる、少々あみのさきは高き故、寄せより少し間の有之、をとり向うへにぐる。且又寄せの左の方のはしに居候めとりも、左之方へきれのがれたり。をとり二の内一つは龍頭ぎは、一つは中程にて上る。何の苦もなく取上る。殊之外あみかゝみ、先其まゝ小やへ持參、こゝにて餘程あみをきる。此あみ江戸に而八兵衞へ申付すきたるあみ也。甚うちよきあみ也。貢・叟事供也。

一、一番　小鳥共

最初の二羽亭へ持參、鷙籠は亭の内へ入、風呂敷懸置也。逸角へ渡、川守へ見せ、鳥にあたりも無之哉相尋候樣申付る。聊あたり無之旨申す。直に餌付候樣申付る。夫より瀧之方へ行、一遍廻り、網なども木に懸、ごみなどとり居候。若不參哉と叟事遣候處、三つ參り根笹之入に居候旨言上之。早々あみ携へ參る。小屋より見候處、根笹の一に五・六羽計つき居候樣子。早々寄せ之方へ參り候處、一之寄せまごより見候得ば、とくと寄せにつき居候故、出懸之時めとり一寄せ之わきへつらを出し、ちらりと直に上る。其餘不殘上候事。夫より又小屋へ來り見合候内、又がん石の方より根笹一へ來り、三つ鳥也、よくつき居る。早々參り見候時、

隨分宜、垣より二足ふみ出し打出す。よくあみ廣がる也。つがひはあみに入る。一つは雄雌のこころどくこ見え不申也。是又あみのさきは少し高く、夫より向へにぐる。こゝにてあみより出す。又あみを少々きる也。直に亭へ行、駕籠へ入川守へ相渡す。貫・叟事供也。

一、あみ殊之外やれ候故、川守波左衛門につゞくらせ候也。

右之後又根笹之邊へ參り候旨叟事言上之。一つがひのよし。尤小がも也。早々小屋へ行一覽之處、其内あげ候や一切見え不申。少々かごめ申候と相見え申候。

二月二日。二朱判の通用を圓滑にすべき幕令を傳ふ。

〔政隣記〕

二朱判之儀に付先達而御觸有之候處、其通に相成不申、通用難澁之躰に相聞候に付、急度も可申付候處、新規之儀に付世上遣ひ不馴、心得違も可有之に付、不及其沙汰候。已來は左之通可相心得候。

最初より金与同様通用与被仰出候上は、其趣を相守、小判与兩替之節も多少に不限小粒に取交致兩替、切賃も金与同樣。然上は先達而相觸候通、賣上四分買上八分引替賃を加候儀は可相止候。右之通相心得、以來彌以金与同様無滯可致通用候。若兩替屋・錢屋共通用方難澁、金与致差別步引を相立、惣而相滯候趣相聞候者急度御咎可有之旨、兩替屋・錢屋共相觸候段、

松平右近將監殿被仰渡候旨、御大目付より之御廻狀之趣、二月二日本多安房守殿・前田駿河守殿より御觸有之候事。

二月八日。羽咋郡花見月村の百姓二十人罪を犯せるを以て處罰せらる。

〔政隣記〕

二月八日、能州羽咋郡花見月村百姓兵衞と申者は、去年同村彌次右衞門於宅致博奕、口論之上一座申談兵衞を打殺候而、自分に致縊死候に取繕、又候病死之趣に取計候に付、今日右一座之者共廿人、改方佐藤勘兵衞宅に召出、彌次衞門等禁牢・村預夫々申付有之。追而公事場に引渡有之。

二月晦日。大組足輕に石川郡宇津木濱に於いて鐵炮の町打せしむべきことを議す。

〔袖裏雜記〕

大組頭堀孫左衞門等より、組之者共先年は每歲丁打申付候處、廿ヶ年以來中絕に候。不申付候而は一丁より五丁迄藥込等之打方稽古難成、打方不存候而は難濟候付、三月・四月に於宇津木濱丁打申付度、五・六月に成候而は難成旨指南役申候。中絕之儀故奉達御內聽度旨、三

是月は大盡なり

宅權左衞門等充所之紙面、二月晦日權左衞門等を以被渡下。致丁打可然旨僉議之趣申上。中絶は、少々入用懸候故之様に聞候由也。

二月。河北郡に疫疾流行す。

〔大梁公手記〕

二月十二日

一、河北郡二俣村疫、先頃より時右衞門先達而書出候外、當正月より比日迄に廿七人令病死候由。依之紙漉候事等、年貢方指支候付、植付へ向時分候に付、入百姓相雇候得共、右村へ參り申事泥候而しか〳〵無之旨。將又右二俣村のほかは、其後何の儀も不申聞候間、是に而相止可申哉とも存候旨、北村八太夫次へ出言上之。先入聽置候旨也。

二月十三日

一、河北郡二俣村等五ヶ村疫相煩候儀、比日改作奉行兩度迄次へ罷出申聞候。即人數書一通相渡。右之趣候之旨、只今之内早速夫々穿議之趣も可有之候。依之醫師可指遣儀に而も可有之哉、又は外何とかいたし候様も可有之哉、穿議可有之候。尤又兵衞へも被申聞候而可然旨申聞、奉畏候旨申退去。

二月十七日

一、二俣村等疫病人へ醫師不遣穿議、藥調合此表より夫々遣候趣に相成候に付、兼而寺社奉行より書出候、

大石三哲

森快安

右兩人之者へ藥調合可被仰渡哉之旨、年寄共より權左衞門を以相伺、其通と命す。

〔袖裏雜記〕

河北郡之內村方疫病流行に付、爲御助御醫者可遣御噂有之、御算用場奉行ゟ申渡候處、御醫者向候而は村方難儀之躰相聞候。右病症は多分相知居申儀に候付、何卒金澤に而藥調合候樣仕度趣御郡奉行申、其趣申上候處、申上候通可被仰付候。病躰猶更とくと承合、藥調合仕候樣可申渡旨、二月十六日被仰出、則伺之上大石三哲ゟ申渡候樣寺社奉行ゟ申渡、其段御算用場奉行へも申聞。一村之內過半煩人等有之也。

三哲ゟ追而小判三兩御目錄を以被下候段、寺社奉行へ申渡。且又巳年安永二年以來御郡方疫病に而調藥遣候御醫者へ、非人小屋等之振を以壹貼五厘圖に而被下候。此事安永四年三月四日江戶へ申遣紙面之內に委曲あり。

三月十三日。前田治脩慰能を催す。

〔政隣記〕

三月十三日御慰能被仰付、御歩並以上當番切代合、一統勝手次第見物被仰付。頭分以上御禮は御近習頭に申達、平士等は頭々承受、御近習頭に申述。

〔大梁公手記抄〕

三月十三日於式舞臺慰能。

嵐やま　權兵衛

麻生　嘉藏

生田敦盛　權進

金津地藏　三次

六つら　宮門

中入

道成寺　權兵衛

此笛四郎右衞門、鐘入相濟、俄にふさがり、大勢かゝり地うたひ口よりかき候而引候。いまだ傳受は不致候へども、右代り五郎兵衛出相勤むる也。

小傘　茂助

夜討曾我　　　　甚四郎

附祝　言

右相濟當七半時餘程過也。何れも無難に濟候也。道成寺小鼓、亂拍子より急々の舞の處、餘程面白き事也。

三月十八日。養子緣組に持參金を受くるを禁ずるの幕令を傳ふ。

〔政隣記〕

三月十八日左之通。

男子無之面々養子取組之節、持參金有之樣成風聞も有之候。左樣之儀は有之間敷事に候間、此段寄々可相達旨、今般松平周防守殿御口上に而、御先手長谷川太郎兵衞殿等に被仰聞候段、太郎兵衞殿に開番御招御申聞候間、江戸より申來候。家中之面々尤右之族有之間敷候得共、此段爲承知申談候條、可得其意旨、御用番本多安房守殿御覺書御渡之旨、定番頭より例文之廻狀有之。

三月廿八日。金澤野町の火災に使番木梨助三郎落馬す。

〔大梁公手記〕

三月廿九日

一、逸角罷出候而、昨夜九時比野町邊出火之由に付、才川橋邊迄罷越候由。其内鎮候由承に付罷歸候旨言上之由。今朝髮之内十郎左衛門言上。

三月三十日

一、一昨日火事之節、木梨助三郎貸馬に而罷出候處、駈出候に付引留候へば、縹拔候哉、切れ候哉、はづまされ落馬いたし候處、仰向に落、頭を後ロ之方きびしき打付、夥破血いたし候旨。當座絶氣いたし、早速人々相助宅へ遣候處、今以言舌相調不申、正氣は有之旨也。右之趣は昨日聞之に付、今朝明石數左衛門乘伺に出るゆゑ、貸馬何れに而候哉之旨逸角を以相尋候處、其節助三郎へ相渡候貸馬は小坂鹿毛之由也。

右に付、右鹿毛之馬は、於江戸表茂火事之節貸馬に而小將共之内誰彼落馬いたし、常使之節も心外に駈出し致落馬之儀も有之候。畢竟貸馬に右躰之馬指置候事、人々甚あいわく致事に候間、已來貸馬に右躰之六ヶ敷馬は相渡申間敷候。隨分向後相改候樣馬奉行へ可申渡旨。將又縹切候とも、又拔候とも申事に候。兩方とも畢竟馬の拵樣甚不念之至に候。已來此等之趣も急度相心得候樣可申渡旨、權左衛門・八左衛門へ申渡す。

四月三日。年寄前田土佐守卒す。

〔政隣記〕

四月一日、前田土佐守病氣指重候に付、爲御尋御使本役御持筒頭御近習頭賀古市左衞門。翌二日御近習御使番堀平次右衞門を以、御夜着・御肴被下之。同三日卒去。

四日、前田土佐守昨日卒去に付、町方鳴物等三日遠慮申渡候間可有其心得旨、且人持頭分爲伺御機嫌明五日登城候樣、御用番駿河守殿御廻狀有之。今日御悔御使定番頭神保舍人被遣。

五日、右に付四時過頭分以上常服に而登城、御帳に付退出之事。

八日、右に付御使御馬廻頭原五郎左衞門を以御香奠被下之。

十七日、右に付前田三左衞門に朦中爲御尋、御使番石黑宇兵衞を以、燒饅頭一箱被下之。

〔大梁公手記〕

四月三日

一、土佐守療養不相叶、今申之下刻卒去之段、駿河守より近習頭迄紙面に而申來る。家中等鳴物・遠慮等、此節爲機嫌伺諸頭已上出仕登城之儀等、明日夫々可申渡候旨等申來る。土佐守氣色指重り候樣子等、先刻奉達御聽候通に付、私共儀彼宅へ罷越、御醫師中等へ療養之儀遂僉議候處、今晝より丸山了悅へ轉役仕、外々之藥劑は無之、三匁之參附湯相用ひ申候。此外に療養之儀存寄一向無御座候。先刻より塞り居申候而、藥も通り兼候由申聞候。土佐守罷在候所は手狹に付、御用番迄罷通、樣子見請候處、塞り居申候而言語も相調不申候付、三

左衛門罷在、土佐守存命之内段々御懇被成下候御禮之趣、委細遺書に相調置申候。猶宜申上候様仕度旨申聞候。其後療養不相叶、申後刻卒去之段申聞候。右之節河内守・又兵衛儀痛所不出來、彦三・大貳儀も氣配等不宜候付罷越不申候。

一、町中鳴物等今日より三日遠慮之儀相觸、右之趣御家中にも前々之通可申渡候。

一、頭分已上爲伺御機嫌登城之儀者、明日相觸申に而可有御座候。

右之趣以御序可被達御聽候、以上。

四月三日　　前田駿河守

御近習頭衆中

**四月六日。前田治脩公事場奉行が罪狀を上申する書類の形式に關して諭す。**

〔大梁公手記〕

四月六日

一、惣躰公事場言上書付、餘りさゝいに相聞え候。第一咎人により數百品盜取候等、一品々々盜取候品々・色付・年號・月日・刻限、或は當座に賣拂候代錢等、誠に少しも無失念申顯候躰に候。如何に記憶成ものに候共、か程に明白にそらんじ候事は相成間敷事に候。是第一。畢

竟か樣成事より言上紙面も甚入組、不圖奉行共間違之趣も出來いたし候。又令披見候にも、餘りくだ〳〵敷事長く候。微妙公・松雲公御代等は言上紙面甚短くかんこ成もの之由、各甫に有之由聞之候間令一覽度候。何卒是已後今少かろく、要文計に而よくわけ相聞え候樣有之度事。此度格別に穿議有之可被申聞候。將又三ヶ年禁牢之者之赦は二ヶ年禁牢、二ヶ年禁牢赦は只宥免也。是等も三ヶ年より二ヶ年との圖りとは、只宥免とは如何敷釣合に候。か樣成事茂とかく委敷遂僉議可申聞旨命ず。

四月十八日。前田治脩慰能を催す。

〔政隣記〕

四月十八日御慰能被仰付、當番切見物等前月十三日通。

四月廿三日。前田治脩初めて鐵炮を用ひて鳥を獵す。

〔大梁公手記〕

四月廿三日

一、九半時過爲放鷹大豆田口へ出る。馬夕影。天氣次第に長閑、曇、風無之靜。大豆田筋は鷭多く有之旨昨日七郞申に付出候處、甚拂底至極、七郞大きにめいわくする。獲物左之通。

一、一羽　小鷭　石川郡若宮出村領

一、一　羽　同　櫻田村
一、同　同　示野村
一、同　同　同
一、同　同　同
一、壹雨筒打留　鳥　大友村
一、一　羽　鶴　藤江村
一、一　羽　雉子雄　示野村

都合八羽也。

今日鳥充に而初而鳥に向ひ玉を放す。然處惣供人何れも見物す。甚はれなることに、何れも甚感心之躰。就中小兵衛大に悦ぶ。

鳥充は鳥銃なるべし

四月晦日。火災の際御使番石黑宇兵衛、定火消中川八郎右衛門の家來に通行を妨げらる。

是月は小盡なり

〔袖裏雜記〕

先日以來火事之節、惣躰火元之邊無用之人々多、無用之早乘仕人々も相見、其上火消中人數之內甚不作法之躰在之、往來之障に成、此分にては必可及騷動候。一昨日火事之節、於途中

一昨日は四月晦日なり

中川八郎右衛門へ石黑宇兵衛出合候節、八郎右衛門は人數引揚罷歸、宇兵衛は火元之方へ指急罷越候節、行列を建道を差塞、甚障候。指急罷越候役人を爲致遲々申儀、不埒至極に候。御横目御使番之儀は、火事羽織相印も被仰付置候處、見知不申躰は、八郎右衛門家來心得違と奉存候。私共は跡々より火消中人數之下知をも可仕儀、指急申節は行列をも乘切、於火事場は火消中梯子へも登り見分等仕儀も御座候。右之躰に而、此儀も火消中心得無之と奉存候間、其節に至り彼是と申候而は御用欠申候條、以後之儀夫々被仰渡候樣仕度旨、五月二日之日附御使番連名之紙面出。重而八郎右衛門へ懸合之儀等に付委細紙面に、役儀に付指急罷越候へば、人數に障不申儀者相成不申候處、彼方より不拂候儀火消方作法に候へば、私共火事場御用難相勤旨等、委細紙面等出候。五月五日 且急に指圖無之候はゞ、紙面返候樣仕度御內聽に達候旨申候付、五月八日右紙面等先入御覽、右之趣も申上、僉議は追而可申上候間、若御內聽に達候はゞ、御下知御延引御座候樣仕度旨申上候處、御承知之旨等御意。

〔袖裏雜記〕

石黑宇兵衛へ

先頃火事之節安江木町邊において、御手前家來与中川八郎右衛門家來与申分有之趣、段々紙面等被指出候。下賤之者之申分に候へば取上彼是難及僉議、其砌双方和順に申談有之候へば、

事相済候儀に候。畢竟末々之者がさつ成故に候間、自今左様之儀無之様可被申付置候。右之趣は八郎右衛門へも申聞候。尤是以後勤方之儀は、前々之通可被相心得候。此儀に付火事場御用難被相勤段、支配人迄書付被出候儀は、――御聞之趣有之に付申談候。依之被指出置候紙面等は相返候事。

五　月

同役并八郎右衛門へも有之振に調へ上之候處、又御好有之、重而左之通調上候處、此通と被仰付、六月四日渡之。

石黒宇兵衛に

先頃――紙面等被指出候へども、取上被是――和順を以内済に取計有之候へば事相済候儀に候。畢竟――相返候事。

六　月

富田主税に

横濱那百助に

堀平次右衛門に

先頃――おいて、中川八郎右衛門家來与石黒宇兵衛家來与申分有之儀に付、紙面等被指出候

へども、取上彼是――事相濟候儀に付、其段八郎右衞門・宇兵衞へも申渡候間、自今各にも可有其心得候。尤是以後勤方之儀は――御噂之趣も有之に付申達候事。

六月

中川八郎右衞門へ

先頃――御手前家來与石黑――有之趣、宇兵衞より委細申聞候へども、取上彼是――双方和順を以節立不申樣に取計有之候へば、事相濟儀に候。畢竟末々之者がさつ成故候間、自今左樣之儀無之樣に可被申付置候。拙者共迄御噂之趣も有之候付、此段申談候。尤右之趣ニ宇兵衞へも申聞候事。

六月

## 五月十一日。前田治脩二ノ丸御殿に新築せる表玄關を見る。

〔政隣記〕

五月十一日八半時過御出、表御玄關始而御覽。但柳之御間御緣頰より、虎之間新御廊下通り御出。御見通之所屛風にて建切、御縮に相成候に付、御大小將御番頭等不及列座に候。御普請懸り湯原典膳・土方勘左衞門を初、御作事役人・御大工等迄虎之御間新廊下に列居。御先立は三宅權左衞門、其外御供御近邊之人々迄に候事。

五月十三日。前田治脩石川郡宮腰に行歩す。

〔政隣記〕

五月十三日九時過御供揃に而、宮腰江御行歩。御宿中山彌八郎方也。大石邊より御早乘、御歸は町端より町端迄御早乘。御供人羽織・袴、笠御免、草履に而御供之事。

五月十六日。二ノ丸御殿表玄關等の普請成就せるを以て大小將をして勤番せしむ。

〔大梁公手記〕

五月十六日今日玄關・虎之間等皆出來、典膳より引渡也。請取遂見分候處、何之相替儀無之。依之今日より玄關大小將勤番有之樣申渡候旨、今日安房守・駿河守より權左衛門を以言上。恐悅之旨茂兩人より申上る。無障出來令喜悅候旨等、同人を以申聞る也。

〔大梁公手記〕

五月十九日九時過居間書院出座、一統年寄共等相濟。

安房守

駿河守

右兩人出る。近うと呼、居間書院中程より少し上之方へすゝむ。尤緣頰い方寄也。
今般玄圃等宜出來令滿悅候。各彼是出情故に候。依而祝候而時服。
此時表小將友之進、仲相勤。左廣ぶたに時ふく乘之指出。兩人之前に直之。頂戴畢而引之。尙御懇之仰、
其上御時服頂戴忝旨言上退去。
又兵衞呼。
今般玄圃等宜出來令滿悅候。當時何か指支之時節候處、迅に出來出精故と令大慶候。畢竟家中より人足賃銀指上候而も、用に相立候道筋之手段無之而は中々出來之儀無之處、全其方出精故と令大慶候。彼是好も有之、入用もかさみ候處、萬端殘所もなく存分之儘に出來、滿悅此事に候。夫に付存念茂有之候得共、其方之事故却而外々へ相障候事茂可有之哉と、旁先應と無其儀候。甚喜悅候段申聞る。
段々懇之儀忝旨申す。

〔政隣記〕

五月十六日、御表式臺等御普請出來之御間共、御城代より御横目中へ御渡相濟候に付、御大小將溜御横目より御番頭へ引渡、只今迄之假溜明渡等相濟。右に付都而御類燒以前之振に相成候事。

一、右出來に付終日御城向布上下着用、詰合之者一統御酒・御吸物、於御臺所朝夕之内勝手次第頂戴被仰付、御禮御臺所奉行ゟ申遣。將又同十九日左之人々御普請懸りに付左之通拜領被仰付。

晒布三疋・白銀五枚　湯原典膳

同　三疋　土方勘左衛門

同　三疋　松尾平九郎

八講布二疋宛　內作事奉行・御作事横目

金二百疋宛　內外御醫師

〔政隣記〕

五月十九日諸頭御用番御呼出、御用番九郎左衛門殿左之御覺書御渡。

御城就御造營、御家中之面々より指出候人足を以、今度表御式臺等出來、御喜悅に被思召候旨、拙者共迄被仰出候。此段申達候事。

右之趣被得其意、同役中傳達、組・支配之面々ゟ可被申聞候。且又組等之內裁許有之人々は、其支配ゟも不相洩申聞候樣可被申談候事。

〔政隣記〕

附札、御横目ゟ

表御式臺虎之御間等、當十六日出來に付、佳節・朔望等之節出仕之面々、前々之通可被相心得申談候事。

五月二十八日

右御城代被仰聞候旨等御横目廻狀有之。

五月廿一日。今秋參覲の道中に宿拵大小將を止め宿割大小將をして兼務せしむ。

〔政隣記〕

五月二十一日、當秋御參勤御道中御宿拵御大小將被指止、宿割御大小將より兼帶相成候樣被仰出。付、以後例之兼帶に相成。

但、今年宿割御大小將は丹羽伊右衛門・脇田伊織・竹田源左衛門・井上勘助也。

五月廿二日。前田治脩放鷹の途次石川郡粟ヶ崎の旅屋に臨む。

〔大梁公手記〕

五月廿三日五半時供揃に而、同刻粟ヶ崎へ放鷹出る。奥口より先也。馬滑涯。
一、鶴何れも甚拂底也。鷹共殊之外不手際、一素返物無之事。
一、弓取より船にて行、惣田不湖之内弟鷺一つ居る。三十間餘計有之。治三郎に打候様申付る。進み出打處外る。筒は輪寶也。甚殘念之様子也。
旅屋へ行時、船を付候處、又橋のあなた迄行、一通通り、夫より旅屋へ行、此節橋の邊迄投網獵師共に申付る。小きちよぼ・小鮒・うぐひ等少々有之。桶に生魚にて爲持、船中甚凪有之すゞし。
旅屋何之相替儀無之、見晴し有之、甚景氣宜也。遠眼鏡持參すべき處、迚見る間も有之まじきと不持參、近頃殘念との事。就中二階絶景之事。
五月廿四日。前田土佐守先に卒せしを以てその遺書により相續を議す。

土佐守は是年四月三日卒去せしなり文は遺書の例として之を掲ぐ

〔袖裏雜記〕
前田土佐守遺書封之儘上候處、御覽之上披見仕候様にと、五月廿四日被渡下。左之通。
封之上
前田土佐守
遺書
本多安房守殿
前田駿河守殿

横山河内守殿

折紙に而

私儀亡父存命之內、護國院樣御代被召出新知被下置、亡父死後遺知先格之通被仰付、忝仕合奉存候。且又月番加判之御用叙爵迄被仰付、不相替人持組頭被仰付、過分之至難有仕合奉存候。月番加判之御用御免除、忝次第奉存候。御代々御懇之趣可申上樣も無御座候。御先代にも段々御懇之御儀乍當分主付御用蒙仰、忝仕合奉存候。然處十六年以來病身罷成、右御用御免、組頭之儀も御斷申上候處御免被下、忝仕合奉存候。且又同氏三左衞門被召出、新知被下置、其節私に茂以御親翰御懇至極之被仰出、兎角可申上樣無御座御事奉存候。將又去戌之年芳春院樣御法事御名代、願之通三左衞門に被仰付、是又難有仕合奉存候。右就病氣何等之御用にも不相勤罷死去仕候段別而殘念、乍然無本意仕合奉存候。家督之儀、尤三左衞門へ被仰付候樣奉願候。次男木工廿三歲、三男刑部廿一歲、四男掃部二十歲、五男監物十八歲、六男玄蕃十一歲、七男數十郎十一歲罷成申候。何茂三左衞門養育仕候樣申付置申候。急死難計就奉存候、御禮之趣等相調置申候。此段宜被達御聽候、恐々謹言。

安永三年甲午正月二日　　前田土佐守直躬　判

本多安房守殿

前田駿河守殿
横山河内守殿
長九郎左衛門殿
奥村主水殿
村井又兵衛殿

右に付此並之跡目、忠明より六・七日目に被仰付候故、土佐守享保十四年九月廿九日忠明候處、閏九月七日家督被仰付候間、今般も來月朔日被仰付可然、申渡は前々之趣左之通に候旨申上、遺言返上之處、來月朔日可被仰付、座列も紙面之通、見習は家督以後可被仰付旨御意。

**五月廿九日。前田治脩大聖寺藩の財政整理の爲神保舍人に出張を命ず。**

〔大梁公手記〕

五月廿九日

神保舍人

備後守様御勝手御難澁至極に付、是已後御勝手御取續之致形、あなた御家老中初御僉議就被仰付候、此方様より御役人被遣、其様子示談有之候様被成度旨、備後守様御願に付、御手前可被遣旨被仰出候條、御家老中出席之所へ出座、右僉議之様子承可被申候。於彼地勤方等委

細之儀者、又兵衛より申談候筈に候條、可被得其得候事。

五　月

又兵衛席に而申渡候趣。

備後守様御勝手連年御難澁之處、危急之御指閊に相成候に付、是已後御運之儀、あなた御家老を初御役人心を合遂僉議申筈に候得共、只今迄之御賄方不宜候故、已後之儀いか様之御賄方被仰出候而も信服行屆不申候間、此方様より御役人被遣、御家老等示談之上御賄被仰付度候。左候へば御本家之御威光を以一統信服格別之儀に付、今般御役人被遣候様備後守様より達而御願に付、御手前大聖寺へ被遣候。然上はあなた御家老中より示談之趣被承糺、御双方之御爲に相成候様可有示談候。勿論御手前了簡迄に而難決儀、拙者へも被申越、或筆談に而行屆不申儀は致出府可被申聞候。尤委細口達に申談候通に候事。

五月廿九日。異風組の士をして石川郡打木濱に町打を行はしむ。

〔大梁公御年表〕

一、五月廿九日打木濱に而御異風町打有之。

五月。郡方に於いて盗難に罹れる者に事實を隱蔽するなかるべきを命ず。

〔御郡典〕

本令は能登口郡のみに適用せられたるものにあらざるべし

御支配所口郡之分被盗物有之節、前々改方ゟ断書付指出、并被盗主も罷出候。然る處遠方之者共少分之品被盗取候節、時々罷出候儀迷惑存、押隠し候様子も粗相聞候。右之趣に而者、御締方相立不申候。少分之品、或は指懸り賊穿鑿之手懸りも無之分は、書付迄指出候而も指支申間敷候。被盗候趣、品書等早速指出候得者、詮議之趣相渡申儀無御座候。尤罷出申聞度趣も有之候はゞ、無遠慮可罷出儀。勿論此方にも急に相尋申儀候はゞ、断候上呼出可申候。其御場指支申儀も無御座候はゞ、以來斷書付迄指出候様御申渡被成間鋪哉。左候はゞ、押隠し申儀有之間敷、却而御締方相調可申与存候。右之趣御內談旁得御意度、如此に御座候、以上。

五　月　　　　　　　　　　　佐　藤　勘　兵　衛

槻　尾　左　　膳様
高澤平次右衛門様

右之通盗賊改方より申來候條、寫指遣候。以來被盗主之儀は不及罷出に、少分之品被盗取候而も押隠不申、書付迄早速指出候様、夫々得与可申渡候、以上。

五　月　　　　　　　　　　　槻　尾　左　　膳
高澤平次右衛門

漪漣は乗馬なり

この瀧は今いふ翠瀧なり

## 六月朔日。蓮池庭に於ける瀑布・亭榭等成る。

〔大梁公手記〕

五月十日

八半時過蓮池へ行。漪漣。金谷門坂下より馬場の上迄早馬、坂下門迄序道、右坂の上より蓮池門迄又早馬。乗合一段宜。何之相替儀無之事。

随分ひかへ目に乗候故歩共何れも相つゞく。馬はわり口の儘也。尤無咎也。拍子一段宜。

蓮池がん石瀧出來、中々宜。去どもはゞは宜候へども、うすく、水少。瀧壺無之故、瀧の音も不宜。色々いたし見候得ども中々不出來。何れにも右之趣典膳へ申聞候様命ず。

揚地へも行。然所石橋の邊不圖存付よく見候所、瀧の場所有。落口に獅子の自然石有。其勢ひ誠に妙也。かゝる名石有とは聊心付ず。今日時節到來して人々見出候事不思議也。鳥等一切居不申。草高き事長けに餘れり。水は随分よく流而、澤に菖蒲色々咲申候。

夫より又蓮池へ行、瀧之様子種々無量にいたすといへども、とかく元來水うすく、夫故瀧ちゞまる也。

歸城七半時頃也。

〔大梁公手記〕

五月廿四日八時前、今夕追付供揃に而蓮池へ可行間、供中渡候樣權左衞門へ命す。

一、七時過蓮池へ行。駕籠也。尤往來共道筋は松坂通り也。不快故駕籠也。庭之樣子餘程惣躰宜敷相見ゆ。就中中嶋の樣子、柴等ふせ候樣子、小松餘程うゑ中々樣子宜敷相見ゆる也。亭も段々出來す。亭脇の山川淺瀨の樣子、又一景也。揚地へは不行、馬場の方迄一通廻り、亭へは不寄、直に乘駕歸る。

一、歸城七半時過也。

〔大梁公手記〕

六月朔日八半時過蓮池に行。馬野分。往來共堂形馬場通り、出口松坂門也。

蓮池瀧今日懸る。甚宜。凡そか程大きなる瀧はいまだ不見位也。亭茂段々出來。芝も大形ふせ、泉水は水漫々甚すゞし。柴橋も出來す。先頃泉水際熊笹の内にむじな徘徊す。尤當春飛をねらひに參り候節茂、七瀨の瀧の方を徘徊す。橋之際に穴有、出入する。然處前月廿八日手木共寄合、親一疋・子一疋都合二疋打殺令賞味候由、權左衞門申す。揚地へも行。其數繁り欝然。

此の亭は今の夕顏亭なるべし

六月十三日。金澤材木町に火災あり。

〔大梁公手記〕

六月十三日、今曉七半時頃材木町邊出火之旨、近習頭共より與三男を以言上之。予者床に居候内也。昨夜は如何とかく寢がたく、七半時前比迄目覺、夫より暫たら〳〵と寢入候處、右之趣言上之。餘程之大火之由申に付、居間庭より見え候哉見候樣申處、見而參り、馬場より火勢相見え、火勢殊之外きびしく候旨申す。早速庭へ出、馬見所のあなたより見候處、餘程之火勢、尤八家之やね石等之落候音甚近く相聞ゆ。追付那古助出る故爲見に遣處、寶圓寺裏門より上廿間計より燃出、材木町之方へ燃出候。寶圓寺よりは指渡二町計も有之由也。

一、先居間へ可入とする處、權左衞門馬場へ出、外記宅甚近く候故先ふせぎ候旨、權左衞門迄使を以申越候由言上之。依之罷出候儀及遲々可申旨也。

一、先居間へ入、袴・羽織に着かへ、重而庭へ出見る處、次第に火鎭る故居間へ入る。近習頭共二・三人出る。八郎左衞門は遠と承候故、人馬は爲揃置候へども不罷出旨、今朝出候上權左衞門を以言上之。六時前只今火鎭り、跡火に相成候故、火消共は町步へ申談人數引揚候由言上。

右聞之、重而寢處六時也。年寄共之内罷出候者共、安房守・駿河守・河内守等也。

六月十三日。前田治脩參覲の際供奉する諸士の員數を減少すべきことを

命ず。

〔政隣記〕

六月十三日、御勝手御難澁至極、江戸表御仕送等を初御當用御指支之趣、頃日御勝手方より達御聽候に付、今般御道中之御供人等成程御減少、三品も非番御指止之段今日被仰出。

〔政隣記〕

一、當十三日御省略被仰出之趣に付、御近邊御表向頭分平士御參勤御供御免人數多有之、昨十五日夫々被仰渡候事。

〔袖裏雜記〕

御參勤御供御家老西尾隼人・篠原織部兩人被仰渡置候處、御勝手御難澁至極、江戸御仕送等を初必至と支、段々御勝手方より達御聽候付、御道中御供人等御減少被仰付等に付、織部儀年御心外御供御用捨被成候。追而尚更於御前も可被仰聞候へども、此段可申渡旨被仰出候段可申渡旨、六月廿日被仰出。右に付隼人へも右之段申聞、一人被召連、別而大儀被思召候。於江戸は作八矢等兩人之御詰延被仰付候筈候。尚更於御前も可被仰聞旨等可申談旨、右同日被仰出。

但、玉井主税詰延被仰付候也。

六月十三日。前田治脩所用の諸本成る。

〔大梁公手記〕

六月十三日、先達而江戸表に而申付置諸本、筆者渡部半左衛門、章は彌三郎・千左衛門・彌五郎・源五郎・左一郎也。內百番皆出來、箱も同斷。卽權左衛門持參、一段見事甚宜出來す。

六月十八日。領內の河川氾濫す。

〔大梁公手記〕

六月十九日

一、昨日之洪水に而津幡迄之橋々不殘流れ落也。中々飛脚等往來も一向無之。依之明日より早速取かゝり、來月七日發足前道筋不指支樣精誠相成可申候。津幡より越中之方は一圓に樣子相知不申候。何れにも道筋不通由故、否相知不申と存候旨、土方勘左衛門罷出及斷候旨、又兵衛より言上。取次權左衛門。

猶更越中表へ樣子早速申上候樣、勘左衛門共へ可申渡旨權左衛門へ命す。

〔大梁公御年表〕

一、六月十八日大雨に而淺野川筋水溢。馬場邊等之水五十ヶ年以來之大水之由。

〔袖裏雜記〕

六月十八日より廿三日迄大雨、御領國之内洪水に而入川、御田地水込に成、御損毛高大概六十萬石計、且所々川除幷人家等破損、人馬怪我も有之に付、公儀へ御届可有之哉与御僉議に候へ共、いつもの通御損毛高之儀八・九月中御届、前廉御届には及間敷と御届無之。

## 七月朔日。前田治脩初めて蓮池庭中島の茶屋に飾付を行はしむ。

〔大梁公手記〕

七月朔日

一、八半時供揃に而七時過蓮池へ行。夕影。金谷門坂下より堂形馬場の上迄早馬、坂下の上より又候早馬、蓮池の下迄乗付る。亭之前に下る。權左衛門跡より參上。只今おくに而料理下頂戴、其上顯前へ出色々遣物、其上自手のし・まめ・くる身頂戴段々恭旨、八郎左衛門を以高之亭に而言上之事。

一、中嶋の茶屋に而初而餝左之通。

釜　瓜形　　風爐　奈良

水指　銅　　茶碗　井戸手

茶入　春慶鵜首　　蓋置　竹輪

建水　さはり　　棚　香合　染付ふくべ

夕影は乗馬の名

顯は前田治脩の養女

高の亭の名初見

きすけ本の儘

---

羽箒　本白
床懸物　春屋墨跡一行物　花生　銘布袋　花きすけ・いばら
菓子　やう肝　小まんぢう　つまみさゞん花
にしめ　ふのやき玉子　さゝげ　川たけ
右たへ、夫より茶を立さする。友溪勤之。過而外記等三人前に而、菓子ハ下へぎに杉原敷之、くわし・にしめ盛之出す。茶相伴申付る。友溪勤之。夜に入、燈籠等段々火をとぼす。
一、歸城五半時之事。
〔大梁公手記〕
七月三日
一、今夕八半時供揃に而蓮池へ行間、供揃申渡候樣、八郎左衞門へ命ず。
一、七時頃蓮池へ行。只一通りの之莊也。薄茶迄故棗莊に而候事。爲給候干菓子費瓶、薄茶友溪立之也。瀧大躰に落る也。逸角・平次右衞門・十郎左衞門供也。小將は與三男・又太夫供也。
及黃昏石燈籠段々火を點ず。
一、歸城夜六半時過也。
〔大梁公手記〕

七月四日
一、辰巳之用水昨夜山崩に而、又候水筋塞候由。依之水は蓮池へ不入候由也。其段昨夜藤田八郎兵衛より申越候旨、權左衛門出言上之。三太夫へも申渡、色々遂僉議候へども、一圓致方無之旨申旨言上之。

七月五日。前田治脩野田山の祖廟に參詣す。

〔政隣記〕
七月五日野田御廟參、九日兩御寺御參詣且御廟參。

七月十一日。前田治脩金澤を發して參覲の途に就く。

〔政隣記〕
七月十一日、五時過不遲御供揃に而同半時御發駕、今夜高岡御泊。
一、實檢之御間に、是以後御待請・御見立共、御射手・御異風入交り勤番仕候樣就被仰出候。
今朝より御發駕迄勤番之事。

〔大梁公手記〕
七月十一日、天氣快晴也。
一、日覺六時前之事。湯に入、髮爲結候也。髮相濟、直に裝束淺黃かたびら・赤色小紋半上

下着用。於居間今日出立之膳祝之。今日出立に付御使者被附置候由也。高田治太夫也。御前様よりは

村田八郎兵衛、淨珠院様よりは松江治兵衛、御姫様よりは加藤權兵衛、夫々御附使者也。御

返答は近習頭を以申上る。額より池田善左衞門。

一、五時前おくへ行、額對面、熨斗出る。夫より引續吸物出、盃事有之。かんなべ也。盃は

土器也。相濟、智仙院目見。畢而菊池・梅田・戸川・富田・增尾、何れも見立に上り候もの共也。

目見申付る。

暫有之、一先表へ出る。夫より直に旅裝束に直す。追付居間書院着座。御附使者治太夫、右

外記誘引。予は敷居之內へ着座、近うと呼、敷居之際迄すゝむ。

殘暑之砌御座候處、先以益御機嫌好被成御座、誠以目出度奉恐悅候。私儀今日發足仕候に

付、御使者被附置、御懇之儀難有仕合存候。無異儀追付發足仕候。此段江戶表へ宜。

右申渡退去。

年寄共一統呼、追付發足いたす。請有之。殘暑之節各隨分無事といふ。請有之。留守中猶更

無油斷可被心懸候。請有之、退去。

家老共呼、尤除隼人也。供故追付發足いたす。請有之。殘暑之節何れも無事。請有之。留守中猶

更無油斷可心懸候。請有之。

右畢而居間へ入る。

外記・八郎左衛門兩人呼、殘著之節兩人共無事に可罷在候。八郎左衛門儀は跡より用事相仕廻、隨分はやく罷越候樣可心懸旨申聞る。

留守に殘り候近習頭ども、

堀　孫左衛門　小堀金五郎　瀬川半兵衛　松田淸左衛門

菅地久兵衛　堀　平次右衛門

右前へ呼出、何れも來年隨分無事にといふ。

高山守拙

右八郎左衛門誘引、輕く無事に罷在候樣申聞る。八郎左衛門取合、畢而退去。

右相濟、おくへ行、頴のし持參、まめ・くるみ手づからつゝみてくるゝ。懷中。暇乞相濟、智仙院呼出、いとま申候。夫より桑野等三人幷三嶋呼出、留守中隨分無油斷相心得候樣命、一統通り懸目見、頴附之中臈共へも猶更無油斷相心得候樣申聞。何れも來秋目出度といふ也。

鈴廊下の少しあなた迄ゑいおくる。來秋目出度對面可致、隨分息才にと申候。夫より表へ出る。居間着座、のし・まめ・くるみ、求馬持參上る。祝候而直に出立、居間より先立外記、居間書院廊下より織部先立。柳之間廊下に隼人扣る、會釋等無之。八つ肴杉戸の內に守拙・平

兵衛・信平出居る。出たかといふ也。實檢之間杉戶之外板緣、備州附使者伺公。披露奏者番。中腰會釋、尤言葉無之。階下に白洲へ向左之方へ年寄共列居、階を下り立、其方之膝をつき、尤一寸手をつき、今日は天氣も宜といふ也。何れも御機嫌好御發駕奉恐悅旨言上之。右之方に家老共列居。かろくつくばひ、今日は天氣も宜といふ。同斷。夫より直に敷附に出、わらんおはき、笠着用、馬に乘候前左之方に定番頭等出る。出た歟といふ。直に馬に乘。如此。これに洩るゝ事なし。

七月十九日。諸士の男子を生みたる時屆出を遲延することなかるべきを命ず。

〔政隣記〕

七月十九日緣組養子等諸願被仰出、今日左之通御覺書御用番安房守殿御渡之旨等、定番頭より例文廻狀有之。

御家中之人々男子致出生、虛弱に而成立難計候得者、出生之斷數年見合置候儀有之躰相聞え候。自今者暫見合候儀者各別、早速頭・支配之人々ゟ及斷可申事。

右之趣組等有之面々ゟ夫々可被申談候事。

甲午七月

七月廿三日。前田治脩江戸に着す。

〔御年譜〕

七月二十三日御着府。御供御家老西尾隼人・篠原織部、御歩頭不破半藏。

〔大梁公手記〕

七月廿三日天氣快晴、殘暑強。

一、曉八半時供揃に而、七時頃蕨驛發足す。駕籠也。甚冷か、寒き位也。あはせ羽織を着す。

一、戸田川。定水より餘程水有之。川幅廣く覺ゆ。

一、下屋敷。髮少しそこね、爰に而又爲結直、皆右衞門相勤。爰に而裝束着かへ直に出す。駕籠也。中屋敷前より常盤に乘而上屋敷に着す。此節甚あつし。

一、上屋敷着。中之口門へ入、左の方に柳原附等頭分等出有之。馬上より出て居るかといふ。中之口へ馬を乘付、下り立、笠着ながら、右之方に忠左衞門等出有之。此方をむき、忠左衞門と云ひ、其餘は流す。かろく會釋也。笠をとり、わらんぢぬぎ、箱段を上る。左右に家老つくばひ、無事といふ。夫より家老先立、御付使者共正面に出る。中將樣・御前樣御使者と權左衞門相稱ふ。中腰にてえしやく。蔦之間之方に與一郎・萬右衞門等近習頭ども出る。出て居るかといふ。居間着座、のし祝之。直に居間書院二之間着座、與一郎呼申上る口上。

殘暑甚敷御座候處、先以益御機嫌好被爲成御座、御前樣にも益御機嫌好被爲成御座、日出度奉恐悅候。私儀當月十一日金澤表發足仕、途中無異儀只今參着仕候。領國中何之御替儀無之候。此段申上候。

引續き萬右衞門呼、申上る趣。

在國中每度御書面被成下、其上種々拜領物被仰付、且又今般金澤表發足之節御使者被附置、將又途中へも度々御書面被成下、旅中爲御尋以御書面兩種拜領仕、蕨驛并下屋敷へ與一郞等より以奉書御尋被仰下、段々御懇之儀難有仕合、今日參着仕候に付謹て御禮申上候。

畢而御附使者伹久太夫引續呼。

今日參着仕候付、御使者被附置、御懇之儀難有仕合存候。此段御序に宜。

右申渡、一先居間へ入る。

七月廿七日。德川家治使を遣はして前田治脩の參覲を勞す。

〔三守御譜〕

七月廿七日、上使松平右近將監を以て被爲蒙上意。

〔大梁公手記〕

七月廿七日、上使松平右近將監九時過被參、御登城下りの附人來り次第、先小書院溜の方へ

出懸る。水道橋の附人來候と、一時、廣間緣頰之方へ出懸る。夫より本鄕三町目の附人來候と、右案内次第敷臺疊の上正面に出居り、上使先勢折曲り候と直に階を下り白洲へ出る。尤白洲へ向ひ右之方也。門之しきみを越し、しきみの際に居る。其節駕籠のすわり候と一時の心得肝要也。上使前へ被參出、御中腰に而膝の下へ手をおろす也。雨天の節は長柄を用候事。夫より先へ立、尤敷臺へ向左の方よりに而、敷附に而草履ぬき上る。大書院へ誘引、敷居之内中座、上使上へ被通着座有之上會釋有之。直に上使の際より六・七尺計間を置すゝむ。上意之趣演述。上意左之通。

參府之段達上聞、大儀被思召候。上使被成下候。明日五時登城、參勤之御禮可被申上候。

且又家來二人御目見被仰付候間、召連可被罷出候。

右平伏、尤額之疊に付候が宜しき也。右畢而、少々下之方へそろそろ立上り退き候時、上使茂下へさがり、緣頰を後に着座。此時對座にして、今日殘暑も强候處、別而御大儀存候旨。尤對々よりは重く應答也。其内のし出る内、一先予勝手へ退く。宜時分又出、對座より少し下り手をつき、こなたへといふ。夫より大書院中之方唐紙内より表小將開之。是より誘引小書院へ通る。中程に而暫立ながら見合す内、上之間之方緣頰を後に着座。對座になして、久々に而得貴意候。當年は殊外不順成天氣に候處、無御障御達珍重存候旨等及挨拶也。尤是

は右近殿故如右。外に而は少々差別可有之歟。猶可考。其内多葉粉盆・薄茶出る。一先勝手へ引、料理宜時分出、對座よりは少し下り、料理致進上候。是に而致御相伴候旨及挨拶、勝手之方着座。尤膳出。予にもすゝめ付。差味之臺出候と勝手へ立、給仕の出口に而燒物請取、乳の位にもち出、上使にすゝむる。復座、夫より段々すゝめ、上使椀のふた取候と予も取、大かた上使の通りにする也。料理之内見計ひ、御口に應じ候も候はゞ、何成共御かへ被成候樣に言ふ也。鉢幷かはり斷之節は、もそつと等挨拶有之。酒一へん出。引菜一門中等取捌候事。尤酒之節上使より挨拶有之。二之膳と吸物と引かへ、土器三方・肴三方上使にすゝめ付候と、嘉儀之衆一人上使と予との間を通り上之方へ座すと、予上使と對座になる。別上使より挨拶有之候はゞ、ひらにといふ。尤いづれも上使初め也。其内取持坊主之内捨土器を側に置、大方組頭役之上使一獻被給候所へすゝみ、予よりさかなはさむ也。加有之、予に來る。いたゞき候は頭之位か身之中程宜也。一獻請、上使より肴、すゝみ出兩手に而請る。時宜同斷、挨拶有之、加有之、したみ三方にのする。上使取上之時は、疊より五・六寸明候程に頭をさげる。其内かはり之肴表小將持出る。二足程すゝみ、中座して請取上使へ遣す。加有之、又予へ來る。一獻請、上使より肴、夫より予に而納也。かくて土器したみ之側に指置候而復座、段々引之、湯出る。是は余へ最初つぎ、夫より上使へつぐ也。予本膳上り候と直に勝手へ立、濃

茶持參する。夫より勝手へ引段々相濟、上使御請申上宜候段御先手衆より爲知有之、夫次第罷出、圖候處に着座之內、上使上へ上る。着座見懸候內會釋有之。直にすゝみ、先程上意拜聽之位に平伏。

　參府仕候に付、以上使御懇之蒙上意、難有仕合奉存候。

右申演、夫より直に先立、最初之通に行、最初之通敷附へ向、右之方に而ぞうりをはき、出向之處に而立とまり、上使會釋最前之通也。上使駕籠へ被乘候時、直に敷臺へ上る也。敷付兩方に伊豆守等取持之面々伺公、先かなたへと中座して及挨拶、一先居間へ入る。

## 七月廿八日。前田治脩登營して參覲の禮を行ふ。

〔德川實紀〕

七月廿八日、月次例の如し。松平加賀守治脩・奥平大膳大夫昌鹿參覲し、松平出雲守利與就封の暇賜ふ。

〔大梁公手記〕

七月廿八日、登城之上養哲來、御禮之習禮有之旨申す。追付相濟、與次郎被參、御黑書院へ參り候樣被申聞。直に參る處、奏者番衆何れも被出、一へん習禮有之。夫より一先部屋へ參る也。最早寄せ候旨、土屋長三郎即詩部屋へ被參演述。直に御黑書院例之通竹之廊下に着座

する。其内御三家樣段々寄有之。追付御禮初る。御三家・溜詰月並爲濟、夫より予御禮也。御目付衆幷奏者番肝煎會釋次第に、肝煎之際に扣る也。獻上物出、太刀目錄披露。土岐美濃守御緣がはへ披く。肝煎會釋有之。直に御緣側奏者番之際に而御禮。松平加賀守と披露、平伏。夫より一先退く。獻上物引之、重而肝煎會釋之上、最初之御禮席へ出で平伏。それへと上意之時、御敷居之內へ入る。上意有之、御取合。畢而退去。夫より隨分足早に參り、御白書院御納戶がまへの後より柳之間へ出、大廊下部屋へ入、例之通襖建之。暫有之、與次郞案內に而出で、黑鷺御杉戶老中列座申演趣。

今日於御黑書院參府之御禮申上候處、御懇之蒙上意、且又家來之者二人御目見被仰付、難有仕合奉存候。

右申演、直に退出す。殊外込合、暫天上之間に而見合候而退出す。雨少々降候へども、合羽は不用。外之面々者、大かた合羽被用候樣子也。

西丸登城、直に部屋へ行。暫有之、御白書院緣頰に而、奏者番へ謁す。

今日登城仕、於御黑書院參勤之御禮申上候處、御懇之蒙上意、家來之者二人御目見被仰付、難有仕合奉存候。

右申演、直に退出也。夫より直に老中廻勤之事。

八月朔日。前田治脩、江戸留守詰大小將の士の精勤を賞す。

〔政隣記〕

八月朔日、今度御留守詰御大小將中ゟ、三宅權左衛門を以左之通被仰出、頭中村左兵衛御請等申上。御小將中は發足後に付、左兵衛歸着之上筆頭招申渡有之、筆頭より傳達之儀申談有之。權左衛門より被相渡候覺書左之通。

御留守中御用多之處、御人少に候得共御用方相辨、情に入相勤候段達御聽候。此段可申聞旨被仰出候事。

八　月

八月十三日。郡方御用の爲役人の出張する際道案内等を要せざることを告ぐ。

〔御郡典〕

御郡方就御用諸役人相廻候節、近年は村々領之内道案内等に村役人共罷出候樣子に相聞、此儀者有之間敷事に候。元來夫々御用有之候者は、其御用之所ゟ者罷出、可相勤儀勿論に候へども、道案内等仕筈者決而無之儀に候。右近年之振に相成、諸事無手透候而者、畢竟同役人

共改作方御用意り之基に候條、向後諸役人被廻候節、道案内等に村役人等罷出申間敷候。尤此方共相廻候節、途中惣而相諍品等有之に付、寛文之頃より例格に罷出申儀勿論に候。是等之趣村役人共心得違無之樣、急度可申談候。若又是非道案内村役人等罷出候之樣、其役人より申渡候はゞ、此方より申渡之段相答、夫以承引無之候はゞ早速可申越候、以上。

午八月十四日　　御郡奉行

改作奉行

諸　郡

九月廿一日。定番頭戸田與一郎人持組に列せらる。

〔袖裏雜記〕

戸田與一郎事、御親翰を以被仰出に付、寶暦九年正月十五日於江戸富永數馬儀御前へ被召出被仰渡之例を以、此度も於御前可被仰渡哉、被仰渡之趣左之通調之、九月十三日之御請に上之。與一郎は、松雲院樣御代正德五年十二月十一日亡父戸田淸太夫養子被仰出、享保六年正月廿五日江戸に而被召出、新知二百五十石御大小將組、同九年十月廿八日亡父遺知無相違被下、新知は被除、同十五年三月十一日御大小將横目、元文五年五月廿一日町奉行、寛延二年十月朔日御大小將頭、寶暦四年五月四日御馬廻頭、同八年二月十五日御近習御用兼帶、明和

元年正月十六日定番頭也。

戸田與一郎

與一郎儀、松雲院様御代以來數十年多役相勤、中將様御近邊御用烈敷情に入相勤、及極老候迄度々江戸へも相詰、彼是骨折候付、御加増五百石被仰付、人持之末席へ被指加候事。此通九月廿一日被仰付候也。

## 九月。頭振の類焼に罹れる者に支給する松材に關して令す。

〔加藤氏日記〕

各支配村々頭振家類焼之者ゑ松木被下候儀、往古者無之躰に候得共、何頃よりか流例に相成、被下候分けも無之躰、尤舊記等茂相知不申に付、詮議之上、頭振ゑは高持百姓ゑ被下木數半分之圖を以可相渡段、去十一月覺書を以申談候處、各詮議之趣再往紙面を以被申聞候。近年百姓同事被下候處、一統相減候而は難澁之者甚及迷惑申儀に候間、是以後松木相願候節、頭振之内に而も、御定之木數半減被下候而も可成程之者は其通爲相願、尤皆々不被下候而も家作仕兼不申者は相省可被下候間、難澁者之儀は近例之通百姓同事に被下候様被致度旨、委細紙面之趣無據被申聞候に付承届候條、以來之儀各手前に而綿密に被遂詮議、人別願高致差別可被相願候。畢竟近來百姓・頭振共致類焼候得ば、身上之厚薄によらず必松木被下候事之

樣に相心得候哉、年々願人多成行候間、頭振に不限、百姓共各手前に而被致勘辨、願高可有差別儀に候條、左樣可被相心得候事。

午九月

頭振共類燒之節松木被下候儀に付、去十一月御算用場より覺書相渡候に付、拙者共詮議之上再往及懸合、別紙之通相極候條得其意、是以後類燒之者共松木相願申節、廻り口之御扶持人立會、綿密詮議之上連名に而相願可申候。右之趣得其意候段、御郡切連名之請書可指出候、以上。

甲午九月　　高尾左膳

　　　　　　高澤平次右衛門

能州四郡御扶持人十村中

〔御用大綱拔書〕

一、頭振共類燒に逢候得ば松木被下候事、何時となく流例に相成候旨。以後もやはり百姓同事に可被下、尤木數能吟味いたし、且拜領木無之候ても立申者は爲願不申、定置之所を以爲願申樣、安永三年被仰渡る。

九月。羽咋郡生神村の肝煎久右衛門の篤行を賞す。

〔加能越良民傳〕

能州羽咋郡生神村久右衞門は、若き時より父母に孝心ありて、愛敬の情尤深し。且篤實にして、己をおして人に施すの風あり。元來家豐かならざれば、衣食之養ひにおいては、自身は勿論妻子とも云ひ談じ、朝夕きよらかに拵へて是を進む。父善兵衞は數年肝煎役を勤めけるに、漸く老に臨みければ、久右衞門父にかはりて又是をつとめけるに、公用ありて出る時は、必兩手をつきて其事を言述べ、歸れば見聞しける事共詳かに物語す。私に出る時も斯の如し。又は毎夜自分に父母の寢所を掃除し、寢席を燒火に煖め、寢所を能くこしらへ、父母を請じて安臥せしめ、能く其熟睡なる時を待ちて、其後勝手廻を仕舞、僮僕へそれ〴〵會釋して其身も枕につく。且母は多病にして、寒暑ともに寢所を火にて煖め、是を敷かしむ。又父母の寢所を掃除するに、寢席を毎夜戸外へ出してたゝきけるゆゑ、近隣の者共是を聞馴れ、後々は其音を相圖に寢仕廻をしけるとなり。夫れ人の父母に事ふるや、家貧にしては食養を以て先とせん歟。家富める人においては、父母を尊み敬ふの作法、惣じて久右衞門の行ひに習度ものならずや。正月半頃、善兵衞宅にて佛事執行ふ事有し時、檀那寺の住持其外村中の人を多く招きけるに、其節父善兵衞は、痰咳にて不快なれども、饗應の爲め其席に出で、彼是話居けるに、痰咳の症には野老を食して宜しと座中の人申ければ、久右衞門是を聞き、不圖立ち

て外へ出でけり。又其節はいまだ雪も深かりしに、やゝ有りて、山より野老を掘りて持歸りければ、善兵衛殊之外怒り、汝何故に客を輕んじて斯く外に出づるやと呵りけれ共、口謹みて一言をもかへさず。即野老を烹て進めけるとなり。亦明和三年頃、攝州神戸孫三郎の舟、生神村領の沖中にて破損せしければ、水主等の衣類も捨て、出汐にひかれて何茂裸身にて游ぎ上りけるに、頃は二月なれば餘寒も強く、何れもふるひ居けるを、久右衛門急ぎ我宅より着替の衣裳を取寄せ、先それ〴〵に分ち着せ、其後木綿を買調へ、村中の女子共へ申付て早速衣類を仕立て、十四五人の者共へ渡し着せけり。又彼舟に金子五十兩、錢五貫文入の行李有りしを、難船の節海に沈めし由船頭なげき物語しければ、久右衛門一人舟に取乘り、彼船頭が心覺に金子を沈めたりと噺しける所へ行き、あちこち伺ひ見るに、沈みある樣子見えければ、即ち取揚げ歸りて船頭に渡しけるに、四十九兩有りて今一兩不足しければ、ふたゝび船頭を伴ひ、亦彼所を尋索めければ、右一兩の金子も出で、都合五十兩に揃へて相渡し、其後村中の者共を召連れ出で、沈みし錢をも殘らず取揚げ、其外舟の道具等一品も紛失せざりければ、船頭・水主までも皆落涙して恩を謝して出船せり。國本にても此の事詳かに上へ申上げゝるや。其後彼國本よりも厚く禮謝申來りぬ。それより船方ども福浦へ入津の節は、久右衛門方へいつにても音物を贈るとかや聞きし。夫れ孝は百行の本にして、本立ちて道生ずと、誠

なる事哉。久右衛門至孝の徳厚きのみならず、其人を恵むも亦斯くのごとし。平生志すなはにして、人をあざむく事なかりければ、人も又久右衛門を不欺。故に富木町邊に市にて買物抔するに、賣人のいふまゝに値をねぎらざれば、賣人も久右衛門には懸値を云はざりしとぞ。又父善兵衛存命の時より、馬商ひしけるに、久右衛門篤實慈愛にして、右商ひするにも深き利潤を貪らず。又馬のあたひをかし付たる者困窮すれば、しひて責め求る事をせざりしゆゑ、利潤甚うすかりしが、其馬商ひは無用の事なりといふ人も有りけれ共、親よりなしきたりし業なればとて、少々づゝの馬商ひはしけり。又生神村は往還の道端なれば、雪中抔旅人難儀の節は、介抱をしける事も度々有りけり。乞食其外よるべなき孤獨の者には、いとゞ不便を加へ、まして村の人へは、猶更物を以てこれを恵み、和を以て農業をすゝめければ、一村皆耕作に怠るものなし。春は疾く久右衛門耕し始むれば、一村皆悉く業を始め、秋は久右衛門田畑を刈りぬれば、秋收の時至りぬとて、隣里迄も共に業を終へぬ。年々其風を守りて永く是をたがへず。其身肝煎なれば、折節本藩へ出る公用ありて行かんとする時は、人大勢一里計も見送り、歸るにも又迎に出で、一村悉く能くなつき重んじければ、其風俗おのづから隣里牛下村・領家七海村等へもおし移り、ますく淳孝謹厚なりとかや。君上聞召し感じ給ひて、安永三年九月御扶持米被下、其上夫銀の外諸役永く御免有りて、幷に牛下村・領家七海

村の肝煎・組合頭まで各米錢を給はりけり。其後天明五年巳十二月、孝心のみならず篤實慈愛の行ひ、隣村までも是を見習ひ、風俗自然によろしく成行く事、彼が德化による事なりとて、十村並に仰付けられ、乃ち其祿を給はりぬ。世の人其德行の顯れしを賞して止ざりけり。久右衞門父善兵衞、若き時より肝煎の役を勤めけるに、正路にして邪ならず。農事の法令を重んじ守り、自他の差別なく、自身田畑を見めぐりて、農事をはげましければ、村中ゆたかにして、耕作の時を失はず。年貢公役外村より早く捧げゝれば、君上感じ思召して、元文五年御倉米若干を賜はりて、其志を賞し給ふ。それのみならず、組合頭吉兵衞幷に百姓十一人、同じく御倉米を賜はりけり。嗚呼此父にして此子あるは、實に積善の家に餘慶ありといふべし。彼の久右衞門あるとき隣村へ行かんとするに、父曰く、けふは天氣よし、草履はきてよといひしかば、草履をはきてゆかんとするに、母曰く、道しめる處あり、木履はきてよといひしかば、又木履をはき、草履を手にしばし行きて、やがて片足に草履、片足に木履をはきて行きけり。人あやしめども、唯父母の志をうしなはん事をおそる。此の一事にて、かれが常の行狀察するにたりぬべし。又村のもの年頃作る田の穀物たらざるよし歎きしかは、その田をとりて、我が作りしよき田をかはりとしてやりぬ。扨かの田を久右衞門作りしかば、中々よき田となりぬとかや。元より田を作る業上手なれば、村の者日々の農事を久右衞門に習ひて、

凡て指圖を乞ひけるに、獨りさはせざりける者ありけるが、殊に穀物とり入れ少かりければ、終にあやまりて、これも指圖を乞ひけるに、牛下村・領家七海村の者も、久右衛門を唯人ならずとて、田畑の作り樣とひ習ひけりとなり。此條世に流布する事ながら、前にかける中にもれたるがをしければ記す。

〔郡方古例集〕

覺

羽咋郡生神村肝煎
久右衛門

一、三人扶持

但、右久衛門一生被下候夫銀之外、御郡打銀等諸役銀者、久右衛門家永代御免。

右久右衛門孝心貞心之者に而、耕作方致入情、村中之者共介抱宜、末々迄茂心服仕、一村之風俗おのづから宜相成、自然其餘風隣村牛下村・領家七海村ゟ茂押移、風儀宜相成候段被聞召、奇特成者共に被思召候。依之被仰出候條、此段御郡奉行・改作奉行ゟ可被申渡候事。

安永三年九月

右之通被仰出候條、本得其意、難有奉存拜戴可仕事。

高澤平次右衛門

槻尾左膳
北村八太夫
神戸半九郎
堀田次兵衛
遠藤次左衛門
久田忠左衛門
井上九左衛門

〔杉木氏小留帳〕

覺

一、鳥目一貫文　羽咋郡　牛下村

米一石　領家七海村

肝煎共

一、鳥目一貫文宛　生神村

米五斗　牛下村

領家七海村

組合頭共
右三ヶ村惣百姓等
家一軒に

一、米五斗宛

右肝煎・組合・惣百姓共風俗宜、萬事和順を以耕作方致入情候段、奇特之者共に被思召候。依之右之通被下候條、此段御郡奉行・改作奉行へ可被申渡事。

午九月

右之通り被仰出候條、奉得其意、難有奉存拜戴可候事。

高澤平次右衛門
槻尾左膳
北村八太夫
神戸半九郎
堀田次兵衛
遠藤次左衛門
久田忠左衛門
井上九左衛門

右九月二十八日御場にて被仰渡候事。

十月九日。前田治脩明年より四月を以て參覲交替の期を爲さんことを請ひて許さる。

〔御年譜〕

一、九月來年より四月御歸國被成度旨御願之通被爲蒙仰。十月九日

但御老中方に御廻勤。

十月十四日。前田治脩增上寺に參詣す。

〔大梁公手記〕

十月十四日正九時供揃に而、增上寺參詣。裝束かな色無地のしめ、下着一つ、はだ二、已上三つ也。甚晴氣也。赤色小紋長袴。

增上寺裏門へ向ひ候と、內之方より尾張羽林被參、門之內に而出合、予下り立つ。羽林も下り立被申、互に會釋有之。互に駕籠に乘り、予は直に參詣す。手水相濟、拜禮等之次第常例之通り也。退出に、階下別當兩方へおり會釋有之也。手水つかひ居候內、松平彈正大弼被參會釋有之。互に暫挨拶。予拜禮に行內、榊原式部參詣。退出之節階下に被扣、立寄暫挨拶。

長袴之くゝり上候内丹羽左京參拜。大かたこみ合申間敷と存候處、互に見合却而一時に相成候と覺ゆ。重而は猶更考可然也。夫より池德院へ立寄、手水を遣、素湯一杯のみ直に戻る。池德院いまだ前へ不呼、度々前へ出度と申由ゆゑ、今日も申候はゞ前へ呼可申と存處、今日は如何不及其儀故、前へ不呼。重而は必呼候而可然事。

往は本町通り裏門より、戻りは裏門より丸之內通り也。往來共通り甚宜。就中本町通り、常例もかはらず繁華なる事也。裏門通り、立警固出る。夥敷見物人也。其外何之相替儀無之候事。

十月廿一日。金澤に於いて自今前田治脩の參覲の期を四月に定められたることを告ぐ。

〔政隣記〕

十月廿一日、一昨十九日御用番奥村助右衛門殿依御廻文、今日頭分以上布上下に而登城御帳に付、柳之御間列居之處、御年寄中等御列座、左之通助右衛門殿御演述。依而御年寄衆等江今明日中廻勤被仰談有之。

加賀守樣前々より暑氣を御痛被遊候に付、來四月中御暇被進、來々年四月御參勤、以來共御時節右之通被仰出候樣被成度段御願之通被仰出、忝御仕合被思召候。此段何茂江可申聞旨、

拙者共ゟ以御書被仰下候。

## 十一月二日。年寄以下の諸役所を當分長九郎左衛門の邸に移す。

年寄中席等は元來城內越後屋敷にありしが寶暦六年越後屋敷燒失し七年備後屋敷（前田綱紀の子利章舊邸）の長屋を越後屋敷に移して之に當てしが更に寶暦九年の火災に罹りたりといへばその後金谷殿內にて執務せしなるべし然るに這次金谷殿を修繕するを以て長氏の邸內に移したるものか

〔政隣記〕

十月廿七日左之通御用番助右衛門殿被仰聞候旨等、御横目廻狀有之。

今般金谷御屋敷御殿向御普請有之候に付、御留守中當分於九郎左衛門宅年寄中初御用取捌候筈に付、來月二日より御用番致出席候條、御用之人々は彼宅ゟ罷出可申候。且又諸役人中、九郎左衛門宅大門之內横二枚開より往來之筈に候。右二枚開より內萬端最前越後屋敷之振合に候。

御城方　御勝手方席　御家老中等席　御用所

御儉約所　宗門所　御横目所　御祐筆溜

右之諸席等間閣も致出來候。諸役所留帳等、明廿八日より勝手次第指遣可申候。

右之趣夫々可被申談候事。

十月廿七日

〔大梁公御年表〕

一、十一月二日より、長九郎左衛門宅に而役席相立、御用取暎之事。

十一月二日。浪人・物貰の合力及び止宿に關する幕令を受く。

〔筒井舊記〕

大目付ゟ

近年浪人抔と申、村々百姓家ゟ參合力を乞、少分之合力錢抔遣候得者惡口致、或は一宿を乞泊り、病氣抔と四五日可致逗留候内には品々難題を申懸、合力錢餘慶ねだり取候段粗相聞、不屆之至に候。以來右躰之者罷越候者、其邊之穢多非人に爲召捕、關八州・伊豆國甲斐國は公事方御勘定奉行ゟ召連出、其餘之國々者御料者御代官、私領は領主・地頭ゟ召連可出候。勿論何角申候共決而止宿不爲致、苗字帶刀致候者ゟ者一錢之合力も致間敷候。

一、旅僧・修驗・瞽女・座頭之類物貰之者共、心次第之報謝を請、相對に而宿を借可申所、近年押而宿を取、或者ねだりヶ間敷儀申懸候者有之段粗相聞、是以不屆之至候。以來右躰不法之者は、前ヶ條同樣召捕召連可出候。若於相背は其村方可爲越度者也。

右之趣御料・私領・寺社領等ゟ不相洩樣相觸、村々に而爲寫置、村々入口高札場、或者村役人之宅前抔爲張置可申候。

十　月

右之通可被相觸候。

松平右近將監殿御渡候御書付寫一通相達候間、被得其意、答之儀者小野日向守方ゟ可被申聞候、以上。

十一月二日　　大目付

松平加賀守殿　留守居中

日用は日傭

## 十一月。江戸より歸國の際諸士の雇傭する人夫賃に關して令す。

〔政隣記〕

前々御歸國御供之人々相雇候通、日用賃銀、其時々に相極、何人分にても銀高之內三ツ一於江戸表割場ゟ指出、殘て三之二の分は御取替に付、年賦を以上納有之候。然處向後は通日用一人分賃銀之內、左に記候宿繼人足定賃銀一人分之當り一時に指出、殘り增銀之分は何程有之候共、都而二十ヶ年賦を以上納、尤幾度御供相勤候とも右年賦ゟ打込、其時々に改り二十ヶ年賦を以上納之事。

一、三十三匁八分　　御歸國御供之節江戸より金澤迄宿繼人足一人分定賃銀

但、通日用相雇候人々於江戸表一時に上納。

右之通被得其意、組・支配有之人々ゟ不相洩樣夫々可被申談候、以上。

甲午十一月　　村井又兵衛

十二月四日。年寄中以下の諸役所を金澤城二ノ丸殿内に移す。

〔政隣記〕

十一月廿九日、御用番駿河守殿左之通被仰渡候旨等、御横目廻狀有之。

今般金谷御屋敷御殿向御普請有之候に付、當分於九郎左衞門宅御用取捌候得共、被仰出之趣有之、御留守中も二之御丸に而御用取捌筈に付、來月四日より致出席候條、諸役所等も同日より引移可申事。

右之趣夫々可被申談候事。

十一月廿九日

十二月五日。諸士の宮方・門跡方及び堂上方より借銀せるものゝ返濟方法に關し令す。

〔政隣記〕

十二月五日左之通。

御家中之人々之內、青蓮院宮樣其外宮樣・御門跡方等祠堂銀、且堂上方御用銀、御當地町人

口入を以借用、返濟及遲滯候面々も有之候に付、返濟之譯付候樣にと、宮樣御家司中等より拙者共迄何廉申來、曁以御使者無御據御刺越被成候御方々も有之候に付、段々僉議之上、右銀子致口入候町人共ゟ、今般別紙之通可申渡旨町奉行ゟ申渡候條、返濟方之樣子等、右別紙之通相心得可申候。且又先達而口入之町人共ゟ、相對を以致年賦置候人々も可有之候。今般申渡候年賦等よりゆるやかに返濟之約諾に相極、又は無利足に而返辨之趣に相濟候人々者、尤其通に可致返濟候。此度相極候年賦等より年限短く、利足も高く相極候分は、都而今般改申渡候振合に相心得可申候。尤證文相改、藏宿幾年縮切手、幷年賦當り高程人々拂米切手取立、町會所ゟ可被指出候。猶吏頭・支配人より町奉行ゟ可被承合候。

但、相對を以年賦相極返濟之人々は、尤藏縮等切手町會所ゟ差出候に及不申候。

一、御當地町人口入無之、直々致借用候人々は、直に相對を以及熟談、返濟之譯相立可申候。

右之趣被得其意、組・支配之內、右祠堂銀等借用之人々ゟ可被申渡候。且又組等之內裁許有之人々者、其支配ゟも相達候樣被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十二月五日　　長　九郎左衞門

御用番頭交名殿

付札、町奉行〻

青蓮院宮樣其外宮樣・御門跡等祠堂銀、且堂上方御用銀、御當地町人口入を以御家中之人々之内借用、返濟相滯候に付、去年以來何廉申儀有之候。寶暦元年九月申渡趣も有之候處、相背候段不屆之至に候條、右宮樣方等〻御指支無之樣取計、致口入候町人共手前より返濟可仕候。借主より町人〻者、銀高之不依多少、都而三十五ヶ年賦を以元銀返濟、利足者五朱宛に相極、内二朱は元銀に相添毎歳七月渡之、殘而三朱之分は元銀皆濟之上返濟之事。

一、利足之儀證文に無構、明和八年十二月より安永二年六月迄之分は一歩五に相極、同七月より來年六月迄は五朱にいたし、不殘元銀に結、來未七月より每歳年賦當り之通可致返濟事。

一、右每歳年賦返濟に付而者、證文相改、藏宿幾年縮切手、幷年賦當り高程人々拂米切手、町會所〻遂指引可申事。

一、自今他國之祠堂銀等致口入、於貸渡候に者可爲曲事候。

右之通被相心得可被申渡候事。

甲午十月

十二月十一日。德川家治、前田重教に鶴を贈る。

〔大梁公手記〕

十二月十一日

一、今日彌上使之沙汰有之旨、御城坊主共より聞番共迄申來る。右之趣達御聽候樣權左衛門へ命ず。

一、上使沙汰に付爲取持、德山甲斐守・同五兵衛・諏訪左源太・齋藤三節參上。坊主者石川順仙・大須玄喜・山本宗朴來る。

一、時候見廻、且又今日上使沙汰に付被參候旨、備州口上。取次近習頭也。

一、重而坊主共より、追付御前へ爲上使以水野淸六方、御鷹之鶴被進候旨申來る。其段達御聽候樣權左衛門へ命ず。

一、八時前追付上使被參候旨、御小人目付を以申來る。當番御目付日下十郎兵衛之由也。右注進之上直に麻上下着用。尤服紗小袖也。

一、今日上使御前へ鶴御拜領に候はゞ、間之內進退且又御禮勤共御名代相勤可申候。尤上意拜聽之上替る品も無之候はゞ、御請は應候而可申伸候。上使相濟次第、例之通御居間上意之趣可被爲聞召旨、平右衛門を以被仰出。取次權左衛門。奉畏候段及御請。

一、上使前於常席備州對面。一通り挨拶。夫より勝手座敷へ出、取持之面々へ挨拶。坊主共

へもかろく申聞る。

一、上使水野淸六、例之通本鄕三丁目附人次第出る。鶴は少し前に來る。田邊吉郞太夫・御久太夫相勤む。鏡板白洲へ向右之方眞中に出向ふ。惣躰例之通り也、盃事之儀かねて甲斐守迄申聞。何卒盃事は用捨有之樣致度候。予身當り之節は是非如何樣とも、今日等は名代之事にも候間、旁用捨有之樣致度候。是巳來名代之節は盃事は無之樣致度旨、御使番中間一統申合候事に候間、宜樣取計吳候樣賴之由、甲斐守赤井外記迄申聞候由也。然處重而順仙迄淸六申聞。盃頂戴いたし候さへに候處、私より相初候事は何とも立入可申上樣も無御座候儀、重々も盃事は用捨有之樣被致度旨被申候旨、順仙よりも太郞左衛門を以言上之。重疊之事ゆゑ任其旨畢。

一、上意之趣は、

　御意なされます。御鷹之鶴被遣ます。

一、引續いたし候事。尤菓子之挨拶にも出る。

右相濟御請に出る。進退等例之通り也。御請之趣は、

　以上使御鷹之鶴拜領仕、難有仕合奉存候。此段以名代申上候。

夫より直に先立して送る也。最前出向之處也。是又前々通也。

一、右相濟、直に常席に着座、萬右衞門呼、只今上使相濟申候。上意之趣可申上候哉本伺段申上る。

一、追付御用之間へ罷出候樣被仰出、罷出る。御用之間に、 鳥六郎太夫・久太夫兩人して持之、御次之方に予扣る也。御出被遊、御緣頰之方御着座之時、予直に脇指帶しながら內へ入候時、御敷居之內下之方に御着座也。予は御對座よりは上之方へ上る。手をかろくつき候而上意之趣申上る。

御意なされます。御鷹之鶴被遣ます。

右御平伏御拜聽。夫より鶴之方へ御すゝみ御頂戴之內、御敷居之外に着座平伏之內鶴引之。畢而上之方御着座、御敷居之內へ入候樣御意有之、內へ入る。目出度旨御意有之。御例之通御拜領被爲遊、恐悅之旨申上る。夫より稍暫御咄被遊。尤右之節御請は應候而申上旨申上る。上使之名茂申上る也。夫より退去。且又上使盃事斷之旨も御咄申上置也。

十二月十六日。郡方の變死人檢使出張の際、十村の脇刺を脫すへからさることを告ぐ。

〔御郡典〕

前々より諸郡組々變死人有之、公事場檢使相向候節、檢使之場所に而脇刺を取候面々も有之

故、檢使之於手前にて脇刺を取候儀を格合之趣に相心得、取不申罷出候節は、檢使より致指圖爲取候躰に相聞得候。都而諸役人相向重御用申達候節、脇刺取候儀者有之間敷儀に候。惣躰檢使之場所ゟ十村中組之者共召連罷出候處、輕々敷脇刺を取候趣に而者、第一御締方不可然儀に候條、以來一統左樣相心得可申候。送迎等之儀者、前々より尤御定ち有之儀に候間、右之通無違失相心得可申候、以上。

午十二月十六日

木梨助三郎
奥村左太夫
高澤平次右衞門
槻尾左膳
九里幸左衞門
山岸八郎右衞門
渡邊權佐
荒木善太夫

三州十村中

〔御郡典〕

今御場・御郡所へ、三州御郡々より御扶持人中一人宛御呼出、變死人有之砌、公事場與力檢使に罷出候節、十村等脇剌を取候由。此儀者、其身吟味之筋に候得者、公事場に而者侍たり共脇刺を取申儀に候得共、十村中組之者共召連候節、脇刺等取候儀者有之間鋪儀に候得共、人に寄何与歟及詮議候儀いらざる儀に相心得、脇刺を取罷出候故、格式之樣に存何与歟及詮議に候。此末檢使等之砌、脇刺帶罷出可申候。何与歟有之、假令檢使に邪魔入候はゞ、其所泥不申、御郡所より被仰渡候筋有之旨申達、帶し罷出可申候。不心得之人々無之樣、此段急度可申談候。

一、公事場與力檢使場所ゟ相向候節、金澤等迄駕籠指出申儀有之間鋪筋に候。十村自身半途迄も罷出不申旨咎申由。是等之儀も人に寄品能相濟候を專に相心得、半途迄罷出候儀有之旨。是以後者面々迄迎においよび申間敷候。

一、賄方之儀も右之心得に而、叮嚀を盡し候由。是以後者輕相賄可申候。唯今指出候紙面に者、脇刺帶し候儀迄書顯し候。口達之趣等委細之儀、面々より可申觸候。三州一統此旨相心得、是以後何与歟六ケ敷相懸り候はゞ、相泥不申樣急度相心得可申旨被仰渡。無組之面々、預り組等此末可有御座趣故、一統致廻狀候、以上。

午十二月廿二日　　若杉村　孫右衛門

十二月十八日。幕府加賀藩に諸大夫一人を叙爵せしむることを許す。

〔大梁公御年表〕

一、十二月十八日御登城被遊候所、諸大夫一人御願之通被仰出、同廿日不破和平右之御使被仰渡、江戸發足金澤ゟ被參候而、長九郎左衛門叙爵之事。

〔政隣記〕

十月は十二月の誤なり

十月十八日、前日之依御奉書御登城之處、御家來一人諸大夫御願之通被仰出候段、於御白書院御老中方御列座、松平右近將監殿被仰渡忝思召候段、御歸殿之上於江戸表は頭分以上ゟ御弘有之。右に付京都ゟ之口宣御使、御大小將中村彌太郎ゟ被仰付候段、翌十九日江戸發之飛脚に申來。於金澤は正月十一日出仕以上之人々ゟ御弘、長九郎左衛門儀大隅守与御改之旨、御祝詞年寄中等廻勤前々之通。

十二月廿一日。徳川家治、前田治脩に鶴を贈る。

〔大梁公手記〕

十二月廿一日

一、八時比上使土屋帶刀被參、予裝束、兼房染定紋小袖・赤色小紋麻半上下也。出向等夫々

式例之通、何之相替儀無之故畧之。上意之趣は、
御意なされます。御鷹之鶴被遣ます。
御請は、
以上使御鷹之鶴拜領仕、難有仕合奉存候。
盃事は從上使斷に而、任其旨無之。相伴は德山五兵衞也。
右上使之内御廣式へ之上使も有之。羽根半左衞門方。惣じて上使相濟、夫より勝手座敷へ出、取持へ(い)
及挨拶。取持は、

長谷川太郎兵衞
德山甲斐守
德山五兵衞
佐野六十郎
前田市右衞門

坊主共へもかろく及挨拶。

十二月。堀彌三左衞門逼塞中不謹愼を以て閉門を命ぜらる。
〔袖裏雜記〕

求歡鳥は九官鳥

同年は安永三年

二月は安永四年

五枚町土屋彌兵衛借家越中屋

與兵衛

右篠原勘左衛門當分支配堀彌三衛門儀、逼塞被仰付候處、去々年夏江州高宮東出町綿屋孫八弟鳥屋和助与申者ゟ申談、大坂より求歡鳥と申唐鳥御當地ゟ取寄、彌三左衛門相求候。右鳥和助持參之節、大坂町人土佐屋吉郎兵衛与申者、鳥餌飼功者に付致同道罷越候故、右吉郎兵衛を彌三左衛門家來分に指置候趣等、彼是不埒至極不愼之至に付、同年十二月彌三左衛門閉門被仰付候。右之鳥取寄候付、右町人共取組候趣不屆之至に――三人共急度閉戸申付候旨、其節町奉行及斷申候。――指宥候樣申渡可然与僉議仕候。

一、堀彌三左衛門は逼塞被仰付候內――右之不屆相重り候儀故、此度御免之儀は相伺不申候。

右――

二月十四日　　長大隅守

右僉議之通被仰出候也。

掛紙左之通り。

彌三左衛門儀逼塞中、大坂下寺町土佐屋吉郎兵衛与申者、安永三年七月下旬より彌三左衛門

方へたよらせ置、何方へも不及斷、家來分に指置、且江州高宮町人綿屋和助与申者相招、求歡鳥を取寄、毘沙門山にて開帳有之節、見せ物に出候趣に取組候儀ども有之。逼塞中不愼顯候儀、其例見當不申、私曲とは違候へば御知行被召放候程には有之間敷、閉門可被仰付哉こ伺、閉門被仰付候。

# 附録年表

## 寶暦八年　戊寅　皇紀二四一八

正月　○朔日前田重教金澤城に於いて諸士の拜賀を受く。(一)
○十七日大銀奉行國澤權左衞門江戸に於いて出奔す。(三)
○二十日大聖寺藩の海岸に異國の橋梁漂着したることを幕府に屆出づ。(四)
○廿七日横山山城守先に叙爵せられしを以て口宣受領の使者を金澤より發せしむ。(四)

二月　○朔日江戸・京・大阪に勤務する諸士の交替すべき期限を示す。(五)
○三日大聖寺藩の政情を視察せしむる爲加賀藩より使者を派遣す。(六)
○十三日人持組織田大炊米切手を二重賣したるを以て役儀を除き遠慮を命ぜらる。(六)
○十三日火事裝束を華美ならしめざるべきことを警告す。(七)
○十四日諸士の役銀・出銀の上納期を延ぶべきことを議し、次いで之を決す。(七)
○十八日前田重教その生母實成院等を招き能を演ず。(八)
○二十日大聖寺城下に火災あり。(九)
○廿二日諸士に儉約の勵行を諭す。(九)

三月　○五日大聖寺侯前田利道夫人逝去の報金澤に達す。(一一)
○六日御馬廻組富永惣兵衞の嫡子勝左衞門他家の小者を殺害す。(一二)
○八日鳳至郡輪島町に火災あり。(一二)
○十三日前大銀奉行佐久間三郎太夫・郡勝左衞門・木保十郎左衞門の罪狀を吟味す。(一三)
○廿一日大阪に於て勾引されたる者の調査を命ず。(一三)
○廿五日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。(一四)
○晦日石川郡本吉に火災あり。(一五)
○小立野如來寺に於いて自殺を謀りたる旅僧逮捕せ

らる。(二五)

四月　〇七日前田重敎金澤城内を巡視す。(一七)

〇十七日博奕の意趣により喧嘩傷害したる者互に示談して内濟とす。(一八)

〇十八日金澤城に於いて舊臘拜領したる鶴を調理して諸士に饗す。(一八)

〇廿二日前田重敎老臣等の馬術を閱す。(一九)

〇廿四日鳳至郡大澤村に火災あり。(一九)

〇廿七日御步橫目佐伯甚太夫博奕を行ひしを以て、先例を案じ閉門を命ずるの議を決す。(一九)

五月　〇四日前田重敎射手の士の弓術を覽る。(二三)

〇四日金澤大桒免に火災あり。(二三)

〇九日前田重敎弓術指南吉田彥兵衛等の技を覽る。(二四)

〇十日前田重敎異風の士の鐵炮射的を覽る。(二四)

〇十一日前田重敎石川郡粟ヶ崎に放鷹す。(二五)

〇十四日前田重敎堂形馬場に於いて乘馬を覽る。(二五)

〇十四日步頭吉田茂平の子長藏亭主番の町人を傷つけて逐電す。(二五)

〇十九日前田治脩越中古國府勝興寺より金澤に來り滯留す。(二六)

〇廿一日前田重敎石川郡粟ヶ崎に放鷹し、宮腰御船足輕無禮を以て追込に處せらる。(二六)

〇廿六日藤田彈正の小者堂形前にて人を殺害す。(二七)

六月　〇十一日前田重靖の生母善良院の請によりその甥石川喜太郎に秩祿を給す。(二七)

〇十九日前田吉德の女總姬歿す。(二八)

〇二十日前田重靖の生母善良院歿す。(二八)

〇石川郡本吉に高麗鶴來るを以て鷹師に命じ之を捕かしむ。(三〇)

七月　〇八日一昨年暴民の騷動に因つて處罰せられたる者等その罪を赦さる。(三一)

〇十三日前田重敎金澤を發して參覲の途に上る。(三一)

〇十八日前田治脩越中古國府勝興寺に歸る。(三二)

〇廿五日前田重敎江戶に着す。(三二)

〇廿五日御小將組印牧彌門等前田重敎參覲の途中不都合ありしを以て遠慮を命ぜらる。(三三)

〇廿六日德川家重使を遣はして前田重敎の出府を勞す。(三三)

〇廿八日前田重敎登營して參覲の禮を行ふ。(三四)

八月　〇十一日前田吉德女操姬金澤を發して江戶に赴く。(三四)

〇十六日前田重敎、皇子降誕を賀し奉る爲使者を金

澤より發せしむ。(三五)

〇十八日組外組木田和太夫その銀主たる大工を殺害す。(三五)

〇廿二日御小將組岩田六右衞門擅に參覲隨行を辭せしを以て蟄居を命ぜらる。(三六)

〇廿二日犀川の水暴溢す。(三六)

〇百姓に納租歩入の定法を勵行せしめ且つ代官及び手代の百姓を苦しむることなかるべきを諭す。(三七)

〇前田内藏介歸國の際過言を申懸けたる越後高田の旅宿主人禁牢に處せらる。(三九)

九月 〇十日大乘寺開山徹通義介四百五十回忌の爲に大會を執行す。(四〇)

〇廿七日前田重教德川家重に馬を獻ず。(四〇)

〇家中の諸士に命じ越中古國府勝興寺の勸化に應ぜしむ。(四一)

十月 〇十一日大聖寺侯前田利道の女多喜姫金澤を通過して江戸に赴く。(四一)

〇十三日御射手久保平左衞門の子安左衞門、父の銀主たる浪人を殺害す。(四一)

〇廿七日前大銀奉行佐久間三郎太夫・郡勝左衞門・木保十郎左衞門等を改易に處す。(四二)

〇小作人の親作に對する惡風を戒む。(四三)

十一月 〇十二日昨今兩日前田宗辰の十三回忌法會を天德院に擧修す。(四六)

十二月 〇四日德川家重、前田重教に鶴を贈る。(四六)

〇十四日石川郡土清水鹽硝藏の番人狼を殺す。(四六)

〇十八日前田重教、姫路侯酒井忠恭・忠宜父子を本鄉邸に招請す。(四七)

〇廿七日尺八を弄び本則往來僞狀を受くることを戒む。(四八)

〇米價下直なるを以て諸士多く困窮す。(四九)

## 寶曆九年 己卯 皇紀二四一九

正月 〇朔日前田重教登營して年頭を賀す。(五〇)

〇十五日富永數馬人持組に列せらる。(五〇)

〇廿二日前田重教、姉操姫の將に婚せんとするを以て之を饗す。(五一)

〇廿二日諸方所役人大槻五郎左衞門銜盜の嫌疑を以て僉議中自殺す。(五二)

〇廿八日町人に資金を貸與し質屋を開かしむ。(五二)

二月 〇七日諸頭等、諸士の困窮を老臣に訴ふ。(五二)

〇十一日今日以後操姫の婚具を姫路侯の邸に送附せしむ。(五三)

〇二十日諸士に役銀・出銀上納の期を延ぶることを許す。(五四)

〇廿一日金澤城内足輕小屋より火を發す。(五四)

〇廿一日操姫、姫路侯の世嗣酒井忠宜に入輿す。

(五五)

○諸士に諭して子弟の教養を嚴にせしむ。(五六)

三月

○七日金澤に於いて諸士に操姫の入輿せしことを告ぐ。(五六)

○七日前田重教口中を病むを以て水戸侯の醫を招き診せしむ。(五七)

○廿三日前田利和金澤に歿す。(五七)

○廿八日石川郡鶴來に火災ありて殆どその全部を燒失す。(五八)

○彗星出現す。(五九)

四月

○朔日金澤卯辰觀音院の神事能を止む。(六〇)

○五日前田重教の生母實成院河北郡本興寺に參詣す。(六一)

○六日前田重教本年秋歸國の際家老の供奉すべきものを命ず。(六一)

○八日この夜金澤城中に多勢の人語を聞くの怪事あり。(六一)

○十日明日より前田重煕の七回忌法會を營む爲その準備に着手す。(六二)

○十日金澤に大火災あり。燒失するもの一萬五百餘戸。(六二)

○十三日災後初めて金澤城內東照宮にて時鐘を撞かしむ。(八六)

○十五日金澤大火災の報江戸に達す。(八六)

○十六日金澤火災の詳報再び江戸に達す。(八七)

○十九日前田重教の災後に處する諸士の心得を諭したる書金澤に達す。(九〇)

○廿二日金澤城災に罹りたるを以て德川家重使を前田重教の江戸邸に遣はして慰問せしむ。(九〇)

○廿三日大聖寺侯前田利道使者を金澤に遣はして火災を慰問せしむ。(九二)

○廿四日前田駿河守御城方御用の職を辭せんことを請ひ、尋いで慰留せらる。(九二)

○廿六日前田重教の使者青木與右衞門金澤に着す。(九四)

○廿九日金澤の非人頭等火災に際し役務を盡さゞりし罪を謝す。(九五)

○廿九日大聖寺侯前田利道歸封の途金澤を過ぐ。(九六)

○廿九日老臣本多遠江守等災後の金澤城內を巡視す。(九七)

五月

○四日老臣等諸吏に火災以後特に儉約を實行すべきを以てその意見を上申することを命ず。(九七)

○七日平尾邸內の納屋燒失す。(九八)

○十二日金澤城中及び城下の罹災に關する覺書を幕府に提出す。(九八)

〇十五日前田重敎藏米を頒ちて罹災の士庶を救濟すべきことを命ず。(一〇一)
〇廿一日金澤に地震あり。(一〇二)
〇廿二日幕府前田重敎に金五萬兩の貸附を許す。(一〇三)
〇五月廿五日御馬廻毛利三郎太夫石川郡宮腰の町人を殺害し、尋いで閉門を命ぜらる。(一〇四)
〇晦日罹災の士庶に下附すべき米穀及び木材の數量等を定む。(一〇五)

六月

〇朔日前田重敎、本郷邸に姫路侯酒井忠恭・忠宜父子を饗す。(一〇六)
〇二日前田重敎、姫路侯の世嗣酒井忠宜を訪問す。(一〇七)
〇二日老臣の家中に命じ金澤城內の燒灰を除かしむ。(一〇七)
〇十二日昨今兩日前田重熙の七回忌法會を寶圓寺に營む。(一〇八)
〇廿九日幕府より貸附金を領收す。(一〇九)
〇隱質及び高利の質物に關して令す。(一一〇)

七月

〇八日今年春延期したる諸士の役銀・出銀上納を更に十月まで遲滯することを許す。(一一一)
〇十三日前田重敎、恣に婚姻をなし又は正當の理由なく離緣することを戒む。(一一二)
〇十四日金谷御殿等の修理成る。(一一三)
〇十七日金澤城の番所に勤務するものに災後初めて常服を用ひしむ。(一一三)
〇廿七日前田重敎就封の暇を受く。(一一三)
〇廿八日前田重敎登營して就封の辭見す。(一一四)

閏七月

〇二日前田重敎江戶を發して歸國の途に就く。(一一五)
〇十五日前田重敎金澤に着し金谷御殿に入る。(一一六)
〇十五日前田重敎を出迎へたる御指俱利伽羅に於いてその傍輩を殺害す。(一一七)
〇十九日今日以後前田重敎罹災後の金澤城を巡見す。(一一八)

八月

〇二日定番御馬廻組木梨平太左衞門の妻盜を行はんとして捕へらる。(一一八)
〇十一日定番御馬廻組木梨平太左衞門その妻を殺害したるを以て遠慮を命ぜらる。(一一九)
〇晦日金谷御殿に於ける諸儀式に長袴の着用を停む。(一二〇)

九月

〇廿五日諸職人の工賃及び物價の價格を騰貴せしむるを禁ず。(一二〇)
〇晦日隱質を設定したるものに十一月末を期して解除すべきを命ず。(一二一)
〇金澤城の類燒につき能登の百姓等の冥加金を上りたるを嘉賞す。(一二二)

十　月　○五日昨今兩日前田重靖七回忌の法會を天德院に執行す。（一二一）

十　月　○八日諸士等難澁するを以て本年の除知米上納の半額を免ず。（一二三）

十一月　○四日前田利實前髮取の儀を行ふ。（一二三）

十二月　○九日諸士に令し本年末に於ける役銀上納の義務を免除す。（一二三）

○廿六日前田重敎諸士の困窮を救ひ及び行狀を戒むる方法を諮問す。（一二五）

是　歲　○前田重靖の生母善良院の所藏したる日蓮上人の眞蹟を羽咋郡妙成寺に納む。（一二五）

## 寶曆十年　庚辰　皇紀二四二〇

正　月　○朔日前田重敎金谷御殿に於て年頭の禮を受く。（一二六）

○二日前田重敎謠初の儀を行ふ。（一二八）

○三日大聖寺侯前田利道の嫡子龜丸逝去の報金澤に達す。（一二八）

○四日前田重敎、射初打初の儀を行ふ。（一二九）

○四日御算用者狩谷平太擅に惣髮となりて出仕し後知行を召放さる。（一二九）

○十六日定番御馬廻組杉岡淸左衞門、同組安田源太夫の弟權太夫を殺害す。（一二九）

○二十日堂形馬場に植うる爲苗松の準備を命ず。（一三一）

○廿二日平田宇右衞門等の閉門を赦免し同時に減知するの新例を開く。（一三三）

二　月　○六日江戶深川に於ける加賀藩の藏屋敷火災に罹る。（一三四）

○七日大聖寺の城下に火災あり。（一三五）

○十日德川家重及び家治の昇任せし報金澤に達す。（一三九）

○十六日德川家重及び家治の使者本鄕邸に臨み昇任の祝儀を前田重敎に贈る。（一三九）

○十六日前田重敎諸頭を召し諸士子弟の敎養を懈らざるべきことを諭告す。（一四〇）

○十八日前田重敎、德川家重の昇任を賀する爲祝儀獻上の使者を金澤より發せしむ。（一四一）

○廿八日前田重敎河北郡森下を經て石川郡粟ヶ崎に放鷹す。（一四二）

○晦日前田重敎、大聖寺侯前田利道に合力米五百石及び金子五千兩を贈る。（一四二）

三　月　○朔日幕府、前田重敎の本年の參覲を用捨すべきことを告ぐ。（一四三）

○二日改作奉行等、百姓の嚴に舊來の格式を守るべきことを命ず。（一四四）

○十四日幕府前田重敎の本年の參覲を用捨したる本

書金澤に達す。(一四六)
○十九日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。(一四七)
○二十日金澤大衆免に火災あり。(一四八)
○廿二日能登奥郡の十村等、富札買入禁止の制を嚴守すべきこと等を百姓に告ぐ。(一四九)
○廿二日金澤東本願寺別院に於いて宗祖五百回忌法會を執行す。(一五〇)
○廿三日前田利和の一週忌法會を天德院に行ふ。(一五〇)
○廿九日前田重教、由美希賢・兒島景范等を召して詩を作らしむ。(一五〇)
○大坂に派遣せられたる藩吏等借銀辨償の方法を示談して成らず。(一五一)
○江戸に於いて座頭より金子を借用したる士幕府の督促を受く。(一五一)
○十村等改作奉行の命により百姓の支配方に關して答申す。(一五二)

四月

○朔日德川家重將軍職を家治に讓らんとすることを告ぐ。(一六〇)
○四日前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。(一六一)

五月

○五日本多氏の家中戸水百助の子、加持護符を以て病を療することを禁ぜらる。(一六一)
○六日卯辰觀音院の祭禮を延期し今明日に之を行ふ。(一六二)
○七日大聖寺侯前田利道の子勇之助の世嗣たることを許されたる報金澤に達す。(一六三)
○十五日前田重教物を獻りて將軍德川家治の襲職を賀す。(一六三)
○廿一日盛岡侯南部信眞の贈れる金澤城殿閣造營の木材を漕運し來れる士に物を與ふ。(一六四)
○廿七日前田重教、德川家治の襲職を賀する爲使者を發す。(一六五)
○金子の兩替相場暴騰す。(一六五)

六月

○二日德川家重先に職を退きたるを以て物を前田重教に贈る。(一六六)
○廿一日淺野川大橋の改築成り渡橋式を行ふ。(一六七)

七月

○三日前田重教劍術の奥義傳授を受く。(一六七)
○六日前田重教犀川川上に至り乘馬を疾驅せしめて歸城す。(一六七)
○十一日前田重教犀川に至りて歩士の水練を見る。(一六七)
○廿七日石川郡白山村に銀を採掘する者あるを以て横目足輕等之を調査す。(一六八)

八月

○十二日能美郡安宅浦に異國船漂着す。(一六九)
○廿三日幕府金澤城の殿閣を舊の如く造營することと

を許す。(一七〇)

九　月　〇十八日徳川家治自ら襲職を祝し物を前田重教に贈る。(一七〇)

〇廿七日前田重教、徳川家治の將軍職を宣下せられたるを賀する爲使者を發す。(一七一)

〇廿七日年寄奥村主水及び人持組松平久兵衞、藩の調達銀の件に關し處罰せらる。(一七二)

十一月　〇八日能登惣持寺の僧江戸城に登りたる際臺笠を隨へたるを以て戒告せらる。(一七三)

〇廿六日前田重教、知行米の一部を獻納したる諸士を賞し且自今之を廢せしむ。(一七三)

十二月　〇六日前田綱紀の女直姫の十三回忌法會を京都芳春院に執行す。(一七五)

〇八日能美郡三明野に於ける前田利常の灰塚修理に要する木材運搬の駄賃を議す。(一七五)

是　歳　江沼郡山中醫王山寺に富突を行ふ。(一七六)

## 寶曆十一年　辛巳　皇紀二四二一

正　月　〇朔日前田重教金谷御殿に於いて年頭の禮を受く。(一七七)

〇二日大阪の御藏元荒木平次郎不埒の廉により藩侯に謁見することを得ずして歸國す。(一七七)

〇八日表小將武田九郎兵衞、前田利實に對して禮を失し指扣を命ぜらる。(一七八)

〇廿四日徳川家治の贈れる鶴金澤に着す。(一七八)

二　月　〇廿一日金澤城二丸の殿閣再造に着手す。(一七九)

〇廿二日將軍代替に付き江戸在邸の聞番武家法度の下附を受く。(一八〇)

〇廿五日前田治脩西本願寺に於いて得度し閑叟と號す。(一八一)

〇廿七日鑛山採掘と稱して詐欺を働く者多く捕へらる。(一八二)

〇巡見上使の下國に先だちて答辯すべき要領を議す。(一八三)

三　月　〇七日將軍代替に就き定目を受くる爲使者を金澤より發せしむ。(一八四)

〇二十日巡見上使等加賀藩領近江今津を通過す。(一八四)

〇廿一日前田重教諸士の金澤城營造を助くる爲人夫の費用を獻納せんと請ひたるを賞す。(一八四)

〇廿三日前田利和の三回忌法會を天徳院に行ふ。(一八五)

〇廿四日巡見上使來らんとするを以て金澤の橋梁を修理す。(一八五)

〇廿七日前田重教能を催し老臣等をして之を觀覽せしむ。(一八六)

四　月　〇三日徳川家治夫人の着帶を祝する爲使者を金澤よ

り發せしむ。(一八六)
○五日諸士の獻納する人夫賃錢の額を定む。(一八六)
○九日巡見上使の領内に入るを迎ふる爲使者を發す。(一八七)
○十四日十村及び山廻等に從來の如く帶刀を許さるべきことを告ぐ。(一八七)
○十五日金澤城二丸殿閣造營に付き柱立の儀を行ふ。(一八八)
○十五日巡見上使來着の際に於ける心得を示す。(一八八)
○十六日巡見上使能美郡小松に着す。(一八八)
○十九日巡見上使佐田金十郎・前田半十郎・松浦猪右衛門、金澤に着す。(一八九)
○二十日巡見上使等金澤より發足す。(一九五)
○廿六日加賀藩に預地としたる能登に於ける幕府領検分の吏金澤に着す。(一九五)

五月 ○朔日前田重教石川郡鶴來に遊び白山比咩神社に詣づ。(一九六)
○三日前田治脩越中古國府勝興寺に歸還の途金澤西本願寺別院に止宿す。(一九七)
○四日大聖寺侯前田利道歸封の途金谷御殿に登る。(一九七)
○十二日前田重教の兄八十五郎金澤に歿す。(一九八)

六月 ○十二日昨今兩日前田吉德の十七回忌法會を金澤寶圓寺に營む。(一九九)
○十四日前田重教病む。(二〇〇)
○十五日金澤に滯留中の前田治脩金谷御殿に登りて前田重教に謁す。(二〇一)
○十五日大聖寺藩の使者金谷御殿に登り財政整理の爲米穀を借らんことを請ふ。(二〇一)
○十六日前將軍徳川家重薨去の報金澤に達す。(二〇二)
○十七日前田重教の病症腸熱と診斷せらる。(二〇四)
○廿二日大阪より輸送したる藩の拂米代銀到着し、途中合力を强請したる浪人を繫牢す。(二〇四)
○廿八日前田重教使を金澤より發して出府の延期を請はしむ。(二〇五)

七月 ○三日卯辰山の土砂崩壞して人を害ふ。(二〇六)
○十三日前田重教の女邦姫生る。(二〇六)
○十八日前田吉德の女操姫、姫路侯世子酒井忠宣と離別したることを幕府に屆出づ。(二〇七)
○前田重教の生母實成院病むを以て祈禱を行はしむ。(二〇八)

八月 ○二日前田重教前將軍徳川家重の遺物を受く。(二〇九)
○三日前田重教の生母實成院歿す。(二〇九)
○十八日紀伊侯徳川宗將の使者金谷御殿に上りて實成院の逝去を弔す。(二一一)

○十九日前田重教尙參覲し難きを以て使者を發して之を告げしむ。(三二)

○十九日德川家治、實成院の逝去を弔するの書金澤に達す。(三二)

○廿二日前田利常の女富姬の百回忌に當るもその法會を延期す。(三二)

九月

○十六日前田重敎金澤を發して參覲の途に就く。(三三)

○廿九日前田重敎江戸に着す。(三三)

十月

○十四日德川家宣の五十回忌法會を如來寺に營む。(三四)

○十五日德川家治使者を本鄕邸に派して前田重敎の病狀を問はしむ。(三五)

○十九日前田重敎の病癒えたるを以て閣老を歷訪す。(三五)

○廿二日前田重敎、德川家治より領知の判物を受く。(三五)

○廿四日前田宗辰夫人の十七回忌法會を江戸廣德寺に執行す。(三六)

○廿六日衡器檢査の爲守隨彥太郎の手代將に領內に來るべきを告ぐ。(三六)

十一月

○朔日前田重敎登營して參覲の禮を行ふ。(三八)

○十五日前田重敎紀伊侯德川宗將の女に結納を贈る。(三九)

○十五日金澤に於いて諸士に前田重敎參覲登營の狀を報ず。(三九)

○十六日前田吉德の女操姬の名を偕姬と改む。(三〇)

○廿七日前田重敎の夫人紀伊侯德川宗將の女勝姬來嫁す。(三〇)

十二月

○朔日前田重敎登營して成婚を謝す。(三二)

○四日前田重敎、紀伊侯德川宗將の邸に婿入の儀を行ふ。(三二)

○五日德川家治使者を派して前田重敎の成婚を賀せしむ。(三二)

○七日紀伊侯德川宗將本鄕邸に舅入の儀を行ふ。(三二)

○十一日前田重敎、將軍代替に付き誓詞を捧ぐ。(三三)

○廿二日諸士及び町人に寶曆五年の風俗に關する令を守るべきことを告ぐ。(三三)

○晦日老臣等臨時出仕して藩の財政に關し協議す。(三四)

## 寶曆十二年　壬午　皇紀二四二二

正月

○朔日前田重敎本鄕邸にて新年を迎ふ。(三五)

○晦日野猪金澤城下にて獲らる。(三五)

○前田重敎その夫人の爲に孔雀を本鄕邸に飼育せし

む。(二二五)

二月 ○二十日是日以降江戸秤座守隨彦太郎の手代金澤にて衡器を檢す。(二二六)

○廿一日前田重教、德川家治の先に右大將に兼任せられたるを祝する爲閣老等を本郷邸に招請す。(二二六)

○廿七日前田重教、德川家治の先に將軍宣下を受けたるを賀する爲閣老等を本郷邸に招請す。(二二七)

三月 ○七日紀伊侯德川宗將の夫人等を本郷邸に招請す。(二二七)

○十八日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。(二二七)

○十九日御馬廻組比良只右衞門、與力笠間五太夫の小者を手討とす。(二二八)

○廿一日前田吉德の女楊姫江戸に歿す。(二二八)

○廿二日金澤城石川・河北兩門の造營を郡方及び町方に分擔せしむ。(二二九)

四月 ○二日金澤六斗林に火災あり。(二三〇)

○七日領內に於ける庶民の人數を調査せしむ。(二三〇)

○十六日金澤城二丸御殿の上棟式を行ふ。(二三二)

○石川郡松任街道に於いて馬方等婦女に猥褻す。(二三四)

閏四月 ○朔日越中滑川出舟奉行杉若文左衞門、出舟假橫目澤田藤左衞門を殺害して自殺す。(二三六)

○廿二日前田重教、德川家治の襲職を賀する爲一門を招請す。(二三七)

廿二日前田重教先に能樂道成寺の傳授を得たるを以て寶生大夫に金品を與ふ。(二三七)

五月 ○五日前田重教の浮腫稍重態を告ぐ。(二三八)

○十一日前田重教氣絕し、以後病狀進退せず。(二三八)

○十六日御臺所附同心宮村藤左衞門、前田重教の病氣快癒を祈らん爲本郷邸より失踪す。(二三九)

○廿一日前田重教の病稍快方に向ふ。(二四一)

○金澤の非人頭等その職を辭せんことを請ふ。(二四一)

六月 ○五日金澤卯辰八幡社附近より出火し四丁木町に及ぶ。(二四三)

七月 ○三日金澤城造營の大工等工賃に關し抗議す。(二四三)

○四日石川郡鶴來に鑛山を開きて詐欺を働きたる者等追放せらる。(二四四)

○五日羽咋郡阿部屋に火災あり。(二四四)

○七日前田重教の病殆ど癒えたるを以て近侍の士を饗す。(二四四)

○廿一日德川家治使を遣はして前田重教の病狀を問はしむ。(二四五)

○廿五日前田重教病後なるを以て就封賜暇の上使を謝絕す。(二四六)

○廿五日桃園天皇崩御の報江戸に到りしを以て前田

重教幕府の大奧に女使を遣はす。(二四六)

八　月　〇朔日桃園天皇崩御の報金澤に達す。(二四六)

〇二日金澤寺町本長寺より出火し野町・石坂町・針屋町・木馬殿町・助九郎町に及ぶ。(二四七)

〇四日金澤城の河北御門等修理成り、石川御門の普請を開始す。(二四八)

〇五日富山侯前田利幸卒去の報金澤に至る。(二四八)

〇六日前田重教平尾邸に散策す。(二四八)

〇十七日諒闇に付き天機を奉伺する爲使者を金澤より發せしむ。(二四八)

九　月　〇二日本多安房守の家臣等博奕により處罰せらる。(二四九)

〇九日前田重教書を金澤の老臣に與へて本年江戸に滯留せんとするの意を告ぐ。(二四九)

〇十六日前田重教尙步行に艱むを以て引續き江戸に留まらんことを請ひ次いで許さる。(二五〇)

〇廿一日德川家治使を遣はして前田重教の病を問はしむ。(二五〇)

十一月　〇七日羽咋郡子浦に火災あり。(二五〇)

〇十一日大小將組佐藤平左衞門盜賊の嫌疑を以て江戸より送還せらる。(二五〇)

〇十二日前田宗辰の十七回忌法會を天德院に執行す。(二五二)

〇廿五日前田重教の病癒えたるを以て閣老に廻勤す。(二五二)

〇晦日竊盜白銀屋與左衞門逮捕せられ、次いで博奕を共にせる者多く處罰せらる。(二五三)

〇下白山の神主・長吏、禁裏より命ぜられたる祈禱に關し爭議す。(二五五)

十二月　〇朔日前田重教病後初めて登營し德川家治の世子の誕生を祝す。(二五六)

〇三日德川家治、前田重教に鶴を贈る。(二五六)

〇八日金澤城二丸御殿の建築成りたるを以て明年年頭の儀式に關する注意を告ぐ。(二五六)

〇十八日金澤に於いて諸士に本月朔日前田重教の登營せし顚末を告ぐ。(二五七)

〇深雪の爲家屋多く破損す。(二五七)

## 寶曆十三年　癸未　皇紀二四二三

正　月　〇朔日諸士二丸御殿に登城して年頭を祝す。(二五八)

〇朔日加賀藩の幕府に獻納したる太刀目錄汚損せるを以て書替を命ぜらる。(二五八)

〇十二日長九郎左衞門の家臣加藤吉郎左衞門逐電す。(二五九)

〇十四日前田吉德の女偕姬名を暢姬と改む。(二五九)

〇十六日石川郡三子牛村附近の狼を驅除せしむ。(二六〇)

○十八日前田重教能業翁の傳授を受く。(二六〇)
○廿五日大小將組佐藤平左衛門盜賊の嫌疑を以て御預に處せらる。(二六〇)
○廿八日朝鮮人の來聘を迎ふる爲出張すべき諸士を命ず。(二六一)

二月 ○四日持筒頭[illegible]田金右衛門の子才之助、御射手八島兵太夫の子彦太郎と爭ひ互に傷害す。(二六一)
○五日諸士に從來の諸法度を嚴守すべきことを命ず。(二六二)
○六日前田重教紀伊侯德川宗將父子を本郷邸に招請す。(二六三)
○十八日前田重教先に德川家治の世子が誕生したるを賀する爲閣老等を招請す。(二六三)

三月 ○四日前田重教夫人袖留の儀を行ふ。(二六四)
○十三日前田重教就封の暇を受く。(二六四)
○十五日前田重教登營して就封の辭見す。(二六五)
○十六日金澤四丁木町より火を失す。(二六五)
○廿二日前田重教着城の日二丸新殿に移徙するを以て諸士に祝酒を賜はるべきを豫告す。(二六五)
○廿五日諸士の城中に供ふ從者の數等に就いて令す。(二六六)
○廿六日前田重教江戸を發して歸國の途に上る。(二六七)

○寶暦七年以來收穫の減じたる停滯より貸米を與へたる諸村に、自今之を廢止すべきことを告ぐ。(二六七)
○晦日金澤城內に出仕すべきもの、心得を諭す。(二六八)

四月 ○二日諸士に命じて前田重教の着城當日御機嫌伺に先だちて新殿移徙を視せしむ。(二六八)
○六日前田重教着城の當日御供人に酒食を與へらるべきを告ぐ。(二六九)
○七日前田重教金澤城に着す。(二六九)
○七日前田重教歸國御供人及び出迎の諸士に酒肴を與ふ。(二七〇)
○八日表小將橋爪直遠島を命ぜらる。(二七〇)
○十一日老臣等二丸御殿の落成を賀して物を獻る。(二七二)

五月 ○晦日大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤城に登り二丸御殿の落成を觀す。(二七三)
○十三日紀州侯德川宗將の使者金澤城に登り前田重教歸國後の動靜を問ふ。(二七五)
○十五日嫁娶を行ふ家に石礫を擲することを禁止する前令を嚴守せしむ。(二七六)
○十八日前田重教小松城を巡見せんとするの意を老臣に告ぐ。(二七七)
○二十日前田利長の百五十回忌法會を越中高岡瑞龍

寺に執行す。（二七八）

○廿三日本日以降諸役人に前田重教の儉約に關して老臣に與へたる親翰を示す。（二七八）

○廿七日前田重教諸奉行を召して自ら儉約を命ず。（二七九）

○廿八日老臣等諸役人に對し儉約實行に關する意見を上申すべきことを命ず。（二七九）

○富山侯前田利與先に日光靈廟修理の助役を課せられたるを以て加賀藩に合力を求む。（二八一）

六月

○四日御馬廻組前波儀太夫等博奕を行ひたるを以て一類預に處せらる。（二八二）

○九日儉約を實行する爲諸役所の木炭使用量を減ぜしむ。（二八二）

○十二日德川家重の三回忌法會を如來寺に執行す。（二八二）

○二十日德川吉宗の十三回忌法會を神護寺に執行す。（二八二）

○廿七日上野當照院々代の金澤城に登りたる際三丸橋爪まで乘輿を許したる與力等遠慮を命ぜらる。（二八三）

七月

○廿一日前田左膳不行跡を以て養生と稱し縮所に收容せらる。（二八三）

○白山比咩神社の神主等祈禱に關し社僧と爭ひ爲に禁牢に處せらる。（二八四）

八月

○三日朝鮮人迎接の爲に派遣する人員を減ず。（二八四）

九月

○朔日前田重教能美郡小松に放鷹す。（二八五）

○四日領內に大風ありて損害多し。（二八七）

○六日前波七左衞門等博奕によりて禁牢を命ぜらる。（二八八）

○七日吉利支丹類族黑田壽證院の死亡したることを屆出づ。（二八八）

○十一日前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。（二九〇）

○十六日大小將組津田伊右衞門亡氣を以て知行を沒收せらる。（二九一）

○十八日前田重教自ら能を演じ老臣等をして觀覽せしむ。（二九二）

○廿九日能美郡島田村等の稻架繩を切る者あり、尋いで全郡に犯罪者を搜索す。（二九二）

十月

○朔日二丸御殿造營に就いて功勞ありし者に賞賜す。（二九三）

○十八日前田重教能を催し老臣をして之を觀覽せしむ。（二九四）

○十八日白銀屋與左衞門破獄を企てゝ密告せらる。（二九四）

○晦日朝鮮の使節既に壹岐に達したるを以て加賀藩の吏を京阪に出發せしむ。（二九五）

十一月　○七日後櫻町天皇將に卽位の禮を擧げ賜はんとするを以て前田重敎使者を京都に派遣す。(二九六)

十二月　○六日御射手毛利伊平太家藝に精熟するを以て弓料を給せらる。(二九七)

○廿四日本郷邸廣敷の中﨟葛籠に潜みて缺落を謀る。(二九七)

○二丸御殿に於ける恒例の煤拂を停止す。(二九八)

是歳　○白銀屋與左衛門と博奕を共にせる諸士閉門等を命ぜらる。(二九八)

## 明和元年　甲申　皇紀二四二四

正月　○朔日前田重敎金澤城二丸御殿に於いて年頭の拜賀を受く。(三〇〇)

○二日松囃子の儀を行ふ。(三〇一)

○四日射初の儀を行ふ。(三〇一)

○四日百姓の富突札を購ふを禁ず。(三〇二)

○六日藩内に初めて富突を行ふことを公許す。(三〇二)

○十二日十村等金澤城罹災以後初めて藩侯に拜謁す。(三〇三)

○十九日二丸御殿詰合の諸士に具足の鏡餅を分つ。(三〇四)

○廿二日柘植要人會所銀上納の期を誤りたるを以て指扣を命ぜらる。(三〇四)

二月　○八日前田重敎本年の參覲の期を定む。(三〇六)

○十日町人木倉屋傳七、割場足輕新保彌次郎に殺害せらる。(三〇六)

○十五日朝鮮聘使江戸に來著す。(三〇七)

○二十日前田重敎その女那姫の前年出生せることを披露せしむ。(三〇七)

○廿二日馬廻組の士生駒藤九郎等不行狀を以て知行を召放さる。(三〇九)

○廿八日白銀屋與左衛門と共に博奕を行ひし諸士の刑を定む。(三一〇)

三月　○二日小松城番の選定方に關して定む。(三一三)

○三日寺社方與力遠田小右衛門藩侯に蹲踞の禮を缺くを以て奉行より指扣を命ぜらる。(三一四)

○六日金澤卯辰に火災あり。(三一五)

○十六日與力柴田百助博奕宿をなしたること露顯し出奔す。(三一五)

○十九日前田重敎石川郡宮腰に散策す。(三一六)

○廿二日前田重敎諸士に判物を授く。(三一六)

○廿三日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。(三一七)

○廿四日山村嘉右衛門指扣中危篤に陥りたるを以て之を宥す。(三一七)

○廿五日大小將組佐藤平左衛門牢死の後縛首の刑を宣告せらる。(三一八)

○廿七日朝鮮使節を迎ふる爲加賀藩より派遣したる足輕等追込に處せらる。(三三〇)

○廿七日前田重教明日參覲の途に就くを以て留守中の定書を披見せしむ。(三三〇)

○廿八日前田重教金澤を出發して江戸に向ふ。(三三一)

四月

○九日前田重教江戸に着す。(三三一)

○十五日前田重教登營して參覲の禮を行ふ。(三三一)

○廿六日金澤に於いて諸士に前田重教の登營したる始末を告ぐ。(三三二)

○廿七日窃盜白銀屋與左衛門生胴に處せらる。(三三二)

五月

○廿二日金澤城河北御門普請の主任を遠藤三郎太夫に命ず。(三三三)

六月

○十三日江戸に於いて改元の事を公布せらる。(三三四)

○十三日本多圖書の家來等富突落札の事によりて爭鬪す。(三三四)

○廿六日金澤茶屋町より火を失す。(三三五)

○廿九日年寄中の式日に諸頭・諸役人より書類を提出すべからざるを令す。(三三五)

七月

○十八日前々より發布の法令を遵守すべきことを告ぐ。(三三六)

○廿四日中村左次馬の子主稅その若黨を手討とす。(三三七)

○前田重教本鄕邸に於いて孔雀を飼育す。(三三七)

八月

○十八日鹿島郡所口に雷火あり。(三三八)

○廿四日遠所奉行に命じて領内に薩摩芋を栽培するや否やを調査せしむ。(三三八)

○博奕を以て處罰せられたる津田數右衛門閉門中病歿す。(三三九)

九月

○四日儉約の爲本鄕邸に於ける小將等を歸國せしむ。(三四〇)

○廿五日御算用場奉行前田主殿助等その職を辭せんとして慰留せらる。(三四〇)

○晦日犀川大橋の普請に着手す。(三四二)

十月

○十一日二條家の雜掌佐々木右京金澤に來る。(三四二)

○十一日前田重教本鄕邸に盛岡侯南部信眞を招請す。(三四四)

○二十日守隨彥太郎の手代金澤に於いて衡器の檢查を開始す。(三四四)

○廿六日横山山城守の給人堀內傳次郎の子次郎太夫、名母を殺害す。(三四六)

十一月

○朔日白山宮の別當富突を催すことを許可せらる。(三四八)

○七日前田重教駒込邸に至らんとする途上供奉の士仙石要人病を發して急死す。(三四八)

○石川郡本吉浦の船舶、鳳至郡宇出津に於いてその積荷を掠奪せらる。(三四九)

十二月 ○十八日前田重教明年以降四月を以て參覲交替せんことを請ひ許さる。(三四〇)
○十九日奥小將武部右門の養母、町人福久屋長右衛門の爲に傷害せらる。(三四〇)

閏十二月 ○十五日金澤に於いて諸士に參覲交替の期を四月と定められしことを告ぐ。(三四一)
○十八日諸士に他領の富札を購ふことを禁す。(三四一)
○廿七日幕府、本邦産人參の發賣に關して通牒す。(三四三)

是歳 ○奪見を行ひたる者を斬刑に處す。(三四三)

## 明和二年 乙酉　皇紀二四二五

正月 ○八日家中諸士の養子及び末期養子の許否に關し意見を徵す。(三四五)
○十六日石川門の石垣を改築するを以て通行を禁す。(三四六)
○十八日德川家治、前田重教に鶴を贈る。(三四七)
○十一日前田重教江戸小石川の火災に出馬す。(三四七)

二月 ○十一日前田利寛の小鼓の師を三輪齋宮に命ずることを定む。(三四七)
○十五日前田重教夫人着帶の祝儀を行ふ。(三四八)
○十九日石川郡法島村へ慈光院より祭禮札を頒布することに對し寶高寺より抗議す。(三四九)
○二十日百姓等富突札の購入を爲す者の取締を嚴にすべきを命す。(三五三)
○廿六日金澤に於いて前田重教夫人の着帶せることを告ぐ。(三五三)
○廿七日德川家繼の五十回忌に當るを以て物を獻す。(三五四)
○晦日德川家繼の五十回忌法會を如來寺に執行す。(三五四)

三月 ○二日前田重教夫人の父紀伊侯德川宗將の卒去す。(三五五)
○六日諸士の出銀上納の期を四月十日に延ぶることを許す。(三五五)
○十二日前田重熙の十三回忌法會を江戸廣德寺に行ふ。(三五七)
○十三日藩醫多賀意安不行狀を以て知行を召放さる。(三五七)
○廿二日明年芳春院百五十回忌に付藩使名代として上洛すべき者のことを議す。(三五七)
○廿四日昨今兩日前田綱紀夫人百回忌法會を江戸廣德寺に執行す。(三六〇)
○廿七日幕府日光に於ける德川家康百五十回忌法會に前田重教の代拜派遣を許さゞることを指令す。(三六〇)

四月 ○七日河北郡長井谷に火災あり。(三六二)

〇上旬前田重教足疾を以て就封の賜暇を辭す。(三六三)
〇十二日昨今兩日金澤寶圓寺に於いて前田重熙の十三回忌法會を行ふ。(三六三)
〇十六日金澤神護寺に於いて德川家康の百五十回忌法會を行ふ。(三六三)
〇十六日前田重教、德川家治の紅葉山參詣に候す。(三六三)
〇十七日日光に於ける德川家康の百五十回忌法會に前田重教太刀を獻納す。(三六四)
〇廿九日前田重教の夫人流產す。(三六四)

五月

〇朔日大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤に宿す。(三六五)
〇六日前田重教夫人流產の報金澤に達す。(三六五)
〇十一日能美郡小松に洪水あり。(三六六)

六月

〇九日前田重教就封の暇を受く。(三六六)
〇十一日前田重教登營して就封の辭見す。(三六七)
〇十一日金澤城玉泉丸門外の橋梁修理成るを以て通行を許す。(三六七)
〇二十日前田吉德の生母預玄院江戶に歿す。(三六七)
〇廿五日預玄院逝去の報金澤に達す。(三六九)

七月

〇九日白山宮の惣長吏白光院澄盛禁裏に卷數を奉獻する新例を開かんことを請ふ。(三七〇)
〇廿二日前田重教夫人名を登姬と改む。(三七三)
〇廿二日江戶中屋敷に醫師を存置することを議す。(三七三)
〇廿二日本多圖書の臣渡邊嘉右衛門、本多安房守の臣伊藤惣左衛門等を殺害す。(三七五)

八月

〇四日金澤城紺屋坂門の修理成るを以て今日より通行を許す。(三七六)
〇十四日江沼郡山代溫泉の土地崩壞す。(三七六)
〇廿一日前田重教江戶を發して金澤に向ふ。(三七七)

九月

〇朔日諸士の召連れざる家來の松坂門を通行するを禁ず。(三七七)
〇朔日金澤城外坂下門の修繕成るを以て通行を許す。(三七八)
〇四日前田重教金澤に着す。(三七八)
〇高主に對し小作人の非分を申懸くるを禁ず。(三七九)

十月

〇五日昨今兩日天德院に於いて前田重靖の十三回忌法會を營む。(三八〇)
〇九日幕府の發行せる五匁銀通用のことを令す。(三八一)
〇十三日前田重教石川郡粟ヶ崎に放鷹す。(三八一)
〇十三日定番御步市川小太夫能登島に流刑を命ぜらる。(三八一)
〇前田重教夫人登姬の名に觸るゝ諸士の名を改む。(三八二)
〇黑川安左衛門閉門中病死し尋いで相續の知行を減

ぜらる。(三八三)

十一月　○廿八日大小將組水野十郎右衛門不行狀を以て遠慮を命ぜらる。(三八三)

十二月　○朔日明年參覲の際供奉すべき諸士を命ず。(三八四)

○十五日金澤城火災の際幕府より借用したる金子返納を皆濟したるを以て奉行に賞賜す。(三八五)

○十五日前田重教、前名重基を改む。(三八五)

○十六日徳川家治、前田重教に鶴を贈る。(三八五)

○十九日二丸御殿造營以後初めて煤拂を行ふ。(三八五)

○廿四日前波七左衛門の博奕事件等判決せらる。(三八六)

○廿五日追儺の式を行ふ。(三八七)

○檢校座頭等の高利を以て金銀を貸附することを禁す。(三八七)

## 明和三年　丙戌　皇紀二四二六

正月　○二日前田重教、田中知顯等に命じて和歌を詠ぜしむ。(三八八)

○廿九日前田重教、徳川家基着袴の祝儀を受く。(三八九)

○原他四郎相對死を仕損じて禁牢に處せらる。(三九〇)

二月　○十三日知行を召放されたる者の印物等を紛失したる件に付指令す。(三九一)

○二十日長柄傘を立てゝ携ふべからずとの幕令を傳ふ。(三九一)

○廿二日大小將組田邊何右郎指扣を命ぜらる。(三九二)

○廿八日水戸侯徳川宗翰の訃報至るを以て普請鳴物の遠慮を命ず。(三九二)

三月　○十五日舊臘徳川家治より贈られたる鶴を吸物として諸士に頒つ。(三九三)

○廿二日曾て閉門を命ぜられたる諸士五人を宥しその知行を減ず。(三九四)

○廿二日大小將組石川多門御番帳を汚損せしめたるを以てその處置を伺出づ。(三九七)

○廿二日前田重教明日參覲の途に就くを以て頭分以上の士登城す。(三九七)

○廿三日前田重教參覲の爲金澤を發す。(三九八)

○廿五日由比勘兵衛江戸詰を辭するを以て遠慮を命ぜらる(三九八)

○廿六日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。(三九九)

○彗星現る。(三九九)

四月　○五日前田重教江戸に着す。(三九九)

○六日廣幡大納言の家來と稱する者金澤の旅宿に投じ借銀を强請す。(四〇〇)

○九日大小將組頭湯原十兵衛役儀を誤るを以て自分指扣をなす。(四〇一)

○十六日徳川家治使を遣はして前田重教の參覲を勞せしむ（四〇二）

○十七日前田重教、去年以來江戸邸に留守したる大小將組の士の精勤を賞す。（四〇三）

○十八日前田重教、徳川家基の元服に關する祝儀を贈らる。（四〇三）

○十八日金澤城本丸の鐵門を修繕するを以て通行を禁止すべきことを告ぐ。（四〇四）

○廿二日前田重教登營して參覲の禮を行ふ。（四〇四）

○廿三日河北郡津幡に冷泉爲廣の石碑を立つ。（四〇四）

○廿九日前田吉徳の女暢姫の再婚に關して議す。（四一一）

五月

○十八日奥御納戸奉行齋藤源太夫等指扣を命ぜらる。（四一三）

○廿二日前田利實歿す。（四一四）

○晦日徳川家治使を前田重教に遣はしてその弟利實の逝去を弔す。（四一五）

○晦日前田利實の葬儀を金澤寶圓寺に執行す。（四一六）

○小松定番馬廻吉見辰右衛門の子、許可を得て町人を成敗す。（四一六）

六月

○二日金澤町年寄中屋彦十郎の邸前に訴狀を放棄せしことに關し在江戸の前田重教に上申す。（四一六）

○十二日犀川、淺野川の水漲溢す。（四一七）

○十九日女を抱へ置きて人を集め又は出合宿をなすことを禁ず。（四一七）

七月

○十日足輕に命じ石川郡中所々の狼を驅除せしむ。（四一八）

○十日納租の皆濟以前に新米を賣買することを禁す。（四二〇）

○十四日本日より京都芳春院及び金澤寶圓寺に於いて芳春院夫人の百五十回忌法會を行ふ。（四二〇）

○廿二日石川郡に於いて十月より二月に至るまで諸鳥を捕ふることを許す。（四二二）

○本郷邸に於いて下輩の屋外に涼を納るゝ等のことを禁ず。（四二二）

○新開所の免合に關し規定す。（四二三）

○異風組の士齋藤金兵衛虛無僧と劍術の仕合を試み之を破る。（四二三）

八月

○十六日年寄本多安房守職務を誤るを以て自ら謹愼す。（四二四）

○十六日表小將武部右門御預に處せらる。（四二七）

○廿六日前田重教の女穎姫金澤に生る。（四二八）

○廿八日鹿島郡七尾町に大火あり。（四二八）

○廿九日貸金を業とする老婆不法の行爲あるを以て禁牢に處せらる。（四二九）

九月

○十三日寺社修覆助成の爲諸國を勸化する者の取扱

に關する幕令を傳ふ。（四三〇）
○捕鳥の方法に關して令す。（四三一）
○京都大佛殿及び河内譽田八幡の勸化錄を諸士に醵出せしむ。（四三一）
○能登に於ける幕府領の百姓等賊をなすを以て江戸に送致す。（四三二）

十月　○三日馬廻組富井平兵衛の嫡子直、若黨と共に乘馬して出奔す。（四三三）

十一月　○十一日百姓の地子米請卸契約を嚴にし爭議なからしむべきを令す。（四三三）
○十一日江戸の能役者寶生彌三郎指扣を命ぜらる。（四三五）
○廿九日城中大巽土藏の金銀賊の爲に奪はる。（四三五）

十二月　○十五日徳川家治、前田重敎に鶴を贈る。（四三六）
○廿八日羽咋郡相神村の十村彌五郎、扶持を加增せらる。（四三六）

## 明和四年　丁亥　皇紀二四二七

正月　○十八日栗田源左衛門妻子を殺して自刄す。（四三六）

二月　○廿三日中御門宰相の家司井門大内藏と稱するもの金澤の旅宿に滯在す。（四四一）
○牛馬の札賣・札買禁止のことを通牒す。（四四一）

三月　○廿八日栗田源左衛門の罪狀を發見したる足輕等賞賜せらる。（四四二）

四月　○十五日前田重敎就封の暇を受く。（四四三）
○十八日前田重敎登營して就封の辭見す。（四四三）
○前田重敎三井寺門主圓滿院を江戸邸に招請せんとして幕府の制止を受く。（四四三）

五月　○三日大聖寺侯前田利道歸國の途次金澤を過ぐ。（四四三）

六月　○四日前田重敎江戸を發して就封の途に就く。（四四四）
○十二日徳川家重の七回忌法會を如來寺に執行す。（四四四）
○十五日銀の賣買及び風俗に關する幕府の令を傳ふ。（四四四）
○十六日前田重敎金澤に著す。（四四六）
○二十日徳川吉宗の十七回忌法會を神護寺に修す。（四四七）
○廿七日役銀奉行田中平丞私曲により御預に處せらる。（四四七）

七月　○朔日前田重敎大小將の在府中に於ける勤勞を賞す。（四四九）
○二日前田重敎就封の道中供奉したる表小將等に賞賜す。（四五〇）
○十三日老臣等藩の財政匱乏の狀を上申す。（四五〇）
○十三日組外組人見忠左衛門一類預に處せらる。（四五一）

○十八日大小將齋藤源太夫等知行を召放さる。(四五一)
○廿八日前田重敎本年中重れて不時出府の意あることを告ぐ。(四五三)

八月

○前々月以來猿再び石川郡の所々に徘徊す。(四五三)
○三日前田重敎の生母實成院の七回忌法會を實成寺に行ふ。(四五三)
○十五日松平大弐、勤務に比し小身なるを以て知行を加贈せらる。(四五四)
○十六日幕府前田重敎の今秋出府せんとの請を許す。(四五五)
○二十日前田重敎將に出府せんとするを以て供奉の諸士を定む。(四五五)
○廿三日前田重敎の夫人流產せりとの報金澤に至る。(四五五)
○廿三日白銀屋與左衛門の事件に與りたる諸士の閉門を宥し各減知を命ず。(四五六)

九月

○四日前田重敎不時出府に付會所銀及び扶持方貸與のことに關して定む。(四六〇)
○六日出府の際供奉する諸士の服裝等を華美ならしめざるべきを命ず。(四六一)
○九日前田重敎出府發途の日を定む。(四六一)
○十六日馬廻組脇本喜左衛門小者躰のものを殺害す。(四六一)
廿二日前田重敎の出府を公示す。(四六二)
○廿四日城門通行の手形に宛所を認むべきを命ず。(四六三)
○廿六日前田重敎の女邦姫・穎姫卯辰觀音院に詣づ。(四六三)
○廿七日表小將武部右門流刑に處せらる。(四六四)
○晦日博奕・三笠附・取逃無盡を禁ずるの幕命を傳ふ。(四六五)

閏九月

○五日前田重敎放鷹により田地を蹈荒したる者の件に關し議せしむ。(四六六)
○六日前田重敎金澤を發して江戸に向ふ。(四六八)
○十八日前田重敎江戸に着す。(四六九)
○十八日前田重敎老臣等に養子緣組を出願せんとするの意あることを告ぐ。(四六九)

十月

六日老臣等會議し横山山城守・村井又兵衛を江戸に派せんとす。(四七〇)
○十四日前田重敎老臣横山山城守等の江戸に出でんとするを止む。(四七〇)
○廿七日凶作なるを以て領內の百姓に貸米を行ふ。(四七二)
○前田重敎膈疾の藥を求めしむ。(四七三)

十一月

○十四日永原內進連判狀を以て上書する所ありしに因り自分差扣を命ぜらる。(四七三)

○十五日前田重教人形師を招きて夫人等に觀覽せしむ。(四八二)

○廿三日奉公人を召抱ふるものは兩請人をして保證せしむべきことを命ず。(四八二)

○廿四日百姓等その產兒を殺害すべからざるの幕令を傳ふ。(四八二)

○廿五日横山山城守の出府に關して浮說を傳ふることなかるべきを馬廻組頭に諭す。(四八三)

○廿九日前田重教養子緣組に關する老臣の意見を報告せしむ。(四八四)

○前田重教の繼嗣選定に關して藩士等前田氏の正統を以てせんことを請願す。(四八四)

○京都に於ける藩邸所有の確認を求む。(四八五)

十二月　○三日前田重教老臣等に養子緣組をなすことを延期せる旨を告ぐ。(四八八)

○六日德川家治前田重教に鶴を贈る。(四八九)

○七日村井又兵衞の出府に對し富永五郎左衞門計策を進言す。(四八九)

○十三日德川家治、前田重教に歲暮の祝儀を贈る。(四九七)

是歲　○能美郡金平鑛山より大に黃金を產出す。(四九七)

## 明和五年　戊子　皇紀二四二八

正月　○朔日前田重教不時出府なるを以て登營年賀の禮を行はず。(四九九)

○河北郡高松潟に中洲を生ず。(四九九)

二月　○朔日金澤小立野の天德院燒失す。(四九九)

○十一日本鄉邸內の稻荷堂に太鼓を備ふ。(五〇〇)

○加賀藩領民の能登に於ける幕府領の百姓に米穀を預け利殖するを禁ず。(五〇〇)

三月　○三日金澤三社町に喧嘩して死する者あり。(五〇二)

○十日金澤小立野新坂に火災あり。(五〇三)

○十九日火災の際に於ける心得を諭す。(五〇三)

○廿四日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤に宿す。(五〇四)

○廿六日前田重教實弟治脩を以て嗣子たらしめんとするの意を近臣に告ぐ。(五〇四)

○廿七日前田重教近臣に富山・大聖寺二藩より嗣子を選定せざる意を告ぐ。(五〇七)

○廿八日嫁娶するもの、家に石礫を投ずることを禁ず。(五〇八)

四月　○二日越前の百姓等大聖寺藩の領境に於いて騷擾す。(五〇八)

○四日金澤吹屋町に火災あり。(五一二)

○十日江戶より歸れる不破彥三、前田重教が同姓中より嗣子を選定すべき意あることを告ぐ。(五一一)

○十一日前田重教參覲の例月に當るを以て閣老を歷

訪す。(五一三)

〇十五日前田重敎病むを以て參觀の禮を行ふ爲の登營を缺く。(五一三)

〇能美郡の苗代水害の爲大に損耗す。(五一三)

五月 〇十八日前田重敎使を越中勝興寺に遣はして治脩を還俗せしめんとの意を告ぐ。(五一三)

〇廿九日金澤及び大聖寺に洪水あり。(五一七)

六月 〇朔日前田重敎登營して參觀の禮を行ふ。(五一八)

〇朔日前田重敎夫人名を千間姫と改む。(五一八)

〇六日前田重敎參觀後に於ける一門の訪問を延期すべきことを告ぐ。(五一八)

〇廿一日使を大聖寺侯前田利道に遣はして水害を慰問せしむ。(五一八)

〇廿七日前田治脩、重敎より還俗を命ぜられたるを辭す。(五一九)

〇能美郡小松の宮丸屋市郎兵衛孝行を以て賞せらる。(五二二)

七月 〇七日料理頭の事務を誤れるもの指扣を命ぜらる。(五二二)

〇七日赤尾丹右衛門、堀長太夫に家屋の貸賃を請求して殺さる。(五二二)

〇十二日與力清水五郎左衛門の悴博奕の事によりて小者を殺す。(五二三)

〇十五日前田重敎、治脩の還俗に關し西本願寺の諒解を得ん爲書を長君に送る。(五二三)

〇十七大音帶刀等前田治脩を還俗せしむる爲の交渉に關して稟議す。(五二三)

〇廿六日金澤御仲間町に火災あり。(五二六)

〇廿九日町奉行の支配地に居住する藩の御家人等はその町規に服從すべきことを命ず。(五二六)

八月 〇九日長君西本願寺との交渉顛末に關する回答を前田重敎に與ふ。(五二七)

〇廿二日葵の紋所を使用するものに關する幕令を傳ふ。(五二九)

〇晦日前田治脩越中古國府勝興寺より來り金澤本願寺別院に入る。(五三一)

九月 〇三日前田治脩・藩の老臣長九郎左衛門の家に臨む。(五三一)

〇九日佐渡に於ける百姓の騷擾に關し領内に於いて手配したることを藩侯に上申す。(五三一)

〇十五日前田治脩、重敎の養子たるを請ふの書を發す。(五三三)

〇十七日老臣等前田治脩が還俗に就いて內諾を與へたることを重敎に報ず。(五三五)

〇十九日前田重敎、佐渡の騷擾に對する領内の手配を撤すべきことを命ず。(五三七)

○廿二日御馬飼番頭澤田輿三右衞門江戸町人に借銀を返濟せざるを以て役儀を除かる。（五四〇）
○金澤の旅宿を業とするものに新製の量器を用ひしむ。（五四〇）

十月　○三日前田治脩金澤を發して古國府勝興寺に歸る。（五四一）
○十五日前田重教、治脩還俗後の通稱及び實名を選ばしむ。（五四一）
○十九日先に大阪の足輕たりし池守勇藏虚僞の申立を爲し禁牢に處せらる。（五四二）
○廿八日前田治脩還俗後の通稱及び實名に關し回答す。（五四四）

十一月　○廿六日守隨彦太郎の手代をして衡器を檢査せしむべきことを告ぐ。（五四四）
○本郷邸の篤穂昇等結束してその職を辭せんことを請ふ。（五四五）

十二月　○五日徳川家治、前田重教に鶴を贈る。（五四六）
○十四日前田治脩に附屬する諸士を定む。（五四六）
○十八日前田重教弟治脩を還俗せしむるの許可を幕府に請ふ。（五四七）
○廿六日能美郡小松の百姓等先に騷擾したるを以て入牢を命ぜらる。（五四七）

## 明和六年　己丑　　皇紀二四二九

正月　○十三日前田治脩を越中古國府より迎ふるが爲に諸士金澤を發す。（五四八）
○十六日諸士に前田治脩の還俗して金谷御殿に移らんとすることを告ぐ。（五四九）
○廿九日前田治脩越中古國府の勝興寺を發す。（五四九）
○廿九日大聖寺使前田四道江戸城西丸修理の助役を命ぜらる。（五五〇）
○曩に二條治孝が前田重教の息女と縁組を求めたるを謝絶す。（五五一）
○自今百姓等不作に際しても貸米を請ふことなく、又各々その手作を增加すべきことを諭す。（五五二）
○越中古國府勝興寺に毎年米千俵を合力すべきことを命ず。（五五四）

二月　○朔日前田治脩金谷御殿に移る。（五五五）
○朔日諸士の能登に於ける幕府領の百姓より米錢を借入るゝを禁ず。（五五七）
○七日老臣以下前田治脩の還俗を祝し物を獻る。（五五八）
○九日前田治脩の還俗改名したることを幕府に屆出づ。（五五九）
○十二日大聖寺の使者金澤に來り江戸城西丸工事の助役を命ぜられたるを以て合力を求む。（五六〇）
○十四日組外組七利三郎太夫、大小將組井上勘助の

小者を殺害す。(五六〇)
○十六日御歩小頭山口庄左衞門その子の出奔に座し遠慮を命ぜらる。(五六一)

三　月
○十八日前田治脩の年齢を幕府に屆出づ。(五六一)
○六日郡奉行等米數津出の件に關して遠慮を命ぜらる。(五六三)
○十八日西本願寺の使者前田治脩に金谷御殿に謁す。(五六四)

四　月
○朔日百姓の多勢を嘯集して訴願を企つる者を嚴に制裁すべき幕令を傳ふ。(五六四)
○十一日大小將組加藤宗左衞門、御馬廻組加藤九兵衞の子十兵衞と爭ひて共に死す。(五六五)
○十二日昨今兩日前田重煕の十七回忌法會を金澤寶圓寺に執行す。(五六七)
○廿三日人持組前田兵部藩侯の意によりて役儀を除かる。(五六七)
○廿五日前田重敎就封の暇を受く。(五六八)
○廿八日前田重敎登營して就封の辭見す。(五六八)

五　月
○六日前田重敎江戸を發して金澤に向ふ。(五六九)
○十九日前田重敎金澤城に着す。(五六九)
○十九日此後前田重敎屢放鷹を行ふ。(五七〇)
○十九日前田治脩金澤城に上り重敎に謁す。(五七一)
○廿六日淨瑠璃を能くする町人を金澤城の廣式に招く。(五七一)

六　月
○十二日昨今兩日前田吉德の二十五回忌法會を寶圓寺に營む。(五七一)
○十三日御小人頭金田判太左衞門不埓を以て扶持を召放さる。(五七二)
○十五日前田重敎その女邦姫を前田駿河守の子與十郎に嫁せしむべきことを告ぐ。(五七三)
○二十日諸士の末期に於ける遺書提出の手續に付き令す。(五七五)
○廿一日前田重敎本年九月を以て不時に江戸に赴かんとする件に關し老臣の同意を求む。(五七五)
○廿六日前田重敎・治脩を伴ひ石川郡松任に放鷹す。(五七九)
○廿六日老臣前田土佐守藩侯の出府に關して意見を上申す。(五七九)

七　月
○朔日前田重敎將に家督を讓らんとするの内意を老臣に傳ふ。(五八一)
○四日前田重敎朔望嘉節に當り老臣等の祝詞書上等に關する形式を示す。(五八五)
○六日村井又兵衞等老臣の行狀等に關して上申す。(五八五)
○十一日前田重敎、治脩を伴ひ川狩を行ふ。(五八九)
○十四日前田重敎の隱居せんとすることを組頭に告

ぐ。(五八九)
○十五日前田重教不時出府を許されたるを以て供奉の老臣を命ず。(五九〇)
○十八日前田重教石川郡松任に放鷹す。(五九一)
○廿八日石川・河北二郡に於いて九月に至るまで鳥類の捕獲を禁ず。(五九一)
○廿八日前田重教の女邦姫と前田與十郎との婚約成る。(五九一)
○廿八日彗星出現す。(五九二)

八月 ○七日前田重教の不時出府に供奉する者の會所銀借用の件を命す。(五九二)
○十一日前田重教石川郡末吉に放鷹す。(五九三)
○十四日藩の財政困難なるを以て他國に駐在する諸士の扶持方を減ずべきを告ぐ。(五九三)
○十九日諸士に儉約を守るべきを命す。(五九四)

九月 ○四日石川郡佐那武社の神職等神祇道條目の解釋に關し寺社奉行に答ふ。(五九五)
○十一日前田重教放鷹の際越訴する者あり。(五九六)
○二十日前田吉德夫人光現院の五十年忌法會を江戸傳通院に執行す。(五九七)
○廿三日前田重教金澤を發して江戸に向ふ。(五九七)
○廿九日二丸御殿の廣式に町人を出入せしむるに關し議す。(五九八)

○頃日天德院再建の工事を行ふ。(五九九)

十月 ○五日昨今兩日天德院に於いて前田重靖の十七回忌法會を執行す。(六〇〇)
○六日前田重教江戸に着し本郷邸に入る。(六〇〇)
○十五日前田重教その平尾邸に行歩せんことを幕府に請ひ尋いで許さる。(六〇〇)
○十五日大聖寺侯前田利道江戸城西丸の修理竣功を賞せらる。(六〇一)

十一月 ○二十日能美郡小松町に火災あり。(六〇二)
○晦日江戸廣德寺に於いて前田宗辰夫人壽園院の二十五回忌法會を執行す。(六〇二)
○京都及び江戸に於ける能役者の合力米を減少す。(六〇二)

十二月 ○朔日前田治脩石川郡松任に放鷹す。(六〇二)

## 明和七年　庚寅　（皇紀二四三〇）

正月 ○朔日前田重教不時在府なるを以て賀禮の儀を行はず。(六〇二)
○廿一日徳川家治、前田重教に鶴を贈る。(六〇三)

二月 ○六日能美郡小松に於いて一向宗門徒等騷擾す。(六〇三)
○六日儒者由美希賢知行を召放たる。(六一二)
○十一日紀伊侯徳川重倫本郷邸に臨む。(六一三)
○十二日白山惣長吏密藏へ卷數を獻納する費用を補

に借らんことを請ふ。(六二三)
○十六日白山社頭の普請出来せしを以て作事奉行等之を検分す(六二四)
○十九日石川郡粟ヶ崎村藤右衛門等に扶持米を給す。(六二六)
○藩の財政困難の事情を述べ百姓等の納租を全くし奢侈を慎むべきことを告ぐ。(六二七)

三月 ○朔日本郷邸に歌舞伎役者を招きて技を演ぜしむ。(六二九)
○七日前田治脩河北郡森下に放鷹す。(六二九)
○十六日能美郡小松なる一向宗觸頭本蓮寺遠慮を命ぜらる。(六二九)
○晦日藩侯の在府中金澤に於いて舊例により夜行の際提灯を携ふべきことを命ず。(六三〇)

四月 ○六日前田重教閣老等を歴訪す。(六三〇)
○十一日前田重教隠居を請はんとする内意を閣老に告げてその許諾を求む。(六三〇)
○十五日前田重教登營し参覲の禮を行ふ。(六三一)
○廿一日白山本社・本地堂並に荒御前の正遷宮を行ふ。(六三二)
○廿八日御異風小頭飯沼源太左衛門勤功を以て異風料を受く。(六三六)
○百姓の徒黨・强訴・逃散を禁ずる幕令を領内に傳ふ。(六三六)

五月 ○朔日日蝕皆既の豫報的中せず。(六三八)
○十六日田中平之丞越中五ヶ山に流刑を命ぜらる。(六三九)
○二十日是日以後前田治脩金澤城内を巡見す。(六四〇)

六月 ○十日高辻大納言善光寺に赴く途次金澤に宿す。(六四〇)
○十三日御普請會所道具調奉行藤井平左衛門・青木八郎左衛門役儀を除き遠慮を命ぜらる。(六四一)
○十七日鳳至郡輪島に火災あり。(六四二)
○廿四日前田重靖の生母善眞院の十三回忌法會を行ふ。(六四二)
○廿八日能美郡澤村の十村源治に扶持米を給す。(六四二)
○金澤下博勞町に居住する博勞の作法を令す。(六四三)
○能美郡串茶屋の妓喜世川嫖客の爲に殺害せらる。(六四九)

閏六月 ○朔日諸士の遠所收納米を所拂とするを禁ず。(六五〇)
○二日江戸の町人等金澤に於いて錢貨を鑄造せんと請ひたるを拒絶す。(六五一)
○十一日石川郡大野浦に幕府の米の丸船漂着す。(六五一)
○森小左衛門蹴鞠を能くするを以て新番組に召出さ

る。(六五二)

七月 ○十二日江戸邸に出入する商人等物品の賣込を謝絶す。(六五三)
○廿二日富山城下大火災の報江戸に達す。(六五三)
○廿八日天製見ゆ。(六五三)
○貸米に對する百姓の本年分返上高を增額せしむべきを命す。(六五四)

八月 ○十一日加賀藩の江戸深川に於ける米廩火災に罹る。(六五五)
○廿二日財政困難なるを以て諸役所の費用を半減すべきことを命す。(六五五)
○廿八日小松定番御馬廻御番頭村上采女役儀を除き減知蟄居を命ぜらる。(六五六)
○前田重教讃嘲を一向宗の僧闡成寺に學ぶ。(六五八)

九月 ○四日城鐘の改鑄成りたるを以て之を時鐘所に運搬す。(六五九)
○十四日前田重教が來春を以て隱居せんとすることを告ぐ。(六五九)
○十八日大聖寺侯前田利道參覲の途次金澤に宿す。(六六〇)

十月 ○朔日大聖寺侯前田利道江戸に着し前田重教を訪ふ。(六六〇)
○十四日平尾邸火を失し長屋等を燒失す。(六六〇)

十一月 ○朔日富山藩府より贈られたる鶴を江戸に於いて調理披露す。(六六二)
○二日石川郡松任等に高札を建て米價高値なるを以て生活の困難なることを訴ふる者あり。(六六二)
○十二日金澤及び江戸に於いて前田宗辰の二十五回忌法會を執行す。(六六三)
○十五日本多圖書に明年祠即位式奉祝の使者たるべきことを命す。(六六三)
○十八日定番御歩山本宇左衛門指扣を命ぜらる。(六六四)
○廿六日前田重教本郷邸に鼓噺の會を催す。(六六五)
○廿九日前田治脩來春出府の際に供奉すべき藩士を命す。(六六五)
○不作なるを以て百姓の請により貸米を許す。(六六六)

十二月 ○十九日前田重教、徳川家治より鶴を贈らる。(六六八)
○廿九日富士大石寺派の教義に歸依するを禁す。(六六八)

明和八年 辛卯 皇紀二四三一

正月 ○朔日前田重教病むを以て登營を闕す。(六六九)
○朔日前田重教の病疝痞なること診せらる。(六七〇)
○五日徳川家治使を遣はして前田重教の病を問はしむ。(六七〇)
○九日前田重教疝痞を病むの報金澤に達し、尋いで

治脩より使を遣はして状を問はしむ。(六七一)
〇十三日金澤の諸士前田重教の疱瘡順調なるを祝す。(六七一)
〇十三日德川家治。前田治脩の酒湯を引きたるを祝せしむ。(六七二)
〇十八日前田重教使を以て德川家治の先に病を問ひたるを謝す。(六七三)
〇二十日宮腰詰米奉行金岩嘉太夫役儀を免ぜらる。(六七三)
〇廿一日前田重教の德川家治より慰問を得たることを金澤の諸士に告ぐ。(六七四)

二月

〇廿二日前田治脩將に江戸に赴かんとするを以て供奉の士に會所銀の借用を許す。(六七五)
〇廿七日前田重教。大聖寺侯前田利道を名代として先に德川家治より病狀を訪はれたるを謝せしむ。(六七五)
〇廿九日前田治脩出府の請を許されたるの報金澤に達す。(六七六)

三月

〇三日御算用場印を僞造行使せしもの發覺す。(六七六)
〇五日前田治脩出府の期を本月十五日と定む。(六七六)
〇十五日前田治脩金澤を發して江戸に向ふ。(六七七)
〇廿四日前田重教平尾邸に行步を許さる。(六七七)
〇八日前田治脩松平氏を稱し槍二本を携ふることを許さる。(六七七)
〇十三日前田治脩先例に依て能登の幕府領を寄託せらる。(六七八)
〇十三日前田治脩閣老を歷訪す。(六七八)
〇廿五日前田治脩初めて柳營に上る。(六七九)
〇廿九日河北郡太田村殆ど全燒す。(六七九)

四月

〇四日金澤に於いて諸士に前田治脩の初めて德川家治に謁見したることを告ぐ。(六七九)
〇四日前田重教。御桃園天皇の卽位を賀し奉る爲に使者を發遣す。(六八〇)
〇六日越中境關所奉行より江戸に往復する者の過書に關する慣例を答申す。(六八一)
〇十六日前田重教家督を治脩に讓らんことを請ふ爲願書を幕府に提出す。(六八二)
〇廿二日前田治脩の生母壽清院を呼ぶに樣付とすべきことを命ず。(六八三)
〇廿三日前田重教の名代及び治脩柳營に上りて隱居及び家督相續を命ぜらる。(六八四)
〇廿七日前田重教名を肥前守と改む。(六九一)
〇廿九日表小將僯八郎流刑を命ぜらる。(六九二)

五月

〇朔日金澤に於いて諸士に前田重教の隱居と治脩の家督相續を許されしことを告ぐ。(六九四)
〇二日前田重教の使者參內して後桃園天皇の御卽位

を賀し奉る。(六九五)
〇三日大聖寺侯前田利道歸邑の途金澤を過ぐ。(六九五)
〇四日金澤に於いて諸士に、前田治脩に對し先侯の如く忠誠を盡すべきを命ず。(六九六)
〇四日前田治脩算用場奉行に對し郡中の事情を徵す。(六九七)
〇五日諸士をして年寄及び家老中に參勤して祝詞を呈せしむ。(六九九)
〇六日金澤に於いて諸吏に命じ自今政務は凡て前田治脩の意を受けしむ。(七〇〇)

六月

〇十二日前田重教の女邦姬歿す。(七〇〇)
〇十五日前田重教の名代及び治脩登營しその隱居と家督相續とを許されたることを謝す。(七〇一)
〇十九日前田治脩先の願に依り五節句及び月次に於いて登營することを許さる。(七〇二)
〇十九日先に前田重教の德川家治に獻りたる紗綾、丈不足なるを以てその交換を命ぜらる。(七〇二)
〇三日前田重教を呼ぶに內外とも成るべく中將の官名を以てすべきを定む。(七〇五)
〇四日金澤に於いて前田重教の名代及び治脩の登營し隱居・家督相續の許可を謝したることを告ぐ。(七〇五)
〇十一日前田重教・治脩使を禁裏に派しその隱居・家督相續を謝し奉らしむ。(七〇六)
〇廿五日士民の風俗に關して諭す。(七〇七)
〇廿五日他國商業の爲に來る者等の外、他國人の猥に領內に入るを禁ぜしむ。(七〇八)
〇廿五日前田治脩加賀守と稱し、且つ前名利有を改む。(七〇九)
〇廿八日金澤に於いて前田治脩の七月就封せんとする請を許されたることを告ぐ。(七一一)
〇廿九日勝手方並に儉約方御用の吏を罷め、財政改革の意あることを告ぐ。(七一二)

七月

〇朔日前田治脩初めて月次の登營を行ひ黒書院に着座謁見す。(七一二)
〇三日新に勝手向惣主付を村井又兵衛に命じたることを告ぐ。(七一三)
〇四日金澤に於いて諸士に前田治脩の登營元服せる狀を告ぐ。(七一三)
〇四日諸士の名にして藩侯の諱に觸るゝものを改めしむ。(七一四)
〇六日前田重教親翰を以て奥野主馬にその算用場奉行を罷めしめたる理由を告ぐ。(七一四)
〇七日前田治脩を呼ぶに加賀守を以てすることを命ず。(七一六)
〇十八日江戸の浪人鵜田忠厚儒者として召抱へら

る。(七一六)
○十九日前田治脩就封の期限を定めたる報金澤に達す。(七一七)
○廿一日前田治脩大聖寺侯前田利道の女と婚を約することを許さる。(七一七)
○廿五日前田治脩就封の暇を受く。(七一九)
○廿八日前田治脩登營して就封の辭見す。(七一九)

八月

○朔日金澤に於いて諸士に前田治脩の婚約を許可せられたることを告ぐ。(七一九)
○五日前田治脩。江戸に於いて重教の病める際は一類よりの出願に因り出府の許可を得んことを請ふ。(七二〇)
○六日金澤に於いて諸士に前田治脩の就封の暇を受けたることを告ぐ。(七二一)
○六日前田治脩江戸を發して金澤に向ふ。(七二一)
○十日前田治脩入國の際奉迎する者の心得を諭す。(七二三)
○十一日前田治脩の家督相續・任官及び入國を賀する爲諸士に獻上物を命ず。(七二四)
○十三日前田治脩任官の口宣を受けたる使者金澤に着す。(七二九)
○十三日前田治脩入國の後諸士に獨禮を命ぜらるべきを告ぐ。(七三一)
○十三日前田治脩越後糸魚川泊の豫定を變じて能生に宿す。(七三一)
○十五日本鄉邸內西御殿の斧初を行ふ。(七三二)
○十六日前田治脩の入國を迎ふる者の服裝につきて諸士に諭す。(七三三)
○十八日前田治脩金澤城に着す。(七三三)
○十九日前田治脩寶圓寺及び天德院に詣づ。(七三七)
○廿一日百姓に訴願の手續を誤らざらしむべき幕令を傳ふ。(七三七)
○廿二日前田治脩に諸士の拜謁すべき期日等を定む。(七三八)
○廿五日大聖寺侯前田利道の使者金澤城に登りてその女の緣組に對する答禮を行はしむ。(七三九)
○廿六日幕府に凶事ありしを以て前田治脩の入國に關する諸儀式を延期す。(七三九)

九月

○五日前田治脩使を江戸に遣はして德川家治夫人の喪を問はしむ。(七四〇)
○八日更めて前田治脩に諸士の拜謁すべき期日等を定む。(七四〇)
○十一日前田重敎に對する獻上物の規程を定む。(七四二)
○十一日前田治脩。從來大聖寺藩に派遣したる橫目を廢せしむ。(七四二)

〇十三日前田治脩未だ疱瘡に罹らざるを以て、諸士の日通りに出仕するものに注意せしむ。(七四二)
〇十三日頭分以上の諸士前田治脩の家督相續を祝して物を獻る。(七四三)
〇十四日前田治脩諸役人の勤務規程及び諸士の系譜を錄上すべきことを命ず。(七四三)
〇十五日前田治脩年寄中以下の拜謁を受く。(七四四)
〇十六日前田治脩馬廻組等の諸士の拜謁を受く。(七四四)
〇十六日前田治脩の入國を祝する爲大聖寺侯前田利道の使者金澤城に登る。(七四五)
〇十六日諸士の家督相續を請ふ爲遺書を藩侯に上る者は凡て一類附を添付せしむ。(七四六)
〇十七日再び家族の疱瘡に罹る諸士の出仕に就いて注意を與ふ。(七四六)
〇十八日前田治脩再び馬廻組の士の拜謁を受く。(七四七)
〇十九日前田治脩定番馬廻組・組外組等の士の拜謁を受く。(七四七)
〇二十日前田治脩金澤城内の東照宮等に參詣す。(七四七)
〇廿一日前田治脩又與力等諸士の拜謁を受く。(七四七)
〇廿二日前田治脩隱居諸士等の拜謁を受く。(七四八)
〇廿三日江州今津の邑長甚右衛門その扶持を召放たる。(七四八)
〇廿五日前田治脩寺社方の拜謁を受く。(七四九)
〇廿六日前田治脩寺庵方の拜謁を受く。(七四九)

## 十月

〇朔日諸役所の風儀改善すべきことを命す。(七五〇)
〇二日先に流刑を命ぜられたる栂八郎を越中五ケ山に出發せしむ。(七五一)
〇三日前田治脩野田山に於ける先塋に詣づ。(七五二)
〇五日前田治脩天德院に詣づ。(七五三)
〇七日藩侯の隱居及び家督相續を祝する爲頭分諸士の前田重教に物を獻ることを許す。(七五三)
〇十五日前田治脩京・大阪の町人に謁見を許す。(七五四)
〇廿七日前田治脩金澤城内を巡見す。(七五五)
〇廿九日諸士の系譜を上る手續を示す。(七五五)
〇諸頭・諸奉行の勤方書上の方法を示す。(七五六)

## 十一月

〇十二日前田治脩寶圓寺に詣づ。(七五七)
〇十五日前田治脩京都の町人に謁見せしむ。(七五七)
〇十九日前田治脩、先に重教が除籍記を與へたるに對し答書を呈す。(七五八)
〇廿八日諸士の借銀及び買懸銀書上を命じ借知によりて之を決濟するの法、並に他國御使人及び御使者たるものに給付する費用に就いて定む。(七五九)

○金澤城内に於ける時鐘の位置に關して議す。(七六五)

○百姓・町人等他領の者の金銀貸附を仲介することを禁ず。(七六六)

十二月 ○四日町人及び百姓に米銀下賜の命を傳ふ。(七六七)

○四日諸士の借銀・質懸銀辨償の爲町會所等に米穀を支給することを令す。(七六八)

○十日諸士の借銀及び質懸銀高を算用場奉行及び町奉行に書出さしむ。(七六九)

○十二日諸士にして百姓に炭・薪・飼葉等の買上代を支拂はざるものを戒む。(七七〇)

○十五日前田治脩先に物を獻じたる諸士一同に謝狀を與ふ。(七七一)

○廿一日本郷邸西御殿の上棟式を行ふ。(七七一)

○廿一日德川家治、前田重教に鶴を贈る。(七七二)

## 安永元年　壬辰　皇紀二四三二

正月 ○朔日前田治脩金澤城に於いて年賀の禮を受く。(七七三)

○三日德川家治の前田治脩に贈れる鶴金澤に着す。(七七三)

○四日前田治脩射初・打初及び乘馬の式を行はしむ。(七七四)

○四日前田治脩前年末に於ける士民の財況を重教に報す。(七七四)

○十五日高島清太夫篤實精勤を以て知行を加増せらる。(七七五)

○十九日去年命じたる借知・借米に關する細則を補ふ。(七七六)

○二十日老臣長九郎左衞門公事場に於ける禁牢者の増加したることを上申す。(七七七)

○二十日宮腰請米奉行不行狀を以て役儀を除かる。(七七七)

二月 ○朔日前田治脩今秋參覲の際供奉せしむべき家老を命ず。(七七八)

○十五日紫野芳春院の代僧乾首座金澤城に登り前田治脩に謁す。(七八〇)

○十五日御使番湯原甚右衞門閉門を命ぜらる。(七八一)

○十六日金澤城の時鐘を一時鶴丸に移す。(七八二)

○十七日諸士に會所銀を貸與し又は返濟せしむる方法を改む。(七八三)

○廿二日鹿島郡所口に火災あり。(七八六)

○廿四日玉泉寺に於いて昨今兩日前田利長夫人玉泉院の百五十回忌法會を行ふ。(七八六)

○廿八日金澤城内會所附近の長屋燒失す。(七八七)

○廿九日本郷邸の一部類燒す。(七八七)

○廿九日金澤城河北門の營繕に着手す。(七九二)

○領内山廻の陰聞役を命す。(七九三)

三月 ○朔日金澤城の時鐘を甚右衞門坂の鐘樓に置く。(七九四)
○四日前田治脩、馬廻組の城下巡邏を忽にするを戒め、次いで從來慣行の規定を撤す。(七九四)
○五日本鄕邸の一部類燒罹災の報金澤に達す。(七九八)
○七日手取川暴溢の報到る。(七九九)
○八日前田治脩。前田利當の隱稱後諸士に下賜したる判物印物を提出せしむ。(七九九)
○十一日頭分以上に命じて本鄕邸類燒に付前田治脩・重教の機嫌を奉伺せしむ。(八〇〇)
○廿一日御使番石黑宇兵衞その職務に忠實なるを以て賞賜せらる。(八〇〇)
○廿七日大聖寺侯前田利道參覲の途金澤城に登る。(八〇一)

四月 ○三日隱質停止の前令を勵行すべきことを議す。(八〇二)
○十日金澤城石川門の番所に於いて與力等酒宴を催し、次いで處罰せらる。(八〇三)
○十八日前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹す。(八〇六)
○二十日前田重教、本多安房守の臣伊藤將曹を儒者として勤仕せしむ。(八〇七)
○廿一日前田治脩家中の馬匹を閱す。(八〇八)
○廿七日前田治脩石川郡粟ヶ崎に放鷹す。(八〇八)

○領內の百姓に命じて河川普請の費用を上納せしむ。(八〇九)

五月 ○朔日前田治脩先に德川家治より贈られたる鶴を諸士に頒つ。(八一〇)
○十日前田治脩今秋參覲の際に於ける經費節約のことを令す。(八一一)
○廿七日前田治脩石川郡玉鉾にて放鷹す。(八一二)
○江戶詰の諸士に支給する扶持方の計算法を改む。(八一二)

六月 ○三日前田重教江戶淺草等に行步を試む。(八一三)
○十四日金澤に於いて諸士の衣類等に關する令を下す。(八一三)
○二十日鹿島郡所口煙草屋伊右衞門の女すぎその篤行を賞せらる。(八一四)
○廿七日不破甚太夫・後藤常右衞門等不行跡を以て閉門に處せらる。(八一七)

七月 ○朔日金澤城河北門の修理成るを以て通行を許す。(八一九)
○朔日前田治脩步士の水練を閱す。(八二〇)
○二日前田治脩射手の技を檢し、次いで又銃手の技を覽る。(八二一)
○七日金澤城河北門の造營に參與したる諸吏を賞す。(八二一)

○十三日前田治脩金澤を發して參覲の途に就く。(八三三)

○廿五日前田治脩江戸に着す。(八三三)

○廿七日徳川家治使を遣はして前田治脩の參覲を勞せしむ。(八三五)

○廿八日前田治脩柳營に上りて參覲の禮を行ふ。(八三六)

八月 ○十五日前田治脩初めて徳川家基に謁す。(八三七)

○十六日前田治脩、家督相續祝儀の爲に老中を招請すべき期を延ぶ。(八三七)

○十九日前田治脩參覲後初めて重教と共に蹴鞠を行ふ。(八三七)

○廿一日前田重教能を演じ治脩をして觀覽せしむ。(八三一)

○廿二日諸士の嫁娶する者の家屋に石礫を投ずることを禁ず。(八三二)

○能登に於ける猪鹿の害を除く爲鐵炮を貸附す。(八三二)

九月 ○前田治脩流刑執行の手續に關する前例を徵す。(八三四)

十月 ○五日此日以後前田治脩病む。(八三六)

○六日前田綱紀の女榮君の二十五回忌法會を洛西嵯峨二尊院に行ふ。(八三七)

○十八日前田治脩使を御城坊主順阿彌に遣はして重教の官位昇進の件を議らしむ。(八三七)

○廿三日前田治脩の病全く癒ゆ。(八三八)

○廿八日遊行上人尊如金澤に廻來す。(八三八)

○廿九日遊行上人滯留中の費用に充てしむる爲米銀を贈與す。(八四〇)

○晦日前田宗辰の生母淨珠院、鶴姫と共に江戸淺草に行歩す。(八四〇)

○百姓の金澤に止住することを禁ぜしむ。(八四一)

○御扶持十村及び十村の金澤に逗留する者は宿主よりその滯在日數等を屆出づべきことを命ず。(八四二)

○能登奧郡に於ける百姓持山及び居屋敷垣根廻の樹木の處分に關して稟請す。(八四三)

十一月 ○九日會津侯保科容頌本鄕邸に前田治脩を訪ふ。(八四五)

○十一日御歩並山田紋左衞門役儀に關し不正の取捌を爲したるを以て減知遠塞を命ぜらる。(八四六)

○二十日前田治脩、女御入內を祝する爲金澤より使者を發す。(八四七)

○廿五日江戸に於いて改元の事ありしことを告げらる。(八四八)

十二月 ○七日金澤に於いて改元を告ぐ。(八四八)

○十八日前田治脩左近衞權中將に任ぜらる。(八四九)

○廿二日前田治脩柳營に上りて昇任を謝す。(八五一)
○廿四日前田治脩昇任の口宣受領に關する幕府の奉書を與へらる。(八五一)
○廿四日十村に屬する番代を郡奉行の支配たらしむ。(八五二)
○廿七日金澤に於いて頭分以上の士に前田治脩の昇任を告ぐ。(八五三)
○廿八日前田治脩來年頭柳營に登る際白書院にて賜謁せらるべきを告げらる。(八五四)
○廿八日去年鹿島郡石崎村の疫疾治療に從事したる醫師に藥價を給す。(八五四)

## 安永二年　癸巳　皇紀二四三三

正月

○朔日前田治脩初めて年頭の登營を行ふ。(八五五)
○十三日前田重教自ら蹴鞠の上達を悦びその記を治脩に贈る。(八五七)
○十五日前田治脩中將に昇任せしを以て使を日光に派す。(八五八)
○廿一日前田治脩昇任の口宣を受くる爲使者を金澤より發せしむ。(八五八)
○廿一日徳川家治、前田重教に鶴を贈る。(八五八)
○廿二日御扶持人十村・十村等の諸士に親昵し音物を贈るを禁ず。(八六〇)
○廿五日徳川家治、前田治脩に鶴を贈る。(八六一)
○諸士に命じて先祖由緒一類附帳を提出せしむ。(八六二)

二月

○十四日御扶持人十村・十村等に命じて村高・免附・物成・産物等を他に漏洩せざるべきを命ず。(八六二)
○十五日前田治脩二丸御殿の表支圖等建築に着手すべきことを命ず。(八六三)
○廿六日御扶持人十村・十村等の改作所以外に出頭することを禁ず。(八六四)
○廿六日改作所役人の諸郡相談所に巡回する件に關し通牒す。(八六五)
○廻國の遊行上人尊如金澤より出發す。(八六六)
○諸郡に賦附する單料代の取扱に關して通牒す。(八六六)

三月

○二日大乘寺侯前田利道。本郷邸に來りて金子の貸與を求む。(八六六)
○五日諸役所にて使用する提灯の合紋を錄して上申せしむ。(八六七)
○十一日町人にしてその女子に銀笄を用ひしめしもの追込に處せらる。(八六八)
○十三日前田重教歸國せんとする意あることを老臣に告ぐ。(八六九)
○十四日加賀の郡奉行等の具請により往還筋の植松を直接村方に拂渡すことを得しむ。(八七〇)

○十七日前田治脩家督相續祝儀の爲に閣老等の臨邸を求む。(八七一)

○廿八日横山河内守、その邸に於いて木遣狂言を行ひたるもの丶禁牢に處せられたることに關し抗議す。(八七二)

○郡方に於いて酒造を營業とせざる者の濁酒を釀造することを禁ず(八七三)

○去秋以來疫疾流行したるを以て白山・倶利伽羅・埴生八幡・氣多の諸社に祈禱を命じたることを告ぐ。(八七四)

○鹿島郡和倉溫泉の事情を上申す。(八七五)

閏三月

○二日人持組多賀逸角の從者等河北郡吉原村藤内の家に亂妨す。(八七八)

○四日前田治脩江戸より使を上りて後桃園天皇の御惱を奉伺せしむ。(八七九)

○十日能登奥郡の盜賊改方非人頭の勤務に關して令す。(八八〇)

○十五日前田治脩、重教の女頴姫を子養せんとするを以てその手續を議す。(八八二)

○廿九日幕府、前田重教が治脩の女頴姫を子養せんとの請を許す。(八八三)

四月

○四日前田治脩、重教の命により初めて鐵炮を學ぶ。(八八四)

○六日後桃園天皇の御惱快癒したるを以て前田治脩金澤より使者を上る。(八八五)

○九日前田治脩、重教の命により初めて舞を學ぶ。(八八五)

○十五日前田治脩將に歸國せんとするを以て供奉の家老を命ず。(八八七)

○十七日前田治脩、徳川家治の紅葉山參詣に供奉す。(八八七)

○石川・河北兩郡に疫疾流行す。(八九二)

○疫病の流行せる能登諸村に貸米を給す。(八九二)

五月

○朔日御扶持人十村・十村等に質素を旨とし百姓をして心服せしむべきを諭す。(八九三)

○九日昨今兩日天德院に於いて前田綱紀の五十回忌法會を執行す。(八九四)

○十八日前田治脩家督相續を祝する爲閣老等を招待饗應す。(八九五)

○廿一日前田治脩家督相續祝儀の爲重敎等を招待す。(九〇〇)

六月

○四日前田治脩、重敎の歸國に同意す。(九〇〇)

○四日前田重敎本郷邸に柳川侯立花左近將監と饗物を行ふ。(九〇〇)

○十二日前田治脩、徳川家重の十三回忌法會に増上寺に豫參す。(九〇二)

七月 ○廿七日金澤城二丸御殿修營の工事に着手す。(九〇六)

○諸色高直なるを以て江戸詰人に金子を與ふ。(九〇六)

○三日前田重教の生母實成院の十七回忌法會を金澤實成寺に執行す。(九〇七)

○六日百姓の租米を藏納する際奸手段を講ずるを禁す。(九〇七)

○十一日淺野川の水暴溢す。(九〇七)

○廿五日前田治脩就封の暇を受く。(九〇八)

○廿五日前田重教、肥後侯細川越中守を招請して蹴鞠を行ふ。(九〇八)

○廿八日前田治脩柳營に上りて就封の辭見す。(九〇九)

八月 ○朔日前田治脩江戸を發し金澤に向ふ。(九〇九)

○四日先に令したる濁酒釀造の禁を解く。(九一三)

○十三日前田治脩金澤城に着す。(九一四)

○十四日前田治脩寶圓寺及び天德院に詣づ。(九一六)

○十七日町人にして宮家・門跡・公家等の銀子を諸士に仲介貸附するものゝ事情を調査せしむ。(九一七)

○幕府の評定所より村方所持の裁許裏書繪圖等を徵したる趣旨を告ぐ。(九一七)

九月 ○六日前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹を行ふ。(九一八)

○十二日前田治脩、津田猪之助所持の鐵炮を覽る。(九一九)

○十三日嫁娶の際石を投ずるものあるを以て嚴に禁制を勵行せしむ。(九二〇)

○十五日前田治脩金澤郊外大豆田に放鷹を行ふ。(九二一)

○十六日今明日前田治脩射手の技を蓮池庭に見る。(九二二)

○十七日町人・百姓の乘馬を練習したるものを處罰す。(九二二)

○廿三日前田治脩堂形馬場に射手の弓術を觀る。(九二三)

○廿七日金澤城二丸御殿表玄關等の上棟式を行ふ。(九二三)

十月 ○四日金澤城寶檢の間に鐵炮を飾るべきことを命ず。(九二四)

○四日切支丹宗門改の件を幕府に上申す。(九二五)

○七日大聖寺侯前田利道使者を以て財政困難の事情を前田治脩に訴ふ。(九二六)

○十八日越中及び城外の各所に落書を行ふことを禁ず。(九二七)

○十九日石川郡粟ヶ崎村藤右衞門を遇するに十村並を以てすることを命ず。(九二八)

○廿三日淺加與三兵衞三十一年間直番に苦勤せるを以て賞せらる。(九二八)

十一月 ○二日前田重教の女穎姫治脩に養はるゝを以て金澤城二丸御殿に移る。(九二九)

○十日前田治脩、飯沼源太左衛門所持の鐵炮を覽る。(九二九)

○十六日飛驒の土民騷擾するを以て幕府富山侯前田利與に出兵を命ず。(九三〇)

○廿二日飛驒の土民騷擾せる報金澤に達す。(九三一)

○廿二日前田治脩、富山藩の人數飛驒に出張の際助勢すべき準備を命ず。(九三二)

○廿二日斃牛馬ある時は河北郡淺野の革多に報ずべきことを命ず。(九三三)

○廿三日使者を金澤より發して飛驒の騷擾を鎭定する爲出兵せんとする富山藩に警戒を嚴にすべきを告ぐ。(九三三)

○廿四日飛驒騷擾の爲馬廻組等に出發の準備を命ず。(九三五)

○廿五日富山に發遣せられたる遠藤兩左衛門より飛驒の騷擾鎭定したることを報ず。(九三六)

○廿五日德川家治、前田重教に鶴を贈る。(九三七)

○廿六日飛驒の騷動鎭靜せるを以て加賀藩の助勢準備を中止せしむ。(九三八)

○廿八日前田治脩、藩の軍制整備に就いて調査せしむ。(九三八)

十二月 ○九日先に富士大石寺派の歸依して處罰せられたもの赦免せらる。(九三九)

○十一日富山侯前田利與の出兵延期を命ぜられたる報金澤に達す。(九四一)

○廿五日公事場牢人及び非人小屋收容者の治療に當る醫師の手當を明年より改むべきことを定む。(九四二)

## 安永三年　甲午　皇紀二四三四

正月 ○三日前田治脩金澤城に於いて年頭の祝賀を受く。(九四三)

○七日飛驒に於いて强訴せる土民等領内に入るの虞あるを以て警戒せしむ。(九四五)

○十七日吉田茂平縮所に拘置したる忰長藏を脱走せしめたるを以て自分指扣を行ふ。(九四六)

○廿一日前田治脩能登に於ける猪鹿を驅逐する爲火藥を支給せしむ。(九四六)

○廿七日幕府本年の收納壹萬石に付き籾千俵の圍穀を諸侯に命ず。(九四七)

二月 ○朔日前田治脩蓮池庭に於いて水禽を狩獵す。(九四八)

○二日二朱判の通用を圓滑にすべき幕令を傳ふ。(九五〇)

○八日羽咋郡花見月村の百姓二十人罪を犯せるを以て處罰せらる。(九五一)

○晦日大組足輕に石川郡宇津木濱に於いて鐵炮の町

打せしむべきことを議す。(九五一)

○河北郡に疫疾流行す。(九五二)

三月 ○十三日前田治脩慰能を催す。(九五三)

○十八日養子緣組に持參金を受くるを禁ずるの幕令を傳ふ。(九五五)

○廿八日金澤野町の火災に使番木梨助三郎落馬す。(九五五)

四月 ○三日年寄前田土佐守卒す。(九五六)

○六日前田治脩公事場奉行が罪狀を上申する書類の形式に關して諭す。(九五八)

○十八日前田治脩慰能を催す。(九五九)

○廿三日 前田治脩初めて鐵炮を用ひて鳥を獵す。(九五九)

○每日火災の際御使番石黑宇兵衞、定火消中川八郎右衞門の家來に通行を妨げらる。(九六〇)

五月 ○十一日 前田治脩二丸御殿に新築せる表玄關を見る。(九六三)

○十三日前田治脩石川郡宮腰に行歩す。(九六四)

○十六日二丸御殿表玄關等の普請成就せるを以て大小將をして勤番せしむ。(九六四)

○廿一日今秋參覲の道中に宿拵大小將を止め宿割大小將をして兼務せしむ。(九六七)

○廿三日前田治脩放鷹の途次石川郡粟ヶ崎の旅屋に臨む。(九六七)

○廿四日前田土佐守先に卒せしを以てその遺書により相續を議す。(九六八)

○廿九日前田治脩大聖寺藩の財政整理の爲神保舍人に出張を命ず。(九七〇)

○廿九日異風組の士をして石川郡打木濱に町打を行はしむ。(九七一)

○郡方に於いて盜難に罹れる者に事實を隱蔽するなかるべきを命ず。(九七二)

六月 朔日蓮池庭に於ける瀑布・亭榭等成る。(九七三)

○十三日金澤村木町に火災あり。(九七四)

○十三日前田治脩參覲の際供奉する諸士の員數を減少すべきことを命ず。(九七五)

○十三日前田治脩所用の謠本成る。(九七七)

○十八日領內の河川暴溢す。(九七七)

七月 ○朔日前田治脩初めて蓮池庭中島の茶屋に飾付を行はしむ。(九七八)

○五日前田治脩野田山の祖廟に參詣す。(九八〇)

○十一日 前田治脩金澤を發して 參覲の 途に就く。(九八〇)

○十九日諸士の男子を生みたる時屆出を遲延することなかるべきを命ず。(九八三)

○廿三日前田治脩江戶に着す。(九八四)

○廿七日徳川家治使を遣はして前田治脩の參覲を勞す。(九八五)
○廿八日前田治脩登營して參覲の禮を行ふ。(九八八)

八月 ○朔日前田治脩、江戸留守詰大小將の士の精勤を賞す。(九九〇)
○十三日郡方御用の爲役人の出張する際道案内等を要せざることを告ぐ。(九九〇)

九月 ○廿一日定番頭戸田與一郎人持組に列せらる。(九九一)
○頭振の類燒に罹れる者に支給する松材に關して令す。(九九二)
○羽咋郡生神村の肝煎久右衞門の篤行を賞す。(九九三)

十月 ○九日前田治脩明年より四月を以て參覲交替の期を爲さんことを請ひて許さる。(一〇〇一)
○十四日前田治脩增上寺に參詣す。(一〇〇一)
○廿一日金澤に於いて自今前田治脩の參覲の期を四月に定められたることを告ぐ。(一〇〇三)

十一月 ○二日年寄以下の諸役所を當分長九郎左衞門の邸に移す。(一〇〇三)
○二日浪人・物貰の合力及び止宿に關する幕令を受く。(一〇〇四)
○江戸より歸國の際諸士の雇備する人夫賃に關して令す。(一〇〇五)

十二月 ○四日年寄中以下の諸役所を金澤城二丸殿內に移す。(一〇〇六)
○五日諸士の宮方・門跡方及び堂上方より借銀せるものゝ返濟方法に關し令す。(一〇〇六)
○十一日徳川家治、前田重教に鶴を贈る。(一〇〇八)
○十六日郡方の變死人檢使出張の際、十村の脇刺を脫すべからざることを告ぐ。(一〇一一)
○十八日幕府加賀藩に諸大夫一人を敍爵せしむることを許す。(一〇一四)
○廿一日徳川家治、前田治脩に鶴を贈る。(一〇一四)
○堀彌三左衞門逼塞中不謹愼を以て閉門を命ぜらる。(一〇一五)

就業

侯爵前田家囑託 日置謙

不許複製

昭和十年九月廿五日印刷
昭和十年十月一日發行 （非賣品）

著作者 侯爵前田家編輯部
東京市目黒區駒場町八百六十一番地

發行者 石黒文吉
東京市淀橋區東大久保町二丁目三百十七番地

印刷者 高橋覺吉
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二

印刷所 明治印刷株式會社
石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二



